

史料館所蔵史料目録 第78集

信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録

平成16年 3月

史 料 館

史料館所蔵史料目録 第78集

信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録

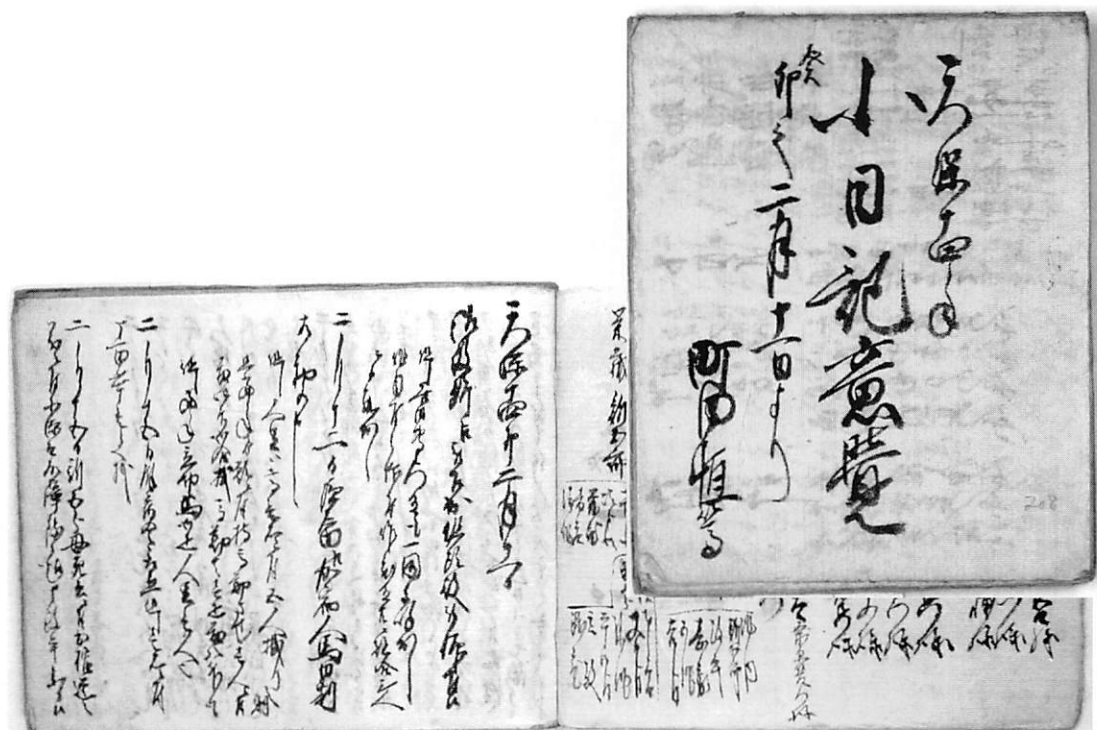


写真1. 町田右衛門恒篤の日記の1つ、表紙と本文(部分) (315, 239頁)

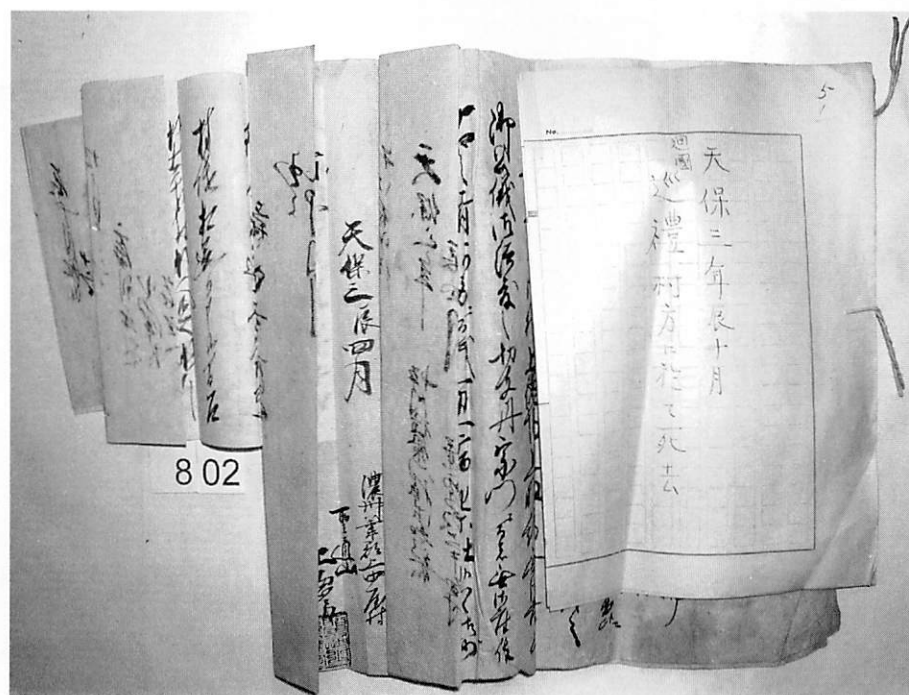


写真2. 紙縫りで一括され表紙(史料解題とも)を付された「編集史料」(802, 296頁, 332頁)

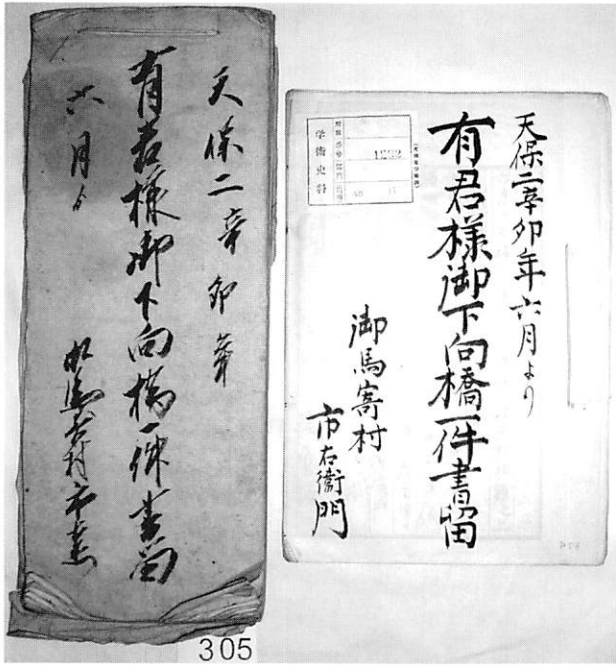


写真3. 原本と「膳写史料」(305, 236頁; 1292, 322頁)

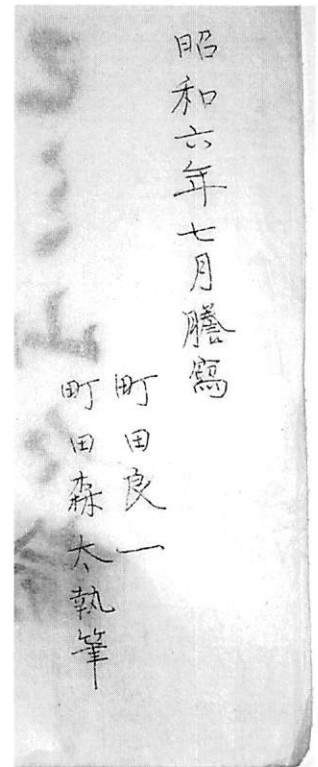


写真6. 「膳写史料」作成記載 (見返し・部分) (1223, 320頁)

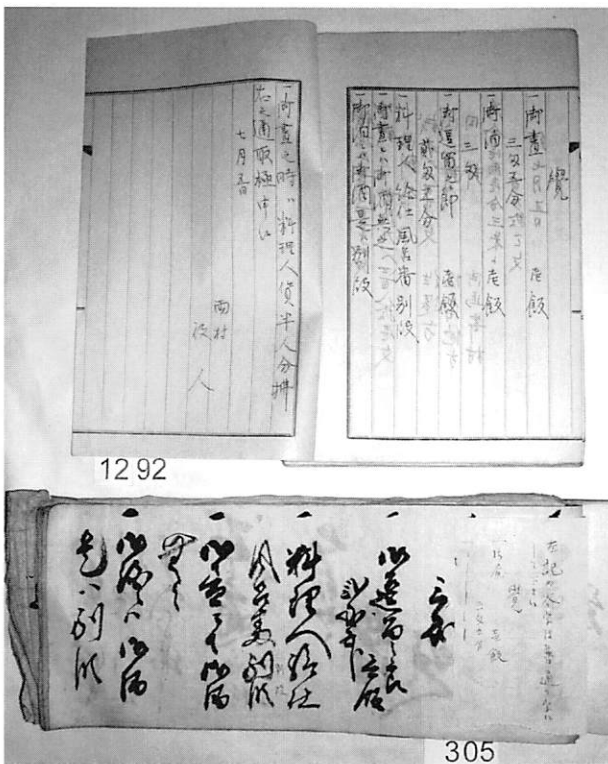


写真4. 各本文記載と原本に挿まれた指示書 (写真3に同)

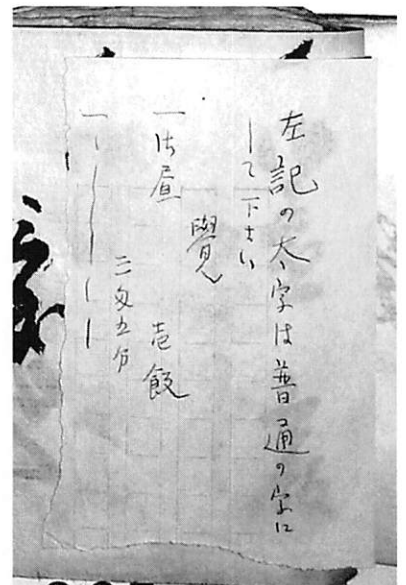


写真5. 指示書部分の拡大 (写真3に同)

凡例

1. この目録は、『史料館所蔵史料目録』第78集として、「信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書」について収録したものである。この収録対象の全体を、その特質から「資料」と表現する。
2. 本集収録の資料の編成にあたり、「国際標準：記録史料記述の一般原則」ISAD(G), *General International Standard Archival Description* の考え方を参考にした。すなわち、資料の発生・利用・保存といった資料管理の主体となる組織体・個人・家などの構造や機能にもとづいて資料の構成を把握することにつとめた。その上で、目録という検索手段へ表現する記述には、ISAD(G)にいうフォンド *fonds*, サブ・フォンド *subfonds*, シリーズ *series*, サブ・シリーズ *subseries*…といった記述レベルに類する階層を設けた。それらの階層の各記述の下へ資料の物的な1点（ないし1件）——アイテム *item* に相当——の記述を配列した。ただし本集の記述では、必ずしも組織体などの構造や機能にもとづいた階層的な構成として表現されていない。
3. 本集の記述は、前掲ISAD(G)にならない、資料の群・小群・物的1点の各階層にそくして、それぞれの範囲内で必要と考えられる内容を説明するものとした。その際には、前掲ISAD(G)の記述要素やEAD, *Encoded Archival Description*（符号化記録史料記述——アーカイブズの電子的検索手段の事実上の国際規格）の情報要素にならった記述事項をもちいた。なお、物的1点の記述事項としては、(1)資料番号、(2)標題、(3)年代、(4)作成者および授受関係、(5)形態、(6)数量、(7)備考、を設け、これらに含まれない前述ISAD(G)・EADの要素は、(1)~(7)のいずれかの事項のなかで適宜あらわすものとした。
4. 表記一般および前掲物的1点の記述事項の記載にあたっては、次のとおりとした。

(表記一般)

 - 用字は、原則として常用漢字を用いた。
 - 数字は、資料にあらわれるそのままの記載（原記載）を表示する場合や原記載を尊重したほうがよい場合をのぞき、原則としてアラビア数字を用いた。
 - 語や文の区切り記号として、「」（空白）・「:」（コロン）・「;」（セミコロン）・「,」（読点、カンマ）・「.」（句点、ピリオド）を適宜使用し、いまあげた空白・コロン…句点の順に区切りの程度が強くなるものとした。なお、「・」（中黒）は、ほんらい並列に用いるが、必ずしもすべての並列記載に用いていない。
 - 各記載において、注記的な語句は「（ ）」（丸括弧）で括って表示した。
 - 資料の原記載の引用に際しては、「「」」（鍵括弧）で括って表示した。
 - 資料からの引用などで一部を省略する場合、「…」（省略）を用い、とくに前後の関係や脈絡を明示する必要があるば「（前略）」「（中略）」といった語を「…」で括って表示した。
 - 欠損などにより原記載が判読できない場合、「[]」（角括弧）で、推定される欠損字数分または適当な字数の空白を括り、字数のみ判明した場合、「□」（白抜四角）で字数分を表示した。また、欠損部分の文字が推定できる場合、その文字を角括弧で括って表示した（たとえば「[作恐] 御訴訟 [] 候御事」のように）。また、抹消により原記載が判読できない場合で字数の

[2] 凡例

み判明した場合、「■」（黒四角）で字数分を表示したものがある。

○本集の資料に関係する人名の敬称は、原則として省略した。

(1)資料番号

○過去の「整理」において、すでに「仮番号」が付されている場合は、それを尊重した。とくに、当館では本資料に対し、「仮整理」をおこない「カード目録」によって公開してきたため、その仮番号をそのまま用いた。ただ、同仮番号内に複数の資料が一括されている場合、次項にあげるような措置をとった。

○紐・紙縫り・包紙・封筒・袋など（一括材）で一括された資料小群については、原則として、小群内の各資料に対し「-」（ハイフン）で番号をつないでいく枝番号を用い、各資料の物的単位を設定した。

○資料の一括材のうち、本来の一括状態を示す可能性があるものや、物的現状と編成上の構造とが一致しない可能性があるものについては、単独の資料として番号を付与したものがある。

○綴りのように、物的に1点の資料としての外形を持ちながら形態や内容から独立した資料を内包していると判断でき、その詳細を示す場合、原則として、内包された各資料へ「()」で括った括弧番号を与え、各資料の物的単位を設定した。括弧番号を与えた資料が、さらに独立した資料を内包する場合は、「(4-1)」「(4-2)」のように括弧のなかで枝番号を用いた。

○物的に1点の資料に対して付属的な資料が存在しそれを示す場合、(2)以下の各事項内へ、「(附)」のように記した後、または当該の資料が複数あれば状態・階層を反映する番号を付与し「(附1)」「(附2-1)」「(附2-2)」のように記した後、適宜記述した。その記述は、付属元の資料の記述があれば、または付属的な資料が複数あれば、記述ごとに「;」で区切るものとした。とくに付属的な資料の物的状態を示す必要がある場合、たとえば「n~m 丁目間に××1冊(附)。」「n 丁目内に××3通(附2~4)。」のように、(7)備考へ記した。なお、付属的な資料と付属元の資料との一体性が確保されている場合や、たとえば付属的な資料が多数存在しその一体性の確保への注意を明らかに認識できると判断できる場合、とくに「(附)」等として記述しなかった。

(2)標題

○標題は、資料にあらわれるそのままの標題（原標題）を採用した。標題のない場合、内容から推定した標題は、「[]」で括り、さらに内容を補記する場合、「()」のなかに記した。また、標題がない場合で標題として内容から推定した標題を与えられなかった場合、内容だけを「()」のなかに記した。

○資料の形態が簿冊型（冊子型資料）の場合、その表紙に表示された字句すべてを採用し、裏表紙・扉・小口などの表示は表紙の表示を補足または代替する場合に加えた。表紙以外の表示から補った場合、必要に応じてその典拠を「()」のなかに記すか、(7)備考へ「標題は地小口より。」のように記した。

○表紙の情報は、各時代の資料の慣例的な読み方の順序に倣って記した。なお、表紙に押印された作成者等の印影は、当該人名の直後に「(印)」「[印]」と表示し、必要に応じて(7)備考へ「表紙押印「××役所之印」。」のように印文を記した。

○資料の形態が書付型（書付型資料）の場合、柱書のある場合はそれを採用し、内容を補足する必要がある場合には「（ ）」内に補記した。柱書のない場合または柱書があっても必要と判断した場合には「[]」内に適切な名称を付与し、さらに内容を補足する必要がある場合には「（ ）」内に補記した。

○一部の資料については、原記載に「（ ）」が使用されていることや資料の性格を考慮し、標題を「「 」」のなかに記した。

(3)年代

○年代は、資料上の記載を尊重するが、数字のみ算用数字（アラビア数字）に統一して表記した。

○干支は、記載があれば採録することに努めた。ただし、冊子型資料の表紙の年代記載が当該資料の年代を特定する場合で年代も含め標題が採録され本項目へもそのまま記すと重複する場合、干支の記載を省略した。

○年代に範囲がある場合、上限と下限を「～」ではさんで記した。また、複数の年代が存在する場合、下限の枠へ「・」を用いて列挙した。

○資料内容から推定した場合、「（ ）」で括って記した。必要に応じて、根拠を「年代は××より。」のように(7)備考へ記した。

○作成年代と書写年代のような複数の年代がある場合、書写年代は(7)備考へ記載し、原記載そのままの引用につとめた。また、作成年代が不明で書写年代のみが明示されている場合、書写年代を採用し、「(写)」のように説明を加えた。

(4)作成者および授受関係

○作成者名・差出名や宛先名（作成者名等）は、資料上の記載通りとし、敬称もそのままとした。ただし、冊子型資料の表紙の作成者名等の記載のみが当該資料の作成者名等を特定する場合で作成者名等も含め標題が採録され本項目へもそのまま記すと重複する場合、その記載を省略した。

○花押や押印、爪印等については、それぞれ「(花押)」「(印)」「(爪印)」のように書証状況を括弧で括って記した。押印の形状は、「(印)」（丸い形の印）、「[印]」（四角い形の印）のように括る括弧を区別して表わすことにつとめた。また、押印の印文は、必要に応じて「押印印文「中山道御馬寄和泉屋。」のように(7)備考へ記した。なお、印文中その他にあらわれる店章については、必要に応じて「〈 〉」（山括弧）のなかに「〈□に丁〉」「〈ヤマに〇〉」のように記したが、固有名詞としての本来の読み方や慣行的な読み方を反映したものではなく、その形状を描写し記しただけである。

○写や案文等において印の有無が記されている場合（書印の場合）は、記載通り「×右衛門印」「×兵衛〇」「×太郎□」のように記した。ただし、書印で丸のなかに「印」と記したり、四角の線を書いたそのなかに「印」と記したりするような場合、それぞれ「(書印)」、「[書印]」と括る括弧を区別して印形を表わすことにつとめた。

○作成者名等が、押印や店章のみである場合、押印の記載に続けて、「（ ）」内に推定される作成者名等を記すか、「[]」内に印文や店章の描写記載（印文等）を記し(7)備考の印文等の記載を省くかして、記載を補った。

[4] 凡例

○人数が多いため省略する場合、「[]」内に「ほか…」のように記した。その省略記載のなかで押印の有無を区別する場合、適宜「…名連印」「…名」「…名無加印」のように記した。

○一部の記載については、便宜上「…」により省略して示したことがある。

(5)形態

○形態は、本集目録編集のための基礎的な調査の際に把握した資料の状態を簡略に示すものとした。なお、一括された資料小群の一部には、今後の資料保存・利用上、調査時当初の状態から改変を迫られる可能性のあるものが含まれるため、それらについては本目録の記載と一致しないこともある。

○形態のうち判形(大きさ)は、次のように略記した。

——冊子型資料では、**堅半**(半紙堅折判)、**堅美**(美濃堅折判)、**堅美大**(美濃大判堅折判)、**横長半**(半紙横折判)、**横長美**(美濃横折判)、**横半半**(半紙半裁横折判)、**横美半**(美濃半裁横折判)、**小帳**(小型本)など。

——書付型資料では、**堅紙**、**堅折紙**、**堅切紙**、**堅継紙**、**横切紙**、**横切継紙**、**小切紙**、**小折紙**など。

このほか料紙の方向と切断の回数により、**堅・横**の別に「**〜ツ切**」と入れて示したものがある。

なお、**美濃判**の場合にのみ**堅美**、**堅美折紙**、**堅美継紙**、**横美折紙**…のように**堅・横**の別の直後に「**美**」と入れることで示したものがある。

○前記の略記以外で形態が特殊な場合は、必要に応じて法量(縦×横)をcm単位で形態の欄に記した。

○**仮綴**、**袋入**、**封筒入**などの形態上の特徴は、「()」を付して適宜書き加えた。

○主として冊子型資料について、形態のうち装丁(とくに綴じ)は判形の略記に続けて「()」のなかに示した。なお、綴じ方の種類は、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』(吉川弘文館、1986年)pp.250-251の列帖装の場合の綴じ方に基本的にならった(たとえば書誌学にいう「**包背装**」は「**かぶせ綴**」とする)。ただし、綴葉装の場合や特殊な綴じ方については注記して補うものとするが、いくつか事例についてはそれぞれ次に示す略記を用いた。

——綴または仮綴と思われ「**ひねり綴**」に同じく一つの綴じ穴(目)に紙縫りを通すが結び目のあるもの→「**一ツ目結び綴**」(綴じの「**じ**」を送る)。

——ふつうの**二ツ綴**あるいは**四ツ目綴**のように必要な数だけ綴じ穴(目)を空けたところへ表紙側と裏表紙側の交互に紙縫りや綴じ紐を通してあるもの→「**〜ツ目縫い綴**」(「**〜**」の部分には綴じ穴の数を記す)。

なお、列帖装であっても綴葉装であっても二つの綴じ穴へ紙縫り等を通し結び綴じにする場合は、その綴じの一組の数にそくして「**〜ツ綴**」(「**〜**」の部分に綴じ一組の数を記す)とし、綴じ穴に綴じ紐や紙縫りをいわゆる典籍の装丁のように密に張り巡らす場合は、綴じ穴の数にそくして「**〜ツ目綴**」(「**〜**」の部分には綴じ穴の数を記す)等とあらわすものとした。

(6)数量

○数量の単位には、原則として次のような助数詞を用いた。

——冊子型資料では「**冊**」、書付型資料では「**通**」、絵図・地図などの資料では「**舗**」、はがき

では「葉」など。

なお、適切な助数詞の使用を判断できない場合、「枚」「点」などを用いたものがある。

○「1通」のように、1つの単位として把握した資料が、複数の媒体（用紙、便箋等）で構成されている場合、数量の記載に続けて「（ ）」のなかに「3枚」のように数量の詳細を必要に応じて示した。

○付属的な資料の数量は、付属元の資料の数量に続けて「（ ）」のなかに、必要に応じて示した。

○一括された資料小群全体の記載や、綴りのように複数の資料を内包する資料全体の記載で、その内容詳細の記載で数量を示した場合、全体の数量は、実数として含めないように区別するため、「[]」で括って示した。内容詳細を示していない場合は、この限りではない。

(7)備考

○基本的に公開利用上、資料理解の助けとなる情報や、制約条件となる情報を示した。

○史料の物的または内容的な構成を示す情報を補うことがある。

5. 本集の前掲物的1点の記述には、編成上および表現上、重複して出現（重出）するものがある。その場合、当該の記述のうち資料番号の後ろに「※」を付し、必要に応じて重出先を示した。

6. 本集は、そもそも資料の特質に由来する資料理解の難解さ・複雑さがある上、責任担当者の能力不足と紙幅の都合により、不十分な内容となっている。資料の研究が進展し本集に改版が必要となったとき、本集の内容は前出 EAD に準拠した電子データ（拡張マークアップ言語 XML によるテキストデータ）において漸次改善され管理・公開（出版を含む）される。

【謝辞】

本集の編集にあたっては、多くの方々の協力を得た。とくに町田静夫氏・町田美奈子氏には、町田家について丁寧・詳細にご教示いただき、在宅分の資料調査に応じていただいた上、現地の関係各所の案内までしていただいた。また浅科村五郎兵衛記念館および同館の斎藤洋一氏、大塚清人氏、東京大学経済学部図書館文書室および同室の冨善一敏氏、徳川林政史研究所、法政大学図書館、の各機関・各氏には、関係諸資料の調査に種々ご協力いただき多数ご教示いただいた。諸氏・諸機関に深く感謝申し上げる次第である。記述の基礎データの採取とパーソナル・コンピュータへの入力には、戸森麻衣子氏（史料館リサーチ・アシスタント）と小酒井大悟氏（一橋大学大学院生）の労によった。関係各所の調査では、戸森氏と大神田久美子氏（慶應義塾大学大学院生）に助力いただいた。ここに記して謝意を表す。なお本集は、平成14～15年度科学研究費補助金・若手研究(B)「近世百姓の訴願届同書類の作成管理と文面操作に関する基礎的研究」（研究代表者：五島敏芳，課題番号：14710242）の研究成果の一部でもある。

(6) (概要)

(概要)

資料名称： 信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書.

資料名称ヨミ： シナノノクニ サクグン ミマヨセムラ マチダケモンジョ.

資料記号： 30H (コード：1955008) .

出所・作成： 御馬寄村町田家ほか.

要約： 村役人等を勤めたことで伝存した御馬寄村の記録を含む町田家の家や経営の記録と、それに関わる町田家の当主たちが収集した資料とくに町田良一氏が社会経済史研究のために収集した「史料」.

年代： 寛文8年(1668)～昭和16年(1941) .
または永禄7年(1564)～昭和10年(1935) [内容年代範囲] .

物的状態： (書架延長) 8.46m. (数量) 5607件 [記述単位件数またはレコード数] .

収蔵： 国文学研究資料館史料館

連絡先情報： (郵便番号) 142-8585 東京都品川区豊町1丁目16番10号
(電話番号) (03)3785-7131(代) (ファクシミリ番号) (03)3785-4456

(記述担当者：第一史料室・五島敏芳)

総目次

写真
凡例
総目次

信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録

本文細目次	8
解題	15
(目録本文)	
1.町田家	25
2.御馬寄村	206
3.中津村	311
4.謄写・筆写史料	314
5.編集史料	329
6.収集史料	336
7.不明	411

図表等一覧

図		表	
図1. 御馬寄村の周辺地図	13	表1. 町田家関係者持高	26
図2. 町田家文書の形成と構成(概容)	22	表2. 御馬寄村概略	209
図3. 御馬寄村と町田家関係地の概略	23	表3. 御馬寄村の人口変遷(抄)	210
図4. 町田家略系図	29	表4. 慶応3年(1867)御馬寄村本古新田畑分持高分布	210
図5. 町田家文書内の収集史料の分布概略	342	表5. 御馬寄村村役人変遷一覧(抄)	211
写真		表6. 御馬寄村公職一覧(抄)	214
写真1~6	口絵	表7. 中津村歴代村長	311
写真7	19	表8. 町田良一公表作品目録	317

本文細目次

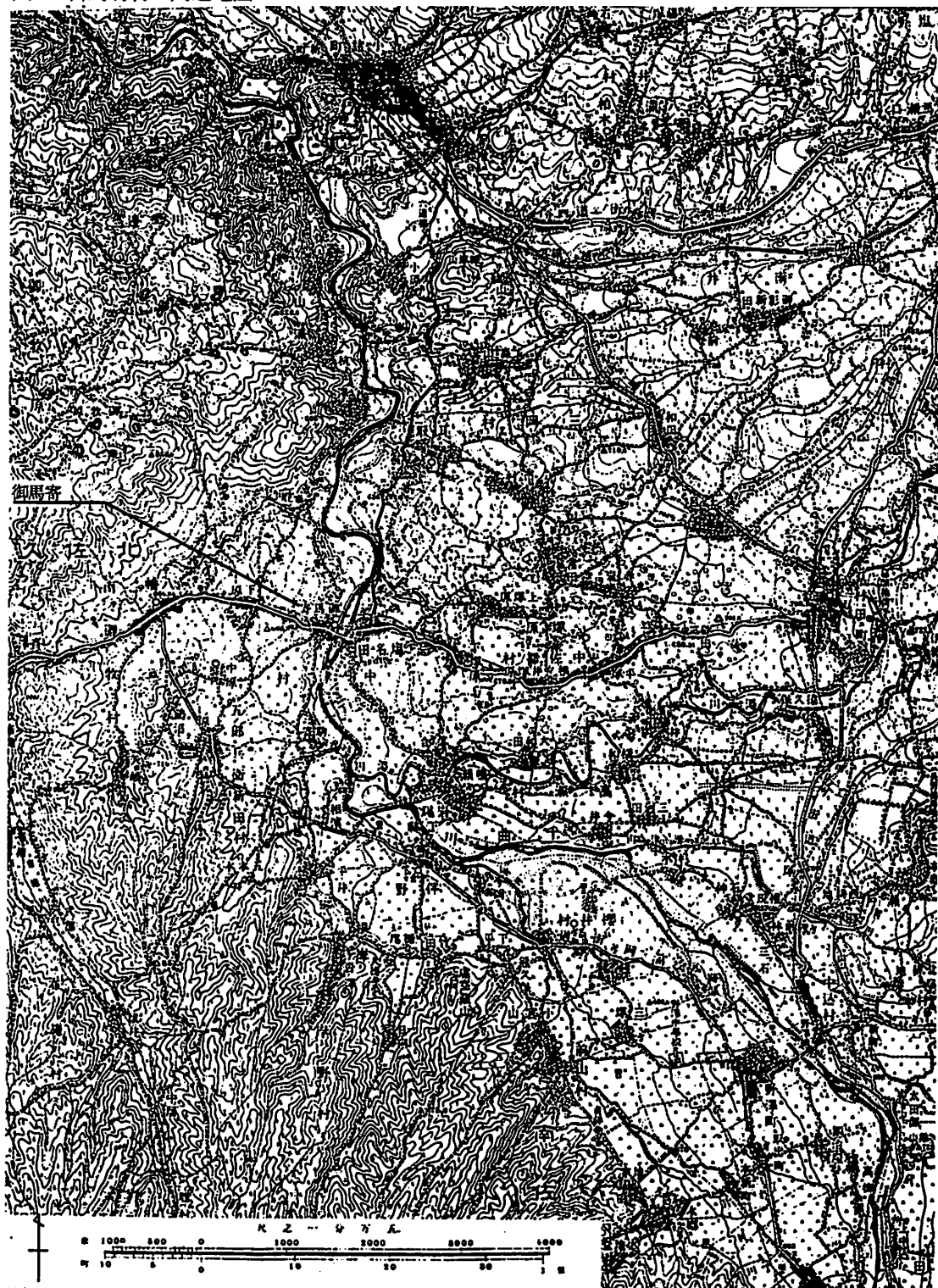
1.町田家	25	3.証人	159
1.親族・交際	33	4.貸金	159
1.由緒・先祖ほか	33	5.貸初・貸米ほか	163
2.相続	33	6.関係者間ほか	164
3.慶弔諸事	35	7.古平忠藏佐藤鍋次差引	165
4.生活諸事	38	8.協入貯蓄銀行	170
5.日記・雑記	45	9.東信貯金銀行	171
6.書状類	46	10.一般	172
2.家計	58	6.諸請取・書付類	175
1.諸品通	58	1.全体	175
2.一般	59	2.町田家差出	183
3.家普請	67	7.講・無尽	183
3.諸願伺届書類	70	1.伊勢講・甲子講	184
1.一般	70	2.大日講	186
2.銃獵願	70	3.二十六人講無尽	186
4.経営	71	4.御家作御無尽	187
1.全体	72	5.役元無尽・郷無尽	187
2.金銭勘定	75	6.溜講無尽	188
3.年貢・租税ほか	77	7.御馬寄学校資本無尽	188
4.土地	79	8.諸無尽	188
5.米穀商売ほか	93	8.御用金・寄付	191
6.人参	95	9.一件	193
7.製米	99	1.盗難	193
8.水車	131	2.糠尾村玄昌無尽滞	194
9.醸造	131	3.居宅焼失	194
10.雇人	133	4.壳渡田地季明受戻	195
11.町田栄吉	134	5.米代金請求事件	196
5.貸借	136	6.渋澤作太郎関係訴訟	198
1.借金	136	7.町田森太・塩川銀行一件	203
2.借初・借米ほか	158	8.町田不二太土地壳渡一件	203

9. 諸事件	205	1. 地租諸税	253
2. 御馬寄村	206	2. 戸籍事務	253
1. 戸籍区前	215	3. 地券	256
1. 領主	215	4. 地租改正	257
2. 土地	222	5. 村吏	265
3. 年貢諸役	223	6. 村費ほか	265
4. 川・堤・池普請	225	5. 戸長ほか公職	265
5. 往還道橋	227	1. 戸長	266
6. 戸口	237	2. 御馬寄村村会・連合町村会議員	267
7. 村役人	238	3. 学務委員	268
2. 組頭・百姓代・作場目付	238	4. 所得税調査委員	268
1. 役用日記・意覚日記・一件書留	239	5. 村会助役	269
2. 村差出帳・諸書上	239	6. 農産物共進会事務委員	269
3. 御触・取締等	240	6. 十二新田割元	269
4. 年貢諸役	240	1. 普請	269
5. 損耗/書上	240	2. 夫錢割合ほか	273
6. 池普請/	241	3. 高辻改・反別取調	273
7. 国役御普請	244	4. 御初穂献上	274
8. 宗門送・人別送	244	5. 引方取極	274
9. 退役	245	6. 御見分	274
10. 一般	245	7. 車屋地代	274
3. 戸籍区以後	245	8. 小書付ほか	274
1. 地租諸税	246	7. 寺社	278
2. 戸籍事務	246	1. 全体	279
3. 徴兵下調	247	2. 大圓寺	279
4. 土地	247	3. 勝手神社	283
5. 地租改正	248	4. 諸社建立・再建	283
6. 諸事変	250	5. 諸寄進・奉加	283
7. 学校	250	6. 村社祭典費共有金	284
8. 印影・書類事務	250	8. 村一般	285
9. 諸帳簿管理	250	1. 全体	285
10. 諸修繕	251	2. 旧記	286
11. 往還道橋	251	3. 村入用・村費	286
12. 村吏	252	4. 郷持田畑	286
13. 村誌	252	5. 救恤	286
4. 副戸長・村用掛	252	6. 舟入用	288

7. 諸無尽	288	1. 町田良一筆写原本	318
8. 獵師鉄砲	288	1. 影写・半紙	318
9. 一件	289	2. 謄写・半紙	318
1. 諸件	289	3. 謄写・ノーブル製原稿用紙	318
2. 落合村論所	291	4. 謄写・サンケー製原稿用紙	318
3. 裏道へ切出入	293	5. 謄写・伊東屋製原稿用紙	318
4. 新開用水出入	293	6. 謄写・文房堂製原稿用紙	319
5. 利左衛門欠落	294	7. 謄写・大東京文具商チエーン特製原稿用紙	319
6. 林右衛門欠落	294	2. 町田良一・森太謄写史料	319
7. 前山沓沢両村野火	295	1. 一紙複製	319
8. 六右衛門持地取纏	295	2. 編綴完成本	320
9. 巡礼死去	296	3. 謄写史料複製	324
10. 啓助女出入	296	3. 町田良一収集筆写・謄写史料	327
11. 酒狂失言	297	1. 筆写史料	327
12. 墓道取纏	297	2. 謄写史料複製	328
13. 七郎右衛門・七左衛門兄弟出入	297	5. 編集史料	329
14. 市川こん病死亡跡	298	1. 町田家/1. 親族・交際/	329
15. 無宿召捕	300	1. 町田家/4. 経営/	330
16. 甚助殺害	300	1. 町田家/7. 講・無尽/	330
17. 勿錢溜金勘定出入	301	1. 町田家/9. 一件/	330
18. 彦太郎脇差抱欠込	302	2. 御馬寄村/1. 戸籍区前/1. 領主/	330
19. 店借女房死去	302	2. 御馬寄村/1. 戸籍区前/2. 土地/	331
20. 市平入牢	302	2. 御馬寄村/1. 戸籍区前/4. 川・堤・池普請/	331
21. 下原へ掛り合・道祖神狼藉	302	2. 御馬寄村/1. 戸籍区前/5. 往還道橋/	331
22. 久左衛門分散	303	2. 御馬寄村/2. 戸籍区以後/11. 往還道橋/	331
23. 村方混雑間違申立	303	2. 御馬寄村/6. 十二新田割元/	331
24. 彦太郎借用	303	2. 御馬寄村/7. 寺社/	332
25. 盜賊	304	2. 御馬寄村/8. 村一般/	332
26. 善九郎一件	304	2. 御馬寄村/9. 一件/	332
27. 八幡村蓬田村道	304	3. 奉公人請状	333
10. 諸請取・書付類	304	4. 田畑等売渡証文	333
11. 書状類	306	5. 質地証文ほか	333
3. 中津村	311	6. 借金証文	333
1. 村会議員	312	7. 諸書付綴	335
2. 一般	313	8. 諸書付貼継	335
4. 謄写・筆写史料	314	9. 諸文書一括	335

6. 収集史料	336	4. 小県郡飯沼村	358
1. 岩城国	343	5. 小県郡井子村	359
1. 標葉郡津島村(カ)	343	6. 佐久郡八郡村	359
2. 上野国	343	7. 佐久郡入布施村梅溪院	364
1. 全体 (または不明)	343	8. 佐久郡上畑村	364
2. 勢多郡上神梅村	343	9. 佐久郡南相木村	364
3. 勢多郡鶴ヶ谷村	347	10. 佐久郡北沢村	368
4. 甘楽郡漆萱村	347	11. 佐久郡大日向村	368
5. 新田郡脇屋村正法寺	348	12. 佐久郡追分宿	368
3. 下総国	348	13. 佐久郡小海村	373
佐倉	348	14. 佐久郡内山村	374
4. 武蔵国	348	15. 佐久郡上桜井村	374
1. 江戸	348	16. 佐久郡野沢村	374
2. 多摩郡府中宿	348	17. 佐久郡小諸 (荒町)	374
3. 多摩郡下恩方村	348	18. 佐久郡小諸 (本町)	375
4. 入間郡下寺山村	349	19. 佐久郡小諸 (与良町カ)	378
5. 相模国	349	20. 佐久郡小諸桑原家 (扇屋)	378
鎌倉郡大船村	349	21. 佐久郡山浦村	405
6. 甲斐国	349	22. 佐久郡上海瀬村	405
1. 全体 (または不明)	349	23. 佐久郡大沢村	405
2. 山梨郡西高橋村	350	24. 佐久郡田ノ口村	405
3. 山梨郡川田村	354	25. 佐久郡沓沢村大徳寺	406
4. 山梨郡鎮目村	354	26. 佐久郡平塚村	407
5. 八代郡市川大門村	354	27. 筑摩郡金井村	408
6. 巨摩郡西嶋村	354	28. 伊那郡中原新田村	408
7. 信濃国	355	8. 諸原本	408
1. 小諸牧野家	355	9. 写本等	409
2. 岩村田藩 (または藩領村々)	356	7. 不明	411
3. 小県郡本海野村	358		

図1. 御馬寄村の周辺地図



注) 五万分一地形図長野十一号「小諸」(大日本帝国陸地測量部, 大正4年〔1915〕)の部分をもとに加工.

信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録 解題

(フォンドまたはコレクション記述)

収 蔵： 国文学研究資料館史料館（以下、本文記載では「史料館」と略す）。

出所・作成： 町田家（信濃国佐久郡御馬寄村〔みまよせむら〕，現・長野県北佐久郡浅科村；東京都中央区蛸殻町）。ほか目次の6.収集史料に示す，おもに福島から長野までの範囲で資料のもともとの起源と推測できる各所。

資料記号： 30H（コード：1955008）。

資料名称： 信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書。

年 代： 寛文8年（1668）～昭和16年（1941）。

または永禄7年（1564）～昭和10年（1935）〔内容年代範囲〕。

物的状態：（書架延長）8.46m。（数量）5607件〔記述単位件数〕。

（形態の特徴）

御馬寄村内外各所の記録・文書類について原本だけでなく多く謄写によっても収集しており，その謄写本が多く含まれる。記録・文書類の原本については，本（冊子）のように表紙等を付し，冊子型資料では複数冊を合綴する場合や，書付型資料では冊子に近い形や綴じ部分を芯として大まかに巻き上げるような綴りの形へ編綴している場合がある。謄写本作成のため一部にマスキングや朱筆による指示書込み等も見られる。

編綴等による一括内の記録・文書類の一つひとつは個別の原本としての意味を持つが，編綴等による一括の状態も本資料においては有意の単位といえる。そのため，本資料全体や資料小群の集成的な記述において，従来のような点数をもって数量を示すことができず，本集で把握した記述単位の件数（または同記述データを収録しているデータベースのレコード数）によって数量を示すものとした。

出所の履歴：

本資料の形成主体となった町田家は，江戸時代には信濃国佐久郡御馬寄村，町村制以後は長野県北佐久郡中津村大字御馬寄，大正4年（1915）頃より主として東京市日本橋区蛸殻町に所在した。もと町田家が所在した御馬寄村は，千曲川西岸に位置し中山道が貫通していた（御馬寄村については，図1や2.御馬寄村を参照のこと）。

この町田家は，江戸時代初めに御馬寄村の名主へしばしば就任した町田家から分かれ出た家である。屋号を「福田屋」とする（以下，町田家一族のなかでとくに区別する必要がある場合「福田屋町田家」とし，ほかは「町田家」と略記）。町田家の子孫の伝によれば，もともとの町田家の先祖は，延徳頃（1489-1492）佐久郡志賀村より出て，のちに御馬寄村へ含まれる新田を開発し，武田家に随った後に御馬寄村へ潜居して，小諸藩主仙石秀康（秀久）の給人となる者を出す一方，当時の御馬寄村庄屋から村内芝間を受け土着する者をも出し，御馬寄村へ定着した家が町田家の本家となった。なお御馬寄村や町田家に関する各種の資料によれば，町田本家等の者は御馬寄村の庄屋または名主を勤めたが，福田屋町田家の者は名主に就任したことはない。福田屋町田家として分かれ出る最初の当主彦七は，当時惣百姓代や組頭に就任した八左衛門の弟であり，そのためか百姓代や組頭へ就任している。彦七の養子良右衛門の代には，八左衛門家の抱百姓となり（少なくとも明和4年〔1767〕までに），さら

に後の享和～文化初年頃に（少なくとも文化8年〔1811〕までに）は宗門改帳で（一打）の百姓（本百姓）となる。以後、福田屋町田家の当主は、多くは「良右衛門」を名乗り（しばしば養子の相続もあり）、家の相続時と必ずしも一致しないが百姓代から組頭に就任していた。江戸時代後期には、村内の千曲川河原周辺地（十二新田、十二川原、駒寄川原など）を開発し、その開発地の「割元」に就いている。また、穀市が立ち商家も多い御馬寄村のなかで穀屋商売を営んだ。開発だけでなく売買によっても土地を取得していたらしく、穀屋商売の成果は土地買得資金となっていたかもしれない。町田家中興とされる良右衛門恒篤の代には、さらに所持地が拡大したようである。幕末頃には、村外の大地主（近隣・八幡村の依田家）と大圓寺を除けば村内上層に位置する石高を取持していた。こういった資本蓄積が、人参栽培、養蚕・製糸、水車、焼酎醸造など明治時代以後の事業展開を可能にしたと考えられる。

明治時代の町田家の者は、御馬寄村の副戸長・村用掛や戸長を勤め、御馬寄村ないし中津村の村会議員・学務委員等の公職にも就いている。ただ、製糸等の家業への専念を理由に、村政の中心的役職へ選任されても辞退したか短い期間を勤めた。その製糸業については、たんなる家業ではなく町田家主催の製糸会社「三工社」（のちに「東信社」）となり、佐久銀行・小諸銀行・信濃銀行等の融資を受け、小諸純水館（小諸小山家主催）との共同出荷をもおこなうまでになった。しかし不況・販売不振の状況下、外商等への売込にあたり取引関係にあった横浜の売込問屋渋澤商店（渋澤喜作・渋澤作太郎等）と販売手続のなかで発生していく負債をめぐる訴訟となり、最終的には敗訴する。この訴訟の前後から同製糸会社を含む諸事業の融資（借金）に関する係争を数件かかえていたらしく、当時の町田家の諸事業は不明瞭ながら順調といえない状況にあったことをうかがえる。おそらく明治末年には多くの事業から撤退し、規模を縮小し維持していたであろう地主経営と、株式や先物取引等の投資へ、収束・転換していった。その後、町田家は東京へ出て蛸殿町で旅館業を営むことになる。ただ、一時に家族がそろって上京したわけではなく、御馬寄の地と無関係になるわけでもない。地主経営等の事業の関係から御馬寄に残る家族がいた時期があったようだし、第2次大戦中はかつて一家の住んだ家屋敷等を家族が買戻して疎開先としていた。

のちに東京で当主となる町田良一は、家業のためではないが、御馬寄に居た頃から南北佐久郡内の各所へ足を運んでいる。町田良一は、社会経済史研究者であり、当時の著名な歴史研究者等との親交があった。渋沢敬三主催の日本常民文化研究所の非常勤研究員を勤めたこともあるという。その研究関心は広く、社会・文化全般におよび、研究活動の過程で収集した研究資料——専門図書や学術雑誌、古書や古文書の原本・写本および解説・翻刻謄写した調査資料など——も広い範囲の内容を持つ。生活費を除いた旅館業での収入の多くが、研究のために注ぎ込まれたという。

範囲と内容：

本資料は、およそつぎのような部分を持つ：(1)福田屋町田家の家や経営の記録・文書類、(2)御馬寄村の記録・文書類、(3)中津村の記録・文書類、(4)御馬寄村・中津村内または村外（おもに佐久地方）の記録・文書類の写本・謄写本、(5)御馬寄村・中津村外の記録・文書類の原本、(6)原本・写本を加工・編集した資料；以上のほか(7)不明な資料が存在する。

(1)は代々の福田屋町田家（およびその先祖）の家としての活動の痕跡といえる。(2)・(3)は長く住所であった御馬寄村ないし中津村と福田屋町田家およびその先祖との関わりから発生した分と、引継ぎや収集による分とがある。(4)は代々の福田屋町田家の者が経営・村政・学問等などの活動に際して集めた情報であり、とくに研究者であつ

た町田良一の調査資料の明らかな小群が認められる。(5)は代々の福田屋町田家の者が経営・村政・学問などのために集めた情報のもととなる原本・写本そのものと、町田良一が研究のために収集した古書・古文書とがあり、多くは後者である(いずれもコレクション部分の資料とも理解できる)。(6)は、町田良一が研究のため、関連する事項や同じ一件ごとに記録・文書類を一括・配列し、ときに(4)の謄写本の原稿としたものである。

ただ実際には、(1)～(5)の原本(・写本)に対する(6)の物的操作(再編一括・編綴等)が、各原本等の由来・脈絡を推測しうるももとの形状を変更し再構成している場合があり、それも町田家やそれ以外の各出所を区別せずに編綴等の操作をしている場合がある。そのため、たとえば(2)・(3)や(5)のなかの各区分、(4)のうち町田良一の調査資料以外と(1)～(3)・(5)との別、といった判断は難しい。加えて(7)の存在から(5)に町田家収集以外の資料が混入している可能性を否定できない。このように本資料の内容は、錯雑とした複合的構成をとっている。(1)～(7)に推定した構成部分ごとに、本資料内の各範囲を確定するには、本集編集時に実施しえた以上に多大な時間を費やす資料1点ないし1件への観察等調査を必要としよう。

以上の状況から本集では、誤った判断を含む可能性があることを承知しつつも便宜的に理解しやすい項目のもとへ区別することとし、つぎのように本資料を編成した。

1.町田家	(→25 ページ)
2.御馬寄村	(→206 ページ)
3.中津村	(→311 ページ)
4.謄写・筆写史料	(→314 ページ)
5.編集史料	(→329 ページ)
6.収集史料	(→336 ページ)
7.不明	(→411 ページ)

およそ1と(1)・(4)、2と(2)、3と(3)、4と(4)、5と(6)、6と(5)、7と(7)のように、それぞれ編成項目と構成部分とが対応している。しかし、本資料内の各範囲が明らかになったわけではないことは前述のとおりである。(1)～(7)の順序と1～7の順序が一部異なっているのは、町田家およびその関係地(御馬寄・東京・横浜等)の資料または町田良一に直接関係する資料(1～5)と、もともと別の地域で別に出所のある資料(6・7)とを大きく区別する意図による。1～5では、町田家およびその関係地の資料(1～3)と、明らかな町田良一の研究資料の部分のみ(4・5)とに区別した。そのため1～3において、町田良一以外の町田家の者による収集・引継分——(4)・(5)の一部——との区別を判断していない。なお、編成項目のなかの「史料」の語は、町田良一の社会経済「史」研究のための素材つまり歴史研究の資料という意味で狭義に用い、「資料」と区別した。また、5の「編集史料」という造語は、資料原本等が町田良一による物的操作の結果、研究資料として整理され「編集」されて「史料」化したことを示す単位、のことである。

本資料、町田家文書を前述のように編成したときの記述単位件数の各割合は、1が5割強、2が約25%、3が約0.4%、4が約3%、5が1.8%弱、6が2割弱、7が約0.03%、となる。(錯雑とした複合的構成)とはいえ6・7の明らかなコレクションまたは混入部分の割合は大きくはない。本集においては、コレクション部分等の資料を、独立した資料(群)として利用できるよう配慮しつつも、あくまで町田家文書の一部として理解し扱った。

各編成項目については各項目下の説明を、また本資料の構成とその変遷の概容は図2および「伝来あるいは管理の履歴」の項を、それぞれ参照されたい。

編 成：

本集では、本資料に含まれる各出所の資料の詳細な構造分析は実施せず、出所ごとの各資料の位置関係の解明に努めるのみとし、それを表現するものとした（福田屋町田家文書の部分についても例外ではない）。各出所の資料の詳細な構造分析は、利用者等から提供される情報を反映させ電子的検索手段等において漸次改善するものとする。本集編集時の分析上の限界は編成項目の便宜的な配列にも表現されているが、これは後で本集編集時の誤りが明らかになった際に資料管理へおよび影響を小さくするためでもある。あらかじめ諒解されたい。

なお本資料は、かつて「仮整理」に際して作成されたカード目録において、階層化された色付き見出しカードにより 20 以上の分類が施され、その分類項目下に資料 1 点ないし 1 件のカードが配列されていた。その配列は「町田氏による周辺農村の蒐集文書、採訪筆写史料多し」（史料館収蔵史料の基本カードの記述）という本資料の特質を一定程度反映させていたものの、大量の資料を一括していた「未整理」状態の資料小群の存在と受入時の情報収集の限界が資料理解の深化を妨げていたと思われる。本集では、カード目録の配列は個別の資料小群の単位について参考とし、編集過程で明らかになった研究資料・コレクションとしての性格や各資料の位置関係を反映させ、資料を編成した。

利用条件：

史料館資料利用規程に則って利用が可能である。

使用制限：

資料の撮影・複製等による利用とその成果使用は、史料館資料利用規程に則って利用が可能である。

物的状態の悪い資料については、補修等改善措置が終了するまで利用を停止することがある。当該の資料については極力、代替手段（次項に述べる複写本等）による資料の提供に努める。

なお、本集において 5 編集史料として示された資料については、その全体を請求しても一度に閲覧できないことがある。編集史料として一括された個々の資料が、異なる項目下へ編成されているためである。編集史料内の個々の資料を検索する目安として、その参照位置を項目の番号と深度のみ「→1.1.4.」のようなポイント式で資料番号の右へ示した。

また逆に、請求した 1 点の資料が枝番号・括弧番号の資料番号を持つ場合、その資料を含む袋・綴り等の全体が出されることがある。その一括の状態も資料として有意の単位であり、しばしば一括材や一括の状態が脆弱であるため、目的の資料に限らず取扱いには慎重な配慮を願う。

利用可能な形式の選択肢：

本資料の検索手段が電子的に提供されるとき、一部の資料はその画像が閲覧可能になる予定である。また、特に物的状態の悪い資料は、（当該の状態時の）撮影画像を印刷出力した複写本により提供することがある。

望ましい引用の形式：

本集のなかで示される本資料全体の資料名称および資料記号と引用した物的 1 点の各資料番号を表示すれば、誰もが当館の本資料を閲覧し確認することができる。なお、本資料には重出した記述単位があるため、物的 1 点の資料名称＝標題（タイトル）を表示すれば、引用者がどの資料（の側面）を閲覧したか、第三者でも検証することができる。もっとも厳密な引用の一例を示せばつぎのとおり：

例) 信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書 (30H) 1110, (I) 覚 (御種貸利初上納・諸御礼事廻勤ほか御俚約御取締御書付), 国文学研究資料館史料館所蔵。番号は『史料館所蔵史料目録第 78 集』（国文学研究資料館史

料館, 2004年)より。

上記の例のなかで必須の記載事項は、「信濃国…1110, (1)」の資料名称・資料記号・資料番号部分と「…史料館所蔵」の所蔵機関表示である。記載の煩雑を避けるため、初出に記載すれば資料名称や所蔵機関を略記・省略することができる(なお、本集の本文・図表の出典記載では本資料からの引用を「町田 nnn」[nnnは資料番号]と略記している)。本集刊行以前のカード目録の番号での資料の特定は推奨しないが、過去の研究等での引用についての言及が混在し本集の資料番号による特定と区別する必要がある場合、少なくとも初出で「番号は『史料館…年』より」の記載を省略しないほうがよい。

受入に関する情報:

本資料は、町田家(町田章氏;当時、東京都中央区蛸殻町在住)より昭和30年(1955)に文部省史料館(当時、略称)へ寄贈された。

伝来あるいは管理の履歴:

「町田家文書」は、その名称のとおり、もと御馬寄の福田屋町田家で管理され伝来した。その実際は不明だが、町田家屋敷地内の土蔵のいずれかで保存されてきたと思われる(図3参照)。その理由は、町田良一が自家の記録・文書類を文庫蔵にこもって解読していた、というご子孫の方からのご教示による。その福田屋文庫蔵が町田家屋敷内のどの土蔵に該当したかは不明だが、のち人手に渡った文庫蔵はその家の一部として改築され御馬寄に現存している。

町田家が東京へ出てきた後、町田家文書がどのように保存されてきたかは、今や不明である。ご子孫の方の述懐によれば、少なくとも史料館へ寄贈される前(町田良一の生前)には、東京の蛸殻町の家で大きなガラス戸棚に保存されていた。いっぽう、第2次大戦時の疎開の際、屋敷とともに買戻された2階まである蔵の中を見ると古書等が詰まっていた、とも伝えている。よって、つぎのように推測できる:町田家出京以前から町田家文書に関心を持つようになった町田良一がもっぱら扱い、一部(とはいえ記録・文書類の大部分か——少なくとも江戸時代の町田家・御馬寄村に関わる部分は含まれるだろう)を東京へ持ってきた;さらに、その一部は町田良一の住所とともに移動していた;東京等へ持っていた分のほかは、人手に渡った御馬寄の文庫蔵の中にそのまま残されていた(あるいは文庫蔵のあった土地は親類等が入手して中を出し入れすることが可能だったか)。つまり、東京と御馬寄の両方で保存されていたと思われるが、のち伝えられる分は再び一体となって保存される。その理由は、第2次大戦時の町田家文書の疎開である。疎開先は、一つは町田良一も住んだことのある阿佐ヶ谷であり、もう一つは御馬寄である。前者の疎開分は混乱のなか紛失されるが、後者の御馬寄への疎開分は、おそらくそのまま残されていた文庫蔵の分と合わせて保存された。第2次大戦後、疎開先を引揚げ東京に戻ってから町田家文書も数回に分けて東京へ戻したという。

ところで町田家文書の一部は、町田良一以外の者によっても調査されていた。その痕跡は、一部の資料にみられる「町田文書」というガリ版(孔版)の小さな貼紙と「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」というペン書きの貼紙である(写真7;これらが貼付されている資料は本集本文で注記に努めた[一部は略記]が、気付いた範囲のみであり全点ではないことをあらかじ

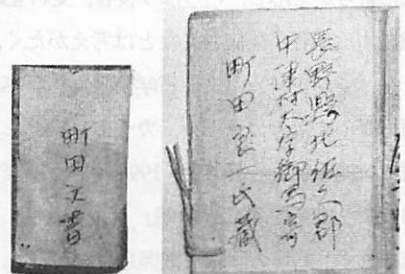


写真7. 孔版の貼紙(左)と、紺色インク・ペン書きの貼紙(右)。

め承知されたい)。貼付位置は、たとえば書付型資料ならば前者が端裏下、後者が奥裏下であり、およそ両者一組みそろって出現する。調査者が町田良一以外の者と推測できる根拠の一つは、記載中の「町田良一氏」という表現である。町田良一は明治前期以前の町田家文書について自ら目録を作成している(町田 1331)が、そのなかであげられるタイトルに該当する資料とこれらの貼紙のみえる資料は必ずしも一致しない。調査時期は、貼紙の記載を厳密に信用すれば町田良一が御馬寄で町田家文書を扱う明治末年～大正初年または第2次大戦の疎開中となるが、東京と御馬寄の両地で保存されていたことを考えると大きく町田良一の生前で中津村が存在した昭和28年以前としか明言できない。以上から調査者は、おそらく町田良一と親交のあった研究者かそういった研究者から話を聞いた研究者等であろう。(当時の調査者の判断から)重要と考えた分へその出所の明示のためか貼紙をしたと思われ、研究等への利用だけではなく一定の「史料」保存への意識・倫理観を持つ者による調査だったと推測される(史料館やその関係者ではないことは後述のように受入後作成された目録から明らかである——事前に調査されていれば受入直後の目録の精度が高いと思われるのにそうではないため)。なお町田家文書は、当時の記録・文書類を保存する意識の一般的な欠如により、一部が喪失する難に遭っている。ある高名な研究者へ町田家文書の一部(現存しない町田家文書を収載する謄写・筆写史料から推して江戸時代前・中期のもの)を貸与したところ返却されないままその研究者が死去し売却処分されてしまった、と町田良一が憤慨していたという。

ももとの町田家文書は、量的には半分ちかくに減ったとも言われるため、本資料より大量だったと考えられるが、町田良一の研究資料を含む総体は、さらに大量だったと考えられる。本資料には、町田良一が収集した専門図書・学術雑誌類は含まれていないためである。それら図書・雑誌類は、町田良一の死後、神田の八木書店により処分され、新設大学の蔵書として売却されたという(蔵書内容は町田良一夫人・町田章氏の便箋書きからうかがえた;八木書店への照会は本記述執筆時に回答を得られなかった)。

以上のような管理を経て、本資料として現在に伝わる町田家文書が形成された。そして、脳梗塞で倒れ病床にあった町田良一が夫人へ伝えたという遺志により、町田家文書は文部省史料館へ寄贈された。寄贈にあたっては、町田良一と親交があり研究内容も近かった所三男(徳川林政史研究所員、史料館員)の尽力が大きかったという。

本資料は、史料館へ寄贈された後、謝金が支出されたことにより昭和30年度中に「購入史料目録」が作成された。「文部省学術史料目録」用紙へ記載された「昭和三十年度 購入史料目録」の冒頭に「町田家文書」の目録が収録され、360件のタイトルを記し資料ないし資料小群の概要を把握した。その後『学術史料蒐集簿』25・26の「昭和三十年度史料購入目録」(1)・(2)(史料登録簿)へ、同年度H番目(9番目)の登録で「町田家文書」の目録が収録され、1360件のタイトルを数えた。前者、購入史料目録の番号は、一部の資料に見られる鉛筆で記された番号が対応し、いっぽう後者、史料登録簿の番号と必ずしも一致しない。よって寄贈当初に1360タイトルを把握する調査が実施されたとは考えがたく、段階的な調査が実施されたと推測できる。史料登録簿での目録の番号を「学術史料(文部省学術課)」ラベルの貼付により表示し、史料登録簿の目録が転記されたカードまたは同目録の原稿のカードを、カード目録として閲覧室へ配置し、資料を利用に供してきた。さらに後に『史料館収蔵史料総覧』(名著出版、1996年)の調査では、1586点(内訳844通、593冊、126綴、19枚、3袋、1鋪)及び40括、と把握された。「綴」「袋」「括」とある資料小群は、本集編集まで1点ないし1件ごとの単位同定は実施されず、内容の詳細は把握されなかった。

資料操作に関する情報:

資料には「凡例」4(1)で示すように資料番号を付与し単位を同定した。ただし、枝番号・括弧番号を付した一部

の資料は、もともとの物的状態での一体性は資料番号上だけで表現するものとし、内容から別々の編成位置へ配列して記述上は一体性を表現しなかった場合がある（実際の排架は資料番号順）。

いっぽう物的状態での単体1点を記述の1単位とせず、その内容から複数点を一括して1件として扱った場合がある。また付属的な資料（とくに附箋・貼紙等）についても、その存在の全てが記述のなかで注記されているわけではなく、のちの劣化・剥落により一体性が不分明になる可能性もある。利用に際しては、1件の一体性の確保に十分な配慮を願う。

検索手段： 本集目録のほか、インターネット等を通じて電子的検索手段を提供する予定である。これまで提供してきたカード目録の利用は、過去の研究等での引用の確認以外、推奨しない。

関係資料：

公開されている直接の関係資料として、つぎの4つをあげる。(1)御馬寄区有文書、(2)小平純子家文書、(3)御馬寄村町田森太・良一家文書（稿本）（以上、長野県北佐久郡浅科村五郎兵衛記念館蔵）；(4)土屋家旧蔵文書（東京大学経済学部図書館文書室蔵）。(1)は、江戸時代の御馬寄村以来の共有文書。(2)は、同御馬寄村の名主として登場する市右衛門、市左衛門の家。(3)は、町田静夫氏から寄贈された町田家文書在宅分の一部（謄写史料）の複写本。(4)は、町田良一が東京大学の土屋喬雄教授へ献呈した謄写史料（孔版）を含む。ほかに未公開の関係資料として、町田家文書在宅分（町田静夫氏・町田美奈子氏蔵、(3)の原本を含む）、町田家文書（未整理、徳川林政史研究所蔵）が存在する。

なお、本集の本文や図表中の典拠記載では、関連資料をそれぞれ次のように略記した：(1)→「区有 Annn」（Aの部分は分類、nnnは番号、以下略）、(2)→「小平(純)nnn」、(4)→「土屋資料 nnn」；町田家文書在宅分→「在宅分」。

出版物または参考文献：

関係資料の文書目録として、つぎの2つをあげる。

『御馬寄村古文書目録』浅科村教育委員会、1997年（御馬寄区有文書・小平純子家文書を収録）。

『土屋家旧蔵文書目録』東京大学経済学部図書館文書室、1998年。

本資料の分析と本集の記述に際し参照した人名事典や地誌等として、以下をあげる。

『北佐久郡誌』長野県北佐久郡役所、1915年（大正4年）。

小林牧堂『佐久人國記』佐久人國記刊行会、1929年（昭和4年）。

『長野県町村誌 東信篇』長野県町村誌刊行会、1936年（昭和11年）。

「北佐久郡人名録」『北佐久郡志 第四卷 研究調査篇』北佐久郡志編纂会、1957年。

「南北佐久郡に関する文献目録」『北佐久郡志資料集』佐久教育会、1967年。

その他、一般的な地名辞典として、つぎの2つをあげる。

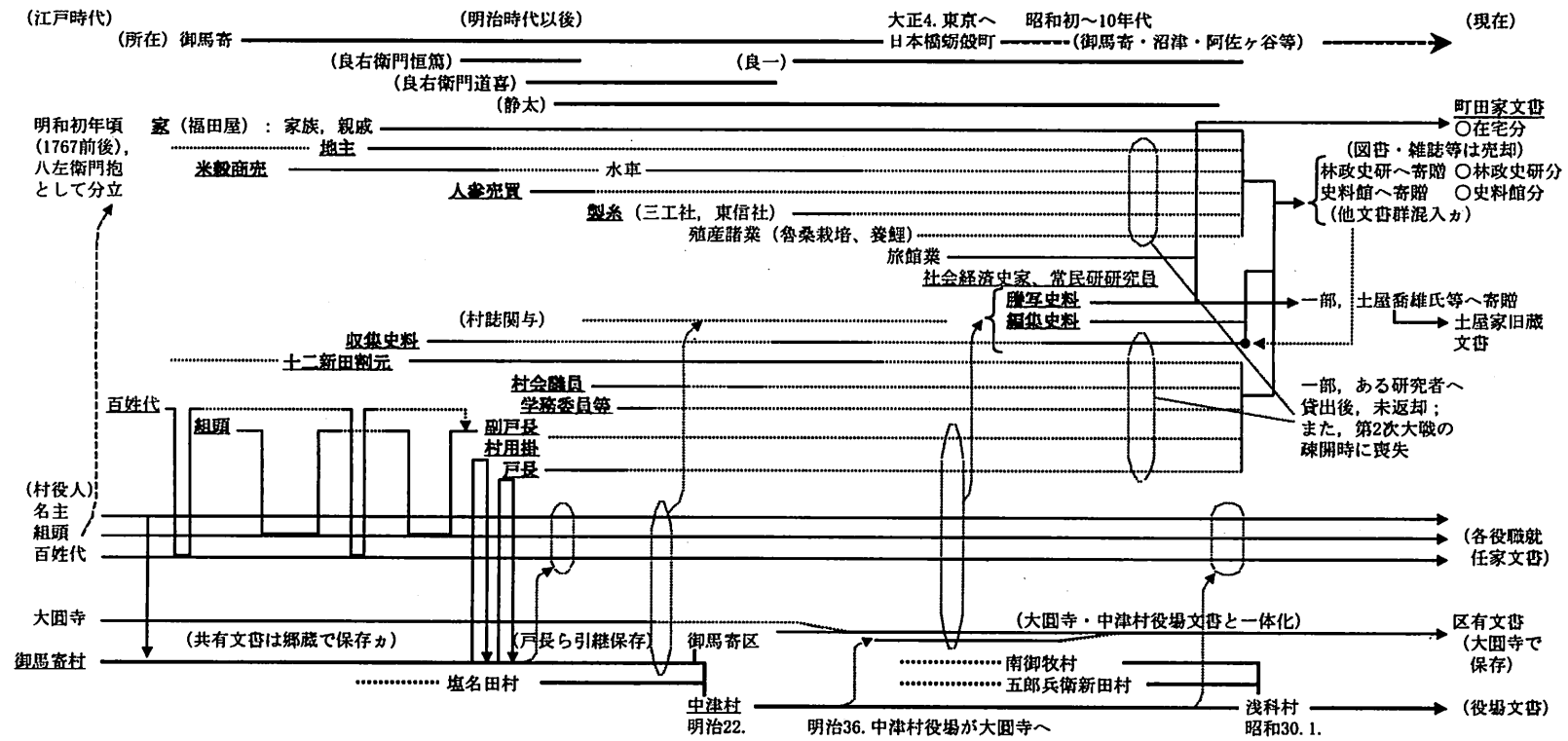
『角川日本地名大辞典 20 長野県』角川書店、1991年。

『日本歴史地名体系 20 長野県の地名』平凡社、1979年。

その他の注記：

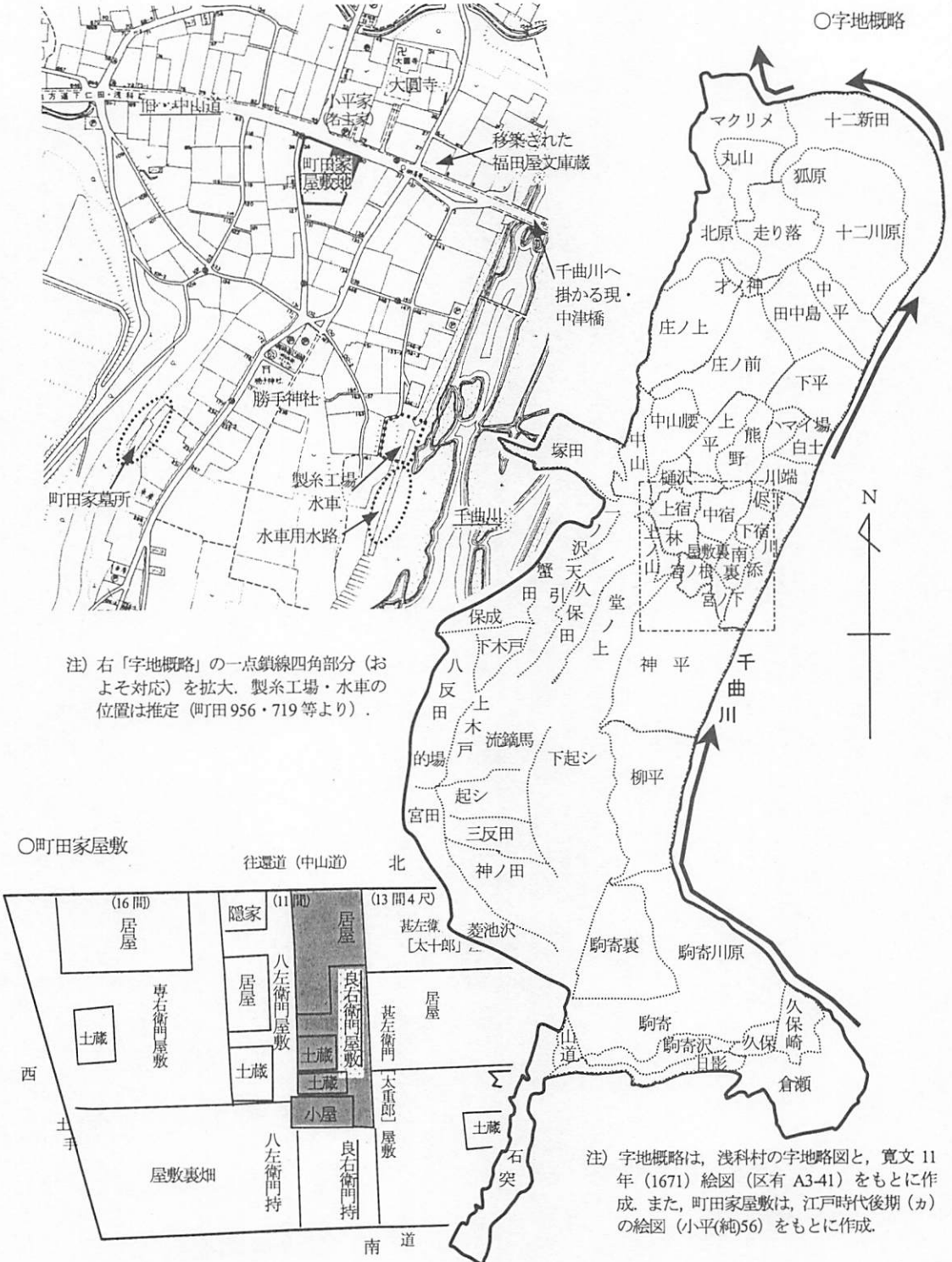
本集の内容についての照会等への回答や、本資料についての新たな情報等により生じた本集の内容の更新等は、「(概要)」に示した記述担当者かまたは史料館ないし本資料所蔵機関の定めるレファレンス担当者がおこなう予定である。

図2. 町田家文書の形成と構成 (概容)



注) 資料内の構成要素を、およその時間軸に沿って示した。町田家の在所を二重線、当主の生存時期・関係自治体の変遷を太線とした。また、関係の役職・事項等には下線を引き、その関係時期を実線、その他を点線で示した。点線の丸や矢印は影響や移動を示す。いずれも主な事項のみ。一部の表現で用いた略称は、それぞれつぎのとおり：日本常民文化研究所→「常民研」、徳川林政史研究所→「林政史研」。

図3. 御馬寄村と町田家関係地の概略



1.町田家

(サブフォンド記述)

出所・作成：町田家（福田屋町田家）．および福田屋町田家の先祖の家，またはその家の直系の子孫の家．

資料記号：30H/1.

年代：慶長19年（1614）～大正15年（1926）．

物的状態：（数量）2833件〔記述単位件数〕．

出所の履歴：

福田屋町田家の先祖の家はいくつかの家を分出している（図4）．それら一族のあり方は後に福田屋町田家で重要と意識され実際に一定の影響を与えたと思われる．1つは、江戸時代初めより一族から武家に仕える者が数名出たことである．たとえば小諸藩の郡奉行にまでなった安藤嘉右衛門や江戸へ出て旗本の用人となった町田億右衛門をあげる．のち藩との関係や江戸への認識等に影響し現実に藩や江戸と関わる場面で何らかの利益もあったと想像できるが、むしろ藩や江戸へつながる一族の存在についての特別な意識のほうが大きいかもしれない．2つに、一族のなかの医者の子の存在である．代々「良竹」「良僊」を名乗る家のことで、同家と福田屋町田家の者が相互に養子の関係となる．この関係が、福田屋町田家に医学知と医者たちの関係網をもたらした．とくに良竹家より養子で入った良右衛門恒篤は、信州では高名な蘭学を修めた儒医・伊藤忠岱の弟子であり、自らも医術を実践したらしく処方箋に関する書状のやりとりも残る．3つには、良竹家との養子があった時期に福田屋町田家から名主の小平家の嫁が出ていることである．名主家との血縁的な近さは、村政において福田屋町田家を一組頭家以上の存在と位置づけた可能性がある．これらの点は、福田屋町田家の前提的な特徴といえる．

福田屋町田家の家業や経営は、江戸時代後期に八左衛門家よりの分立前は不明である．比較的はやくから始めたと思われる穀屋も、享保14年（1729）時点では営業を確認できず（町田861）、商売を願ったのは文化9年（1812）である（町田865）．いっぽう八左衛門家は、江戸時代後期の持高からは江戸時代前～中期の様子をうかがえない（表1）が、八左衛門・彦七（福田屋町田家の直接の祖）兄弟の親である長左衛門（太兵衛）またはその親の長左衛門は、寛文10年（1670）に本田畑・古新田畑分約9.3石を取持していた（町田3・4）．また太兵衛家は、天和3年（1683）で計4人の下男・下女を雇い、抱百姓1家をともなう規模だった（区有A2-2）．よって、はじめ福田屋町田家は八左衛門家とともに農業経営をもつぱらとしていたと想像できる．そのなかで既に寛政4年（1792）には進行していた十二新田・十二川原開発（町田244・259）は、のちの一定の地主的発展へ影響を及ぼしたであろう．福田屋町田家は、良右衛門だけでなく良三郎・千代次・志津太の分を合わせれば江戸時代後期～明治初期には30～45石を取持した（表1）．これら田畑のうち長左衛門名の筆は6筆ほどであるため（町田3・4）、継承よりは集積した結果といえる．この集積には、穀屋商売、講・無尽（とくに大金の動く役元無尽——藩が村々へ強制加入させた殿様無尽——や御馬寄村・塩名田宿の勿銭・拝借金等を運用したらしい溜講無尽）による金融、等の成果が大きく関係しているに違いない．その立役者こそが、良右衛門恒篤であった．

しかし、その後は地主としての規模を拡大することではなく、その所持地の売買や担保により多額の資金を調達し殖産諸業を経営していく．その動きの最初は、おもに町田良右衛門道喜と町田良三郎がおこなった明治6～12

表 1. 町田家関係者持高

家・家族	登場人名	嘉永2(1849)本田畑分		慶応3(1867)本古新田畑分	
		元高	増減後高	元高	改後高
八左衛門家	八左衛門	2.765		3.077	
福田屋町田家	良右衛門	11.481	→9.967 (桜井・作左衛門→) 7.408	16.202	→26.660
	良三郎		(新田・某→) 2.938	5.635	
	千代次	3.049	→2.386	5.793	→6.043
	志津太		(甲子講等→) 8.305	6.421	→8.305
	(小計)	14.530	31.004	34.051	46.643
良竹家・	良竹	1.432		2.209	
彦右衛門家	彦右衛門	8.414	→7.589	20.792	→20.892
名主小平家	作蔵→政之丞	3.521	→5.113	11.585	→12.066
町田本家	甚左衛門→市郎右衛門	1.617		1.897	→1.916

注) 嘉永2年は区有A3-399, 慶応3年は町田122より。本項の記述と図4に登場する家・家族のみあげた。元高は出典の帳面の作成当初の記載。増減後高や改後高は加筆や附箋等で後に加えられた記載で最終的な値をとった。

年(1873-1879)頃の人参栽培・横浜出荷である。その内容を、いま具体的に明らかにはできないが、少なくとも海外へ開かれた横浜へ町田家の者が出張するほどの関わりを持ったことで、一定の情報と経験を取得できたはずである。のち人参の事業にかかわって、いっぽうで明治初めに既に開始していた桑栽培に加え、蚕種を入手して、おもに町田良右衛門道喜と町田静太により養蚕が始まった。明治12年の村誌には製糸場の項があり、所在は(字)南裏、工女20人の器械製糸であることを記す(町田96など、『長野県町村誌 東信篇』にも収載)。字地から同製糸場は後の町田家の製糸場とほぼ同じ位置で、関係があるか、あるいは同じものかもしれない。明治13~20年(1880-1887)頃には、共進会(品評会)へ繭を、後に生糸を出品し、ときに褒状を受け、製糸業を進めていく過程をうかがえる。この後、製糸会社「三工社」を結社・主催し、横浜の売込問屋等の山中商店・渋澤商店を介し出荷を志す。町田静太は、しばしば横浜へ出張している。製糸は水車を用いたらしい器械製糸で褒状を受けるほど良質だったと思われるが、不況と販売不振に苦しむことになった。諏訪から工女を呼んでの生産、小諸純水館との共同出荷、上州碓氷社(分社、のち岩村田の佐久良社)との取引、東信社としての岩村田への会社本拠移転等の活発な事業展開は、おそらく穀屋商売以来の人間関係や親類縁者の伝手を動員した資金調達やそれらの信用による佐久銀行はじめ数行の融資に支えられていた。しかし、販売手続上発生していった負債をめぐる渋澤商店との訴訟に敗訴し、明治後年には町田製糸場は何度か売渡・貸渡を経験する。水車があったことで米穀商売もおこなっていたようだが、それらも含め諸事業から撤退し、土地売買・減額等により多額の負債を清算したものと思われる。経営規模は縮小したものの資本がすべて失われたわけではなく、町田静太は大正初年に五郎兵衛新田村そばの大池(御馬寄と矢島が水利権を所有)で養鯉業を始める。繭を採った後の蛹は鯉の餌になるらしく、養蚕と無関係ではない。養鯉業については、製糸業撤退の影響や大学進学等のため家族が東京へ出ていたこともあって、日本橋への小売部設置や目白近在への施設移転の計画もあったようだが、結局は東京新設町で町田旅館を開くことになった。米穀取引所の裏という立地から同旅館は米相場等を楽しむような田舎の小金持ちで繁盛したという。町田旅館の開業は町田静太の妻はつひの尽力と才覚が大きい。はつひは、病気がちの長男・良一ほか家族の生活を慮って旅館以外に先物取引や株式への投資を手がけ十分な利益をあげたともいう。なお、はつ

の実父は、蘭方医として小諸藩医を勤め明治以後は事業家・政治家としても活躍した島川原村の小山亭である（ここにも良右衛門恒篤の人脈をうかがえる）。小山亭の個性は、はつの才覚と無関係ではないだろう。

およそ以上の流れを持つ町田家の経営には、町田家における知的関心の高さが影響していることを指摘してよい。その直接の淵源には、福田屋町田家を伸長させた良右衛門恒篤があげられよう。その知的技術・学問・趣味等は子孫へ継承されている。町田良右衛門道喜は直接の影響下にあつたであろうし、町田静太は当時できたばかりの中込の成知学校（日本最初の洋風建築学校とされる中込学校の前身）へ通つたといひ、横浜商用出張の経験者でもあつた。静太の弟・町田不二太は、東京の学校へ進学し米留学をも考えていた。同じく弟の町田金三郎は、やはり東京の学校へ進学した後、時事新報社の記者となる。金三郎は病に倒れ御馬寄で療養するも若くして死去し、生前より取り組んでいた農業問題の遺稿が『将来之農業』（裳華房、1905年〔明治38年〕）として公刊された。自作農設定の重要性等を説いた同著の内容は当時としては卓見であり、戦後まで高く評価される（たとえば野村兼太郎が講演で同著に言及したことがあるという——彼を含め社会経済史学界の研究者たちと町田良一を結びつける縁の一つともなった）。町田良一や外交官として活躍する弟・町田萬二郎も東京での学校経験を持ち、同じく弟で若くして病死する町田謙三も本好きから「謙三文庫」をつくつた（謙三死後は供養のためか静太が収集を続けたと思われる——在宅分「昭和式 四 町田謙三病中記」より）。町田良一が一時期沼津で画材・楽器等の店を営んだことも、その個性だけでなく家の脈絡に由来するかもしれない。

いま一つ指摘できることは、町田家の親類縁者の範囲・内容、および穀屋商売や医学等を通し良右衛門恒篤の築いた村内外各所との関係網の、町田家の経営への影響である。この関係は、とくに明治期以後の諸事業における共同経営者や取引先に表現されている。ただ町田家の主催した会社は特定の関係者を中核としたが、こういった関係網のなかで完結していたわけではなく、その関係網の外への拡がりも持っていたことを付言しておく。

町田家の経営の具体的詳細は、いま明らかでないが、少なくとも明治期以後に「福田屋帳場」等と散見するため家族の生活の面とは別に事業面での必要から会計組織を持ったことは間違いない。ただし、それがまったく家としての生活の会計と完全に区別されていたかどうかは不明である。

いま判明している町田家の履歴以外は、本資料によって明らかになるであろう。

範囲と内容：

本項目下には、およそ町田家の家や経営の記録・文書類と判断できる資料を収めた。本項目のなかには、ほんらい家そのものに関わる内容と諸事業等の経営に関わる内容とに分けるべきであろうが、両者を厳密に区別しがたい。先づ、先祖の町田家や同族家からの継承等により存在すると思われる記録・文書類が含まれるため、つぎのような編成とした。すなわち 1.親族・交際、2.家計、3.諸願同届書類、4.経営、5.貸借、6.諸請取・書付類、7.講・無尽、8.御用金・寄付、9.一件の各第2次項目を設けた。1・4以外、家そのものに関わるか経営に関わるか内容の区別ができなかつた分であり（とくに5～7）、2・6・7には他の項目へも関わる資料や第1次項目 2.御馬寄村下に収められべき資料が含まれるかもしれない。このように不十分かつ便宜的な項目ではあるが、たとえば9のように各資料小群の物的・内容的・一体的には考慮した。

第2次項目より下位の編成が示すとおり、本項目下の資料から「出所の履歴」で述べたような町田家の家や経営の活動すべてが明らかになるわけではない。本項目下の資料のほとんどが江戸時代後期以後の年代を持ち、町田家の当主でいえば町田良右衛門道喜・町田静太の代の時期にあたる。また町田家の出京前後または以後の活動の様子をうかがえる資料も含まれていない。そのため、たとえば江戸時代中期の農業経営、大正時代の養鯉、蛎

穀町での町田旅館，等などの経営実態について，本項目下の資料から明らかにすることは難しいかもしれない。ただし，もっぱら御馬寄で町田家が活躍していた時期（とくに江戸時代）については，解題で示した関係資料（御馬寄区有文書等）から補うことが可能であろう。

本項目のなかで1.親族・交際3.慶弔諸事の下位項目や4.経営11.町田栄吉に配した一群の資料は，その差出人や宛名に「町田栄吉」「栄吉」（永吉）等と見えるため当該項目へ配列したもののだが，いくつかの可能性を示唆する存在である。これらの資料は，その存在が断片的ながら町田栄吉と福田屋町田家の経営活動の結びつきを示すものの，その紙面にたとえば町田栄吉と福田屋の者が連名で登場することはなく，福田屋町田家と無関係な資料である可能性もある。いま詳細は不明だが，町田栄吉は八左衛門家の者と思われる。宗門改帳（区有 A2 各冊）によれば，はじめ八左衛門弟の座頭・多之都の子として八左衛門家の記載に登場し，のち八左衛門家を相続したようである。しかし明治 4 年（1871）には八左衛門家を確認できない（区有 B45 など）。八左衛門家が相続難となって福田屋町田家が財産管理的に記録・文書類を引継いだとすれば，〈同族家からの継承等により存在する〉分の一つに数えられよう。八左衛門家は江戸時代前・中期に組頭等を勤めているため，主として江戸時代後期以降の年代を持つ本項目下の資料のなかで江戸時代前・中期のものを見出すとすれば，それらはもと八左衛門家に由来するかもしれない。また，第 1 次項目 2.御馬寄村へ配列した資料にも同家の記録・文書類が含まれる可能性を考慮しなければならない。

関係資料：

町田家の経営とくに製糸業について，少なくともつぎの関連資料の所在が確認されている：「小山正邦家所蔵文書（長野県小諸市荒町）」（同家蔵）。町田家との共同出荷に応じた小諸純水館を経営した家に伝わった資料である。ただし，小山正邦家所蔵文書が調査され作成された目録では，純水館経営資料のなかか明治 20 年代（1887-1896）の共同出荷と直結する資料を見出していない。町田家に残る資料は，かえって純水館の営業当初を（断片的にはあるが）知る手掛りとなるものかもしれない。

出版物または参考文献：

町田家の経営（とくに製糸業）に関連して参照した文献をあげれば，つぎのとおり。

『横浜市史 第 3 巻上』横浜市，1961 年；『横浜市史 第 4 巻上』横浜市，1965 年；『横浜市史 補巻』横浜市，1982 年。

『横浜関係史料所在目録 第 2 集——長野県その 1——』横浜開港資料館，1985 年。

後者は，前掲関係資料「小山正邦家所蔵文書」の目録を収録する。

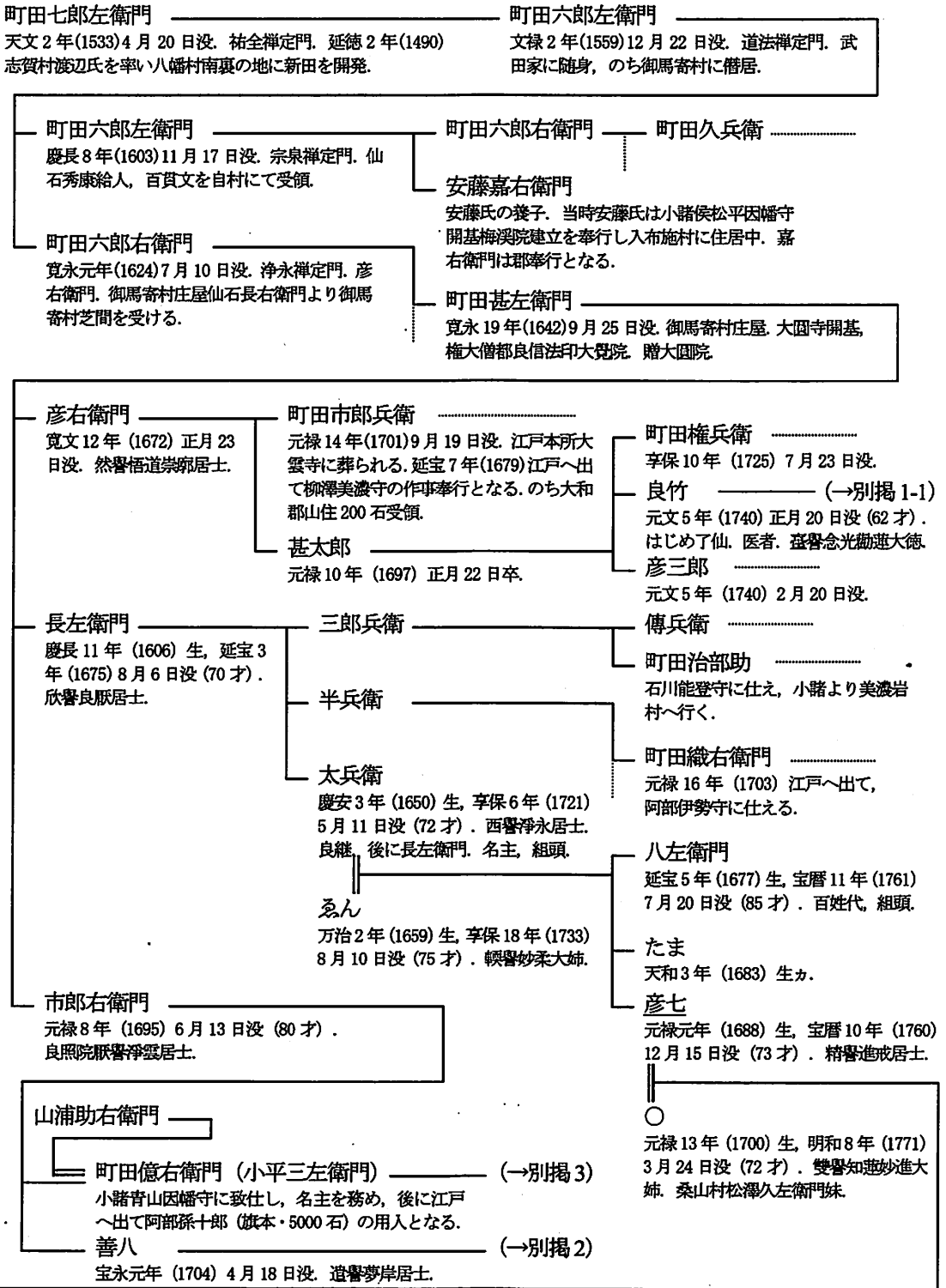
町田家の家に関わる公刊された文献は，町田良一の研究作品のほか，いま把握していない（町田良一の研究作品は 4.謄写・筆写史料の項を参照）。

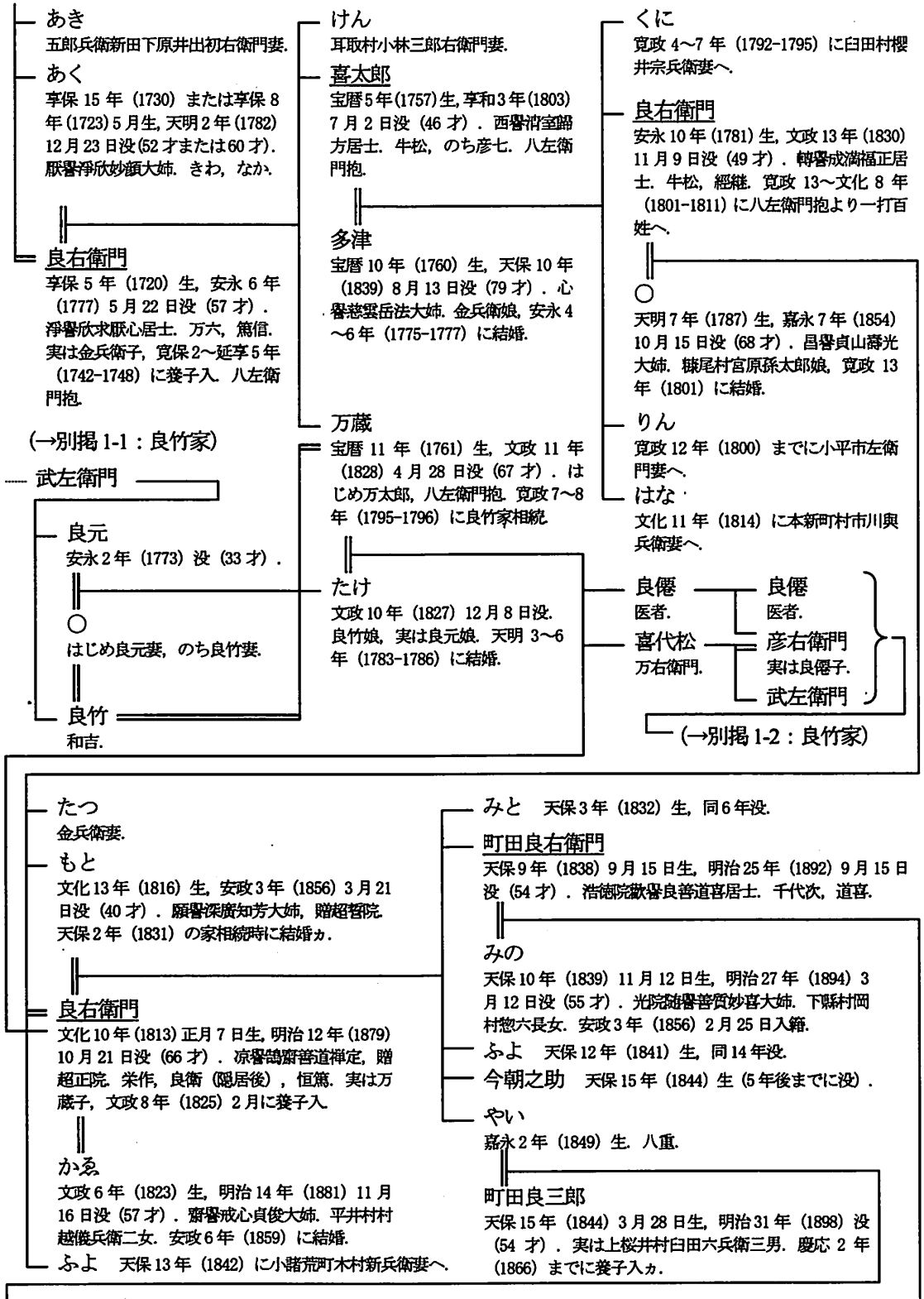
町田家に医学知をもたらした伊藤忠岱や，おそらく良右衛門恒篤の関係網の影響からのちに縁戚となったであろう島川原の小山亭については，それぞれつぎの文献をあげておく。

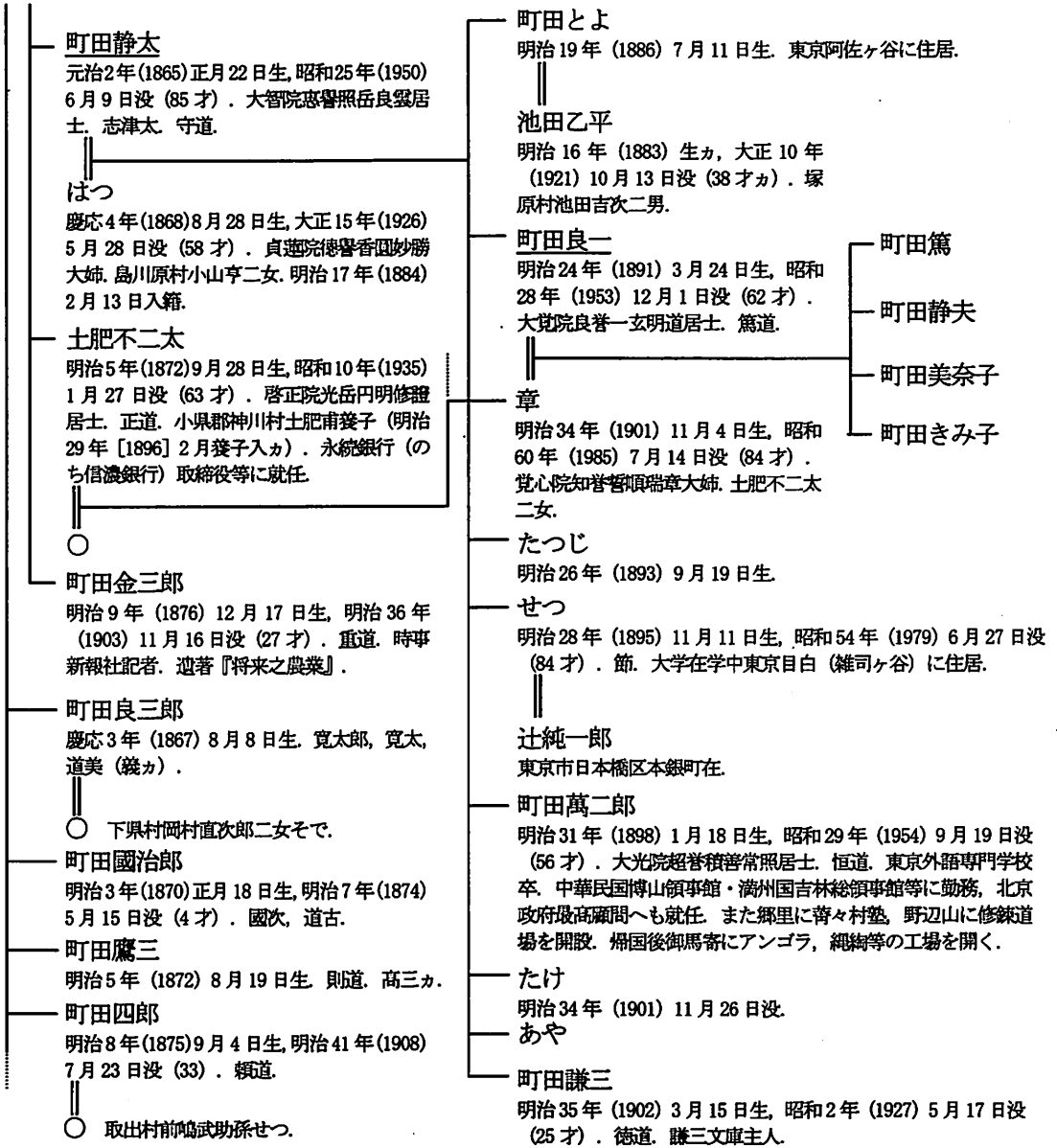
青木歳幸『在村蘭学の研究』（思文閣出版，1998 年），第六章 在村漢学者伊藤忠岱と蘭学。

『北御牧村誌 歴史編 II』（北御牧村誌刊行会，1999 年），第六章第九節二 小山亭の業績と小諸城内対面所の移築。

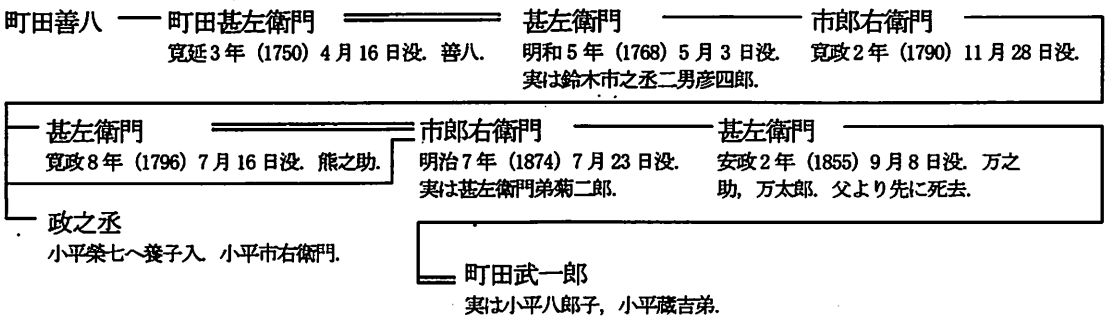
図4. 町田家略系図

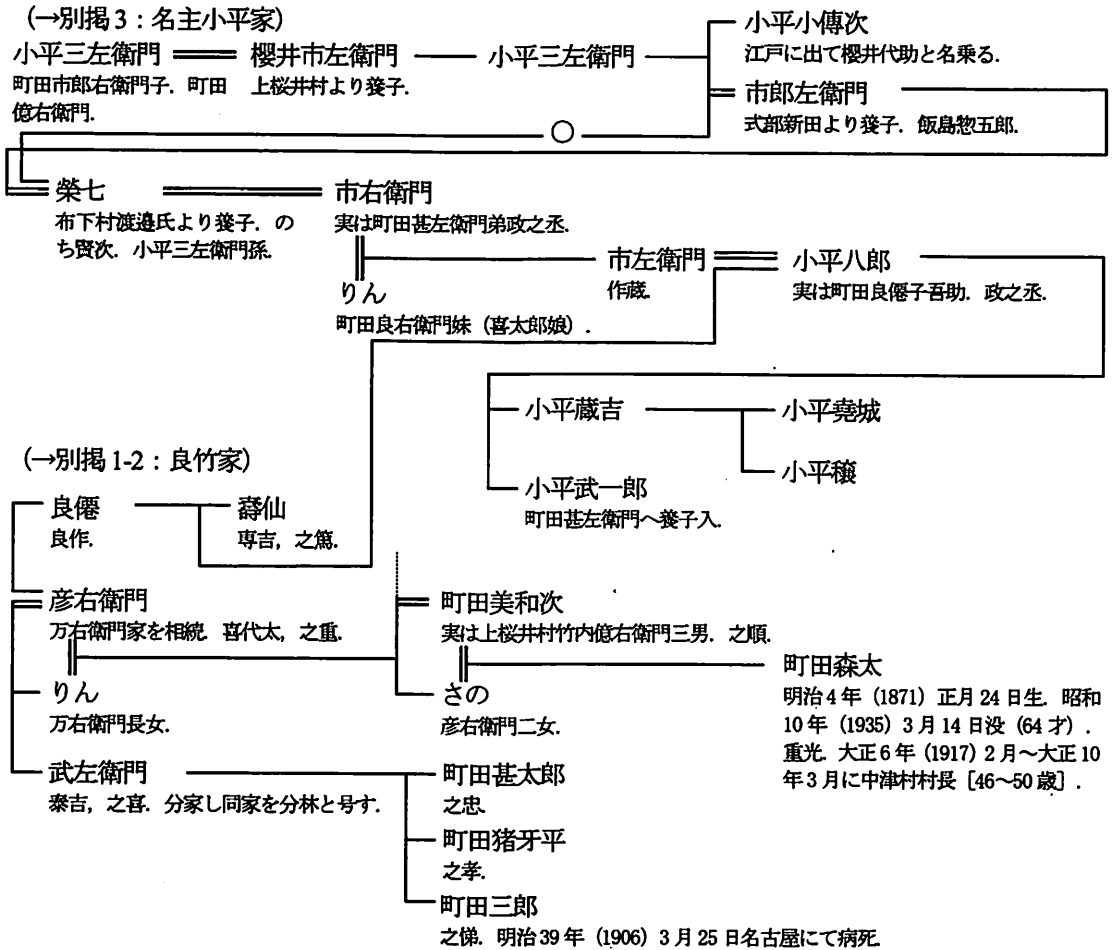






(→別掲2:町田本家)





注) 各年の御馬寄村宗門改帳(御馬寄区有文書)、「町田氏略系」(町田家文書在宅分)等の資料、および町田静夫氏・町田美奈子氏のご教示により作成。不明な人名は○で示した。福田屋町田家の当主には人名に下線を付した。各関係は、それぞれ実線が血縁関係、二重線が養子・婚姻関係、点線が省略を示す。なお、町田静太・町田(土肥)不二太の略歴は『佐久人國記』に、町田金三郎・町田良一・町田萬二郎の略歴は「北佐久郡人名録」(『北佐久郡志 第四卷 研究調査篇』所収)に、それぞれ収載されている。

1.親族・交際

(シリーズ記述)

町田家の家そのもの(先祖・相続), 慶弔, 生活, 交際に関するものを収めた。先祖のことや, その他の知識・教養, または経営上の情報を得るために入手したと思われる, 必ずしも町田良一の収集によらない可能性のある「収集史料」を本項目下へ配列した。書状類は, 差出ごとに50音順で示し, とくに学業等により東京へ出ていた町田家の者については当該者ごとにやりとりをまとめた。日記・雑記, 書状類ともに, 町田家の事業向きの内容を厳密に区別できるわけではないが, ここへはより私的な内容のものを示すことに努めた。なお本項目下の収集史料は, およそ4.生活諸事/○情報・教養・趣味に配したが, 第1次項目6.収集史料をも参照されたい。

1. 由緒・先祖ほか

1138-3-1

(大円院一族先祖法事由緒等についての書付).
(近代).

1通. 横継紙

1138-3-2

(神津家代々戒名覚, 神津家過去帳より謄写).
(近代).

1通(2枚). ノート.

ノート2枚. 1130-3-2の中に巻込まれていたもの。

1387-52

(町田氏先祖町田甚右衛門寄進真楽寺大日塚供養につき).

1通. 横切継紙

下部欠損. 閲覧注意. 町田氏先祖戒名等書附あり。

1063

小平関係(町田本家寺院関係記録調査書).

1冊. 横長半(一ツ綴).

標題は本冊綴部注記より。

1387-44

[書状](先祖法名・位牌等につき).

1通. 横切継紙

地部破損. 閲覧不可。

○町田億右衛門(旗本阿部氏用人)

893

請負証文之事(阿部孫十郎様御勝手不自由により御知行所御物成米金渡し).

宝永4丁亥年4月日. 差出:阿部孫十郎内 町田億右衛門(印), 小曾戸太郎兵衛(印), 下総国香取郡玉造村名主七郎兵衛(印), 常陸国行方郡於下村名主五右衛門(印), 常陸国鹿嶋郡重作村名主彦左衛門(印)[ほか同国同郡武井村・津賀村・山野上村・栗生村・平泉村各村名主連印]. 受取:紀伊国屋 源四郎殿, 市兵衛殿.

1通. 堅美.

熨裏下附箋「町田文書」(孔版). 奥裏下貼紙「長野県北佐久郡

中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵(ペシ).

2. 相続

1030(1)

宅地譲渡シ証書(御馬寄村 84 番上宿宅地 3 畝 21 歩, 兄弟都合により, 奥書とも).

明治16年4月15日;(奥書)明治16年4月17日. 差出:北佐久郡御馬寄村 譲渡シ人 町田良三郎(朱印), 同郡同村保証人 町田武左衛門(印);(奥書)北佐久郡御馬寄郷戸長 町田甚太郎(朱印). 受取:本家兄 町田良右衛門殿.

1通(5通のうち). 堅紙

朱色罫紙

884

[亡跡相続につき地券書換願および相続願].

明治16年.

[3冊]. [一括].

884-1

亡跡相続二付地券書換願(町田良竹相続人町田不二太, 田合7筆).

明治16年6月. 差出:亡 町田良竹有籍人 町田猪牙平(朱印), 相続人 町田不二太(朱印), 戸長 町田甚太郎. 受取:北佐久郡長 鳥居義處殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

「長野県北佐久郡御馬寄村戸長役場」朱色罫紙

884-2

亡跡相続二付地券書替願(町田良竹相続人町田不二太, 田合7筆).

明治16年6月. 差出:亡 町田良竹有籍人 町田猪牙平(朱印), 相続人 町田不二太(朱印), 戸長 町田甚太郎. 受取:北佐久郡長 鳥居義處殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

小豆色罫紙. -1下書か.

884-3

[亡跡相続願および届綴](1)亡跡相続願(親族協議のうえ町田良竹亡跡田6反5畝25歩を町田不二太へ引渡

し);(2)御届(丁年になるまで実父にて宥籍);(3)亡跡相続二付地券書換願(884-1-2に同)。

(1)・(2)明治16年4月20日;(3)明治16年6月。差出:(1)右親族宥籍人 町田猪牙平(書印),親族 町田良右衛門(書印),町田武左衛門(書印),町田彦右衛門(書印);(2)右相続人 町田不二太(書印),実父 町田良右衛門(印),親族惣代 町田猪牙平(書印);(3)(884-1-2に同,書印)。受取:(1)・(2)北佐久郡御馬寄郵戸長 町田甚太郎殿;(3)(884-1-2に同)。

1冊。堅美(一ツ綴)。

小豆色罫紙 端「明治十六年四月出願候付扣」。

1030(4)

宅地譲渡証書(御馬寄村84番上宿宅地3畝21歩,分配のため,奥書とも)。

明治21年1月24日。差出:北佐久郡御馬寄村 譲渡人 町田良右衛門(朱印),同郡同村 証人 町田静太(朱印);(奥書)長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二(朱印)。受取:同郡同村 町田不二太殿。

1通(5通のうち)。堅美。

朱色罫紙 5厘証券印紙2枚。

1033-1

地所譲渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字樋沢・林シ・神平ほか畑・山林・宅地27筆,登記済奥書とも)。

明治24年1月31日。差出:長野県北佐久郡中津村大字御馬寄地所譲渡人町田良右衛門(朱印),同県同郡同村保証人町田甚太郎(朱印);(登記済奥書)[朱印]。受取:全県全郡同村町田不二太殿。

1冊。堅美(一ツ綴,ひねり綴)。

朱色罫紙 1銭証券印紙 登記済奥書朱印印文「岩村田区裁判所之印」。

1033-2

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字柳平畑・原野・山林,代金48円,登記済奥書とも)。

明治24年1月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売主町田志津太(朱印),証人町田町田良右衛門(朱印),証人町田長四郎(朱印);(登記済奥書)[朱印]。受取:全県全郡同村町田不二太殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色罫紙使用。1銭証券印紙2枚。登記済奥書朱印印文「岩村田区裁判所之印」。

886

証明願(遺産相続につき,奥書とも)。

明治26年9月29日。差出:右(北佐久郡中津村亡父町田良右衛門相続者)町田静太(朱印);(奥書)北佐久郡中津村長山浦傳三郎[朱印]。受取:北佐久郡中津村長山浦傳三郎殿。

1通。堅紙。

冒頭北佐久郡中津村役場受付朱印内書込み「乙第四九四号」。奥書差出朱印「長野県北佐久郡中津村長之印」のほか朱印「長野県北佐久郡中津村役場印」等あり。

1375-4

山林贈本下附願。

明治30年4月12日。差出:北佐久郡中津村町田良右衛門相続人 北佐久郡中津村 町田静太(朱印)。受取:白田税務所御中。

1通。堅折紙。

朱色罫紙。

1390-41

山林遺産相続二付登記願。

明治30年4月12日。作成:北佐久郡中津村式百六拾四番地平民町田静太(印)。

1通。堅切紙。

888

山林家督相続二付登記願(南佐久郡岸野村山林)。

明治30年4月12日。差出:北佐久郡中津村第式百六拾四番地町田静太(朱印),全郡全村第老八拾六番地親戚町田不士太(朱印),全郡全村第式百三拾番地全町田長四郎(朱印)。受取:岩村田区才判所白田登記所御中,出張所御中。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色罫紙 別に綴穴4つ,もと別の冊を綴りなおしたものか。

1362-2

地所売渡之証(中津村大字御馬寄字中宿宅地)。

明治30年6月21日。差出:北佐久郡中津村売渡人 町田静太(朱印),全郡全村証人 町田長四郎(朱印)。

受取:同郡同村 町田不二太殿。

1通。堅美折紙。

10銭・1銭証券印紙 二ツ綴綴穴。

1362-3

地所売渡シ之証(中津村大字御馬寄字中宿宅地)。

明治30年6月。差出:北佐久郡中津村 町田静太。

受取:同郡同村 町田不二太殿。

1通。堅折紙。

朱色罫紙 一ツ綴綴穴。

1390-18

証明書(不士太,亡町田良介絶家を再興する者の旨)。

明治32年7月30日。作成:町田不士太。

1通。堅切紙。

朱色罫紙。

1390-28

証(亡町田良介所持田地,甚二郎継承の旨)。

明治32年8月1日。差出:町田む左衛門(印),甚二郎(印)。受取:町田森太殿・同静太殿。

1通。横切紙。

朱色罫紙。

889-1

遺産相続二付登記申請(南佐久郡岸野村大字根岸字大井戸ほか畑山林3筆につき)。

明治41年2月。差出:北佐久郡中津村八百八拾六番地ノ内式番町田静太(朱印)。受取:岩村田区才判所白田出張所御中。

2通. 竪紙

藍色野紙

889-2

土地所有権保存登記申請書(南佐久郡岸野村に所有の畑山林につき).

明治41年2月6日. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内壺番町田静太(朱印). 受取:岩村田区裁判所白田出張所御中.

1冊. 竪半(一ツ綴).

印刷用紙に巻込み, 藍色野紙

1132-2

[書状](二男五助, 市左衛門養子に取極につき).

2月10日.

1通. 横切紙

1359-3

[書状](財産分配方につき).

差出:土き. 受取:兄上様.

1通. 竪紙

封筒なし.

○遺言・遺書

881

積金譲渡遺言之事(老衰のため金61両を良右衛門・良僊・彦右衛門へ譲渡し積金とし多分になれば田畑にし不意の入用に備え引当にしない旨, および同請書); (良竹翁の遺志趣意を家族へ伝えていく旨約定); 覚(前書遺言による買入田地名目混雑無い旨).

天保5甲午年8月日;明治2己巳年8月亡翁之正忌15日. 作成:老筆ニ付良右衛門為取筆 八十二才 町田良竹 敦知案文, (請書署名)町田良右衛門 為憲, 同良僊 之法, 同彦右衛門之重;(約定)町田良右衛門案条翁ノ孫 恒篤, 彦左衛門 曾孫 之重, 壽僊 玄孫 之篤, 千代治 曾孫 道喜, 泰吉 曾孫 之喜;(覚)彦右衛門之重.

1通. 竪継紙

全体が明治2年の写. 最末尾の「覚」は家法約定の後に紙継追加. 良右衛門「為憲」は「恒篤」のこと(のち改名).

1140-140

(遺書包紙).

差出:町田不二太. 受取:叔父母様.

1通. 竪切紙

3.慶弔諸事

1.出生

430

慶応三卯年八月八日 寛太出生祝儀受納扣 火姓「守道」道義

慶応3年8月.

1冊. 横半半折(綴葉装下ヶ二ツ綴).

標題「内」は, 文字外周を四角囲み.

435

明治三庚午年 正月十八日 國次郎出生祝儀受納扣 土姓 道古.

明治3年正月.

1冊. 横半半折(綴葉装下ヶ二ツ綴).

442

明治五壬申八月十九日寅刻 出生鷹三則道 祝儀物受納控

明治5年8月.

1冊. 横半半折(綴葉装下ヶ一ツ綴).

綴紐切れ.

441

明治五壬申九月廿八日午刻 出生富次太 正道 又乎 二多トモ 祝儀物受納扣.

明治5年9月.

1冊. 横半半折(綴葉装下ヶ一ツ綴).

1360-11(69)

出生届(町田良一).

明治24年4月4日. 差出:北佐久郡中津村百八十六番地平民町田良右衛門(印). 受取:北佐久郡中津村長佐藤房之助殿.

1通. 竪紙

朱色野紙

2.婚姻縁付ほか

426

文久二年 壬戌正月廿一日 やそ婚姻銭別帳

文久2年正月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

609-1

縁女送書之事(儀兵衛娘かい, 良右衛門女房に内縁整い).

文久2壬戌年5月. 差出:平井村 名主 彌市(印). 受取:御馬寄村 御名主中.

1通. 竪美.

450

明治十六未年十二月廿六日 婚姻祝儀受納帳 町田静太守道.

明治16年12月.

1冊. 横長半(下ヶ二ツ目綴).

457

明治廿九年二月十日 不二太正道内祝儀諸事誌

明治29年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

3.病氣

453

明治廿二稔九月 母病氣之節 為見舞貰物扣 町田静太 八郎筆.

明治22年9月.

1冊. 横半半折(綴葉装下ヶ二ツ綴).

456

明治廿三年三月 おはつ病氣二付見舞受納扣.

明治23年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

454

廿三年三月十三日おはつ 出産後病氣二付医師 其外諸事番留.

(明治)23年3月.

1冊. 横半半折(一ツ綴).

4.葬祭

394

宝暦十辰天 十二月十五日 精營進戒信士香典帳 町田彦七`コト` 施主 両右衛門(ほか).

宝暦10年12月.

1綴(合綴). 横長美(一ツ綴, 一ツ目結綴).

395

安永六年丁酉五月廿二日 浄營欣求信士香奠帳 施主彦七(ほか).

安永6年5月.

1綴(合綴). 横長美(一ツ綴, 一ツ目結綴).

406

天保十二辛丑年八月廿 四・五日 法会執行帳 施主町田甚左衛門 惣一族.

天保12年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙上部に「本帳より写」とあり, 天文2年(1533)以来の先祖11名分戒名を記す.

414

嘉永二年 酉八月 香奠帳.

嘉永2年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

428

慶応二丙寅歳五月廿九日卒 善明童女 町田良三郎女 香奠并諸事控

慶応2年5月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

434

明治元戊辰年十二月十日卒十二日出葬 堅山軟固居士 櫻井不幸二付悔受納扣 施主 町田良三郎.

明治元年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

436

明治三年十一月十五日 昌譽貞山壽光大姉正十七回忌追福控 町田良右衛門 道喜.

明治3年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

438

明治四未年十月六日 香奠帳并入用控.(裏表紙)高譽

治唱清信士 世名 町田栄吉 行年 五拾四歳.

明治4年10月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

439

明治五壬申年 正月二日 豔譽妙相貞心大姉.

明治5年正月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

443

明治五年 壬申正月二日 俗名齋女行年 二十三才 新卒生 豔譽妙相貞心大姉 梅扣.

明治5年正月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙なし, 標題冒頭より.

440

明治六年酉九月四日 彦兵衛死去二付諸事扣 福田や.

明治6年9月.

1冊. 横半半折(綴葉装下ヶ一ツ綴).

綴部に印(印文「引合」)あり.

444

明治六癸酉年九月四日午前七時没 同五日出棺 祖産壽光信士 俗名山浦彦兵衛`コト` 行年六十五歳 香奠并諸事書留;(附1)明治六年癸酉九月四日`より`不幸二付野菜受納扣 祖參壽光信士俗名山浦彦兵衛`コト`; (附2-1)酉九月四日 不幸調物通 山浦彦兵衛;(附2-2)[記・覚].

明治6年9月. 差出:(附2-2)[いつみや弥兵衛;扇屋永之助(ほか)]. 受取:(附2-2)[彦兵衛様;上].

1冊(附8点とも). 横長半(一ツ綴).

本帳末尾に横長半帳面(附1)合綴. 綴紐へ横半半折(下ヶ綴)帳面1冊(附2-1)・横切継紙6通(附2-2)を巻状大にたたんで一括し結付け. 附2-2内容:代金請取など.

446

明治七甲戌年五月十五日午前五時八分卒去 同午後三時出葬 町田國次死去二付 香奠并諸事書留記 贈 省國善童子 町田良三郎二男明治三庚午正月十八日生ニテ 國次道古事四年五ヶ月.

明治7年5月.

1冊. 横長半(二ツ目綴).

447

明治九子年三月四日二時死去 早世釋流真夢善童子忌位.

明治9年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

448

明治十四辛巳年十一月十六日 齊譽大姉 香奠受納簿 喪主 町田良右衛門道喜.(裏表紙)明治十四辛巳年十一月十六日午前二時歿ス 同十一月十九日午前第十一時埋葬ス 齊譽戒心貞俊大姉 町田良右衛門継母 俗名 町田加以 行年五十八歳.

明治14年11月.

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

452

明治二十一戊子年二月一日午前六時没去全三日埋葬
徳唱院嵩山良間居士 嵐川原村小山亭 行年六十有一
香奠受納帳 喪主 町田静太 守道.

明治21年2月1日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

455

明治二十三庚寅年四月一日午後六時没ス 全三日埋葬
法心興雲居士 伴野村岡村惣六 行年八十六 香奠見
舞受納帳 町田良右衛門 道喜.

明治23年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

451

明治廿有七年三月十二日 随譽大姉葬儀諸事誌.

明治27年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

458

明治三拾四年十一月廿六日 香資受納并諸事扣帳 施
主 町田静太.(裏表紙)明治卅四年十一月廿六日没 稚
天善童女 町田守道四女 俗名たけ.

明治34年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

4.葬祭 (町田栄吉)

403

天保三壬辰年 九月十八日 香奠帳 施主 町田長次郎.
(裏表紙)往譽徳生信士 俗名 町田八左衛門 行歳 四
拾五歳.

天保3年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

405

天保六歳 未十二月三日 香奠帳 施主 町田八左衛門.
(裏表紙)誠譽了悟妙完大姉 町田八左衛門 祖母.

天保6年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

409

覺心涼 弘化二巳年 五月十五日 香奠小遺帳 町田八
左衛門娘於登里`コト`.

弘化2年5月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

411

弘化三年 丙午七月廿七日 香典并小遺帳 町田八左
衛門内 俗名於武無`コト`.

弘化3年7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

415

乘音源道信士 嘉永二年 酉八月 小遺帳 施主 町田
栄吉.

嘉永2年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

427

慶応元丑年 十一月二日 香奠并小遺帳 施主 町田栄
吉.(裏表紙)道音源随信女 俗名美津 町田栄吉母.

慶応元年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

5.目録

1115-12

寅正月廿九日 婚礼献立.

(寅正月29日).

1通. 豎美継紙.

1115-16

寅正月廿九日 婚礼献立.

(寅正月29日).

1通. 豎美継紙.

-12と同文.

1115-18

目録(熨斗家納喜多留・鯛・扇子ほか、御両親様・御祖
母様・おふよどの・小平市右衛門様ほか13名分).

正月29日. 作成:町田栄作.

1通. 豎美継紙.

1115-17

二月三日献立.

(2月3日)月日.

1通. 豎美継紙.

1115-1

目録(御樽さかな、町田金兵衛ほか13名分).

2月25日.

1通. 豎美継紙.

1115-11

茂久路具(熨斗御樽・鯛・扇子ほか、御両親様・御息女
様・御家来中分につき目録).

2月25日.

1通. 豎美継紙.

1115-19

覚(熨斗御樽・鯛・麻苧ほか、町田良右衛門様・御内宝
さま・御母公さま・町田千代次様・おときさまほか26名
分).

2月吉日.

1通. 豎美継紙.

1115-13

目録(熨斗末廣・麻苧・御樽ほか、臼田御両親様・臼田
米作様御内宝様ほか6名分).

4月10日. 作成:町田良右衛門.

1通. 豎美継紙.

1115-5

覚(熨斗御樽・寿留女・扇子ほか、町田良右衛門様・御
内宝様ほか12名分).

4月吉日. 作成:市川与兵衛.

1通. 堅美継紙

1115-10

進上(熨斗御樽・鯛・麻苧ほか, 御両親様・町田千代治様・御内宝さま・町田静太様・御家来中分).

4月吉辰. 作成:白田六兵衛.

1通. 堅美継紙

1115-20

覚(熨斗御樽・さかな, 町田彦右衛門ほか 21名分).

4月吉日. 作成:白田六兵衛.

1通. 堅美継紙

1115-4

茂久録(御樽・さかな・扇子ほかにつき目録).

8月13日. 差出:武舎七三郎. 受取:町田良右衛門様.

1通. 堅継紙

1115-6

茂久録(熨斗御樽・鯛・扇子ほか, 町田良右衛門様・御袋様ほか 16名分につき目録).

8月13日.

1通. 堅継紙

1115-2

十月十七日 婚姻献立.

(10月17日).

1通. 堅美継紙

1115-8

[覚](熨斗家内喜多留・鯛・麻苧ほか, 山浦多兵衛様・御内宝様ほか 10名分).

月日. 作成:小林半次郎.

1通. 堅美継紙

破損.

1115-3

覚(扇子・朝苧ほか, 町田万蔵様・御内宝様ほか 10名分).

1通. 堅美継紙

1115-7

覚(熨斗包, 小袖・帯ほか 7品).

1通. 堅美継紙

1115-9

目録(手樽・手拭ほか, 山浦七郎左衛門様・御内宝様ほか 15名分).

1通. 堅美継紙

1115-14

覚(家内喜多留・塩鯛ほか, 町田良右衛門様・御内宝さま・御祖母さま・おたつさま・おもと様・御家来中分).

1通. 堅美継紙

1115-15

目録(熨斗家内喜多留・鯛・扇子ほか, 竹内清右衛門様・御母公様ほか 5名分).

1通. 堅美継紙

冒頭に「目録」と書きし途中で記載が中断し, あらためて柱書きあり.

4. 生活諸事

390

明治五壬申三月十三日十四日 狂言手踊静太江投花受納帳.

明治5年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆「12」.

344

明治九年丙子十一月ヨリ 日影 家手入諸事控 井諸調物等 町田良右衛門 道喜.

明治9年11月(～明治10年2月).

1冊. 横半半折(綴葉装二ツ綴, 下ヶ紐付).

1360-11(2)

[卒業証書](下等小学第八級).

明治12年6月11日. 差出:[朱印], 第六大学区第十七中学区 第十四番小学. 受取:長野県平民 町田高三.

1通. 堅紙小.

差出印文「第六大学区第十七中学区第十四番小学」.

1360-11(43)

(種痘済証明書).

明治18年2月10日. 差出:塩名田村寄留種痘医清水熊大(印). 受取:長野県北佐久郡御馬寄村平民拾九番地町田良右衛門三男町田金三郎.

1通. 小切紙

1360-11(52)

(再度種痘済証).

明治18年2月10日. 差出:長野県北佐久郡塩名田村寄留五十七番地種痘医清水熊大(朱印). 受取:(町田良右衛門二男)町田不二太.

1通. 小切紙

印刷用紙へ書込み.

1137-189-1

書留郵便物請取証(北佐久郡中津村小平荘太から東京都神田町田不二太への郵便物).

明治22年7月8日. 作成:岩村田局.

1通. 小切紙

1135-52

(小山久之助総選挙につき, 懇親会開催の旨).

明治25年2月19日. 差出:会主小林新左衛門, 小山清左衛門, 小沼定吉, 小山孝平;. 受取:町田不士太殿.(封筒)佐久郡中津村町田不二太殿.

1通. 堅紙(封筒入).

1360-11(63)

(乙種歩兵第二補充兵編入).

明治29年9月4日. 差出:長野県聯隊区司令官森田邦(印). 受取:長野県北佐久郡中津村静太弟町田金

三郎。

1通. 小切紙

1083-4

No.17 受領証(五十五才受取養老生命保険金 500 円掛金 5 円 85 銭につき)。

明治 30 年 8 月 29 日。差出: 日本生命保険株式会社 小諸代り店[朱印]。受取: 保険申込人 町田静太殿。

1 枚。状(18.4×19cm)。

印刷用紙へ書込み。1 銭証券印紙。朱印印文「日本生命保険株式会社小諸代理店之印」。金額下朱印「町田」。

1083-1

丁第式七七六五号 養老生命保険証書(保険金五百円、保険掛金 55 歳まで 3ヶ月ごと 5 円 85 銭づつ)。

明治 30 年 11 月 16 日。差出: 日本生命保険株式会社 社長 鴻池善右衛門(朱印)、支配人 入交千別(朱印)。受取: (保険申込人・被保人: 町田静太)。

1通. 堅紙

-1~4 は一括。印刷用紙(金額・保険申込人等人名・日付は記入)、1 銭証券印紙。朱印「日本生命株式会社之印」、鴻池氏朱印。金額下「笠井」朱印。

1083-2

町田静太殿掛金期日表(十一月・二月・五月・八月 十六日)。

(明治 30 年 11 月 16 日以降)。差出: 大阪市東区北濱三丁目 日本生命保険株式会社 社長 鴻池善右衛門、副社長 片岡直温、取締役 弘世助三朗[ほか取締役 4 名]、支配人 入交千別、支社支配人 野村光貞。受取: (町田静太)。

1 枚。状(12.3×7.6cm)。

印刷用紙(人名・日付のみ書込み)。

1083-3

No.14 受領証(五十五才受取養老生命保険金 500 円掛金 5 円 85 銭につき)。

明治 30 年 11 月 16 日。差出: 日本生命保険株式会社(朱書)「小川嘉隆」(朱印)。受取: 保険申込人 町田静太殿。

1 枚。状(18.4×19.2cm)。

印刷用紙へ書込み。1 銭証券印紙。朱印「保険証書交付候迄ハ此受領証ハ本証書同一ノ効力ヲ有スルモノ也」。

1138-88

証(金 81 円小山量平の貴所に対する立替金請取)。

明治 32 年 12 月 27 日。差出: 北佐久郡中津村町田静太印。受取: 吉沢貞右衛門殿。

1通. 堅紙

1136-31

[広告](新原理役用治療法, 内科, 婦人科, 眼科)。

明治 33 年 5 月。作成: 上田町町 小山亨。

1通. 堅紙

印刷。

1367

[親戚証明願および証明書]証明願(町田不二太の親戚なることにつき、および願書通り証明の旨奥書)。

明治 34 年 11 月 4 日。差出: 右(北佐久郡中津村八百八拾番地) 町田静太(朱印); (奥書) 北佐久郡中津村助役佐藤重吉[朱印]。受取: 北佐久郡中津村助役佐藤重吉殿。

1通. 堅紙

本紙端下朱印枠および書込み「北佐久郡中津村役場 乙第四七五号 明治廿四年十一月四日 受付」、同下朱印印文「佐藤」。差出朱印印文「町田守道」。奥書記載上朱印印文「長野県 北佐久郡中津村 役場印」。

1138-93

領収証(明治 35 年第二期年醜金領収)。

明治 35 年 9 月 30 日。差出: 日本赤十字長野支部北佐久郡委員河村備衛(印)。受取: 社員町田良一殿。

1通. 堅切紙

1138-37

長野県立野沢中学校第二学年乙学級学業成績通知表(町田良一)。

(明治 37 年度)。

1通. 堅切紙

586

明治参拾九年 丙午十月拾七日ヨリ 掘浚人足扣帳。(裏表紙)福田屋様 山浦山三郎。

明治 39 年 10 月 17 日。

1冊. 横半半折(二ツ目結び綴じ, 下ヶ紐付)。裏表紙記載「福田様」を墨抹。

1360-11(1)

[辞令](月俸 7 円給与)。

明治 40 年 4 月 30 日。差出: 北佐久郡役所[朱印]。受取: 村立高瀬尋常高等小学校代用教員町田とよ。

1通. 堅切紙

「北佐久郡役所」赤色野紙。

1129-3

[野沢中学校葉書](第五学年生町田良一遅刻三回につき注意状)。

明治 40 年 6 月 27 日。差出: 長野県立野沢中学校[朱印]。受取: 北佐久郡中津村町田静太殿。

1葉. はがき。

1 銭 5 厘切手。消印あり。

1137-189-2

受領証書(為替金額・為替料領収につき)。

明治年月日。作成: 岩村田郵便局長依田清吉[朱印]。

1通. 小切紙

1139-187(11)

覚(遺す子供に拝借をくだされたく)。

5 月 5 日。差出: 孫九郎。受取: 千代次様。

1通(綴 31 通のうち)。横切紙

1134-42

[池田乙平書状](移業したこと、この方面じよじよに好況

にて貸付金等の件に関し母上様に同意くだされたく云々).

8月21日(封筒). 差出:池田乙平;(封筒)東京市牛込区若松町八十三 池田乙平. 受取:町田静太様;(封筒)長野県北佐久郡五郎兵衛新田村 町田静太様.

1通. 横美切継紙(封筒入).

3銭切手. 封筒消印「長野塩名田・4.9.2・后0-3」(2つのうち1つ, 1つはかすれ難読).

1132-17

[書状](悴, 入木之道稽古門弟になし下されたく).

9月14日.

1通. 横切継紙.

1138-11

(御刀鍛冶司引札).

作成:勢州白子住菊一文珠藤原金近(印).

1通. 堅切紙.

1139-186

(紙縫り紐).

1本. ひも.

1139全体を一括していたカ.

1141-24

(印紙2枚, 切取).

1通. 印紙.

1141-33

(大圓寺明細覚, 小平氏寄進覚).

1通. 横切継紙.

1142-36

穴掘手伝具候人別(喜作ほか21名人名書上).

1通. 横切紙.

人名中「番頭」3名.

1143-9-1

(下桜井村臼田六兵衛ほか村名・人名書上).

1通. 横美切紙.

難型カ.

1143-9-2

(住所書付).

1通. 16.3×2.6cm.

9-1に折り込まれていた. 内容:第十区上桜井村第九番屋敷.

1143-47

病氣ノ薬(乾姜・黒砂糖など材料・分量書上).

1通. 堅切紙.

1202-9-17

四十九お配之通(人名書上).

1冊. 横長半(一ツ綴).

○情報・教養・趣味

599

[真田信幸・芦田康国連署下知状写](豊臣秀頼摂州難波城にて逆心籠城につき信州一国の郷士一郡切に出陣すべき旨).

慶長19年甲寅3月(ママ). 差出:追手大将真田伊豆守信幸奉之 御黒印, 芦田源重良康國奉之 御黒印. 受取:(信州佐久郡郷士 岩村田 篠沢右京只幸ほか計33ヶ所67名).

1通. 堅継紙(包紙とも).

本紙端へ緒付様に貼付の包紙上フ書「慶長十九年 出陣御下知状之写 小林氏」(後筆). 大坂冬の陣のことカ.

147

元禄拾五歳午正月 信濃国小諸領佐久小県両郡高倉万五千石.(裏表紙)荻原寛敬.

元禄15年6月;(見返し朱筆銘)文化元子歳春3月吉辰荻原寛敬写之. 差出:桜井七右衛門印, 正木藤右衛門印, 荻原源左衛門印[ほか3名]. 受取:市川孫右衛門殿.

1冊. 横長美(一ツ綴).

232

元禄十六未年 牧野周防守様御入城之節 信濃国小諸領高附.(裏表紙)佐久郡 御馬寄村 町田彦右衛門主.

元禄16年.

1冊. 横半半折(列帖装一ツ綴).

235

天保九戌正月吉日写之 信州佐久郡高辻目録 [印].

宝暦2年申正月改出ス;(写)天保9年正月.

1冊. 堅美切半折(かぶせ綴).

表紙押印印文「持主 信佐久 御馬寄 鈴木重良」, 同印各所に押印(蔵番印カ). 裏見返し書込み「再持主 町田氏」.

153

申渡之覚(親子孝行, 耕作出精, 博奕制禁など);名主役人共江申渡覚(風俗取締り, 盜賊対処など)(後欠).

(寛政5年カ)丑12月. 差出:御奉行. 受取:御代官江.

1冊. 堅半(一ツ綴).

表紙朱筆「3」. 表紙・裏表紙を後に付与. 手本または手習い本カ.

78

「寛政十年年・文政五年年 諸国人数帳 二冊」.

寛政10年~文政5年;「安政三丙辰年二月十七日改之」.

1冊. 堅美(かぶせ綴).

写本,「東山道信濃国佐久郡美巖止主人書 釈氏霞舟齋花山(花押)」。末尾破損. 綴目に印.

521

信濃国 佐久郡小諸城主記録(文治[1185-1190]頃の状況から牧野康長[寛政12(1800).10.19-文政2(1819).4.21]まで).

[文化10年以降文政2年以前:本文より推定].

1冊. 堅半(二ツ綴).

汚損. 写本カ.

164

天保二辛卯年 三月 御支配様御廻村之上 被仰渡候御書付一統請印帳 御馬寄村.

(天保2年)卯3月18日. 差出:惣役人, 寺社, 惣百姓.

受取:長浪(ママ)五郎蔵様。

1冊(2冊のうち)。 堅半(かぶせ綴)。

裏見返し破損。手習いカ。

313

天保八年 酉七月より「戊正月初り」二番 東民齊日記。

天保8年7月。

1冊。 横長半(下ヶ二ツ目綴)。

表紙年代下限定記載後筆。裏面から焼損(カ)破損大。

314

天保十四年七月書出帳。(裏表紙)本田屋小才次。

天保14年7月。

1冊。 横長半(下ヶ二ツ目綴)。

表紙綴部破損。

1138-68-1

覚(書物代金等)。

(近世カ)。

1通。 横切紙。

1138-68 全体を括っていた紙縫り紐とも。

1202-5

[ト占書写](漢字・書翰用語手習い、および「なす・うり・さげす漬之法」など諸処方書上)。

(近世カ)。

1冊。 横美半折(一ツ綴)。

「松代町町田伊助ノ書ナリ 此伊助、消兵衛家分家退転シテ松代町二行」等の記載あり。

339

明治四辛未年三月二日三日 村方若者踊興行二付貨物并其外控 安達原文次 朝顔日記 麻屋ヶ嶽 姿之町田良三郎;(附)覚(納戸繕・礼紗ほか代金書付)。

明治4年3月2日・3日;(附)2月27日。 差出:(附)萬屋平四郎。 受取:(附)福田屋 良右衛門様。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙朱筆「11」(後筆)。10丁目丁内に横切紙1通(附)。

555

名頭字并雜数。(裏表紙)恒篤老人筆(名頭字・十幹[ママ]・十二支・方角など)。

(明治初年カ~昭和9年12月)。

1冊。 堅美(かぶせ綴)。

末尾(裏見返し部)「恒篤翁筆 昭和九年十二月孫静太誌」(本文異筆)。また最終丁に朱印あり、同印文「持主 福田屋」。

1202-6

(古文書写、小諸佐久地方史記ほか雜記)。

(下限:明治7年)。 作成:(町田良衛恒篤ほか)。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

1138-9-1

大日本全圖(袋、本県より取締役等出張御検査の褒美として地図を賜う)。

(明治10年丁丑12月19日)。

1袋。 袋。

532

明治十二己卯年十一月改 鶴齋善道秘蔵書画録 町田善道誌・町田守道追誌。

明治12年11月。

1冊。 堅半半(二ツ綴)。

朱色罫紙・赤錆色罫紙(追誌部分)使用。

1137-129

証(史記代価半額前金1円90銭受取につき)。

明治14年11月28日。 差出:東京京橋区弥左衛門町一番地 東京印刷会社(朱印)。 受取:町田静太殿。

1点。 小切紙。

1360-11(48)

入社金預証(本社加入金1円)。

明治14年11月28日。 差出:東京々橋区彌左衛門町一番地東京印刷会社々々長 鈴木義宗(印)。 受取:町田静太殿。

1通。 小切紙。

印紙あり。

1137-154

領収証(第三回書籍悉皆代金)。

明治15年11月28日。 差出:東京京橋区川竹町十九番地自由出版会社(朱印)。 受取:町田静太殿。

1点。 小切紙。

1137-76

証(金500円請取につき)。

明治16年9月23日。 差出:東京京橋区弥左衛門町一番地 東京印刷会社(朱印)。 受取:町田静太殿。

1通。 小切紙。

358

明治十八乙酉年改 書籍及物品貸借扣 一竿堂 福田屋;(附1)(後崇光院ほか「八十六枚」分人名書付);(附2)(「梅哥」ほか和歌書付)。

明治18年(~明治21年)。

1冊(附2通とも)。 横美半折(下二ツ目綴)。

9~10丁目間に横折紙2通(附1・2)。

1137-116

受取証(合計金1円70銭1厘)。

明治19年3月25日。 差出:北佐久郡小諸町五百十三番地 発蒙書舎(朱印)。 受取:町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

印文「相場之訳」。

1137-90

受取証(金1円38銭)。

明治19年7月5日。 作成:北佐久郡小諸町五百十三番地 発蒙書舎(朱印)。

1通。 小切紙。

1137-88

受取証(金1円38銭)。

明治19年8月5日。 差出:北佐久郡小諸町五百十三番地 発蒙書舎(朱印)。 受取:町田良右衛門殿。

1通. 小切紙

1139-115

受取ノ証(金 285 円, 書代金).

(明治)27年9月25日. 差出:南佐久郡岸ノ村 伊井卯太郎(朱印). 受取:御馬寄 町田静太殿.

1通. 横美切紙

破損.

1139-154

記(書代金 100 円受取).

明治 29 年 5 月 19 日. 差出:佐藤鍋治(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 横美切紙

1139-127

領收証(書籍代金 27 銭).

明治 29 年 12 月 3 日. 差出:北佐久郡岩村田本町 書籍・新聞舗 文盛館(朱印). 受取:町田殿.

1通. 小切紙

印刷用紙へ巻込み. 差出押印「北佐久郡・岩村田町 文盛館領収印」.

1135-56

[小山しづ葉書](御地相場伺).

(明治 33 年)6 月 24 日. 差出:小諸町 小山しづより.

受取:北佐久郡中津村町田静太様.

1葉. はがき.

1 銭 5 厘切手印刷官製はがき. 消印「[欠損]小諸 卅三年六月二十四日 〇便」「信濃塩名田 卅三年六月二十四日 〇便」.

1143-72

一立齋広重錦絵買入概価表.

大正 4 年 4 月. 作成:東京新橋南金六町 吉沢商店輸出部.

1通. 横切紙

印刷物. -72~73 は別のかたまりとして一括.

557

大洗澤閣下之信濃国佐久郡二関スル見聞二, 三(御馬寄山浦健六が藍問屋時代の洗沢栄一から扇を得たこと, 木内芳軒婿が洗沢栄一に連れられ第一銀行員となったこと, 等).

(大正 7 年以降). 作成:町田静太誌.

1冊. 縦半(一ツ綴).

1137-211

(集芳帳・風雅帳等代金請取).

正月 14 日. 差出:和泉屋金右衛門(印). 受取:上.

1通. 横美紙紙

印文「春林 横山町三丁目 玉巖堂」.

1388-5(2)

[町田良右衛門書状案](当村地内千曲川通漁業に関する旧小諸藩政時の取締方・制度取調べ不明のことあり伺い).

2 月 5 日. 差出:町田良右衛門. 受取:古具(ママ)屋叔子君.

(1通). 横美切紙紙

料紙は紺色野入.

1136-63

[町田良右衛門書状](熊澤先生より草書小切譲り受けにつき伺).

2 月 11 日. 差出:町田良右衛門. 受取:鈴木御老人様.

1通. 横切紙紙

1136-46

[佐久倶楽部幹事箕輪五助他二名書状](筑[信濃カ]毎日新聞紙上に佐久倶楽部幹事拘引されるとの記事掲載につき);(附)[佐久倶楽部書状](箕輪氏名刺差上げ配布方願).

6 月 30 日. 差出:佐久倶楽部事務所に於て 箕輪五助, 比田井弾左衛門, 神津九郎兵衛;(附)佐久倶楽部;(封筒)佐久倶楽部幹事. 受取:町田良右衛門様, 佐藤彦左衛門様;(附)中津邨 町田良右衛門殿;(封筒)中津村 町田良右衛門様, 佐藤彦左衛門様.

1通(2点). 縦紙(封筒入).

封筒破損. 封筒大に折りたたんだ縦紙(朱色野紙)1通(附)同封.

1138-68-6-14

上州下仁田町岩井屋手代和吉与申者申口(武州秩父郡より押出した騒動につき注進書).

6月.

1通. 横切紙紙

1141-48

記(四書・大学等書籍代金).

7 月 3 日. 差出:萬や板左衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切紙

1359-32

[下桜井村若者書状](神楽殿出来につき当月十五日十六日狂言定日のため皆々様ご光来願い).

8 月 8 日. 差出:下桜井村 若もの. 受取:御馬寄村 町田良右衛門様.

1通. 縦紙

1359-23

[町田寿僊書状](表具のこと何様の産物にてもよいので少々手少なに用立てたく).

9 月 18 日. 差出:寿僊. 受取:一竿尊叔様.

1通. 横美切紙紙

灰赤紫色用紙

1387-12

[金子三平書状](アメリカ書簡写差上につき幸便).

9 月 23 日. 差出:金子三平;(封筒)善光寺 金子三平. 受取:町田彦右衛門様;(封筒)御馬寄邨 町田彦右衛門様.

1通. 横切紙紙(封筒入).

1143-73-4-1

- [金三郎書状](景山・蓬平御返却の件承知).
12月17日. 差出:金三郎. 受取:一竿堂様.
1通(3通のうち). 横美切紙.
外側から順に.
1132-29
(英吉利人の著せる日本記事の一篇横濱新聞紙タイムスより抄出ス. 御雑新の動向について).
1通. 横折紙.
1136-55
立憲自由党之旨趣(ならびに)立憲自由党々則.
1通. 横美切紙.
活版印刷.
1137-77
(漢書評林代金勘定書付).
1通. 横切紙.
1138-42-1
[和歌短冊](籠と急須の絵).
作成:晴信.
1通. 短冊.
1138-44-7
(漢詩文手習).
1通. 横切紙.
1139-187(20)
(「紀州熊野二而と山くしらくじらと山と」云々覚書).
1通(綴31通のうち). 横美切紙.
1141-54
(書画代金覚).
1通. 横切紙.
1142-43
(「價」「價主」「價」ほか漢字・ふりがな書付).
1枚. 小切紙.
1143-73-17
(皇国の御報恩のため田地残らず上地仕りたきにつき).
作成:(文中「当国八幡宿農民」カ).
1通. 縦紙.
1202-7
(垂仁天皇ほか天皇事緯略記および八幡宿正八幡宮縁起書付).
1冊. 縦半(四ツ目綴).
本文のほとんどを綴部近くから破り捨て.
1202-8
天保十四卯閏九月十三日四ツ時申渡之秘書(写. 水野越前守勝手向不取締り処分. 不埒箇条).
1冊. 縦半(二ツ綴).
1359-22
[某書状案](当国史略拝借願ほか).
差出:天 兄君[訂正前「愚弟」]. 受取:下 小平愚弟[訂正前「兄君」].
1通. 横美切紙.

端裏「…こくや 御主人へ」. 本紙下部2ヶ所付箋.

1359-25

[風刺戯文書付].

1通. 横美切紙.

内容「近来巨鳥ト云鳥渡来して百姓ヲ荒ス其鳥頭ハ散髪にして熊鷹ノ如ク手足ハ人間にして爪長シ…嘴達者にして議論ヲ好ム風集会シテ民費ヲ喰…」.

1359-63

(佐久郡内各所の地名を詠み込んだ歌書付).

1通. 横切紙.

内容「ことぶきあそひ初春の松のよわい千代かけて代…」とはじまる。「こくぞう」「飯森」等の語が見え「わみ山山論」等と関係か.

556

小諸御役所 真楽寺門末江 御尋[(破損)覚];(本文柱書)御尋二付口上書の覚.

1冊. 縦半(四ツ目綴)綴じ.

表紙破損大. 四ツ目綴穴あり. 綴補修.

○新聞

1137-139-1

(新聞代価受取証).

明治13年3月5日. 差出:長野大門町第三十六番地 需新社朱印]. 受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1点. 小切紙.

1137-139-2

(新聞代価前金受取証).

明治13年3月5日. 差出:長野大門町第三十六番地 需新社朱印]. 受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1点. 小切紙.

1137-135

証(35銭受取につき).

明治13年10月16日. 差出:信濃新報社社主小野億之進(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1点. 小切紙.

1137-134

信濃新報社請取証(4円60銭受取).

明治14年7月26日. 差出:信濃国上水内郡長野町六百六十一番地 信濃新報社(印). 受取:町田様.

1点. 縦紙.

1137-145

信濃新報社受取証(金18銭).

明治16年6月21日. 差出:信濃国上水郡長野町六百六十一番地信濃新報社(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1点. 小切紙.

印刷用紙へ書込み.

1137-151

領收証(新聞代金8円43銭受取につき).

明治16年9月26日. 差出:信濃国長野信濃新聞社朱印]. 受取:町田良右衛門様.

1点. 小切紙.

1137-93

領收証(金1円58銭受取につき)。

明治19年8月10日。差出:燈新聞見光社派出員 高野安麿[朱印]。受取:北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様。

1通。小切紙。

1137-92

新聞代金受取証。

明治19年9月7日。差出:小諸町書肆 発蒙舎 相場七左衛門[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

1137-89

新聞代金受取証。

明治19年9月10日。差出:小諸町書肆 発蒙舎 相場七左衛門[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

1139-21

第七十一号 証(「貿易 三月分・四月分」代金領収につき)。

明治24年5月9日。差出:小諸新聞舎[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

印刷用紙へ書込み。差出印文「小諸新聞舎領収之印」。

1139-83-1

証(「中外」代金領収)。

明治24年12月31日。差出:小諸新聞舎 大池吾郎[朱印]。受取:町田良右衛門様。

1通。小切紙。

-83-1 と-83-2 は重り一括。「岩村田活版所印行」印刷用紙。差出朱印「小諸新聞舎會計之章」。

1139-83-2

(金5円請取書付)。

明治25年2月17日。差出:春日村 嶋津ノ蔵[印]。受取:中津村 町田静太殿。

1通。横美切紙。

薄綠色用紙。

1139-77

領收証(「中外」「時事新報」ほか代金請取)。

明治25年2月13日。差出:小諸町四百八拾一番地書肆 相場七左衛門[朱印]。受取:町田良右衛門様。

1通。堅切紙。

印刷用紙に記入。差出朱印印文「小諸 荒町(ヤマと一に久) 相場店」。

1139-39

領收証(「中外」代金)。

明治27年11月9日。差出:北佐久郡望月駅 兩澤新聞舗[朱印]。受取:町田不士太殿。

1通。小切紙。

印刷用紙へ書込み。差出・領収印文「兩澤」。

1139-35

領收証(「中外」代金)。

明治27年12月12日。差出:北佐久郡望月駅 兩澤新聞舗[朱印]。受取:町田不士太殿。

1通。小切紙。

印刷用紙へ書込み。差出・領収印文「兩澤」。

1137-161

東京日々新聞代価確受之証(金5円)。

8月4日。差出:日報社。受取:町田良右衛門様。

1点。堅紙。

1137-133

東京日々新聞代価確受之証(金6円81銭)。

10月28日。差出:日報社勘定役代理。受取:町田良右衛門様。

1点。堅紙。

1137-132

東京日々新聞代価確受之証(金52銭4厘)。

差出:日報社代鈴木。受取:町田良右衛門様。

1点。堅紙。

上部に朱印「受領 日報社勘定役」とある。

○謙三文庫

462

在方御書付并勤方心得其外諸扣 在方出役 野々村啓蔵。

1冊。19×9cm(かぶせ綴)。

表紙朱印「謙三文庫」。

○他行見聞

333

慶応四戊辰年正月五日出立二而 伊勢参宮道中休泊附 二月十三日帰村 東山道御馬寄 福田屋 千代治(道中宿泊所・弁当等休所書上日記)。

慶応4年正月5日~2月13日。

1冊。横半半折(四ツ目縫い綴じ)。

335

慶応四辰二月十三日 伊勢参宮二付 書類入 福田屋 千代次。

慶応4年2月。作成:(福田屋千代次)。

[10点]。[袋入一括]。

335-0

[袋]慶応四辰二月十三日 伊勢参宮二付 書類入 福田屋千代次。

慶応4年2月13日。

1点。袋。

裏面(袋内側)に「慶応四辰正月五[]二月十[]伊勢参宮[道(か)筋二而嘸(風)脚(か)]」。

335-1-1

慶応四稔 戊辰正月五日ヨ里 岡二日二新。(裏表紙)中山道信佐久 御馬寄邸 福田屋道喜(参宮道中日記)；

(附)(正月7日よりの日記補足)。

慶応4年正月5日。

1冊(包紙・紙縫り紐、附1冊とも)。 竪三ツ切半折(18.5×8.8cm, 袋綴様;四ツ目綴;包紙・紙縫り一括)。

包紙・紙縫り紐にて-1-1・-1-2を一括。包紙「慶応四年正月 参宮日記 町田道喜」(ペン書き)。19~20丁目間に横長小帳(ひねり綴)1冊(附)。

335-1-2

慶応四年 戊辰正月初五日発足 雲遊草(裏表紙)中山道千曲川辺 美満喜野里 交睦双(参宮道中小遺帳);(附1-1)[覚ほか](酒代ほか道中諸費請取);(附1-2)[山浦新蔵書状](このたび福田屋良右衛門様・叶屋専右衛門様・清兵衛様その外御大勢にて伊勢参宮につき幸便)。

慶応4年正月5日;(附1-1)[正月15日~2月13日];(附1-2)辰ノ正月4日認め。差出:(附1-1)[濱松宿近江屋清太夫;野尻宿脇御本陣木戸彦左衛門ほか];(附1-2)愚甥新蔵。(包紙)信州佐久郡御馬寄村山浦新蔵。受取:(附1-1)[上ほか];(附1-2)貴伯父張もの屋 弥助様,(外側包紙)大坂ざこ場上橋西造ニ而加賀屋長兵衛様,(内側包紙)張物屋彌助様。

1冊。 竪三ツ切半折(18.5×8.8cm, 袋綴様;四ツ目綴)。包紙・紙縫り紐にて-1-1・-1-2を一括。10~11丁目間に横切紙3通・竪切紙2通(附1-1), および包紙2枚入横切紙1通(附1-2)。

335-2

(布告・高札写, 戊辰戦争関係東山道鎮撫総督よりの布告など)。

慶応4年2月13日。作成:福田屋千代次。

7通。 横切紙・竪切紙・竪紙。

それぞれ端上に朱筆「1」~「7」(後筆)。

1138-13

(御秋元結等配り候人別覚, 参詣につき)。

1通。 横切紙。

1138-14-1

(土産遺し候人別書抜類, 参詣につき)。

1通。 横切紙。

1138-14-2

(土産遺し候人別書抜カ, 参詣につき)。

1通。 横切紙。

5. 日記・雑記

419

嘉永六年 丑六月廿日 諸事控帳。

嘉永6年6月。

1冊。 横長半(下ヶ二ツ目綴)。

529

明治五壬申年 春二月より 懐中雑誌 町田之喜止

明治5年。

1冊。 横半半折(綴葉装二ツ綴)。

345

明治十一年九月より 隠宅雜事記(品物人名を書付けた日記とも)。

明治11年9月。

1冊。 横半半折(綴葉装二ツ綴, 下ヶ紐付)。

明治7年4月からの医者ににかかった記事もあり。

534

明治十四稔一月ヨリ 雜記録 一号 町田「◎」十五年十月大洪水 十二新田工事 記録。

明治14年1月。

1冊(5冊のうち)。 竪半切半(四ツ目綴, 不完全)。

もと534~538まで括り紐にて一括。紐同封。布達布告類の裏面を使用。表紙標題「内朱筆」。

530

十五年四月八日ヨリ 意覚記録 町田(裏表紙)入湯諸費扣。

(明治)15年4月8日。

1冊。 横半半折(綴葉装一ツ綴)。

535

明治十八年九月ヨリ 諸事雜誌 二号 町田 道喜(諸事地面, 小作金等につき)。

明治18年9月。

1冊(5冊のうち)。 竪半切半(四ツ目綴, 不完全)。

布達布告類の裏面を使用。

536

明治廿一年二月ヨリ 雜事意覚 第三号 福田舎(出入金円覚)。

明治21年2月。

1冊(5冊のうち)。 竪半切半(四ツ目綴, 不完全)。

布達布告類の裏面を使用。

537

明治二十二年一月ヨリ 諸事雜記 第四号 福田舎「◎」溜講無尽記事「○」字まくりめ地図「十二新田車屋附近 地図」。

明治22年1月。

1冊(5冊のうち)。 竪半切半(二ツ綴)。

布達布告類の裏面を使用。表紙標題「内朱筆」。

538

二十三年五月ヨリ 二十四年二至 諸事雜記 五号 福田屋。

明治23年5月~24年。

1冊(5冊のうち)。 竪半切半(四ツ目綴, 不完全)。

布達布告類の裏面を使用。表紙朱筆「明治廿四年道喜中風ニ罹ル」「小諸町白田彦五郎へ地所売渡シ 記事, 我家大切之記事 道喜自筆」。

585

明治廿四年一月以来 諸事書留。

明治24年1月。

1冊。 竪半(四ツ目綴, 不完全)。

「明治廿一年七月ヨリ 日誌」(朱色罨紙)紙背使用(末尾から2/3ほど日誌本文あり)。

539

小諸出張中 諸事意覚。

(明治年間カ).

1冊. 堅半切半(一ツ綴).

表紙朱筆「木村午太郎桑原亀太郎兩人 口添ニテ確氷勇海殿ニ依頼スル処 アリ遂ニ結果無し」「此一冊ハ借金整理ノ為メ光岳寺住職確氷勇海殿ニ依頼スル処アリテ小略へ出張セン日記ナリ」。本文「佐久銀行株主姓名表」(活版)紙背使用。

1202-16

(雑記帳. 金円勘定. 人名書付など).

1冊. 横半半折(一ツ綴).

6. 書状類

1135-59

[封筒].

5月9日. 差出:北佐久郡中津村町田良右衛門. 受取:小縣郡上田町千七百三拾七番地大塚敬助様.

1通. 封筒.

封筒のみ. 宛名線引(反故カ).

1137-101

[書状](かけもの仕賃につき).

5月28日. 差出:金合堂(カ). 受取:上 福田屋様 当用.

1通. 横美切紙

1387-64

[書状](同苗酒代支払滞りにつき).

7月13日.

1通. 横切継紙

下書カ.

1132-9

[書状](蔵式酒代金済方取扱の礼).

9月5日.

1通. 横切継紙

1132-8

[書状](前欠)(参上致す旨).

9月18日.

1通. 横切紙

1387-73

舌代(地所書口のため参上の旨).

霜月22日. 差出:万屋七左衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切紙

赤紙使用.

1359-68

[書状](昨夜基太郎より承るは兵三郎出向し元金何程あるか承りたくと申出あり仲間諸事故でき兼ね兵三郎と言争いになった由, 元附帳を披見させ有金明細申聞け規則書により他へ売捌くは致させ難く断るべき, 様子次第本人ならびに兵三郎脱輪がよろしく云々).

21日. 差出:千林堂. 受取:こくや主人.

1通. 横切継紙

卷上ヶ部分宛所左に金銭勘定記載

1138-45

舌代(用文書御遣し下されたく).

28日. 差出:新宅. 受取:福田屋.

1通. 横切紙

1137-11

[書状](今晚, 火鉢・茶碗の用意願ひにつき).

30日.

1通. 小切紙

1132-1

[書状](組合作用向出来にて伺公致しかねるにつき).

1通. 横切継紙

黄紙

1132-10

[電報頼信紙].

受取:トウキヤウシカンダスルガダイミナミカウガマチーリウメイカンカタコヤマリヤウヘイ.

1通. 堅切紙

10 銭切手2枚貼付も未使用.

1135-31

[書状](下書. 会社事務員の欺罔につき).

1通. 横切紙

1138-44-4

舌代(後欠).

1通. 横美切紙

「下拙義」のみ, 下書片カ.

1359-28

[書状案](このあいだの嘶のことで先方へ申入れたが縁合にならず, また催促し云々).

1通. 横切紙

1134-22

[我野某書状](過日厄介になったことの礼, はつ追々快方により一同喜び云々, ほか業処方書上).

1月29日. 差出:我野拝. 受取:町田様.

1通. 横美切紙

1387-31

[池田幸右衛門書状](御詠草今日返上の旨).

12月16日. 差出:いけ田(ママ)池田幸右衛門. 受取:御馬寄村 町田良介様.

1通. 横切継紙

1132-37

[板井次郎兵衛書状](米の儀承知につき).

1月29日. 差出:下板井村板井次郎兵衛. 受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1通. 横切継紙

1136-14

[伊藤寛治葉書](貴兄の婦妻のことにつき).

(大正4年6月14日). 差出:伊藤寛治. 受取:長野県北佐久郡中津村字御馬寄町田良一様.

1葉. はがき.

年月日は消印より。

1135-26

[梅太郎書状](依田大君御出張旁拙者に御用の趣云々、
実は拙者より参上云々)。

卯月 1 日。差出:梅太郎。受取:町田静太君;(封筒)
町田静太様。

1 通。横切継紙(封筒入)。

1136-4

[大塚敬助書状](静岡県城東病院に奉職まで、金 5、6
円程貸し下された)。

(明治 21 年)9 月 10 日。差出:大塚敬助;(封筒)東京本
郷区湯島三組三十五番地伊藤長兵衛 大塚敬助。受
取:町田良右衛門様;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村町
田良右衛門様。

1 通。横切継紙(封筒入)。

1136-80

[大塚敬助書状](引移り開業等近況および富士太の容
態につき)。

(明治 23 年)5 月 2 日。差出:敬助;(封筒)上田町千七
百三十七番地 大塚敬助。受取:町田様;(封筒)北佐久
郡中津村字御馬寄町田良右衛門様。

1 通。横切継紙(封筒入)。

年は消印「信濃望月 廿三年五月 四日 ハ便」ほかより。

1136-99

[大塚敬助書状](禁酒の勧めなど、健康上の注意)。

(明治 23 年)7 月 24 日。差出:敬助;(封筒)上田町房心
大塚敬助。受取:静太様;(封筒)当国北佐久郡中津村
字御馬寄 町田静太様。

1 通。横美切継紙(封筒入)。

年は消印「信濃望月 廿三年七月 二十五日 ロ便」より。

1136-90

[大塚敬助書状](薬の処方、清水先生への問合せのこ
と)。

(明治 25 年)9 月 14 日。差出:敬助拜;(封筒)上田町 大
塚敬助。受取:静太様;(封筒)北佐久郡中津村字御馬
寄 町田静太様。

1 通。横切継紙(封筒入)。

年は消印「信濃上田 廿五年九月 十五日 ロ便」より。

1136-23

[大塚敬助書状](足痛にて参上できないこと等の詫)。

(明治 25 年)9 月 15 日。差出:敬助;(封筒)上田町 大
塚敬助。受取:静太様;(封筒)北佐久郡中津村字御馬
寄町田静太様。

1 通。横切継紙(封筒入)。

2 銭切手。年は消印「信濃上田 廿五年九月 十五日 ハ便」ほ
かより。

1136-53

[大塚敬助書状](病人愚診の上処方書差上げにつき調
薬下された);(附)処方書]。

10 月 19 日。差出:敬助;(封筒)大塚敬助拜。受取:町

田様;(封筒)町田良右衛門様。

1 通(2 点)。横美切継紙(封筒入)。

別紙横切継紙 1 通(附)同封。本紙日付記載「…廿九日」を訂正
(封筒は「十九日」)。

1136-65

[岡部源二書状](貴家令息修行奮発くださるよう)。

(明治)21 年 1 月 26 日。差出:岡部源二。受取:町田
良右衛門様。

1 通。横切継紙。

1387-83

[長辺作太郎葉書](非常多忙につき周旋行き届かざる
旨)。

(明治 23 年)7 月 21 日発。差出:東京都荏原郡世田谷
村 長辺作太郎。受取:信州 北佐久郡中津村 町田静
太様。

1 葉。はがき。

1 銭 5 厘切手印刷官製はがき。消印「武蔵世田谷 廿三年七月
二十一日かすれ」ほか。

1135-19

[久平書状](今般私共始末につき)。

12 月 29 日。差出:南佐久郡田口村土屋吉三郎方久平。
受取:町田静太様。

1 通。堅紙。

1136-22

[工藤武重書状](御尊父様永眠につき御悔)。

(明治 25 年)9 月 18 日。差出:工藤武重;(封筒)東京麹
町中六番町廿五番地 工藤武重。受取:町田静太様、
外御親戚御中;(封筒)信州北佐久郡中津村町田静太様。

1 通。横美切継紙(封筒入)。

年は消印より。2 銭切手。

1136-7

[黒田説道葉書](無事進級)。

(大正)3 年 3 月 26 日。差出:京都市鹿ヶ谷仏教専門学
校内黒田説道。受取:長野県北佐久郡中津村御馬寄
町田静太様。

1 葉。はがき。

年は消印から。

1134-15

[小島伊平葉書](19 日に葉書で通知したが何等回答も
なく説明したいので出京可否大至急回答された)。

5 月 23 日。差出:東京都日本橋区蛸壳町一ノ三常陽館
小島伊平。受取:長野県北佐久郡中津村 大字五郎兵
衛新田大池 町田静太様。

1 葉。はがき。

1 銭 5 厘切手印刷官製はがき使用。差出印「東京市日本橋区蛸
壳町一丁目式番地東京米穀商品取引所仲買人 田中英次」(ス
タンブカ)を訂正し再利用。消印「東京中央 4.5.23 后 1-2」。

1134-1

[小平久三書状](出京以来の無音宥免くだされたく、ま
た金子お与えくださりお礼)。

(明治20年カ)11月26日。差出:久三より;(封筒)東京日本橋区通旅籠町堀越角次郎方小平久三。受取:(封筒)信州北佐久郡御馬寄町田良右衛門殿平信用。1通。横切紙(封筒とも)。年代消印「東京ヲ・二〇・一一・二六」ほかより。

1132-25

[小平久三葉書](年賀状)。

(大正11年1月4日)。差出:東京市芝区二本榎西町式小平久三。受取:信州北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年代は消印より。

1388-4(17)

[小平蔵吉書状](前欠)(粉・金差引勘定および初年賦成崩借用証案ほか)。

12月27日;(借用証案)一。差出:くら吉;(借用証案)一,一,一。受取:福田や御主人;(借用証案)担任工藤常太郎・町田利助殿。

1通。横美切紙。

書状本文なく年代・差出・宛先のみ。明治36年前後カ。

1132-19

[小平二郎兵衛書状](種義養子縁談につき)。

8月3日。差出:小平二郎兵衛。受取:町田静太様。

1通。横切紙(封筒入)。

1132-32

[小平八郎書状](野沢よりの掛金につき)。

11月29日。差出:八郎。受取:良右衛門様。

1通。横切紙。

1137-35

[小平八郎書状]口上(印形下され願)。

差出:八郎。受取:良右衛門様,佐太郎様。

1通。小切紙。

1387-79

[古平紋吉書状](中旬頃には引当有る旨)。

11月4日。差出:塩名田古平紋吉。受取:御馬寄村町田千代治様。

1通。横切紙。

1132-21

[小平やす葉書](仕事の都合により,28日帰郷宅)。

(明治40年)10月26日。差出:茂田井吉のやニテ小平やす。受取:中津村町田静太様。

1葉。はがき。

1132-15

[小林洋右書状](借用金始末につき,岸野銀行より借金,森太殿と折半の件)。

2月15日。差出:小林洋右。受取:町田賢兄。

1通。横切紙。

1135-5

[小松栄之助書状](小松桂次郎母死去の知らせ)。

8月10日。差出:小松栄之助。受取:町田静太様。

1通。堅紙。

1135-55

[小山久左衛門書状](蒲団拝借の礼,御約束の儀につき)。

6月8日。差出:小山久兵衛;(封筒)純水館久左衛門。

受取:町田静太様;(封筒)御馬寄町田静太様。

1通。堅切紙(封筒入)。

「小諸(ヤマに九)小山」緑色野紙,日付は「明治廿年…」欄へ書込み。

1135-41

[小山久三書状](町田良右衛門逝去御悔み)。

明治25年10月6日。差出:小平久三(封筒)東京通旅籠町堀越角次郎方小平久三。受取:町田良右衛門様

御家内中様;(封筒)信州北佐久郡中津村大字御馬寄町田良右衛門様・御家内中様。

1通。横切紙(封筒入)。

1135-37

[小山孝平書状](産婦後服薬取寄せ願)。

3月28日。差出:(封筒)小諸よら町小山孝平。受取:

(封筒)御馬寄村町田良右衛門様。

1通。横美切紙(封筒入)。

1135-38

[小山孝平書状および硫化加里代金受取]。

差出:よら町小山孝平。受取:御馬寄村町田良右衛門様 貴下。

[1通(2点)]. [封筒入]。

差出・宛先は封筒より(1135-38-1~38-2を同封)。封筒裏「小山孝平能書也」。

1135-38-1

1135-38-1

[小山孝平書状](下縣の尊岳御病気の心配)。

差出:小山孝平。受取:町田良右衛門様。

1通。横切紙。

1135-38-2

記(硫化加里代金受取)。

4月2日。差出:亀屋勘助[朱印]。受取:大塚様。

1通。横切紙。

差出印文「内務省免許調剤藥舖茨原勘助」。

1135-28

[小山しづ書状](頭痛につき春日へ入湯いたしたき旨)。

3月21日。差出:しづ; (封筒)小諸町小山しづ。受取:母上様;(封筒)北佐久郡中津村町田静太様方小山

ゑい様。

1通。横切紙(封筒入)。

1135-11

[小山丈右衛門書状](御尊父の死去を悼む旨)。

(明治25年)第9月18日夜。差出:小山丈右衛門; (封筒)蓬萊町二小山丈右衛門。受取:町田志津太様・各位御衆中;(封筒)信州北佐久郡中津村御馬寄町田良右衛門様。

1通。横美切紙(封筒入)。

封筒 2 銭切手。消印「武蔵 横濱 廿五年九月 十九日 口便」ほか。

1136-29

【小山丈右衛門葉書】(好物御送与の礼)。

(明治33年)4月4日。差出:横濱黄金町一ノ四小山丈右衛門。受取:北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年は消印より。

1359-38

【小山亭書状】(金子4,5日ご勘弁,瓶は先日も疵物あり 鑄掛け都合31本になるよう引取りたく都合うかがい,ほか)。

差出:しまかわら [欠損]。受取:ミマヨセ [欠損]様。

1通。横切紙。

端朱筆「母方祖父小山亭より祖父恒篤宛之書状 良一記」。破損後欠。

1136-8

【小山徳子葉書】(母脳出血にて昏睡)。

(大正)4年7月27日。差出:上田町 小山徳子。受取:北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年は消印より。

1136-9

【小山徳子葉書】(亡母仮埋葬につき)。

(大正)4年8月7日。差出:小山徳。受取:北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年は消印より。

1136-91

【小山量平書状】(敬助妻義縁談周族取計依頼)。

(明治25年)3月8日。差出:量平;(封筒)北御牧村 小山量平。受取:静太様;(封筒)中津村御馬寄 町田良右衛門様 当用。

1通。横切紙(封筒入)。

年は消印「信濃岩村田 廿五年三月 九日 口便」より。

1136-96

【小山量平書状】(嘉右衛門殿御返金なく困迫ゆえ送金下されたく)。

(明治25年)7月18日朝。差出:小山;(封筒)北御牧村 小山量平。受取:町田様;(封筒)北佐久郡中津村御馬寄 町田良右衛門様 至急用。

1通。堅紙(封筒入)。

年は消印「信濃望月 廿五年七月 十八日」ほかより。

1134-35

【小山量平書状】(附院僧御同伴のこと御止め下されたく 報知)。

2月1日。差出:島川原村 小山量平。受取:御馬寄村 町田良右衛門様 貴下。

1通。堅紙。

書状大に折りたたまれていた。

1136-50

【小山量平書状】(塩名田の菊葉桑苗買い求めたく云々)。

4月8日。差出:量平拝;(封筒)小山量平。受取:町田様;(封筒)町田良右衛門様。

1通(2点)。横美切紙(封筒入)。

別紙横切紙の追伸書を本紙奥に巻込み。

1136-51

【小山量平書状】(十文字売り尽くし,菊葉代金につき)。

4月12日。差出:量平拝;(封筒)小山量平拝。受取:町田様;(封筒)御馬寄 町田良右衛門様 尊下。

1通。横切紙(封筒入)。

1359-26

【小山量平書状】(過日願置いた書画代料金2分につき)。

5月4日。差出:小山量平 九拜。受取:呈 町田良衛君。

1通。横美切紙。

1136-52

【小山量平書状】(製糸御始業の趣に感服)。

6月26日。差出:島川原小山量平。受取:町田良右衛門様。

1通。横切紙。

1136-82

【小山量平書状】(眼の中を蟬蛸に噛まれた傷の治療法について)。

8月1日。差出:(小山)量平。受取:(大塚)敬助。

1通。横切紙。

1136-49

【小山量平書状】(本朝差越しの車夫につき)。

9月17日。差出:小諸与ら町小山量平。受取:御馬寄村町田静太様。

1通。横切紙。

1134-6

【小山某書状】(病人今朝より変症午後急死につき)。

11月20日午後。差出:小山。受取:町田様。

1通。横切紙。

差出記載なし。

1137-24

【作蔵書状】(御頼置いた金子のこと)。

6月23日。差出:作蔵。受取:良右衛門様。

1通。横切紙。

1129-12

【作蔵書状】(金蔵・三重郎は出銭の義は出しかねる云々)。

差出:作蔵。受取:良三郎様。

1通。横切紙。

1134-25

【重田平八郎書状】(八犬伝および大家論集拝借し返却せず面目なく,また小諸英語学校当時に拝借の小説類

も延引するも、八犬伝・大家論集だけは暫時恩借願につき。

6月11日。差出:根 重田平八郎(朱印)拜;(封筒)自根岸(封筒)南佐久郡根岸村 重田平八郎。受取:町田静太様;(封筒)北佐久郡御馬寄村 町田静太様 急之用事。1通。横美切紙(封筒入)。

本紙は藍色野入。差出朱印印文「重田」,封筒封印同印。

1387-54

[杉木屋国市書状](ご返金延引の説)。

11月22日。差出:杣木や国市。受取:御馬寄村福田屋良右衛門様。

1通。横切継紙。

1359-52

[忠兵衛書状](先頃養子取極め、やい離縁承知、小子出立の際夜具売払い王子紙造へ向いたし手続きとなるも金円なく困るので依頼した金等送られたく云々)。

5月19日。差出:忠兵衛。受取:御伯父様。

1通。横切継紙。

1136-15

[土肥千蔵書状](愚子和吉事業、本人希望に任せる云々)。

9月17日夜。差出:土肥拜;(封筒)原新田上原土肥千蔵。受取:町田様;(封筒)中津村町田静太様。

1通。横美切継紙(封筒入)。

1136-17

[伴野きくぢ書状](住宅の様子につき)。

5月17日。差出:上伊那中沢村教員住宅内伴野きくぢ。受取:(北佐久郡中津村)町田萬次郎様。

1通。横切継紙。

1136-20

[伴野又太郎葉書](滞在中厄介礼、武雄事云々)。

(大正3年1月14日)。差出:上イナ中沢村伴野又太郎。受取:北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年は消印より。

1359-41

[長谷川世英書状](八郎様御用立金利子のこと夏中も申上げた通り宮島氏も出京前兼々申置くも挨拶ないため心痛、前文利子勘定願につき)。

12月10日。差出:長谷川世英;(包紙)長谷川世英。受取:町田彦右衛門様、町田良右衛門様;(包紙)御馬寄村 町田彦右衛門様、町田良右衛門様 要用。

1通。横切継紙(包紙入)。

包紙に「一昨廿日嘉兵衛方より被遊口口いたし 披見仕候得共、宮島一件御相談被成下 当人方へ被申聞可被下候、以上彦右衛門 吉右衛門様・清兵衛殿」。

1134-37

[花田順庵書状](風邪にて臥し居り飯米に差支え米一俵拝借願)。

2月27日。差出:花田順庵拜。受取:町田良右衛門

殿。

1通。横美切紙。

1136-72

[花田某書状](暑中見舞)。

7月19日。差出:花田。受取:町田君。

1通。横切継紙。

1359-73

[はやし書状](風邪見舞い、森山一条取極りと薄々承り分散仕らずよう)。

12月25日。差出:はやしより。受取:こく屋御主人主内々御披見可被下候。

1通。横切継紙(別紙追伸書とも)。

紙継部剥離、奥に短冊状の追伸書を巻き込み一括。

1142-1

[はやし書状](八幡依田氏参られ福田やの申入れ通りに出来の趣、地券談事云々)。

17日。差出:はやし。受取:こく屋御主人 内用。

1通。横美切紙。

1359-15

[はやし書状](金子7円遣した旨、3月25日夜40目人參積買分渡し、4月22日に30両遣され、そのうち桑苗代へ10円渡し云々)。

23日。差出:はやし。受取:古く屋様。

1通。横切継紙。

609-2

[はやし書状]舌代(下桜井白田宅重郎長病命没、明廿八日午前十時出葬の旨報知)。

(27日か)。差出:はやしより。受取:古具屋様 不幸用事(か)。

1通。横切継紙。

1129-11

[はやし書状]舌代(銭引替につき)。

差出:はやし。受取:ふく田や様。

1通。横切紙。

1133-2

[彦右衛門書状](去春中酒乱不埒御勸弁隠居存命中禁酒のところ去11月竹田の婚礼の節勧められ少々呑んだら熟酔し今年になり時々腹痛のため薬散を酒で用い云々、以後御捨免の御口上ない内は一酔も口にしないよう云々)。

正月15日。差出:彦右衛門拜。受取:御叔父様。

1通。横美切継紙。

1133-3

舌代(私縁談市右衛門様・清兵衛様御世話下さるも尊君様返書を頂戴して御両所様へ挨拶仕りたく返書願)。

正月15日。差出:彦右衛門拜。受取:御伯父様。

1通。横美切継紙。

差出・宛名は巻上ヶ上フ書より。

1359-49

[彦右衛門書状](当所名当てに手紙あり初太郎殿よりの返事には様子が一向分らず困り入り嘸くだされたく云々).

31日. 差出:彦右衛門. 受取:良右衛門様 別紙在中.
1通. 横切紙
折畳み封印.

1124

[福田屋隠居書状](跡部の病者のごと委細承り. 其許も用いている厚朴三物湯を調合し遣されるのがよい云々).

差出:福田の隠居. 受取:温古堂主人.

1通. 横切紙
前欠カ(端の右半分欠損文字より).

1387-72

[藤屋源之助書状](相談のため川向つたや迄出向願).

12月17日. 差出:藤屋源之助. 受取:福田千代次様.
1通. 横切紙

1132-23

[牧野成功葉書](牧野家改葬欠席につき).

(明治44年)7月21日. 差出:小諸町子爵牧野家墓地改葬主任 牧野成功. 受取:北佐久郡中津村字御馬寄町田静大殿.

1葉. はがき.

1136-70

[町田三郎書状](農林学校予備校入校試験・学資予算ほか説明. 留学決定を待入).

3月2日. 差出:町田三郎. 受取:町田静太君.
1通. 横美切紙

1136-83

[町田三郎書状].

[25日]. 差出:在東京 町田三郎. 受取:町田甚太郎様 親展.

[1通(2点)]. [封筒入].

-83-1-83-2を収める. [町田不二太君=託].

1136-83-1

[町田三郎書状](学資書籍代および散弾薬代御送金くだされたく).

25日夜認め. 差出:三郎拜. 受取:兄上様.
1通. 横切紙(封筒入).

1136-83-2

[書状](金子送金頼み入).

27日. 差出:千曲. 受取:こくや両主.
1通. 堅切紙

1135-39

[町田猪牙平書状](猪牙平妻おてい離縁に関する談判の件).

差出:同猪牙平. 受取:町田静太様.
1通. 堅紙

1134-8

[町田美都葉書](父上が帰宅せず留主がちで金が入用ながらもえず長兵衛君は家をでることができず云々. また帽子注文依頼).

(大正カ)3月10日夜. 差出:長野県北佐久郡 中津村町田美都. 受取:東京神田 仲猿楽町五番地 町田せつ様.

1葉. はがき.

1銭5厘切手印刷官製はがき使用. 消印難読.

1132-22-1

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村依田新五郎様.

1通. 横切紙
木板. 帯封あり(22全体を一括).

1132-22-2

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村依田新三郎様.

1通. 横切紙
木板.

1132-22-3

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村上野六弥様.

1通. 横切紙
木板.

1132-22-4

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村上野久右衛門様.

1通. 横切紙
木板.

1132-22-5

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村松本甚兵衛様.

1通. 横切紙
木板.

1132-22-6

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村高柳久太郎様.

1通. 横切紙
木板.

1132-22-7

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村御苗新左衛門様.

1通. 横切紙
木板.

1132-22-8

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村御苗彦右衛門様.

1通. 横切紙.

木板.

1132-22-9

[町田良右衛門書状](新春の賀状他).

正月6日. 差出:福田屋良右衛門. 受取:大谷地村上野源太様.

1通. 横切紙.

木板.

1136-81

[町田良右衛門書状](下縣老人命終につき,しばらく掃宅できない旨).

1日. 差出:良右衛門. 受取:静太殿.

1通. 横切紙.

1388-6(15)

[町田良三郎書状](御用済次第御帰宅願).

差出:良三郎. 受取:千代二様.

1通(綴20通のうち). 小切紙.

1136-6

[松島利貞葉書](年賀状,本人写真とも).

(大正3年1月1日,消印より). 差出:長野県南安曇郡有明村 松島利貞. 受取:北佐久郡中津村 町田静太様.

1葉. はがき.

1銭5厘切手. 番齋での本人の写真と恩師三吉米熊先生の写真の絵葉書使用. 消印「かすれ」3.1.1 前0-9J.

1136-68

[丸山源治書状](武一郎儀,実家小平方へ今日引取らせたい旨).

1月15日. 差出:丸山源治. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横美切紙.

1135-13

[峯尾俊三書状](京橋区大通り表売却家地につき照会).

明治33年4月28日. 差出:愛宕町二丁目十四諸角方 峰尾俊三;(封筒)芝区愛宕町二丁目十四諸角兼吉方 峯尾俊三. 受取:町田大兄御中;(封筒)京橋区時事新報社 町田金三郎.

1通. 堅紙(封筒入).

青色野紙. 封筒に時事新報社より中津村御馬寄へ手紙を転送依頼する旨の貼紙あり.

1136-32

[茂木彦太夫葉書](上味噌4,5樽御送付相成り度).

(明治33年)10月2日. 差出:信州岩村田町商号大丸屋茂木彦太夫. 受取:当郡中津村字御馬寄福田屋静太様.

1葉. はがき.

年は消印より.

1134-11

[柳沢康造書状](先般お願いの陶代延引詫,何れ勘定のつもり).

師走23日. 差出:柳沢康造. 受取:町田様;(封筒)大池 町田様.

1通. 横切紙(封筒入).

1136-95

[横田地勝葉書](暑中見舞).

(明治45年7月20日,消印より). 差出:朝鮮全南光州府 横田地勝. 受取:長野県北佐久郡中津村字御馬寄 町田萬二郎殿.

1葉. はがき.

1銭5厘切手. 光州監獄の写真の絵葉書使用. 消印「光州45.7.20 后2-5」「長野塩田7.28 前5-8」(一部かすれ難読).

1136-19

[横田地勝葉書](木浦港商品館へ奉公へ行く旨).

(大正3年3月28日). 差出:羅州郡南平郡々内面場 基里 横田地勝. 受取:長野県北佐久郡中津村字御馬寄 町田萬二郎大兄へ.

1葉. はがき.

年月日は消印より.

1387-87

[由五郎書状](一寸入来くださいたく).

3月朔日. 差出:由五郎. 受取:千代吉様.

1通. 横切紙.

1134-29

[依田孝之助書状](頑父両三日より風邪にて風払い五,六服頂戴仕りたく).

(明治)21年3月20日. 差出:孝之助拜;(上ツ書)八わた 依田孝之助. 受取:町田哲翁 貴下;(上ツ書)御馬寄 町田良右衛門様.

1通. 横美切紙.

1134-16

[依田繁太葉書](故依田利左衛門君・町田森太君に対し代位并済一件抵当地へ抵当権実行金円取立方につき云々).

大正4年1月6日. 差出:小諸町 依田繁太. 受取:北佐久郡五郎兵衛新田大池養鯉場 町田静太様.

1葉. はがき.

1銭5厘切手印刷官製はがき使用. 消印「欠損」小諸 4.1.6 后2-4J.

1359-67

[依田仙右衛門書状](至急談判したいので着次第出向くださいたく).

11月10日. 差出:八幡村 依田仙右衛門. 受取:御馬寄村 町田良右衛門様.

1通. 横切紙.

1132-11

[依田仙右衛門他九名書状](小諸藩主子爵家墳墓小諸移転費用援助依頼).

明治44年6月2日。差出:依田仙右衛門, 小山立三, 小山久左衛門, 掛川利兵衛, 塩川幸次郎, 小山代吉, 小山長一, 大塚宗次, 塩川幸太, 小宮山権兵衛。受取:町田静太殿。

1通。横切紙

印刷。宛先訂正前「松澤義壽」。

1132-12

〔依田仙右衛門他一名書状〕(小諸藩主子爵家墳墓小諸改葬式案内)。

明治44年7月1日。差出:同顧問拾名総代依田仙右衛門, 子爵牧野家改葬事務主任 牧野成功。受取:町田静太殿。

1通。横切紙

印刷。

1359-48

〔依田惣七書状〕(過日連絡のあった議定のこと今日約定のはず云々)。

12月10日。差出:依田惣七。受取:町田良右衛門様。

1通。横美切紙。

1134-3

〔依田太郎兵衛書状〕(先日頂戴した薬で快方したことの礼, 四男風邪のため薬頂戴したく願)。

12月19日。差出:依田太郎兵衛。受取:御馬寄村町田良右衛門様 内願書。

1通。横切紙

1137-12

〔良作書状〕(昨晚お咄の儀につき)。

7日。差出:良作。受取:伯父様。

1通。小切紙

1133-1

良僊詳而心中申上候(昼程御出で下され種々御尋ね御心付下さったことへの礼, 平生の不行跡の反省・詫ほか); 二白申上候(何事も悪しきは事は御叱り下され御眼鏡にはづれた事は仰せ聞かされたく)。

9月朔日。差出:良僊申上候;(上ワ書)良僊。受取:尊叔父。

1通(2枚)。堅美紙

書状大に折畳まれ, 巻上ヶ上ワ書「極内申上候御内見可被下候」御返事一両日中ニ可被下候ハ、難有奉存候」。

○町田不二太

1136-56

〔町田不二太書状〕。

(明治21年)5月9日発ス。差出:東京神田駿河台 南甲賀町十八番地 屋代権蔵方 町田不二太。受取:信濃国北佐久郡御馬寄村 町田良右エ門様。

[1通(2点)]. [封筒入]。

2 銭切手。年代は消印「神田 東京 二一・五・九・ル」より、-1-2を収める。

1136-56-1

〔町田不二太書状〕(成立学舎退校し予備校へ通学云々)。明治21年5月9日。差出:町田不二太 九拜。受取:父様, 兄様。

1通。横美切紙

罌濁色紙

1136-60

〔町田不二太書状〕(学資・旅費送金くだされたく);(附)〔三月会計ほか〕(月々支出明細差引計算および送金予算試算)。

明治21年6月19日。差出:町田不二太 九拜;(封筒)東京留学 町田不二太。受取:父様, 兄様;(封筒)信濃国北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様。

1通(4枚)。横美切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「牛込 東京・二一・六・一・九・チ」ほか。堅切紙(赤色罌紙)1枚・堅四ツ切紙(ノート片か)2枚(附)同封。

1136-56-2

〔町田三郎書状〕(不二太君農林学校予備校入学, 兩名の便利を計り英吉利法律学校との中央の牛込区内へ近々転居云々)。

(明治21年)5月9日。差出:町田三郎。受取:町田良右衛門様。

1通。横美切紙

1135-36

〔町田不二太書状〕(僕麻室斯の病状につき)。

明治23年1月10日。差出:不二太拜;(封筒)東京本郷真砂町三十番地長官鉄蔵方町田不士太。受取:兄様;(封筒)信州北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太様。

1通。横切紙(封筒入)。

1135-7

〔町田不二太書状〕(湯屋にて衣服盗取られるにつき, お送り願いたく)。

明治23年3月8日。差出:不士太;(封筒)東京町田不士太。受取:兄様;(封筒)信州北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太様。

1通。横切紙(封筒入)。

1135-6

〔町田不二太書状〕(病気につき帰国温泉療養の積の旨)。

明治23年3月24日。差出:(封筒)東京本郷真砂町三十番地長官方町田不士太。受取:(封筒)信濃国北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太様。

1通。堅紙(封筒入)。

1136-5

〔町田不二太書状〕(別所温泉着, 温泉の効能等につき)。

明治23年8月23日。差出:不士太拜;(封筒)小縣郡別所村山極鶴次郎方町田不士太。受取:父様, 母様;(封筒)北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太様。

1通。堅紙(封筒入)。

1135-35

〔町田不二太書状〕(学校書籍購入代金送付願)。

2月11日。差出:(封筒)東京 町田不二太 受取:(封筒)中津村町田金三郎様 託工藤長蔵様。

1通。横切継紙(封筒入)。

1132-7

[書状](別所へ入湯につき)。

9月14日。

1通。横切紙。

1136-24

[浅野栄作書状](山室校長よりの書面ほかにつき)。

2月12日。差出:浅野栄作。受取:町田不二太君。

1通。堅切紙(封筒入)。

「北佐久郡中津学校」朱色野紙。

1136-48

[大塚敬助書状](湯治入浴方法指南)。

8月24日。差出:敬助。受取:富士太殿。

1通。横切継紙。

1136-84

[工藤武重書状](『万国地理』についての御照会云々)。

7月20日。差出:工藤武重;(封筒)工藤武重。受取:町田不二太様。

1通。横切紙(封筒入)。

1136-57

[工藤武重書状](出京期日本月五日と決定云々)。

9月3日。差出:工藤武重;(封筒)竹田 工藤武重。受取:町田不二太様;(封筒)御馬寄村 町田不二太様。

1通。横切継紙(封筒入)。

1136-66

[小山太郎書状](懐古園にて茶会開催につき光来願)。

8月5日柳沢君二託。差出:太郎;(封筒)小諸町 小山太郎。受取:町田不二太君;(封筒)町田不二太君 殿下。

1通。横切継紙(封筒入)。

1134-28

[重田平八郎書状](未開封)。

8月朔日。差出:南佐久郡 根岸村 重田平八郎拜。受取:北佐久郡御馬寄村 町田不二太君 貴下平信。

1通。封筒入。

封印朱印印文「重田」。

1136-98

[塚谷因親書状](年賀状, 病氣見舞)。

(明治)23年1月1日。差出:塚谷因親。受取:町田不士太君。

1通。横切紙。

1135-34

[町田三郎書状](懐麻室斯のこと, 学資金のこと)。

(明治23年)2月21日。差出:町田三郎(封筒);東京本郷真砂町長宮鉄三方町田三郎。受取:町田静太様;(封筒)信州北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太様。

1通。横切継紙(封筒入)。

1136-87

[町田三郎書状](書籍費用, 質受費用共御送金下された)。

(明治23年)11月17日。差出:町田三郎;(封筒)東京本郷区真砂町長宮方 町田三郎。受取:町田不二太君;(封筒)信州北佐久郡中津村河西 町田不二太君 親展。

1通。横切継紙(封筒入)。

年は消印「武蔵東京本郷 廿三年十一月 十七日 へ便」より。

1136-93

[町田三郎書状](衆議院解散総選挙につき)。

(明治24年)12月26日。差出:四転生;(封筒)東京市麹町区五番町六 小山氏内 町田三郎。受取:蓮岳先生;(封筒)長野県北佐久郡中津村河西 町田不二太様 親展。

1通。横切継紙(封筒入)。

2 銭切手。年は消印「武蔵 東京麹町 廿四年十二月 二十六日」便」ほかより。封筒裏「解散ニ付テ撰挙区民ノ感情及意向及青年諸氏之意見…」, 内容摘記。

1136-92

[町田三郎書状](年始挨拶, 衆議院解散総選挙につき)。

(明治)25年1月1日。差出:町田三郎;(封筒)東京市麹町区五番町 小山久之助氏内 町田三郎。受取:町田不二太君;(封筒)信濃国北佐久郡[中]津村河西 町田不二太様 親展。

1通(2点)。横切継紙(封筒入)。

2 銭切手 2枚。年は消印「武蔵 東京麹町 廿五年一月一日」便」ほかより。別紙礼状1枚同封。

1135-20

[町田静太書状](金員返済の約束のところ, 其退出の旨)。

2月3日。差出:坂本(ママ)町 同 静太;(封筒)坂木町 碓氷商店ニ於テ 町田静太。受取:町田不二太殿;(封筒)佐久郡中津村大字御馬寄 町田不二太殿。

1通。横切紙(封筒入)。

1136-67

[丸山伴蔵書状](延引の件につき)。

(明治)20年12月31日。差出:耳取村丸山伴蔵。受取:御馬寄郷町田良右衛門殿。

1通。横切継紙。

1135-9

[依田飛希留書状](東京の風俗, 上京を促す手紙)。

明治24年10月17日。差出:(封筒)本郷元町二ノ六ノ 六白井方依田飛希留。受取:(封筒)信濃北佐久郡中津村大字御馬寄町田不二太君。

1通。堅紙(封筒入)。

1136-97

[渡辺金蔵書状](学校受験の為証明書取得の件)。

(明治23年)6月23日。差出:渡辺金蔵;(封筒)東京本郷真砂町長宮方 町田三郎。受取:不二太君;(封筒)信州北佐久郡中津村川西御馬寄 町田不二太君 親展 至

急用。

1通。横美切継紙(封筒入)。

年は消印「信濃望月 廿三年六月 二十四日 口便」ほかより。

1136-71

【渡辺某書状】(英学の学習につき)。

明治20年12月28日。差出:渡辺栞;(封筒)山梨県東山梨郡勝沼駅 J.Watanabe。受取:町田君;(封筒)長野県北佐久郡御馬寄村 町田不士太君 親展。

1通。横切継紙(封筒入)。

○町田金三郎

1135-32

【町田金三郎葉書】(送金願)。

(明治23年2月18日)。差出:東京神田今川小路町田金三郎。受取:信州北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年月日は消印より。

1136-42

(中国都市名書付)。

1通。堅紙

原稿用紙

1135-12

【書状】(種物・苗木送付、会報広告の件等)。

(明治23年5月8日)。差出:(封筒)大日本農事奨励義会付属明治農園。受取:町田金三郎様;(封筒、上部欠損)佐久郡町田金三郎様。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

年月日は消印から。「大日本農事奨励義会用箋」赤罫紙

1135-25

【書状】(病氣見舞)。

(明治30年代)。受取:(町田金三郎)。

1通(2枚)。堅紙

1135-58

【日本農事奨励義会書状】(会報改題につき)。

(明治33年8月9日)。差出:(封筒)東京青山郵便区高樹町三番地大日本農事奨励義会。受取:町田金三郎様;(封筒)信州北佐久郡中津村町田金三郎様。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

「明治農園用箋」赤罫紙

1136-76

【明治農園合資会社葉書】(商品販売之件)。

(明治33年10月26日)。差出:大日本農事奨励義会附属明治農園合資会社。受取:長野県北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉。はがき。

年月日は消印から。

1135-24

【書状】(明治農園合資会社の名前をもって一大発売を行う旨)。

1通(3枚)。堅切紙

1136-36

【石井一二三葉書】(御加養くだされたく)。

(明治33年5月)16日。差出:東京市谷区加賀町一ノ九 石井一二三。受取:長野県北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉。はがき。

年月日は消印より。

1136-41

【石井一二三葉書】(富岡君入社、政治部面担当外勤になるにつき)。

(明治33年)9月24日。差出:石井一二三。受取:長野県北佐久郡中津村町田金三郎殿。

1葉。はがき。

年は消印より。

1136-38

【石井一二三書状】(富岡君編輯員を希望とのことにつき運動を試みる旨)。

8月14日。差出:石井一二三。受取:町田雅兄。

1通。横切継紙

1136-26

【稻垣如月葉書】(下宿屋の義につき)。

(明治33年)1月31日。差出:神田錦町一ノ一山上方 稻垣如月。受取:信州北佐久郡中津村町田金三郎兄。

1葉。はがき。

年は消印より。

1136-79

【稻垣如月書状】(身を案じる内容、季節の俳句)。

(明治33年)3月31日夜。差出:稻垣如月 栞;(封筒)東京市神田区錦町一ノ一昌平館 稻垣内三郎。受取:町田雅兄;(封筒)信州北佐久郡中津村 町田金三郎様。

1通。横切継紙(封筒入)。

封筒破損。年は消印「信濃塩名田 廿三年四月 二日 ハ便」より。

1136-28

【稻垣如月葉書】(新友儀、昨日富士牧狩派遣より帰宅につき)。

(明治33年4月5日)。差出:在京 如月。受取:長野県北佐久郡中津村町田金三郎殿。

1葉。はがき。

年月日は消印より。

1136-27

【稻垣如月葉書】(上野墨田の様子について)。

明治33年4月9日。差出:東京 稻垣如月。受取:北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉。はがき。

1136-39

【稻垣如月葉書】(今朝の大風につき)。

(明治33年)9月28日。差出:東京市神田区今川小路二丁目七番地伊東方 如月。受取:信州北佐久郡中津村町田金三郎君。

1葉 はがき。

年は消印より。

1136-33

[稲波円二郎葉書](肺病のため帰国のところ今度帰京につき)。

(明治33年9月4日。差出:丹波弓削 稲波円二郎。

受取:信州北佐久郡中津村町田金三郎君。

1葉 はがき。

年月日は消印より。

1136-30

[臼谷吉太郎書状](御手紙の清国事、容易に到着の模様なき旨)。

(明治33年)7月25日。差出:村 佐藤の冷鍋 城奉;

(封筒)臼谷吉太郎。受取:福堂兄;(封筒)信州北佐久郡中津村 町田金三郎殿。

1通。横美切継紙(封筒入)。

3 銭切手。年は消印「肥前佐世保 廿三年七月 二十五日 ハ便」
「信濃塩名田 廿三年七月 二十八日 ロ便」より。封筒「長崎県佐世保港合名会社大倉組支店」朱印。

1136-78

[臼谷吉太郎書状](農具店開業の御計画につき)。

(明治33年)12月1日。差出:吉太郎;(封筒)臼谷吉太郎。受取:町田君;(封筒)信州北佐久郡中津村 町田金三郎様。

1通。横美切継紙(封筒入)。

3 銭切手。封筒「長崎佐世保港合名会社大倉組支店」朱印、また「本人御上京后二候ハゞ御宿所へ御回送被成下度候」。年は消印「肥前佐世保 廿三年十二月 一日 ハ便」より。

1135-16

[臼谷吉太郎書状](君か東却につき)。

4月4日。差出:城奉。受取:町田福堂兄。

1通。横切継紙。

1136-25

[草刈省三葉書](佐々木君住居について照会)。

(明治33年)。差出:草刈省三(明治農園)。受取:長野県北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉 はがき。

年は消印より。

1136-44

[草刈省三書状](雑誌休刊のところ、新編輯体制につき)。

差出:草刈省三。受取:町田金三郎様。

1通(4枚)。堅切紙。

1136-35

[糊澤高遠葉書](ご依頼の金子送付につき)。

(明治33年)6月3日。差出:三崎町三丁め一番地糊澤高遠。受取:信州北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉 はがき。

年は消印より。

1135-14

[小山五左衛門書状](東京飯田町町田金三郎行荷物の件)。

明治33年7月4日。差出:(封筒)小諸町小山清太郎方同五左衛門。受取:(封筒)北佐久郡中津村町田金三郎様。

1通。堅紙(封筒入)。

1136-37

[小山ゑい書状](糊澤氏出津の件、同氏への立替の件など)。

(明治33年8月10日)。差出:小山ゑい;(封筒)北佐久郡小諸町 小山清太郎[]。受取:町田金三郎様;(封筒)北佐久郡中津村 町田金三郎様 親展。

1通。横美切継紙(封筒入)。

年月日は消印より。

1136-75

[小山ゑい書状](上田税務所裏に開業につきご訪問下されたく)。

(明治33年)10月12日。差出:上田新参町税務所裏小山ゑい。受取:北佐久郡中津村 町田金三郎様。

1通。横美切継紙(封筒入)。

年は消印「信濃上田 廿三年十月 十三日 ハ便」より。

1136-77

[下村久郎書状](ご尽力の礼)。

差出:明治農園にて下村久郎。受取:町田金三郎様。

1通(2枚)。横切継紙。

1135-23

[澄月書状](横沢よりの計算書送付につき)。

差出:澄月。受取:金三郎君。

1通。横切継紙。

1135-29

[春原俊五郎葉書](容態伺、自身病氣勝のこと等)。

(明治33年)7月19日。差出:東京 春原俊五郎。受取:信州北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉 はがき。

年号は消印から。

1135-54

[塚谷因親書状](近頃の読書のこと等、聖書の言葉)。

(明治25年)6月6日。差出:立山人塚谷因親;(封筒)高山縣上新川郡大森村大字半屋村塚谷因親。受取:町田阿兄。

1通。横切継紙(封筒入)。

年は消印から。

1136-34

[土肥某葉書](島根県人龍音なる方へ紹介の件)。

(明治33年)6月4日。差出:小県郡神川村土肥生。受取:北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉 はがき。

年は消印より。

1136-45

[富岡余一郎書状](新聞社の件の礼、病状見舞)。

(明治33年)第9月12日。差出:去来山人;(封筒)東京市京橋区新栄町四ノ三鈴木方 富岡余一郎。受取:町田大兄;(封筒)信濃北佐久郡中津村 町田金三郎様 親披。

1通。横切継紙(封筒入)。

消印「信濃塩名田 廿三年九月 十三日 ハ便」ほか。

1136-40

[富岡余一郎葉書](石井君の尽力・小林天龍氏の世話により今日より出勤云々)。

(明治33年)9月24日。差出:東京 富岡。受取:信濃北佐久郡中津村町田金三郎様。

1葉。はがき。

年は消印より。

1135-15

[渡辺誠意書状](金三郎帰国について)。

明治33年4月9日。差出:誠意;(封筒)東京市本郷区春木町二丁目廿三番地渡辺誠意。受取:町田兄;(封筒)信州北佐久郡中津村宇御馬寄町田金三郎君。

1通。横切継紙(封筒入)。

1136-89

[渡辺誠意書状](その後の病気の経過如何にあらせらるるや心配、まづは御見舞)。

7月14日。差出:渡辺誠意。受取:町田君。

1通。横美切継紙。

1136-43

[渡辺彦右衛門書状](金子の無心、蔬菜栽培書のことなど)。

9月1日。差出:渡辺彦右衛門。受取:草刈雅兄。

1通(3枚)。21.5×16.5cm。

ノートを用紙ご利用。

○町田せつ

1136-13

[町田せつ葉書](上野の森に詠んだ詩)。

(大正3年5月)22日。差出:町田せつ。受取:長の県北佐久郡中津村町田萬二郎殿。

1葉。はがき。

年月は消印より。

1134-12

[町田せつ書状](試験済み許可され入学手続きのため授業料・教科書費送金願。姉より「謙ちゃん」への返信とも)。

(大正4年カ)4月9日(封筒裏)。差出:目白にて 町田せつ。受取:長野県北佐久郡五郎兵衛新田村 町田静太様。

1通(3枚)。堅紙(封筒入)。

封筒の消印2つのうち1つは「浅草 4.4.9 前8-9」とあり、また3銭切手貼付。本紙「東京相馬屋製」紅色400字詰原稿用紙。

1134-40

[町田せつ書状](英文科へ転科のため別紙書式の保護

者届出認め送付願い)。

(大正4年カ)10月2日(封筒より)。差出:せつ;(封筒)東京雑司ヶ谷字金山三三八 町田節。受取:御父上様;(封筒)長野県北佐久郡中津村 町田静太様 至急。

1通。堅紙(封筒入)。

別紙なし。封筒3銭切手貼付、消印「小石川・4.10.3・后5-6」「長野塩名田・4.10.4・后0-3」。

1136-16

[町田せつ葉書](一家に永久の別れをつけたとき)。

(大正4年)10月16日。差出:東京金山にて町田せつ。受取:信の国北佐久郡中津村町田静太様。

1葉。はがき。

年は消印より。

1136-18

[町田せつ書状](弟の奮起を促し、励ます手紙)。

3日晚。差出:東都にて町田せつ。受取:長の県北佐久郡中津村町田萬次郎殿。

1通(2枚)。堅紙。

1132-13

[町田せつ書状](生活費収支等につき)。

差出:せつ。受取:御両親様。

1通。横切紙。

ペン書き。

1136-21

[町田せつ書状](夏休みのたより)。

差出:東京にて せつ。受取:なつかしい 謙ちゃんへ。

1通(2枚)。堅紙。

1134-10

[葉書](洪水以後近況、上京予定伺い、返事を「鉛筆でたくさん」書いてほしい云々)。

20日夜。差出:わだむら 英。受取:北佐久郡中津村 町田せつ様。

1葉。はがき。

1銭5厘切手印刷官製はがき使用。消印「長野・小縣和田 3.8.21 前9-12」。

○町田はつ

1134-41

[町田はつ書状](1)日本橋河岸の景況報告、日本橋に小売部施設を置くこと、大塚電車終点に水よき地あるも地価高く、一時皆金に換えて後に考える云々。(2)御地に入る金の扱い、村の総代へ「ふな」を配ること、序に池料を延ばすこと等につき願云々)。

(大正3年カ、12月)14日晚(封筒);(1)午後11時半、(2)夜1時。差出:(封筒)東京にて 町田はつ;(1)東京より、(2)母より。受取:(封筒)長野県北佐久郡五郎兵衛新田村 町田静太様;(1)・(2)父上様。

2通(2枚)。堅紙(封筒入)。

2通同封。封筒3銭切手。消印「欠損」3.12.15・前7-8「長野塩名田・3.12.16・汚損難読」。

1132-35

[町田はつ書状](相談したいことがあるので上京を願う旨).

(大正4年4月)17日. 差出:はつ;(封筒)東京神田仲猿楽町町田はつ. 受取:(封筒)長野県北佐久郡五郎兵衛新田村 町田静太様.

1通. 横切継紙(封筒入).

年代は消印より.

1134-14

[町田はつ書状](良一と相談し上京され、鯉の種は良一へ早く入れ、損はあきらめこれより後は一生懸命にとりかえし云々).

(大正4年カ, 大正15年以前). 差出:はつ. 受取:御とうさま.

1通. 堅紙

○町田良一

1134-13

[町田良一書状](今回実に命掛けの仕事、金円全て株券とし云々、また父上立腹ながらも常陽館のお手紙は下されたく願云々).

(大正4年カ)15日朝(封筒裏). 差出:良一より;(封筒)町田良一. 受取:御父上様;(封筒)東京目白台下 学習院下 [目(カ)]白養鯉場様.

1通. 横切継紙(封筒入).

封筒破損. 封筒消印「小石川 4.5.15 前10-11」.

1132-14-1

[契之助書状](養蜂園販売部門差配の依頼).

1月21日. 差出:契之助. 受取:良一様.

1通. 横切継紙.

1132-14-2

蜂種予約募集

大正4年. 作成:長野城山養蜂園.

1通. 堅紙

印刷. 1132-14-1に巻き込まれていたもの.

1135-33

[三石勝五郎葉書](病氣回復へのはげまし).

差出:府下豊多摩郡戸塚村六二, 大正館中根方三石勝五郎. 受取:長野県北佐久郡中津村町田良一君.

1葉. はがき.

1136-11

[三石勝五郎葉書](長野赤十字病院で闘病の貴兄のこと, 東京池田館のこと).

(大正2年1月5日). 差出:南佐久郡青沼村三石生(東京府下豊多摩郡戸塚村六二中嶋はる方). 受取:北佐久郡中津村三馬寄町田萬二郎君.

1葉. はがき.

年月日は消印から.

1136-10

[三石勝五郎葉書](春の訪れについて).

(大正2年4月1日). 差出:東京府豊多摩郡戸塚村六二, 大正館中根方 三石勝五郎. 受取:長野県北佐久郡中津村ミマヨセ町田萬二郎君.

1葉. はがき.

年月日は消印から.

○不明

1387-53

[某女書状](様子伺, 心得を諭す内容ほか).

1通. 横切継紙

内容等から女性のものカ.

2.家計

(シリーズ記述)

本項目へは、おもに町田家の家族の消費にともなって発生したと思われる資料を配列した。ただし、1.諸品通と2.一般は、必ずしも諸事業の経営に関する資料と区別していない。3.家普請は、町田家の屋敷が江戸時代末～明治前期に数度火災に遭ったことに関係する内容が中心となっている。

1. 諸品通

338

明治三庚午年 八月廿七日改 金子渡扣帳(裏表紙)御馬寄村 福田屋良右衛門様 和泉屋 新兵衛.

明治3年8月27日.

1冊. 横長半(二ツ綴).

水油・蚕種ほか諸品.

361

乙 明治八年 亥 一月吉日 御菜種之通(裏表紙)かうくや 長右衛門 福田屋良右衛門様.

明治8年1月.

1冊. 横長美(一ツ綴).

572

明治八年十二月ヨリ 加屋受取通 井出駒屋様 福田屋良右衛門.

明治8年12月.

1冊. 横半半折(綴葉装一ツ綴).

人足書上の横折紙や「長野県下第四大区 六小区」藍色野紙等の紙背を使用。

362

明治九年 子一月日 現金酒通。(裏表紙)嶋屋彦右衛門
[朱印] 福田屋様

明治9年1月。

1冊。横美半折(綴葉装下ヶニツ目結び綴じ)。

363

明治十四年 巳一月吉日 諸品通。(裏表紙)山屋五左衛門
町田良右衛門様

明治14年1月。

1冊(3冊のうち)。横美半折(綴葉装下ヶニツ目結び綴じ)。

363~365は紫色括り紐で一括。

364

甲明治十七年 申一月吉日 諸品通。(裏表紙)山屋五左衛門
福田屋良右衛門様

明治17年1月。

1冊(3冊のうち)。横美半折(下ヶニツ綴)。

下ヶ紐あり。

584

[酒之通綴]

(明治19年1月~明治23年)。

[1綴]。[横半半折(列帖装一ツ目結び綴じ)]。

584(1)

明治廿三年 第叁月より 酒之通。(裏表紙)中津村 島屋酒店 同郷 山崎久五郎様

明治23年1月。

1冊。横半半折(ニツ目綴, 下ヶ紐付)。

584(2)

二月七日 酒之判取 福田屋[朱印]。

2月7日。差出:福田屋。受取:島屋 酒店御中。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

表紙朱印印文「信州 佐久 御馬寄(口に丁)福田屋」。

584(3)

明治十九年一月ヨリ全十二月三十一日迄 (口に丁)様
(口に丁)(酒代書上)。

明治19年1月~12月。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

宛先(口に丁)は福田屋のこと。

588

明治四拾叁年 申壹月吉日 諸品通。(裏表紙)信州小諸
本町 角屋権兵衛[朱印] 福田屋良三郎様

明治41年1月。作成:小宮山権兵衛[朱印]。

1冊。横美半折(ニツ目結び綴じ, 下ヶ紐付)。

裏表紙差出名は木版。一部活版に替込み。

587

明治四拾叁年 御通 柳田森四郎 福田屋良三郎様(氷
醋酸購入)。

明治41年。作成:柳田森四郎(朱印)。

1冊。横美半折(下ヶニツ目綴)。

差出朱印印文「長野県信濃国北佐久郡・小諸町三百六十五番地・葉種商(口に柳)柳田森四郎」。

531

第拾貳番 四月五日ヨリ 諸色御通 杏掛 おもとや真意(印) 御馬寄村 御客様(諸費受取);記(諸費代金・支出者等書上)。

4月5日~14日。

1綴。横半半折(列帖装一ツ目結び綴じ)。

各一ツ綴2冊を綴りとしたもの。1冊目綴目に印あり, 同表紙差出記載部押印に同じ, 同印文「信州 小縣郡 杏掛郷 杏掛真意」。

365

十月三日`より` 諸品御通帳 杏掛湯本 杏掛真意(印) 御馬寄村 町田良右衛門様(我等夫婦・おやす・森太・おひら・武一郎共, 惣メ7円44銭1厘請取)。

10月3日~10月14日。

1冊(3冊のうち)。横半半折(綴葉装下ヶニツ目結び綴じ)。

差出印印文「信濃(カドに本)小縣郡 杏掛郷 杏掛真意」, 請取同印。

2.一般

1202-2

ひか衛(カ)。(裏表紙)佐久郡 御馬寄邑 福田屋(金銭貸借書上覚)。

(文化7年午11月16日前後)。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

厚紙の表紙表面剥離離脱。年代は帳内記載より, 「辰」「巳」等の日付記載から内容は文化5年頃からカ。

359

天保七申歳 八月ヨリ 意覚。(裏表紙)福田[]屋(金銭・申の役初・酒・臨時金銀差引など)。

天保7年8月。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

裏表紙わずれ離脱。通報カ。

1138-52

(隅屋・升屋勘定覚)。

(近世)。

1通。横折紙

1138-68-4

(かり金等書上)。

(近世カ)。

1通。横折紙

1137-178

(上酒数量書付)。

(明治)16年12月26日。作成:町田長四郎[朱印]。

2枚。小切紙

押印印文「中山道御馬寄和泉屋」。朱色野紙片。

1137-175

記(植木代金受取)。

(明治)17年第12月15日。差出:桑原亀太郎・森平太郎[朱印]。受取:町田良右衛門様。

1通. 横美切紙

押印印文「信州〈ヤマに〇〉小諸 本町 扇亀」.

1139-92

記(庖丁・錆直しほか代金書上).

(明治)29年8月日. 差出:藤屋常太郎. 受取:町田静太様.

1通. 横美切紙

1138-83

記(古葉缶預り).

明治30年1月24日. 差出:小諸町葉缶屋志津衛. 受取:上.

1通. 横切紙

1138-46

記(酒代受取).

明治39年11月19日. 差出:布屋伊右衛門. 受取:町田静太様.

1通. 横切紙

1388-7(3)

記(玉走み代).

明治41年3月16日. 差出:小諸本町(一に八)角屋権兵衛. 受取:福田屋良三郎様.

1通. 横美切紙

印刷用紙へ書込み.

1387-20

[小山商会書状].

(明治41年)3月22日. 差出:(カネに九). 受取:御馬寄 町田良三郎様.

[1通(3点)]. [封筒入一括].

-20-1~3まで封筒入.

1387-20-1

送券(〇に五)別上 36 込).

明治41年3月24日. 差出:(カネに九)信州小諸町 小山商会[朱印]. 受取:町田良三郎様.

1通. 堅切紙

印刷用紙へ書込み.

1387-20-2

記(〇に五)塩 36 込送付代金請求).

(明治41年)3月22日. 差出:(カネに九)[朱印]. 受取:福田屋様.

1通. 堅切紙

「官塩販売(カネに九)小山商会」「(信州小諸)紺色野紙

1387-20-3

送券(大豆送付).

(明治41年)4月12日. 差出:信州小諸町 屋号酢屋〈ヤマに九〉小山甚三郎(青印) 米穀食塩肥料石油荒物問屋. 受取:町田良三郎殿.

1通. 堅切紙

印刷用紙へ書込み.

1387-21

送券(赤穂塩 40 込).

明治41年10月17日. 差出:信州小諸町 小山商会(印). 受取:町田良三郎様.

1通. 堅切紙(封筒入).

塩代金通知書1通あり.

1138-36

記(宿代等).

(近代)4月16日. 差出:長野 やまや喜兵衛[朱印]. 受取:上様.

1通. 横美切紙

印文「長野善光寺 大門町〈ヤマに小槌絵柄〉山や喜兵衛」.

1138-58

記(反物類代金請取).

(近代)8月12日. 差出:邑楽屋彦五郎. 受取:町田静太郎(ママ)殿.

1通. 横折紙

1138-9-2

記(復口料等).

(近代)8月13日. 差出:堀. 受取:御馬寄村福田屋御内.

1通. 横切紙

1141-36

記(品代差引勘定).

子2月10日. 差出:十一や[印]. 受取:定右衛門様.

1通. 横切紙

印文「(ヤマにキ) 中山道 御馬寄 町儀」.

1139-185

(とうふ・みそ・す代金).

丑10月. 差出:松本や栄重. 受取:ふくたや千代次様.

1通. 横切紙

1137-212

覚(大麦・餅・米等代金書付).

丑極月12日. 受取:千代次様.

1通. 横紙

1139-160

覚(きせる・ふとん等買物代金).

(寅)とら1月28日. 差出:三五郎. 受取:福田屋様.

1通. 横美切紙

1137-258

覚(黒四尺等代金請取につき).

寅7月. 差出:徳田屋勝作. 受取:良右衛門様.

1通. 横紙

1138-68-6-2

覚(さされ代金等).

寅7月. 差出:布屋伊右衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切紙

1138-68-6-5

覚(金銭差引).

(寅)とら 7 月. 差出:萬屋甚右衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-6

覚(切こんふ, 川ふき等代金).

寅 7 月. 差出:大津や文七. 受取:御馬寄福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-7

覚(丑メ代金).

寅 7 月. 差出:山屋五左衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-8

覚(れんこん, 切こんふ代金).

寅 7 月. 差出:扇屋永之助. 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-9

覚(金請取).

寅 7 月. 差出:萬屋甚右衛門(印). 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

印文「信州 小諸 荒町(口にキ)萬屋」.

1138-68-6-10

覚(金銭差引).

(寅)とら 7 月. 差出:しまや勇左衛門. 受取:御馬寄福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-11

覚(反物代金).

寅 7 月. 差出:扇屋嘉吉. 受取:御馬寄福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-12

覚(切賃代他).

寅 7 月. 差出:次郎左衛門. 受取:良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-13

覚(酒代金請取).

寅 7 月. 差出:和泉屋くら. 受取:福良様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-16

覚(釜くわん, 鎌代金).

寅 7 月. 差出:藤屋平吉. 受取:千代次様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-17

覚(足袋代金).

(寅)とら 7 月. 差出:嶋屋権介. 受取:福田屋千代次様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-20

覚(かなく等代金).

(寅)とら 7 月. 差出:和泉屋弥平[印]. 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

印文「信州 佐久郡 御馬寄(〇に三つ星)和泉屋」.

1138-68-6-21

覚(子丑メ).

(寅)とら 7 月. 差出:あわや兵左衛門. 受取:良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1138-68-6-22

覚(預り金等).

寅 7 月 15 日. 差出:叶屋専右衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1139-183

覚(太織綿綿入代金).

寅 7 月. 差出:作四郎. 受取:福田屋様.

1 通. 横切紙.

1143-73-5-1

片物書(しけた織等の代金書付).

寅 11 月 28 日.

1 通. 小切紙.

外側から順に.

1137-213

覚(大麦・餅・米等代金書付).

寅極月. 差出:甚右衛門. 受取:村 千代次様.

1 通. 横紙.

1137-216

覚(金額書付).

(寅)とら 12 月. 差出:仕立や代治郎. 受取:町田千代次様.

1 通. 小切紙.

1137-217

覚(并敷代金書付).

寅 12 月. 差出:亀屋茂兵衛. 受取:御馬寄村福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

1137-219

覚(金額書付について).

寅極月. 差出:和泉屋弥平[印]. 受取:福田屋良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

印文「信州 佐久郡 御馬寄(〇に三つ星)和泉屋」.

1137-250

覚(よりこ代金書上).

寅 12 月. 差出:叶屋専右衛門. 受取:福田屋良右衛門様.

門様.

1通. 小切紙

1137-252

覚(豆腐等代金書上).

寅極月. 差出:山屋林之丞(印). 受取:良右衛門様.

1通. 横継紙

1137-253

覚(曲尺式丁直し等代金書上).

寅12月. 差出:藤屋平吉. 受取:千代次様.

1通. 小切紙

1137-256

覚(さされ代金書付).

寅極月. 差出:布屋伊右衛門. 受取:良右衛門様.

1通. 小切紙

1137-257

覚(かつのこ・れんこん等代金請取につき).

寅極月. 差出:大津屋文七. 受取:御馬寄福田屋良右衛門様.

1通. 横継紙

1138-44-6

覚(きせる. 氷さとう代金).

(寅)とらの12月. 差出:和泉屋由五郎(印). 受取:福田屋栄作様.

1通. 横切継紙

印文「信州 御馬寄 (三ツ星) 鈴木」.

1139-168

覚(都乃花ほか代金).

(寅)とら極月. 差出:扇屋嘉吉. 受取:御馬寄福田屋良右衛門様.

1通. 横美切継紙

1139-184

(とうふ・こんにやく・す代金).

寅極月. 差出:松本や栄十. 受取:福田屋様.

1通. 横切継紙

1388-7(39)

覚(布; 糸類代金).

(寅)とら12月. 差出:徳田屋勝作. 受取:良右衛門様.

1通. 横美切継紙

1137-260-1

覚(黒六尺・形付四尺等代金書上).

卯7月. 差出:徳田屋勝作. 受取:福田屋千代次様.

1通. 横継紙

1137-260-2

覚(南京など代金書上).

卯7月. 差出:布屋伊右衛門. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横継紙

1137-260-3

覚(米・そば等代金書上).

卯7月. 差出:十二車や. 受取:千代次様.

1通. 横継紙

1137-260-4

覚(荏等代銀書上).

卯7月. 差出:和泉屋弥兵衛(印). 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 小切紙

印文「信州 佐久郡 御馬寄(○に三ツ星) 和泉屋」.

1137-260-5

覚(代銀書付).

卯7月. 差出:白木や 政吉. 受取:ふくた屋千代次様.

1通. 横美継紙

紙継りとも.

1137-260-7

覚(米・みりん等代金書上).

卯7月. 受取:村 千代次様.

1通. 横継紙

1137-260-12

覚(600文書上).

卯7月. 差出:塩名田つた屋政吉. 受取:御馬寄村福田屋良右衛門様.

1通. 横美切紙

1137-260-15

覚(代金書付).

卯7月12日. 差出:万屋七左衛門(印). 受取:福田屋千代次様.

1通. 横美切継紙

1137-260-16

覚(葉煙草残金書上).

卯7月. 差出:次左衛門(印). 受取:御馬寄福田屋両右衛門様.

1通. 小切紙

印文「信州 岩尾 上州屋」.

1137-260-17

覚(薄花七刃).

卯7月. 差出:山本屋健六. 受取:千代次様.

1通. 小切紙

1137-260-18

覚(鎌等代金書上).

卯7月. 差出:藤屋平吉. 受取:千代次様.

1通. 横継紙

1137-260-19

覚(大豆・米等代金).

卯7月. 差出:塩名田蔦屋梅三郎. 受取:御馬寄村福田屋様.

1通. 横美切継紙

1137-260-20

覚(志の巻代金書上).

卯7月. 差出:叶屋専右衛門. 受取:福田屋良右衛門

様。

1通 横美切紙

1137-260-21

御兌(金額書上)。

卯7月。差出:福木屋国市。受取:御馬寄村福田屋良右衛門様。

1通 横美切紙

1137-260-23

覚(豆腐等代銀請取につき)。

卯7月。差出:山屋林之丞。受取:良右衛門様。

1通 横継紙

1137-260-24

覚(水風呂桶・戸水桶等代金書付)。

卯7月。差出:桶屋新蔵。受取:千代次様。

1通 横切紙

1388-7(25)

覚(黒本天 京七ノ子等布類代金)。

(卯)う8月1日。差出:扇屋嘉吉。受取:町田良右衛門様。

1通 横美切継紙

1138-44-5

覚(桃色絹代金)。

(卯)う11月6日。差出:おきなや嘉吉。受取:半治郎様。

1通 横切紙

1138-43

覚(米 小麦等搦代金)。

辰2月。差出:車や浅右衛門。受取:良右衛門様。

1通 横切継紙

1138-44-2

覚(木事 わら代等)。

辰7月。差出:大さかや萬吉[印]。受取:両右衛門様。

1通 横切紙

印文「信州佐久 御馬寄村 (カネに万)大坂屋」。

1138-44-3

覚(まん十代金)。

辰7月。差出:山田屋多右衛門。受取:福田屋様。

1通 横切紙

1137-4-1

おほえ(あん・まんちう・かき等代金書上)。

辰極月。差出:山太。受取:当人様。

1通 横切紙

1137-4-2

覚(さんま・さけ等代金書付)。

辰12月。差出:丁屋千次郎。受取:福田屋領右衛門。

1通 横切紙

1138-40-1

覚(飯米代金)。

辰極月。差出:塩名田七之丞。受取:御馬寄村両右

衛門様。

1通 横切継紙

1138-40-2

おほへ(糸代金)。

辰極月。差出:(印)[信州 八幡 松葉屋]。受取:御馬寄村良右衛門様。

1通 横切紙

1138-41-1

覚(手拭等代金)。

辰12月。差出:和泉屋由五郎[印]。受取:ふくたや良右衛門様。

1通 横切継紙

印文「信州(〇)に三ツ星 佐久郡 御馬寄 和泉屋」。

1138-41-2

覚(かま、つる直し代金等)。

辰極月。差出:勝弥。受取:良右衛門様。

1通 横切継紙

1138-41-3

覚(紺縁代金)。

辰極月。差出:大さかや萬吉[印]。受取:両右衛門様。

1通 横切継紙

印文「信州佐久 御馬寄村 (カネに万)大坂屋」。

1138-41-4

覚(板代金)。

辰極月。差出:仲右衛門。受取:良右衛門様。

1通 横切継紙

1138-41-5

覚(大麦代金覚)。

辰12月。差出:中屋源八(印)。受取:御馬寄両右衛門様。

1通 横切継紙

印文「信州(カネに中) 佐久 白田 中屋」。

1138-41-6

覚(たはこ代)。

辰12月。差出:大さかや萬吉[印]。受取:半次様。

1通 横切継紙

印文「信州佐久 御馬寄村 (カネに万)大坂屋」。

1138-41-10

覚(干皮代金)。

辰極月。差出:林屋宗左衛門。受取:福田や良右衛門様。

1通 横切紙

1138-34

記(肴酒代等)。

午4月17日。差出:ねづみ 橋本[朱印]。受取:上。

1通 横美切紙

印文「信州 鼠宿 (ヤマに小)橋本」。

1141-75

(金銭差引)。

西3月19日。差出:方月。受取:ふくたや様
1通。横切紙

1142-57

記(紺縞一反・紺堅鳩一反ほか代金差引請取)。

戊1月5日。差出:叶屋仙右衛門。受取:隣 福田屋
良右衛門様。

1通。横美切継紙

西九月七日~十二月三十日分。裏に金銭の出入勘定記載あり。

1141-5

覚(シヤホ代金)。

戊1月。差出:まつはや二郎兵衛。受取:御馬寄良左
(ママ)衛門様。

1通。横切紙

1141-19

記(5月11日ほか米代金書付)。

戊ノ8月25日。差出:十一屋義作印。受取:福田や
良右衛門様。

1通。横美切継紙

差出印文「中山道 御馬寄 (ヤマにキ)町儀」。

1141-20

覚(つるべ、手桶代金)。

戊8月。差出:新蔵。受取:良右衛門様。

1通。横切紙

1141-15

記(2升代金)。

戊12月。差出:一力屋寅蔵。受取:御馬寄福田屋良
三郎様。

1通。横切紙

1142-58

記(干ぶり・漬ぐり・かまぼこ等代金差引勘定書付)。

戊12月。差出:丸屋 茂介。受取:町田領右衛門様。

1通。横美切継紙

1141-3

記(反物、布、糸類代金)。

亥1月。差出:扇屋永之助。受取:町田良右衛門様。

1通。横切継紙

1141-4

記(糸、布代金済)。

亥1月。差出:あわや兵右衛門。受取:村福田屋良右
衛門様。

1通。横切継紙

1141-6

記(どぜう、かじか代金)。

亥1月。差出:塩名田つや忠治。受取:御馬寄福田
屋良右衛門様。

1通。横切紙

1141-8

記(鍋つる代金)。

亥1月。差出:藤屋平吉。受取:町田良右衛門様。
1通。横切継紙

1141-10

記(大さる他代金済)。

亥1月。差出:いつみや弥兵衛印。受取:福たや良
右衛門様。

1通。横切継紙

印文「中山道御馬寄和泉屋」。

1141-13

記(もも引仕立代ほか)。

亥1月。差出:嶋屋権之助(印)。受取:町田良右衛門
様。

1通。横切紙

差出印文「信佐久 御馬寄 (ヤマに〇)嶋屋」(一部かすれ)。

1141-17

記(豆腐・酢等代金済)。

(亥)い1月31日。差出:駿河屋初太郎。受取:町田
良右衛門様。

1通。横切継紙

1141-23

記(魚類代金)。

亥1月。差出:竹屋与曾五郎。受取:町田良右衛門様。

1通。横切継紙

1142-55

記(中折十束・長半切五束代金受取);(附)紙片。

1月4日。差出:香具や[破損]。受取:上。

1通(附1枚とも)。横美切継紙

奥に小切紙1枚(附)を巻き込んでいた。本紙奥破損大。附内
容:御馬寄村組頭良右衛門。

1142-56-1

記(生ほか代金受取)。

1月4日。差出:角屋 宗吉。受取:上。

1通。横切紙

-56-2とともに折りたたまれていた。

1142-56-2

記(石油・油ほか代金請取)。

1月4日。差出:松屋 与五兵衛。受取:上。

1通。横美切継紙

1138-41-9

[徳松書状](〇御取遣し下されたく)。

正月13日。差出:徳松。受取:(福田屋)永作様。

1通。横切紙

1141-11-1

記(生姜他代金受取)。

1月19日。差出:香具屋長右衛門。受取:上,町田良
右衛門様。

1通。横美切紙

1141-11-2

記(25銭受取)。

1月19日。差出:[印][現金正札附 諸国 畳表鉄類
(〇に柳)小諸荒町 柳田]。受取:上。

1通。横切紙

1141-18

記(1月27日・28日米代金書付)。

1月28日。差出:十一や義作[印]。受取:福田や良右衛門様。

1通。横美切紙

差出印文「中山道 御馬寄 (ヤマにキ)町儀」。

1137-260-11

覚(大麦数量等書上)。

正月29日。差出:丁 金兵衛。受取:八幡和市様。

1通。横美切紙

1141-7

記(元精丸代金受取)。

1月30日。差出:山崎屋甚兵衛。受取:上。

1通。横切紙

1141-16

記(帯・半天代金、借用賃カ)。

1月31日。差出:作次郎。受取:良右衛門様。

1通。横切紙

1141-38

記(米代金等差引)。

2月8日。差出:十一や。受取:福田屋良三郎様。

1通。横切紙

1141-35-2

(仕切を此ものへ御渡し下された)。

2月21日。差出:良右衛門。受取:義作様。

1通。横切紙

1139-152

(2月9日分ほか大丸屋ほか買物代金書付、12日取調)。
(2月)。

1通。横美切紙

1143-73-29

記(針金代金1分2朱余受取)。

3月18日。差出:[印][現金正札附 諸国 畳表鉄類
(〇に柳)小諸荒町 柳田]。受取:上。

1通。小切紙

1142-6

記(石油代金受取)。

3月19日。差出:大和屋 佐久三[印]。受取:上。

1通。横美切紙

受取印あり(差出印同印)、印文「(〇に大)東信 御影 大和屋」。

1137-113

記(醤油・油粕代金請取につき)。

3月27日。差出:山屋五左衛門[印]。受取:福田屋良右衛門様。

1通。小切紙

印文「借小諸 与良町 (〇に山)山五」。

1139-82-1

記(平貝代請取)。

3月30日。差出:滝澤[印]。受取:つゞき様。

1通。横美切紙

-82-1と-82-2は巻き込まれて一括。差出印文「信上田 海野町
(ヤマに水)滝澤」。

1139-82-2

記(代金・立替金書上)。

3月30日。差出:都筑[難読][朱印]。受取:上。

1通。横美切紙

1141-41

記(米代金差引)。

4月1日。差出:十一や。受取:福田や様。

1通。横切紙

1138-35

記(黒のり等代金)。

4月6日。差出:七湊屋久七。受取:上。

1通。横切紙

1138-7

おぼへ(かし、肴等代金)。

4月11日。差出:油屋下代。受取:御客様。

1通。横切紙

1142-14

記(鐵一丁ほか代金差引書付)。

4月16日。差出:藤屋平[難読]。受取:桜井分。

1通。横美切紙

1137-260-13

覚(代銀書付)。

5月10日。差出:かうくや良右衛門。受取:ふく田屋
良右衛門様。

1通。横美切紙

1142-35

記(茶ほか代金受取)。

5月16日。差出:あふきや 永之助。受取:福たや良
右衛門様。

1通。横美切紙

1141-39

記(米代金差引)。

5月22日。差出:十一や。受取:福田や良三郎様。

1通。横切紙

1142-15

記(高・白張皮代金受取)。

第5月。差出:貢加吉。受取:町田良右衛門様。

1通。横美切紙

1142-7-1

記(こんふ代金請取)。

6月6日。差出:山本 五左衛門。受取:上。

1通。横切紙

-7-2とともに重ねて折りたたまれていた。

1142-7-2

記(鉄勘一ツ代金受取)。

6月6日。差出:[印]現金正札附 諸国 畳表鉄類 (〇に柳)小諸荒町 柳田。受取:上。

1通。横切紙。

1387-23

(塩代金通知書)。

6月6日。差出:(カネに九)(信州小諸町小山商会)。受取:町田良三郎様;(封筒)御馬■■福田屋良三郎様。

1通。横切紙(封筒入)。

1143-7

おほえ(御酒・井・御膳代金受取につき)。

6月22日。差出:岡田。受取:上。

1通。横切紙。

1137-260-14

覚(千伝・水油等代金書上)。

第7月13日。差出:駿河屋初太郎[印]。受取:ふくたや 千代次様。

1通。横美切紙。

印文「信州 中山道 御馬寄 (ヤマに上) 駿河屋」。

1139-78

記(餅ほか代金受取)。

7月28日。差出:(カネに三)。受取:上。

1通。横美切紙。

1138-68-6-18

覚(太極綿綿入等仕立賃)。

7月。差出:仕立や作次郎。受取:福田屋様。

1通。横美切紙。

薄翡翠色の料紙。

1143-73-28

記(三十ほか代銀受取)。

8月20日。差出:[印]現金正札附 諸国 畳表鉄類 (〇に柳)小諸荒町 柳田。受取:上。

1通。横切紙。

1138-68-3

覚(釘、針金代金)。

8月27日。差出:柳田茂十郎。受取:上。

1通。横切紙。

1138-68-5

(水油代金覚)。

(9月)。差出:はやし。受取:ふく田様。

1通。横切紙。

1137-10

覚(かつおなど代金書上)。

10月19日。差出:藤屋質助。受取:良右衛門様。

1通。小切紙。

1142-32

記(四分御引飛ほか代金請取)。

11月7日。差出:嶋田屋 喜助。受取:上。

1通。横美切紙。

1142-45

記(くすりのみ・ひしやく他諸品代受取)。

11月16日。差出:和泉屋弥兵衛。受取:福たや様。

1通。横美切紙。

1139-62

記(米代金差引渡す分等書付)。

11月29日。差出:十一や。受取:福田やサマ。

1通。横美切紙。

1202-22

記(30円の内残りの返済元利銀算用書出)。

12月3日。差出:十一屋義作。受取:町田良右衛門様。

1通。横美切紙。

1139-131

記(包紙・帯紙数量書上)。

12月4日。作成:北村。

1通。横美切紙。

1142-54

(香具やに遺す分・岩村田茶商人へ払う分ほか出金勘定書付)。

(12月6日)。

1枚。横切紙。

1139-172

覚(畳表へり等代金受取)。

12月8日。差出:[印]現金正札附 諸国 畳表鉄類 (〇に柳)小諸荒町 柳田。受取:上。

1通。横美切紙。

1139-187(7)

覚(元ゆへほか代金受取)。

12月8日。差出:かくや 長右衛門。受取:上。

1通(綴31通のうち)。横美切紙。

1142-3

(十二月十二日ほか六日分二間材木等枚数差引勘定、城ノ上・中平への配分等書上)。

(12月12日~18日)。

1通。横美切紙。

1142-29-1

記(上之石油代金請取)。

12月12日。差出:松屋 与五兵衛[印]。受取:福田屋良右衛門様。

1通。横美切紙。

-29-2と-29-3を内側に巻き込んでいた。差出印印文「信州(角に●)小諸 荒町 松屋与五兵衛」紙面請取印同印。

1142-29-2

記(内山紙代金請取)。

12月12日。差出:柳田五兵衛。受取:上。

1通。横美切紙。

請取文言と差出は木版。

1142-29-3

記(生餠代金請取)。

12月12日。差出:山屋 五左衛門。受取:上。

1通。小切紙。

1143-73-5-2

鶴屋仕立片物書(しけた織等の代金勘定)。

12月17日。

1通。小切紙。

1142-4

(十二月十九日分二間・九尺・二間半材木枚数「慶蔵より書抜」)。

(12月19日)。

1通。横美切紙。

巻状大の壱半分に折りたたまれていた。

1143-73-8

記(黒毛米子一丈、金鉄一反代金請取につき)。

第12月31日。差出:大和屋 利兵衛。受取:上。

1通。小切紙。

1142-28

記(九月廿八日～十一月廿七日ふし・此白他諸品代金勘定書付)。

12月日。差出:吉田屋 清助。受取:御馬寄村 福田屋様。

1通。横美切紙。

品代請求書か。

1138-41-7

覚(とうふ、氷代金)。

12月。差出:宇兵衛。受取:良右衛門様。

1通。横切紙。

1141-57

覚(品物代金差引)。

12月。差出:山五左衛門。受取:福田屋良右衛門様。

1通。横切紙。

1138-68-6-19

呈上 籠紙

12日。

1通。横切紙。

いつみや。

1137-260-22

覚(金額二人分書付)。

1通。小切紙。

1138-41-8

(御馬寄村18人名前書上)。

1通。横切紙。

1139-187(4)

覚(蒸葉員数)。

差出:寿仙拜。受取:千代次様。

1通(綴31通のうち)。横美切紙。

1141-1

覚(米・そば俵数、代金済、下半期分)。

差出:義兵衛。受取:両右衛門様。

1通。横切紙。

1141-21

(旅籠賃銭覚)。

1通。横切紙。

1141-35-1

記(小袖袴、ランプ等員数)。

1通。横切紙。

後欠か。

1141-42

(枚数覚、代金共)。

1通。横切紙。

1141-43

(枚数のうち分配覚、宅・分林他へ)。

1通。横切紙。

1141-42の品物か。

1141-45

(枚数分配方覚、内分・梅甚他へ)。

1通。横切紙。

1141-69

覚(くい、細木等本数)。

1通(2枚)。横切紙。

1142-12

(切こんふ・鉄かんてらほか書品数量書上)。

1通。横切紙。

1142-26

(目数書上および「ふし」「数の子」「はまくり貝」目数書上)。

1枚。横美切紙。

品代銀書上か。

3.家普請

312

天保六未年 八月十七日ヨリ 南ノ方附下ヶ普請入用扣御馬寄村 福田屋良右衛門。

天保6年8月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

330

慶応二丙寅五月ヨリ 七蔵続 隠宅 普請諸雑用扣帳 福田屋良右衛門 恒篠。

慶応2年5月。

1冊。横長半(下ヶニツ目綴)。

331

慶応二丙寅年 諸道具意覚 町田(花押) 火災之翌歳也。

慶応2年(～明治26年頃)。

1冊(丁内・丁間巻状等とも)。横美半折(綴葉装ニツ綴下ヶ紐付)。

丁内・丁間に書状等あり、取扱い注意。

346

明治十三年五月ヨリ 家作普請方書類。

明治13年5月。差出:山浦良吉より。受取:町田良右衛門江。

[37件]。[袋入一括]。

袋入。紙縫り紐で一括。

346-0

[袋]明治十三年五月ヨリ 家作普請方書類;(内側)家作普請方小書付類。

2枚。袋。

袋を二重にしている。朱色罫紙。明治十三年二月廿二日付町田美和治消酒醸造免許鑑札「紛失御届」(外側)・品代書付(内側)各紙背再利用。

346-1

明治十三年 辰五月 日 材木註文帳。(裏表紙)山浦良吉 町田良右衛門様。

明治13年5月日。

1冊。横長半(一ツ綴)。

紙縫り紐とも。

346-2

[建事棟上ヶ方土木判取ほか]。

[明治13年]。

[1綴(4冊)]。[横半半折(一ツ目結び綴じ)]。

346-2(1)~(3)まで列帖装様に紙縫りで結び綴じ。

346-2(1)

明治十三年 第十二月初日 建事棟上ヶ方 土木判取。(裏表紙)福田屋。

明治13年12月。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

346-2(2)

辰十一月廿九日ヨリ 建事中 雑事意覚。

(明治13年)11月。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

346-2(3)

明治十三年九月より 諸買もの留 自費方訂正前「役場方」(家作普請)。

明治13年9月。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

346-2(4)

[記ほか](人名毎出入便数、材木注文数など書上)。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

346-3

記(唐松柱代金覚)。

明治13年9月27日。差出:桜井村白田荒太郎(印)。

受取:御馬寄村 町田良三郎。

1通。横半半折。

反古紙利用。

346-4

川除出来御見分とシテ下木掛市川様御止宿(諸入用

覚)。

9月16日。

1通。横半半折。

346-5

記(畳・格子等建具員数覚)。

(明治13年)。

1通。横半半折。

346-6

記(雑木・ほや代金)。

(明治13年)27日。

1通。横半半折。

346-7

記(しの竹等代金覚)。

12月21日。差出:かこや(か)遠山豊吉。受取:御馬寄福田屋。

1通。横切紙。

346-8

記(葎代金覚)。

差出:遠山庄作。受取:町田良右衛門。

1通。横切紙。

346-9

[町田昭造書状](現物買受につき)。

(明治14年)2月13日午後4時。差出:町田昭蔵;(封筒)諸荷物運送所東京小網町老丁目信濃屋豊吉方 町田昭造(朱印)。受取:町田良右衛門様;(封筒)長野県信濃国佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 急用平安。

1通。横美切紙(封筒入)。

本紙端裏「町田良右衛門様 直々御覧願入候(朱印)」。封筒消印「一四・二・一三・ち 東京」ほか。

346-10

記(小刀代金請取)。

12月28日。作成:信州小諸 柳田茂十郎。

1通。小切紙。

346-11

記(唐松柱代金覚)。

1通。横半半折。

346-12

不足調(家作用柱)。

10月26日。

1通。横切紙。

346-13

記(市郎右衛門無尽掛金覚)。

11月28日。差出:町田永之助。受取:町田良右衛門。

1通。横切紙。

346-14

記(材木代金請取)。

4月2日。差出:山浦良吉。受取:福田屋。

1通。堅切紙。

346-15

明治十三年五月 材木註文取調扣 受負人 宮澤 山浦
良吉殿

明治13年5月。

1冊. 横半半折(一ツ綴)。

346-16

記(座敷五行吉凶占)。

1通. 小切紙。

346-17

[町田良右衛門書状](投票開札につき)。

差出:良右衛門。受取:筆生御中。

1通. 横切紙。

桃色野入用紙

346-18

記(品代請取)。

差出:菱屋健三郎。受取:上。

1通. 横美切紙。

差出ママ。

346-19

記(内山界紙代金等受取)。

10月10日。差出:角屋権平。受取:上。

1通. 横切継紙。

346-20

(「丁」字札作成雛型)。

1通. 堅美切。

朱色野紙

346-21

記(弓張替代金覚)。

9月19日。差出:原宗堂(印)。受取:上。

1通. 横切継紙。

緑色紙

346-22

(杉板直段についての伝言)

1通. 横切継紙。

346-23

古具や差引記(なわ・油代金ほか)。

1通. 横半半折。

346-24

記(帯戸塗り代覚)。

10月21日。差出:明柳町ぬしや 平吉。受取:上。

1通. 横切継紙。

346-25

記(板材直段覚, 杵掛林屋の言値)。

1通. 堅半切。

346-26

(地租皆済金額覚)。

5通. 小切紙。

町田良右衛門他4名分。近代。

346-27

[絵図](屋敷部屋割図面)。

1冊. 31.5×57cm。

346-28

記(畳表直段覚)。

2月17日。差出:信州小諸 柳田茂十郎。受取:上。

1通. 横切紙。

346-29

記(杉材木代金請求)。

(近代)2月18日。差出:小諸町 柳田森四郎。受取:
町田良右衛門。

1通. 横切紙。

346-30

記(材木代金請求)。

(明治13年)8月22日。差出:嶋田屋 廻治二郎(印)。
受取:福田屋両右衛門。

1通. 横切紙。

346-31

記(釘・鋳代金受取)。

5月3日。差出:信州小諸 柳田茂十郎。受取:上。

1通. 横切紙。

346-32

覚(障子・唐紙代金覚)。

(近代)2月17日。作成:樋口勝五郎。

1通. 横切継紙。

346-33

[包紙]。

作成:依田保二郎。

1通. 包紙。

上書「餉酒」

346-34

瓦代金受取記

明治14年5月26日。差出:山浦為太郎(印)。受取:
町田良右衛門。

1通. 堅半。

青野紙

346-35

記(材木代金覚写)。

差出:山浦良吉。受取:福田屋。

1通. 横半半折。

346-36

[紅白水引]。

1束. 水引。

350

明治十三辰年五月ヨ里 本宅建築費雜記 北佐久郡御
馬寄郷 町田良右衛門道喜。

明治13年5月。

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴)。

記事ごとに見出し(タブ)あり(「墨屋」「瓦屋為太郎」「左官峯吉」
など)。

349

[家作普請につき見舞品・祝儀受納控ほか諸帳綴].
(明治13年9月～明治16年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

349(1)

明治十三年九月ヨ梨 家作普請中見舞品受納控 町田
良右衛門道善.

明治13年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

349(2)

明治十六年癸未第四月廿九日三十日 家賀多免祝儀
受納帳 町田道喜(家堅め祝儀).

明治16年4月29日・30日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

349(3)

十六年四月廿八日ヨリ わたまし二付 諸事扣 雑用 町
田.

(明治)16年4月28日(～30日).

1冊. 横半半折(一ツ綴).

349(4)

明治十六癸未年四月廿九日三十日吉辰二付 移レ`徒
悦執行候二付配り金人名扣.

明治16年4月28日・30日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

347

明治十三年十二月ヨリ 家作營繕方人賃取調帳.

明治13年12月(～14年12月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

人足賃(雇人, 瓦師ほか).

348

明治十三年八月ヨリ 材木受取簿 福田屋(「明治十三
年十二月一日始メ 駒寄ヨリ 瓦受取扣 山浦為太郎
方」他とも).

明治13年.

1冊. 横半半折(列帖装, 下ヶ紐付).

記事ごとに見出し(タブ)あり.

492

明治二十年九月 明治十九年小林喜作ヨリ引取建 家
大破ニテ住居も出来兼立退候二付 屋根葺替諸雑用取
調記:(附)柳澤保助ヨリ払候分 記.

明治20年9月.

1冊(2冊合綴). 横半半折大(ひねり綴;横半半折, 下ヶ
綴;横長半, 一ツ綴).

1137-173

記(榻代金書付).

12月1日. 差出:小諸町柳田森四郎. 受取:福田屋
様.

1通. 小切紙

(朱印)「材木炭薪 小諸町(○柳印)福田屋様

1202-9-10

記(六尺一寸板等代金書上):(附)記(土台・柱・梁ほか
材木本数).

作成:木屋 山本栄吉.

1冊(附1通とも). 横長半(一ツ綴).

3～4丁目間に横折紙1通(附挟込み).

3.諸願伺届書類

(シリーズ記述)

町田家から公的機関へ出された種々の願書・届書などを収めた.

1.一般

1360-11(53)

国民軍異動届(父隠居し戸主となるにより, 奥書調印と
も).

明治16年12月13日. 差出:北佐久郡御馬寄村第十
九番地平民農良右衛門長男町田静太(朱印);(奥書調
印)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎(朱印). 受取:
長野県令大野誠殿.

1通. 堅紙.

朱色野紙

540

明治十八年ヨリ 諸願伺届書類扣 北佐久郡御馬寄村
町田良右衛門.

明治18年.

1冊. 堅半切半(二ツ綴).

1139-15

消印願(公証の地所を質とした借入金元利とも返済に
つき).

一. 差出:北佐久郡中津村大字 一. 受取:岩村田区
才判所 望月出張所 御中.

1通. 横美切紙

雜型カ.

2.銃獵願

1137-85

(職獵免許税請取につき).

(明治)12年10月19日. 差出:戸長役場(朱印). 受

取:町田良右衛門.

1通. 小切紙

844

明治二十年十月 職銃猟願書類入

明治20年10月.

[7点]. [袋入一括].

844-1

[袋]明治二十年十月 職銃猟願書類入.

明治20年10月.

1枚. 袋.

-2~7を入れる. 山浦某發子届(朱色罫紙)裏面使用.

844-2

鳥獸職猟願(免許下付願. 獵場字丸山・駒寄山, 奥印・
聞届奥書とも).

明治21年10月18日;(聞届奥書)明治21年10月20日. 差出:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村第拾八番地平民農町田良右衛門(朱印);(奥印)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二[朱印];(聞届奥書)岩村田警察署長警部松原清政[朱印]. 受取:長野県岩村田警察署長警部松原清政殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

獵場絵図(彩色)とも. 聞届奥書朱筆.

844-3

獵銃免許税等納付書(金1円).

明治20年10月28日. 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印]. 受取:(北佐久郡御馬寄村町田良右衛門納).

1通. 小切紙

印刷用紙へ巻込み.

844-4

獵銃免許税等納付書(金1円).

明治23年11月1日. 差出:岩村田支金庫[朱印]. 受取:(北佐久郡中津村町田良右衛門納).

1通. 小切紙

印刷用紙へ巻込み.

844-5

獵銃免許税等納付書(金1円).

明治21年10月20日. 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印]. 受取:(北佐久郡御馬寄村町田良右衛門納).

1通. 小切紙

印刷用紙へ巻込み.

844-6

鳥獸職猟願(免許下付願. 獵場字丸山・駒寄山, 奥印・
聞届奥書とも).

明治20年10月27日;(聞届奥書)明治20年10月28日. 差出:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村第拾八番地平民農町田良右衛門(朱印);(奥印)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二[朱印];(聞届奥書)岩村田警察署長警部松原清政[朱印]. 受取:長野県岩村田警察署長警部松原清政殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

獵場絵図(彩色, 押印)あり. 本紙朱色罫紙. 聞届奥書朱筆.

844-7

委任状(警察署へ獵銃出願につき).

明治20年10月27日. 作成:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印).

1通. 堅紙

朱色罫紙

○鉄砲購入

1139-106

記(86型銃1丁ほか代金請取).

明治28年8月22日. 差出:横濱市本町二丁目廿一番地 銃砲火薬免許商 金丸銃砲店(紫印). 受取:町田静太様.

1通. 堅切紙

印刷用紙へ巻込み. 差出紫印印文「金銭領収 金丸」. 1 銭証券印紙. 現品は許可証と引換の旨朱印.

1139-86

[彈藥鉄砲買取願用紙](1)彈藥買取願(外国製ピストル銃用彈藥[空欄]発, 護身用のため);(2)鉄砲買取願(外国製ピストル銃1挺, 護身用のため).

明治 年月日(日付は(1)(2)とも空欄). 差出:(1)[空欄];(2)横濱市本町二丁目廿一番地 銃砲火薬免許商 金丸謙次郎(朱印). 受取:(1)警察署御中;(2)[空欄]殿.

2通. 堅紙

(1)と(2)は折りたたまれて一括. 黒色罫紙. 印刷用紙

1132-34

[町田良右衛門書状](威筒の儀, 田休みの儀ほか).

6月26日. 差出:良右衛門. 受取:御同席御中.

1通. 横美切紙

4.経営

(シリーズ記述)

町田家の携わった事業やその経営に関する分を収めた. 江戸時代より町田家が関与した米穀商売の文書類には, あるいは第1次項目 2.御馬寄村へ収めるのがふさわしいものがあるかもしれないが, 本項目下へまとめた. 製糸事

業と関わる名目や肩書がみられる借金の一部、またそういった記載がみられなくても佐久銀行・小諸銀行・塩川倉庫会社からの借金については、第2次項目の5貸借から抜き出して配した。個別の資金調達を、また前記の銀行・倉庫会社は、荷為替取組みや製糸保管・運送等を通して発生する負債あるいは資金提供により当該事業へ深く関与したことを、それぞれ示しているからである。

本項目下の資料によって、町田家の明治以降の経営、とくに人参や製糸に関する事業は、その詳細をかなり明らかにできるはずである。断片的な内容の資料も、正確に位置づけられる可能性があるう。

1.全体

1202-23

記(強社組入資金 11 円 37 銭 5 厘受取につき)。

明治 10 年 3 月 20 日。差出:旧強社組 惣代 町田永之助(印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙

1137-156

記(慶長一分・南倭式朱銀等御引換え)。

(明治)14 年 2 月 16 日。差出:楽丁老番地泉屋両替店 [朱印]。受取:町田様。

1 点。横美切紙

明治の通貨と近世の通貨を両替したもの。

1137-159

(南倭銀等近世の通貨書上)。

明治 14 年 11 月 6 日。

1 点。縦紙

1360-11(76)

(北佐久郡旧下塚原村拙者所持中掛樋冷抜いたすにつき)。

明治 15 年 7 月 1 日。作成:北佐久郡御馬寄村先地主 町田良右衛門。

1 通。縦紙

562

信濃殖産銀行株主連名簿 [朱印](「信濃殖産銀行創立ノ主意」ほか第 1~9 条。名簿部分署名等なし)。

明治 15 年 8 月。作成:信濃殖産銀行 発起人。

1 冊。縦半(二ツ綴)。

印刷。名簿部分小豆色野紙。表紙朱筆「第四拾八号」、表紙朱印印文「信濃殖産銀行」。

1137-127

自由出版社同盟社員証券 第 2776 号。

明治 15 年 11 月 28 日。差出:自由出版社幹事三宅虎太(印)、出納係山中喜太郎(印)。受取:町田静太殿。

1 通。縦紙

裏面には本証券紛失時の対応等を内容とした記が記されている。

1137-75

(岩村田会社より洗紙一捆送券証)。

明治 16 年 10 月 20 日。差出:内国通運会社長野県下馬瀬口継立所(朱印)。受取:(行)御馬寄 町田静太殿。

1 通。縦紙

1360-11(75)

記(桑山村官林杉損木落札代金につき)。

明治 17 年 3 月 28 日。作成:長野県下信濃国北佐久郡御馬寄村拾九番地町田良右衛門。

1 通。縦紙

朱色野紙

1137-157

記(金 1 円 20 銭受取につき)。

明治 19 年 2 月 20 日。差出:大日本農会幹事長田中芳男[朱印]。受取:町田静太殿。

1 通。小切紙

明治 19 年 2 月 22 日付の町田静太の名刺同封。

1137-29

委任状(山崎恭三との裁判の片付け一切の権限を町田静太に委任するにつき)。

明治 19 年極月 17 日。作成:北佐久郡中津村武百参拾七番地町田甚太郎(朱印)。

1 通。縦紙

野紙

1137-209

書留郵便物請取証

明治 20 年 3 月 30 日。差出:東京赤坂区渋谷宮益町第四十七番地市野方依田仙次郎。受取:御馬寄村町田静太。

1 通。小切紙

岩村田郵便局の局印あり。

1137-210

(金 2 円分の為替金および為替料金領収証)。

(明治)20 年 3 月 30 日。差出:北佐久郡御馬寄村町田静太(朱印)。受取:東京赤坂区渋谷宮益町 47 番地市野方依田仙次郎。

1 通。小切紙

岩村田郵便局の局印あり。

1202-9-4

(21 年度。銅丸たらい・鉄釜取替・大力バン・鉄はさみ等代金書上)。

(明治)21 年度。

1 冊(4 枚)。横長半(もと一ツ綴み)。

綴穴あるも綴紐なし。

1135-60

[小松栄之助書状](薪伐賃・馬士入用等につき)。
 (明治)23年2月14日。差出:小松拜;(封筒)小松栄之助。受取:町田大君;(封筒)町田良右衛門様。

1通。横切紙(封筒入)。

1137-14

[人造肥料代金請求取証]。

[明治23年8月24日;23年8月28日。差出:[塩川清之助(朱印);塩川商店岡部良三郎(朱印)]。受取:[町田武左衛門殿;町田静太様]。

1綴(2点)。綴(ひねり綴)。

1通は印刷用紙(小切紙)へ書込み,1通は赤罫横切紙。

1138-71

記(本訴印紙代等重田堅之助へ渡した旨)。

(明治)24年6月2日。差出:立川代官事ム所(印)。

受取:町田良右衛門殿。

1通。罫紙。

1135-3

[林法律事務所葉書](示談につき)。

明治24年9月29日。差出:林事務所。受取:北佐久郡中津村御馬寄町田静太殿。

1葉。はがき。

1135-2

[土肥某葉書](訴訟事件につき)。

明治24年10月14日。差出:神川村土肥。受取:北佐久郡中津村町田静太殿。

1葉。はがき。

1139-45

約定書(薪真木400駄当春中に間に合わせる旨)。

明治25年4月9日。差出:北佐久郡矢島村 小泉谷藏(印)。受取:全郡中津村 福田屋静太殿。

1通。罫紙。

朱色罫紙。

838

訴訟代理委任状(花田順庵に係る貸金請求主張につき井出善一郎を訴訟代理人とする旨)。

明治26年2月21日。作成:北佐久郡中津村町田永之助,山浦儀助。

1通。罫美切紙。

黒罫紙。

1364-4

委任状(北佐久郡南御牧村依田保二郎への金借用証書不埒の一件を依田半助に委任するにつき)。

明治26年6月26日。作成:北佐久郡南御牧村依田保二郎代人 右郡中津村百八拾六番地 町田不二太(朱印)。

1通(5通のうち)。罫紙。

朱色罫紙 5厘証券印紙。

1138-1

領収証(草履諸費義捐金)。

明治27年10月3日。差出:大字御馬寄総代(印)。受

取:町田静太殿。

1通。横切紙。

1139-27

第一二〇号 記(24年1月~27年6月会費領収)。

明治27年11月23日。差出:大日本農会幹事長 前田正名[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。小切紙。

印刷用紙へ書込み。差出印文「大日本農会幹事長印」。朱印「町村」領収印あり。

1364-1

委任状(明治24年に登記した地所の取消願に関する一切の件を町田弥作へ)。

明治30年12月20日。作成:北佐久郡中津村式百七拾一番地 蒔田豊太郎,同郡同村百七拾壹番地 山浦勢訪吉(朱印)。

1通(5通のうち)。罫紙。

朱色罫紙。

1364-5

委任状(岩村田区才判所三四(ヲ)一号事件供託証金還付願に関する一切の件を町田金三郎へ)。

明治34年11月5日。作成:北佐久郡中津村百八十六番地ノ内二番 町田静太(朱印)。

1通(5通のうち)。罫紙。

端上「町田金三郎自筆」(後筆)。

1364-2

委任状(北佐久郡川辺村清水佐平より金204円の借金抵当の登記に関する件を町田静太へ)。

明治36年10月25日。作成:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ中二番 町田金三郎(朱印)。

1通(5通のうち)。罫紙。

小豆色罫紙 1銭収入印紙 押印抹消。

1082

[電報]1私報・第二号(出先不明等につき),2私報・第一八号(送金につき),3私報・第一九号(「…カ子トレアニキタカイレ」)。

(明治38年)12月6日~8日。差出:(発局)シホナダ局。受取:(受信人居所氏名)ナガノシ ワカマツテフ コー(ウ)セイカン ニテ(ノカタ/(ナシ)) マチダ(ノタ)シヅ(ノズ)タ;(封筒)ワカマツテフ コウセイカンニテ マチダシノタ殿。

3通(封筒とも)。罫紙。

「電報送達紙」印刷格式使用。1は12月6日午後6時50分受付7時8分着,2は12月8日午前(夕)5時40分受付5時50分着,3は同午前5時45分受付5時58分着。封筒には「郵便事務」「書留」「信濃 長野郵便局」。

1143-73-16

記(請入買などの金額・利付書上)。

丑2月5日。差出:桜井村 白田三五郎。受取:御馬寄村 町田武左衛門様・良右衛門様。

1通。横切紙。

罫紙。

1137-215

賞(代金書上).

寅12月. 差出:山屋林之丞(印). 受取:彦兵衛様.

1通. 小切紙.

印文「信州佐久 御馬寄 山屋」.

1143-73-6

記(金17円62銭5厘の書出).

亥8月27日. 差出:戌沼伊十郎. 受取:町田良右衛門様.

1通. 小切紙.

町田彦右衛門, 同武左衛門の名前あり.

990-14

薪売渡証(積60駄).

2月3日. 差出:売渡人山浦嘉作(印), 同山浦翠太郎(印), 同山浦家作(印). 受取:町田静太殿.

1通. 竪紙.

朱色罫紙. 印紙あり.

1134-34

[池田静代書状](来る二十六日塚原学校にて勲業談話会開催につき臨席されたく旨幸便).

2月23日托幸便. 差出:池田静代;(封筒)塚原村 池田静代. 受取:町田良右衛門様, 同良三郎様;(封筒)御馬寄村 町田良右衛門様 御中.

1通. 横美切紙(封筒入).

本紙若葉色用紙.

1142-9

[扇屋永之助書状](掛方残金5円3銭余都合くだされたく願).

3月20日. 差出:扇屋永之助. 受取:町田良三郎様.

1通. 横美切紙.

1359-2

[竹田弘右衛門書状](高橋氏岩村田より帰途を待つも立寄りなく同氏出頭なければ小生出向益なく同氏同行すべき答の返書).

3月21日. 差出:竹田弘右衛門. 受取:町田静太様 貴展.

1通. 竪切紙(封筒入).

1137-141

株金受取証(金4円).

5月19日. 差出:布施(カ)村矢花清右衛門(朱印). 受取:御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 竪切紙.

「証券界紙」朱色罫紙.

1129-14

[内田屋武兵衛書状](春仕入相場直段につき).

6月12日. 差出:内田屋武兵衛(中山道望月宿). 受取:御馬寄村嶋屋右衛門様.

1通. 横切紙.

1139-81

記(6貫870目金21円77銭余ほか3筆分買入につき).

6月25日. 作成:佐々木.

1通. 横美切紙.

1139-71

(町田静太分金円証書面代差引手数料受取書付).

7月8日.

1通. 横美切紙.

1134-27

[稻垣正直書状](過般御用立の牛骨代価頂戴仕りたく差上げる人へ御渡しくだされたく云々).

7月20日. 差出:稲垣;(封筒)稲垣正直. 受取:福田屋様;(封筒)町田良右衛門様.

1通. 横美切紙(封筒入).

1137-74

[野右衛門書状](金250円分の切符送付願につき).

第12月8日. 差出:小諸野右衛門. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横切紙.

1129-13

[書状案](米代金遣くだされたく云々).

1通. 横切紙.

1136-64

(塩名田宿より千曲川半瀬へ切出願の件承知の旨上申写).

作成:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門.

1通. 横切紙.

1137-63

[町田静太書状案](他の請主残らず登記手続きき出候候につき).

差出:望月町地所ニテ 町田静太. 受取:南御牧邸 依田仙右衛門様.

1通. 竪美紙.

朱色罫紙(書状様に折畳み).

1137-223

(彦兵衛持分田地高書付).

1通. 横折紙.

1138-22

記(地所所得, 養蚕所得等書上, 明治18~20年度分).

1通. 横折紙.

1138-91

記(小轡御渡し下されたく).

差出:依田保次郎(印). 受取:町田静太様.

1通. 小切紙.

印文「信州北佐久南御牧依保 □」.

1139-69

記(町田静太借家料ほか書付).

1通. 横切紙.

1139-130

(良助・豊二郎ほか期間・人数分賃金書上).

1枚. 横美切紙.

後欠カ。

1141-34

(前欠)(俄・炭等所在場所覚)。

1通。横切継紙

1141-37

(塩名田つたやへ返金申入れほか貸借につき覚、および人參小屋・人參畑手入れ・作物ほか覚書上)。

1通。横折紙

1143-73-7

(金額・名前書き付け)。

1通。小切紙

彦太郎に納めた金額の書付カ。

1359-13

(ただ今のところ帰宅覚束無いが六日には休心ので帰宅を願ひ病氣届を致したく、○印のことは申上げたが不都合のため御下ヶにならず沙汰次第申上げる旨)。

1通。横切紙

全文朱筆。前後欠カ。

1390-10

委任状(事故あり空欄を代人へ)。

作成:町田不士太(朱印)。

1通。罫紙

藍色罫紙。1銭収入印紙。押印抹消。

2. 金銭勘定

○金銀出入帳

310

己丑 文政十二年 正月吉日 金銀出入帳。(裏表紙)借佐久 御馬寄邑 町田良右衛門。

文政12年正月。

1冊。横美半折(列帖装二ツ綴)。

323

元治二年 丑ノ正月吉辰 金銀出入覚帳。

元治2年正月。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

323~329 は紙纏り紐で一括。裏表紙より数丁は「元治元子年十二月 御取締筋申渡御ヶ條」等の紙背使用。

324

慶応二年 寅ノ四月吉日 金銀出入帳。

慶応2年4月。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

表紙綴目下に2ヶ所押印。

325

慶応三年卯 正月吉日 金銀出入万覚帳。

慶応3年正月。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

326

慶応戊辰 正月吉日 金銀出入帳。

(慶応4年正月)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

327

明治二年 巳ノ正月吉日 金銀出入帳。

明治2年正月。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

裏表紙より十数丁は「安政五年四月 八幡半三郎無尽差出し金覚 寺世話人」等の紙背使用。

328

明治三年 午正月吉日 金銀出入覚帳。

明治3年正月。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

329

明治四年 未ノ正月吉日 金銀出入覚帳。

明治4年正月。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

紙纏り紐目部分破損。

○

1202-9-30

[亥年分調覚ほか差引帳](天保10亥年分, 同11子年分, 同14卯年分, 弘化2巳年分の出入金銭勘定)。

(天保10年~弘化3年)。

1綴(4冊)。横長半(一ツ目結び綴じ;各冊一ツ綴)。

468

天保十一子九月日 金差引調帳 善道。

天保11年9月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

1202-9-27

慶応二寅八月調(預り金・入用金など書上)。

(慶応2)寅年8月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

486

明治十三年辰四月差引調書。

明治13年4月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

1202-9-33

十三年十二月払方分記(小使給など支払額・相手の書上)。

(明治)13年。

1冊。横長半(一ツ綴)。

488

郷方・役場・十二新田・自用・祭典費 十三年八月払方差引帳 十三年一月ヨリ八月迄出入帳書抜末二有之 全川除方へ現払黒綴方江内渡しモアリ 町田扣。

明治13年。

1冊。横長半(一ツ綴)。

1202-9-5-1

書抜分(出入金銭類など書上, 初買入代金・貸物量・無尽掛返金ほか)。

(明治14年以降カ)。

[76] 1.町田家 4.経営 2.金銭勘定

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ目結び綴じ).
-9-5-1と-9-5-2は, 紙縫り紐で一括.

1202-9-32

十五年一月以来書抜(出入金調につき).

(明治)15年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

490

明治十五年一月・全十六未二月・全十七(注記)「但し十六年未八月残り共」申一月〇全十七申八月調・全十七申十二月(注記)「但し酉一月調也」・全十八酉八月・全十八酉十二月戌一月調也 毎年二季(右脇)「書出し」諸店懸払残り調 毎季繰込扣 福田屋 簿記方.

明治15年.

1冊(丁間1通とも). 横長半(一ツ綴).

8~9丁目間に竪紙1通(町田良右衛門「御年玉」包紙).

351

明治十六年二月ヨリ 出入帳ヨリ繰出差引帳 福田屋.

明治16年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1138-55-1

郷方・役場 未々勘定不済分(用水費, 地方税等).

(明治16年12月改).

1冊. 横長半(一ツ綴).

-55-1~-55-3を一括していた紙縫り紐とも.

1138-55-3

地所売却金取廻し方(学校方・町田長四郎・町田仙右衛門ほか).

(明治16年12月改).

1綴. 横長半(ひねり綴).

1138-55-2

(町田仙右衛門・町田久次郎ほか金銭・小作初等勘定書付).

(明治16年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

「合」印等あり.

381

明治三十年十二月調 廿一年二月改 全十九年以前も此帳へ改出ス 年々二季諸店懸払残り書出し調.

明治20年12月~21年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

494

廿二年八月より十二月二至り 白田豊太郎出入差引帳.

明治22年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1139-20

記(受取分差引金円元利書付).

(明治)23年12月迄. 差出:松崎仁市. 受取:白田豊太郎様.

1通. 横美切紙.

1141-29

(金銭出入覚).

(近代)10月8日.

1通. 横折紙.

朱筆「〇印写済」, 月日は続く朱筆より.

1359-70

[香具屋長右衛門書状](昨年御勘定ならびに当盆前御勘定とも御勘定下されたく願, 町方仲間諸事にて町年寄月勘定の事に相定められ云々);(附)覚(申年メ・当盆前メ, 2口6両2分700文請求).

(酉)9月27日. 差出:かうく屋 長右衛門. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横切綴紙.

1202-34

戌八月小平差引 立替調(営繕割・御布告板など代金書付, 預ヶ相成候分調とも).

戌8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

冒頭脇下に「千代次良右衛門筆」.

1134-21

(田分・不足分ほか金銭勘定書付).

3枚. 小切紙・小折紙.

全体を巻状大に折りたたんでいた. なお, ここでの小折紙は, 美濃紙を竪半裁しさらに横半裁して横に折紙としたもの。「返金分」「林右衛門」等の記載もあり.

1137-22

(金勘定書付).

1通. 小切紙.

1139-105

(佐久銀行・町田静太ほか金円入出書上).

1枚. 横美切綴紙.

1139-187(17)

(金額算用書付).

1通(綴31通のうち). 横折紙.

1139-187(26)

(金算用書付).

1通(綴31通のうち). 横切紙.

1141-89

覚(金銭出入, 貸借金・諸買物代ほか).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1142-2

記(口米・志津太・千代治・良三郎・弥十・彦兵衛入金額から寺より納分等差引し出金額勘定書付).

1通. 横美切紙.

1143-12

(借金銀・夫錢仮わり金銀等の出入書上).

1通. 横切紙.

上部に割印「[佐]久[取]御馬寄」.

1143-73-34

[七左衛門書状](御勘定延引の件につき).

差出:七左衛門. 受取:町田良三郎様.

1通. 小切紙.

罫紙. 紙柱部に「依田」とある.

1202-9-5-2

製糸方入用(ほか三工社入用分の糸・かすり等代金および亀や分・幸次分代金差引勘定覚).

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ目結び綴じ).

1202-19

郷金差引(金29円28銭1厘5毛書上).

1枚. 小切紙.

1202-29

(売渡し田畑代金など書上).

1枚. 横折紙.

1390-36

(金銭出入覚).

1通. 横切罫紙.

末尾に昭造より・小林分・永之介…とあり.

3.年貢・租税ほか

1139-164

(天保十一年十一月全之流高共田畑反別書上).

(天保11年11月).

1通. 横美切紙.

8

御馬寄村分・五郎兵衛新田分 明治七年租税収納受取証 第四大区六小区 御馬寄村 町田良右衛門[朱印]; (附)記(林税・水車税受取につき;水車税は1件のみ3カ年分).

明治8年5月8日;(附)8年5月8日. 差出:第四大区六小区 扱所[朱印];(附)村用掛[印]. 受取:(町田良右衛門[朱印]ほか計8名分).

1冊(附4通とも). 堅半(四ツ目縫い綴じ).

本文「第四大区六小区扱所」藍色罫紙. 「扱所」朱印印文「長野県下第四大区六小区印」. 後ろから1丁目丁内に切紙4通(附).

9

明治十年丁丑三月廿四日皆済 御馬寄村 明治九年地租収納証券 北第七大区五小区 御馬寄村 町田良右衛門;(附)明治十年田方地租金収納.

明治10年3月24日;(附)明治12年4月19日. 差出:北第七大区五小区 扱所[朱印];(附)用掛[朱印]. 受取:(町田良右衛門ほか計5名分).

1綴. 堅半(一ツ目結び綴じ;二ツ綴・ひねり綴とも).

本文は黒色罫紙. 附は朱色罫紙.

1137-130

証(地券証印税金72銭5分受取につき).

明治16年5月28日. 差出:北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎[朱印]. 受取:納人町田良右衛門.

1点. 小切紙.

1137-147

証(磯瀬鑑札料金1円受取).

明治17年10月16日. 差出:北佐久郡御馬寄村戸長役場[朱印]. 受取:納人町田良右衛門.

1点. 小切紙.

印刷用紙へ書込み.

631-1

所得金高届(477円).

明治20年7月. 差出:長野県北佐久郡御馬寄村居住町田良右衛門[印]. 受取:北佐久郡長師岡政舉殿.

1通. 罫紙.

朱色罫紙.

631-2

所得金高届(477円).

明治20年7月. 差出:長野県北佐久郡御馬寄村居住町田良右衛門[印]. 受取:北佐久郡長師岡政舉殿.

1通. 罫紙.

朱色罫紙.

631-3

所得金高届(476円).

明治20年7月. 差出:長野県北佐久郡御馬寄村居住町田良右衛門[印]. 受取:北佐久郡長師岡政舉殿.

1通. 罫紙.

朱色罫紙. 朱筆修正あり.

632

(所得税等級通達. 五等4円76銭).

明治20年12月6日. 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印];(封筒)長野県信濃国北佐久郡八幡邸外六ヶ邸戸長役場. 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門;(封筒)御馬寄村 町田良右衛門殿.

1通. 堅切紙(封筒入).

封筒差出は木版. 本紙印刷用紙に書込み.

1138-23

所得金調二付御届(下書. 所得一切なし).

明治21年4月30日. 作成:長野県北佐久郡御馬寄村居住町田良右衛門.

1通. 罫紙.

1137-185

(金25銭領収証).

明治22年1月21日. 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印]. 受取:御馬寄村山浦久平.

1通. 小切紙.

1137-186

(明治22年前半年分車税・荷車税金25銭領収証).

明治22年1月. 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印].

受取:北佐久郡御馬寄村山浦久平.

1通. 小切紙.

1139-19-1

丙第二八号一(納税者異動により登記変更手続きすべき旨の直税署通知の通達).

明治24年2月27日. 差出:中津村役場[朱印]. 受取:町田良右衛門殿, 町田静太殿, 町田良三郎殿.

1通 竪紙

「長野県北佐久郡中津村役場」桃色罫紙 標題朱筆 差出印文「長野県北佐久郡中津村役場印」。

1390-15

副書(公証借入金、今般基本財産へ編入につき利子金村役場へ差出し)。

明治26年1月15日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(朱印)。受取:北佐久郡中津村長代理 北佐久郡役所雇 小泉重央殿。

1通 竪紙

朱色罫紙 差出押印味消。

1139-66-7

領收証書 第二三号(基本財産利子、金16円60銭)。

明治26年9月25日。差出:北佐久郡中津村収入役丸山貞五郎(朱印)。受取:町田静太納。

1通 小切紙

印刷用紙に書込み、もと「明治廿五年度」とあるも「五」を「六」へ朱筆訂正、年代「二月」とあるも訂正、差出人名「佐藤精一」とあるも訂正。差出朱印印文「長野県北佐久郡中津村 収入役之印」、領收朱印印文「山浦」。

1390-14

添証(基本財産利子納期につき)。

明治26年9月29日。差出:中津村基本財産借用主亡町田良右衛門相續人町田静太(朱印)。受取:北佐久郡中津村村長山浦傳三郎殿。

1通 竪紙

朱色罫紙 差出押印味消。

1135-46

領收証書(村税)。

明治33年7月30日。差出:北佐久郡中津村収入役町田仙右衛門(印)。受取:町田良右衛門。

2通 小切紙

1135-47

領收証書(畑租、郡村宅地租、雑地租)。

明治33年10月1日。差出:中津村収入役町田仙右衛門(印)。受取:町田静太。

1通 小切紙

1135-48

領收証書(畑租、郡村宅地租、雑地租)。

明治33年10月1日。差出:中津村収入役町田仙右衛門(印)。受取:町田良右衛門。

1通 小切紙

1135-49

領收証書(畑租、郡村宅地租、雑地租)。

明治33年10月1日。差出:中津村収入役町田仙右衛門(印)。受取:町田不士太。

1通 小切紙

1135-44

領收証書(地価割、戸数割、村税)。

明治33年。差出:北佐久郡中津村収入役町田仙右衛

門(印)。受取:町田静太。

3通 小切紙

1135-45

領收証書(地価割、戸数割、村税等)。

明治33年。差出:北佐久郡中津村収入役町田仙右衛門(印)。受取:町田不士太。

5通 小切紙

1138-77

記(村費金9円5銭請取)。

(明治)37年4月22日。差出:増山源右衛門(印)。受取:町田静太外式名殿。

1通 小切紙

1114

(租税領收証書一括)。

明治38年~(39年)。差出:北佐久郡中津村収入役蒔田豊太郎(印)。受取:(町田良右衛門、町田静太、町田不二太)。

1綴(37枚)。綴

1136-12-4

領收証書(県税)。

(大正3年5月28日)。差出:中津村収入役蒔田豊太郎(印)。受取:土肥不士太、町田静太。

1通 小切紙

年月日は印より。

1136-12-5

領收証書(県税)。

(大正3年5月28日)。差出:中津村収入役蒔田豊太郎(印)。受取:町田静太。

1通 小切紙

年月日は印より。

1136-12-6

領收証書(地租)。

(大正3年5月28日)。差出:中津村収入役蒔田豊太郎(印)。受取:町田良右衛門。

1通 小切紙

年月日は印より。

1136-12-7

領收証書(県税)。

(大正3年5月28日)。差出:中津村収入役蒔田豊太郎(印)。受取:町田金三郎。

1通 小切紙

年月日は印より。

1136-12-1

領收証書(地租)。

大正4年10月3日。差出:中津村収入役蒔田豊太郎。受取:土肥不士太。

1通 小切紙

1136-12-2

領收証書(地租)。

大正4年10月3日。差出:中津村収入役蒔田豊太郎。

受取:町田静太。

1通。小切紙。

1136-12-3

領収証書(地租)。

大正4年10月3日。差出:中津村収入役蒔田豊太郎。

受取:町田良右衛門。

1通。小切紙。

1138-4

覚(新古畑年貢粉等覚)。

(近代)。

1通。堅継紙。

636

皆済目録(下塚原田地年貢納辻)。

丑12月10日(近世)。差出:下塚原村兼帯名主市村大

六郎(印)。受取:(町田)良右衛門殿。

1通。横切継紙。

1142-38

(租税二納・初納不足分等入金差引勘定書付)。

(西11月8日晚~12月8日晚)。

1枚。横切紙。

我等預り分・卯市渡ス分等算出。

1137-39

(村入費の金額等書付)。

1通。横切紙。

1137-143

(地券証印税書付)。

受取:町田良右衛門。

1点。小切紙。

1139-171

(夫銭・役初代等書上);(附)(金銭書付)。

1通(附1点とも)。横美切継紙。

奥に巻込みの横美切紙1点(附)。

1139-176

(良右衛門・八左衛門・千代次分初高書上);(附1)金納願良右衛門分;(附2)覚(無尽金書付)。

1通(附2通とも)。横美切継紙。

奥に巻込みの横美切紙・横美切継紙計2通(附1・2)。

1139-180

(取米より郷夫余荷・夫銭・国役等差引)。

1通。横折紙。

1139-181

覚(奉公人夫銭立替金等覚)。

1通。横切継紙。

1139-187(14)

(御城米粉金納分の俵数・負担者書上)。

1通(綴31通のうち)。横折紙。

1139-187(15)

(八左衛門・良右衛門分の冬納・春納俵数書付)。

1通(綴31通のうち)。横切紙。

1139-187(31)

(八左衛門・千代次の納辻の内訳書上)。

1通(綴31通のうち)。横切紙。

1142-37

(μ 金額の内「式納御上納」差引有金等書上)。

1枚。横切紙。

前欠カ、冒頭「山浦 伊兵衛」の「入金分記載のみあり。

1143-2

(御年貢粉・役初等書上)。

1通。横美継。

○山番費

1139-68

明治廿五年度山番費(金27銭余、町田良右衛門代納人山浦友吉)。

明治26年3月2日(高橋喜助方へ)。作成:平井 惣代(朱印)。

1通。小切紙。

差出朱印印文「高貴」。受取書カ。

1139-87-1

明治廿七年度山番費(町田良右衛門代納人山浦友吉分)。

明治28年3月8日取立。作成:平井 邑総代 上野馬作□(朱印)。

1通(3通のうち)。小切紙。

-1と-2は-3に挿まれて一括。作成印文「上埜」。差出難読。

1137-126

記(山番費書付)。

3月17日取立。作成:町田良右衛門代人山浦友吉。

1通。小切紙。

1137-165

(金27銭4厘受取につき)。

3月17日。差出:平井耕地人民惣代。受取:御馬寄町田良右衛門。

1通。小切紙。

4.土地

1.反別帳・反別石高等覚

106

寛文八庚申三月 御縄之節表屋敷之分覚(田畑等級反別書上);(附)(専右衛門・八左衛門・良右衛門・甚左衛門らの間数書上)。

(寛文8年3月)。

1冊(2枚とも)。横長半(一ツ綴)。

表紙・裏表紙欠、裏表紙相当部分に「小諸御領主 酒井日向守様御縄入出役」の役人記載。2丁目丁内に小切紙2枚(附)。

1202-9-1

(前欠)(田畑石高・名請人書上)。

(延宝3年以前カ).

1冊. 横長半(一ツ綴).
年代は本文記載の人名より.

108

元禄拾六年 未ノ七月 申ノ御繩帳 御馬寄村 八左衛門.

元禄16年7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

112

享保十年 巳三月 田畑反別帳 御馬寄村 八左衛門.

享保10年3月(～明和7年寅3月).

1冊. 横長美(一ツ綴).

汚損, 破損.

116

寛政三年 亥四月改 反別帳 町田八左衛門;(附1)覚
(八左衛門分下吉田・庄之上田畑石高納米等高勘定書付);(附2)「寛永六巳年繩受人名写」(後筆題簽より, 町
田氏一族分・寛文8年分とも).

寛政3年4月;(附1)亥2月.

1冊(附1通・1冊とも). 横長半折(一ツ綴).

3～4丁目間に剥落附箋1枚. 7～8丁目間に小切紙1通(附1)・
横長半(一ツ綴)1冊(附2). 附2は, 題簽に原稿用紙片裏面使
用, 綴り穴痕跡よりもとひねり綴カ.

524

寛政六年 寅正月 反別改帳 御馬寄村 八左衛門(小
作入初).

寛政6年正月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

117

寛政六年 寅正月 反別改帳 御馬寄村 郡蔵(徳初讓
渡し・売渡しにつき).

寛政6寅年2月;寛政11年未3月. 差出:御馬寄村 郡
蔵(印), 同所 八左衛門(印);田地売主・下縣 元吉(印),
証人・御馬寄村 八左衛門(印). 受取:下縣村 平吉殿;
中桜井村 作左衛門殿.

1冊. 横長半(一ツ綴).

証人控カ.

118

文化九壬申年 反別帳 持主 八左衛門.

文化9年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

125

地券御発行二付明治五壬申年十一月初繩二テ 明治六
癸酉年再繩入被仰付正間調 良右衛門・志津太・千代
治・良三郎・弥重・彦兵衛 持分田畑繩入改書留録 町田
良右衛門道喜 認之.

明治6年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆「明治七年十一月地券証御下ヶ渡シ」.

2.登記ほか

1137-207

(登記料領収証).

明治20年3月30日. 差出:岩村田登記所朱印. 受
取:町田良右衛門.

1通. 小切紙.

1137-171

(登記料領収につき).

明治20年6月24日. 差出:岩村田登記所朱印. 受
取:町田静太.

1通. 小切紙.

1137-205

(登記料及び手数料領収証).

明治20年11月30日. 差出:岩村田登記所朱印.
受取:町田良右衛門.

1通. 小切紙.

同じ日付のものが, 外2通ある.

1360-11(30)

証明願(御馬寄村地所登記願につき, 奥書とも).

明治22年3月23日. 差出:北佐久郡御馬寄村町田良
右衛門(朱印);(奥書)八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二[朱
印]. 受取:北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二殿.

1通. 豎半(一ツ綴).

朱色野紙.

1375-2

山林登記済証下附願.

明治30年4月12日. 差出:北佐久郡中津村第貳百六
拾四番地 町田静太(朱印), 全郡全村百八十六番地 親
戚 町田不二太(朱印), 全郡全村二百三十番地 親戚
町田長四郎(朱印). 受取:岩村田区才判所 白田登記
所御中.

1冊. 豎美(一ツ綴).

朱色野紙.

1375-3

山林登記済証下附願.

明治30年4月12日. 差出:北佐久郡中津村第貳百六
拾四番地 町田静太(朱印), 全郡全村百八十六番地 親
戚 町田不二太(朱印), 全郡全村貳百三拾番地 親戚
町田長四郎(朱印). 受取:岩村田区才判所 白田登記
所御中.

1冊. 豎美(一ツ綴).

朱色野紙 -2 副本カ.

1375-1

地所登記済証御下附願.

明治30年12月. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地
ノ内二番 町田静太(朱印), 全郡全村百八十六番地ノ内
一番 親戚 町田不二太(朱印), 全郡全村 親戚 町田良
三郎(朱印). 受取:岩村田区裁判所御中.

1冊. 豎美(一ツ綴).

朱色野紙

1375

[地所登記済証明下付願]

明治30年.

[4点]. [一括].

1390-16

地所売買二付登記願

明治31年5月. 作成:北佐久郡中津村大字御馬寄[...]
売渡主 町田不士太, 右代兼人北佐久郡中津村[...]売
渡主 町田静太, 北佐久郡中津村第[空欄] 買請人工藤
常太郎.

1通. 堅切紙.

1370

地所取得届(中津村大字御馬寄字保成田ほか).

明治32年7月30日. 差出:町田武左衛門(印), 証人
町田不二太. 受取:中津村長佐藤鍋次殿.

1通. 堅紙.

朱色野紙

1390-7

建物売買二付登記申請(大字御馬寄字上宿宅地・建物).

明治33年10月22日. 差出:北佐久郡中津村百八拾
番地売渡人町田不士太, 全郡全村買請人山浦勝太郎.
受取:岩村田区裁判所御中.

1通. 堅紙.

藍色野紙

959

抵当権設定二付登記申請(字中宿宅地8畝7歩・持主町
田金三郎).

明治36年12月. 差出:北佐久郡中津村(空白), 北
佐久郡中津村式百七拾番地 抵当権者 村田清吉. 受
取:岩村田区裁判所御中.

1通. 堅折紙.

朱色野紙 下書カ.

1343

土地売買二付登記申請(北佐久郡中津村大字御馬寄
1314番地字歳ノ神畑地).

明治37年10月. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地
老番売主町田不二太代理人全郡全村町田静太. 受
取:岩村田区裁判所御中.

1通. 堅紙.

青色野紙

3.開発

525

天保七年丙申ノ二月初メ 上ミ平畑ヲ田ニ直シ候 普請
人足入用 并図面帳 御馬寄村 町田良右衛門;(附
1)[弘化五申年前普請・後普請人足書上];(附2)[覚ほか]
(人足書上, 酒代書上ほか);(附3)おほへ(人足賃書
上).

天保7年2月.

1冊(附9点とも). 横長半(一ツ綴).

各所に附箋. 12~13丁目間に横長半(縫い綴じ)帳面1冊(附1),
18~19丁目間に横折紙・小折紙・小切紙・横切継紙・横切紙7
通(附2)番状綴に巻込み一括, 19~20丁目間に横折紙1通(附
3).

1060

乍恐口上書を以奉申上候(所持地字かみ平本畑へ原間
捨水により植付けた稲の実り方よく御初穂米献上につ
き取次願).

文久2壬戌9月日. 差出:御馬寄村 百姓 良右衛門.
受取:御名主・役人 衆中.

1通. 堅美.

奥に願取下げの旨注記あり.

1073

乍恐口上書を以奉申上候(所持の字上平本畑へ捨水を
仕掛け稲植付けたところ実り方よく初穂米二俵献上した
く取次につき願).

文久2壬戌年9月日. 差出:御馬寄村 百姓 良右衛門.
受取:御名主・村役人 衆中.

1通. 堅継紙.

端裏後筆「上平初穂初差上 文久二年」(ペン).

622

[原野山林開墾届および同案, (附)開墾地絵図面].
(明治26年12月).

[1綴(附箋・附とも)]. [堅(一ツ目結び綴じ)].

附箋1枚剥落. 2~3丁目間に堅美(折紙カ)1枚(附)あり.

622(1)

開墾届(字中平原野八畝五歩地価金六錢本年三月三日
開墾着手につき内訳・絵図面添え届).

明治26年12月. 差出:右(北佐久郡中津村)地主 町
田不二太. 受取:長野県知事浅田徳則殿.

1通. 堅折紙.

冒頭反別地価金地租金記載朱筆. 案カ.

622(2)

開墾届(字神平イ号山林七畝十八歩地価金二十二錢本
年三月三日開墾着手につき内訳・別紙絵図面添え届).

明治26年12月. 差出:右(北佐久郡中津村)地主 町
田不二太. 受取:長野県知事浅田徳則殿.

1通. 堅折紙.

冒頭反別地価金地租金記載朱筆. 案カ.

622(3)

開墾届(字中平原野八畝五歩地価金六錢本年三月五日
開墾着手につき内訳・絵図面添え届).

明治26年12月. 差出:右(北佐久郡中津村)地主 町
田不二太(朱印). 受取:長野県知事浅田徳則殿.

1通. 堅美折紙.

朱色野紙. 端に綴じ穴2つ. 端に「北佐久郡中津村役場 乙第
七〇五号明治廿六年十二月廿六日受付」(朱印に数字等を巻
込み). 冒頭反別地価金地租金記載朱筆.

622(4)

開墾届(字中平原野八畝五歩地価金六錢本年三月五日

開墾着手につき内訳・絵図面添え届).

明治26年12月. 差出:右(北佐久郡中津村)地主 町田不二太(朱印). 受取:長野県知事浅田徳則殿.

1通. 堅美折紙.

朱色野紙. 端に綴じ穴2つ. 端に「北佐久郡中津村役場 乙第七〇五号明治廿六年十二月廿六日受付」(朱印に数字等を書込み). 冒頭反別地価金地租金記載朱筆. 本紙上に線引, 副本カ.

622(5)

開墾届(字神平イ号山林七畝十八步地価金二十二銭本年三月五日開墾着手につき内訳・別紙絵図面添え届).

明治26年12月. 差出:右(北佐久郡中津村)地主 町田不二太(朱印). 受取:長野県知事浅田徳則殿.

1通. 堅美折紙.

朱色野紙. 端に綴じ穴2つ. 端に「北佐久郡中津村役場 乙第七〇四号明治廿六年十二月廿六日受付」(朱印に数字等を書込み). 冒頭反別地価金地租金記載朱筆.

622(6)

開墾届(字神平イ号山林七畝十八步地価金二十二銭本年三月五日開墾着手につき内訳・別紙絵図面添え届).

明治26年12月. 差出:右(北佐久郡中津村)地主 町田不二太(朱印). 受取:長野県知事浅田徳則殿.

1通. 堅美折紙.

朱色野紙. 端に綴じ穴2つ. 端に「北佐久郡中津村役場 乙第七〇四号明治廿六年十二月廿六日受付」(朱印に数字等を書込み). 冒頭反別地価金地租金記載朱筆. 副本カ.

4.売買・交換

1024-1

売渡申田地証文之事(上木戸本中田2筆, 代金85両).

慶応元丑年12月. 差出:田地売主 良右衛門(印), 組合証人 永吉(印);(奥書)名主 市左衛門(印). 受取:代参講中.

1通. 堅紙.

端裏「不用」, また「借入金済」(後筆). 押印抹消.

1024-2

売渡し申田地証文之事(宮田3筆・菱池1筆・上菱池1筆, 代金240両).

慶応元丑年12月. 差出:田地売主 良右衛門(印), 組合証人 永吉(印);(奥書)名主 市左衛門(印). 受取:甲子講中.

1通. 堅紙.

端裏「甲子講へ差入分, 不用」. 奥「受戻し申候」. 奥書押印抹消.

241

慶応元乙丑歳十二月 田畑売渡証文手扣 御馬寄村町田良右衛門「恒篤」.

慶応元年12月.

1冊. 横長半(かぶせ綴).

表紙「」内後筆.

1024-3

売渡申畑証文之事(庄之上下畑3筆, 代金20両).

慶応2年丙寅2月日. 差出:畑売主 良右衛門(印), 証人 善吉(印). 受取:清兵衛殿.

1通. 堅紙.

端裏「清兵衛へ売約ニ付, 不用」, 奥「如此証書し認メ候得共見合ニ相成不用」. 押印抹消.

1376

進申一札之事(字上八平畑買入のところ後年希望すれば売返しの対談につき).

明治3庚午年12月. 差出:畑主 良右衛門(印). 受取:永蔵殿.

1通. 堅紙.

1025

売渡申畑証文之事(字まくらめ畑ほか1筆, 代金117両).

明治4未2月. 作成:畑売主 彦太郎, 組合引受 栄吉, 口入人 久左衛門.

1通. 堅紙.

1026(1)

年季売渡シ田地証(五郎兵衛新田内田).

明治10年丑1月28日. 差出:北第七大区五小区佐久郡御馬寄村田地売渡人町田清兵衛(印), 同断梓町田長四郎, 同区同村証人町田良右衛門. 受取:同区同村寄留市川こんどの.

1通. 堅美.

藍色野紙.

1026(2)

田地売渡シ証(御馬寄村字夏池沢田地).

明治10年丑3月25日. 差出:北第七大区五小区佐久郡御馬寄村田地売渡人町田良右衛門(印), 同区同村証人町田清兵衛(印). 受取:同区五郎兵衛新田内北原宇右衛門殿.

1通. 堅美.

藍色野紙.

1027

第三條 明治十三年辰三月廿七日ヲ最初取究ト相成塚原村鳴瀬村拙者所有地市田村中村基五左衛門へ売渡しニ付右関係ノ書類 町田良右衛門印(地所売約為取替証書・同写・差入申約定添書・地所代金受取証券・地券書換願ほか綴).

明治13年.

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色野紙・朱色証券界紙 一ツ綴の冊を含む.

1026(3)

田地売渡シ約定書(南佐久郡桜井村内田地).

明治14年11月26日. 差出:北佐久郡御馬寄村田地売主町田良右衛門, 同郡同村保証人町田良三郎(朱印). 受取:南佐久郡桜井村白田禮太郎殿.

1通. 堅美.

1銭印紙.

1026(4)

地所売渡証(南佐久郡桜井村内田地)。

明治14年11月28日。差出:北佐久郡御馬寄村売渡人町田良右衛門印, 同郡同村請人全良三郎印, 南佐久郡桜井村請人白田豊太郎印。受取:南佐久郡桜井村白田禮太郎殿。

1通。堅美。

赤色野紙

1030(5)

建家売渡シ証書(御馬寄村190番山浦源一郎持地建家。代金40円, 奥書とも);北佐久郡御馬寄村第九拾番地建家図面(別紙図面)。

明治16年12月20日。差出:売渡人山浦七五三吉(附箋)「印印願上候」, 保証人山浦新五郎(印);右建家敷地持主山浦源一郎(印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎(朱印)。受取:町田永之助殿。

1綴(5通のうち)。堅美(ひねり綴)。

朱色野紙1銭印紙4枚。敷地持主押印は宛先左脇にあり。別紙図面にも本紙に同じ売渡人署名・所有地主署名押印・宛先・戸長奥書調印あり。

1360-1

地所交換約定書(山浦山三郎所有宇南裏百五十五~六番畑二筆と町田良右衛門所有百五十七番田一筆につき)。

明治20年2月28日。差出:北佐久郡御馬寄村山浦山三郎(印), 全郡全村保証人山浦嘉吉(印)。受取:全郡全村町田良右衛門殿。

1通。堅美。

朱色野紙1銭印紙

1033-3

[地所売渡之証]。

[明治24年]。

[1綴(4点)]. [堅半(一ツ目結び綴じ)].

(1)~(4)は端を紙縫りで結び綴じ。

1033-3(1)

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字久保田地。代金200円)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡中津村地所売渡主町田永之助(青緑印), 全郡全村町田武左衛門, 町田長四郎(朱印)。受取:北佐久郡小諸町白田彦五郎殿。

1通。堅紙。

朱色野紙

1033-3(2)

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字下起しほか田地。代金600円)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄売渡人町田志津太, 証人町田長四郎, 証人町田甚太郎。受取:北佐久郡小諸町白田彦五郎殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色野紙

1033-3(3)

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字下起し田地。代金375円)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売町田武左衛門, 証人町田町田良右衛門。受取:北佐久郡小諸町白田彦五郎殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色野紙

1033-3(4)

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字三反田ほか田畑33筆。代金3825円)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売主町田良右衛門, 全郡全村証人町田静太, 証人町田長四郎。受取:北佐久郡小諸町白田彦五郎殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色野紙

1034

地所売戻シ契約書ノ写(中津村大字御馬寄内の田畑40筆の地所買受け。明治27年3月30日までに金5500円差出せば売渡し。期日過ぎれば約定取消し。写の旨奥書とも)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡小諸町白田彦五郎〇, 全郡中津村大字塩名田佐藤佐五郎〇, 全郡全村大字全所鬼久保半三郎〇;(写の奥書)右町田良右衛門(朱印), 証人町田長五郎(朱印)。受取:全郡中津村町田良右衛門殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色野紙

1360-11(19)

約定書(中津村字御馬寄地所3筆売渡し)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売主町田良右衛門(朱印), 同郡同村全所証人町田静太(朱印), 証人町田甚太郎(朱印)。受取:北佐久郡小諸町白田彦五郎殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色野紙1銭証券印紙。押印抹消。

1360-11(8)

(御馬寄畑地所売渡証)。

明治24年3月。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売渡主町田良右衛門, 同郡全村証人町田長四郎。受取:全郡小諸町白田彦五郎殿。

1通(2枚)。堅折紙

朱色野紙1枚目と2枚目の順逆カ。前欠, 下書カ。

1202-9-36

[畑売渡証文案・借入金証書案等綴](字まくりめほか畑計37筆代金700円にて売渡し証文案, 借入金勘定書付, 借入金証書案)。

明治24年4月17日。差出:(地所売主町田良右衛門, 証人町田久次郎;借主良右衛門・久次郎, 証人静太;借主町田良右衛門(書印)全町田久次郎(書印), 証人

町田静太(書印). 受取:(全郡南御牧村大字八幡依田仙次郎殿;依田仙二郎殿;全郡南御牧村大字八幡依田仙次郎殿).

1冊. 堅半(ひわり綴).

綴じ破損.もとニツ綴カ(別に綴穴4つあり).下部破損.前欠カ.冒頭記載は畑反別・地価金・小作入初から.

1033-4

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字庄ノ上畑.代金20円).

明治24年4月27日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売渡主町田良右衛門(書印),全郡全村証人山浦嘉吉(書印). 受取:全郡五郎兵衛新田村金箱勝太郎殿.

1通. 堅紙.

朱色罨紙. 印紙・奥書等の形を記載.

1031

地所売渡契約書(町田良右衛門-町田利助間で売買の地所.5カ年間に良右衛門出金なら利助売戻しのこと承諾につき).

明治24年12月16日. 作成:契約主 町田良右衛門, 契約主 町田利助.

2通. 堅美.

朱色罨紙.1通は罨外に「三ノ老字ヲ加フ」とあり同訂正以外ほぼ同文.下書カ.

1362-1

地所売渡シ証(中津村大字御馬寄字南裏田地).

明治24年12月16日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄地所売主 町田良右衛門(書印),同郡同村証人 町田静太(書印). 受取:全郡全村 山浦山三郎殿.

1通. 堅折紙.

朱色罨紙.一ツ綴綴穴.

1137-69

(右地所売買につき連署戻し証・取替証約定証下書綴).

(明治24年カ).

1冊. 綴(一ツ綴).

1359-18

(右地所今般貴殿より買受のところが実正,本年より満三ヶ年季明治27年3月まで金5500円で売渡し).

(明治24年カ).

1通. 横切紙.

証文本文一部.下書カ.前後欠カ.

1360-11(6)

(中津村大字御馬寄田地買受証).

(明治24年カ).

1冊. 堅半(一ツ綴).

朱色罨紙.反別・地価・小作入初書上あり.前欠.下書カ.

1360-11(7)

(中津村大字御馬寄田地買受証).

(明治24年カ).

2通(3枚). 堅折紙.

朱色罨紙.反別・地価・小作入初書上あり.前欠.下書カ.

1366

建家売渡シ約定書(中津村大字御馬寄建家).

明治25年9月10日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田良右衛門(書印),証人町田静太(書印,朱印).

受取:全郡全村山崎久五郎殿.

1通. 堅美.

朱色罨紙.

1137-66

(田地買取につぎ).

(明治25年).

1通. 堅美紙.

罨紙.

1026(8)

地所売渡之証(御馬寄村字十二川原畑地).

明治26年11月4日. 差出:北佐久郡御馬寄村地所売主町田不二太(書印),全郡全村証人町田静太(書印).

受取:全郡全村工藤常太郎殿.

1通. 堅美.

朱色罨紙.

1390-31

受取之証(地所売渡代金).

明治26年12月28日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(印). 受取:全郡本牧村西沢喜平治殿.

1通. 堅紙.

朱色罨紙.

1035

[地所売渡之証ほか](中津村大字御馬寄字中平・中山腰・起しほか田畑売買.同売買をめぐる約定書).

[明治26年12月~27年3月]. 作成:[町田静太カ].

1冊. 堅半(一ツ綴).

朱色罨紙.

495

臼田彦五郎ヨリ地所受戻転売二付見積及取引明細扣付.明治廿四年臼田一郎売却書モアリ 明治廿六年ヨリ全廿七年三月迄 町田静太誌.

明治26年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1390-21

証(地所代金60円受取).

明治27年2月13日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(印). 受取:全郡全村町田彌作殿.

1通. 堅紙.

朱色罨紙.印紙あり.

1390-22

証(地所代金50円受取).

明治27年3月23日. 差出:町田静太(印). 受取:町田弥作殿.

1通. 堅紙.

朱色罨紙.印紙あり.

1362-5

山林売渡シ約定書(佐久郡岸野村字中尾山ほか山林)。明治30年4月5日。差出:北佐久郡中津村売渡人 町田静太(朱印), 同郡同村証人 町田長四郎(朱印)。受取:南佐久郡岸野村 山浦逸作殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色野紙 1 銭証券印紙 二ツ綴綴六。

1362-4

地所売渡シ証書(中津村大字御馬寄字上ノ平ほか田畑。正本より謄写の旨奥書とも)。

明治31年5月。差出:北佐久郡中津村地所売主 町田不士太, 全郡全村地所売主 町田静太, 全郡全村証人 町田長四郎;(謄写奥書)右 町田不士太, 町田静太。受取:同郡中津村 工藤常太郎殿;(謄写奥書)岩村田区才判所御中。

1冊。堅半(一ツ綴, ひねり綴)。

端上ひねり綴の紙縫り切れ。1 銭証券印紙

1362-6

地所売渡シ証書(中津村大字御馬寄字上ノ平田畑)。

明治31年5月。差出:北佐久郡中津村売主 町田不士太, 同郡同村売主 町田静太, 同郡同村証人 町田長四郎。受取:同郡中津村 工藤常太郎殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色野紙。

1038

建物買受約定書(中津村大字御馬寄字樋沢宅地買受)。

明治39年10月9日。差出:北佐久郡中津村建家買受人契約人山浦治三郎(印), 全郡全村証人山浦嘉吉(印)。受取:土肥不士太殿。

1通。堅紙。

印紙あり。青色野紙使用。

1137-242

(天保5年永吉・伊七より, 同9年同人・伝八より買地の書付)。

1通。横縫紙。

薄黄色紙使用。

4.売買・交換/買得

1137-244

畑売上ヶ金請取証文之事(十二川原畑, 金2両2分); (附)(新下畑反別小作入勅等書付)。

明治4末年3月。差出:畑売上ヶ金主猶吉, 証人由次郎。受取:良右衛門殿。

1通(附1通とも)。堅縫紙。

小切紙1通(附)を包込み。本紙紙面線引き抹消。

990-39

地所売渡シ証(御馬寄村字下平原野)。

明治13年5月1日。差出:北佐久郡御馬寄村売渡人山浦源助(印)。受取:同郡同村町田良右衛門殿。

1通。堅切紙。

1028-1

地所売渡シ証(南佐久郡根岸村字飛石・中尾山山林5ヶ所代金100円)。

明治14年9月22日。差出:北佐久郡塩名田村 売渡シ主 佐藤丈右衛門(印), 同郡御馬寄村 保証人 山浦彦助(印), 同 竹内次太郎(印);(奥書)南佐久郡根岸村戸長代理筆生 橋詰小六(朱印)。受取:同郡御馬寄村 町田良右衛門様。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色野紙。

1028-2

地所売買二付地券書換願(根岸村字中尾山・飛石山林3ヶ所地価金計63銭)。

明治14年9月。差出:右(北佐久郡塩名田村持主)佐藤丈右衛門(印), 町田良右衛門, 根岸村 戸長 (空白)。受取:南佐久郡長平井利貞殿。

1通。堅折紙。

朱色野紙 訂正等あり, 控カ。

1028-3

地所分裂売買二付地券書換願(根岸村字飛石・中尾山山林2ヶ所の部分を町田良右衛門・山浦武右衛門買受)。

明治14年9月。差出:右(北佐久郡塩名田村持主)佐藤丈右衛門(印), 町田良右衛門, 山浦武右衛門, 根岸村戸長 (空白)。受取:南佐久郡長平井利貞殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色野紙 訂正等あり, 控カ。

1026(5)

田地売渡シ証書(御馬寄村字中山腰田地)。

明治16年4月18日。差出:南佐久郡前山村売渡人箕輪一郎(印), 北佐久郡御馬寄村証人小平藏吉(朱印), 全郡全村証人小平作二郎(印);(奥書調印)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎(朱印)。受取:北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門殿。

1通。堅美。

朱色野紙。

1137-72

記(桑畑1ヶ所の代金25円請取につき)。

明治16年7月7日。差出:塩なた 大坂や吉右衛門[印]。受取:御馬寄村 町田良右衛門様。

1通。横美切紙。

印文「信州 中山道 塩名田宿 (ヤマに〇)大坂屋六右エ門」。

1030(3)

売渡シ宅地建家証(金75円, うち金35円御馬寄村91番字上宿宅地, 金40円建屋, 抛所無き入用に差支え, 奥書・建物間口配置等略図とも)。

明治18年8月19日;(略図)18年8月19日。差出:北佐久郡御馬寄村宅地建家売渡主 生駒力三郎(印), 同郡同郷証人 生駒宗三(附箋)「不在ニ付追而調印」, 同郡同村同断 町田甚次(印);(奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平嶋省三代理北佐久郡八幡村外六ヶ村筆生池田政教(印)。受取:同郡同村 町田良右衛門殿。

1冊(5通のうち). 堅美(一ツ綴).

1 銭証券印紙4枚. 渡渡し対象記載を貼紙にて訂正. 略図差出は本文渡渡主に同, 略図宛先は本文に同.

1030(2)

宅地建家売渡シ証書(金40円, うち金29円御馬寄村868番字中山宅地, 金11円建家. 抛所無き入用に差支え, 奥書とも); (建物間口等略図).

明治19年3月30日; (略図)明治19年3月. 差出: 北佐久郡御馬寄村売渡主 小林喜作(印), 全郡全村保証人 小林こん(朱印), 全断 小林宗四郎(朱印); (奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長 平寫省三[朱印]; (略図)右建物売渡人 小林喜作(印). 受取: 全郡全村 町田良右衛門殿; (略図)北佐久郡御馬寄村 町田良右エ門殿.

1冊(5通のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 1 銭証券印紙2枚.

1026(6)

畑売渡証書(御馬寄村字神平畑地).

明治19年10月12日. 差出: 北佐久郡御馬寄村売渡人村田弥太郎(印), 全郡全村証人町田長四郎(朱印); (公証)長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平寫省三代理筆生依田音蔵(朱印). 受取: 全郡全村町田良右衛門殿.

1通. 堅美.

朱色罫紙 1 銭証券印紙2枚.

1029-1

墓地売渡シ約定証(御馬寄村字神平墓地, 先般売渡した畑地統附属のため, 代金3円50銭).

明治20年3月. 差出: 北佐久郡御馬寄村 売渡人 山浦弥吉(印), 全郡全村 証人 山浦八百作(朱印). 受取: 全郡全村 町田良右衛門殿.

1通. 堅美.

5厘証券印紙2枚.

1029-2

墓地売渡シ証(御馬寄村字神平墓地, 都合により, 代金3円50銭).

明治20年3月. 差出: 北佐久郡御馬寄村 売渡人 山浦弥吉(印), 全郡全村 証人 山浦八百作(朱印). 受取: 全郡全村 町田良右衛門殿.

1通. 堅美.

1 銭証券印紙1枚.

1026(7)

地所売渡シ約定金額受取書(北佐久郡中津村大字御馬寄字久保田地).

明治23年12月20日. 差出: 北佐久郡中津村大字御馬寄地所売渡主町田永之助(緑印), 全郡全村証人町田武左衛門(印). 受取: 全郡全村町田町田良右衛門殿.

1通. 堅紙.

朱色罫紙 1 銭証券印紙.

1132-20

[岩村田小林区署葉書](御馬寄村国有原野売払領収書

提出依頼).

(明治40年3月5日). 差出: 岩村田小林区署(印). 受取: 北佐久郡中津村 町田静太殿.

1葉. はがき.

年月日は消印より.

4.売買・交換/関係者間

990-16

山林売渡証書(布施村山林, 割印奥印とも).

明治13年4月29日. 差出: 北佐久郡協和村売渡人比田井太郎右衛門(印), 同受人比田井与五郎(印); (割印奥印)戸長代理筆生重田政蔵(朱印). 受取: 布施村春原みち殿.

1通. 堅紙.

朱色罫紙 1 銭印紙.

990-33

差出シ申借地証文之事(屋敷).

明治18年酉1月13日. 差出: 借地主齊藤伊三郎(朱印), 請人町田永之助(青印). 受取: 山浦六郎殿.

1通. 堅美.

朱色罫紙 1 銭証券印紙.

5.質地

1002

質置申畑証文之事(ぬかり皆千代次持分本中畑24歩ほか10筆3口田畑 \times 18俵4斗8升6合5勺・代金100両・14ヶ年賦・入上年々11月中差遣し, 奥書とも).

安政6末年11月日. 差出: 質地主 御馬寄村 千代次(印), 請人同村 彦右衛門(印), 同断 清兵衛(印), 同断 良右衛門(印); (奥書)名主 市左衛門(印). 受取: 八幡宿 依田七郎兵衛殿.

1通. 堅紙.

端裏下「八幡七郎兵衛殿へ 差入候, 不用」.

6.小作

119

天保七歳 丙申正月ヨリ 田地差引調帳, (裏表紙)信州御馬寄村 町田千代治.

天保7年正月; (天保15~嘉永2年).

1冊. 横長半折(一ツ綴).

裏表紙中央部削れによる傷み大. 裏表紙人名も「…三九郎」とある部分を貼紙訂正. 見返し末「天保十五年辰ノ納出」.

120

天保七年 丙申正月ヨリ 田地差引調帳 町田三九郎.

天保7年正月(~卯[天保14]年).

1冊. 横長半折(一ツ綴).

119~続く帳面か.

136

天保九年 戊戌二月ヨリ 中桜井作左衛門分 諸残上納帳, (裏表紙)御馬寄村 良右衛門印.

天保9年2月.

1冊. 横美半折(一ツ綴).

526

嘉永四歳 辛亥正月改 御歳貢夫錢 小作入等扣(裏表紙)信陽佐久郡 御馬寄村 町田智代次

嘉永4年正月.

1冊. 横美半折(綴葉装二ツ綴).

121

嘉永五年 子四月 反別改帳 中桜井村 作左衛門.

嘉永5年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1138-66-1

さくらみより引取ル入上ヶ之覚

万延元申とし12月.

1通. 横切紙

1138-106

[絵図](御馬寄村字川端畑小作地絵図).

文久2壬戌5月.

1舗. 39×69cm.

彩色.

391

元治元年 子田畑小作差引帳 .

元治元年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

392

慶応元年 当丑小作差引帳 下塚原村.

慶応元年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1139-166

(栄右衛門掙力三郎ほか15名名前書上).

([近世]2月10日頃より申合).

1通. 横美切継紙

1202-4

(東沢・小諸城下・山浦など各地別人名毎田畑反別書上).

(近世カ). 作成:(町田家).

1冊. 横半半折(下ヶ二ツ綴).

623

下塚原田地書抜(小作地田畑).

(近世).

1通. 横切継紙

988

[田畑年季売渡し証文および小作借受証文].

[明治4年4月].

[2通]. [一括].

988-1

年季売渡し申地所証文之事(字土台下畑. 相違ない旨奥書とも).

明治4未年4月. 差出:桜井新田売主三五郎(印), 同所受人勘右衛門(印), 下桜井村口入人宅重郎(印);(奥

書)名主 伊勢吉(印). 受取:御馬寄村七左衛門殿・良右衛門殿.

1通. 豎美継紙

988-2

小作借受申証文之事(字土台土地).

明治4未年4月. 差出:桜井新田小作人三五郎(印), 同所受人勘右衛門(印). 受取:御馬寄村七左衛門殿・良右衛門殿.

1通. 豎美.

393

明治四年 十月日 下塚原村田畑小作御年貢初改帳

明治4年10月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1142-16-2

記(癸酉年分畑年貢初代金受取).

(明治7カ)戊5月15日. 差出:良右衛門. 受取:浅右衛門殿.

1通. 横切紙

紙面に捺引, 反故カ.

990-15

記(小作初勘定).

(明治18年).

1通. 横切紙

989

小作借受証書(字南裏畑地小作).

明治20年1月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村小作借受人町田静太(印), 同郡同村證人町田良右衛門(印). 受取:御馬寄学校御中.

1通. 豎紙

朱色野紙

990-36

小作証(大字御馬寄字流鎗馬田地ほか).

明治24年4月20日. 差出:小作人山浦富作(印), 受人鈴木芯三郎(朱印). 受取:中津村町田良右衛門殿.

1通. 豎紙

木版用紙へ書込み. 1錢証券印紙

993

[小作証文仮綴].

[明治24年].

[1綴(7点)]. [綴(一ツ目結び綴)].

(1)~(7)は, 端を紙縫りで結び綴じ一括.

993(1)

小作証(大字御馬寄字神平他田畑).

明治24年4月. 差出:小作人町田静太(書印), 証人町田良右衛門(書印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1冊. 豎半(一ツ綴).

朱色野紙 端上「扣」.

993(2)

小作証(大字御馬寄字神平田畑).

明治24年4月日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄

小作人町田静太(朱印), 受人町田良右衛門(朱印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1通. 堅紙.

木版用紙へ書込み. 1 銭証券印紙. 差出押印抹消.

993(3)

小作証(大字御馬寄字神平畑).

明治24年4月日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄

小作人町田静太(朱印), 受人町田良右衛門(朱印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1通. 堅紙.

木版用紙へ書込み. 1 銭証券印紙. 差出押印抹消.

993(4)

小作証(大字御馬寄字流鏡馬他田).

明治24年4月日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄

小作人町田静太(朱印), 受人町田良右衛門(朱印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1通. 堅紙.

木版用紙へ書込み. 1 銭証券印紙. 差出押印抹消.

993(5)

小作証(大字御馬寄字中山腰田).

明治24年4月日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄

小作人山浦嘉吉(印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1通. 堅紙.

木版用紙へ書込み. 1 銭証券印紙.

993(6)

小作証(大字御馬寄字神平田畑).

明治24年4月日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄

小作人町田静太(朱印), 受人町田良右衛門(朱印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1通. 堅紙.

木版用紙へ書込み. 1 銭証券印紙. 差出押印抹消.

990-25

小作証(大字御馬寄字起し田地).

明治24年4月. 差出:小作人山浦元吉(印), 受人柳次

忠作(朱印). 受取:小諸町白田彦五郎殿.

1通. 堅紙.

木版用紙へ書込み. 1 銭証券印紙.

990-32

小作証(大字御馬寄畑).

明治24年4月. 差出:小作人生駒宗三(印), 受人山浦字吉(印). 受取:中津村町田静太殿.

1通. 堅紙.

印紙あり.

991-1

小作証(大字御馬寄字神平, 粗1俵1斗).

(文中記載:明治24年);明治年月日. 差出:信濃国北佐久郡中津村大字御馬寄 小作人 山浦新五郎. 受取:小諸町 [空欄].

1通. 堅紙.

-1~4いづれも木版用紙へ書込み(993一部と同). 年代:宛先

は空欄.

991-2

小作証(大字御馬寄字下起シ, 粗2俵3斗).

(文中記載:明治24年);明治年月日. 差出:信濃国北佐久郡中津村大字御馬寄 小作人 [空欄]. 受取:小諸町 [空欄].

1通. 堅紙.

991-3

小作証(大字御馬寄字神平, 粗1俵5斗).

(文中記載:明治24年);明治年月日. 差出:信濃国北佐久郡中津村大字御馬寄 小作人 山浦山三郎. 受取:小諸町 [空欄].

1通. 堅紙.

991-4

小作証(大字御馬寄字神平, 粗1俵2斗5升).

(文中記載:明治24年);明治年月日. 差出:信濃国北佐久郡中津村大字御馬寄 小作人 山崎久五郎. 受取:小諸町 [空欄].

1通. 堅紙.

1360-11(10)

記(山浦伊市・山浦定吉兩人作分小作粗請取).

明治25年5月20日. 差出:北佐久郡小諸町白田彦五郎代理同郡中津村佐藤佐五郎(朱印). 受取:同郡中津村町田静太殿.

1通. 堅折紙.

1 銭証券印紙.

990-37

小作及借家証(大字御馬寄字田中島ほか).

明治26年1月20日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄小作借家主山浦歌吉(朱印), 全郡全村受人山浦長兵衛(印). 受取:全郡全村町田静太殿.

1通. 堅半(ひねり綴).

朱色野紙 1 銭証券印紙.

1139-66-13

記(明治25年度小作粗のうち粗10俵請取).

明治26年4月14日. 差出:白田彦五郎代 佐藤佐五郎. 受取:中津村 町田静太殿.

1通. 堅切紙.

1373

地所小作証書(中津村大字御馬寄字神平畑地).

明治27年12月20日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄小作人町田静太(朱印). 受取:全郡全村大円寺檀徒惣代人御中.

1通. 堅紙.

朱色野紙. 押印抹消.

990-35

小作証(小作判定).

明治29年1月20日. 差出:北佐久郡中津村小作人蒔田叔藏(印). 受取:全郡全村町田静太殿.

1通. 堅紙.

印紙あり。

990-38

小作証(大字御馬寄字神平田)。

明治33年6月20日。差出:北佐久郡中津村山浦治助(印)。受取:町田静太殿。

1通。横切紙。

992

桑畑小作証(大字御馬寄字社ノ前畑, 桑株 340, 小作初年1斗)。

明治38年7月1日。差出:北佐久郡中津村小作人山浦弥太郎(印)。受取:全郡全村町田不二太殿。

1通。堅紙。

2銭収入印紙。

990-8

小作証書(御馬寄字白土)。

明治40年1月10日。差出:北佐久郡中津村小作主加古藤三郎(印)。受取:全郡中津村町田静太殿。

1通。堅紙。

青色罫紙。

993(7)

小作証(大字御馬寄字神平田畑)。

明治 年月日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄小作人山浦和市。受取:全郡中津村町田静太殿。

1通。堅紙。

木版用紙へ書込み。紙面線引。

1138-60-1

(善吉分小作入初等勘定)。

(近代)。

1通。横切紙。

1143-73-38

記(小作米・粟など代金算用の書付)。

子4月13日。差出:桜井村白田三五郎。受取:町田良三郎様・武左衛門様。

1通。小切紙。

罫紙。

1137-3

覚(茂左衛門ほか小作地書上)。

辰年7月。

1通。横切紙。

1143-73-4-3

記(桜井新田小作米代金差引残金15円余差上げ)。

2月9日。差出:千曲。受取:穀や主人。

1通(3通のうち)。小切紙。

赤罫入。

1359-71

[桜井次郎三郎書状](小作米買継無心聞済感謝, 代金いま不繰合につき月末に云々お報せ返書)。

2月23日。差出:下サクラ井 桜井次郎三郎。受取:御馬寄村 町田良右衛門様 貴答。

1通。横切紙。

1142-44-3

(良三郎・郷方等よりの入金書上)。

(3月9日~12月10日)。

1枚。横美切紙。

1129-9

[白田三五郎書状](小作米代金につき)。

4月18日。差出:桜井村白田三五郎(印)。受取:御馬寄村町田良右衛門様。

1通。横切紙。

1137-65

(字御馬寄の畑地などの小作入初・地価書付)。

作成:同郡同郷持主岡田町田志津太。

1通。堅美紙。

赤色罫紙。

1137-222

彦兵衛持分覚(屋敷裏・十二川原ほか反別・初高等差引書付);(附)彦兵衛分(小作1反につき石高等書付)。

1通(附1通とも)。横切紙。

小切紙1通(附)を包込み。

1137-225

(勘九郎ら田地の小作初等書上)。

1通。横切紙。

1137-227

(栄蔵畑地の小作入分書上)。

1通。小切紙。

「廿年」という記載あり。

1137-231

(彦助持分高のうち年貢米・小作米など差引算用書付)。

1通。小切紙。

1137-238

覚(三五郎持分田畑の分米・納米・小作入初等書上)。

1通。横切紙。

1137-249

覚(重右衛門持分の畑地分米・年貢米・役初等書付)。

1通。横紙。

1138-42-4

(小作地初等覚, 庄助他)。

1通。横切紙。

白紙1枚同封。

1138-60-2

(安兵衛分上畑等書付)。

1通。横切紙。

1138-61

七之助持畑之事(十二川原, まくいめ等土地面積, 分米, 年貢, 小作入)。

1通。横切紙。

1138-62-1

竹田持地所控(天保15年, 基五右衛門方へ買置の土地書上, 御馬寄村名主市郎右衛門奥書ほか)。

1冊. 横長半(一ツ綴).

袋1点とも(もと-62-1と-62-2を収めていたか).

1138-62-2

[絵図](十二川原田地一筆切絵図).

1舗. 54×63cm.

1138-63

覚(上ノ平, 神ノ田畑地面積小作入等書上).

1通. 横切紙

1138-64-1

明治元戊辰年高懸り惣納覚.

1通. 横折紙

1138-64-2

彦太郎分(畑地面積, 分米, 小作初等).

1通. 横切紙

1138-66-2

(田地年貢, 小作入等覚).

1通. 横切紙

1138-112

(小作入初納初覚).

1通. 横折紙

1139-167

(吉右衛門分小作入等書上).

1通. 横美切紙

1139-170

(庄助・喜右衛門小作初等書上).

1通. 横美切紙

1139-177

(小作入初高覚).

1通. 横切継紙

1139-187(8)

(一反二畝中畑年貢覚, 小作メにつき).

1通(綴31通のうち). 横美切紙

1139-187(10)

(入米など書付).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-187(23)

(喜作など初俵数書上).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1141-30

(小作初受取覚).

6通. 横折紙, 横切紙

折りたたまれて一括.

1141-51

(小作入初覚, 歳の神他).

1通. 横切紙

1142-16-1

記(初代金この者へ遺しくだされたく).

差出: 良右衛門. 受取: 栄之助様.

1通. 横切継紙

-16-2 とともに重ねて折りたたまれていた. 紙面に線引, 反故か.

1142-44-1

(五郎兵衛新田の米・大麦・小麦ほか石高, 自分遣国内用・他国輸出等内訳書付).

1枚. 横美切紙

-44-2と-44-3とともに巻き込まれて一括されていた.

1142-44-2

(「手作江入」「小作初江入」「飯米引」等初俵数差引勘定および大麦・小麦ほか俵数書上).

1枚. 横美切紙

1143-5

(御年貢初・夫初・役初差引小作入初書付).

1通. 横切紙

1143-11

記(小作木代米書上)(後欠).

1通. 横切紙

1202-9-34

留遺年賦売抜小作人調 小作入扣(山浦弥市, 山浦久作ほか).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-35

(字三反田・下起し・庄之前・中平など小作田畑面積・地価・小作人名・小作入初ほか書付).

1綴. 横長半(一ツ綴).

5枚3冊を合綴.

1360-7

覚(名所土手下上田ほか12ヶ所田畑反別等書上および初・小作初各俵数勘定書付).

1通. 横美切継紙

末尾「…四郎右衛門帳面ニ而九十七俵四斗七升五合, 左候へ者差引而老斗七升五合違あり」と記載.

1388-6(2)

(喜右衛門・平四郎の下畑の分米・反別など書上).

1通(綴20通のうち). 横美切紙

7.借地借家

927(4)

差出し申借地証文之事(屋敷家作借用).

明治21年1月20日. 差出: 借地主町田静太(朱印),

証人山浦雅次(印). 受取: 山浦六郎殿.

1通(綴38点のうち). 罫紙

紺色罫紙. 1銭証券印紙. 借地主印印味消.

954-1

借家証書(北佐久郡中津村大字御馬寄宅地建家, 隠宅等).

明治24年2月1日. 差出: 北佐久郡中津村百八拾六番地借家主町田良右衛門(朱印), 同郡同村証人町田良三郎(朱印), 証人町田武左衛門(印). 受取: 南佐久郡岸野村岡村直次郎殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).
朱色野紙. 1 銭証券印紙.

958

建物賃貸契約証書(大字御馬寄字林シ宅地内に建設した木造建家・倉庫・納屋等につき).

明治38年3月20日. 作成:南佐久郡野沢町貸貸人鷹野源三郎(朱印), 北佐久郡中津村賃借人町田静太(朱印).

1冊. 堅半(一ツ綴).

浅葱色野紙(褪色). 綴目に作成印・「岩村田区裁判所」朱印, ほか紙面に文番番号朱印.

8.貸地貸家

952

宅地及ヒ家屋借用証(御馬寄村九十一番字土宿・第四十二番屋敷. 居抜のまま. 借家料明治20年12月まで計7俵3斗).

明治18年8月. 差出:北佐久郡御馬寄村 借用主 生駒刀三郎(印), 同郡同村受人 生駒宗三, 同断 町田甚次(印). 受取:同郡同村 町田良右衛門殿.

1通. 堅美.

朱色野紙. 1 銭証券印紙.

954-2

家屋借用証(字中山戸家屋).

明治19年3月. 差出:北佐久郡御馬寄村借家主小林喜作, 同断勝三郎. 受取:全郡同村町田良右衛門殿.

1通. 堅紙.

朱色野紙.

990-10

借地証書(大字御馬寄宅地).

明治39年12月25日. 差出:北佐久郡中津村借地主町田かつ(印), 全郡全村証人町田弥吉(印). 受取:全郡中津村町田静太殿.

1通. 堅紙.

青色野紙. 印紙あり.

9.一般

1143-73-21-2

記(名所三反田などの納米・口米・用水かかりの米書上).

(慶応2年カ). 作成:柳沢木左衛門印.

1通. 小切紙.

1202-9-2-2

(明治4未年出金の覚).

(明治4年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1390-32

(前欠)(庄ノ上開墾地ほか俵数覚, 山浦平重・山浦富治ほか).

(明治18年~明治21年以後).

1通. 横美切綴紙.

後欠カ. 小作米納入カ.

1390-33

廿年関係書類(小作粉・肥料代ほか書付).

(明治20年頃カ).

1通. 横切紙.

青磁色紙. 標題は末尾記載より.

1138-81

(大字根岸字大井戸町田良右衛門所有山林畑地覚).

(近代).

1通. 堅紙.

1137-245

覚(地所代金・利金書付).

午4月改.

1通. 横切紙.

1359-66

[はやし書状](八幡のこと段々延引し24日夜に参つたら挨拶なく26日に書入にして忒本質と言われ三本にと違て申したが聞入れず何れ書入地書抜き見せるよう申置云々).

29日. 差出:はやしより. 受取:内用 古具や様.

1通. 横切紙.

1137-224

(上畑など分米書付).

1通. 横折紙.

1137-226

(本田・新田の畑・林などの年貢米書上).

1通. 横綴紙.

1137-228

(天保9年から同14年におりかより売渡した田地書上).

1通. 小切紙.

天保14年以降の作成.

1137-229

(永蔵持分畑地の分米・御年貢米等書上).

1通. 横綴紙.

1137-232

走り落惣歩寄面覚(畑12筆).

1通. 横綴紙.

1137-233

覚(字上平家屋敷の畑・林の面積・年貢米書上).

1通. 小切紙.

1137-234

(平吉分の畑地3筆の川欠分面積書上).

1通. 小切紙.

1137-235

(九八持畑面積・分米書上).

1通. 横綴紙.

1137-237

覚(弥五郎等分の畑・林. 御年貢粉書付).

1通. 横綴紙.

白緑色紙使用。

1137-239

畑直し之場所畑成田所付二相成候得共七ヨリ八二ヨリ
違分改覚(耕地ごとの初増分書付)。

1通。横切紙

1137-240

(字出中・出上等の耕地面積書上)。

1通。横縦紙

1137-241

(仁左衛門・喜兵衛より請取地の分米・年貢米等の書付)。

1通。横縦紙

1137-243

(惣八郎の持下畑の反別・分米・年貢初書付)。

1通。小切紙

異筆で「文久二壬戌九月ヨリ改テ」とある。

1137-247

(三九郎宛卯年分の初割付)。

1通。小切紙

1137-248

覚(畑地反別書上)。

1通。横切紙

1138-54-1

分家歩面割覚(宝暦7年寄地、与左衛門分)。

1通。横折紙

1138-54-2

田地買入算用之覚

1通。横折紙

1138-65

(庄之上土地移動覚)。

1通。小切紙

1139-72

(御馬寄 86 番字中山宅地ほか 2 筆反別地価金等書上)。

1通。横美切紙

1139-135

(地価・反別等書付)。

1通。横美切紙

1139-187(28)

(八左衛門の本田畑、古畑、夫初書上他)。

1通(綴31通のうち)。横美縦紙

1141-50

(除地等覚)。

1通。横切紙

1141-56

記(仁左衛門附地等)。

1通。横切紙

1143-73-21-1

(納米・残米算用書付け)。

1通。小切紙

外から順に。

1143-73-25

(良右衛門ほか所持古中畑・本上畑反別等書付)。

1枚。横美切紙

1202-9-2-1

(下塚原の田地高、白米高等書上)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

1202-9-37

記(地所ごとの取米、人名書上)。

1枚。横折紙

1360-8

(残初代金より御仲間割・御回米・御払米・御国役等諸
金額差引勘定書付)。

1通。横美切縦紙

紙面一面に線引、反改か、納入小作初についてか、不納分記載
等あり。

10. 絵図略図ほか

1138-108

[絵図](字ぬかり田成地絵図)。

嘉永7寅2月改。

1舗。38×62cm。

1138-107

[絵図](御馬寄村内耕地絵図、良仙持地外)。

(近世)。

1舗。48×45.5cm。

彩色。

1390-39

建家図面(中津村大字御馬寄 144 番地)。

明治26年9月30日。差出:北佐久郡中津村建家売渡
人村町田永之助(印)、全郡全村地主山浦六郎後見人山
浦源一郎(印)。受取:全郡全村 山崎久五郎殿。

1通。豎美。

1390-37

[図面](中津村字御馬寄 144 番建物敷地図面)。

(明治26年)。作成:北佐久郡中津村村建物持主町田
永之助(印)、全郡全村地主山浦六郎後見人山浦源一郎
(印)。

1通。豎美。

1138-100

[絵図](耕地概略絵図)。

(明治)。

1舗。豎紙

1088

(御馬寄村田畑絵図綴)。

1綴(10枚)。豎半(一ツ目結び綴じ)。

挟込文書1点あり。

1138-96

[絵図](屋敷地内方位占図)。

1舗。115×101cm。

1138-97-1

[絵図](式部村内地所概略図)。

1 舖. 堅紙

1138-97-2

(地所地形面積等につき覚)。

1 通. 堅紙

1138-98

[絵図](千曲川沿岸田地絵図)。

1 舖. 42.5×25.5cm.

1138-99

[絵図](耕地概略絵図)。

1 舖. 堅切紙

1138-101

(耕地略図)。

1 舖. 小切紙

1138-102

[絵図](耕地絵図)。

1 舖. 堅紙

1138-103

(字北原耕地片略図)。

1 通. 小切紙

1138-105

[絵図](御馬寄村字倉瀬耕地持主別絵図)。

1 舖. 堅紙

1138-109

[絵図](彦三郎持耕地略図)。

1 舖. 堅紙

1138-110

[絵図](御馬寄村字上平[神平]耕地絵図)。

1 舖. 24.5×50cm.

1138-111

[絵図](御馬寄村上平欠崩耕地改絵図)。

1 舖. 12.5×39.5cm.

5. 米穀商売ほか

865

乍恐以書付奉願上候(取続として穀屋商売仕りたく願上取次につき)。

文化9申年2月。差出:御馬寄村 願人組頭 良右衛門, 組合 老人。受取:御名主・御役人 衆中。

1 通. 堅紙

下書。

1360-11(11)

「文化九年申五月 穀問屋代金不払二付米主ヨリ役元へ申出」。

文化9年5月。

[1 綴(2点)]. [綴, 堅折紙・横美切紙(一ツ目結び綴じ), 茶色原稿用紙へ標題の表紙(ペン書き)を付し, 上部を紙縫りで結び綴じ。]

1360-11(11-1)

穀問屋代金不払二付米主ヨリ役元へ申出(表紙)。

文化9年5月。

1 通. 堅折紙

ペン書き。「10-20」(大東京文具商チェーン特製)茶色原稿用紙

1360-11(11-2)

覚(文化9年申5月21日分米代金残金勘定)。

(文化9年5月)。

1 通. 横美切紙

一部ペンで書込み。

866

差上申御請書之事(穀類買置・出買禁止につき)。

天保4巳年8月14日;(奥書)巳8月14日。差出:小源太(印)[ほか8名連印];(奥書)穀屋 専右衛門(印), 同断 七左衛門(印), 同断 良右衛門(印), 同断 嘉兵衛(印)。受取:御名主・御役人 衆中;(奥書宛名なし)。

1 通. 堅紙

紙縫目に奥書以外の連印者の継手印あり。奥書以外の連印者は穀商売の者か。

867

口上書(村方穀屋商売・穀市由来および臼田村穀市願の節の差障有無の聞糺へ差障りなき旨申上につき)。

天保7申年3月。差出:御馬寄村 名主 市右衛門。

受取:高崎寛吾様。

1 通. 堅紙

端裏「此通り御支配八木六太夫様江も老通差上候, 此外穀屋願書之写老通高崎様江差上」とあり(本文と同じ筆跡), 写。

868-1

[御馬寄穀屋・中買人請書]一札之事(関東御取締出役よりの穀融通仰付け承知につき)。

天保7申年9月26日。差出:当人 嘉七(印)。受取:

御名主・御役人 衆中。

1 通. 堅紙

868-2

[御馬寄穀屋・中買人請書]一札之事(関東御取締出役よりの穀融通仰付け承知につき)。

天保7申年9月26日。差出:留右衛門(印), 金兵衛(印), 栄蔵(印), 久左衛門(印), 三十郎(印), 伴蔵(印)。受取:御名主・御役人 衆中。

1 通. 堅紙

-1と一括されていた。-1とはほぼ同文。端裏「穀中買共より関東御取締御出役様へ差上々候書付」(本文と同じ筆跡)。

892

乍恐書付ヲ以奉願上候(私共穀屋諸方の相場問合せ定日に相場披露のところ近年豊凶により相場狂い穀屋共が狂わせたとの疑惑あるため時々狂い相場を書上げたく執成しにつき)。

天保14癸卯年正月日。差出:御馬寄村 願人 専右衛門(印), 同 喜兵衛(印), 同 七左衛門(印), 同 良右衛門(印)。受取:御名主・御役人 衆中。

1通。 豎美継紙。

継目に印(差出同印)あり。

871-2

茂田井村無宿ノ吉与申者差口ニ而引合ニ相成候一件諸事扣(「右諸雜用覚」とも)。

(安政5)午3月11日。 作成:(町田良右衛門カ)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙なし。裏表紙中央部破損。

871-1

乍恐以書付奉申上候(4ヶ年前卯[安政2]年8月中に七五三吉なる者から米八俵を買取ったかどうかの御尋に毛頭覚ない旨聞濟願につき)。

安政5午年3月15日。 差出:牧野遠江守領分信州佐久郡御馬寄村 百姓ニ而穀屋渡世 良右衛門, 組頭差添人 彦右衛門。 受取:火附盜賊御改 坂井右近様御組 小作茂左衛門様。

1通。 豎継紙

-2と一括されていた。 控

1141-77

(米売上金等覚)。

(近世)。

1通。 横切紙

1360-11(36)

(盜賊に売り渡した白米代金を取揚げ、白米は下げ遣す旨)。

明治13年3月29日。 差出:[朱印][松本裁判所管内岩村田区裁判所]。 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村平民町田良右衛門。

1通。 豎美折紙

「松本裁判所管内岩村田区裁判所」朱色野紙

1360-11(38)

(盜賊に売り渡した白米代金取揚げ白米下げ遣しにつき請書)。

明治13年3月29日。 差出:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村平民町田良右衛門代理町田甚太郎(朱印)。 受取:松本裁判所管内岩村田区裁判所長齊藤判事補殿。

1通。 豎美折紙

朱色野紙

1360-11(37)

(盜賊より買入れた玄米を取揚げ、代金は下げ遣す旨)。

明治13年4月28日。 差出:[朱印]。 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村平民山浦嘉吉。

1通。 豎美折紙

「松本裁判所管内岩村田区裁判所」朱色野紙 差出印文「松本裁判所管内岩村田区裁判所」。

491

明治十九年七月廿四日ヨリ・八幡より 粉米買入差引之事 山浦嘉吉買入。

明治19年。

1冊。 横美半折(一ツ綴)。

朱色野紙(「畑壳渡証書」「借入金証」など裏面使用)。

1139-118

記(金8円80銭、米1駄代金受取)。

明治28年7月21日。 差出:依田仙右衛門(朱印)。 受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

1141-90

(申渡写、御馬寄村良右衛門初延御弘願上の件)。

4月3日。

1通。 横切紙

1136-59

[忠左衛門書状](玄米残金につき)。

6月5日。 差出:耳取忠左衛門。 受取:御馬寄村町田良右衛門様。

1通。 横切紙

1387-25

(醤油1樽送付願)。

7月31日。 差出:塩名田 中屋。 受取:福田屋醤油部御中。

1通。 横切紙(封筒入)。

1137-23

覚(米2円分取御頼みにつき)。

8月6日。 作成:原新田 所左衛門。

1通。 横美切紙

1388-4(15)

覚(米・餅米など相場書上)。

酉8月11日。 差出:御馬寄村月番穀屋仙右衛門(印)。

受取:御役元様。

1通。 横美切継紙

印文「北佐久 御馬寄 叶屋」。

1139-162

覚(売買穀数書付)。

8月18日。 差出:いつみや三郎(印)。 受取:良三郎様。

1通。 横美切継紙

押印印文「信州 中山道御馬寄(〇)に三ツ星」和泉屋藏。

1139-157

証(米3駄代金請取)。

9月5日。 差出:山浦勢訪吉(朱印)。 受取:山浦八百作様。

1通。 横切紙

1137-25

覚(米代金勘定書付)。

10月17日。 差出:かねます 重郎右衛門(印)。 受取:御馬寄 福田屋良右衛門様。

1通。 横切紙

印文「信州佐久 五指」[カネにマス]金舂屋。

1137-21

覚(大麦・小麦等相場のしらせ)。

10月26日。差出:専右衛門。受取:福田屋様。

1通。横切紙

相場が昏上げられている品目は、京わせ・丸米・餅米・大麦・小麦・大豆・小豆・そば。

1139-104

(米1駄御遣し依頼)。

11月4日。差出:橋詰千太郎(朱印)。受取:町田静太様、茂木萬治郎様。

1通。堅切紙

1127-1

[亀屋大次郎書状](お頼みした米のこと、来春仕切でも、当節仕切でもよいので繰合、二、三十駄都合取計いにつき)。

11月25日。差出:亀屋大次郎。受取:御馬寄 福田屋良右衛門様 内用。

1通。横切紙

年代記載右脇朱筆「天保十年頃ノ書類中ニ在」(後筆)。

1127-2

[亀屋大次郎書状](米直段を聞き貴君よろしく取計い依頼、酒造り込みいずれ来春に相談云々)。

12月1日。差出:亀屋大次郎。受取:福田屋良右衛門様 貴答。

1通。横切紙

年代記載右脇朱筆「天保十年頃ノ書類中ニ在」(後筆)。巻上ヶ部破損注意。

1142-41

[はやし書状](米代五駄分落手くだされたく、残米勘定ほか取計い承知くだされたく)。

22日。差出:はやし。受取:こくや様。

1通。横美切紙

1136-73

[丸山忠左衛門書状](残米この馬子に御渡し下されたく)。

26日。差出:丸山忠左衛門(佐久耳取村和泉屋)。受取:御馬寄町田良右衛門様。

1通。堅紙

○穀市

860

乍恐書付を以奉願御事(御馬寄村渡世のため穀屋設置につき)。

享保8年卯ノ正月。差出:御馬寄村庄屋甚左衛門(印)、組頭平右衛門(印)[ほか3名]、惣百姓代七左衛門(印)。

受取:葦沢伊左衛門様、宮嶋角左衛門様。

1通。堅美紙

端裏「穀屋願書下書」。端裏後筆「享保八年正月」(鉛筆書き)。

861

差上ヶ申一札之事(穀屋立て売買につき穀間屋売買規定等請書)。

享保14年酉之10月。差出:穀屋吉兵衛(印)、同仙右

衛門(印)、同清兵衛(印)、同彦四郎(印)、同庄右衛門(印)、同弥兵衛(印)、同藤左衛門(印)。受取:御名主市左衛門殿。

1通。堅美紙

862

進申一札之事(市場差障有無御糺し返答につき)。

宝暦13年未9月。作成:御馬寄村庄屋 三左衛門、組頭 清右衛門。

1通。堅紙

863

[御馬寄村名主三左衛門他年寄二名申口](一ヶ月に六度の臼田村市場に対し差障有無の御吟味への御答書)。(宝暦13年12月)。差出:(牧野遠江守領分信州佐久郡御馬寄村名主三左衛門、年寄清右衛門、六[市カ]郎右衛門);(奥書)信州佐久郡平賀村 名主 御馬寄村郷宿 庄右衛門。受取:平賀 御役所。

1通(2枚)。堅美紙

紙継目剥離 端裏へ「宝暦十三年十二月」。

○筒井合資会社

1368

筒井合資会社定款(穀物酒類売買及水車業を目的とする会社);(附)印鑑届。

明治34年2月27日。差出:筒井合資会社社員町田静太(書印)、小山三四郎(書印)、掛川周蔵(書印);(附)右(長野県北佐久郡小諸町千参拾八番筒井合資会社代表社員)町田静太(朱印)。受取:(附)岩村田区裁判所小諸出張処御中。

1冊。堅半(一ツ綴)。

印鑑届は朱色野紙。合綴。

6.人參

1348

[人參畑売渡証書下書]。

明治6年10月。作成:(町田良右衛門)。

[2通]。[一括]。

もと-1と-2は重なり合っ一括。-1の奥裏書は、-1と-2の2通全体にかかるものカ。

1348-1

売渡し申人參畑証書(宇神平畑人參二百二十五間代金百七十五円内金七十五円請取、残金子八月お渡しのはず)。

明治6年9月。差出:御馬寄村 売主 町田良右衛門、請人 町田武左衛門。受取:村方 町田仙右衛門殿。

1通。堅紙

藍色野紙。端部分破損(破り取りカ)。奥裏「明治六年十月 人參畑売渡し証書下書 但し 上塚原池田定造・村方町田仙右衛門 兩人江」。

1348-2

売渡し申人參畑証書之事(宇田中嶋畑人參二百五間代金二百七十五円内金七十五円請取、残金亥八月限り勘

定).

明治7年酉9月25日. 作成:右売主 御馬寄村 町田良右衛門(印).

1通. 堅紙

本紙を半折にした際の端の部分に四ツ目の綴じ穴あり. 印紙剥し取りか(痕跡あり).

1141-95

記(人参種代受取).

(明治8年10月16日. 差出:依田舜助(印). 受取:御馬寄村町田良三郎殿.

1通. 堅紙

1347

売渡約定証(上々製菓種人参五十斤代金七十七円五十銭本年九月五日日限につき).

明治9年第6月3日. 差出:第四大区六小区御馬寄村売渡人 町田良右衛門(印), 同区同村 請人 町田昭造(印). 受取:第五大区三小区 上塚原村 池田惣太郎殿.

1通. 堅美紙

差出押印部線引抹消. また印紙剥し取りか.

990-18

約定一札(小作米滞りにつき人参売下された).

明治11年9月10日. 差出:畑借用主町田昭造(印). 受取:町田良右衛門殿.

1通. 堅切紙

朱色罫紙

1042

人参置入雑記・及仕切書・小書付.

明治11年.

□. [一括].

1042-1

良三郎売記(人参荷物量・代金ほか).

1通. 横折紙

1042-2

良三郎口, 記(人参根数量目).

1綴. 横長半(ひねり綴).

1042-3

荒や口, 記(人参根数量目).

1通. 横折罫紙

1042-4

記(町田佐太郎口人参根数量目).

1通. 横折紙

1042-5

記(三河屋買入口良三郎分人参根数量目).

1通. 横折紙

1042-6

(無尽金受取).

寅11月10日. 差出:伊右衛門. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横切紙

青色罫紙

1042-7

良三郎口差引(人参取引, 代金等勘定).

1冊. 横長半(一ツ目結び綴).

1042-8

甫(運送賃10円余受取).

明治11年11月4日. 差出:第拾九銀行岩村田出張所[朱印]. 受取:町田良三郎殿.

1通. 横切紙

差出印文「第拾九国立銀行 出張所印」.

1042-9

(同僚不在の旨覚書).

10月21日. 作成:小山亨.

1通. 堅切紙

小豆色罫紙(短冊様に切断).

1042-10

送券(〈山に東〉入人参8箇).

明治11年9月. 差出:信州佐久郡御馬寄村町田良右衛門. 受取:岩村田駅依田百太郎殿, 上州倉ヶ野須賀喜兵衛殿遣東京小網町信濃屋豊吉殿上ヶ, 横濱本町式丁目常盤屋長助殿入.

1通. 堅紙

1042-11

町田良右衛門殿(町田良右衛門分竹竿炭代等差引覚).

明治11年10月. 差出:詰所. 受取:(町田良右衛門).

1通. 横切紙

1042-12

四月より九月迄六ヶ月分区費出費其他共(地価ほか出費金額書付).

1通. 横折紙

1042-13

(出荷人参量目員数覚, 〈山に東〉入(口に丁)出).

10月21日出荷.

1通. 横美切紙

1042-14

借入金証(金80円);(附)記(これまで差引残り受取).

明治11年10月20日(附とも). 差出:御馬寄村町田良右衛門, 同所受人柳沢孫右衛門;(附)御馬寄村町田良三郎. 受取:八幡村依田専左衛門殿(附とも).

1通. 横美切紙

附は書継ぎ.

1042-15

(畑方二期納金覚, 町田良右衛門ほか3名分).

(明治)11年10月20日. 作成:用保.

1通. 横切紙

1042-16

[出荷人参根数量目, 荷送り入用, 荷為替金受取証ほか].

[明治11年ほか].

10点. 横折紙(一括).

1042-17

人參買入仮留(数量目ほか).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1042-18

記(時借り金差引).

1通. 横美切継紙

1042-19

[町田仙右衛門他一名書状](横濱表人參売払につき).

(明治)12年4月21日. 差出:町田仙右衛門, 町田良右衛門. 受取:町田昭造様.

1通. 横美切継紙

1042-20

[町田良右衛門書状](横濱表人參売払につき).

(明治)12年4月20日. 差出:町田良右衛門. 受取:福嶋屋長介様.

1通. 横美切継紙

端裏「福嶋長助様, 四月廿一日出」.

1042-21

[町田昭造書状](横濱表人參相場下落につき).

11月12日. 差出:同昭造. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横美切継紙

卷上ヶ部分異筆「十二月十六日到来披見」.

1042-22

[町田良右衛門書状案](本月16日御発郵便到来披見. 横濱表人參売払万事御任せ).

11月23日. 差出:町田良右衛門. 受取:福嶋長助様, 同瀬平様.

1通. 横美切紙

端裏「十一月廿八日発」.

1042-23

記(太系残分金).

10月20日. 差出:権助. 受取:福田屋様.

1通. 横美切紙

1042-24

記(良三郎・豊二部分人參員数量目).

10月19日.

1通. 横折紙

1042-25

(人參売見込覚).

1通. 横美切紙

1042-26

記(セリ赤芍薬ほか代金請取).

11月9日. 差出:柳田五兵衛(朱印). 受取:御馬寄駅 福田屋良右衛門様.

1通. 横美切継紙

1042-27

第八号迄自分取分. 記(第9号以下, 出荷人參根数量目).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1042-28

記(出荷人參根数量目損益計算).

1通(2枚). 横折紙

横半横綴に2つ折に一括.

1042-29

(町田良右衛門ほか畑地地価書上).

1通. 横折紙

1042-30

明治十一年十月ヨリ 人參買入雜記 福田屋.

明治11年10月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1042-31

良三郎へ宛(人參員数覚).

1通. 横切紙

1141-12

[町田永之助書状](熊野人參畑年貢につき).

3月31日. 差出:同永之助. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横美切継紙

1135-18

[小山某書状](人參種蒔き方につき尋).

4月8日. 差出:小山拜;(封筒)小山拜. 受取:町田様;(封筒)町田様.

1通. 横切継紙(封筒入).

1359-24

[依田専左衛門書状](このほど御布令の人參取締りのため社長・副社長3人々製作の者にて選挙入札当月4日までに差出べき御沙汰につき選任問合せ).

5月2日. 差出:依田専左衛門;(卷上ヶ上フ書)八幡村 依田耕真. 受取:福田屋様・嶋屋様・外各々様;(卷上ヶ上フ書)御馬寄村 町田良右衛門様 尊下.

1通. 横美切継紙

1141-74

証(人參種代金).

11月22日. 差出:竹田 工藤要平[印]. 受取:御馬寄村 町田良三郎様.

1通. 横切継紙

印文「信州(ヤマに〇にエ) 佐久 竹田 東廬屋」.

1143-73-33

記(人參種内金として金18円請取につき).

12月3日. 差出:町田仙右衛門(印). 受取:町田良三郎殿.

1通. 小切紙

1359-51

[はやし書状](人參小屋渡し方相談沙汰願).

30日. 差出:はやしより. 受取:福田や様.

1通. 横切紙

1141-64

覚(人參種代金受取).

1通. 横切継紙

○売次目録・仕切書

10

[明治十年・十一年・十二年横浜出荷人参売次目録・仕切書綴];(附)(御馬寄分蘭ほか収獲量・売払金額書付)。(明治10年9月~明治12年3月)。差出:(横浜本町式丁目角 常盤屋)。受取:(町田武左衛門・町田永之助・町田良三郎・町田良右衛門・町田昭造)。

1綴(附1通とも)。横長美(一ツ目結び綴じ)。表紙はペン書き。見返し~1丁目間に白緑色横切紙1枚(附)。

10(1)

売次目録(信州人参 241斤代価差引金 299円92銭3厘売次代価済み)。

(明治)10年9月29日。差出:横浜本町式丁目 福島瀬兵衛[印]。受取:町田武左衛門殿。

1冊。横長美(一ツ綴)。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。

10(2)

記(朱筆)「百拾七号」(◁○に叶)印人参 4箇代金差引 2口×金 147円46銭2厘売次代価済み)。

明治11年10月。差出:福島長助[印]。受取:町田武左衛門殿,町田永之助殿。

1通。横美折紙。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。

10(3)

記(朱筆)「百六拾七号」(◁○に叶)印人参 7箇代金差引金 173円98銭3厘売次代価渡し);(附)調書(七十三号ほか仕切金差引勘定につき)。

明治12年3月。差出:福島長助[印]。受取:町田武左衛門殿。

1冊。横長美(一ツ綴)。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。

10(4)

記(朱筆)「第拾八号」(人参 3口×19箇ほか代金差引売次代価済み)。

明治11年3月。差出:福島瀬平[印]。受取:町田良三郎殿。

1通。横美折紙。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印。

10(5)

記(人参 12箇ほか代金差引×金 57円96銭9厘9毛売次代価渡し)。

明治11年4月。差出:福島長助[印]。受取:町田良三郎殿。

1通。横美折紙。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印。

10(6)

記(朱筆)「百拾六号」(◁口に丁)印人参 8箇代金差引金 211円69銭5厘売次代価渡し)。

明治11年10月。差出:福島長助[印]。受取:町田良右衛門殿,町田良三郎殿。

1通。横美折紙。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。

10(7)

記(朱筆)「百三拾号」(◁カネに三)印人参 4箇代金差引金 88円48銭3厘売次代価渡し)。

明治11年10月。差出:福島長助[印]。受取:町田昭造殿。

1通。横美折紙。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。

10(8)

記(朱筆)「百七拾三号」(◁口に丁)印人参 2箇代金差引金 28円55銭9厘売次代価渡し)。

明治11年11月。差出:福島長助[印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。横美折紙。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。

10(9)

記(朱筆)「百七拾七号」「百九拾号」(◁四角に丁)印人参 8箇・同 24箇代金差引金 252円61銭9厘売次代価渡し)。

明治12年3月。差出:福島長助[印]。受取:町田良三郎殿。

1冊。横長美(一ツ綴)。

印文「(ヤマに東)横浜本町 式丁目角 常盤屋」。各所に「合」等の朱印あり,1銭印紙。附箋あり。

1041

[人参仕切書および売次目録ほか]。

[明治10・11年]。

[12件(15点)]. [一括]。

1041-1

(人参市場相場覚)。

25日。差出:同昭造。受取:町田良右衛門。

1通。横美切紙。

1041-2

(人参市場取引につき覚)。

11月1日。差出:町田昭造。受取:町田良右衛門。

1通。横美切紙。

1041-3

[町田昭造書状](人参至急売渡しにつき知らせ)。

(明治11年)10月14日午前8時認メ;(封筒)10月14日,16日到来。差出:同昭造;(封筒)横浜本町二丁目常盤屋ヨリ 町田昭造。受取:町田良右衛門様;(封筒)信州

佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様。

1通。横美切継紙(封筒入)。

消印「武蔵・一〇・一四・は 横濱」「十一年・一〇・一四・り 東京」。

1銭・2銭切手。

1041-4

[依田升左衛門書状](ご子息様持参の金糸受取)。

11月20日。差出:依田升左衛門。受取:町田良右衛門様;(上フ書)上 町田良右衛門様 尊君。

1通。縦紙。

朱色野紙。

1041-5

[町田昭造書状](人參・洋銀売買につき知らせ)。

(明治11年)10月22日午後五時認メ;(封筒)22日午後6時投函。差出:同昭造;(封筒)横濱本町二丁目常盤屋方ニテ 町田昭造。受取:町田良右衛門様;(封筒)信州佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 平安。

1通。横美切継紙(封筒入)。

消印「武蔵・一〇・二二・へ 横濱」「十一年・一〇・二二・ぬ 東京」。2銭・1銭切手。

1041-6

[志賀村神津重三郎より出荷取調ほか](人參荷物号数・荷送り入用)。

4通。横折紙・横美切紙。

横折紙3通、横美切紙1通。

1041-7

[志賀村寛司口ほか 4名口分人參買目書上および荷送り関係書]。

(明治10年頃カ)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

中に明治10年12月7日付御馬寄村町田良右衛門宛塚原村今井金平(押印印文「信佐久 上塚原 (ヤマに十)今井」)受取書あり。

1041-8

売約之証(人參売渡)。

明治10年11月21日。差出:塚原村売主今井金平(印)、立入証人同村今井百兵衛(朱印)、同断桜井村臼井六郎(印)。受取:御馬寄村町田良三郎殿・町田永之助殿。

1通。縦紙。

緑色野紙。

1041-9

明治十五年十一月ヨリ 人參毛肉買入之附 道喜扣。

明治10年11月。

1冊。横半半折(綴葉装一ツ綴)。

1041-10

人參売上ヶ取調之事 明治十年買入売捌調也。

(明治10年10月)。

1冊。横長半(二ツ目結止め綴)。

1041-11

売次目録(信州人參・同雜根・同肉折)。

明治10年第10月25日。差出:横濱本町式丁目福島

瀬兵衛[印]。受取:町田良右衛門殿、同永之助殿、同武左衛門殿、同良三郎殿、白田六之助殿、町田昭蔵殿。

1冊。横長美(一ツ綴)。

差出印文「横濱本町 式丁目角 (ヤマに東)常盤屋」。

1041-12

売次目録(信州人參)。

(明治)10年第9月29日。差出:横濱本町式丁目福島

瀬兵衛[印]。受取:町田良三郎殿。

1冊。横長美(一ツ綴)。

差出印文「横濱本町 式丁目角 (ヤマに東)常盤屋」。

7.製糸

1.差引帳ほか

66

明治廿一年度 蘭代金及ヒ其外町田猪牙平出入差引書抜。

明治21年。

1冊。横長半(一ツ綴)。

「其外町田猪牙平…」は「猪牙平殿差引」として裏表紙綴目に合綴(3枚1綴)。

67

明治廿二年十二月改 製糸方帳書出シ各差引帳 但シ、明治廿年以來差引未済書出シ有之 静太。

明治22年12月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

61

明治廿三年度 製糸方各口取書抜差引帳 静太;(附1)(蘭・肥料代金等計算書);(附2)き「キカイキヒク」買入代金三十四円五十銭受取)。

明治23年度(〜25年度);(附2)12月7日。差出:(附2)(難読)店 岡田良三郎。受取:(附2)町田静太様。

1冊(附2通とも)。横長半(一ツ綴)。

65まで5冊一括、括り紙綴り破損(紙綴りは61と一括)。3丁目丁内に横切継紙(附1)・小切紙(附2)。

62

明治貳拾四年度 製糸方各口取書抜差引帳 静太;(附1)記(蘭取・桑取等代金書付)。

明治24年度。差出:(附1)町猪。受取:(附1)町田静太様。

1冊(附1通とも)。横長半(一ツ綴)。

4丁目丁内に小切紙(附1)。

63

明治廿五年度 製糸方各口取差引帳 町田静太;(附1)記(「かし」金・利足・蘭代金等差引書付)。

明治25年度。

1冊(附1通とも)。横長半(一ツ綴)。

1丁目丁内に横切紙(附1)。

64

明治廿六年度 製糸方各口取差引帳;(附1)(二十四年・二十五年分金円差引書付)。

明治26年度.

1冊(附1通とも). 横長半(一ツ綴).

2丁目丁内に小切紙(附1).

65

明治廿九年度 製糸方各口取差引帳.

明治29年度.

1冊(丁間・丁内とも). 横長半(一ツ綴).

丁間・丁内に挟込みの文書多数, 取扱注意.

2.桑栽培

527

明治三年庚午二月ヨリ 桑植附根堀并諸入用帳 一竿堂 福田屋.

明治3年2月.

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

1134-4

[川田商店書状](桑苗の件照会への景気等回答, 函詰め取扱い報知されたい旨);(附)記(魯桑・仏国産大丸葉桑ほか値段書上).

(明治)20年10月22日(封筒裏, 同じ日付記載に続けて)午後. 差出:川田商店[朱印];(封筒)内外種物果樹苗販売処 川田商店 東京下谷区北稻荷町四番地. 受取:町田良右衛門様 御中;(封筒)信濃国北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様.

2通(封筒入). 横切綴紙.

附は本紙奥に巻き込まれていた. 差出朱印印文「東京 川田 利八章」. 封筒に2銭切手貼付. 消印「チ・東京・二〇・一〇・二下谷」, 「信濃・北佐久一〇・二四 望月」.

1390-12

桑売渡証.

明治28年6月20日. 差出:町田静太(朱印). 受取:山浦長蔵殿.

1通. 堅切紙.

朱色罫紙. 差出押印味消.

957

分桑代金借用証(分桑100束, 代金25円).

明治32年6月5日. 差出:本人小縣郡和田村並木才之助(印). 受取:北佐久郡中津村町田静太殿.

1通. 堅紙.

朱色罫紙. 印紙あり.

1139-80

[町田良右衛門書状](新宅今屋より蚕大上りになり桑不用になり買入は見合せ, もし買入の上は破談にする旨至急申入).

7月2日. 差出:町田良右衛門. 受取:小諸出先 町田静太殿.

1通. 横美切綴紙.

1138-10

記(桑代領収).

7月4日. 差出:平島省三(印). 受取:町田良三郎殿.

1通. 横切紙.

1138-33

記(桑代内金領収).

7月4日. 差出:平島省三(印). 受取:町田良三郎殿.

1通. 横切紙.

1142-18

記(十二新・北ノ切レほか桑畑肥俵数書上).

(8月18日~22日).

1通. 横切紙.

18日昼前~20日迄肥料を借りた旨記載あり.

3.共進会

1360-11(20)

記(繭・蚕種確受).

(明治)13年10月22日. 差出:北佐久郡々役所[朱印].

受取:出品人御馬寄村町田良右衛門.

1通. 堅美切紙.

標題・差出木版黒色罫紙.

1360-11(21)

記(蚕種確受).

(明治)13年10月22日. 差出:北佐久郡々役所[朱印].

受取:出品人御馬寄村柳澤孫右衛門.

1通. 堅美切紙.

標題・差出木版黒色罫紙.

1360-11(22)

記(蚕種確受).

(明治)13年10月22日. 差出:北佐久郡々役所[朱印].

受取:出品人御馬寄村山浦儀助.

1通. 堅美切紙.

標題・差出木版黒色罫紙.

1360-11(23)

記(蚕種確受).

(明治)13年10月22日. 差出:北佐久郡々役所[朱印].

受取:出品人御馬寄村町田武左衛門.

1通. 堅美切紙.

標題・差出木版黒色罫紙.

1360-11(24)

記(繭確受).

(明治)13年10月22日. 差出:北佐久郡々役所[朱印].

受取:出品人御馬寄村山浦儀助.

1通. 堅美切紙.

標題・差出木版黒色罫紙.

1076

[繭糸織物陶漆器共進会出品願書類].

[明治17年].

[1綴(3点)]. [綴, 堅(ひねり綴)].

端を紙継りでひねり綴.

1076(1)

蚕糸織物陶漆器共進会出品願(白繭2升).

(明治17年). 差出:北佐久郡御馬寄村十九番地町田

良右衛門, 戸長町田甚太郎(朱印). 受取:長野県令木梨精一郎殿.

1通. 堅折紙

朱色野紙 標題ママ.

1076(2)

繭解説(白赤熟, 培桑・養蚕法につき).

明治17年. 作成:出品主町田良右衛門印;(保証奥書)長野県下信濃国北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎(朱印).

1通(3枚). 堅美折紙

1076(3)

解説書扣(養蚕法・培桑法等概要).

明治17年8月. 差出:出品人町田良右衛門. 受取:長野県勸業博物館御中.

1通. 堅美折紙

標題「扣」は後筆.

1134-5

甲第五一九号(聯合共進会出品者中御馬寄村町田静太・桑山村山浦今朝吉褒状授与につき十九日付戸長役場宛北佐久郡役所第一課通達により明日郡役所へ出頭の旨通達).

明治20年12月20日. 差出:長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場[朱印];(封筒, 木版)長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場. 受取:御馬寄村 町田静太殿.

1通. 堅紙(封筒入).

封筒表朱印「公用」. 「北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場」朱色野紙. 標題朱筆. 差出印文「長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場印」.

1134-2

号外(一府九県聯合共進会への出品につき繭申告書・出品物を役場へ差出しの旨通達).

明治21年8月27日. 差出:北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場[朱印]. 受取:御馬寄村 出品人 山浦義助殿(印), 山浦勢訪吉殿(朱印), (ミセケチ)[山浦傳三郎殿], 町田昭造殿(朱印), 村田鍊太郎殿, 町田静太殿, 鈴木一郎殿, 右御中.

1通. 堅紙

「北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場」朱色野紙. 差出印文「長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場印」, 本紙端上同朱印割印. 標題朱筆.

1360-11(18)

[感謝状](磁蓋1個贈与).

明治26年6月10日. 差出:北佐久郡第三回共進会会長鳥居義處[朱印]. 受取:町田静太殿.

1通. 堅紙小.

1135-42

[小山量平書状](共進会出品自製生糸, 貴所にて製造下されたく).

10月6日. 差出:小山拜;(封筒)嶋川原小山量平. 受

取:町田様;御馬寄町田静太殿.

1通. 横切継紙(封筒入).

1134-7

(封筒).

差出:長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場. 受取:御馬寄村 町田静太殿.

1枚. 封筒.

封筒のみ. 宛名脇朱印「公用」. 封筒差出は木版. 体裁から2を収めていたものか.

1134-20

(繭品評会出品案内および来観人心得ならびに申告書雛型).

1冊. 堅四ツ半(二ツ綴).

委員名朱筆にて記載(丸山惣右衛門ほか10名). 活版印刷. 書状一部か.

1360-4

[生糸出品票]長野県第百卅六号.

作成:(信濃国佐久郡御馬寄村 町田良右衛門).

1点. 9.8×7.3cm.

厚紙(ボール紙), 荷札紐用の穴の金具あり. 英文記載あり.

1360-11(17)

[名札](御馬寄村第十九番地平民蚕種出品人町田良右衛門).

1通. 小切紙

1360-11(25)

第三区拾類(物産出品者書上).

作成:(長野県).

1通. 堅美.

「長野県」朱色野紙

4.三工社

990-1

蚕糸業規定(明治二十年五月長野県下蚕糸業組合取締所会議決定).

(明治20年5月).

1通. 堅紙

両面印刷. 裏面に各種文書雛型.

1134-95

[山中商店中村爲輔書状](本港生糸商況新物は各館買入に着手し云々, ほか景況報知);(附)本日売約引込(「信キ平野社新」ほか10件につき).

(明治20年)第7月12日午前;(附)明治20年7月11日. 差出:山中商店 中村爲輔拜;(附)横濱 山中商店;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔拜. 受取:町田良右衛門様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 平信報況.

1通(3枚・附1枚). 堅切紙(封筒入).

封筒2銭切手. 消印「横濱 二〇・七・一〇」ほか. 紺色「横濱 山中商店用紙」. 附は印刷桃色用紙に鉛筆書き.

1134-91

[山中商店書状]本日売約引込(「八王子新提」ほか5件

につき売込店・商館・産地品名・楕数・引込直段書上。
(明治20年)第7月18日。差出:横濱 山中商店;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 平信報況。

1通(1枚)。堅切紙(封筒入)。
2 銭切手。封筒消印「横濱 二〇・七・一八・チ」ほか。印刷用紙に鉛筆書き。

1134-93

【山中商店中村為輔書状】(当港生糸商況すべて変動なく別紙の通り米船明日積入れ云々)。

(明治20年カ)第7月18日午後。差出:山中商店 中村為輔。受取:町田良右衛門様 尊下。

1通(2枚)。堅切紙。
封筒なし(もと91 封筒に同封カ、また本文中「別紙」は91カ)。紺色「横濱山中商店用紙」使用。

493

明治二十年七月ヨ里 製糸荷造番号帳 三工社

明治20年7月。

1冊。横長半(一ツ綴)。
綴補修。表紙左下「良右衛門道喜筆也」の注記あり。

1116

【山中商店中村為輔書状】。

(明治20年)第12月13日。差出:(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

[5通]。[封筒入一括]。
もと1~5 は一括。封筒 2 銭切手貼付。消印「横濱 二〇・一二・一四・イ」。「望月 信濃 北佐久 一二・一六」。

1116-5

【山中商店中村為輔書状】(本港生糸景況静声、出帆間際には多少の取引あるやも難解、安為換に取組になるよう願云々)。

(明治20年)第8月8日午後。差出:山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下。

1通(3枚)。堅切紙。
「横濱山中商店用紙」藍色縦罫便箋使用。

1116-4

【山中商店中村為輔書状】(31日発の申越しの条承知、証票近日通送了承も目下初めての事で売約等なし悉皆取換たく、本港景況為換相場上向き云々);(附)本日売約引込(「本日米國参着為替」とも)。

(明治20年)第9月2日午後。差出:山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様。

1通(3枚・附1枚)。堅切紙。
本紙は「横濱山中商店用紙」藍色縦罫便箋使用。

1116-3

【山中商店中村為輔書状】(本港商況売崩し徴候、貴社製糸も拝見いたさせ平均ペケなしなれば640弗では破談云々)。

(明治20年)第10月24日午後。差出:山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下。

1通(3枚)。堅切紙。
「横濱山中商店用紙」藍色縦罫便箋使用。

1116-1

【山中商店中村為輔書状】(本港商況買休みの色、尊社製糸拝見方いまだ済まず、静太様御出張により委曲表示取計い云々)。

(明治20年)第12月13日午後。差出:山中商店 中村為輔。受取:町田良右衛門様 尊下。

1通(2枚)。堅切紙。
「横濱山中商店用紙」藍色縦罫便箋使用。

1116-2

【山中商店中村為輔書状】(当港商況変動なく一向静声、尊社製糸年内は六ヶ敷しかし売却方取計い云々)。

(明治20年)第12月26日午後。差出:山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下。

1通(3枚)。堅切紙。
「横濱山中商店用紙」藍色縦罫便箋使用。

1134-89

【山中商店出張員山口嘉平書状】(信州地方残金請求、御社の分も今回は埒明方願上たく御地へ罷出云々)。

(明治20年)8月31日。差出:信州松本新町樹三方山中出張員 山口嘉平; (封筒)信州松本樹三方 山口嘉平。受取:三工社々長 町田良右衛門様;(封筒)信州佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田良右衛門様。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。
2 銭切手。封筒消印「松本 二一・八・三一・ハ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-92

【山中商店中村為輔書状】(本港商況静穩為換の激昂もなく来十八日出帆には多少取引なるや、本日手合、御出荷のもの取引売却ご承引云々)。

(明治20年)第9月9日午後;(封筒)第9月8日。差出:山中商店 中村為輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中。

1通。横美切紙(封筒入)。
2 銭切手。封筒消印「横濱 二〇・九・九・イ」ほか。封筒裏「十一日午前到来」。継目一部剥離。

1134-71

【山中商店中村為輔書状】(本港景況静穩、当外1個分別紙仕切書の通り売却方取計い承知されたく云々)。

(明治20年)第9月10日午前。差出:山中商店 中村為輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様 尊下。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。
2 銭切手。消印「横濱 二〇・九・一〇・ホ」ほか。封筒裏「当外老個仕切書在中」「十二日到来」(ただし現在「仕切書」同封なし)。本文紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-69

【山中商店中村爲輔書状】(3日投函貴簡吟詠、本港景況
 捗々しくなく、証票改正のこと写影送付拝見も証票ゆえ
 一目瞭然なる方がよく云々);二伸(器械生糸等 4 個日
 限につき受払承知されたく);(附)本日売約引込(「本日
 米國參着爲替」とも)。

(明治20年)第9月16日正午。差出:山中商店 中村
 爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。
 受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐
 久郡御馬寄村 三工社御中。

1通(4枚・附1枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。消印「横濱 二〇・九・六・ハ」ほか。紺色「横濱山中
 商店用紙」。封筒裏「九日午後到来」。附は印刷用紙に鉛筆書き。

1134-81

【山中商店中村爲輔書状】(去十七日貴墨了知、爲換金
 古蘭分1個也分は何分か御減じくだされたく云々、ほか
 本港商況・証票のこと)。

(明治20年)第9月19日午後。差出:山中商店 中村
 爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。
 受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐
 久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。封筒消印「横濱 二〇・九・一九・チ」ほか。紺色「横濱
 山中商店用紙」。

1134-82

【山中商店中村爲輔書状】(本港商況沈着買気見えず、
 尊社附属品小口菊蔵殿へ売却差引残金仕切差引書と
 も斎藤伊三郎様へ渡し受取くださるや云々)。

(明治20年)9月26日午後。差出:山中商店 中村爲
 輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。
 受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐
 久郡御馬寄村 三工社 町田静太様。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。封筒消印「横濱 二〇・九・二六・チ」ほか。紺色「横濱
 山中商店用紙」。

1134-76

【山中商店中村爲輔書状】(本港景況安手合、一向売約
 ならず次船出帆に日数もある故か云々、および本日为
 換等報告)。

(明治20年)9月28日正午。差出:山中商店 中村爲
 輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。
 受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐
 久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。消印「横濱 二〇・九・二八・ハ」ほか。紺色「横濱山中
 商店用紙」。

1134-83

【山中商店中村爲輔書状】(本港商況内商は低落云々、
 貴社製糸成行きに任せ売却取計うので御承知された
 く);(附)本日売約引込(「本日米國參着爲替」とも)。

(明治20年)第10月4日午後;(附)明治 年10月4日。

差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目
 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様
 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田
 静太様。

1通(2枚・附1枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。封筒消印「横濱 二〇・一〇・四・チ」ほか。本紙紺色
 「横濱山中商店用紙」。附は印刷用紙。

1134-84

【山中商店中村爲輔書状】(本港外商内商各状況、貴社
 製糸拝見方取り急ぐもまだ順番未だ明後日には拝見
 云々)。

(明治20年)第10月11日。差出:山中商店 中村爲輔
 拜;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。
 受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐
 久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。封筒消印「横濱 二〇・一〇・一・チ」ほか。紺色「横
 濱山中商店用紙」。

1134-85

【山中商店中村爲輔書状】(尊翰拝覽、生糸 4 個進退承
 知着荷の上は拝見、本港商況鳥渡買方見合の有様、拝
 見方捗々しからず、貴社製糸拝見方まだ順番にならず
 云々)。

(明治20年)第10月12日午後。差出:山中商店 中村
 爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。
 受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐
 久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様 平信。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。封筒消印「横濱 二〇・一〇・一二・チ」ほか。紺色「横
 濱山中商店用紙」。

1134-77

【山中商店中村爲輔書状】(本港景況面白からぬ方、尊
 社製糸もまだ拝見なく痛心、拝見させ納り方掛合つかま
 つるべく云々);(附)本日売約引込(「本日米國參着爲
 替」とも)。

(明治20年)第10月18日午後;(附)明治20年10月18
 日。差出:山中商店 中村爲輔;(附)横濱 山中商店;
 (封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:
 三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御
 馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(3枚・附1枚)。堅切紙(封筒入)。

2銭切手。消印「横濱 二〇・一〇・一八・チ」。紺色「横濱山中
 商店用紙」。附は印刷用紙に書込み。

1134-47

【山中商店書状】(明米船出帆に際し七十六番・九十五番
 ほか売買情勢報知);(附)本日売約引込。

(明治20年)第10月28日(封筒、年は附より)。差出:
 山中商店 糸方;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店
 中村爲助。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封
 筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中。

1通(計3枚)。堅切紙(封筒入)。

封筒 2 銭切手。消印「横濱 二〇・一〇・二八・チ」ほか。「横濱山中商店用紙」紺色野紙(便箋)。附は印刷用紙に書込み。

1134-54

[洗沢商店小橋宗之助書状](本日荷物着、売却方出精尽力、糸況注文口にて品多にて渉々しく買入れなし、ほか案内)。

(明治20年カ)10月28日。差出:溢澤商店 小橋宗之助拜;(封筒)横濱本町三丁目〈〇にキ〉溢澤商店。受取:三工社 町田静太様 貴下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社 町田静太様 貴下。

1通。横美切継紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「イ・二〇・一〇・二八 横濱」ほか。封筒差出は朱印。

1134-17

[町田永三郎書状](浜表も意外の不印、地元蘭買入高値なら製糸休業もご勤考を、また山中商店にて少々売込あり両三日帰宅見合せ承知されたく、洗澤商店では製糸売込の心当たりなく、問屋へも出向き売込方頼む旨山浦・松崎両氏へ伝言願)。

(明治20年カ)11月13日午前。差出:村田屋方 町田;(封筒)横濱北仲通り二丁目村田屋止宿 町田永三郎。受取:町田良右衛門様 社中御両君;(封筒)信濃国中山道 北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 至急用事。

1通。横切継紙(封筒入)。

封筒裏 2 銭切手貼付、同消印「横濱 ハ・二〇・一三」望月 信濃・北佐久 一・一五、封筒表消印「望月 信濃・北佐久 一・二六」。封筒破損。

1134-78

[山中商店中村爲輔書状](本港糸況沈着、本日小野商社より開明社662弗5分にて64個手合出来云々)。

(明治20年)第11月14日午後。差出:山中商店 中村爲輔拜;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 糸方。受取:三工社々々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々々長 町田静太様。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二〇・一四・チ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-61

[山中商店書状](本日景況先便後同様不振、尊社生糸のうち2個売却云々)。

(明治20年)第11月16日午後。差出:山中商店 中村爲輔拜;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 糸方。受取:三工社々々長 町田静太様、全良右衛門様;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々々長 町田静太様。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「横濱 二〇・一六・チ」ほか。封筒裏面「十八日到来」。紺色「横濱山中商店用紙」使用。

1134-56

[山中商店中村爲輔書状](仕切書・差引書)。

(明治21年)第2月18日(封筒)。差出:(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:(封筒)信州北

佐久郡御馬寄村 三工社々々長 町田静太様。

[1通(3点)]. [封筒入]。

2 銭切手 2枚。封筒消印「横濱 二一・二一八・ハ」ほか。

1134-56-2

第五百三十四号 仕切書(器械製糸1捆2口、各560弗・540弗がへ合差引607弗余)。

(明治)20年11月17日。差出:山中商店(朱印)。受取:三工社 町田良右衛門殿。

1通。横美切継紙。

標題号数は朱筆。朱印印文「横濱 辨老(ヤマに中)山中商店」。1 銭証券印紙。

1134-56-1

五百六十八号 仕切書(器械製糸 30 捆, 585 弗がへ 9547 弗余)。

(明治)21年第2月16日。差出:山中商店(朱印)。受取:三工社 町田良右衛門殿。

1通。横美切継紙。

標題号数は朱筆。朱印印文「横濱 辨老(ヤマに中)山中商店」。1 銭証券印紙。

1134-56-3

差引書(20年8月6日~12月31日、出入元利差引804円余金貸越)。

明治21年2月17日。差出:山中商店(朱印)。受取:三工社御中、町田良右衛門殿、町田静太殿。

1冊。横長美(一ツ綴)。

表紙・裏表紙なし。綴目に朱印あり。朱印印文「横濱 辨老(ヤマに中)山中商店」。

1134-57

[山中商店書状](日札 3 葉失念のため同封、同お詫びほか)。

(明治20年)第11月17日午前。差出:山中商店 糸方;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 糸方。受取:三工社々々長 町田静太様;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々々長 町田静太様。

1通(1枚3葉一括)。堅切紙・附箋(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「横濱 二〇・一七・ハ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」使用。「五八五」「五九八」などあり「町田」朱印の捺された附箋様の「日札」3葉あり(1葉は破損)。

1134-72

[洗沢商店電報]。

明治20年11月17日。差出:横濱 洗沢セウテン。受取:北佐久郡マヨセムラサンコウシヤ マチタミツタ(ママ)。

[1通(計4枚)]. [封筒入]。

封筒に「電報」「小諸電信局ヨリ別便」朱印、到来日時記載あり。いずれも本紙は印刷用紙。

1134-72-1

明治二十年送達紙(六四五売るか)。

明治20年11月17日。差出:発信人:シブサワセウテン。受取:受信人:キタサククンマヨセムラサンコウシヤ マチタミツタ(ママ)。

1通、堅切紙。

「小諸電信 局印」ほか朱印あり。

1134-72-2

追徴証書(第十二号, 9 銭)。

明治20年11月17日。差出:小諸電信局長代理 内藤孫太郎(朱印)。受取:町田ミツタ殿(ママ)。

1通、小切紙。

差出朱印「内藤」, また「小諸電信」朱印あり。

1134-72-3

追徴金受領証(9 銭)。

明治20年11月17日。差出:小諸電信局長代理 内藤孫太郎(朱印)。受取:町田ミツタ殿。

1通、小切紙。

差出朱印「内藤」。

1134-72-4

本日売約引込(信キ東行ほかの売込店・商館・産地品名・梱数・売約直段, 本日米園参着為替)。

明治20年11月18日。作成:横濱 山中商店。

1通、堅切紙。

1134-74

【山中商店中村為輔書状】(本港景況, 殆ど700個の手合出来, 本日午後6時御出張にて売捌き見合せ御発電承知云々)。

(明治20年)第11月18日午後。差出:山中商店 中村為輔; (封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中 急信。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二〇・一一・一九・イ」ほか。封筒裏面「廿一日午後到来」。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-90

【渋沢商店小橋宗之助書状】(貴社製糸売却方配当見当, 糸況相場低落ほかにつき)。

(明治20年)11月19日。差出:渋沢商店 小橋宗之助; (封筒)横濱本町三丁目 (〇にキ) 渋沢商店。受取:三工社 町田静太様 貴下; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社 町田静太様 貴下。

1通、横美切紙(封筒入)。

1 銭切手2枚。消印「横濱 二〇・一一・二〇・イ」ほか。封筒差出は朱印。

1134-75

【山中商店書状】(本港景況別段変動なし, 本日午前手合報告, 尊社製糸売却御発電承知, 掛合の上取計い云々)。

(明治20年)第11月21日正午。差出:山中商店 糸方; (封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二〇・一一・二一・ホ」ほか。紺色「横濱山

中商店用紙」。

1134-80

【山中商店中村為輔書状】(本港商況拝見方捗々しくならず結了, 米船出帆の際に変動あるや, 尊社製糸売抜方注意いたし云々); (附)本日売約引込(「本日米園参着為替」とも)。

(明治20年)第12月1日午後。差出:山中商店 中村; (附)横濱 山中商店; (封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(2枚・附1枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二〇・一一・二一・チ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。附は印刷用紙に巻込み。

1134-87

【山中商店書状】(本港商況変動もなく静穏, 米船出帆に際せば多少売取りあるか, 内商は季節柄のことなれば納り方注意, 進退御賢謀ありたく云々)。

(明治20年)第12月5日午後。差出:山中商店 糸方; (封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村為輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「横濱 二〇・一一・六・イ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-19

【町田静太書状】(昨十三日山中商店で中村為助氏らと面会し尋ねた糸況報告ほか)。

明治20年12月14日発。差出:静太; (封筒)横濱不老町四丁目 小山方 町田静太。受取:殿父上様, 町田長四郎様; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様。

1通、横切紙(封筒入)。

封筒裏 2 銭切手貼付, 同消印「横濱 八・二〇・一一・一四」, 封筒表消印「望月 信濃・北佐久・一一・一七」。

1134-44

【松崎某葉書】(糸拝見延引の件委細承知云々)。

(明治20年)12月17日午前。差出:小網町ニて信濃屋ニ而町田糸方 松崎。受取:横濱不老町四丁目小山方 町田静太殿。

1葉。はがき。

-44 から -66 まで一括。消印「東京 二〇・一一・一七・ホ」横濱 二〇・一一・一七・ホ」。

1134-73

【町田静太書状】(昨日午後山中商店と拝見になり検査次第総荷拝見, 今日には休暇も明日は仏船出帆のため山中にても違わず拝見方催促, 渋沢とは荷納次第云々)。

(明治20年)第12月19日発。差出:静太; (封筒)横濱弁天通老丁目ニテ 町田静太 拜。受取:殿父上様, 町田長四郎様; (封筒)信州北佐久郡御馬寄村 町田良右

衛門様 尊下平信。

1 通。横美切紙(封筒入)。

封筒に「横濱弁天通老丁目 山中商店」「中村爲輔」印、商店名・人名のみ捺消して使用。2 銭切手。消印「横濱 二〇・一・二・一八・ハ」ほか。

1134-79

[山中商店書状](当港商報変化も示さず相場下降云々、および本日手合報告)。

(明治20年)第12月22日午後。差出:山中商店 糸方;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中。

1 通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二〇・一・二・二・イ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-45

[町田良右衛門書状案](社員山浦へのご厚情、弊社糸見本七十六番館へ差出しデニール調査の件ほかへの礼云々)。

(此書明治20年頃)。作成:(町田良右衛門道喜)。

1 通。横美切紙。

年代・作成は奥後筆より。水色用紙。

1134-53

[原善三郎年賀状および横浜生糸商況報告](第四百十六号明治廿一年一月二日午後横浜生糸商況報告)。

明治21年1月2日。差出:横濱弁天通 原善三郎;(商況報告)横濱弁天通三丁目 (カネに正)原善三郎糸方;(封筒裏)横濱弁天通三丁目 原善三郎。受取:町田良右衛門様 尊下;(封筒表)信州佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 尊下。

1 通。横美切紙(年賀状)および堅紙(封筒入)。

2 銭切手。宛名書以外は印刷(活版)。商況報告は一覧表。

1134-58

[渋沢商店電報]明治廿一年送達紙(六二五売り);(附)追徴金受領証(金9銭)。

(明治21年)1月5日;(附)明治21年1月5日。差出:発信人:ハマ本三 シブサハセウテン;(附)小諸電信局長 安田正三記(朱印)。受取:受信人:北佐久郡ヲンマヨセ村 マチダシノタ;(附)御馬寄村 マチダシノタ殿。

1 通(2枚)。堅切紙・小切紙(封筒入)。

封筒に「電報」「小諸電信局ヨリ別便」朱印、また差出・宛名記載あり(英文とも)。封筒破損。本紙は印刷用紙。

1134-62

[渋沢商店書状](貴製糸売却方本日甲九十番へ 625 弗にて売却、ほか糸況少々しくない現状報告)。

(明治21年)1月5日。差出:渋澤商店 小橋宗之助拜;(封筒)横濱本三 (〇にキ)澁澤商店。受取:三工社 町田静太様 貴下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社 町田静太様。

1 通。横美切紙(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「横濱 二一・一・六・イ」ほか。

1134-65

[渋沢商店書状](甲九十番売貴社製糸拜見のところが品見落しの注文には組入れかねる由にて法外の安値申唱え引返したご御承引くださった云々)。

明治21年1月11日。差出:渋澤商店;(封筒)横濱本町三丁目 (〇にキ)澁澤商店。受取:三工社 町田静太様;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社 町田静太様 貴下。

1 通(2枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二一・一・一・チ」ほか。本文紺色「横濱澁澤商店」野紙。

1134-64

[山中商店中村爲輔書状](本港景情唯百九十八番独引続き新手持云々、尊社製糸兼て渋沢商店より甲九十番へ売却成るも生憎破談の由、何れ取計い売却云々);(附)本日売却引込(「本日米國参着為替」とも)。

(明治21年)第1月12日午後。差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1 通(計3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二一・一・一・二・ニ」ほか。本文紺色「横濱山中商店用紙」使用。附は印刷書式へ書込み。

1134-63

[渋沢商店書状]。

(明治21年)1月18日。差出:(封筒)横濱本町三丁目 (〇にキ)澁澤商店。受取:(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 町田静太様。

[1 通(3点)。] [封筒入]。

2 銭切手4枚。封筒消印「横濱 二一・一・一・八・ト」ほか。封筒朱筆「書留」「老ノ老式九」。差出朱印。

1134-63-1

[渋沢商店書状](貴店御出荷生糸繰換金別紙計算書通り元利金 2571 円余御貸越)。

明治21年1月17日。差出:横濱本町三丁目 澁澤商店(朱印)。受取:町田静八(ママ)様。

1 通。堅切紙。

印刷書式へ金額・日付・宛先書込み。朱印印文「横濱 本町 (〇にキ)澁澤商店」。

1134-63-2

計算書(10月28日~12月31日器械製糸計8個佐久銀行為替払・利子)。

明治21年1月17日。差出:横濱本町三丁目 澁澤商店(朱印)。受取:町田静太殿。

1 通。堅紙。

印刷書式へ金額・日付・宛先書込み。差出朱印-63-1に同。

1134-63-3

利子調(10月28日ほか1日分)。

明治21年1月17日。差出:横濱 澁澤商店。受取:町田静太殿。

1 通。堅切紙。

印刷書式へ金額・日付・宛先番込み。

1134-68

[山中商店中村爲輔書状](本港景況静肅、百九十八番は引込んでおいた内 800 個ばかりは破談引返しとなり、貴社生糸まだ好相なく云々)。

(明治21年)第1月17日午後。差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二一・一・一七・チ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-52

[山中商店中村爲輔書状](当港景況漸次売急ぎ気味、出帆期日にて格別手合なし、尊社製糸売却方内々見当ほか)。

(明治21年)第1月30日。差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「横濱 二一・一・三一・イ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-48

本日売約引込(売込店・商館・産地品名・梱数・売約直段)。

明治21年2月2日。作成:横濱 山中商店。

1通。小切紙。

印刷用紙に鉛筆で番込み。

1134-50

[山中商店中村爲輔書状](相変わらず不振、取引できず、尊社製糸貳百九番へ六百弗の定約で引き込むも安値を求められ引き返そうとしたら猶予を求められ云々、いづれにせよ尽力する旨の報知)。

(明治21年)第2月7日午後。差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「望月 信濃・北佐久 二一・〇」「横濱 二一・二・八・イ」「東京 二一・二・八・ニ」。紺色「横濱山中商店用紙」。一部焼損。

1134-51

[山中商店中村爲輔書状](本港景況、中には破談もあり、尊社製糸困難も明日は拝見致させ云々)。

(明治21年)第2月9日午後。差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社々長 町田静太様。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。封筒消印「横濱 二一・二・九・チ」ほか。紺色「横濱山

中商店用紙」。

1134-33

[封筒]。

(明治21年)[欠損]一年2月10日。差出:埴科郡寂蒔村 官坂長右衛門[朱印]。受取:佐久郡 御馬寄村三工社 町田良右衛門様 大至急用。

1通。封筒。

封筒のみ。2 銭切手。封筒差出朱印印文「長野県信濃 国埴科郡寂蒔村發信 館之印章」。

1134-66

[山中商店中村爲輔書状](当港景況別段変動なし、尊社生糸貳百〇九番へ引込みもベケなし、洗沢商店とも談事の上取計い云々、および本日手合報告)。

(明治21年)第2月13日午後。差出:山中商店 中村爲輔;(封筒)横濱弁天通老丁目 山中商店 中村爲輔。受取:三工社々長 町田静太様 尊下;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社御中。

1通(3枚)。堅切紙(封筒入)。

2 銭切手。消印「横濱 二一・二・一四・イ」ほか。紺色「横濱山中商店用紙」。

1134-67

[洗沢商店小橋宗之助書状](貳百九番売貴製糸拝見のところ存外の値押申出に山中方と押引きの末へけなし山中とは談へけなし 585 弗にて取極云々)。

明治21年2月14日。差出:洗沢商店 小橋宗之助拜。

受取:三工社 町田静太様。

1通(2枚)。堅切紙。

封筒なし。紺色「横濱 洗沢商店」野紙。

1134-59

[洗沢商店書状]。

(明治21年2月)。差出:(封筒)横濱本町三丁目(〇にキ)洗沢商店。受取:(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 町田静太様 要用急。

[1通(3点)]。[封筒入]。

2 銭切手 4 枚。封筒消印「横濱 二一・二・二二・ト」ほか。「番留」。

1134-59-2

第九百八拾九号 仕切書(2月16日信州三工社器械系8個、代銀 2499 円余)。

明治21年2月16日。差出:洗沢商店(朱印)。受取:町田静太様。

1通。横美折紙。

1 銭証券印紙。朱印印文-59-1に同。

1134-59-1

[洗沢商店書状](貴店器械系貳百〇九番へ売済、別紙仕切書・仕訳書の通り金 136 円 23 銭 3 り不足のため至急返金依頼)。

明治21年2月22日。差出:洗沢商店(朱印)。受取:町田静太様。

1通。堅切紙。

藍色「横濱 洗沢商店」便箋使用。朱印印文「横濱 本町(〇に

キ)澁澤商店).

1134-59-3

記(第九百八十九号8個分代金より1月1日よりの貸越高等差引につき仕訳書).

(明治)21年2月22日. 差出:澁澤商店(朱印). 受取:町田静太様.

1通. 横美切紙.

朱印印文-59-1に同.

1134-60

[澁澤商店葉書](東京駅通局類焼のため貴店宛書留着否伺い).

(明治21年)2月24日. 差出:横濱本三(〇にキ)澁澤商店. 受取:信州北佐久郡御馬寄村 町田静太様.

1葉. はがき.

上部一部欠損. 1 銭切手印刷官製はがき. 消印「横濱 二一・二・四・ニ」ほか. 差出朱印.

1134-24

[宮坂長右衛門書状](兼て御約定の苗木本月限り御引取りなされたく願).

明治21年3月30日. 差出:宮坂長右衛門;(封筒)埴科郡寂時村 宮坂長右衛門. 受取:町田良右衛門様;(封筒)北佐久郡御馬寄村 三工社 町田良右衛門様.

1通. 横美切紙(封筒入).

本紙は紅色野入. 封筒表に2 銭切手貼付. 封筒封印朱印印文「宮坂」.

1134-43

丙第一五七号(郡役所照会により該工場取締規則等の規則書差出につき).

明治21年5月28日. 差出:八幡村外六ヶ村 戸長役場(朱印). 受取:御馬寄村 町田静太殿.

1通. 堅紙.

「北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場」朱色野紙裏面使用. 標題朱筆. 朱印印文「長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場印」.

1117

[野々垣彌助書状](小生都合により雑貨売込業開店. 生糸市況上気配. もし貴社生糸売直約等で御用向あれば御報知あざかりたく云々).

(明治21年)7月19日. 差出:野々垣彌助様. 受取:町田良右衛門様. 同 静太様 尊下.

1通(2枚). 堅切紙.

縹色縦野入便箋. 封筒等なし. 文中に昨日取引済分報告を含む.

1134-30

[比田井助八郎書状](夏蚕桑御入用とのこと今年は御相談致しかね悪しからず承知くだされたく幸便).

(明治21)8月11日;(封筒)21年8月11日投函. 差出:比田井助八郎;(封筒)協和村 比田井助八郎様. 受取:町田良右衛門様;(封筒)御馬寄村 町田良右衛門様 御報.

1通. 横美切紙(封筒入).

封筒に2 銭切手貼付. 消印あり. 本紙は紅色野入.

1136-61

[町田静太書状](渋沢へ出頭. 売却依頼につき).

(明治21年)8月30日. 差出:(封筒表)横濱. (封筒裏)横濱北仲通二丁目村田屋方 町田静太様. 受取:(封筒)信州北佐久郡御馬寄村 三工社 町田良右衛門様.

1通. 堅切紙(封筒入).

封筒2 銭切手. 消印「横濱 二一 八・三〇・ハ」「望月 信濃・八・三一 は」. 本紙茶色野紙半裁.

1136-62

[町田某書状](蘭仕入価格. 系取引などにつき).

(明治21年)8月31日午後1時. 差出:町田;(封筒)信州北佐久郡御馬寄村三工社 町田ヨリ. 受取:静太殿;(封筒)横濱北仲通り三丁目 村田屋止宿 町田静太殿.

1通. 横美切紙(封筒入).

封筒2 銭切手. 消印「望月 信濃 八・三一・は」(2ヶ所). 「信濃 望月 廿一年九月五日」. 「武蔵 横濱 廿一年九月二日」. 本紙上部破損. 町田良右衛門書状.

1136-94

(元利金御貸越につき連絡. 計算書・利子仕訳書同封).

明治22年1月25日. 差出:横濱本町三丁目 渋沢商店(印). 受取:町田静太様.

1通(3点). 堅切紙.

1137-115

証(金137円28銭7厘請取につき).

明治22年2月8日. 差出:町田静太(朱印). 受取:横濱渋沢商店御中.

1通. 小切紙.

1135-8

[黒萩松代書状](フミンカイにての系取り方書き記し. ご送付下されたく).

明治23年1月25日. 差出:黒萩松代;(封筒)石川県能登国羽咋郡東増徳村字八幡黒萩松代. 受取:町田様;(封筒)信州北佐久郡中津村大字御馬寄三工社系製場 町田静太様.

1通. 横美切紙(封筒入).

1136-85

[野々垣彌助書状](横浜港生糸商況につき).

(明治23年)6月14日午後. 差出:(〇に山)印 野々垣彌助様;(封筒)横濱[本町(カ)]四丁目(〇に山)山田口(駒カ)吉 野々垣. 受取:町田静太様 貴下;(封筒)信州佐久郡御馬寄村 町田静太様 至急?用.

1通. 横美切紙(封筒入).

封筒差出のうち「野々垣」記載以外は木版印. かすれ難紙. 封筒に2 銭切手. 消印「武蔵 横濱 廿三年六月 十四日 子便」ほか.

1390-8

荷為替手形(下書. 器械製糸メ何個).

(明治28年:本文中記載)明治 年月日. 差出:一 一. 受取:本町三丁目 渋沢作太郎殿.

1 通. 堅切紙.
印刷用紙へ書込み.

1134-70

本日売約引込(福島扶桑組座繰ほか 5 件の売込店・商館・産地品名・梱数・売約直段, 本日米国参着為替 75 弗).

明治年 11 月 16 日. 作成: 横濱 山中商店.

1 通. 堅切紙.
印刷用紙へ書込み. 年書込みなし.

1134-96

[町田永之助書状](御書面承知, 高値で買入れできず, 当惑, 安値の 2 太だけ買付, 明日は海野方へ出張云々).

7 月 4 日; 7 月 4 日午後発ス(封筒裏). 差出: 上田中川二而 町田拝;(封筒)上田房山村中川吉郎左衛門止宿 町田永之助. 受取: 町田製糸場御中;(封筒)北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 大至急用.

1 通. 横切紙(封筒入).

2 銭切手.

1134-18

[山中商店中村為輔書状](貴社の生糸七十六番へ見本差出し預かるも先便通り本日日出帆に間に合わず云々). 第 8 月 13 日正午. 差出: 山中商店 中村為輔拝. 受取: 三工社々長 町田静太様 尊下.

1 通(3 枚). 堅切紙.
「横浜山中商店用紙」記載藍色野紙.

1139-38

記(蘭 2 石 8 斗克渡し, 代金 115 円の内金 16 円受取, ほか残金払方・利子につき).

8 月 27 日. 差出: 釜明屋 小六郎. 受取: 町田静太殿.

1 通. 横美切紙.

1139-26

受取証(蘭代金 300 円).

10 月 12 日. 差出: 佐藤鍋治(朱印). 受取: 町田静太殿.

1 通. 堅切紙.

1139-28

証(蘭代金 1132 円ほか請取).

第 10 月 24 日. 差出: 岸野村 花井多賀作(朱印). 受取: 御馬寄村 町田様.

1 通. 堅紙.
差出押印同一者のもの 2ヶ所にあり.

1134-88

[町田静太書状案](この頃の御書中配念多謝, かねて洗沢商店へも予約した場合もあり 208 梱だけ同店へ出荷, 跡荷近日出荷の心組, 不商況も品位相当値合にて売抜きたく云々).

11 月 14 日. 差出: 町田静太 良右衛門代書. 受取: 山中商店御中.

1 通. 横美切紙.

端に「良右エ門道喜筆」.

1139-36

[請取書](金 400 円).

11 月 14 日. 作成: 花井多賀作(朱印).

1 通. 堅紙.

1134-46

[依田仙次郎葉書](魯桑苗代金特別大至急御通送くださった).

12 月 14 日. 差出: 東京府南豊嶋郡中渋谷村三百五番地三ツ井林十郎方下宿 依田仙次郎. 受取: 長野県北佐久郡御馬寄村 町田静太様.

1 葉. はがき.

宛名脇書朱筆「大至急御報ヲ待ツ」. また本文中朱筆あり. 消印「東京 二〇・一・二・一四・二」(1 つは難読).

1134-86

[山中商店書状](御都合いかがか, 御在宿ありたく願ひ).

第 12 月 17 日. 差出: 山中商店 糸方;(封筒)横濱弁天通寄目 山中商店 中村為輔拝. 受取: 町田大君 閣下; [不]老町四丁目小山村新平様方 町田静太様 御親展.

1 通. 横美切紙(封筒).

上部封紙破り取り, 一部欠損.

1134-94

[野々垣彌助書状](御滞在中非常の多忙失礼御寛恕, 御敷示申上げた柳沢君一件種々配慮も覚束無くご滞在中も無益ご掃宅が然るべく云々).

12 月 19 日. 差出: 野々垣彌助;(封筒)野々垣拝. 受取: 町田静太様 尊公;(封筒)不老町四丁目橋詰小山丈右衛門様方 町田静太様 尊公.

1 通(2 枚). 堅切紙(封筒入).

紺色野紙.

1134-49

[町田静太書状案](昨十三日電信披見, 五八五にて売却につき礼, 為替不足のことほか).

(14 日). 差出: 御馬寄村 町田静太拝. 受取: 山中商店 中村為輔様.

1 通. 横美切紙.

下書, 各所訂正あり.

1134-55

[町田静太書状案](昨十三日電信披見, 五八五にて売却につき礼, 為替不足のことほか).

差出: 三工社 町田静太. 受取: 山中商店 中村為輔様 尊下.

1 通. 横美切紙.

下書, 各所訂正あり.

5.工場奉公人

1139-76

(妻ほか工女に差入れ前金受取につき一札).

明治 24 年 7 月 28 日. 差出: 北佐久郡南御牧村矢島

比田井富士太郎(朱印). 受取:御馬寄 町田製糸場長
町田静太殿.

1通. 横美切継紙.

1046

[製糸場工女契約証綴].

明治25・26・27年.

[1綴(16点)]. [豎美(一ツ目結び綴)].

一部小諸純水館契約書用紙(純水館用紙と略)の宛先「北佐久郡小諸町純水館御中」を訂正して使用.

1046(1)

伝習新工女契約証(岩波ブン).

明治25年6月20日. 差出:小縣郡大門村右父 岩波浦吉(印). 証人 加藤綱吉(印). 受取:北佐久郡中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

朱色罫紙 1銭証券印紙.

1046(2)

契約書(たか).

明治26年1月27日. 差出:(南佐久郡栄村二拾八番地)右父 高見澤平五郎(印). 受取:中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

純水館用紙(奥切斷).

1046(3)

契約書(さと).

(明治26年). 差出:(南佐久郡青沼村二百九十五番地)右父 養父 小林岡右衛門(印). 受取:中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

純水館用紙.

1046(4)

契約書(エイ).

明治26年1月28日. 差出:(南佐久郡田口村六百七番地)右父 樋口幸八(印). 受取:北佐久郡中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

純水館用紙.

1046(5)

契約書(はな).

明治26年1月28日. 差出:(南佐久郡田口村六百六十二番地)右父 大塚丑松(朱印). 受取:中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

純水館用紙.

1046(6)

契約書(しめ).

明治26年1月27日. 差出:(南佐久郡田口村)右父 志摩喜平(朱印). 受取:北佐久郡中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

純水館用紙.

1046(7)

契約書(大谷ヨネ).

明治26年1月29日. 差出:(小縣郡和田村二百六十二番地)右父 大谷勝助(印). 受取:北佐久郡小諸町純水館御中.

1通. 豎美.

純水館用紙.

1046(8)

契約書(山浦奈津).

明治26年5月28日. 差出:(北佐久郡中津村式百拾三番地)右(夫) 山浦長吉(印). 受取:北佐久郡小諸町純水館御中.

1通. 豎美.

純水館用紙.

1046(9)

伝習工女契約証(柳沢まさ).

明治26年9月6日. 差出:北佐久郡中津村. 受取:全郡全村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

朱色罫紙.

1046(10)

伝習工女契約証(鈴木ハル).

明治26年9月2日. 差出:北佐久郡中津村右母 鈴木もと. 受取:全郡全村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

朱色罫紙.

1046(11)

契約書(伊藤みき).

明治26年6月10日. 差出:南佐久郡田口村大字清川山内ます(朱印), 右 伊藤みき, 受人 志摩喜平. 受取:北佐久郡純水館町田製糸場御中.

1通. 豎美.

純水館用紙(奥切斷).

1046(12)

前年来約定済工女人名(12名).

1通. 豎紙.

朱色罫紙.

1046(13)

伝習工女契約証(山浦すゑ).

明治26年9月2日. 差出:北佐久郡中津村右父 山浦七之助. 受取:北佐久郡中津村町田製糸場御中.

1通. 豎美.

朱色罫紙.

1046(14)

約定書(佐藤くまの).

明治27年1月10日. 差出:(北佐久郡中津村第十八番地)右父 佐藤長平(印). 受取:町田製糸場御中.

1通. 豎紙.

朱色罫紙 1銭証券印紙.

1046(15)

契約書(近藤けん, 同しう, 同とも).

明治27年2月1日. 差出:(当時北佐久郡本牧村寄留東筑摩郡松本村字釜田二百八十二番地)右父 近藤佐平(朱印). 受取:北佐久郡中津村町田製糸場御中.

1通. 堅美.

純水館用紙(奥切断).

1046(16)

契約書(池戸けい).

明治27年1月29日. 差出:(諏訪郡下諏訪村四番地当時北佐久郡本新町九十四番地寄留池戸けい)右夫塚下吉助(印), 菊地七五郎(印). 受取:北佐久郡中津村町田製糸場御中.

1通. 堅美.

純水館用紙 1 銭証券印紙

1139-2

佐藤三郎・山浦定吉(製糸工女鈴木ハマ給料にて返金のつものり金十五円「前借金ノ証」).

明治26年8月20日. 差出:山浦定吉(朱印). 受取:町田製糸場 町田静太殿.

1通. 横美切紙(封筒入).

標題記載の封筒に入れられていた. -1-3 同様に他の受取証・借用証類を整理しようとしたものか.

1139-146

記(養蚕小借女賃金2円受取借用).

(明治27年カ)5月29日. 差出:田口村 樋口幸八(印). 受取:福田屋様.

1通. 横美切紙

1359-34

[町田静太書状] (諏訪より雇う工女が4, 5名にならず不足のため, 小諸町で工女両3名または4, 5名雇いくださいたく願).

差出:町田静太 拝. 受取:桑原亀太郎様.

1通. 横切継紙

案文カ.

6.東信社

1139-111

記(工女とき給費のうち金6円受取).

明治28年8月14日. 差出:協和村高昌二而 萩原とき代(朱印). 受取:中津村 東信社々長 町田志津太殿.

1通. 堅切紙

朱色野紙(半切).

1139-99-1

記(購買入手合金請取).

明治29年6月11日. 差出:熊谷出張二而 星野慶治郎(朱印). 受取:東信社 町田静太殿, 茂木万次郎殿.

1通. 堅紙

差出朱印印文「佐久岩村田大慶(入に上)」. 1 銭証券印紙

1139-99-2

記(別紙約定手合金のうち請取).

明治29年6月18日. 差出:熊谷出張所 星野慶次郎(朱印). 受取:東信社 町田静太殿, 茂木萬次郎殿.

1通. 堅紙

差出朱印印文-99-1に同じ. 余白部分朱筆斜線.

1139-132

誌(帯入厨炉代金請取).

明治29年6月15日. 差出:熊谷本町一丁目釜屋藤兵衛(印). 受取:東信社様.

1通. 小切紙

1 銭印紙

1364-3

委任状(器械生糸其他荷物一切の全権を原善三郎へ).

明治29年11月26日. 作成:信州佐久郡岩村田町 東信社 町田静太(朱印).

1通(5通のうち). 堅切紙

印刷用紙へ巻込み. 押印味消.

1139-128

荷為替手形(金1980円・抵当器械製糸5個, 佐久銀行取組, 洗澤商店荷物引換払渡).

明治29年11月27日. 作成:信州岩村田町東信社 町田静太.

1通. 小切紙

印刷用紙へ巻込み. 下書カ.

1139-110

口上(御社へ小池氏罷出, 受取書差上げるので書面の金円御渡しにつき).

8月14日. 差出:萩原とき(朱印). 受取:東信社 町田社長様.

1通. 堅切紙

朱色野紙(半切・左半分).

7.資金

930(9)

借入金証書(金104円).

明治26年6月15日. 差出:北佐久郡製糸組合員町田静太(印), 全保証人町田不士太(印). 受取:北佐久郡製糸組合担当 小山久左衛門殿.

1通(綴22点のうち). 堅折紙

1 銭証券印紙 朱色野紙

932(5)

借入金証書(金35円).

明治28年3月27日. 差出:借用主町田静太(印). 受取:岩村田町阿部万五郎殿.

1通(綴12通のうち). 堅美切紙

1 銭証券印紙

1385(22)

組合積立金借用証(金104円).

(明治)28年5月15日. 差出:町田製糸所町田静太(朱印), 証人町田不二太(朱印). 受取:北佐久郡製糸組合

担当小山久左衛門殿。

1通(34点のうち)。 堅紙

赤色罫紙 1銭証券印紙 押印抹消。

932(6)

借入金証書(金 1100 円, 生糸抵当)。

明治 28 年 6 月 11 日。 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 引受証人岩村田町茂木万次郎。 受取:岩村田町星野嘉助殿。

1通(綴 12 通のうち)。 堅美切紙。

8.佐久銀行

1137-138

証(金 6 銭 3 厘受取につき)。

明治 14 年 10 月 5 日。 差出:岩村田町佐久銀行[朱印]。 受取:町田良右衛門殿。

1点。 小切紙。

921-4(7)

借入金証(金 1000 円, 奥印とも)。

明治 14 年 11 月 25 日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田長四郎(朱印);(奥印)北佐久郡御馬寄郵便長代理小林宗四郎(朱印)。 受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1冊(4点-綴 8点のうち)。 堅美(一ツ綴)。

朱色罫紙 差出押印抹消。

921-4(6)

借入金証書(金 646 円)。

明治 15 年 3 月 2 日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人同村町田武左衛門(印)。 受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1通(4点-綴 8点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。 差出押印抹消。

1137-196

証(金 53 円 60 銭受取につき)。

明治 15 年 3 月 30 日。 差出:岩村田町佐久銀行[朱印]。 受取:町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

921-4(4)

借入金証書(金 286 円)。

明治 15 年 5 月 3 日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主小平作次郎(印), 全郡全村引請証人柳澤孫右衛門(朱印)。 受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1通(4点-綴 8点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。 差出押印抹消。

921-4(5)

借入金証書(金 646 円)。

明治 15 年 5 月 3 日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(印), 引受証人町田良四郎(印)。 受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1通(4点-綴 8点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。 差出押印抹消。

1137-172

証(金 150 円受取につき)。

明治 15 年 5 月 29 日。 差出:岩村田町佐久銀行[朱印]。 受取:町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

1137-197

証(貸し金のうち金 200 円受け取りにつき)。

明治 15 年 5 月 31 日。 差出:岩村田町佐久銀行[朱印]。 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

1137-152

記(金 250 円受取につき)。

明治 15 年 10 月 24 日。 差出:佐久銀行[朱印]。 受取:町田良右衛門殿。

1点。 小切紙。

921-4(8)

借入金証書(金 500 円)。

明治 15 年 12 月 23 日。 差出:借用主北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(印), 同郡同村引受証人町田良三郎(印), 全松崎仁市(印)。 受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1通(4点-綴 8点のうち)。 堅美。

朱色罫紙 差出押印抹消。

921-4(1)

借入金証書(金 1000 円)。

明治 15 年 12 月 31 日。 差出:借用主北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(印), 引受証人町田良三郎(印)。 受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1通(4点-綴 8点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。 差出押印抹消。

1137-191

信濃興産社株金領収仮証(2 株)。

明治 16 年 5 月 31 日。 差出:社長稲垣正直(朱印), 総監箕輪鼎(朱印), 取扱人北佐久郡岩村田町佐久銀行[朱印]。 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

印刷用紙へ書込み。

1388-2

記(御用立金額書上および返金・利金等差引計算書ほか綴)。

(明治) 16 年 6 月 27 日・16 年 7 月 23 日。 差出:佐久銀行;佐久銀行[朱印]。 受取:町田森太殿;町田武右衛門殿・町田甚太郎殿;町田良右衛門殿[-様]。

1綴(4通)。 横美切紙・横美切継紙(ひわり綴)。

922-1(2)

借入金証書(金 257 円)。

明治 16 年 6 月 27 日。 差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印), 引受証人町田森太(朱印), 引受証人町田久次郎(朱印)。 受取:佐久銀行頭取・支配人御中。

1通(2件-綴 9通のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

1137-140

証(金 150 円 52 銭受取につき)。

(明治)16 年 8 月 5 日。差出:佐久銀行 渡辺弘(朱印)。

受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

1 点。小切紙。

1388-1

記(利子等金円受取および差引計算書綴)。

(明治)17 年 1 月 24 日。差出:佐久銀行[朱印];佐久銀行;松崎仁郎。受取:町田良右衛門殿[一様];町田森太殿;小平作次郎殿。

1 綴(4 通)。横美切紙・横美切紙(ひねり綴)。

923(10)

借入金証(金 1000 円)。

明治 17 年 9 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印),引受証人町田静太(朱印)。受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。1 銭印紙 2 枚。押印抹消。

923(11)

借入金証書(金 110 円)。

明治 17 年 9 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印),引受証人町田静太(朱印)。受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

1137-153

記(金 40 円受取につき)。

明治 17 年 11 月 25 日。差出:佐久銀行。受取:御馬寄村。

1 点。小切紙。

1 銭印紙。

1137-199

記(金 53 円 60 銭受取につき)。

明治 18 年 1 月 29 日。差出:佐久銀行[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙。

1 銭印紙。

1137-203

差引書(利子金書上につき)。

(明治)18 年 1 月 29 日。差出:佐久銀行[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1 通。横切紙。

1137-112-1

(金請取証)。

明治 18 年 7 月 11 日。差出:佐久銀行神津李太(朱印)。受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

1 通。小切紙。

「第三号」。1 銭印紙。

924(2)

借入金証書(金 99 円)。

明治 18 年 7 月 11 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印),引受証人町田静太(朱印)。受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1 通(綴 10 点-4 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

1137-112-2

(金請取証)。

明治 18 年 7 月 30 日。差出:佐久銀行神津李太(朱印)。

受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

1 通。小切紙。

「第十号」。1 銭印紙。

1137-104

記(金 62 円請取につき)。

明治 19 年 2 月 15 日。差出:佐久銀行[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙。

1 銭印紙。

1360-11(33)

借入金証書(金 620 円借用,皆済奥裏書とも)。

明治 19 年 12 月 20 日;(奥裏書)明治 22 年 1 月 17 日。

差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印),引受証人町田静太(朱印);(奥裏書)佐久銀行[朱印]。受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1 通。堅紙。

印刷用紙へ書込み。10 銭・5 銭印紙,1 銭証券印紙。差出押印抹消。

925(6)

借入金証書(金 500 円);(附)公証願。

明治 19 年 12 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門,証人町田静太;(附)右願人町田良右衛門;(公証奥書)長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二[書印]。受取:佐久銀行御中;(附)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二殿。

1 冊(綴 9 点のうち)。堅半(一ツ綴)。

臙脂色野紙。端上「佐久銀行へ差出し候扣」。

925(7)

借入金証書(金 84 円)。

明治 19 年 12 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印),引受証人町田静太(朱印)。受取:佐久銀行頭取支配人御中。

1 通(綴 9 点-3 点のうち)。堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。1 銭証券印紙 4 枚。押印抹消。

955(7)

借入金証書(金 500 円)。

明治 19 年 12 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(印),証人町田静太(印)。受取:佐久銀行頭取・支配人御中。

1 冊(7 点のうち)。堅美(一ツ綴)。

朱色野紙。10 銭印紙。

1360-11(34)

借入金証書(金 125 円借用, 皆済奥裏書とも).

明治 20 年 3 月 12 日;(奥裏書)明治 22 年 1 月 17 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印), 引受人町田静太(朱印);(奥裏書)佐久銀行[朱印]. 受取:佐久銀行頭取支配人御中.

1 通. 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 差出押印抹消.

1390-19

記(貸金利子請取).

明治 20 年 6 月 25 日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 小切紙.

926-1

借入金証書(金 150 円).

明治 20 年 6 月 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借主町田永之助(青印), 同郡同郷受人町田宇助(印). 受取:佐久銀行頭取・支配人御中.

1 通(7 件のうち). 堅美.

朱色罫紙. 1 銭証券印紙 6 枚.

1139-12

記(十九年第一五三号ほか貸金利子金請取).

(明治 20 年 9 月 4 日・明治 21 年 3 月 12 日). 差出:佐久銀行[朱印]. 受取:町田良右衛門殿.

2 通. 小切紙.

「岩村田町活版所信陽印刷会社」印刷用紙へ金額・人名等書込み. それぞれ 1 銭証券印紙貼付. 差出朱印印文「佐久銀行印」. 請取印「神津」「塩川」(扱者カ).

1139-11

約定証(案, 明治十九年十二月二十日付拙者所有の佐久銀行株券を抵当に入れ金六百二十円借用のところ入用あり同株券を二番抵当に入れ金百二十五円借用につき).

(明治 20 年頃カ). 作成:(町田氏).

1 通. 横美切紙.

各所訂正あり.

1136-69

[佐久銀行報知状](株主総会開催).

明治 21 年 1 月 13 日. 差出:佐久銀行[朱印]. 受取:町田良右衛門殿, 町田長四郎殿, 町田永之助殿, 松崎仁市殿, 町田豊次郎殿.

1 通(同封 5 枚とも). 横切紙.

割賦金請取証書用紙(白紙)3 枚, 頭取役選挙投票用紙(2 枚)同封.

1360-11(35)

約定書(金 620 円借用につき).

明治 21 年 3 月 12 日. 差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印), 町田静太(朱印). 受取:佐久銀行頭取支配人御中.

1 通. 堅紙.

1 銭証券印紙. 差出押印抹消.

1137-184

記(金 69 円 47 銭 4 厘受取につき).

明治 21 年 6 月 30 日. 差出:佐久銀行神津李太(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 小切紙.

1 銭印紙.

1134-26

[佐久銀行報知状](第十四回定式株主総会開催につき, 同封割賦金請取証用紙送達されたく);(附)割賦金請取証書(未記入用紙).

明治 21 年 7 月 14 日. 差出:佐久銀行[朱印];(封筒)信濃国北佐久郡岩村田町 佐久銀行. 受取:町田良右衛門殿, 町田甚四郎殿, 町田永之助殿, 町田豊次郎殿;(封筒)御馬寄村 町田良右衛門殿, 外三名御中.

1 通(附 1 枚とも). 横美切紙(封筒入).

本紙本文活版, 日付・宛名・注記記入. 差出朱印印文「佐久銀行印」. 封筒表の差出は朱印, 裏面封緘朱印印文「佐久銀行封緘」. 同封横切紙(附)は印刷.

1139-6-1

書留郵便受取証(差出人:御馬寄村町田静太. 請取人:東京牛込市ヶ谷田町町田不二太).

明治 21 年 7 月 4 日. 作成:(主務者印「柴平」朱印, 局印「七・五・い・信濃 望月」).

1 通. 小切紙.

-6-2 を外側にしてともに折りたたまれていた.

1139-6-2

記(金 38 円 76 銭受取につき).

明治 21 年 9 月 8 日. 差出:佐久銀行 藤原勝三郎(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 小切紙.

「山榮印刷」印刷用紙へ金額・人名等書込み. 1 銭証券印紙.

1360-11(32)

記(貸金利子受取).

明治 22 年 1 月 17 日. 差出:佐久銀行[朱印]. 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 小切紙.

印刷用紙へ書込み. 1 銭証券印紙.

1137-188

記(金 25 円受取につき).

明治 22 年 7 月 30 日. 差出:佐久銀行[朱印]. 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 小切紙.

1 銭印紙.

1360-11(31)

(借入金元利覚).

(明治)22 年 11 月 17 日. 差出:佐久銀行. 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 横美切紙.

927(14)

借入金証書(金 30 円).

明治 23 年 1 月 20 日. 差出:北佐久郡中津村借主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印). 受取:佐久銀行御中.

1 通(綴 38 点のうち). 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 1 銭証券印紙 2 枚. 押印抹消.

927(13)

借入金証書(金 25 円).

明治 23 年 6 月 30 日. 差出:北佐久郡中津村借主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印). 受取:佐久銀行御中.

1 通(綴 38 点のうち). 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 1 銭証券印紙 2 枚. 押印抹消.

1139-66-9

記 第一八〇号(26 年第 303 号御貸金利子金 39 円 97 銭 4 厘請取).

明治 26 年 3 月 29 日. 差出:佐久銀行[朱印]. 受取:町田静太殿.

1 通. 横切紙.

1 銭証券印紙. 差出朱印印文「株式会社佐久銀行」, ほか「塩川認」「中山之印」等朱印あり.

930(22)

借入金証書(金 650 円);(附)抵当仕訳書(中津村大字御馬寄田畑, 皆済奥書とも).

明治 26 年 6 月 26 日. 差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 引受証人町田長四郎(朱印);(附)北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(朱印);(皆済奥書)株式会社佐久銀行[朱印]. 受取:佐久銀行頭取支配人御中;(附)佐久銀行副頭取塩川仁助殿.

1 通(附 1 冊とも;綴 22 点のうち). 綴(一ツ綴;堅美切・堅美).

本紙に印刷用紙へ書込み, また 1 銭証券印紙. 別紙(附)桃色罫紙. 附末尾に登記済朱印また全体の皆済奥書あり.

930(3)

借入金証書(金 10 円).

明治 26 年 12 月 29 日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印). 受取:佐久銀行頭取支配人御中.

1 通(綴 22 点のうち). 堅美切紙.

1 銭証券印紙.

1139-32

記 第八二号(26 年第 303 号貸金利子請取, 39 円余).

明治 27 年 8 月 19 日. 差出:株式会社 佐久銀行[朱印]. 受取:町田静太殿.

1 通. 小切紙.

印刷用紙へ書込み. 1 銭証券印紙. 差出印文「株式会社 佐久銀行」. 受取朱印「塩川認」「中山之印」.

1139-117

記(金 38 円 91 銭余, 貸金利子請取).

明治 27 年 12 月 30 日. 差出:佐久銀行[朱印]. 受取:中津村 町田静太殿.

1 通. 小切紙.

印刷用紙へ書込み. 1 銭証券印紙. 差出印文「株式会社佐久銀行」, ほか「塩川認」「荻原」等の朱印押印.

932(4)

借入金証書(金 1500 円, 東信社器械製糸抵当).

明治 28 年 6 月 12 日. 差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 全郡岩村田町借主茂木万次郎(印), 引受証人全郡岩村田町日生野嘉助(印). 受取:佐久銀行頭取, 支配人御中.

1 通(綴 12 通のうち). 堅美切紙.

10 銭証券印紙.

1139-87-3

特約之証(案, 明治 28 年 7 月何日付借金返済を東信社器械生糸横浜出荷の荷為換取組の際に出荷毎の為換金より漸次通減返金につき);(奥書)[前書の通り貴殿名義御貸与の上借用の次第覚書].

(明治 28 年 7 月以降)年月日. 差出:北佐久郡 東信社 町田一, 茂木一, 星野一;(奥書)東信社 町田静太, 茂木萬二郎. 受取:株式会社佐久銀行御中;(奥書)星野嘉助殿.

1 通(3 通のうち). 堅紙.

932(9)

借入金証書(金 600 円).

明治 28 年 12 月 27 日. 差出:北佐久郡岩村田町東信社借用主町田静太(印). 受取:株式会社佐久銀行頭取, 支配人御中.

1 通(綴 12 通のうち). 堅美切紙.

933-1(4)

借入金証書(金 90 円).

明治 29 年 1 月 14 日. 差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 引受証人町田長四郎(印). 受取:佐久銀行頭取, 支配人御中.

1 通(2 点-綴 10 通のうち). 堅美切紙.

2 銭証券印紙.

933-1(5)

借入金証書(金 670 円).

明治 29 年 2 月 26 日. 差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 引受証人町田不士太(印). 受取:佐久銀行頭取, 支配人御中.

1 通(2 点-綴 10 通のうち). 堅美切紙.

980

[当座預金借越約定書類].

[明治 29 年~32 年].

[1 綴(2 点)]. [堅半(ひねり綴)].

(1)(2)は端を紙縫りでひねり綴.

980(1)

当座預金借越約定副約書.

明治 30 年 7 月 6 日. 差出:北佐久郡中津村式百六拾六番地本人町田静太(朱印), 北佐久郡中津村百八拾六番地保証人町田不士太(朱印). 受取:株式会社佐久銀

行御中.

1通. 豎紙

印刷用紙へ書込み. 1銭証券印紙

980(2)

当座預金借越約定書(金1200円迄);(附)当座預金借越約定根抵当之証(御馬寄田畑14筆. 皆済解約奥書とも). 明治29年2月26日;(附. 解約奥書)明治32年12月26日. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地本人町田静太(朱印). 北佐久郡中津村百八拾六番地抵当貸保証人町田不士太(朱印);(附. 解約奥書)株式会社佐久銀行[朱印]. 受取:株式会社佐久銀行御中.

1冊. 豎半(一ツ綴).

10銭・5銭・2銭証券印紙

981-1

(貸金残高計算書).

(明治)32年6月29日. 差出:佐久銀行(阿部金之助(印)). 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

981-2

(貸金残高計算書).

明治30年7月6日. 差出:株式会社佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

印紙あり.

981-3

(貸金残高計算書).

明治31年. 差出:佐久銀行. 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

印紙あり.

981-4

(貸金残高計算書).

明治32年3月22日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

印紙あり.

981-5

記(利子金40円90銭請取).

明治31年7月7日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙

印紙あり.

981-6

記(貸金返済金719円請取).

明治31年5月26日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 豎切紙

981-7

(貸金残高計算書).

明治31年5月21日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

印紙あり.

981-8

(小作米覚).

1通. 豎切紙

朱色罫紙. 明治後期頃か.

981-9

当座預金借越約定根抵当引抜ノ証(御馬寄村地所).

明治31年5月26日. 差出:北佐久郡岩村町百三拾七番地債主株式会社佐久銀行頭取阿部万五郎(印). 受取:町田静太殿.

1冊. 豎半(一ツ綴).

印紙あり. 「佐久銀行」紺色罫紙. 取消印あり.

981-10

仮証(当座約定貸越金入帳).

明治30年12月13日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙

981-11

借入金証書(金45円).

明治30年7月6日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印). 引受証人町田不士太(印). 受取:株式会社佐久銀行頭取支配人御中.

1通. 豎紙

印紙あり.

981-12

(貸金残高計算書).

明治32年. 差出:佐久銀行. 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

981-13

(貸金残高計算書).

明治31年. 差出:佐久銀行. 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

981-14

(貸金残高計算書).

明治32年. 差出:佐久銀行. 受取:町田静太殿.

1通. 豎紙

981-15

(元利金計算).

明治32年.

1通. 小切紙

981-16

記(貸金元利の内65円受取).

明治31年1月13日. 差出:佐久銀行(印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙

印紙あり.

981-17

(貸金残高計算書).

明治30年12月13日. 差出:株式会社佐久銀行(印).

受取:町田静太殿。

1通. 豎紙。

印紙あり。

981-18

記(控 金 25 円借用)。

明治 31 年 1 月 13 日。差出:町田静太(印)。受取:佐久銀行御中。

1通. 横切紙。

981-19

(金銭出入覚 佐久銀行・林弁護士ほか)。

1通. 小切紙。

981-20

(貸金残高計算書)。

明治 31 年 1 月 1 日。差出:株式会社佐久銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通. 豎紙。

印紙あり。

981-21

明治廿九年二月廿六日 当座引出小切手帳 第六号。

明治 29 年 2 月 26 日。差出:株式会社 佐久銀行。受取:町田静太殿。

1冊. 横美半(四ツ目綴)。

16号まで使用

1390-24

預り証(糸繭受取預り)。

明治 29 年 5 月 30 日。差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印)。受取:株式会社佐久銀行御中。

1通. 横切紙。

押印抹消。

933-1(6)

借入金証書(金 100 円)。

明治 29 年 6 月 25 日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印)。受取:株式会社佐久銀行頭取, 支配人御中。

1通(2点綴 10 通のうち)。豎美切紙。

1139-133

記(金 39 円 79 銭余請取)。

明治 29 年 6 月 25 日。差出:株式会社佐久銀行[朱印]。受取:町田静太殿。

1通. 豎紙。

佐久銀行の貸借日計表用紙を横転して利用。1 銭印紙。

1139-159

請取証(借入金抵当品のうち器械生糸ほか)。

(明治) 29 年 12 月 19 日。差出:東信社 町田〇。受取:佐久銀行。

1通. 横美切紙。

下書か。

1139-90

記(当座貸金利子分金円請取)。

明治 30 年 1 月 10 日。差出:佐久銀行。受取:町田静太殿(ママ)。

1通. 小切紙。

紙面朱印「株式会社佐久銀行」, 1 銭証券印紙。

1390-13

当社預金借財約定根拠当引抜之証(中津村大字御馬寄字初午田地)。

明治 30 年 12 月 13 日。差出:北佐久郡岩村町百廿七番地 株式会社佐久銀行頭取 債主阿部万五郎(朱印)。受取:町田静太殿。

1通. 豎紙。

1 銭証券印紙。

983

[貸金支払命令正本および貸金支払命令申請書]。

[明治 31 年 8 月 10 日]。

[1 冊]。[豎美(一ツ綴)]。

(1)と(2)は綴。

983(1)

貸金支払命令(434 円 4 銭, 債権者岩村町田佐久銀行, 頭取阿部万五郎, 弁護士鎮目弘毅, 債務者町田静太・岩村町茂木萬治郎・野沢町田村庄作)。

明治 31 年 8 月 10 日。作成:岩村田区裁判所判事森川雄八郎;(正本作成奥書)裁判所書記河辺燎太郎[朱印]。

1通. 豎紙。

「岩村田区裁判所」朱色野紙。本文一部木版番式。請求金額合計ママ。

983(2)

貸金支払命令申請書(請求額金 428 円 34 銭, 督促費用金 1 円 70 銭)。

明治 31 年 8 月 10 日。差出:右(岩村町田弁護士)鎮目弘毅[朱印]。受取:岩村田区裁判所監督判事森川雄八郎殿。

1冊. 豎美(一ツ綴)。

青色野紙。連帯借入金之証・訴訟代理委任状各写とも。

1371

通知書(中津村町田甚太郎所有土地, 佐久銀行申立により競売通知書):(附)目録(土地目録)。

明治 37 年 5 月 23 日。差出:岩村田区裁判所裁判所書記 清水良助[朱印]。受取:中津村町田静太殿。

1冊. 豎半(ひねり綴)。

本紙は印刷用紙へ書込み, 附は「富澤法律事務所用紙」朱色野紙。

1137-190

仮証(信濃興産社株金の一部, 右料金延滞利子金受取につき)。

3 月 19 日。作成:信濃興産社土井仙三郎(朱印)。

1通. 小切紙。

9.小諸銀行

1137-146

記(金 10 銭受取につき)。

明治14年12月1日。差出:小諸銀行[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1点。小切紙

926-7(2)

借用金証書(金200円)。

明治20年6月20日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印),引受証人町田静太(朱印)。受取:小諸銀行頭取・支配人御中。

1通(7件・綴3点のうち)。堅紙

印刷用紙へ書込み。5銭印紙 1銭・5銭証券印紙 差出押印抹消。

1079

[約定書綴]。

[明治20~24年]。

[1綴]。[堅美(ひねり綴)]。

1079(1)

約定書 小諸銀行・町田静太;(附[小諸銀行宛小切手](金円渡シ先町田静太本人))。

明治20年6月24日。作成:頭取代理取締役牧野成行(朱印),取締役兼支配人塩川義路(朱印),北佐久郡御馬寄村第拾九番地約定人町田静太(朱印),全郡全村第拾九番地抵当貸主保証人町田良右衛門(朱印),全郡全村第六拾五番地抵当貸主全町田武左衛門(印),全郡全村第貳番地抵当貸主全町田永之助(青印)。

1冊(附1通とも)。堅美(二ツ綴)。

本文印刷用紙へ書込み。内容「小諸銀行エ利附当座預ヶ金ヲ為スニ付双方之間ニ於テ取結ヒタル誓約」。押印抹消。2~3丁目間に小切紙1通(附)。

1079(2)

別紙抵当(御馬寄村内田地,小諸銀行へ);(附)副約定書(当座預金及借越約定取結につき)。

明治20年6月24日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄第拾九番地約定人町田静太(朱印),同郡同村第拾九番地抵当地主保証人町田良右衛門(朱印),同郡同村第六拾五番地抵当地主保証人町田武左衛門(印),同郡同村第貳番地抵当地主保証人町田永之助(青印)。受取:小諸銀行頭取支配人御中。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色野紙 1銭証券印紙 附の差出・宛先は,本紙にほぼ同じだが,差出の保証人の肩書は「抵当貸主」。

1079(3)

当座約定延期証(当座預金借越期限解約延期)。

明治21年5月31日。作成:小諸銀行頭取不在太田道一,取締役牧野成行(朱印),取締役兼支配人塩川義路(朱印),約定人町田静太(朱印),保証人町田武左衛門(印),保証人町田良右衛門(朱印)。

1通。堅美折紙

朱色野紙 1銭証券印紙

1079(4)

(別紙中津村地所,当座約定根抵当解除)。

明治24年3月31日。作成:北佐久郡小諸町小諸銀行[朱印]。

1通。堅美折紙

「小諸銀行」赤色野紙

1079(5)

金券(金250円借用);(附)別紙抵当(中津村大字御馬寄畑地,貸金元利領收書添付)。

明治22年8月16日(附とも)。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄…借主町田静太(朱印),全郡川辺村大字山浦…借主清水清重(朱印),全郡中津村大字御馬寄…抵当貸主保証人町田良右衛門(朱印),全郡全村大字御馬寄…保証人町田森太後見人町田久次郎(朱印),全郡川辺村大字山浦…保証人清水平五右衛門(朱印)。受取:小諸銀行頭取支配人御中。

1綴(附1冊とも)。堅美(一ツ綴)。

本紙1通は端を綴込み(印刷用紙へ書込み),別紙(附)は冊子(朱色野紙)。5銭・1銭証券印紙 差出は,本紙・附ともほぼ同じだが,本紙では差出1名を除き押印抹消。

1079(6)

(別紙貸金元利領收皆済)。

明治24年3月31日。作成:北佐久郡小諸町小諸銀行[朱印]。

1通。堅美。

「小諸銀行」赤色野紙

1360-11(27)

別紙抵当(貸行金円当座借につき);(附)副約定書(当座預金及借越之約定取結につき)。

明治20年6月24日。差出:北佐久郡御馬寄村第拾九番地約定人町田静太(朱印),同郡同村第拾九番地抵当地主保証人町田明良右衛門(朱印),同郡同村第六拾五番地抵当地主保証人町田武左衛門(印),同郡同村第貳番地抵当地主保証人町田永之助(青印)。受取:小諸銀行頭取支配人御中。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色野紙 附の差出・宛先は,本紙にほぼ同じだが,差出の保証人の肩書は「抵当貸主」。

1349

当座約定継続証(町田静太と明治二十年六月二十四日に結んだ当座預り金等が本年五月三十日期限解約のため明治二十二年十一月三十日まで継続)。

(明治21年ないし明治22年)。作成:小諸銀行頭取太田道一,同取締役 牧野成行,同支配人 塩川義路。

1通。堅美紙

活版に人名・日付・差出署名等書込み。1銭証券印紙

890-1

証(打歩・運賃・保険料金額請取)。

明治23年7月~8月。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

5通。小切紙

890-2

[借入金証書・特約証]

明治22年6月19日。差出:(借用人中津村御馬寄町田静太・同郡川邊村 清水清重, ほか保証人等)。受取:(小諸銀行頭取支配人中)。

[1綴(3点)]. [堅・堅折(ひねり綴)].

890-2(1)

借入金証書(金1100円)。

明治22年6月19日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用人町田静太(朱印), 同郡川邊村借用人 清水清重(朱印), 保証人全郡川邊村 清水平五右衛門(朱印), 保証人全郡中津村同断町田森太後見人 町田久次郎(朱印)。受取:小諸銀行 頭取・支配人 御中。

1通。堅紙。

「上田印刷会社印行」印刷用紙。

890-2(2)

特約証(町田静太等借入金違約の節に負担)。

明治22年6月19日。差出:特約人 町田森太(朱印), 右後見人 町田久二郎(朱印)。受取:小諸銀行 頭取・支配人 御中。

1通。堅折紙。

赤色罫紙, 1銭証券印紙。差出押印線引き抹消。

890-2(3)

特約証(本日の借入金製糸資本のため製糸は貴行へ荷為替取組み横浜へ輸送し返済方は製糸荷為替のうちより金100円ずつ償却)。

明治22年6月19日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄 借用人 町田静太(朱印), 同郡同村町田森太後見人 保証人 町田久次郎(朱印), 同郡川邊村借用人 清水清重(朱印), 同郡同村保証人 清水平五右衛門(朱印)。受取:小諸銀行 頭取・支配人 御中。

1通。堅折紙。

町田久次郎押印線引き抹消。

890-3

証(用立金利子)。

明治22年12月27日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙。

印紙あり。

890-4

特約証(本日の借入金は製糸資本のため製糸は貴行へ荷為替取組み横浜へ輸送し返済は荷為替取組金の内より金100円宛償却)。

明治22年6月19日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用人 町田静太, 同郡川邊村借用人 清水清重, 同郡同村保証人 清水平五右衛門, 同郡中津村大字御馬寄保証人 町田森太後見人 町田久次郎。受取:小諸銀行頭取支配人御中。

1通。堅紙。

赤色罫紙 -2下書カ。

890-5

証(打歩・運賃・保険料金額請取)。

明治23年7月~8月。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

3通。小切紙。

890-6

(町田静太借入金明細表)。

明治22年10月1日。作成:小諸銀行。

1通。堅紙。

小諸銀行紺色罫入表用紙。

890-7

証(打歩・保険料・運賃切本引合)。

8月11日明治22年頃。差出:清水。受取:町田大君。

1通。横切罫紙。

890-8

生絲出品願(機械製生糸, 第三回内国勸業博覧会へ出品)。

明治22年6月22日。差出:長野県北佐久郡中津村町田静太(印)。受取:長野県知事木梨清一郎殿。

1通。堅紙。

赤色罫紙。

890-9

特約証(写, 借入金は製糸資本につき, 横浜宛荷為替取組は貴行で行う旨)。

受取:小諸銀行頭取支配人御中。

1通。堅紙。

「小諸銀行」赤色罫紙。

890-10

(清水清重借入金明細表)。

明治22年1月1日。作成:小諸銀行。

1通。堅紙。

小諸銀行紺色罫入表用紙。

890-11

証(打歩・運賃・保険料請取)。

明治23年6月。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

2通。小切紙。

890-12

借入金証書(150円・28円)。

明治22年12月27日;明治23年4月19日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用人主町田静太(朱印), 全郡全村町田森太後見人引受証人 町田久次郎(朱印), 引受証人 町田良右衛門(朱印);北佐久郡中津村 借用人 町田静太(朱印), 全郡川辺村 保証人 清水清重(朱印)。受取:小諸銀行頭取支配人御中。

1綴(2通)。堅紙。

本紙右肩を糊付け, または印紙跡のため貼付いたカ。印刷用紙(1通は「上田印刷会社印行」)。差出押印一部線引き抹消。

890-13

証(荷すし代金等受取)。

7月9日。差出:亀屋佐蔵(カ)。受取:上。

1通. 横切縹紙

890-14

金券(器械生糸を抵当に, 50円借用).

明治22年7月8日. 差出:北佐久郡中津村百八拾貳番地借用人町田静太(印), 保証人町田良右衛門(印).

受取:小諸銀行頭取支配人御中.

1通. 堅紙小.

890-15

証(打歩・運賃・保険料請取).

明治23年7月~11月. 差出:小諸銀行(印). 受取:町田静太殿.

1綴(23通)・4通. 小切紙.

890-16

(町田静太借入金明細表).

明治23年4月1日. 作成:小諸銀行.

1通. 堅紙

小諸銀行紺色罫入表用紙

890-17

記(針コ代金1円受取)(後欠).

7月5日. 差出:長九郎(印). 受取:福田や様.

1通. 堅切紙

差出印文「小諸(ヤマに丁)[かすれ]屋 長九郎. あるいは袋か.

890-18

(町田静太小諸銀行より借入金関係書類綴, 金券・借入金証書・借入金明細表等).

明治21年~22年.

1綴. 堅(ひねり綴).

890-19

借入金証書(200円).

明治22年10月29日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主町田静太(印), 引受証人全郡中津村字御馬寄町田森太後見人町田久次郎(印)他1名. 受取:小諸銀行頭取支配人御中.

1通. 堅紙小.

押印抹消.

1360-11(28)

(小諸銀行へ書入抵当地書上, 持主町田良右衛門).

(明治22年2月借用).

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙

1137-187

記(貸越金利子28円80銭受取につぎ).

(明治)22年4月10日. 差出:小諸銀行(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙

1銭印紙

927(23)

借入金証書(金1200円).

明治23年6月4日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬

寄借用人町田静太(朱印), 全郡川辺村大字山浦借用人清水清重(朱印), 全郡全町全清水平五右衛門(朱印), 全郡中津村大字御馬寄町田森太後見人町田久次郎(朱印). 受取:小諸銀行頭取・支配人御中.

1通(綴38点-8点-3点のうち). 堅紙

(23)~(25)は端上を紙縫りでひねり綴. 印刷用紙へ書込み. 10銭印紙, 10銭・5銭・1銭証券印紙. 一部押印抹消.

927(24)

特約証(町田静太・清水清重借入金金の件).

明治23年6月4日. 差出:特役人町田森太(朱印), 右後見人町田久次郎(朱印). 受取:小諸銀行頭取・支配人御中.

1通(綴38点-8点-3点のうち). 堅折紙

5厘証券印紙 朱色罫紙

927(25)

特約証(製糸資本金として借入金, 製糸荷為換取組金より償却).

明治23年6月4日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用人町田静太(朱印), 全郡川辺村大字山浦全清水清重(朱印), 全郡同村保証人清水平五右衛門(朱印), 全郡中津村大字御馬寄全町田久次郎(朱印). 受取:小諸銀行頭取・支配人御中.

1通(綴38点-8点-3点のうち). 堅美折紙

1銭証券印紙 朱色罫紙. 一部押印抹消.

927(30)

町田静太殿(借入金差引残高覚).

(明治23年)7月1日. 差出:(小諸銀行). 受取:(町田静太).

1通(綴38点のうち). 堅紙

「小諸銀行」紺色集計用紙

927(35)

金券(金300円借用, 器械製糸担当).

明治23年7月29日. 差出:北佐久郡中津村借用人町田静太(朱印), 同郡同村保証人町田森太後見人町田久二郎(朱印). 受取:小諸銀行頭取・支配人御中.

1通(綴38点のうち). 堅紙

印刷用紙へ書込み. 押印抹消.

927(36)

生糸預り証(機械製生糸9貫目).

明治23年7月29日. 差出:北佐久郡中津村町田森太後見人町田久次郎(朱印). 受取:小諸銀行頭取・支配人御中.

1通(綴38点のうち). 堅折紙

1銭証券印紙

927(20)

借入金証書(金400円).

明治23年8月12日. 差出:北佐久郡中津村借用人町田静太(朱印), 同郡川辺村引受証人清水清重(朱印)同郡同村保証人瀬山宗五右衛門(朱印), 同郡中津村町田森太後見人町田久次郎(朱印). 受取:小諸銀行頭取・

支配人御中。

1通(綴38点-8点のうち)。堅紙
(20)~(27)は端中央を紙縫りでひねり綴。(20)~(22)は端上を紙縫りでひねり綴。印刷用紙へ書込み。5 銭証券印紙。一部押印抹消。

927(21)

特約証(製糸荷為替取替金にて100円を償却)。

明治23年8月12日。差出:北佐久郡中津村借用人町田静太(朱印), 全郡川辺村借用人清水清重(朱印), 同郡同村保証人清水宗五左衛門(朱印), 同中津村町田森太後見人保証人町田久次郎(朱印)。受取:小諸銀行頭取・支配人御中。

1通(綴38点-8点のうち)。堅折紙
1 銭証券印紙。朱色罫紙。一部押印抹消。

927(22)

特約証(町田静太・清水清重借入金につき)。

明治23年8月12日。差出:特役人町田森太(朱印), 右後見人町田久次郎(朱印)。受取:小諸銀行頭取・支配人御中。

1通(綴38点-8点のうち)。堅折紙
1 銭証券印紙。朱色罫紙。

1138-57-1

証(打賃, 運賃, 保険料請取)。

明治23年9月29日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙

1138-57-2

証(打賃, 運賃, 保険料請取)。

明治23年8月27日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙

1138-57-3

証(打賃, 運賃, 保険料請取)。

明治23年10月20日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙

1138-57-4

証(打賃, 運賃, 保険料請取)。

明治23年9月1日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙

1138-57-5

証(打賃, 運賃, 保険料請取)。

明治23年9月19日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙

1138-57-6

証(打賃, 運賃, 保険料請取)。

明治23年10月13日。差出:小諸銀行(印)。受取:町田静太殿。

1通。小切紙。

927(29)

金券(金280円借用, 機械製糸抵当)。

明治23年9月14日。差出:北佐久郡中津村百八拾六番地借用人町田静太(朱印), 全郡川辺村保証人清水清重。受取:小諸銀行頭取・支配人御中。

1通(綴38点のうち)。堅紙

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

927(26)

借入金証券(金340円)。

明治23年10月12日。差出:北佐久郡中津村百六拾八番地借用人町田静太(朱印), 全郡川辺村全清水清重(朱印), 全郡全村保証人清水平五右衛門(朱印), 全郡中津村町田森太後見人町田久次郎(朱印)。受取:小諸銀行頭取・支配人御中。

1通(綴38点-8点のうち)。堅紙

印刷用紙へ書込み。10銭・1銭証券印紙。一部押印抹消。

927(27)

生糸預り証(器械製生糸10貫目)。

明治23年10月12日。差出:北佐久郡川辺村預り主清水清重(朱印)。受取:小諸銀行御中。

1通(綴38点-8点のうち)。堅紙

1 銭証券印紙

973

[町田静太貸金和解事件書類綴]。

[明治24年]。

[1綴(9点)]. [堅美(一ツ目結び綴じ)].

(1)~(9)は, 端中央を紙縫りで結び綴じ

973(1)

不動産仮差押命令(抵当物件不足につき別紙田地山林等仮差押, 債権者小諸町小諸銀行, 債務者中津村町田静太・川辺村清水清重);(附)(別紙, 町田静太・清水清重取持田・山林等書上)。

明治24年2月13日。差出:岩村田区才判所判事森川雄八郎;(謄写奥書)岩村田区才判所才判所書記鈴木荘治[朱印]。受取:(町田静太)。

1綴。堅美(一ツ目結び綴じ)。

「岩村田区裁判所」朱色罫紙, 桃色罫紙。謄本。

973(2)

送達状(不動産仮差押命令書)。

明治24年2月13日。差出:岩村田区裁判所書記笹治鎗吉[朱印];(取扱)岩村田区裁判所執達吏事務取扱才判所書記代理甘出熊三郎[朱印]。受取:長野県北佐久郡中津村町田静太殿。

1通。堅美切紙

973(3)

送達状(不動産仮差押命令書ほか)。

明治24年2月16日。差出:岩村田区裁判所書記笹治鎗吉[朱印];(取扱)岩村田区裁判所執達吏事務取扱才判所書記代理田中八十五郎[朱印]。受取:長野県北佐

久郡中津村百六十八番地町田静太殿。

1通。堅美切紙。

973(4)

和解申立書送達状(原告小諸銀行よりかかる町田静太貸金和解事件)。

明治24年1月29日。差出:岩村田区裁判所朱印;(取扱)岩村田区才判所執達吏事務取扱才判所書記代理吉澤多三郎(朱印)。受取:北佐久郡中津村町田静太殿。

1通。堅美切紙。

973(5)

和解申立書送達状(小諸銀行よりかかる町田静太・清水清重への貸金和解事件)。

明治24年1月29日。差出:岩村田区裁判所朱印;(取扱)岩村田区才判所執達吏事務取扱才判所書記代理吉澤多三郎(朱印)。受取:北佐久郡中津村町田静太殿,同郡川辺村清水清重殿。

1通。堅美切紙。

973(6)

和解申立書送達状(小諸銀行よりかかる町田静太・清水清重への貸金和解事件)。

明治24年1月31日。差出:岩村田区裁判所朱印;(取扱)岩村田区裁判所執達吏事務取扱裁判所書記代理大井治作(朱印)。受取:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太殿,同郡川辺村大字山浦清水清重殿。

2通。堅美切紙。

973(7)

貸金精算書(請求金額2口計金470円25銭)。

明治24年2月16日。作成:小諸銀行支配人心得高橋綱紀(朱印)。

1冊。堅美(一ツ綴)。

「小諸銀行」名入桃色罫紙。

973(8)

明治二十四年二月九日 地所仮差押申請書 申立人高橋綱紀(町田静太所有田地6筆)。

明治24年2月9日。

1冊。堅美(かぶせ綴)。

「小諸銀行」名入赤色罫紙。

973(9)

不動産仮差押命令(別紙田地6カ所差押, 謄写奥書とも)。

明治24年2月16日。差出:岩村田区裁判所判事森川雄八郎;(謄写奥書)岩村田区才判所才判所書記笹治吉[朱印]。受取:(町田静太)。

1通。堅美折紙。

「岩村田区裁判所」朱色罫紙。謄本。

1360-11(14)

証券(川辺村大字山浦清水清重より小諸銀行へ金円返済下されたく)。

明治24年3月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田良右衛門(朱印), 町田静太(朱印)。受取:北佐

久郡小諸町白田彦五郎殿。

1通。堅折紙。

朱色罫紙。押印味消。

1359-10

[清水代吉書状](小諸銀行皆済の件返書)。

第3月31日。差出:清水代吉;(封筒)川邊村 清水代吉。受取:町田静太様;(封筒)北佐久郡御牧村内田屋方 町田静太様 貴下。

1通。横切継紙(封筒入)。

10.塩川倉庫会社

927(38)

借入金証書(金350円, 器械製糸抵当)。

明治23年9月5日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 同郡川辺村受人清水清重(朱印)。受取:鹽川倉庫会社。

1通(綴38点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。10銭・2銭証券印紙。押印味消。

927(28)

借入金証書(金260円, 機械製糸抵当)。

明治23年9月9日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 受人清水清重。受取:鹽川倉庫会社御中。

1通(綴38点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印味消。

927(33)

借入金証書(金300円, 機械製糸抵当)。

明治23年9月24日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 受人全郡川辺村清水清重。受取:鹽川倉庫会社御中。

1通(綴38点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印味消。

1137-15

[運賃・保険料等請求証ほか]。

[明治23年9月~11月]。差出:[塩川倉庫会社]。受取:[町田静太, 清水清重(1点のみ)]。

1綴(15点)。綴, 小切紙・横美切紙・堅切紙ほか(ひねり綴)。

927(12)

借入金証書(金560円)。

明治23年10月3日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 受人町田良右衛門(朱印)。受取:鹽川倉庫会社御中。

1通(綴38点-5点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。10銭証券印紙2枚。押印味消。

927(37)

借入金証書(金50円, 器械製糸抵当)。

明治23年11月7日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印)。受取:鹽川倉庫会社。

1通(綴38点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印味消。

927(11)

借用金証書(金 100 円)。

明治 23 年 12 月。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 受人町田良三郎(朱印)。受取:鹽川倉庫会社。

1 通(綴 38 点-5 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。1 錢証券印紙 2 枚。押印抹消。

928-1(3)

借用金証書(金 60 円 88 銭 1 り, 抵当器械製糸 50)。

明治 24 年 2 月 8 日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印)。受取:塩川倉庫会社御中。

1 通(3 点-綴 8 点のうち)。堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。2 錢証券印紙 2 枚。押印抹消。

929-1(9)

借用金証書(金 250 円, 田畑 8 筆抵当, 皆済奥書とも)。

明治 24 年 7 月 7 日;(皆済奥書)明治 25 年 3 月 5 日。差出:北佐久郡中津村百八拾六番地借主町田静太(朱印),

…保証人兼抵当貸主町田良右衛門(朱印), …保証人町田不二太(朱印);(皆済奥書)塩川倉庫会社[朱印]。受取:塩川倉庫会社社長塩川仁助殿。

1 冊(13 点-綴 11 点のうち)。堅美(一ツ綴)。

印刷用紙へ書込み。1 錢・5 錢証券印紙。登記済の旨の岩村田区裁判所出張所朱印あり。一部押印抹消。

927(8)

倉庫会社(元利金勘定覚)。

(明治 34 年)。

1 通(綴 38 点-5 点のうち)。横美切紙。

(8)~(12)は紙面方向へ下端を紙縫りで一ツ目結び綴じ。

10.塩川倉庫会社○町田森太

927(32)

生蔭預之証

明治 23 年 10 月。差出:町田森太, 町田久次郎。受取:塩川倉庫会社御中。

1 通(綴 38 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。下書か, 宛先「佐久銀行諏訪支店御中」印字を抹消。

1139-66-19

証(明治 24 年 2 月 4 日御用立金利子金 35 円 23 銭 5 厘受取)。

明治 24 年 11 月 6 日。差出:塩川倉庫会社 幹事塩川幸太[朱印]。受取:中津村 町田森太殿。

1 通。横美切綴紙。

差出朱印・受取印印文「塩川」。

1139-66-15

証 第八九号(7 月 7 日貸金 15 円 62 銭 5 厘・2 月 4 日町田森田殿貸金利子請取)。

明治 24 年 12 月 28 日。差出:小諸にて 塩川倉庫会社[朱印]。受取:町田静太殿。

1 通。小切紙。

1 錢証券印紙。印刷用紙へ書込み。差出朱印印文「塩川倉庫会社之印章」, ほかに請取朱印等あり。

1139-66-17

証 第九〇号(2 月 4 日御用立金 290 円内金 20 円請取)。

明治 24 年 12 月 28 日。差出:小諸にて 塩川倉庫会社[朱印]。受取:町田森太殿。

1 通。小切紙。

1 錢証券印紙。印刷用紙へ書込み。差出朱印印文「塩川倉庫会社之印章」, ほかに請取朱印等あり。

1139-66-18

証 第八六号(24 年 2 月 4 日貸金利子金 22 円 11 銭 3 厘請取)。

明治 25 年 7 月 22 日。差出:小諸にて 塩川倉庫会社[朱印]。受取:町田森太殿。

1 通。小切紙。

1 錢証券印紙。印刷用紙へ書込み。差出朱印印文「塩川倉庫会社小諸出張所印」, ほかに請取朱印あり。

1139-66-16

証 第一六一号(御用立金 290 円元利内金 50 円請取)。

明治 25 年 12 月 22 日。差出:小諸にて 塩川倉庫会社[朱印]。受取:町田森太殿。

1 通。小切紙。

1 錢証券印紙。印刷用紙へ書込み。差出朱印印文「塩川倉庫会社小諸出張所印」, ほかに請取朱印あり。

1139-66-20

仮請取証(貸金利子金 40 円 7 銭 3 厘につき)。

明治 26 年 6 月 26 日。差出:塩川倉庫会社代人 神津奎太(朱印)。受取:町田森太殿。

1 通。堅切紙。

藍色罫紙。差出朱印・請取朱印印文「神津奎太」。

11.製糸所貸渡

956

[製糸所・同器械貸渡一件書類]。

[明治 30~34 年]。

1 綴。[綴・堅半(一ツ目結び綴じ)]。

全体を紙縫りで結び綴じ。

956(1)

借家器械借入証書(大字御馬寄宇南裏の建家, 設置器械)。

明治 30 年 8 月 4 日。差出:南佐久郡前山村借主桜井亀太郎(印), 全郡野沢町受人飯島熊太(印)。受取:全郡中津村大字御馬寄町田静太殿。

1 冊。[堅半(ひねり綴)]。

(1)~(4)ひねり綴。朱色罫紙。

956(2)

生糸製糸所貸渡し証(建家・器械共)。

明治 30 年 8 月 4 日。差出:北佐久郡中津村貸主町田静太印, 請人町田不士太印, 請人山浦八百作印。受取:南佐久郡前山村桜井亀太郎殿。

1 冊。堅半(一ツ綴)。

朱色罫紙。

956(3)

保証契約書(大字御馬寄字南裏製糸所、桜井亀太郎借受につき)。

明治30年8月4日。差出:南佐久郡野沢町飯島熊太(印)。受取:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太殿。

1通。堅折紙。

朱色罫紙 1 銭証券印紙。

956(4)

水車家屋借用証(米搗屋一棟)。

明治31年1月21日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主桜井亀太郎(印)。受取:全村町田静太殿。

1通。堅折紙。

956(5)

建家并二器械貸渡証書(大字御馬寄字南裏所在)。

明治31年4月28日。差出:北佐久郡中津村貸主町田静太(印)、全郡全村建家器械持主兼証人町田久次郎(印)、立合人古平勝太郎(印)。受取:南佐久郡岸野村古屋美野吉殿。

1冊。[堅半(ひねり綴一ツ綴)]。

(5)~(7)ひねり綴、(5)(6)一ツ綴。朱色罫紙。

956(6)

立合貸渡之品(座敷道具類)。

1通(2枚)。横折紙。

朱色罫紙。

956(7)

仮約定書(拙者所有の製糸器械、貸渡)。

明治31年4月22日。差出:北佐久郡中津村町田静太(印)。受取:南佐久郡岸野村古屋美野吉殿。

1通。堅折紙。

朱色罫紙 1 銭証券印紙。

956(8)

建家并二製糸所貸渡之証(大字御馬寄字南裏)。

明治33年6月。差出:中津村貸主町田静太、中津村貸主町田久次郎(印)。受取:岩村町森泉勇之助殿。

1通。堅折紙。

朱色罫紙。

956(9)

陸上汽罐継続使用願(御馬寄字南裏工場に設置)。

明治34年5月1日。差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内二番所有主町田静太(印)。受取:長野県知事押川則吉殿。

1冊。[堅半(一ツ綴)]。

(9)~(11)一ツ綴。朱色罫紙。

956(10)

汽罐調査書(仕様など)。

明治34年5月1日。作成:町田静太(印)。

1通(2枚)。堅折紙。

朱色罫紙。

956(11)

(製糸工場敷地絵図)。

1冊。堅折紙。

彩色。

12.製糸所売渡

1032

[地所・製糸場売渡書類類]。

[明治24年]。

[1綴(5点)]. [綴、堅(ひねり綴)]。

(1)~(3)は端を紙縫りでひねり綴、(2)~(5)は端上を紙縫りでひねり綴。

1032(1)

地所売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄畑宅地)。

明治24年1月31日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄売渡人町田志津太(朱印)、全郡全村同字証人町田甚太郎(朱印)。受取:全郡同村町田久次郎殿。

1冊。堅半(一ツ綴)。

朱色罫紙。端下「扣」。

1032(2)

建家売渡之証(北佐久郡中津村大字御馬寄字南裏宅地建家、平面図とも)。

明治24年2月3日。差出:長野県北佐久郡中津村大字御馬寄第八拾六番地売渡主町田良右衛門(朱印)、全郡全村保証人町田甚太郎(朱印)、全郡全村保証人町田長四郎(朱印)。受取:全県全郡全村町田久次郎殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。

端下「扣」。

1032(3)

製糸場諸器械売渡し証(中津村大字御馬寄建家附属品)。

明治24年2月2日。差出:北佐久郡中津村売渡人町田良右衛門○、証人町田甚太郎○。受取:全郡全村町田久次郎殿。

1通。堅紙。

1032(4)

地所建物相売戻し契約書(大字御馬寄字南裏建家器械等後年請求次第売戻し)。

明治36年2月20日。差出:契約主町田久二郎(朱印)、証人町田森太(朱印)。受取:町田良右衛門相続人町田静太殿。

1通。堅紙。

藍色罫紙 1 銭収入印紙。

1032(5)

[町田静太家戸籍謄本]。

明治30年12月1日。作成:北佐久郡中津村村長代理助役山浦一助[朱印]。

1通。堅美折紙。

1390-9

地所建物買戻し契約書(中津村式百六拾四番地建物・器械一式)。

明治36年2月20日。差出:契約主[空欄]、証人[空欄]。受取:町田良右衛門殿相続人 町田静太殿。

1通. 豎紙

藍色野紙

13.一般

484

蚕種製造之儀御布告・全改正規則 写 佐久郡御馬寄村 町田良三郎控

(明治5年5月)。

1冊. 豎半(紙釘装, 紙縫)4本)。

右上破損・欠損. 本文「第九区」藍色野紙. あるいは後欠か。

1129-16

[木内原次他一名廻状(蚕種製造凡積取調につき)。

明治5壬申年6月10日。差出:下縣村 木内源次, 同義一郎。受取:大和田小山三郎, 根々井市村千代作, 平塚藤原清太郎, 池田新田池田清作, 上塚原今井百兵衛, 塩名田丸山宗左衛門, 御馬寄山浦健六, 八幡依田専左衛門, 蓬田村依田利左衛門。

1通. 豎紙

横折紙様に折りたたみ。

1143-73-22

(組内蚕種凡積紙数取調書)。

明治5年申7月24日。作成:木内源次, 木内茂一郎。

1通. 横美切紙

外国輸出用・御国用。

1360-11(5)

寄贈品受領証(赤熟繭)。

明治18年9月9日。差出:長野県勸業博物館[朱印]。

受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿。

1通. 豎紙小。

印刷用紙へ書込み。差出印文「長野県勸業博物館印」。

1138-21

(明治17~19年の小作初等調および養蚕方調)。

(明治前期)。

1綴. 横長半(ひねり綴)。

対象地は良右衛門・静太・ミの分。養蚕は繭売払額・諸雑費・桑買入費差引。

561

[製糸関係書類]。

[明治25・26年]。

[12件14点]。[紐一括]。

全体を紐で括っていた。

561-1

佐久良社申合規則(製糸会社)。

明治27年5月7日。

1冊. 豎半(ひねり綴)。

印刷版へ書込み。端下「町田」。

561-2

岩村田製糸所明治廿六年度収入支出総計予算表。

明治26年4月20日。作成:岩村田製糸所。

1冊. 豎半(ひねり綴)。

印刷版(紫色)へ書込み。

561-3

明治廿年 勘定書(生糸売上代金他)。

(明治20年以降)。差出:佐久良社 受取:町田静太殿。

1通. 豎紙

「佐久良社」赤色印刷用紙へ書込み。年代は印刷で「明治廿年 月 日」とあり書込みなし。

561-4

明治廿七年度製糸合計精算書 製造人町田静太(座繰製糸売上金他)。

明治28年4月8日。差出:碓氷社 岩村田製糸所[朱印]。受取:町田静太殿。

1通. 豎紙

「碓氷社」黒色印刷用紙へ書込み。

561-5

明治廿五年度製糸売上決算表。

明治26年3月。作成:純水館事務所。

1通. 豎美。

「(山に九)小久」赤色野紙。

561-6

(製糸会社規則)。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

朱色野紙. 下書か. 近代。

561-7

改革意見(製糸会社規則につき)。

1冊. 豎半(ひねり綴)。

朱色野紙. 近代。

561-8

(町田静太繭代金等覚)。

1通. 豎切紙

黒色野紙. 近代。

561-9

税則一覧;訴訟用印紙(解説・一覧)。

出版御届明治19年11月22日。作成:編輯人 東京府士族 福岡三治 本郷区妻恋町十番地, 出版人 東京府平民 高橋松之助 日本橋区横山町三丁目七番地。

1枚. 小切紙

印刷, 表裏それぞれ野外に「二百五十五」「二百五十六」とあり。書籍部分か。

561-10

[第1回合計表ほか](糸等級・代金, 町田静太分)。

明治年間。

2枚. 豎切紙

赤色印刷用紙へ書込み。端上綴穴。

561-11

[第1~3回合計表・明治廿年度製糸勘定書](糸等級・代金, 組受取金・製造人渡金差引, 町田静太分)。

明治27年4月1日。作成:碓氷社岩村田組。

2枚. 横美半折。

碓氷社赤色・黒色印刷用紙。

561-12

出荷第七回報告表(〈山に衣〉・〈山に九〉・〈口に丁〉分、糸本数量目・差引金額)。

明治25年7月26日。

1綴(3通)。 堅美(ひねり綴)。

端上を紙縫りでひねり綴。印刷用紙へ書込み。

1138-48

(山浦製糸器械開業祝詞)。

(明治20年6月7日)。

1通。 堅紙

1360-11(45)

(蚕種検査料受取)。

明治20年10月2日。 差出:北佐久郡蚕糸業事務所蚕種検査所(印)。 受取:町田静太殿。

1通。 小切紙

1360-11(47)

預り証(春・夏蚕種12枚)。

明治20年10月2日。 差出:北佐久郡蚕絲業組合事務所蚕種検査所。 受取:御馬寄町田静太殿。

1通。 堅切紙

「長野県下北佐久郡蚕絲業組合事務所」赤色罫紙。

1138-19

所得金商届(諸所得明細書上)。

明治21年4月30日。 差出:町田良右衛門。 受取:北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二殿。

1通。 堅紙

製糸営業損失金1037円余。

1360-11(46)

蚕卵之種検査請求書(春・夏種)。

明治21年10月2日。 差出:製造人町田静太。 受取:北佐久郡蚕種業組合事務所御中。

1通。 堅紙

朱色罫紙

1137-16

[金員送付催促ほかにつき桜井高一郎書状および蘭代金のうちへ受取の仮受取証・受取証]。

[明治23年10月22日・11月16日]。 差出:[南佐久郡桜井村桜井高一郎(朱印)]。 受取:[御馬寄村町田静太殿]。

1綴(3点)。 綴。 横美切紙・横美切綴紙(ひねり綴)。

書状には差出押印なし。

927(10)

委任状(機械製糸糸完渡しにつき)。

(明治23年ヵ)。 作成:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(朱印)。

1通(綴38点-5点のうち)。 堅紙

横綴綴込み。 朱色罫紙。 1銭証券印紙。 押印抹消。

927(9)

依頼状(機械生糸完渡しにつき)。

明治23年。 差出:長野県北佐久郡中津村町田静太(朱

印)。 受取:横濱弁天通三丁目原善三郎殿糸方御中。

1通(綴38点-5点のうち)。 堅紙

横綴綴込み。 朱色罫紙。 1銭証券印紙。 押印抹消。

1139-84

証(蚕糸工手合として金1円落掌)。

明治24年7月17日。 差出:小縣郡和田村 猪飼清之妻 田中たい(押印)。 受取:北佐久郡中津村 町田静太殿。

1通。 横美切紙

1139-49

売渡書(春繭3石3斗。 金106円内金10円受取)。

明治24年9月9日。 差出:矢嶋村 売主 小泉谷藏(印)。 受取:御馬寄村 山浦和市殿。 柳沢永作殿。

1通。 堅紙

1139-48

記(金巾袋2本受取)。

明治24年第12月28日。 差出:飯島八十七(印)。 受取:町田製糸器械ニテ 飯島清右衛門殿。

1通。 横美切綴紙

差出印文「信州(カネに王)佐久 前山 葛屋(カ)」。

1135-22

[仲野新六書状](蚕種尽力の礼。 町田良右衛門病気の件)。

(明治)25年2月25日。 差出:岐阜県各務郡古市場村五十六番地仲野新六。 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村大字中津郷町田良右衛門様。

1通。 堅紙(封筒入)。

青色罫紙

1139-138

記(蘭袋50本仙台橋本忠次郎氏より送荷請取。 代金送金につき)。

明治25年7月17日。 差出:(ヤマに三)牧商店(朱印)。 受取:(ヤマにト)星野殿。

1通。 堅紙

「牧商店」緑色罫紙。 差出印文「信州 須坂 (ヤマに三)牧商店」。

1139-75

記(まゆ代金請取)。

(明治)25年7月31日。 差出:桜井村 奥原定助(印)。 受取:御馬寄村 町田静太様。

1通。 横美切紙

558

明治貳拾五年 第七月 製糸 為換金請渡通。(裏表紙) 純水館 町田静太。

明治25年7月。

1冊。 横美半折(下ヶニツ目綴)。

1139-44

記(春子繭預かり)。

明治25年8月15日。 差出:純水館 事務所(朱印)。 受取:町田静太様。

1通. 堅紙.

請取印(差出印と同じ)あり.

1139-67

[封筒].

(明治)25年11月21日. 差出:武州本庄町 町田商店(朱印). 受取:信州北佐久郡中津村大字御馬寄 町田静太様.

1通. 封筒.

封筒のみ. 2銭切手.

1390-23

証(火爐修繕代約束).

明治26年4月6日. 差出:岩村田町 石坂春吉(印). 受取:町田製糸場御中.

1通. 堅折紙.

朱色罫紙

1390-20

証(蘭代金受取).

明治26年7月23日. 差出:町田静太(印). 受取:山浦佐吉様.

1通. 横切紙.

560

為換金渡帳(糸代金).

(明治26年9月~27年2月).

1冊. 横美半折(綴葉装一ツ綴).

1139-66-4

売渡之証(本蘭箱掛 29個につき, 代金 1010 円内金 40 円受取, 残金荷物引替).

明治26年10月15日. 差出:なかつ 佐藤弥蔵(印). 受取:町田製糸場様.

1通. 堅紙.

930(12)

仮証(金 300 円請取, 生糸為換金).

(明治)26年11月20日. 差出:町田静太(印). 受取:岩村田製糸所御中.

1通(綴 22 点のうち). 堅美折紙.

「長野県北佐久郡製糸業組合岩村田出張所」緑色罫紙

1139-149

受領証(蚕種 56 枚, 切符引替渡).

明治27年4月25日. 差出:軽井澤 油屋助右衛門(朱印). 受取:中津村 町田静太殿.

1通. 横美切紙.

差出印文「中山道軽井澤停車場前(ヤマに水)油屋」.

1139-119

仮受取之証(金 300 円, 蘭買入資本金払込み受取).

明治27年5月23日. 差出:佐久良社長 出澤千之助(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 堅折紙.

1139-43

[書状案](夏蘭は線代弁の時, 取ツメに便利ならじと云々につき, ご都合うかがい);(附)外國為換の高低我

國生糸の價格に影響する理由(「横濱商事新報」第 446 号部分).

(明治27年7月5日以降);(附)明治26年11月2日.

1通(2枚). 小切紙.

本紙は新聞類余白片, 附は新聞記事切抜き.

559

明治廿七年 糸代金内渡帳 佐久良社 町田静太殿.

明治27年. 差出:佐久良社 受取:町田静太殿.

1冊. 横美半折(一ツ綴).

「波羅」朱印あり.

1139-121

(明治26年中生糸為換金特別御用立に對し仮証書のとおり返済のところ該証書見当らず本書差出しの証).

明治28年5月1日. 差出:旧岩村田製糸所 佐久良社々長 出沢千之助(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 堅紙.

「佐久良社」黒色罫紙

1360-11(15)

入社願(貴社へ加盟したく).

明治28年5月21日. 差出:右(南佐久郡岸野村)橋詰千太郎(朱印), 保証人 田村庄作(朱印), 全茂原市助(朱印). 受取:合資会社大成社長川村清造殿.

1通. 堅美.

1139-96

受取証(蘭代金手合のうち金 100 円につき).

明治28年10月4日. 差出:丸山作藏. 受取:町田製糸様.

1通. 横美切紙.

68

明治廿八年十二月ヨリ 製糸所建設諸入用帳.

明治28年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

職人他人名ごと諸費書上.

933-1(9)

契約証書(蘭袋入 7 本借用).

明治29年5月7日. 差出:大字御馬寄借主町田勝之助(印), 証人町田静太(印). 受取:大字塩名田佐藤鍋次殿.

1通(2点-綴 10 通のうち). 堅美折紙.

1 銭証券印紙.

1136-3

(製糸買金計算書).

明治29年11月26日. 差出:町田製糸所(印). 受取:山浦リセ.

1通. 堅紙.

1138-85

約定書(横浜原善三郎より借入の資本金につき).

明治30年6月4日. 差出:野澤村田村庄作(印). 受取:町田静太殿, 茂木萬次郎殿.

1通. 横切紙.

1135-50

[町田樸次郎商店葉書](成蔭模様報告).

明治30年6月7日. 差出:武蔵国本庄町購買継間屋町田樸次郎商店. 受取:信州北佐久郡中津村町田静太様.

1葉. はがき.
文面活字印刷.

990-23

蒸汽罐買受兼借用金証(製糸用).

明治30年6月8日. 差出:北佐久郡五郎兵衛新田村柳沢三四郎(印). 受取:全郡中津村町田静太殿.

1通. 堅紙.
朱色罫紙.

1390-11

春繭売渡之証(代金181円).

明治30年8月16日. 差出:町田不士太(朱印). 受取:山崎仙之助殿・白田豊三郎殿.

1通. 横切紙.
1銭証券印紙. 差出押印抹消.

1360-11(68)

水車家屋貸渡之証(製糸工場附属水車・米搗き家屋. 金円受取).

明治30年10月22日. 作成:本人町田静太, 保証人工藤常太郎, 町田森太, 町田宗助.

1通. 堅紙.

1360-10

約定書之事(貴殿貸渡し製糸工場および諸器械につき).

明治30年10月22日. 差出:町田静太(書印). 受取:桜井亀太郎殿.

1通. 堅折紙.
下書き.

1135-51

(公債積金元利計算書).

明治30年11月10日. 差出:北佐久製糸組合. 受取:町田静太殿.

1通(3枚). 堅切紙(端糊付).
「小諸(ヤマに九)小山」藍色罫紙.

1138-73

記(製糸器械工女カラン等売渡し).

明治33年4月20日. 差出:森家勇之助(印). 受取:町田静太殿.

1通. 堅切紙.

1138-80

領收証(秋蚕種代金).

明治33年8月3日. 差出:宮下衆蔵(印). 受取:町田静太様.

1通. 堅紙.

1138-70

記(普請入用金請取. 製糸場家賃と相殺にて).

明治37年12月13日. 差出:森家勇之助(印). 受取:

町田静太殿.

1通. 堅切紙.

1136-2

借地証書(生糸蚕械用水堰口に使用につき畦地借用. 下書).

(明治). 受取:中津村大字御馬寄大円寺住職及檀徒惣代.

1通. 堅紙.

1136-1

約定書(生糸蚕械用水疏道のための千曲川流水引入れ壁道工事につき. 下書).

(明治). 受取:大円寺住職及檀徒惣代.

1通. 堅紙.

1087

上梓場新蔵小入用諸覚.

[13点]. [袋入一括].

1087-1

[紙袋].

1枚. 袋.

「原善三郎糸方」の市況一覽裏面使用.

1087-2

(柱・敷居・立木など尺数・間数書付).

1通. 横折紙.

1087-3

記(退虫丸など代金書出).

丑年4月28日. 差出:〈口に〉誠七. 受取:各位様.

1通. 横切紙.

1087-4

[図面](製糸工場図面).

1通. 堅紙.

裏面に1月3日付けの金額・人名の書付あり.

1087-5

上ヶ梓場新蔵小入用(はしら・はりの間数・数量書付).

1通. 横折紙(ひねり綴).

1087-6

(柱・はり・板など間数・数量の入用書付).

1通. 横折紙.

裏面に町田甚次郎の名前あり.

1087-7

[図面](製糸工場いけす・飯場等).

1通. 堅紙.

裏面に竹内三之助の名前あり.

1087-8

材木ミツモリ(はり・柱値段等).

1月28日. 作成:山本屋.

1通. 横切紙.

1087-9

記(土台等代金書上).

1通. 横切紙.

1087-10

(前欠)(梁ほか代金書上)(後欠).

1通. 横美切紙

1087-11

(前欠)(五分板・戸ふちほか代金書上).

2月17日. 差出:山浦今朝吉. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横美切紙

1087-12

養蚕室目論見御入用(建物図面, 板・梁などの数量書上).

1冊. 横長半(ひねり綴).

1087-13

器械釜増二付入用品(水カラン・湯カランなど数量書上).

1通. 横折紙

1137-251

覚(まゆ 190 二代金書付).

寅極月. 差出:駿河屋初太郎[印]. 受取:ふくだ屋千代次様.

1通. 小切紙

印文「信州(ヤマに上) 中山道 御馬寄 駿河屋」.

1357

買品証書(山繭種代金十七円金十円渡残金七円無心借用, 来八月繭取揚時に返金).

戊 12 月日. 差出:山浦村 山浦忠之助(印), 同所 同代太郎(印). 受取:御馬寄村 町田良三郎殿, 桜井村 白田道之助殿.

1通. 堅紙

1 銭印紙. 請取印(差出忠之助印)2ヶ所あり.

1134-9

[松島利貞葉書](昨年蚕種一枚送付につき返報願).

4(年カ)2月(消印より, 日はかすれ難読). 差出:南安[發]有明村 松島利貞. 受取:北佐久郡中津村 町田静太様.

1葉. はがき.

1 銭 5 厘切手印刷官製はがき使用. 消印中「長野県穂高」.

1135-17

[純水館書状]口演(製糸始業につき光来願).

3月28日. 差出:純水館(小諸町);(封筒)純水館. 受取:町田静太様;(封筒)町田静太様.

1通(2枚). 横切紙(封筒入).

1139-70

仕切書(生繭 12 個ほか, 残金渡し).

3月30日. 差出:武州本庄町 町田商店(朱印). 受取:信州佐久郡中津村 町田静太殿.

1通. 横美折紙

1 銭証券印紙

1135-10

[小山久右衛門書状](製糸始業に御出席下された).

第3月31日. 差出:小山久右衛門(小諸ヤマ丸);(封

筒)小山久右衛門. 受取:(封筒)町田静太様.

1通. 堅切紙(封筒入).

緑色野紙

1139-124

[町田書状案](御書面拝見, 商館売り・和人売り見込みない由, 小生共も目下好相手なく, 佐久良社糸は一括のうち不同あるため検査にてデニール不整の結果あり云々).

4月13日夜. 差出:町田. 受取:出沢千之助様.

1通. 堅紙

1202-9-8

上ヶ梓場入費調落(水油・石油等代金書付).

5月24日.

1通. 横折紙

横紙断片カ, 綴目跡・綴じ紐片あり.

1139-134-2

記(金 130 円請取).

6月11日. 差出:橋詰千太郎. 受取:町田静太殿.

1通. 堅紙

1139-134-1

記(金 670 円請取につき).

6月18日. 差出:田村庄作. 受取:社長町田静太殿.

1通. 横美切紙

1136-86

[水野周平他一名書状](蚕種伺い).

7月7日. 差出:水野周平, 治三郎;(封筒)岐阜県各務郡伊飛島村五番地 水野治三郎ヨリ発ス. 受取:町田良右衛門殿;(封筒)長野県北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門殿.

1通. 堅紙(封筒入).

紺色野紙

1142-8

記(良三郎分白繭・本多分青繭枚数代金書上, 同金嶋川原小山亭殿へ貸金・同繭中丸子数名へ引渡し旨等の書付).

(7月10日).

1通. 横折紙

裏返して折りたたまれていた.

1134-32

[小山孝平書状](手作繭小粒も堅良なので如何, 当地四, 五日前まで競争相場も浜の景況に別条なく当時静か云々ほか伺い幸便).

7月12日. 差出:小山孝平. 受取:町田静太様;(封筒)町田静太様 貴下.

1通. 横美切紙(封筒入).

本紙浅緑色用紙

1390-17

記(繭代金受取).

7月18日. 差出:町田静太(印), 代印白田豊太郎(印).

受取:山浦爲太郎様.

1通. 豎紙.

1139-113

[太田屋巳之助書状](先般佐久良社御連中御集会の際に御勘定頂戴致す分につき別紙のとおり願上);(附)記(金円書上).

7月31日. 差出:太田屋;(上フ書)太田屋 巳之助. 受取:町田様;(上フ書)御馬寄 町田静太様 願用;(附)御連中様.

1通(2枚). 横美切紙.

附は巻き込まれて一括. 虫損.

1141-91

証(ロストル代金).

8月15日. 差出:酢屋忠五郎(印). 受取:御馬寄町田製糸場御中.

1通. 横切紙.

1139-95-2

記(金1500円ほか請取).

8月20日. 差出:宮崎萬吉(朱印). 受取:町田静太様.

1通. 横美切紙.

1139-95-1

仮り送り状(麻袋入1本ほか星野嘉助殿荷物につき).

8月31日. 差出:布施村 重田弥三郎手(カ) 宮崎萬吉. 受取:町田静太様.

1通. 豎切紙.

-95-1と-2は重なって一括.

1139-66-2

証(蘭代金270円受取).

10月18日. 差出:佐藤鍋治. 受取:町田静太殿.

1通. 豎切紙.

1139-53

送り(蘭3本渡し).

10月22日. 差出:純水館 為替所(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 横美切紙.

差出印文「信濃國 小諸町 純水館」.

1139-150

記(生皮葎代金受取).

10月27日. 差出:町田静太. 受取:柳沢三次郎殿.

1通. 横美切紙.

1139-73

記(預りの等外糸ほか返上, 御使上田萬七殿へ渡し).

12月14日. 差出:純水館 事務所(朱印). 受取:町田製糸場御中.

1通. 横美切紙.

端裏に「二百三十四ノ百七十九匁」. 差出朱印印文「定忠」.

1138-42-2

(養蚕揚り枚数等覚).

14日~23日.

1通. 横切紙.

1390-42

委任状(下書, 製糸秋売上計算について林巳五郎に委任).

1通. 豎美.

薄花色野紙.

1202-9-6

記(蘭代金勘定).

1冊. 横長半(一ツ目結び綴じ).

1136-74

[町田静太書状](横浜よりの電信の内容につき).

差出:静太. 受取:父尊上様.

1通. 横美切紙.

封筒なし. 赤野入.

1139-30

蘭買入(佐藤庄作ほかの貫目・金円書付).

差出:町田. 受取:佐久良社蘭買入所 一條奈々蔵様.

1通. 横美折紙.

朱色野紙.

1139-57

(金円元利書上, 夏蚕桑代引).

1通. 小切紙.

小豆色野紙片使用.

1139-66-8

(積立抵当費104円につき工女積立・同賞金額差引計算書付).

1枚. 横美切紙.

1138-42-3

(養蚕枚数等覚).

1通. 横切紙.

1141-88

猪牙平美濃行調. 記(小遣帳, 美濃へ蚕種持たせ遣す).

1冊. 横長半(一ツ綴).

綴じ結び目に概要記載.

1139-129

(7月26日生皮葎ほか代金書付).

1枚. 横折紙.

1143-4

[人名札].

1通. 小切紙.

内容:「養蚕製造人信濃國小県郡田中泰蔵組御馬寄村町田良三郎」を枠囲み.

1141-68-1

癸酉蚕種製造願立(蚕種紙枚数, 山浦健六他9名).

1通. 横切紙.

末尾に「】佐久【御馬寄 福田屋】割印.

1141-68-2

店之上畑(材木本数).

1通. 横切紙.

1141-68-3

(年貢, 利足金覚).

1通 横切紙

1141-68-4

(杭木等本数覚)

1通 横切紙

黄紙

1139-120

(4月1日貸金より機械系代金・座繰系代金・運賃等差引し請取皆済の証)

差出:佐久良社(朱印) 受取:町田静太殿

1通 縦紙

「佐久良社」黒色罫紙

1142-34

(桑代金等金円勘定書付)

1枚 横切紙

1139-126

[小山久右衛門書状](営業上の御困難推察、斯の如き事あるは前事より心配り云々)

差出:北佐久製糸組合担当 小山久右衛門 受取:御馬寄村三工社 町田静太殿

1通 縦切紙

「明治廿年 月 日」「小諸(山に九)小山」藍色罫紙

8. 水車

719

[堤防普請により水車運転不可能につき上申書および水車経緯関係書類]

明治44年 作成:(町田静太)

[6点] [一括]

719-1

水車及建家売渡証[ほか水車場周辺図・水車及居家借用証](金300円にて売渡し、借家料年30円・5ヶ年借用)

明治17年12月20日 差出:(北佐久郡御馬寄村売渡人・借家主 山浦健六) 受取:(同郡同村 町田良右衛門殿)

1冊 縦半(一ツ綴)

藍色罫紙

719-2

水車及居家借用証(借家料年30円・5ヶ年借用)

明治17年12月20日 差出:北佐久郡御馬寄村借家主 山浦健六(印)、同郡同村受人 山浦山三郎(印) 受取:同郡同村 町田良右衛門殿

1通 縦紙

朱色罫紙 1銭印紙3枚

719-3

水車及居家売渡し証(代金300円):[御馬寄村乙一番屋敷建物図](居宅・水車配置)

明治17年12月20日;(奥書)明治17年12月29日 差出:北佐久郡御馬寄村売渡人山浦健六(印)、同郡同村受人 山浦山三郎(印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町

田甚太郎[朱印];北佐久郡御馬寄村乙第壹番地借地建物売渡人山浦健六(印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎[朱印] 受取:同郡同村 町田良右衛門殿

1冊 縦半(一ツ綴)

1銭印紙4枚 戸長奥書調印とも

719-4

[絵図](千曲川沿岸水車水路周辺図)

1舗 縦紙

彩色

719-5

乙收第三拾三号(町田静太上申書取下げ出願につき関係書類返戻し)

明治44年5月31日 差出:上田工区主幹土木吏員 原藤五郎[朱印] 受取:北佐久郡中津村長 蔭田豊太郎殿

1通 縦切紙

「長野県」朱色罫紙 表題朱筆

719-6

上申書(今回千曲川左岸堤防御起工につき水車水路埋没・運転不可能となるため実地御踏査のうえ設計御変更請願)

明治44年3月1日 差出:北佐久郡中津村三百六十四番地 町田静太(朱印) 受取:長野県第二工区監督区主幹 長野県技師清水勝方殿

1冊 縦半(一ツ綴)

藍色罫紙 中津村役場朱印・上田工区朱印

9. 醸造

1080

[自家用料焼酎蒸溜願書類]

[明治20~24年]

[23点] [一括]

1080-0

明治二十年四月御免許 御鑑札 自家用料焼酎蒸溜願書類(袋)

明治20年4月

1枚 袋

1080-1~23を収める。朱色罫紙裏面使用、国民軍入籍云々につき北佐久郡長宛御馬寄村戸長町田良右衛門御届あり

1080-1

自家用料蒸留器械貸借御届

明治21年5月3日 差出:右(御馬寄村廿番地蒸留器械貸主)工藤常太郎、(同町十八番地借主)町田静太(朱印) 受取:長野県知事木梨精一郎殿

1通 縦折紙

1080全体を収める袋あり。朱色罫紙

1080-2

自家用料蒸留器械御届(桶類寸法)

明治21年5月 差出:右(信濃国北佐久郡御馬寄村十八番地)町田静太(印) 受取:長野県知事木梨精一郎

殿。

1通。 堅折紙。

朱色野紙。

1080-3

焼酎蒸留着手御届(焼酎9斗)。

明治21年5月3日。 差出:右(信濃国北佐久郡御馬寄村十八番地)町田静太(朱印)。 受取:長野県知事木梨精一郎殿。

1通。 堅折紙。

朱色野紙。

1080-4

明治廿一年五月五日ヨリ 自家 用料 焼酎蒸留帳。(裏表紙)北佐久郡御馬寄村 第十八番地 町田静太(生粘・焼酎惣計)。

明治21年5月5日ヨリ。

1冊。 横半半折(一ツ綴)。

1080-5

記(粕代金19円受取)。

(明治)20年4月11日。 差出:緑屋円蔵(朱印)。 受取:町田静太様。

1通。 横美切紙。

1銭証券印紙。

1080-6

(桶寸法覚)。

1通。 堅切折紙。

1080-7

(焼酎検査票)。

明治20年4月27日。 作成:(朱印)。

1通。 小切紙。

朱印印文「原和致」。

1080-8

(自家焼酎検査票)。

明治19年(カ)5月10日。 作成:(朱印)。

1通。 小切紙。

朱印印文「馬場」。

1080-9

(自家用料酒類製造免許税80銭領収)。

明治22年10月25日。 差出:[朱印]中津村収入役佐藤庄右衛門。 受取:大字御馬寄町田静太殿。

1通。 小切紙。

印刷用紙へ書込み。 朱印印文「長野県北佐久郡中津村長之印」。

1080-10

(酒造税・自家用料酒鑑札料80銭領収)。

明治21年10月1日。 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印]。 受取:北佐久郡御馬寄村町田静太納。

1通。 小切紙。

印刷用紙へ書込み。 領収朱印「上田国庫金出納所岩村田出納支所」。

1080-11

(酒造税・自家用料酒鑑札料80銭領収)。

明治20年10月5日。 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱印]。 受取:北佐久郡御馬寄村町田静太納。

1通。 小切紙。

印刷用紙へ書込み。 領収朱印「上田国庫金出納所岩村田出納支所」。

1080-12

(酒造税・自家用料酒鑑札料80銭領収)。

明治20年4月14日。 差出:北佐久郡北佐久郡長師岡政舉[朱印]。 受取:北佐久郡御馬寄村町田静太納。

1通。 小切紙。

印刷用紙へ書込み。 領収朱印「上田国庫金出納所岩村田出納支所」。

1080-13

記(粕代金残金受取)。

(明治)20年4月9日。 差出:越後屋為助(朱印)。 受取:御馬寄村町田良右衛門様。

1通。 横美切紙。

1銭証券印紙。 差出印文「信州 佐久郡 中込 (ヤマに傳)越後屋」。

1080-14

明治廿年四月 拾五日ヨリ 自家 用料 焼酎蒸留帳。(裏表紙)町田静太。

明治20年4月15日ヨリ。

1冊。 横半半折(一ツ綴)。

1080-15

自家用料蒸留器械貸借御届。

明治20年4月13日。 差出:右(北佐久郡御馬寄村第三拾番地蒸留器械貸主)工藤常太郎(朱印)、(同県同郡同村第拾九番地借主)町田静太(朱印)。 受取:長野県知事木梨精一郎殿。

1通(2枚)。 堅折紙。

朱色野紙。 白紙とも。

1080-16

[焼酎蒸留着手御届ほか焼酎蒸留器械・方法等諸届写綴]。

[明治21年5月4日ほか]。 差出:[信濃国北佐久郡御馬寄村十八番地 町田静太]。 受取:[長野県第四区検査員岩村田派出所御中、長野県知事木梨精一郎]。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

朱色野紙。 4通綴り。

1080-17

自家用料焼酎蒸留着手御届。

明治24年4月14日。 差出:(北佐久郡中津村百十八番地)町田静太。 受取:長野県間税岩村田分署御中。

1通。 堅折紙。

朱色野紙。

1080-18

自家用料焼酎蒸留法御届。

明治21年5月3日。 差出:(信濃国北佐久郡御馬寄村

十八番地)町田静太(印). 受取:長野県知事木梨精一郎殿.

1通. 豎半.

朱色野紙.

1080-19

自家用料焼酎入器械御届(桶類寸法).

明治24年4月14日. 差出:(北佐久郡中津村百十六番地)町田静太. 受取:長野県間税岩村田分署御中.

1通. 豎折紙.

朱色野紙.

1080-20

明治廿四年四月十四日着手 自家用料 焼酎蒸留帳 町田静太.

明治24年4月14日.

1冊. 横半半折(一ツ綴).

1080-21

記(生粕代金受取).

明治24年4月. 差出:高瀬村依田善太郎(印). 受取:北佐久郡中津村町田静太殿.

1通. 横切紙.

印紙あり.

1080-22

送り券(生粕3駄).

(明治)24年4月12日. 差出:土義(カ)屋善太郎. 受取:中津村福田屋良右衛門様.

1通. 小切紙.

1080-23

明治廿三年 第四月七日 自家用料焼酎蒸留帳(裏表紙)町田静太;(附)(焼酎検査票).

明治23年4月7日;(附)明治23年4月15日.

1冊(附1通とも). 横半半折(一ツ綴).

1~2丁目間に小切紙1通(附),「田代」朱印.

1078

自家用料蒸油器械御届(焼酎用甕,樽).

明治20年4月13日. 差出:長野県北佐久郡御馬寄村式拾九番地町田静太(印),北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二[印]. 受取:長野県知事木梨精一郎殿.

1通. 豎美.

朱色野紙使用.

1139-1

依田善太郎殿(依田善太郎よりの生粕代金ほか金円受取・書付).

(明治)25年4月17日~26年7月28日). 差出:(依田善太郎(朱印)). 受取:(町田静田様).

5通. 横折紙・横美切(雑)紙・小切紙(封筒入).

標題の人名記載のある封筒に一括されていた.

1139-93

記(生粕代金受取売渡).

明治29年4月10日. 差出:中佐都村 青木庄蔵[朱印]. 受取:御馬寄 町田静太殿.

1通. 豎切紙.

1 銭証券印紙 差出朱印印文「信州 北佐久郡 中佐都村 (ヤマにト)青木庄蔵」.

1138-53

約定之書(下書, 貴殿長男吉岡市蔵名前酒造蔵借受につき).

(近代).

1通. 豎紙.

1141-40

(金円受取られ粕1駄御渡しくだされたく願)(後欠).

4月20日.

1通. 横美切紙.

前欠カ.

1141-28

口代(生粕差送りの駄数につき).

4月20日. 差出:(平塚村)柏屋宇蔵(印). 受取:御馬寄福田屋両三郎様.

1通. 横切紙.

1137-123

記(生粕11駄口内10円受取につき).

6月8日. 差出:大澤 木内減(印). 受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1通. 小切紙.

1141-58

口上(持合せ生粕数).

1通. 小切紙.

10.雇人

340

明治四辛未七月ヨ里 二季雇人賃銭取調帳 福田屋 [印1][印2](裏表紙)福田屋 良右衛門(雇人足調・人足払方・雇人,「明治八年十月改メ 申年」より 亥年八月迄雇人賃差引取調帳 福田屋」ほか).

明治4年7月(~明治17年8月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙印1印文「持主 福田屋」,同印2印文「信州 佐久 御馬寄(口に丁)福田屋」. 各年個別帳面を合綴カ.

1360-2

雇人請証(愛知県名古屋区東田町百七番戸加藤藤三妹加藤鈴女,本日より明治28年1月31日迄,給料金20円うち8円御渡し).

明治21年1月25日. 差出:加藤鈴女(朱拇印),愛知県名古屋区新道町三百十二号戸 日比惣兵衛(朱印). 受取:長野県北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門殿.

1通(挟込み1通とも). 豎紙.

朱色野紙. 折紙に折られた間に挟込みの横美切雑紙1通あり,日比惣兵衛居所を書付.

990-34

証(奉公人給金・年季).

明治33年2月2日. 差出:北佐久郡中津村山浦園次,

[134] 1.町田家 4.経営 11.町田栄吉

証人山浦宇三郎(印). 受取:全村町田静太殿.
1通. 竖紙.

1141-32

[加賀北笹塚村宗兵衛書状(私子宗吉, 御地へ罷越, 職分渡世いたしたき旨につき).

子8月20日. 差出:加賀石川郡北笹塚村宗兵衛. 受取:信濃佐久御馬寄町田良右衛門様.
1通. 横切継紙.

11. 町田栄吉

1132-18

[彦太郎書状(御勘定渡邊藤之助様へ御奉公につき).
(近世)9月24日. 差出:彦太郎. 受取:町田栄吉様.
1通. 横切継紙.

909(1)

借用申金子証文之事(代参金取廻しのうち金6両余).
明治3年午ノ11月. 差出:借用主栄吉, 組合受人甚次郎, 親類受人啓作. 受取:御掛り衆中様.
1通. 竖紙.

909(2)

借用申金子証文之事(金15両).
明治3年午12月. 差出:金子借用主御馬寄村栄吉, 組合惣代彦太郎, 親類引受平吉. 受取:宮澤郷 栄左衛門殿.
1通. 竖紙.

1143-56

覚(生酒代金書出).
卯年5月. 差出:嶋屋彦右衛門(印). 受取:栄吉様.
1通. 横切紙.

1143-53

覚(金額・人名書上).
卯年7月. 差出:和泉屋. 受取:栄吉様.
1通. 横切紙.

1143-55

覚(手持・小持馬代金等書上).
卯年7月. 差出:桶屋新蔵. 受取:栄吉様.
1通. 横切紙.

1143-48

覚(經節・真綿等代金書出).
卯12月. 差出:阿ふきや永之助. 受取:永吉様.
1通. 横継紙.

1143-51

覚(山姓代銀請取について).
卯年極月. 差出:駿河屋初太郎(印). 受取:永吉殿.
1通. 横継紙.

1143-54

覚(472匁請取につき).
卯年12月. 差出:山崎屋宗助. 受取:栄吉様.
1通. 横切紙.

1143-50

覚(代銀払込証書).
辰7月5日. 差出:和泉屋二郎. 受取:栄吉様.
1通. 横継紙.

1143-38

覚(とうふ代金書出).
辰年7月13日. 差出:松本屋栄金. 受取:榮吉様.
1通. 横美切紙.

1143-30

覚(日付・米高書上).
辰年極月. 受取:和泉屋分 栄吉様.
1通. 横美継紙.

1143-31

覚(酒代・ゆず代等書出).
辰年12月. 差出:山屋林之丞. 受取:栄吉様.
1通. 横美切紙.

1143-32

覚(酒代金書上).
辰年12月. 差出:嶋や次郎(印). 受取:栄吉様.
1通. 横美切紙.

1143-33

覚(金額書上).
辰年極月. 差出:扇屋永助. 受取:永吉様.
1通. 横美切紙.

1143-34

覚(金子請取につき).
辰年極月. 差出:駿河屋西太郎(印). 受取:栄吉様.
1通. 横美継紙.

1143-35

覚(せん・高波の代金書出).
辰年12月. 差出:山崎屋宗助. 受取:馬浦栄吉様.
1通. 横美切紙.

1143-36

覚(餅等代金書出).
辰年極月. 差出:義兵衛. 受取:御馬寄栄吉様.
1通. 横美切紙.

1143-37

覚(大青・小青・米代金書出).
巳年7月. 差出:義兵衛. 受取:御馬寄栄吉様.
1通. 横美切紙.

1143-39

覚(生[酒]代金請取につき).
巳年7月. 差出:和泉屋. 受取:栄吉様.
1通. 横切紙.

1143-40

覚(生[酒]代金請取覚).
巳年7月. 差出:嶋屋彦左右衛門(印). 受取:栄吉様.
1通. 横切紙.

1143-41

覚(6匁請取につき).

巳年7月. 差出:駿河屋初太郎. 受取:栄吉様.

1通. 横美切紙.

1143-46

覚(米・小麦代金書き出し).

午12月. 差出:三ツ岡義助. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-59

覚(中・水桶など代銀書き出し).

午12月. 差出:新蔵. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-57

覚(銀割付算用の覚).

未年7月13日. 差出:三ツ屋義助. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-69-1

覚(生酒等代銀書出).

未7月. 差出:嶋や彦右衛門[印]. 受取:永吉様.

1通. 横紙.

1143-69-2

覚(代銀書上).

未7月13日. 差出:嶋や. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

-69-2は-69-1に包まれていた.

1143-58

覚(手持・小持代金等書上につき).

未7月. 差出:新蔵. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-60

覚(金請取につき).

未7月. 差出:一目堂十四郎. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-61

覚(塩半俵代書きあげ).

未ノ7月. 差出:時屋次右衛門. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-62

覚(ろうそく等代銀書出).

未7月. 差出:山さき屋甚助. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-63

覚(餅・米・小膏等代金書上).

未7月. 差出:義兵衛. 受取:御馬寄栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-64

覚(28匁5歩の請求につき).

未7月. 差出:阿わや兵右衛門. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-65

覚(1両2朱の請求につき).

未7月. 差出:和泉屋二郎. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-67

覚(銀の請求につき).

未7月. 差出:扇屋永之助. 受取:永吉様.

1通. 横切紙.

1143-71

覚(午極印メ金).

未7月. 差出:勝五郎. 受取:永吉様.

1通. 小切紙.

1132-6

[光雲寺書状](御取持願).

正月23日. 差出:(大の村)光雲寺. 受取:(信濃佐久御馬寄村)町田栄吉様.

1通. 横切紙(包紙入).

封紙あり.

1143-52

覚(代金書付).

3月13日. 差出:扇屋永之助様. 受取:永吉殿.

1通. 横切紙.

1132-4

[植原喜作書状](縁談の義につき).

5月19日. 差出:植原喜作. 受取:町田永吉様.

1通. 横切紙.

赤紙.

1132-3

[奈良原丈左衛門書状](兼ねて取懸の一件. 未だ落着成りかねるにつき).

閏5月27日. 差出:奈良原丈左衛門. 受取:町田栄吉様.

1通. 横切紙.

1132-16

[奈良原喜作書状](当所祭礼若者手躰いたすにつき).

7月26日. 差出:奈良原喜作. 受取:山浦多作様・町田栄吉様.

1通. 横切紙.

1132-31

[世話人書状](村代参金用立).

10月22日. 差出:世話人. 受取:栄吉様.

1通. 横切紙.

1143-44

[書状](高村新田一件での借入金返金いたしかねるにつき).

12月18日. 差出:芦田宿岩間惣兵衛. 受取:御馬寄村町田栄吉様.

1通. 堅切紙.

1143-68

覚(大麦・小麦・そば代銀書出).

[136] 1.町田家 5.貸借 1.借金

12月日。差出:三ツ岡義兵衛。受取:永吉様。
1通。横切紙

○初借用

946

借用申初証文之事(寅御年貢初 2 俵。入用に差支え無
心。来卯 11 月迄に弁済)。

嘉永 7 年寅 11 月。差出:御馬寄村 借用主 六右衛門
(印), 親類 請人 栄吉(印), 組合 引請 栄八(印)。受

取:五郎兵衛新田 平作殿。

1 通。竖紙

もと番状大にたたまれていた。

1143-45

覚(六右衛門初不足分の出合方につき)。

1 通。横切紙

(町田)栄吉が初 2 斗を出す。

5.貸借

(シリーズ記述)

町田家の金銭・米穀等の貸借に関する内容である。町田家の事業・経営に関するものか家計に関する消費的なものか、判別しかねるため、家計や経営へ収めず、ここへ配列した。額・量が大きいか回数が多いか、あるいは係争関係にあった相手については、その相手ごとにまとめることに努めた。なお、一部を 4.経営ノ製糸下へ配したが、貸借関係の相手ごとにまとめた一連の資料のなかにあらわれる製糸関連の資料はそのまま本項目へ収めたものがある。

1.借金

1.一般

1387-10

[木内五助書状]

[4 月 21 日]。差出:下縣 木内吾助。受取:御馬寄 町
田良右衛門様 貴下。

[2 通]。[包紙入一摺]。

-10-1・-10-2 を含む。

1387-10-1

[木内五助書状](金子たしかに入掌。御印証 1 通返上)。

4 月 21 日。差出:木内五助。受取:町田良右衛門様
御左右。

1 通。横美切継紙

1387-10-2

借用申金子証文之事(金 40 両。商方入用金)。

弘化 4 丁未年 12 月。差出:御馬寄村金借用人良右衛
門(印), 同所受人彦右衛門(印), 同所同断金兵衛(印)。

受取:下縣村五輔殿。

1 通。竖紙

-10-1 文中「御印証」カ。

914-1(2)

借用金証書一札(金 54 円)。

明治 2 亥年 1 月。差出:御馬寄村 町田良右衛門(印),
同村受人 町田良三郎(印)。受取:宮澤郷清水啓蔵殿。

1 通(2 点綴 4 通のうち)。竖紙

藍色罫紙

910(3)

借用申金子証文之事(金 32 両)。

明治 4 辛未年 6 月。差出:御馬寄村金借用人良右衛門
(印)。受取:下縣村直次郎殿。

1 通(6 通のうち)。竖紙

印文「信 佐久 御馬寄(口に丁)福田屋」(小型)。

910(1)

借用申金子証書之事(商ひ入用として金 100 両)。

明治 4 辛未年 7 月。差出:御馬寄村金借用人良右衛門
(印), 同所請人良三郎(印)。受取:小宮山村栄蔵殿。

1 通(6 通のうち)。竖紙

910(2)

借用申金子証文之事(金 50 両)。

明治 4 未年 7 月。差出:御馬寄村金借用人良右衛門
(印)。受取:下縣村直次郎殿・小宮山村栄蔵殿。

1 通(6 通のうち)。竖紙

910(4)

借用申金子証文之事(金 25 両)。

明治 4 辛未年 9 月。差出:御馬寄村金借用人良三郎
(印), 同所請人良右衛門(印)。受取:小宮山村藤次郎
殿。

1 通(6 通のうち)。竖紙

押印味消。

910(5)

借用申楮幣確証之事(金 100 両借用)。

明治 4 辛未年 9 月。差出:御馬寄村金借用人良右衛門
(印), 請人良三郎(印)。受取:小宮山村栄蔵殿。

1 通(6 通のうち)。竖継紙

押印味消。

911(1)

預り置申金子証書(金 18 両借用)。

明治5申年3月。差出:金預り主良右衛門(印)。受取:
次兵衛殿。

1通。堅紙。

端裏「明治十二年三月渡し済」。押印味消。

911(2)

借用申金子印証之事(金20両)。

明治5申年7月。差出:御馬寄村借用主良三郎(印),
同所請人良右衛門(印)。受取:小宮山村栄蔵殿。

1通。堅紙。

押印味消。

912(3)

借用申金子証文之事(商内向入用として金30両借用)。

明治6年癸酉12月18日。差出:第九区御馬寄村借用
主町田良右衛門(印), 請人町田良三郎(印)。受取:同
区小宮山村荻原吉吾殿。

1通(4点のうち)。堅紙。

押印味消。

913(1)

記(金90円)。

明治7戊年1月11日。差出:御馬寄村借用主町田良
三郎(印), 竹田村受人工藤広蔵。受取:小宮山村荻原
栄蔵殿。

1通。横美切端紙。

印文「信 佐久 御馬寄(口に丁)福田屋」(小型)。

913(5)

借用金証書(金10円)。

明治7戊年1月11日。差出:御馬寄村町田良三郎(印)。
受取:小宮山村荻原吉三殿。

1通。堅紙。

印文「信 佐久 御馬寄(口に丁)福田屋」。

913(2)

借用金証書(金25円)。

明治7戊年1月21日。差出:御馬寄村町田良三郎(印)。
受取:小宮山村荻原吉兵衛殿。

1通。堅紙。

印文「信 佐久 御馬寄(口に丁)福田屋」。

913(4)

借用金証書(金20円)。

明治7戊年1月23日。差出:第四大区六小区御馬寄
村借用主町田良三郎(印), 同区同村受人町田良右衛門
(印)。受取:小宮山村荻原藤次郎殿。

1通。堅紙。

926-7(3)

借用申金子証書之事(金300円)。

明治7甲戌年2月20日。差出:金借用主御馬寄村町
田良右衛門(印), 同所請人町田彦右衛門(印);(奥書)右
村戸長小平八郎(印)。受取:八幡村依田仙右衛門殿。

1冊(7件-綴3点のうち)。堅美(四ツ目縫い綴じ)。

10銭印紙。奥書押印味消。

913(3)

借用金証書(金20円)。

明治7戊年5月5日。差出:御馬寄村町田良三郎(印),
同村町田良右衛門(印)。受取:跡部村茂原直右衛門殿。

1通。堅紙。

914-1(1)

借用金証書(金150円)。

明治8年3月20日。差出:第四大区六小区佐久郡御
馬寄村金借用主町田良右衛門(印), 弁済受人町田彦右
衛門(印), 町田昭造(印)。受取:同区同村山浦七左衛
門殿。

1通(2点-綴4通のうち)。堅美。

藍色罫紙。差出押印味消。

914-2

借用金証書(金16円余)。

明治8年4月29日。差出:第四大区五小区下桜井村
借用主白田六郎(印), 御馬寄村受人町田良三郎(印)。
受取:第七大区四小区山浦村清水重蔵殿。

1通(2点のうち)。堅紙。

藍色罫紙。焼損。押印味消。

915(2)

借用金之証(金120円)。

明治9年6月20日。作成:第四大区六小区佐久郡御
馬寄村借用主町田良右衛門, 同区同村受人町田。

1通。堅美。

915(1)

借用金証(金50円)。

明治9年10月3日。差出:第四大区六小区御馬寄村
町田良右衛門(印)。受取:同区同村工藤平吉殿。

1通。堅紙。

紺色罫紙(褪色)。1銭印紙。

917(5)

借用金証(金50円)。

(明治9年以前)。差出:第四大区六小区佐久郡御馬
寄村借用主町田良右衛門(印), 同断受人町田良三郎
(印)。受取:同区同郡八幡宿松澤松寿殿。

1通。堅紙。

藍色罫紙。5銭印紙。

916

借用証書(金30円)。

明治10年8月10日。差出:北第七大区五小区佐久郡
御馬寄村借用主山浦初太郎(印), 同区同村受人町田良
右衛門(印)。受取:北第四区四小区桜井村白井六郎殿。

1通。堅紙。

藍色罫紙。1銭印紙。奥貼紙:出所により我等弁金により証文取
戻しの旨。

1141-96

記(利子金受取)。

明治10年丑12月30日。差出:小宮山村荻原栄吉(印)。
受取:御馬寄村町田良三郎殿。

1通。堅紙。

朱色罫紙

1141-99

記(利子金受取).

明治10年12月30日. 差出:小宮山村荻原藤二郎(印).
受取:御馬寄村町田良三郎様.

1通. 小切紙

1141-100

記(利金皆済).

明治10年12月30日. 差出:跡部村茂原直太郎(印).
受取:御馬寄村町田良三郎殿.

1通. 横切紙

917(2)

借入金証書(金100円).

明治11年5月1日. 差出:御馬寄村金借用人町田良
右衛門(印), 同区同村受人町田良三郎(印). 受取:北
第四区四小区小宮山村荻原吉三殿.

1通. 罫紙

「長野県北第七大区四小区」朱色罫紙

917(7)

借入金証(金80円).

明治11年10月20日. 差出:北第七大区五小区御馬
寄村借用人町田良右衛門(印), 同区同村受人柳澤孫右
衛門(印). 受取:同区八幡村依田専左衛門殿.

1通. 罫紙

藍色罫紙 5銭・1銭印紙

917(3)

借入金証(金100円).

明治11年12月5日. 差出:北第七大区五小区御馬寄
村借用主町田良右衛門(印), 同受人町田良三郎(印).
受取:北第四区四小区小宮山村荻原藤次郎殿・前山村
早川平右衛門殿.

1通. 罫紙

「長野県北第七大区四小区」朱色罫紙

917(4)

借入金証書(金100円).

明治11年12月6日. 差出:北第七大区五小区佐久郡
御馬寄村借用主町田良右衛門(印), 同区同村受人町田
良三郎(印). 受取:北第四区四小区小宮山村荻原吉三
殿.

1通. 罫紙

藍色罫紙

917(6)

借入金証書(金100円).

明治11年12月6日. 作成:北第七大区五小区佐久郡
御馬寄村金借用人町田良右衛門, 同区同村受人町田
良三郎.

1通. 罫紙

藍色罫紙

917(1)

借入金券(金100円).

明治11年12月15日. 差出:御馬寄村町田良右衛門
(印), 町田良三郎(印). 受取:伴野村木内文蔵殿.

1通. 罫紙

「長野県北第七大区四小区」朱色罫紙 1 銭印紙 (5)まで差出
押印味消.

918(5)

借入金証(金100円).

明治12年3月13日. 差出:北佐久郡御馬寄村金借
用主町田良右衛門(印), 同村受人町田良三郎(朱印). 受
取:南佐久郡伴野村木内文蔵殿.

1通. 罫紙

朱色罫紙 10 銭印紙

918(2)

借入金証書(金500円).

明治12年3月25日. 差出:北佐久郡御馬寄村金借
用人町田良右衛門(印), 同郡同村受人町田美和次(朱印).
受取:同郡桑山村松澤市之丞殿.

1通. 罫紙

「長野県北第七大区五小区」朱色罫紙

1137-164-8

記(町田良右衛門預り置く銀貨書上).

(明治)12年6月10日改. 作成:町田良右衛門.

1通. 横美紙

罫紙

918(3)

借入金証書(金300円).

明治12年11月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村金借
用主町田良右衛門(印), 同郡同村受人町田良三郎(朱
印). 受取:南佐久郡小宮山村荻原吾吉殿.

1通. 罫紙

「長野県北第七大区五小区」朱色罫紙

919(4)

借入金之証(金200円, 学校資本金のうち).

明治13年9月20日. 差出:借用主町田良右衛門(朱
印), 受人町田長四郎(朱印). 受取:修省学校委員町田
仙右衛門殿.

1通(綴7通のうち). 罫紙折紙

茶色罫紙 (5)とともに折りたたみ.

919(5)

借入金之証(金390円, 学校資本金のうち).

明治13年9月20日. 差出:借用主町田志津太(朱印),
受人町田長四郎(朱印). 受取:修省学校委員町田仙右
衛門殿.

1通(綴7通のうち). 罫紙折紙

茶色罫紙

928-1(2)

借入金証書(金115円).

明治14年5月30日. 差出:北佐久郡中津村借用主町
田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印), 引受証人
山浦嘉吉. 受取:全郡全村町田佐太郎殿.

1通(3点-綴8点のうち)。 堅美切紙
印刷用紙へ書込み。1銭・5銭証券印紙。押印抹消。

920-1(2)

借用金証(金300円、奥書調印とも)。

明治14年8月20日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田志津太(朱印), 全郡同村請人町田昭造(朱印), 全郡
八幡村請人岩下万吉(印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸
長町田良右衛門(朱印)。 受取:依田音蔵殿。

1冊。 堅美(一ツ綴)。

朱色野紙。

921-4(3)

借用金証書(金30円)。

明治15年4月1日。 差出:借用主北佐久郡中津村町
田良右衛門(印), 引受証人町田静太(印)。 受取:南佐
久郡岸野村碓氷直七殿。

1通(4点-綴8点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。 差出押印抹消。

921-4(2)

借用金証券(金150円)。

明治15年12月19日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用
主町田良右衛門(印), 同郡同村引請証人町田良三郎
(印)。 受取:布施村重田政蔵殿。

1通(4点-綴8点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。 差出押印抹消。

922-1(8)

金借用書(金20円)。

明治16年7月8日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用人
町田良右衛門(朱印), 保証人山浦嘉吉(印)。 受取:全
郡協和邸 比田井勘八郎殿。

1通(2件-綴9通のうち)。 堅折紙。

押印抹消。

1137-86

記(金15円預りにつき)。

明治16年8月27日。 差出:町田良右衛門(朱印)。 受
取:山浦岩吉殿。

1通。 小切紙。

1銭印紙。

1137-81

記(金15円切符にて請取につき)。

(明治)16年9月23日。 差出:御馬寄村 山浦岩吉
(印)。 受取:町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

923(17)

借用金証書(金300円)。

明治17年3月11日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田志津太(朱印), 受人全郡全村町田良三郎(朱印);
(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎代理北佐久
郡御馬寄村筆生山浦傳三郎(朱印)。 受取:全郡八幡邸
依田万右衛門殿。

1通(綴22点のうち)。 堅美。

印刷用紙へ書込み。10銭印紙3枚。押印抹消。

923(21)

借用金証(金300円)。

明治17年3月12日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田志津太, 受人町田良三郎。 受取:全郡屋八幡村依
田万右衛門殿。

1通(綴22点のうち)。 堅美。

印刷用紙へ書込み。 控。

926-3

証書(金75円借用, 元利受取奥書とも)。

明治17年6月13日;(受取奥書)明治20年3月。 差出:
北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 同郡八
幡邸受人依田仙次郎(朱印);(奥書調印)北佐久郡御馬
寄村戸長町田甚太郎(朱印);(受取奥書)共誠社々長 依
田鞆助(印)。 受取:「桑山村共誠社々長取締人御中」。

1通(7件のうち)。 堅紙。

印刷用紙へ書込み。5銭・1銭印紙。差出押印抹消。宛先後
紙々。

923(12)

借用証(金85円)。

明治17年第7月24日。 差出:御馬寄村町田良右衛門
(朱印), 全受人町田昭造(朱印)。 受取:八幡宿岩下万
吉殿。

1通(綴22点のうち)。 堅折紙。

923(16)

借用金証書(金145円)。

明治17年12月20日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用
主町田良右衛門(朱印), 受人町田静太(朱印);(奥書)北
佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎代理筆生山浦傳三郎
(朱印)。 受取:同郡桑山村共誠社御中。

1通(綴22点のうち)。 堅美折紙。

印刷用紙へ書込み。5銭印紙・1銭印紙1枚。押印抹消。

1137-182

借用金証書(金80円)。

明治18年2月7日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門(朱印), 引受証人町田甚太郎(朱印)。 受
取:同郡五郎兵衛新田松川文之丞殿。

1通。 縦紙。

1銭印紙4枚。

1361

[五郎兵衛新田松川繁一郎書状記(金40円領収, 残金
返済願)につき]。

(明治)18年3月21日(封筒より)。 差出:委川拜具(々);
(封筒)五郎兵衛新田 松川繁一郎。 受取:町田君閣下;
(封筒)御馬寄村 町田良右衛門様貴下。

1通(封筒とも)。 横切継紙。

領収朱印(印文「松川繁」)あり, 同印にて封筒封。

924(1)

借用金証書(金100円)。

明治18年8月20日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主

町田良右衛門(朱印), 引受証人山浦嘉吉(印). 受取:
同郡八幡邸岩下佐太郎殿.

1通(綴10点-4点のうち). 堅紙
印刷用紙へ書込み.

955(5)

借入金証書(金200円).

明治18年10月27日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用
主町田良右衛門(印), 受人町田静太(印). 受取:同郡
桑山村松沢久左衛門殿.

1通(7点のうち). 堅美.
印刷用紙へ書込み. 10銭印紙・1銭証券印紙.

930(21)

借入金券(金720円, 地所抵当).

明治18年11月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用
主町田静太(印), 同郡同村受人兼借用主町田良右衛門
(印), 全受人町田良三郎(印);(奥書調印)北佐久郡御馬
寄村戸長町田甚太郎(印);(皆済奥書)重田賢之助無尽
世話人小山量平(印). 受取:同郡布施村重田賢之助殿
無尽世話人御中.

1冊(綴22点のうち). 堅美(一ツ綴, ひねり綴).
10銭・5銭・1銭印紙.

925(5)

預り金証書(金95円).

明治19年1月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村預人町
田良右衛門(印), 同郡同村町田良三郎. 受取:当郡人
民総代人御中.

1通(綴9点のうち). 堅美.
1銭印紙・1銭証券印紙各2枚. 朱色罫紙.

1137-94

記(金30円受取につき).

明治19年10月27日. 差出:桜井久左衛門(朱印). 受
取:町田良右衛門様.

1通. 小切紙.

925(9)

借入金証書(金80円, 公証奥書とも).

明治19年12月27日. 差出:北佐久郡御馬寄村金借
用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田長四郎(朱
印), 全山浦嘉吉(印);(公証奥書)長野県北佐久郡八幡
村外六ヶ村戸長岡部弾二(朱印). 受取:同郡塩名田村
佐藤佐五郎殿.

1通(綴9点-3点のうち). 堅美.
朱色罫紙. 1銭証券印紙4枚, 押印・印紙抹消.

955(4)

借入金証書(金400円).

明治20年1月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村借主町
田静太(印), 同郡同村証人町田長四郎(印). 受取:同
郡八幡村依田仙右衛門殿.

1冊(7点のうち). 堅美(一ツ綴).
朱色罫紙. 5銭証券印紙4枚.

1390-1

(借入金延期証).

明治20年9月20日. 差出:北佐久郡中津村町田静太
(朱印). 受取:中津村大字御馬寄氏子惣代山浦伊右衛
門殿, 鈴木梅太郎殿, 町田弥作殿.

1通. 堅折紙.
朱色罫紙. 1銭証券印紙.

1134-31

[依田梨重書状](本年まだ祝儀申上げず海容, 勘定残
金1円33銭この人へ遺されたく云々).

(明治)21年2月25日(封筒). 差出:依田梨重. 受
取:町田静太様御中へ;(封筒)町田静太様尊下.

1通(2枚). 堅紙(封筒入).
封筒表左上に「別仕立」. 本紙は書状大に折りたたまれていた.

1139-14

借入金証券(金15円につき, 返済期限来年6月25日).

(明治)22年5月31日. 差出:町田良右衛門, 町田長
四郎. 受取:全郡南御牧村 成沢庄右衛門, 小松兼太
郎, 依田音蔵.

1通. 堅紙.
「北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場」朱色罫紙. 下書か.

927(6)

借入金証書(金50円).

明治22年12月3日. 差出:北佐久郡中津村御馬寄借
用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印).
受取:南佐久郡岸野村相濱 碓氷直七殿.

1通(綴38点のうち). 堅紙.
印刷用紙へ書込み. 押印抹消.

1385(9)

初年賦成崩借用証書(初16儀).

明治22年12月7日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬
寄借用主町田静太(朱印), 引受人同郡同村町田良右衛
門(朱印). 受取:全郡全村初無尽連中総代人工藤常太
郎殿, 町田佐太郎殿.

1通(34点のうち). 堅紙.
朱色罫紙. 1銭証券印紙. 押印抹消.

1137-192

記(貸金利子金10円受取).

明治23年3月27日. 差出:佐久郡内神津太(朱印).
受取:町田良右衛門殿.

1通. 小切紙.
1銭印紙.

927(15)

借入金証書(金100円).

明治23年8月9日. 差出:北佐久郡中津村借主町田
静太(朱印), 引受証人町田良右衛門(朱印), 引受証人山
浦嘉吉(印). 受取:全郡全村町田佐太郎殿.

1通(綴38点のうち). 堅紙.
印刷用紙へ書込み. 5銭・1銭証券印紙. 押印抹消.

927(34)

借入金証書(金20円).

明治23年9月3日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印)。受取:北佐久郡五郎兵衛新田村 町田喜蔵殿。

1通(綴38点のうち)。堅紙
印刷用紙へ書込み。押印抹消。

927(7)

借入金証(金50円)。

明治23年11月30日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄村借用人町田静太(朱印), 全郡川辺村宮沢証人清水清重(朱印)。受取:南佐久郡前山村飯島清左衛門。

1通(綴38点のうち)。堅紙
朱色罫紙 2銭証券印紙2枚。借用人押印抹消。

928-1(8)

借入金証券(金30円)。

明治24年4月2日。差出:中津村町田静太(朱印), 保証人町田良右衛門(朱印)。受取:同郡高瀬村依田善太郎殿。

1通(3点-綴8点のうち)。堅美切紙
印刷用紙へ書込み。1銭証券印紙2枚。押印抹消。

928-1(7)

借入金延期証(明治23年11月限り金50円借用のところ期限延期返済につき)。

明治24年4月13日。差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印), 南佐久郡桜井村証人白田豊太郎(朱印)。受取:南佐久郡前山村飯島清左衛門殿。

1通(3点-綴8点のうち)。堅紙
1銭証券印紙。押印抹消。

1139-64

記(金円元利差引, 金28円9銭余請取)。

明治24年12月19日。差出:前山村 飯嶋清左衛門(朱印)。受取:御馬寄村 町田静太様。

1通。横美切紙。

929-1(2)

借入金証書(金45円)。

明治25年4月17日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(朱印), 引受証人全郡全村町田寛太(朱印)。受取:全郡高瀬村依田善太郎殿。

1通(13点-綴11点のうち)。堅紙
印刷用紙へ書込み。1銭証券印紙2枚。押印抹消。

929-1(3)

借入金証書(金45円4銭)。

明治25年5月20日。差出:北佐久郡中津村借用人町田良右衛門(印), 全郡全村受人町田静太(印)。受取:全郡小諸町村田彦五郎殿。

1通(13点-綴11点のうち)。堅紙
1銭証券印紙2枚。押印抹消。

929-1(5)

借入金証書(金100円)。

明治25年8月18日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主町田静太(朱印), 全郡全村証人町田不二太(朱

印)。受取:全郡同村前田弥太郎殿。

1通(13点-綴11点のうち)。堅美。
朱色罫紙 1銭証券印紙2枚。押印抹消。

929-1(1)

金借用証(金20円)。

明治25年9月10日。差出:中津村大字御馬寄借主町田静太(朱印), 受人町田不二太(朱印)。受取:佐藤鍋次殿。

1通(13点-綴11点のうち)。堅紙
押印抹消。

974-1

送達状(支払命令書1通・申請書1通添付)。

明治25年10月13日。差出:岩村田区裁判所 書記笹治=吉[朱印];(取扱)岩村田区裁判所執達吏代理柳澤紋作(朱印)。受取:長野県北佐久郡中津村 町田静太殿。

1通。堅美切紙
木板書式。

929-3

預金証(金1円)。

明治25年12月14日。差出:北佐久郡中津村町田製糸場[朱印]。受取:清水権そうとの。

1通(13点のうち)。横美切紙。

1385(18)

借入金証(金46円)。

明治26年3月25日。差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印)。受取:全郡高瀬村依田善次郎殿。

1通(34点のうち)。堅紙
朱色罫紙。押印抹消。

930(1)

借入金証券(金23円余)。

明治26年5月2日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(印), 引請証人町田長四郎(印)。受取:全郡岩村田町阿部万五郎殿。

1通(綴22点のうち)。堅美切紙
1銭証券印紙。

930(2)

借入金証券(金88円余)。

明治26年5月25日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 引請証人町田不士太(印), 全町田長四郎(印)。受取:全郡小諸町白田彦五郎殿。

1通(綴22点のうち)。堅美切紙
1銭証券印紙。

930(6)

借入金(金20円証書)。

明治26年6月9日。差出:中津村町田静太(印), 全町田長四郎(印)。受取:全村佐藤庄左衛門殿。

1通(綴22点のうち)。横美切紙。

974-2

送達状(支払命令書1通・申請書1通添付)。

明治26年6月27日。差出:岩村田区裁判所書記 星野徳一〔朱印〕; (取扱) 岩村田区裁判所執達吏代理 村岡健吉〔朱印〕。受取:長野県北佐久郡中津村 町田静太殿。

1通。 堅美切紙。

木版書式。

930(10)

借用金証書(金 29 円余)。

明治26年7月11日。差出:中津村大字御馬寄町田静太, 全不士太(印)。受取:五郎兵衛新田村町田喜之助殿。

1通(綴 22 点のうち)。 堅美折紙。

1 錢証券印紙 朱色罫紙。

930(20)

借用金証(金 38 円)。

明治26年7月17日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(印)。受取:南佐久郡桜井村奥原貞助殿。

1通(綴 22 点のうち)。 堅美折紙。

1 錢証券印紙 朱色罫紙。

974-3

送達状(支払命令書 1 通・申請書 1 通添付)。

(明治 26 年)。差出:岩村田区裁判所書記 笹治鎗吉〔朱印〕; (取扱) 岩村田区裁判所執達吏代理 村岡健吉〔朱印〕。受取:長野県北佐久郡中津村 町田静太殿; (受取人) 町田不二太(朱印)。

1通。 堅美切紙。

木版書式。左脇朱印「岩村田区裁判所」「明治二十六年(ロ)二二二号」(年代・番号は書込み)。

1385(20)

借用金証書(金 19 円)。

明治27年4月22日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印)。受取:全郡高瀬村依田善次郎殿。

1通(34 点のうち)。 堅紙。

印刷用紙へ書込み。1 錢証券印紙 2 枚。押印抹消。

931-1(2)

借用金証書(金 19 円 60 銭)。

明治27年4月24日。差出:北佐久郡中津村第八十六番地借用主 町田静太(朱印), 全郡全村全番地 引請証人 町田不二太(押印)。受取:全郡岩村田町 阿部万五郎殿。

1通(2 件-綴 12 通のうち)。 堅紙。

印刷用紙へ書込み。1 錢証券印紙 朱印抹消。

931-2-1

借用金証(金 150 円)。

明治27年7月5日。差出:北佐久郡中津村 借主 町田静太(朱印)。受取:岩村田町 森沢千之助殿。

1通(2 件-2 通のうち)。 堅折紙。

朱色罫紙 押印抹消。

931-1(11)

借用金証書(金 50 円)。

明治27年7月16日。差出:中津村大字御馬寄 借用人 町田静太(朱印), 証人 町田長四郎(朱印)。受取:全郡全村 工藤経五郎殿。

1通(2 件-綴 12 通のうち)。 堅紙。

紺色罫紙 5 厘証券印紙 2 枚。朱印抹消。

931-1(4)

借用金証(金 20 円)。

明治27年8月19日。差出:北佐久郡中津村 町田静太(朱印)。受取:全郡三岡村大字森山 塩川常太郎殿。

1通(2 件-綴 12 通のうち)。 堅紙。

朱色罫紙 朱印抹消。

931-1(1)

借用金証券(金 100 円)。

明治27年8月26日。差出:北佐久郡中津村借用主 町田静太(朱印), 引請証人 町田不二太(朱印), 全(空白)。受取:南佐久郡岸野村 碓氷隆一郎殿。

1通(2 件-綴 12 通のうち)。 堅美切紙。

「岩村田活版印刷所印刷用紙へ書込み。1 錢証券印紙 6 枚貼付下に標題あり。朱印線引き抹消。

931-2-2

借用金証(金 50 円)。

明治27年8月26日。差出:中津村 町田静太(朱印)。

受取:村田弥吉郎殿。

1通(2 件-2 通のうち)。 横美切紙。

紙面全体線引き, 奥裏「廿七年九月六日返金済」。

1139-41

記(金円利子 2 口書付)。

(明治)27年10月日。差出:藤道二郎。受取:町田様。

1通。 横美切紙。

1385(24)

借用金証(金 100 円, 請取奥書とも)。

明治28年7月8日。差出:中津村町田静太(朱印), 町田不二太(朱印); (請取奥書) 山浦長蔵(印)。受取:全村 山浦長蔵殿。

1通(34 点のうち)。 堅紙。

差出押印抹消。

932(2)

借用金証書(金 70 円)。

明治28年7月8日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 引受証人山浦百作(印)。受取:全郡全村 山浦一郎殿。

1通(綴 12 通のうち)。 堅美切紙。

932(3)

借用金証書(金 70 円)。

明治28年7月11日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印)。受取:全郡全村山浦久作殿。

1通(綴 12 通のうち)。 堅美切紙。

932(10)

借用金証書(金 100 円)。

明治28年7月22日。差出:北佐久郡中津村借用主町

田静太(印), 引受証人町田長四郎, 町田勝之助(印).
受取: 全郡全村町田利助殿.

1通(綴12通のうち). 堅美切紙.

933-1(3)

借入金証書(金40円).

明治29年4月16日. 差出: 北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(印). 受取: 全郡中佐都村青木庄蔵殿.

1通(2点-綴10通のうち). 堅美切紙.

933-1(10)

借入金証書(金150円, 宅地抵当).

明治29年5月15日. 差出: 北佐久郡中津村借主町田静太(印), 全郡全村証人町田不士太(印). 受取: 南佐久郡岸野村碓氷隆一郎殿.

1通(2点-綴10通のうち). 堅美.

青色罫紙 5銭・1銭証券印紙.

1385(26)

借入金証書(金26円).

明治29年12月26日. 差出: 北佐久郡中津村借主町田静太(朱印). 受取: 全郡全村山崎久五郎様.

1通(34点のうち). 堅紙.

押印味消.

933-1(11)

証(真木代金43円借用).

明治29年12月29日. 差出: 中津村町田静太(印). 受取: 清水三九郎殿.

1通(2点-綴10通のうち). 堅紙.

934(7)

借入金(金25円借用証書).

明治30年2月25日. 差出: 北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(印). 受取: 北佐久郡中津村山崎久五郎殿.

1通(綴7通のうち). 堅紙.

1385(30)

借入金証券(金15円).

明治30年5月3日. 差出: 北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印). 受取: 青木庄蔵殿.

1通(34点のうち). 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 押印味消.

1385(29)

借入金証書(金17円).

明治30年5月24日. 差出: 中津村町田静太(朱印). 受取: 中津村佐藤与曾次殿, 鬼久保佐忠次殿.

1通(34点のうち). 堅紙.

朱色罫紙 1銭証券印紙. 押印味消.

936(2)

借入金証書(金4円30銭).

明治32年6月11日. 差出: 北佐久郡中津村借用主町田静太(印). 受取: 全郡中佐都村青木庄蔵殿.

1通(綴2通のうち). 堅紙.

1銭証券印紙.

984

[月賦成崩借入金証書綴].

[明治33年・34年].

[1綴(3通)]. [堅半(一ツ目結び綴)].

端を紙縫りで結び綴じ. いずれも差出押印味消.

984(1)

月賦成崩借入金証書(金48円).

明治33年1月21日. 差出: 北佐久郡中津村百八十二番地ノ内二借用主町田静太(朱印), 全郡全村百八十六番地ノ内一町田不士太(朱印), 全郡全村請人町田長四郎(朱印), 願人町田良三郎(朱印). 受取: 北佐久郡中津村山浦傳三郎殿・工藤彦太郎殿.

1通. 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 1銭登記印紙2枚.

984(2)

月賦成崩借入金証書(金44円).

明治33年2月20日. 差出: 北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印), 全郡全村請人町田良三郎(朱印), 全郡全村同町田長四郎(朱印). 受取: 北佐久郡中津村町田利助殿・古平忠蔵殿.

1通. 堅紙.

1銭收入印紙2枚. 朱色罫紙.

984(3)

月賦成崩借入金証書(金14円).

明治34年1月20日. 差出: 北佐久郡中津村百八十六番地ノ内二借用主町田静太(朱印), 全郡全村式百四十番地請人町田森太(朱印). 受取: 北佐久郡中津村町田利助殿・柳沢文之助殿.

1通. 堅紙.

1銭收入印紙.

938(2)

成崩借入金証(金6円借用).

明治34年11月20日. 差出: 北佐久郡中津村借用主町田静太(印). 受取: 全郡全村山浦傳三郎殿, 山浦嘉吉殿.

1通. 堅切紙.

938(1)

借入金証書(金51円).

明治34年12月22日. 差出: 北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 全郡全村保証人町田良三郎(印). 受取: 北佐久郡中津村山浦傳三郎殿, 工藤常太郎殿.

1通. 堅美切紙.

印刷用紙へ書込み. 1銭收入印紙.

939

借入金証書(金28円).

明治35年10月20日. 差出: 北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 全郡全村保証人町田森太(印). 受取: 北佐久郡中津村町田利助殿, 山浦勝太郎殿.

1通. 堅美切紙.

印刷用紙へ書込み. 1銭收入印紙.

940(1)

借入金延期証(金 164 円借用, 中津村大字御馬寄字中
宿宅地書入, 下書).

明治 36 年 1 月.

1 通. 豎紙

青色野紙

940(2)

借入金延期証(明治 28 年 150 円借用の件).

明治 36 年 3 月 4 日. 差出:北佐久郡中津村町田静太
(印), 立会人山浦嘉吉(印). 受取:南佐久郡岸野村碓
氷隆一郎殿.

1 通. 豎紙

青色野紙 2 銭収入印紙

940(3)

金円受取証書(債権額の利).

明治 36 年 12 月 25 日. 差出:南佐久郡岸野村債権者
碓氷隆一郎(印). 受取:北佐久郡中津村町田静太殿.

1 通. 豎紙

水色野紙

940(4)

借入金証券(金 200 円).

明治 36 年 10 月 28 日. 差出:北佐久郡中津村借用主
町田静太(印), 全郡全村抵当貸主兼證人町田金三郎
(印). 受取:北佐久郡川辺村清水佐太郎殿.

1 通. 豎紙

水色野紙

1141-70

(福田屋割合分金額).

近代.

1 通. 小切紙

青色野紙

1143-73-11

記(利足金請取につき).

子 2 月 3 日. 差出:松村奎兵衛. 受取:町田良右衛門
様.

1 通. 小切紙

1388-7(35)

覚(用立金利分請取).

卯 12 月 27 日. 差出:五郎兵衛新田所左衛門. 受取:
御馬寄良右衛門様.

1 通. 横美切紙

1143-73-41

記(金 20 円請取証および残金返金の督促につき).

亥 10 月 2 日. 差出:依田五平助. 受取:町田良右衛
門様.

1 通. 横紙

1134-23

[依田梨重書状](今日預って遺した金円につき, ほか各
様へ宜しく云々).

3 月 13 日. 差出:依田梨重. 受取:町田静太様.

1 通. 豎紙

1129-8

[町田美和次書状](集金催促, 御手元御勘定につき).

4 月 24 日. 差出:町田美和次(印). 受取:古具や良三
郎様.

1 通. 横切紙

1139-19-2

[借入金書](金 30 円受取, 8 月 30 日に返済).

7 月 2 日. 差出:町田静太(印). 受取:山崎久五郎殿.

1 通. 横折紙

-19-1 に折り込まれていた. 差出印は墨で線引き抹消.

1387-11

[木内五助書状](元利金のうち, 見悪敷金子は引替くだ
されたき旨).

7 月 26 日. 差出:木内五助;(包紙)下縣 木内五助.
受取:町田良右衛門様;(包紙)御馬寄 町田良右衛門様
貴発御印書入.

1 通. 横美切紙(包紙入).

1359-74

[臼田六郎他一名書状](先日中御咄しの金子, 甚だ差
支るので今日御繰合この者へお渡しくだされたく願);
(附)(五月廿五日の米宅駄分代金勘定書付).

8 月 10 日. 差出:臼田六郎, 関栄左衛門(封々下)上
桜井村より. 受取:御馬寄村 町田良三郎様.

1 通. 横切紙(別紙覚書とも).

奥に覚書 1 通を巻き込み一括. 封印印文「信州(ヤマに大に〇)
佐久郡 上桜井 大橋屋」.

1359-42

[書状](為替金 216 円 42 銭ほか小生方へ返しくだされたく,
また為替証書仕立くだされたき旨).

8 月 28 日. 受取:町田大君殿.

1 通. 横切紙

数カ所下部から破損.

1139-100

受取証(金 100 円につき, 10 月 20 日に御返し約).

第 9 月 28 日. 差出:町田静太(朱印). 受取:五郎兵衛
新田 佐藤仙三郎殿.

1 通. 横美切紙

1 銭証券印紙

942-1

借入金証書(金 400 円).

10 月 9 日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱
印), 南佐久郡岸野村全橋爪千太郎(朱印). 受取:南佐
久郡岸野村花井多賀作殿.

1 通. 豎美.

押印抹消.

942-2

時借之証(金 45 円借用).

差出:借用主町田静太(朱印), 借用主茂木萬次郎(朱印),
南佐久郡野沢村借用主町村庄作(朱印). 受取:北佐久

郡岩村田町星野嘉助殿。

1通。 堅紙。

朱色野紙。押印抹消。奥「不用」。

1141-97

記(金10両受取)。

12月30日。 差出:小宮山村荻原栄吉(印)。 受取:御馬寄村町田良三郎様。

1通。 横切紙。

1139-5

記(松澤久左衛門・佐久銀行・小諸銀行ほか各分金円書上および差引勘定書付)。

1枚。 堅紙。

朱色野紙。 堅折紙としたあと四つ折にたたまれていた。

1139-9

記(町田良右衛門公借金返済額金256円4銭余差引書付)。

1通。 小切紙。

1141-47

(しづ太分金銭覚)。

1通。 横切紙。

2.依田保次郎

1137-260-10

借用申金子証文之事。

慶応2寅年12月。 差出:御馬寄村金借用主千代次(印), 同所請人善吉(印)。 受取:八わた宿保次郎殿。

1通。 堅紙。

919(6)

借入金証(金100円)。

明治13年2月9日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印)。 受取:全郡八幡村依田保次郎殿。

1通(綴7通のうち)。 堅折紙。

朱色野紙。

919(2)

借入金証書(金100円)。

明治13年11月20日。 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印)。 受取:全郡南御牧村大字八幡依田保次郎殿。

1通(綴7通のうち)。 堅美切紙。

5銭・1銭証券印紙

920-1(1)

借入金証(金300円)。

明治14年11月24日。 差出:御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印)。 受取:八幡村依田保次郎殿。

1通。 堅紙。

差出押印抹消。

922-1(4)

借入金証書(金60円)。

明治16年7月28日。 差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印), 引受証人町田清兵衛(印)。 受取:八幡

村依田保次郎殿。

1通(2件-綴9通のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

924(4)

借入金証書(金250円)。

明治18年4月21日。 差出:北佐久郡御馬寄郵借用主町田良右衛門(朱印), 受人同郡同村町田良三郎(朱印); (奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平篤省三(朱印)。 受取:北佐久郡八幡村依田保次郎殿。

1通(綴10点-4点のうち)。 堅美。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。印紙破取り。

926-2

借入金証書(金50円)。

明治20年6月20日。 差出:北佐久郡御馬寄郵借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印)。 受取:同郡八幡村依田保次郎殿。

1通(7件のうち)。 堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

926-7(1)

証書(100円)。

明治20年11月20日。 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印)。 受取:全郡八幡村依田保次郎殿。

1通(7件-綴3点のうち)。 堅紙。

印刷用紙へ書込み。1銭証券印紙5枚。差出押印抹消。

929-1(10)

借入金証書(金98円, 田畑4筆抵当, 皆済奥書とも)。

明治24年8月26日;(皆済奥書)明治25年12月23日。 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用人町田静太(朱印), 全郡全村全大字証人兼抵当貸主町田良右衛門(朱印);(皆済奥書)北佐久郡南御牧村依田保二郎(印)。 受取:同郡南御牧村大字八幡依田保次郎殿。

1冊(13点-綴11点のうち)。 堅美(一ツ綴)。

朱色野紙。1銭証券印紙4枚。登記済みの旨の岩村田区裁判所出張所朱印あり。一部押印抹消。

1385(17)

借入金証書(金100円)。

明治25年11月20日。 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印), 引受証人町田不二太(朱印)。 受取:全郡南御牧村大字八幡依田保次郎殿。

1通(34点のうち)。 堅紙。

1銭証券印紙6枚。押印抹消。

3.依田髯助

912(2)

借用申金子証書之事(金80両)。

明治6癸酉年12月。 差出:金借用主御馬寄村町田良右衛門(印), 同所請人町田武左衛門(印)。 受取:八幡宿依田髯助殿。

1通(4点のうち)。 堅紙。

押印抹消。

914-1(4)

借入金証書(金 80 円)。

明治 8 年。差出:第四大区六小区佐久郡御馬寄村金借用主町田良右衛門(印), 同断弁済受人町田武左衛門(印)。受取:同区同郡桑山村依田鞆助殿。

1 通(2 点・綴 4 通のうち)。堅美。
藍色罫紙 5 銭・1 銭印紙 線引抹消。

971-1

証(利子金受取証)。

明治 22 年 12 月 2 日。差出:依田鞆助(印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙

971-2

証(利子金受取証)。

明治 20 年 6 月 3 日。差出:桑山村 依田鞆助(印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙

971-3

証(元金 145 円のうち 80 円受取につき)。

明治 18 年 9 月 3 日。差出:桑山村 依田鞆助(印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙

971-4

記(金 50 円受取につき)。

(明治)19 年 7 月 28 日。差出:依田鞆助(印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通。小切紙

971-5

(二万円・百円口の借入日付・返済日程書付)。

(明治 19 年カ)。

1 通。横紙

971-6

記(依田鞆助への貸附金元利返済状況の書付)。

(明治 26 年カ)。

1 通。横紙

1137-110

借入金証書(金 100 円)。

明治 18 年 12 月 28 日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 全郡全村引受証人町田良三郎(朱印)。受取:北佐久郡桑山村依田鞆助殿。

1 通。堅美紙

2 銭印紙

925(8)

借入金証書(金 100 円, 公証奥書・元利受取奥書とも)。

明治 19 年 12 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 受人抵当地主町田不二太(朱印), 受人町田長四郎(朱印);(公証奥書)長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二[朱印];(元利受取奥書)依田鞆助(印)。受取:同郡桑山村依田鞆助殿。

1 通(綴 9 点・3 点のうち)。堅美折紙。

印刷用紙へ書込み。5 銭印紙・1 銭証券印紙。公証奥書押印・印紙抹消。

925(4)

借入金証書(金 100 円)。

明治 19 年 12 月。差出:北佐久郡御馬寄村借用人町田良右衛門(朱印), 全郡全村受人町田長四郎(朱印)。受取:同郡桑山村依田鞆助殿。

1 冊(2 枚;綴 9 点のうち)。堅半(一ツ綴)。

臙脂色罫紙 綴紐なし, 綴穴 2 つのみ。

976

[貸金支払命令書類]。

[明治 26 年 6 月]。

[2 綴]。[一括]。

976-1

(口)二三二号[貸金支払命令および貸金支払命令申請書]。

[明治 26 年 6 月]。

[1 綴(2 点)]。[堅美(一ツ綴)]。

(1)(2)合綴。

976-1(1)

貸金支払命令(貸附金元利・督促手続費用支払命令。債権者南御牧村依田鞆助, 債務者中津村亡町田良右衛門相続人町田静太)。

明治 26 年 6 月 24 日。差出:岩村田区裁判所判事森川雄八郎(印)。受取:(町田静太)。

1 通。堅紙

朱色罫紙

976-1(2)

明治二十六年六月廿四日提出 貸金支払命令申請書 申請人依田鞆助(貸附金元利・督促手続費用につき, 債権者南御牧村大字桑山依田鞆助, 債務者中津村亡町田良右衛門相続人町田静太; 費用請求書・附屬書借用金証書・証明願書本とも)。

明治 26 年 6 月 24 日。差出:右(長野県北佐久郡南牧村大字桑山村)申請人依田鞆助。受取:岩村田区裁判所監督判事森川雄八郎殿。

1 冊。堅美(一ツ綴)。

「正義館」名入黒色罫紙

976-2

(口)二三四号[貸金支払命令および貸金支払命令申請書類]。

[明治 26 年 6 月]。

[1 綴(2 点)]。[堅美(一ツ綴)]。

(1)(2)合綴。

976-2(1)

貸金支払命令(貸附金元利・督促手続費用支払命令。債権者南御牧村依田鞆助, 債務者中津村亡町田良右衛門相続人町田静太)。

明治 26 年 6 月 27 日。差出:岩村田区裁判所判事森川

雄八郎(印). 受取:(町田静太).

1通. 竖紙.

朱色野紙.

976-2(2)

明治二十六年六月廿七日提出 貸金支払命令申請書
申請人依田智助(貸附金元利・督促手続費用につき、債
権者南御牧村大字桑山依田智助、債務者中津村亡町
田良右衛門相続人町田静太;費用請求書・附属書借用
金証書・証明願謄本とも).

明治26年6月27日. 差出:右(長野県北佐久郡南牧
村大字桑山村)申請人依田智助. 受取:岩村田区裁判
所監督判事森川雄八郎殿.

1冊. 竖美(一ツ綴).

「正義館」名入黒色野紙・桃色野紙.

977

【依田智助より地所書入にて借金の証書】.

[明治27年4月~11月].

[2点]. [一括].

977-1

明治廿七年四月廿日提出 貸金請求之訴状書 原告人
依田智助(被告町田良右衛門相続人町田静太・元利金
計326円66銭余、「附属書類」として明治19年12月20
日付桑山村依田智助宛借用主町田良右衛門「借用金証
書」写とも).

明治27年4月20日. 差出:右原告人(長野県北佐久
郡南御牧村)依田智助(印). 受取:長野地方裁判所上
田支部 判事服藤幸操殿.

1冊. 竖美(かぶせ綴).

表紙に明治27年4月20日付町田静太宛長野地方裁判所上田
支部「訴状送達状」(5月9日までに答弁書差出, 15日に出頭)
を貼付. 本紙は藍色野紙, 送達状は印刷用紙.

977-2

【委任状・承諾書・借用金証書・証明願綴】.

(明治27年11月).

1綴. 竖半・竖美(一ツ目結び綴).

朱色野紙.

977-2(1)

委任状(中津村大字御馬寄字保成の田3筆町田良竹看
護人町田猪牙平より抵当として貸渡しに対し親戚総代と
して登記願に係る一切を町田甚太郎へ).

明治27年11月. 作成:右 町田森太(朱印), 町田良三
郎(朱印), 町田不二太(朱印).

1通. 竖半.

5厘証券印紙 作成のうち町田森太朱印を墨抹.

977-2(2)

承諾書(中津村大字御馬寄字保成の田3筆町田静太の
依田智助よりの金300円借用の抵当に貸渡しにつき).

明治27年11月. 作成:北佐久郡中津村町田良竹亡看
護人 町田猪牙平(朱印), 全郡全村町田良竹親戚 町田
森太(朱印), 町田甚太郎(朱印), 町田良三郎(朱印), 町

田不二太(朱印).

1冊. 竖半(一ツ綴).

差出中町田猪牙平・森太・甚太郎各朱印を墨抹.

977-2(3)

借用金証書(金300円, 返済方明治28年より各年100
円, 抵当中津村大字御馬寄字保成田3筆).

明治27年11月28日. 差出:北佐久郡中津村借用主
町田静太(朱印), 全郡全村町田良竹看護人抵当貸主
町田猪牙平(朱印), 全郡全村町田良竹親戚兼証人 町
田森太(朱印), 全全 町田甚太郎(朱印), 全全 町田良三
郎(朱印), 全全 町田不二太(朱印). 受取:北佐久郡南
御牧村 依田智助殿.

1冊. 竖美(一ツ綴).

差出中町田猪牙平・森太・甚太郎各朱印を墨抹.

977-2(4)

地所書入二付登記願(貸借金・登記料覚).

明治27年11月28日. 作成:北佐久郡中津村大字御
馬寄第八拾六番地 負債主 町田静太(朱印), 全郡南
御牧村第七十三番地 債主 依田智助(印).

1通. 竖紙.

977-2(5)

承諾書(中津村大字御馬寄字保成の田3筆町田静太の
依田智助よりの金300円借用の抵当に貸渡しにつき).

明治27年11月. 作成:北佐久郡中津村町田良竹亡看
護人 町田猪牙平(朱印), 全郡全村町田良竹親戚 町田
森太(朱印), 町田甚太郎(朱印), 町田良三郎(朱印), 町
田不二太(朱印).

1通. 竖半(一ツ綴).

差出中町田猪牙平・森太・甚太郎各朱印を墨抹.

977-2(6)

(明治27年11月28日付依田智助宛町田静太ほか5
名借用書の差出・宛先部分繕写).

明治27年11月28日. 差出:右 負債主 町田静太(朱
印), 債主 依田智助(印). 受取:岩村田区才判所御中.

1枚. 竖美.

前欠カ, 割印あり.

977-2(7)

証明願(町田良竹亡看護人町田猪牙平の中津村大字御
馬寄字保成の田3筆を抵当にしたく看護人・親戚たるこ
との;同証明奥書とも).

明治27年11月28日. 差出:右町田良竹亡看護人 町
田猪牙平(朱印), 右親戚 町田森太(朱印), 町田静太(朱
印), 町田甚太郎(朱印), 町田良三郎(朱印), 町田不二太
(朱印);(奥書)北佐久郡中津村長山浦傳三郎[朱印].

受取:北佐久郡中津村長山浦傳三郎殿.

1冊. 竖半(一ツ綴).

北佐久郡中津村役場文書番号朱印・番込みあり(乙第五卷一
号). 奥書朱印印文「長野県北佐久郡中津村役場印」「長野県北
佐久郡中津村長山浦傳三郎」.

1390-4

判決正本(当事者間貸金請求事件,原告南御牧村依田
惣助,被告町田良右衛門相続人町田静太).

明治27年5月15日.作成:長野地方裁判所上田支部
裁判長判事後藤幸操[ほか判事2名];(正本作成奥書)裁
判所書記土屋円郎[朱印].

1冊. 堅美(一ツ綴).

「判決用紙 長野県地方裁判所上田支部」赤色罫紙

1139-103

記(金50円受取).

(明治)28年10月26日.差出:依田惣助(印).受取:
町田静太殿.

1通. 横美切継紙

1143-73-12

記(駄賃請取につき).

子2月9日.差出:八わた 依田惣介(印).受取:御馬
寄村町田良三郎様.

1通. 小切紙.

1137-64

[包紙](御年玉).

作成:依田惣助.

1通. 堅紙

天地逆に地所売却覚書.

4.佐藤庄作

919(7)

借入金証書(金150円).

明治13年3月12日.差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門(朱印),同村受人町田良三郎(朱印).受
取:同郡塩名田村佐藤庄作殿.

1通(綴7通のうち). 堅折紙

朱色罫紙

1137-73

記(刀三郎殿貸金請取につき).

明治18年8月20日.差出:佐藤庄作(印).受取:御
馬寄 町田良右衛門殿.

1通. 小切紙

1137-181

借入金証書(金50円).

明治18年12月19日.差出:北佐久郡御馬寄村借用
主町田良右衛門(朱印),引受証人山浦嘉吉(印).受
取:北佐久郡塩名田村佐藤庄作殿.

1通. 縦紙

2銭印紙2枚.

1137-119

記(金30円受取につき).

明治19年4月4日.差出:佐藤庄作(印).受取:町田
良右衛門殿.

1通. 小切紙

印文「信州佐久 塩名田(ヤマに大)[大和屋].

1137-99

証(金20円受取につき).

明治19年5月27日.差出:塩名田佐藤庄作(印).受
取:御馬寄町田良右衛門殿.

1通. 小切紙

928-1(4)

借入金証(金400円,抵当畑27筆).

明治19年10月7日.差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門,同郡同村証人町田長四郎,同郡同村同
断山浦嘉吉.受取:同郡塩名田村佐藤庄作殿.

1冊(3点綴8点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 端下「扣」.

955(6)

借入金証書(金600円).

明治20年11月30日.差出:北佐久郡御馬寄村借用
主町田良右衛門(印),全郡全村証人町田静太(印),同郡
全村証人山浦嘉吉(印).受取:北佐久郡塩名田村佐藤
庄作殿.

1冊(7点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 5銭・1銭証券印紙5枚.

1139-7

記(金120円ほか一口利子21円68銭受取につき).

明治21年8月28日.差出:佐藤庄作(印).受取:町
田良右衛門殿.

1通. 横美切紙

押印印文「信州佐久 塩名田宿(ヤマに大)大和屋」.

1137-58

請取証(利子金請取証).

明治21年10月20日.差出:佐藤庄作(印).受取:町
田良右衛門殿.

1通. 堅紙

1銭証券印紙

927(3)

借入金証書(金120円).

明治21年11月3日.差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門(朱印),引受証人山浦嘉吉(印).受取:
全郡塩名田村佐藤庄作殿.

1通(綴38点のうち). 堅紙

印刷用紙へ書込み. 10銭印紙・1銭証券印紙 押印抹消.

1139-10

記(元金千円より利子二口計金百円受取).

明治22年丑11月30日.差出:中津村 佐藤庄作(印).
受取:全村 町田良右衛門殿.

1通. 堅切紙

紺色罫紙半裁. 1銭証券印紙

927(31)

金借用之証(金50円).

明治22年12月20日.差出:北佐久郡中津村借用人
町田良右衛門(朱印),全郡全村町田静太(朱印).受
取:全郡全村佐藤庄作殿.

1通(綴38点のうち). 堅紙

2 銭証券印紙 押印抹消。

927(16)

借入金証書(金 200 円)。

明治 23 年 7 月 19 日。差出:北佐久郡中津村借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人全郡全村町田静太(朱印)。受取:全郡全村佐藤庄作殿。

1 通(綴 38 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ呑込み。5 銭証券印紙 2 枚。押印抹消。

927(19)

借入金延期別書(金 400 円借用の件)。

明治 23 年 7 月 19 日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 証人山浦嘉吉(印)。受取:全郡全村佐藤庄作殿。

1 通(綴 38 点のうち)。堅美折紙。

朱色罨紙 1 銭証券印紙 借用主押印抹消。

927(17)

借入金証書(金 150 円)。

明治 23 年 9 月 3 日。差出:北佐久郡中津村借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印)。受取:全郡中津村佐藤庄作殿。

1 通(綴 38 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ呑込み。2 銭・1 銭証券印紙 押印抹消。

927(18)

借入金延期証(723 円借用の件)。

明治 24 年 3 月 31 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄金借用主町田良右衛門(朱印), 全郡同村受人町田長四郎(朱印), 全郡同村受人山浦嘉吉(印)・町田甚太郎(朱印)。受取:全郡同村大字塩名田佐藤庄作殿。

1 通(綴 38 点のうち)。堅美折紙。

朱色罨紙 1 銭証券印紙 押印抹消。

1385(13)

借入金証(金 280 円, 町田良右衛門所持畑地抵当, 受取奥書とも)。

明治 24 年 4 月 27 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田良右衛門(朱印), 全郡全村証人町田長四郎(朱印);(受取奥書)北佐久郡中津村八拾六番地佐藤庄作(印)。受取:全郡全村大字塩名田佐藤鍋次殿。

1 通(34 点のうち)。堅美。

朱色罨紙 紙面に登記・登記済朱印押印。差出押印抹消, 本紙端上切り(印紙切りカ)。

1139-46

証(利子金 10 円受取)。

(明治)24 年 12 月 30 日。差出:佐藤庄作(印)。受取:町田静太殿。

1 通。横美切紙。

930(14)

借入金証(金 40 円)。

明治 26 年 1 月 25 日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 受人町田不士太(印)。受取:全郡全村佐藤庄作殿。

1 通(綴 22 点のうち)。堅折紙。

930(13)

借入金証書(金 500 円)。

明治 26 年 10 月 26 日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 証人町田不士太(印)。受取:全郡全村佐藤庄作殿。

1 通(綴 22 点のうち)。堅折紙。

1139-74

記(卯 4 月より佐藤庄作全鍋次殿金 280 円につき受取金額等差引書付)。

(明治)26 年 12 月 6 日済。

1 通。横美切紙。

930(15)

借入金証書(金 113 円)。

明治 26 年 12 月 6 日。差出:町田静太(印)。受取:佐藤庄作殿。

1 通(綴 22 点のうち)。堅美折紙。

朱色罨紙。

1139-66-3

証(御用立金 280 円に対する利子悉皆済み)。

明治 26 年 12 月 17 日。差出:(塩名田宿)佐藤庄作(印)。受取:町田静太殿。

1 通。横美切紙。

差出印・領収印印文「信州佐久 塩名田宿 (ヤマに大)大[和屋]」。

931-1(12)

延期書(明治 24 年 4 月 27 日付借入金同年 12 月 25 日返期のところ明治 27 年 12 月 25 日迄に)。

明治 27 年 3 月 23 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良右衛門相続人 町田静太(朱印)。受取:全郡全村大字塩名田 佐藤庄作どの。

1 通(2 件綴 12 通のうち)。堅美。

朱色罨紙 5 厘証券印紙 2 枚。朱印抹消。

1143-73-35

記(金請取証)。

亥 9 月 27 日。差出:佐藤庄作(印)。受取:町田良右衛門様。

1 通。小切紙。

3 ヶ所に同一印文の印あり。「信州佐久 大和屋 塩名田宿」とある。

1137-67

(佐藤庄作ヨリ金 600 円借用に際しての抵当書上)。

1 通。小切紙。

5.町田利助

919(3)

借入金証書(金 100 円)。

明治 13 年 10 月 30 日。差出:中津村大字御馬寄借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田静太(朱印)。受取:全村町田利助殿。

[150] 1.町田家 5.貸借 1.借金

1通(綴7通のうち). 堅美切紙

5銭・1銭証券印紙

930(7)

借入金証書(金60円余).

明治26年8月30日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 引請証人町田長四郎(印). 受取:全郡全村町田利助殿.

1通(綴22点のうち). 堅美切紙

1銭証券印紙

931-1(7)

借入金証(金60円).

明治27年7月19日. 差出:中津村大字御馬寄借用主町田静太(朱印), 受人町田不二太(朱印). 受取:全村大字町田利助殿.

1通(2件-綴12通のうち). 堅紙

紺色野紙 1銭証券印紙4枚. 朱印味消.

1138-51

記(借入金元利差引).

明治29年10月7日. 差出:町田利助. 受取:町田静太殿.

1通. 横切継紙

1138-50

記(借入金元利差引).

(明治29年). 差出:町田利助. 受取:町田静太様.

1通. 横切紙

6.小山久左衛門

919(1)

借入金証書(金75円).

明治13年12月29日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印), 引受証人全郡全村町田良右衛門(朱印). 受取:全郡小諸町小山久左衛門殿.

1通(綴7通のうち). 堅美切紙

1銭証券印紙 (3)まで印刷用紙へ書込み.

929-1(8)

借入金証書(金400円, 宅地1~9号抵当, 皆済奥書とも).

明治25年6月9日;(皆済奥書)明治26年3月3日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(朱印), 全郡全村大字全保証人町田良三郎(朱印), 南佐久郡岸野村抵当貸主兼保証人岡村直次郎(朱印);(皆済奥書)北佐久郡小諸町小山久左衛門(朱印). 受取:北佐久郡小諸町小山久左衛門殿.

1冊(13点-綴11点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色野紙 5銭証券印紙4枚. 登記済の旨の岩村田区裁判所出張所朱印あり. 一部押印味消.

929-1(6)

借入金証書(金500円).

明治25年8月15日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(朱印), 全郡全村証人町田不二太(朱印).

受取:全郡小諸町小山久左衛門殿.

1通(13点-綴11点のうち). 堅美. 赤色野紙 1銭証券印紙20枚. 押印味消.

929-1(4)

借入金証書(金250円).

明治25年12月26日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印), 証人町田不二太(朱印). 受取:全郡小諸町小山久左衛門殿.

1通(13点-綴11点のうち). 堅紙

朱色野紙 1銭証券印紙14枚. 押印味消.

7.積穀・困殺

1360-11(73)

積穀金預り券(金382円43銭5厘).

明治16年4月30日. 差出:北佐久郡御馬寄郵預り主町田良右衛門(印), 同郡全村保証人町田良三郎(印), 同郡同村保証人町田静太(印). 受取:北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平篤省三殿.

1通. 堅紙

印紙あり.

1137-202

証(御馬寄村積穀金取り廻金190円請取につき).

(明治)18年4月21日. 差出:北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場[朱印]. 受取:町田良右衛門殿.

1通. 堅紙

1139-13

領収証(困殺金利子皆納・金15円5厘).

明治22年11月31日(ママ). 差出:北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場[朱印]. 受取:北佐久郡中津村内大字御馬寄 納人町田良右衛門.

1通. 堅美四ツ切紙

黒色野・木板印刷用紙. 差出朱印印文「長野県北佐久郡八幡村外六ヶ村 戸長役場印」. 領収朱印「成澤」.

1139-52-2

受取証(困殺代金貸附元利内金50円領授).

(明治)24年11月29日. 差出:総代人町田仙右衛門(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1通. 小切紙

1銭証券印紙

8.桜井村生衆社・臼田銀太郎等

922-1(1)

借入金証書(金70円).

明治16年7月2日. 差出:北佐久郡御馬寄村町田良三郎(朱印), 引受証人同郡同村町田志津太(朱印). 受取:生衆社長支配人御中.

1通(2件-綴9通のうち). 堅美切紙

印刷用紙へ書込み. 押印味消.

923(8)

借入金証(金300円).

明治17年4月17日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主

町田良右衛門(朱印), 引受証人町田良三郎(朱印). 受取: 南佐久郡桜井村生衆社長白田銀太郎殿・同支配人白田慎三殿.

1通(綴22点のうち). 堅紙.
印刷用紙へ書込み. 押印味消.

923(9)

借入金証(金5円).

明治17年4月17日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 引受証人町田良三郎(朱印). 受取: 生衆社長・支配人御中.

1通(綴22点のうち). 堅紙.
印刷用紙へ書込み. 押印味消.

1137-71

借入金証書(金300円).

明治17年7月20日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門様(印), 同郡同前引請証人町田良三郎(印). 受取: 南佐久郡桜井村 生衆社御中.

1通. 堅紙.

1137-98

借入金証書(金300円).

明治17年7月20日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 引請証人町田良三郎(朱印), 同町田久二郎(朱印). 受取: 南佐久郡桜井村 生衆社中.

1通. 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 袖上(標題上)切取(印紙切取カ). 差出押印味消.

1137-200

仮請取証(御用達金利分など金30円受取につき).

(明治)18年2月15日. 差出: 桜井村生産社長白田銀太郎(朱印). 受取: 御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 小切紙.

924(8)

借入金証書(金100円).

明治18年5月20日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人良三郎(朱印), 同郡同村受人町田静太(朱印);(奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平島省三[朱印]. 受取: 南佐久郡桜井村生衆社御中.

1通(綴10点のうち). 堅美.

印刷用紙へ書込み. 1銭証券印紙4枚・10銭印紙. 押印味消.

1137-120

記(利子金29円受取につき).

(明治)18年5月29日. 差出: 桜井村生衆社[朱印]. 受取: 御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 小切紙.

1銭印紙.

924(10)

借入金特約証券(金250円).

明治18年11月22日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田久二郎(朱印), 抵当貸主町田森太(朱印), 同町田

彦右衛門(印);(奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平島省三[朱印]. 受取: 南佐久郡桜井村生衆社長白田銀太郎殿.

1冊(綴10点のうち). 堅美(一ツ綴).
朱色罫紙. 押印味消, 印紙剥がシカ.

925(1)

借入金証書(金200円, 元利請取裏書とも).

明治19年3月20日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 受人町田久次郎(朱印);(奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平島省三[朱印];(裏書)南佐久郡桜井村生衆社々長白田銀太郎(朱印). 受取: 南佐久郡桜井村生衆社長白田銀太郎殿.

1通(綴9点のうち). 堅美.

印刷用紙へ書込み. 10銭印紙・1銭証券印紙. 差出押印味消.

926-5-2

御届(町田良右衛門書入地書上).

明治20年3月29日. 差出: 南佐久郡桜井村生衆社々長白田銀太郎(朱印). 受取: 北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長岡部弾二殿.

1通(7件のうち). 堅折紙.

朱色罫紙.

926-4

済崩金借用特約証書, 扣(560円借用につき, 御馬寄村田地抵当入).

明治20年3月30日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用人町田良右衛門, 同郡同村証人町田静太, 同郡同村全町田久次郎(朱印). 受取: 南佐久郡桜井村白田銀太郎殿.

1冊(7件のうち). 堅半(一ツ綴).

緑色罫紙. 綴補修.

926-5-1

借入金特約証券(600円, 金員領収奥書とも).

明治20年3月30日;(領収奥書)明治20年11月30日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用人町田良右衛門(朱印), 同郡同村証人町田静太(朱印), 同郡同村全町田久次郎(朱印);(領収奥書)右白田銀太郎代人南佐久郡桜井村生衆社支配人白田慎三(印). 受取: 南佐久郡桜井村生衆社長白田銀太郎殿.

1冊(7件のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 5銭・1銭証券印紙.

926-6

借入金特約証券(600円).

明治20年3月30日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門, 全郡全村証人町田静太, 全郡全村全証人町田久次郎(朱印). 受取: 南佐久郡桜井村生衆社長白田銀太郎殿.

1冊(7件のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 端下「扣」.

955(1)

済崩金借用特約証書(金560円).

明治20年3月30日. 差出: 北佐久郡御馬寄村借用人

町田良右衛門(印), 北佐久郡中津村証人町田静太(印), 同郡同村同町田久次郎(印). 受取:南佐久郡桜井村白田銀太郎殿.

1冊(7点のうち). [堅美(ひねり綴・一ツ綴)].

(1)~(3)ひねり綴. 朱色罫紙 10 銭印紙 2 枚.

1077

[南佐久郡桜井村白田銀太郎・生衆社よりの請取書類].

[明治 20 年~25 年].

[点]. [袋入一括].

1077-1 へ, -2 以下を書付様または番状様に折りたたみ収納.

1077-1

[紙袋]明治廿年以來 南佐久郡桜井村白田銀太郎殿`より`成崩シ分請取類入 同断生衆社`より`受取証書類入.

明治 20 年.

1 点. 袋.

1 銭証券印紙. 破損.

1077-2

請取書(金 70 円).

明治 20 年 9 月 5 日. 差出:南佐久郡桜井村白田銀太郎, 代印白田弥二郎(朱印). 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿.

1 通. 堅切紙.

朱色罫紙. 1 銭証券印紙.

1077-3

請取書(御馬寄村地所登記証書に対する用達金 125 円).

明治 21 年 9 月 24 日. 差出:南佐久郡桜井村白田銀太郎代兼全所白田慎三(印). 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿, 全静太殿.

1 通. 堅切紙.

1 銭証券印紙.

1077-4

請取証書(計金 583 円).

明治 21 年 9 月 18 日. 差出:桜井村白田銀太郎代兼人白田慎三(印). 受取:町田良右衛門殿.

1 通. 堅切紙.

1 銭証券印紙. 朱色罫紙.

1077-5

記(2 件計金 500 円受取).

明治 22 年 11 月 13 日. 差出:桜井村白田慎三代兼人白田銀太郎(朱印). 受取:中津村町田良右衛門殿, 同静太殿.

1 通. 横美切紙.

1077-6

受取証書(金 70 円).

明治 22 年 8 月 26 日. 差出:南佐久郡桜井村白田銀太郎(朱印). 受取:北佐久郡御馬寄町田良右衛門殿.

1 通. 堅切紙.

赤色罫紙.

1077-7

受取証書(金 125 円のうち金 50 円).

明治 22 年 8 月 26 日. 差出:南佐久郡桜井村白田慎三(印), 白田銀太郎(朱印). 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄町田森太殿, 同久四郎殿.

1 通. 堅切紙.

赤色罫紙.

1077-8

記(22 年 9 月 9 日 金 125 円ほか 4 件 利子等計算).

1 通. 横折紙.

1077-9

請取書(金 72 円 39 銭余, 成済金のうち).

明治 22 年 12 月 25 日. 差出:南佐久郡桜井村白田銀太郎代兼白田慎三(印). 受取:町田良右衛門殿, 町田静太殿.

1 通. 堅切紙.

朱色罫紙.

1077-10

請取書(金 36 円 87 銭 5 厘).

明治 22 年 12 月 25 日. 差出:西佐久郡桜井村生衆社支配人白田慎三(印). 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄 町田静太殿.

1 通. 堅切紙.

朱色罫紙. 端上「第三十号」.

1077-11

記(貸金延滞分請取).

明治 25 年 12 月 25 日. 差出:南佐久郡桜井村白田銀太郎(朱印). 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄町田良右衛門殿.

1 通. 堅切紙.

朱色罫紙.

1077-12

連帯借入金証書(金 400 円, 皆済奥書とも).

明治 21 年 9 月 24 日;(皆済奥書)明治 22 年 12 月 25 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印), 同郡同村(訂正前)受人兼借主町田静太(朱印), 同郡同村保証人町田久次郎(朱印);(皆済奥書)南佐久郡桜井村白田銀太郎・白田松三郎右兩人代人全郡全村三拾八番地白田慎三(印). 受取:南佐久郡桜井村 白田銀太郎殿, 白田松三郎殿.

1 冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 10 銭印紙 2 枚.

955(2)

済崩金借用特約証書(金 1000 円).

明治 20 年 11 月 30 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(印), 全郡全村証人町田静太(印), 全郡全村証人町田久次郎(印). 受取:南佐久郡桜井村白田銀太郎殿, 白田慎三殿.

1 冊(7 点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 5 銭・1 銭証券印紙 8 枚.

927(2)

連帯借入金証書(金 400 円).

明治 21 年 9 月 24 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門, 借用主町田静太, 証人町田久次郎.
受取:南佐久郡桜井村 [空白].

1 冊(綴 38 点のうち). 堅半(一ツ綴).

紙面線引, 反故か.

927(5)

連帯借入金証書(金 295 円借用, 金員領収書とも).

明治 21 年 10 月 23 日;(領収書)明治 26 年 12 月 15 日.
差出:北佐久郡御馬寄村連帯借用主町田静太(朱印),
連帯借用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田良
三郎(朱印);(領収書)右債主 白田銀太郎(朱印). 受
取:南佐久郡桜井村生衆社長白田銀太郎殿.

1 冊(綴 38 点のうち). 堅半(一ツ綴).

印刷用紙へ書込み. 10 銭印紙・1 銭証券印紙. 本紙押印味消.
領収書朱色罫紙合綴.

955(3)

連帯借入金証書(金 639 円).

明治 22 年 12 月 25 日. 差出:北佐久郡中津村大字御
馬寄借用主町田良右衛門(印), 全郡全村借用主町田静
太(印), 全郡全村証人町田不士太(印). 受取:南佐久
郡桜井村生産社長白田銀太郎殿.

1 冊(7 点のうち). 堅美(二ツ綴).

朱色罫紙 10 銭・5 銭・1 銭証券印紙 4 枚.

1139-23

請取書(御馬寄村地所登記第五拾三号に対する利子
云々).

明治 24 年 3 月 31 日. 差出:南佐久郡桜井村 生衆
社々長 白田銀太郎(朱印). 受取:北佐久郡中津村大
字御馬寄 町田静太殿, 全良右衛門殿.

1 通. 堅切紙

1 銭証券印紙

975

[支払命令および支払命令申請書類].

[明治 25 年 10 月 13 日].

[1 冊(2 点)]. [堅美(一ツ綴)].

(1)(2)全体は紙綴りで一ツ綴.

975(1)

支払命令(貸附金・利子・催促手続費用, 債権者桜井村
生産社社長代理支配人白田慎三, 債務者町田静太).

明治 25 年 10 月 13 日. 差出:岩村田区裁判所判事山
本真主基. 受取:(町田静太).

1 通. 堅美

「岩村田区裁判所」名入朱色罫紙

975(2)

[支払命令申請書ほか](貸金催促事件関係書類写, 債
権者桜井村生衆社社長代理支配人白田慎三, 債務者
町田静太).

明治 25 年 10 月 13 日.

1 冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙

1139-54

請取証書(御馬寄地所登記第 53 号に対する貸金元利
の内金 200 円).

明治 25 年 10 月 26 日. 差出:南佐久郡桜井村 生衆社
[朱印]. 受取:北佐久郡中津村 町田良右衛門代兼人
町田静太殿.

1 通. 堅切紙(四ツ切大).

朱色罫紙 冒頭朱筆「第十六号」. 差出印文「桜井 生衆社」.

1372

借入金証書(金 179 円, 中津村大字御馬寄宅地抵当,
岩村田区裁判所登記済奥印・元利金請取奥書とも).

明治 26 年 12 月 15 日. 差出:北佐久郡中津村大字御
馬寄借用人町田静太(朱印), 全郡全村証人町田不二太
(朱印);(登記済奥印)[朱印];(請取奥書)南佐久郡桜井村
百七拾式番地債主白田銀太郎(朱印)[ほか 2 名連印].
受取:南佐久郡桜井村白田銀太郎殿, 白田松太郎殿,
白田慎三殿.

1 冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 5 銭・1 銭・5 厘証券印紙. 本紙差出押印味消.

1137-117

(御用達金返済の督促書).

5 月 11 日. 差出:桜井村生衆社. 受取:御馬寄村町
田良右衛門様.

1 通. 横切紙

1137-68

(白田銀太郎・生衆社の元金・利足金額書上).

1 通. 横折紙

利足金額は朱筆.

9.祭典費共有金

969

積年賦成崩し借用証文(金額空白, 抵当字中宿宅地
2 筆・字神平田ほか計 27 筆および家屋).

明治 17 年 9 月 20 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門(朱印), 全相続人町田静太(朱印), 同郡同
村受人町田良三郎(朱印), 全町田長四郎(朱印), 全町田
久次郎. 受取:同郡同村共有金惣代山浦一助殿.

1 冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 押印味消(ペン).

924(6)

借入金証書(金 1000 円, 皆済書とも).

明治 18 年 9 月 20 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田静太(朱印), 同
郡同村受人町田良三郎(朱印);(奥書)北佐久郡八幡村
外六ヶ村戸長平嵩省三[朱印];(皆済書)共有金惣代町田
利助(印)[ほか 9 名連印]. 受取:共有金惣代町田利助
殿.

1 冊(綴 10 点のうち). 堅美および堅半(一ツ綴).

朱色罫紙

970(2)

借用金証書(金 1000 円, 抵当田畑 24 筆).

明治 18 年 9 月 20 日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 全郡全村受人町田静太(朱印), 全郡全村受人町田良三郎(朱印). 受取:北佐久郡御馬寄村共有金總代町田利助殿, 外御中.

1 冊(2 通のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 差出押印味消.

1137-108

金円受取証(共有金貸付のうち 230 円).

明治 19 年 10 月 26 日. 差出:共有惣代 町田利助(印).

受取:町田良右衛門殿.

1 通. 堅切紙.

1 銭証券印紙.

1355

金員繰替返金約定(共有金借用返金残額 500 円のところ町田森太ほか 3 名分合金 286 円 5 銭を無尽割戻しとして).

明治 19 年 12 月 20 日. 差出:右 町田良右衛門(朱印), 町田森太(朱印), 町田久次郎(朱印), 町田長四郎(朱印). 受取:共有金惣代 町田利助殿.

1 冊. 堅半(一ツ綴).

蘇芳色罫紙. 1 銭証券印紙. 継目に朱印押印(町田良右衛門印).

1390-2

請取証(村社祭礼備付金利子).

(明治 20 年カ)9 月 20 日. 差出:大字御馬寄氏子惣代山浦勢訪吉(朱印). 受取:町田静太様.

1 通. 堅切紙.

928-1(5)

借用金証書(金 290 円 6 銭 3 厘).

明治 24 年 1 月 25 日. 差出:北佐久郡中津村借用人町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田良三郎, 同郡同村受人町田森太(朱印). 受取:全郡全村共有金差廻惣代 山浦伊三郎殿外四名御中.

1 通(3 点-綴 8 点のうち). 堅紙.

朱色罫紙. 1 銭・10 銭証券印紙. 良右衛門押印味消.

928-2

借用金証書(金 290 円 6 銭 3 厘).

明治 24 年 1 月 25 日. 差出:北佐久郡中津村借用人町田良右衛門, 全郡全村請人町田森太, 全郡全村請人町田良三郎. 受取:同郡同村共有決取廻惣代山浦傳三郎殿外四名衆中.

1 通(3 点のうち). 堅紙.

宛先訂正, 下書カ.

1139-52-1

記(貸附金元利・出金計算書).

明治 24 年 11 月 28 日. 差出:総代人 町田仙右衛門.

受取:町田良右衛門殿.

1 通. 小切紙.

-52-2 とともに二つ折にたたまれていた.

1385(10)

金円借用証書(金 264 円, 町田久次郎所持畑地宅地抵当, 建家等図面添付;証面元利金領収書とも).

明治 24 年 12 月 23 日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(朱印), 全郡全村抵当貸主引請証人町田久次郎(朱印);(領収書)北佐久郡中津村大字御馬寄共有金管理人北佐久郡中津村長佐藤鍋次[朱印]. 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄共有金惣代町田仙右衛門殿, 町田甚太郎殿, 山浦大次殿, 町田長四郎殿.

1 冊(34 点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 5 銭・1 銭証券印紙. 紙面に登記済等の朱印.

1385(12)

金円借用証書(金 264 円, 町田久次郎所持畑地宅地抵当).

明治 24 年 12 月 23 日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(書印), 同郡同村抵当貸主引受証人町田久次郎(書印). 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄共有金惣代町田仙右衛門殿, 町田甚太郎殿, 山浦大次殿, 町田長四郎殿.

1 冊(34 点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙.

1385(11)

金円借用証書(金 264 円, 製糸所建物等抵当).

明治 24 年 12 月. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(印), 全郡全村抵当貸主町田久次郎(印), 全郡全村引継証人町田良三郎. 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄共有金總代町田仙右衛門殿, 町田甚太郎殿, 山浦大次殿, 町田長四郎殿.

1 冊(34 点のうち). 堅半(一ツ綴).

1139-66-14

記(明治 23 年度分金 33 円 20 銭ほかにつき受取金円差引書付).

(明治)25 年 12 月 27 日. 差出:惣代人 町田仙右衛門. 受取:町田静太殿.

1 通. 横折紙.

1139-66-21

仮受取之証(共有金利子金 40 円領収).

(明治)25 年 12 月 27 日. 差出:(中津村大字御馬寄)惣代人[朱印]. 受取:町田静太殿.

1 通. 小切紙.

差出朱印印文「中津村大字御馬寄惣代之印」, また「町仙」朱印もあり.

1139-65

領収証(明治 26 年度共有金利子金 26 円 40 銭).

明治 26 年 12 月 28 日. 差出:工藤常太郎(朱印). 受取:町田静太殿.

1 通. 堅紙.

朱色罫紙. 差出印文「工藤」. 領収朱印印文「中津村大 字御馬

寄 惣代之印).

1390-29

副証書(借用金円を神社祭典備付金として引き継ぐ旨承知).

明治26年12月28日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用主町田静太(朱印), 全郡全村全大字抵当貸主右証人町田久二郎(朱印). 受取:全郡全村御馬寄神社氏子総代人 町田佐太郎殿, 山浦伊右衛門殿, 町田久二郎殿.

1通. 堅紙

朱色野紙 5厘証券印紙

1139-4

副書(明治24年12月22日付の借用金は村内共有金で信徒総代引継ぎ承諾につき).

明治26年12月29日. 差出:町田静太(書印). 受取:町田佐太郎殿, 山浦伊右衛門殿, 町田久二郎殿.

1通. 堅紙

朱色野紙. 堅折紙としたあと四つ折にたたまれていた. 堅折紙とした際の右側端に綴じ穴2つあり.

1139-29

記(村社祭典費利子受取).

明治27年10月10日. 差出:山浦伝右衛門(印). 受取:町田静太様.

1通. 堅紙

979-1

証券(借用金返金期限延長願申入につき).

明治28年1月20日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印), 全郡全村保証人町田久次郎(朱印). 受取:大字御馬寄祭典費共有金惣代町田弥作殿, 鈴木梅太郎殿, 山浦伊右衛門殿.

1通. 堅紙

朱色野紙 1銭証券印紙

979-2

(借用金返金期限延長願申入につき証券).

明治29年12月8日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印). 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄氏子惣代山浦伊右衛門殿, 全鈴木梅太郎殿, 全町田弥作殿.

1通. 堅美.

印紙剥離

1139-102

証(村社備付御貸金利子受取).

明治28年10月25日. 差出:中津村大字御馬寄氏子惣代 山浦伊右衛門[朱印], 町田弥作(朱印), 鈴木梅太郎(朱印). 受取:全郷 町田静太殿.

1通. 堅切紙

1139-122

証(金26円40銭, 元金1ヵ年利子受取).

(明治)29年10月10日. 差出:氏子総代 山浦伊右衛門(朱印), 町田弥作(朱印), 鈴木梅太郎(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 堅紙

1138-90

領収証(一ヶ年利子金領収).

(明治)33年9月13日. 差出:氏子総代町田弥作(印). 受取:町田静太様.

1通. 堅切紙

1138-79

証(37年よりの忠次郎利金受取).

明治37年12月14日. 差出:中津村大字御馬寄 氏子惣代(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 横美切紙

印文「鈴木」.

10.学資金

1385(4)

学資金借用証書(金332円, 北佐久郡御馬寄村畑地抵当, 奥印とも).

明治18年9月20日. 差出:北佐久郡御馬寄郵借用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田静太(朱印), 同郡同村受人町田長四郎(朱印);(奥印)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平嶋省三代理全郡全村筆生依田音藏(朱印). 受取:御馬寄学校御中.

1冊(34点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色野紙 10銭印紙・2銭証券印紙. 押印抹消.

970

[学資金借用証書].

[明治18年9月20日]. 作成:[町田良右衛門].

[1綴(2冊)]. [堅美(ひねり綴)].

(1)(2)は端を紙縫りでひねり綴. 印紙形状書込み・奥書書印等あり, 下書または控か.

970(1)

学資金借用証書(金332円, 抵当田畑11筆).

明治18年9月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人町田静太(朱印), 同郡同村受人町田良三郎(朱印). 受取:御馬寄学校御中. 1冊(2通のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色野紙

1139-8

受取証(学資利子領収).

(明治)22年12月28日. 差出:総代人(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1通. 小切紙

差出朱印印文「町仙」.

1135-53

[町田仙右衛門書状](学資金利子納につき).

(明治)25年5月15日. 差出:町田仙右衛門. 受取:町田静太様.

1通. 横切紙(封筒入).

1139-66-12

受取証(学資金利子金50円).

(明治)25年12月20日。差出:(中津村大字御馬寄)惣代人[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。小切紙。

差出朱印印文「中津村大字御馬寄惣代之印」。

11.山浦八百作

928-1(6)

借入金証(金20円)。

明治24年7月10日。差出:中津村大字御馬寄町田静太(朱印)。受取:同郡同村同大字山浦八百作殿。

1通(3点綴8点のうち)。堅紙。

朱色罫紙 1銭証券印紙 押印抹消。

930(16)

借入金証(金4円50銭)。

明治26年3月26日。差出:北佐久郡中津村町田静太(印)。受取:全郡全村山浦八百作殿。

1通(綴22点のうち)。堅折紙。

朱色罫紙。

930(11)

借入金証書(金80円)。

明治26年7月12日。差出:中津村大字御馬寄借主町田静太(印), 全村全大字町田不士太(印)。受取:全村全大字山浦八百作殿。

1通(綴22点のうち)。堅美折紙。

1銭証券印紙 朱色罫紙。

930(4)

借入金証券(金20円)。

明治26年7月18日。差出:中津村借主町田静太(印)。受取:山浦八百作殿。

1通(綴22点のうち)。堅美切紙。

930(5)

借入金証券(金20円)。

明治26年7月20日。差出:北佐久郡中津村御馬寄借主町田静太(印)。受取:全郡全村全字山浦八百作殿。

1通(綴22点のうち)。堅美切紙。

930(18)

借入金証書(金30円)。

明治26年12月30日。差出:北佐久郡中津村町田静太(印)。受取:全郡全村山浦八百作殿。

1通(綴22点のうち)。堅美折紙。

朱色罫紙。

931-1(10)

借入金証書(金40円・金69円)。

明治27年7月11日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印)。受取:山浦八百作殿。

1通(2件綴12通のうち)。堅紙。

朱色罫紙 朱印抹消。2筆1紙に記載するも差出・宛先それぞれ記載。

931-1(8)

借入金証(金44円85銭)。

明治27年8月11日。差出:中津村借用人町田静太(朱印), 証人町田不二太(朱印)。受取:全郡全村山浦八百作殿。

1通(2件綴12通のうち)。堅美。

朱色罫紙 1銭証券印紙2枚 朱印抹消。

932(11)

借入金証(90円)。

明治28年7月7日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 全郡全村証人町田不士太(印)。受取:全郡全村山浦八百作殿。

1通(綴12通のうち)。堅折紙。

朱色罫紙。

932(7)

借入金証書(金80円)。

明治28年7月25日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 引受証人町田不士太(印)。受取:全郡中津村山浦八百作殿。

1通(綴12通のうち)。堅美切紙。

932(12)

借入金証(金110円)。

明治28年9月11日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主町田静太(印), 全郡全村全大字証人町田不士太(印)。受取:全郡全村山浦八百作殿。

1通(綴12通のうち)。堅紙。

1385(25)

借入金証(金150円)。

明治29年1月10日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印), 受人町田不二太(朱印)。受取:北佐久郡中津村山浦八百作殿。

1通(34点のうち)。堅美。

差出押印抹消。

1385(31)

借入金証書(金40円)。

明治31年1月10日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(朱印)。受取:山浦八百作殿。

1通(34点のうち)。堅美。

朱色罫紙 押印抹消。

12.工藤常太郎

929-1(11)

借入金証書(金100円)。

明治25年8月15日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主町田静太(朱印), 同郡全村証人町田長四郎(朱印)。受取:同郡全村工藤常太郎殿。

1通(13点綴11点のうち)。堅紙。

朱色罫紙 1銭証券印紙5枚 押印抹消。

930(8)

借入金証券(金150円)。

明治26年8月28日。差出:北佐久郡中津村借主町田静太(印), 引請証人町田長四郎(印)。受取:全郡全

主町田静太(朱印), 全郡全村連帯借用主柳沢忠作(朱印). 受取: 全郡全村山浦傳三郎殿.

1通(34点のうち). 堅紙.

1 銭証券印紙 押印抹消.

1136-47

[町田良右衛門書状](嘉吉米無心, 残金勘定につき).

8月18日. 差出: 町田拜;(封筒)中津村御馬寄 町田良右衛門. 受取: 依田様;(封筒)南御牧村桑山 依田利左衛門 証書在中.

1通. 横美切紙(封筒入).

封筒の差出・宛先線引抹消.

3. 証人

951

借用申賃入家屋敷印証之事(通用金40両, 家1軒屋敷共, 御租税ならびに諸入用に差支え, 来る4月20日まで).

明治6癸酉年1月18日. 差出: 耳取村 金子借用主 田島庄十(印), 同所請人 田島喜兵衛(印), 御馬寄村請人 町田良三郎(印). 受取: 中原郷 依田房吉殿.

1通. 堅紙.

差出中町田良三郎印印文「信佐久 御馬寄(口のなかに丁)福田屋」.

912(1)

金札日延証文之一札(金40両借用の件).

明治6癸酉極月24日. 差出: 金札借用主田嶋庄十(印), 親類惣代丸山種助(印), 受人田島喜兵衛(附箋「他行二付追印」), 受人町田良三郎(印). 受取: 依田房吉殿.

1通(4点のうち). 堅紙.

928-1(1)

借入金証書(金700円).

明治24年3月30日. 差出: 北佐久郡中津村大字御馬寄借用人町田森太(朱印), 同郡同村借用人町田久次郎(朱印), 同同全町田良右衛門(朱印), 同同証人町田静太(朱印). 受取: 全郡南御牧村 依田仙右衛門殿.

1通(3点-綴8点のうち). 堅折紙.

押印抹消.

1139-3

清水清重殿(清水清重よりの借用証, 計金695円).

(明治24年10月~11月). 差出: (桜井村 白田豊太郎(朱印), 川辺村 清水清重(朱印); 北佐久郡川辺村 借主 清水清重(朱印), 受人 町田静太). 受取: (前山村 飯島清右衛門殿; 塩川倉庫会社).

2通. 横美切紙(封筒入).

標題記載の封筒に折りたたまれて一括. 印紙貼付.

933-1(7)

金円借用之証(金44円).

明治29年10月5日. 差出: 中津村借主山浦八百作(印), 中津村受人町田静太(印). 受取: 蔭田豊太郎殿.

1通(2点-綴10通のうち). 堅紙.

4. 貸金

1139-173

借用申金子証文之事(金7両).

慶応3卯年2月. 差出: 金借用主勘左衛門, 組合惣代引受一[], 同[]. 受取: 千代次殿.

1通. 堅紙.

奥下部破損(破取りか).

949

差入申一札之事(諸返納差支難洪の所, 良右衛門殿成崩し金御引譲, 切迫の場を凌ぎ, 忝仕合につき).

明治3午年12月. 差出: 当人新藏(印), 伴仁助(爪印), 同佐助(印), 親類喜惣次(印), 同断捨五郎(印). 受取: 御組合衆中.

1通. 堅紙.

910(6)

借用申金子証文之事(金50両).

明治4未9月. 差出: 金借主小平八郎(印). 受取: 町田良三郎殿.

1通(6通のうち). 堅紙.

押印抹消.

990-19

借用申金子証文之事(金70円).

明治6年10月28日. 差出: 借用主町田昭造(印), 受人柳次孫右衛門. 受取: 町田良三郎殿.

1通. 堅紙.

青色野紙 印紙あり.

1359-50

[下塚原村渡辺四郎治書状](金子二十五両四日間借替願).

明治7戊午5月30日. 差出: 下塚原村 渡辺四郎治(印). 受取: 町田良右衛門様.

1通. 堅紙.

奥上部分(封印部分か)破損欠. 書状大に折畳み.

60

明治九子年一月改 貸金差引取調帳 町田良右衛門.

明治9年1月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

918(6)

借入金証書(金35円).

明治12年2月10日. 差出: 北佐久郡三河田村金借用主樋田仁作(印), 同郡同村受人樋田玉蔵(印). 受取: 北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 堅美.

朱色野紙 1銭印紙.

990-11

受取証(金36円).

明治12年7月31日. 差出: 町田仙右衛門(印). 受取: 町田良右衛門殿.

1通. 横切紙.

920-1(3)

借入金証券(金 150 円, 奥書調印写とも)。

明治 14 年 5 月 5 日。差出:北佐久郡小諸町借主佐藤文太夫(書印), 同郡同町受人大井一九(書印);(奥書調印)右村戸長代理筆生高藤彦太郎(書印)。受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿。

1 通。 堅紙。

朱色罫紙。

990-29

借入金之書(金 25 円)。

明治 14 年 5 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主生駒力三郎(印), 受人生駒宗三(印)。受取:同郷町田良右衛門殿。

1 通。 堅紙。

922-2-2

借入金証書(金 452 円 68 銭)。

明治 16 年 1 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村 借用主 山浦初太郎(印), 引受証人 町田長四郎(朱印), 引受証人 柳澤孫右衛門(朱印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通(2 件のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙 罫外朱筆「第式十式号」。10 銭印紙 4 枚・5 銭印紙 1 枚。

922-2-3

借入金証書(金 50 円)。

明治 16 年 1 月 20 日。差出:借用主 山浦健六(印), 引受証人 山浦義助(印), 引受証人 松崎仁市(朱印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通(2 件のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙 罫外朱筆「第廿七号」。

990-17

借入金証書(金 100 円)。

明治 16 年 1 月 20 日。差出:借用主町田昭造(印), 引受証人町田志津太。受取:町田良右衛門殿。

1 通。 堅紙。

印紙あり。

922-2-1

借入金証書(金 35 円)。

明治 16 年 3 月 7 日。差出:借用主 楠東忍(朱印), 引受証人 町田昭造(朱印), 引受証人 町田正太郎(朱印)。受取:町田良右衛門殿。

1 通(2 件のうち)。 堅美切紙。

-2-1~2-3 は折りたたまれて一括。印刷用紙 罫外朱筆「第三十三号」。紙面線引き。

920-2

借入金証書(金 30 円, 奥印・書入地簡略図とも)。

明治 17 年 12 月 18 日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主小林喜作(印), 同郡同村小林こん(朱印), 同郡同村小林宗四郎(朱印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎(朱印)。受取:同郡同村町田良右衛門殿。

1 冊。 堅美(一ツ綴)。

本紙印刷用紙へ書込み。1 銭印紙 2 枚。

925(3)

借入金証書(金 30 円)。

明治 19 年 4 月。差出:北佐久郡御馬寄村借用主松崎仁市。受取:同郡同村町田良右衛門殿。

1 通(綴 9 点のうち)。 堅美切紙。

印刷用紙へ書込み。

927(1)

借入金証(金 4 円)。

明治 21 年 4 月 2 日。差出:名古屋江川町一丁目 日比惣兵エ(朱印)。受取:御馬寄郷町田良右衛門殿。

1 通(綴 38 点のうち)。 堅紙。

紺色罫紙 1 銭証券印紙。

1360-11(62)

証(時計を抵当として金借用)。

明治 22 年 7 月 17 日。差出:南御牧村伊藤周次郎(朱印)。受取:町田静太殿。

1 通。 堅折紙。

朱色罫紙。

990-42

借入金証書(金 3 円)。

明治 23 年 12 月 28 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主山浦宇三郎(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1 通。 堅紙。

印紙あり。朱色罫紙。

990-31

借入金証書(金 18 円)。

明治 24 年 12 月 10 日。差出:借用人山浦孫市(印)。受取:全郡同村町田静太殿。

1 通。 堅紙。

印紙あり。

929-2

借入金証書(金 19 円 44 銭 9 厘)。

明治 25 年 2 月 17 日。差出:北佐久郡大字御馬寄借用人山浦久平(印), 同郡同村証人山浦嘉吉(印)。受取:全郡全村町田良右衛門殿。

1 通(13 点のうち)。 堅紙。

朱色罫紙。

990-3

借入金証券(金 4 円 50 銭)。

明治 25 年 12 月 1 日。差出:中津村山浦雅次(印)。受取:全村町田静太殿。

1 通。 堅紙。

印紙あり。

934(3)

借入金証書(金 15 円)。

明治 26 年 5 月 10 日。差出:中津村字御馬寄借用主松崎仁市(印), 全証人山浦モト(印)。受取:全村町田静太殿。

1 通(綴 7 通のうち)。 堅紙。

朱色罫紙 1 銭証券印紙

1385(21)

記(金 3 円借用).

明治 27 年 1 月 12 日. 差出: 小山福治郎. 受取: 町田静太殿.

1 通(34 点のうち). 罫紙

朱色罫紙

990-5

借用証(金 1 円).

明治 28 年 1 月 26 日. 差出: 北佐久郡中津村字塩名田佐藤七蔵. 受取: 町田静太殿.

1 通. 罫紙

990-6

金子借用証(金 6 円).

明治 28 年 3 月 8 日. 差出: 五郎兵衛新田村塚野甚幸(印). 受取: 中津村町田静太殿.

1 通. 罫紙

990-4

借用証文(金 3 円 75 銭).

明治 28 年 5 月 29 日. 差出: 中津村借用人山浦エキ, 引受人山浦定吉(印). 受取: 町田静太殿.

1 通. 罫紙

1139-107

借用金之証(金 18 円受取).

明治 28 年 6 月 18 日. 差出: 借主 佐藤為太郎. 受取: 町田静太殿.

1 通. 堅切紙

朱色罫紙(半切).

933-2

借用金証書(金 7 円 25 銭).

明治 29 年 5 月 8 日. 差出: 北佐久郡中津村借主鬼久保昭次(朱印), 引受証人鬼久保長次郎(印), 立合人佐藤友次(朱印). 受取: 全郡全村町田静太殿.

1 通(2 点のうち). 堅美切紙

印刷用紙へ書込み. 立合人印印文「鬼久保」.

990-24

借用金証書(金 2 円).

明治 29 年 7 月 15 日. 差出: 北佐久郡中津村借主蒔田叔蔵(印). 受取: 全郡全村町田静太殿.

1 通. 罫紙

印紙あり.

990-40

借用証書(金 4 円 50 銭).

明治 29 年 8 月 2 日. 差出: 北佐久郡中津村借主山浦銀之助(印). 受取: 町田静太殿.

1 通. 罫紙

990-27

借用金証書(金 2 円).

明治 30 年 4 月 28 日. 差出: 北佐久郡中津村第拾七番地佐藤吉次郎(印). 受取: 町田静太殿.

1 通. 罫紙

934(1)

借用金証(金 11 円).

明治 30 年 6 月 17 日. 差出: 北佐久郡五郎兵衛新田村字下原清水茂平(印). 受取: 中津村町田静太殿.

1 通(綴 7 通のうち). 罫紙

934(4)

借用金之証(金 60 円).

明治 30 年 6 月 27 日. 差出: 北佐久郡中津村借主丸山国次郎(印), 受人丸山伝兵衛(印), 受人丸山敏治(印). 受取: 全郡全村町田静太殿.

1 通(綴 7 通のうち). 罫紙

朱色罫紙 1 銭証券印紙

934(2)

借用金証(金 8 円).

明治 30 年 7 月 8 日. 差出: 五郎兵衛新田村清水茂平(印). 受取: 中津村町田静太殿.

1 通(綴 7 通のうち). 罫紙

990-7

金子借用之証(金 120 円).

明治 31 年 1 月 28 日. 差出: 南佐久郡岸野村三百三十一番子借用人古屋美之吉(印). 受取: 中津村町田静太殿.

1 通. 罫紙

朱色罫紙

935

借用金証(金 12 円 50 銭).

明治 31 年 7 月 3 日. 差出: 北佐久郡五郎兵衛新田村借主清水茂平(印). 受取: 全郡中津村町田静太殿.

1 通. 罫紙

1 銭証券印紙

990-22

借用金証書(金 60 円).

明治 37 年 5 月 28 日. 差出: 北佐久郡協和村参百参拾貳番ノ内老番借主野村土太郎(印), 全郡全村参百五拾番地受人上野運次郎(印). 受取: 北佐久郡中津村町田静太殿.

1 通. 罫紙

印紙あり.

941

借用金証書(金 25 円).

明治 37 年 6 月 28 日. 差出: 北佐久郡布施村小松善助(印). 受取: 北佐久郡中津村町田静太殿.

1 通. 罫紙

1085-2

郵便送達証書(長野地方裁判所民事部書記課発封書 1 通. 但訴状送達期日呼出状).

明治 39 年 5 月 8 日. 差出: 塩名田郵便局 配達人花里丑松(朱印). 受取: 北佐久郡中津村一八六番地 町田静太殿宛.

1通 竪紙

長野地方裁判所民事部「郵便送達証書」印刷書式使用。明治卅九年五月七日・三九(ワ)八〇。差出印文「花里」。受取本人町田静太氏朱印押印。

1085-1

郵便送達証書(岩村田区裁判所書記課発封書 1通、但支払命令正本在中)。

明治39年11月11日。差出:塩名田郵便局 配達人佐藤今朝次郎(朱印)。受取:長野県北佐久郡中津村一ノ八六ノ二番地 町田静太殿。

1通 竪紙

もと1と2は一括。岩村田区裁判所「郵便送達証書」印刷書式使用。明治二九(ママ)年十一月十日・三九(ロ)六〇八。差出印文「佐藤」。受取本人町田静太氏押印あり。

962

支払命令(債権者町田静太・債務者大字御馬寄山浦定吉、貸付元金・損害金・督促手数料につき)。

明治39年11月21日。作成:岩村田区裁判所判事山下次郎;(正本写の旨奥書)裁判所書記岡本義人[朱印]。

1冊 竪美(一ツ綴)。

「岩村田区裁判所」名入黒色罫紙。

1084-1

通知書(債務者への支払命令送達)。

明治39年11月26日。差出:岩村田区裁判所[朱印]裁判所書記 岡本義人[朱印]。受取:岩村田町木根淵正明方 債権者 町田静太。

2通 竪紙

もと1と2は一括。岩村田区裁判所裁判所書記「通知書」印刷書式使用。明治卅九年(ロ)第七〇〇号。債務者:山浦定吉。

1084-2

通知書(債務者への支払命令送達)。

明治39年12月15日。差出:岩村田区裁判所[朱印]裁判所書記 岡本義人[朱印]。受取:岩村田町木根淵正明方 債権者 町田静太。

1通 竪紙

岩村田区裁判所裁判所書記「通知書」印刷書式使用。明治卅九年(ロ)第七〇一号。債務者:秋山清兵衛。

1086

期日呼出状(貸金請求事件口頭弁論期日出頭につき)。

明治39年12月22日。差出:岩村田区裁判所[朱印]裁判所書記 磯野寿巳雄[朱印]。受取:木根淵正明方 町田静太殿。

1通 竪紙

岩村田区裁判所・明治卅九年(ハ)二八七号。「期日呼出状」書式印刷用紙。原告:町田静太,被告:秋山清兵衛。

1129-15

口上(江戸表出立につき金子借用願)。

2月11日。差出:中居村小松源十郎。受取:御馬寄村福田屋良右衛門様。

1通 横切雑紙

1141-49

覚(金7両預り)。

3月5日。差出:八幡宿沢湯屋与太郎。受取:御馬寄村福田屋様。

1通 横切雑紙

1359-60

[武左衛門書状](扱所なく入用差支え困り入り先日小諸より取り寄せの金のうち二十円借用取計い依頼)。

3月26日。差出:武左衛門。受取:良右衛門殿 要用。

1通 横切紙

1134-38

[くら元書状](入用出来につき金一円拝借願)。

4月8日。差出:くら元。受取:福田屋様 願用。

1通 横美切紙

酸化焼損。

1143-1

記(金148両1朱差上につき)。

9月27日。差出:(小平)八郎。受取:良右衛門様。

1通 横美綴

1139-40

[長四郎書状](4,5円お貸しくだされたく願)。

11月10日。差出:長四郎。受取:福田屋様。

1通 横美切紙

1387-33

[小平茂吉書状](蚕種買入資金借用願)。

12月24日。差出:小平茂吉。受取:福田屋御主人様。

1通 横切雑紙

1138-44-1

[政平書状](金2両拝借したく)。

16日。差出:政平。受取:良右衛門様。

1通 横切雑紙

1137-17

(山崎初太郎への貸金額、利子返済額とその日付、残金額の書上)。

1通 横折紙

内容から、作成は明治16年以降か。

○小諸藩家中

907-1(5)

預り申金子之事(凶作につき米穀融通方に金15両御拝借)。

天保8酉年2月。差出:八木六太夫,小林武太夫,木村伴五郎,在府長沼丈太夫,押兼伴作,佐藤名左衛門,大橋元右衛門,高崎寛吾;(奥裏書)河合作兵衛。受取:御馬寄村良右衛門殿。

1通(2点-綴8通のうち)。竪美大。

○共盟社担当

921-3

[借用之証ほか](共盟社担当宛借用証文綴)。

[明治15年4月~7月]。差出:[北佐久郡御馬寄郵便]

主町田昭造(朱印), 保証町田仙右衛門(朱印)ほか。受取:[共盟社担当町田佐太郎殿・町田良右衛門殿]。1綴(12通;4点のうち)。 縦半(一ツ綴)。紙面押印抹消。

921-1

借用証(金 200 円)。

明治 15 年 9 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村御馬寄村借用人町田昭造(印), 受人町田静太(印)。受取:共盟社担当町田良右衛門殿・同町田佐太郎殿。

1通(4点のうち)。 縦紙。

921-2

借入金之証(金 500 円)。

(明治)15 年 10 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田猪牙平, 受人町田甚太郎(印)。受取:担当町田佐太郎殿・町田良右衛門殿。

1通(4点のうち)。 縦紙。

5. 貸物・貸米ほか

953

借用証(米 1 俵)。

明治 18 年 6 月 17 日。差出:借用人北佐久郡御馬寄村山浦岩吉(印)。受取:全郡全村町田良右衛門殿。

1通。 縦紙。

朱色罫紙。

990-44

借用物証書(2 俵 5 斗)。

明治 23 年 12 月 17 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主山浦元吉(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

印紙あり。朱色罫紙。

990-46

粗借用証書(1 俵 4 斗余)。

明治 23 年 12 月 26 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主工藤米吉(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

印紙あり。朱色罫紙。

990-47

借用物証書(1 俵 2 斗)。

明治 24 年 12 月 9 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄山浦歌吉(印)。受取:全郡同村町田静太殿。

1通。 縦紙。

印紙あり。朱色罫紙。

990-41

粗借用証書(7 俵 5 斗)。

明治 24 年 12 月 20 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主山浦仁助(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

朱色罫紙。

990-45

借用物証書(2 俵)。

明治 26 年 1 月 20 日。差出:北佐久郡中津村借主山浦歌吉(印), 受人山浦長兵衛(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

印紙あり。朱色罫紙。

990-13

粗借用証書(2 斗)。

明治 26 年 12 月 9 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主生駒宗吉(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

朱色罫紙。印紙あり。

990-26

借用物証書(1 俵)。

明治 26 年 12 月 13 日。差出:北佐久郡中津村借主山浦歌吉(朱印), 受人山浦長兵衛(印)。受取:町田静太殿。

1通。 堅美。

朱色罫紙。

990-30

借用証(粗 3 俵)。

明治 27 年 12 月 28 日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借主山浦仁助(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

朱色罫紙。

990-43

借用物証書(粗 2 俵)。

明治 29 年 12 月 27 日。差出:北佐久郡中津村借主山浦歌吉(印), 受人山浦長兵衛(印)。受取:全郡全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

990-28

借用証書(真木 14 駄)。

明治 30 年 4 月 15 日。差出:北佐久郡中津村山浦八百作(印)。受取:全村町田静太殿。

1通。 縦紙。

990-9

借用物証書(粗 5 斗)。

明治 31 年 1 月。差出:借主山浦宇三郎(印), 全郡全村証人山浦七之助(印)。受取:全郡中津村町田静太殿。

1通。 縦紙。

朱色罫紙。

1138-31-2

記(福田屋より借米代金等覚)。

(近代)。

1通。 横切紙。

1143-73-3-2

(金額・利足算用書付)。

卯 1 月。

1通。 横切紙。

-73-3-1 文中「添紙」カ。

1143-73-3-1

[桜井次郎三郎書状](当村米高直につき米 15 駄拝借願).

正月 9 日. 差出:下桜井村 桜井次郎三郎. 受取:町田良右衛門様.

1 通. 横切紙.

封印印文「信佐久 桜井邑 (カネに三) 桜井」.

1387-19

[依田半平書状](醤油 2 升お貸しくださいたく).

7 月 31 日. 差出:(南御牧邸) 依田半平. 受取:御馬よ七区 町田良三郎殿.

1 通. 堅紙(封筒入).

1143-73-2

[桜井次郎三郎書状](借入金, 売払御返済のところ雨天続きで荷物着仕らず当惑, 御延引くださいたく).

8 月 27 日. 差出:下桜井村 桜井次郎三郎, 上田出先より. 受取:御馬寄村 町田 良右衛門様・泰吉様 御報.

1 通. 横美切紙.

1143-73-1

[桜井次郎三郎書状](借米御返金のところ延引, 同業中会合後まで御猶予願).

9 月 15 日. 差出:桜井次郎三郎;(上フ書)下桜井村 桜井次郎三郎. 受取:町田泰吉様, 同良右衛門様;(上フ書)御馬寄村 町田良右衛門様 貴下.

1 通. 横美切紙.

6. 関係者間ほか

1138-27-1

覚(頼母子無尽引取金覚).

(近世)極月 9 日. 差出:郷無尽世話方. 受取:彦太郎様.

1 通. 横切紙.

1138-27-2

覚(貸金受取).

卯 2 月 6 日. 差出:塩名田字兵衛. 受取:御馬寄彦太郎殿.

1 通. 横切紙.

912(4)

借用申金圓証書之事(金 110 円).

明治 6 年 8 月 10 日. 差出:第九区御馬寄村借用主 戸長小平八郎(印), 右引請人柳澤孫右衛門(印). 受取:第十三区大久保村柳澤禎三殿.

1 冊(4 点のうち). 堅美(一ツ綴).

押印味消.

913(6)

年賦成崩シ借入金証書之事(金 285 円借用).

明治 7 年 8 月 23 日. 差出:第七大区四小区佐久郡山浦村借用主清水重蔵, 同大区同郡同村受人. 受取:第四大区四小区佐久郡下桜井村臼田六二郎殿.

1 通. 堅紙.

藍色罫紙.

1137-91

証(金 30 円受取につき).

(明治)15 年 8 月 11 日. 差出:貸請人 弥四郎(朱印). 受取:御馬寄村 町田森太殿.

1 通. 小切紙.

928-3

借入金証(金 3 円).

明治 24 年 9 月 27 日. 差出:北佐久郡五郎兵衛新田村 借用主小林甫助(印). 受取:同郡中津村大字御馬寄山浦八百作殿.

1 通(3 点のうち). 堅紙.

罫紙 -2・-3 は-1 に包まれていた.

932(1)

借入金証書(金 260 円).

明治 28 年 12 月 11 日. 差出:借用主町田勝之助(印). 受取:佐藤鍋次殿.

1 通(綴 12 通のうち). 堅美切紙.

1138-49

(町田森太借入金覚).

(明治 28~34 年分).

1 通. 横切紙.

1369

[抵当権実行告知書および委任状].

[明治 37 年 3 月]. 作成:[宮澤要太郎].

[1 綴]. [堅半(ひねり綴)].

(1)・(2)は紙綴りでひねり綴(仮綴).

1369(1)

抵当権実行告知書(中津村町田森太へ対する貸金の件, 告知人佐久銀行頭取, 被告知人中津村町田甚太郎・町田静太・町田三郎).

明治 37 年 3 月 24 日. 差出:右告知代理人宮澤要太郎 [朱印]. 受取:被告知人町田三郎殿.

1 冊. 堅半(一ツ綴).

本紙末に青色罫紙(附)を紙綴りでひねり綴(仮綴). 本紙「宮澤法律事務所用紙」赤色罫紙.

1369(2)

委任状(写, 町田三郎ほか 2 名に対する抵当権実行につき宮澤要太郎へ).

明治 37 年 3 月 22 日. 作成:北佐久郡岩村町百三十七番地株式会社佐久銀行(取締役頭取)塩川幸太[朱書印];(写作成)右 宮澤要太郎[朱印].

1 通. 堅紙.

1369(1)と綴. 青色罫紙.

1134-36

[丸山源治書状](町田猪牙平が森山村塩川氏より借入れた金円の返済期限過ぎ当方へ催促あり当惑, ご返金手配下されたく(幸便照会)).

1 月 25 日. 差出:丸山源治. 受取:町田良右衛門様.

1 通. 横美切紙.

990-12

記(御注文金の内借用).

2月9日. 差出:同(町田)昭造(印). 受取:町田美和次様.

1通. 横切紙.

1134-39

[花田某書状](小平君の茶價もはや 18 円近くなり本月 27 日頃ぜひとも返金のところ尊君ご尽力にて片付けられたく).

3月20日. 差出:花田栞;(封筒)塩名田村ヨリ, (封筒差出)花田栞. 受取:町田君;(封筒)御馬寄村 町田良右衛門殿.

1通. 横美切紙(封筒入).

1132-5

[龍泉寺書状](金方返済の儀につき).

5月28日. 差出:龍泉寺;(封筒)市川龍泉寺. 受取:山浦栄吉様;(封筒)信州御馬寄村山浦栄吉.

1通. 横切紙(封筒入).

1129-1

[工藤芳蔵書状](御引合の金子 30 両差上).

12月27日. 差出:(いぶきや)工藤芳蔵. 受取:御馬寄村町田泰吉様(「山カ」林兄君).

1通. 横切紙.

1139-137

印鑑(朱印)(中津村町田勝之助).

作成:北佐久郡中津村百九拾八番地町田勝之助.

1通. 15×3cm.

7. 古平忠蔵佐藤鍋次差引

914-1(3)

借入金証書(金 150 円).

明治8年11月20日. 差出:第四大区六小区御馬寄村金借用主町田良右衛門(印), 同区同村并済受人町田長四郎(印), 町田良三郎(印). 受取:第五大区四小区塩名田宿小平忠蔵殿.

1通(2点-綴4通のうち). 堅美.

藍色罫紙. 5銭印紙. 差出押印味消.

918(4)

借入金証書(金 200 円).

明治12年10月15日. 差出:北佐久郡御馬寄村金借用主町田良右衛門(印), 同郡同村受人町田長四郎(朱印). 受取:同郡塩名田村古平忠蔵殿.

1通. 堅美.

918(1)

借入金証書(金 20 円).

明治12年12月28日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(朱印), 引受証人同町田良右衛門(朱印). 受取:全郡全村古平忠蔵殿.

1通. 堅美切紙.

印刷用紙へ書込み. 1銭証券印紙. (5)まで差出押印味消.

924(7)

借入金証書(金 200 円).

明治18年10月21日;(裏書)明治20年9月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田良右衛門(朱印), 同郡同村受人山浦嘉吉(印);(奥書)北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長平嵐省三[朱印];(裏書)北佐久郡塩名田村古平忠蔵殿. 受取:同郡塩名田村古平忠蔵殿.

1通(綴10点のうち). 堅美.

印刷用紙へ書込み. 5銭印紙. 奥書調印味消.

1137-121

記(金 30 円相済すにつき).

(明治)19年9月21日. 差出:塩名田村古平忠蔵朱印. 受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1通. 小切紙.

押印印文「北佐久郡 塩名田宿 (ヤマに古) 葛屋」.

925(2)

金借用延期書(明治18年金 200 円借用の件).

明治19年9月21日. 差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印). 受取:同郡塩名田村小平忠蔵殿.

1通(綴9点のうち). 堅紙.

押印味消.

1139-47

記(22年11月・12月利子のうち金 20 円請取).

明治24年12月29日. 差出:中津村 古平忠蔵[朱印].

受取:全村町田良右衛門殿代 町田静太様.

1通. 横美切紙.

差出印文「北佐久郡 塩名田宿 (ヤマに古) 葛屋」.

929-1(7)

借入金証書(金 230 円, 田畑 8 筆抵当).

明治25年6月4日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借用人町田静太(朱印), 同郡同村同大字持主・貸主兼保証人町田良右衛門(朱印). 受取:同郡中津村大字塩名田古平忠蔵殿.

1冊(13点-綴11点のうち). 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙. 5銭証券印紙 2枚.

1139-55

古平忠蔵殿差引書(金元利ほか, 夏蚕桑代引).

明治25年6月6日.

1通. 横美切紙.

標題は末尾記載より. 前欠カ.

930(19)

借入金証(金 30 円).

明治26年5月1日. 差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印), 全郡全村証人町田長四郎(印). 受取:全郡全村古平忠蔵殿.

1通(綴22点のうち). 堅折紙.

1銭証券印紙. 朱色罫紙.

987

[古平忠蔵佐藤鍋次差引書類].

[明治27年~大正2年].

[点]. [袋入一括].

987-1

差引書入 忠蔵・鍋次殿 古平忠蔵・佐藤鍋次(書類袋).

1枚. 袋.

もと987全体を収めていたカ.

987-2-1

佐藤鍋次殿差引書・古平忠蔵殿差引書(封筒).

1通. 封筒.

987-2-2

記(町田弥吉分元利金勘定).

1通. 切継紙.

987-2-3

領収書(初2俵).

明治36年12月31日. 差出:中津村佐藤鍋次(印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙.

印刷用紙へ書込み. 差出印文「信州佐久 塩名田宿 (ヤマに大)大和屋」.

987-2-4

記(初1俵).

明治31年1月12日. 差出:中津村佐藤鍋次(朱印).

受取:町田静太殿.

1通. 小切紙.

差出印文「信佐久中津塩大和屋 (ヤマに大)」.

987-2-5

領収書(初6俵).

(明治)31年1月22日. 差出:佐藤鍋次(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙.

987-2-6

領収書(初3俵).

5月27日. 差出:佐藤鍋次. 受取:福田や様.

1通. 小切紙.

987-2-7

(小作初勘定覚).

(明治32年).

1通. 切継紙.

987-2-8

記(初6俵請取).

明治33年12月17日. 差出:佐藤鍋次(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 切継紙.

987-2-9

記(借用金元利勘定).

1通. 切継紙.

987-2-10

領収書(初2俵3斗).

明治36年12月30日. 差出:中津村佐藤鍋次(印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙.

印刷用紙へ書込み. 印文「信州佐久 塩名田宿 (ヤマに大)大和屋」.

987-2-11

(和市等より入金円覚).

1通. 横折紙.

987-2-12

計算記(小作年貢勘定).

明治34年10月18日. 差出:中津村佐藤鍋次. 受取:町田静太殿.

1通. 切継紙.

987-2-13

記(小作年貢勘定).

明治31年12月29日. 差出:佐藤鍋次. 受取:町田静太殿.

1通. 切継紙.

987-3

[借用金証ほか].

[大正2年2月25日]. 差出:北佐久郡中津村百八十六番地借用人町田静太(印), 全郡全村証人町田良一(印). 受取:古平吾助殿.

[1綴(6点)]. [綴, 堅(ひねり綴)].

987-3(1)

借用金証(金150円);約定証(地所買戻しにつき).

大正2年2月25日. 差出:北佐久郡中津村百八十六番地借用人町田静太(朱印), 全郡全村証人町田良一(朱印);(約定証)北佐久郡中津村町田静太(朱印). 受取:(本紙・約定証とも)古平吾助殿.

1通. 堅紙.

約定証端上「扣」.

987-3(2)

借用金証(金20円).

明治30年6月19日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印), 引請証人町田不二太(朱印). 受取:全郡中津村古平忠蔵殿.

1通. 堅紙.

表裏逆に綴込み. 印刷用紙へ書込み. 差出押印抹消.

987-3(3)

小作証(中津村内畑地).

明治30年6月9日. 差出:北佐久郡中津村小作人町田静太(朱印), 受人町田不士太(朱印). 受取:全郡全村古平吾助殿.

1通. 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 1銭証券印紙. 差出押印抹消.

987-3(4)

約定書(大字御馬寄字熊野買戻しにつき).

大正2年2月25日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印). 受取:北佐久郡中津村古平吾助殿.

1通. 堅紙.

1銭収入印紙3枚. 差出押印抹消.

987-3(5)

借入金証書(金 150 円).

大正 2 年 2 月 25 日. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地借用人町田静太(朱印), 全郡全村保証人証人町田良一(朱印). 受取:北佐久郡中津村古平吾助殿.

1 通. 豎紙.

孔版用紙へ書込み. 1 銭収入印紙 8 枚. 差出押印抹消.

987-3(6)

証(屏風代金受取).

明治 44 年 7 月 25 日. 差出:町田静太(書印). 受取:古平忠蔵殿.

1 通. 豎紙.

青色罫紙.

987-4-1

(土地売渡証文写).

明治 30 年 6 月 9 日. 差出:北佐久郡中津村地所売主町田静太, 全郡全村証人町田不士太. 受取:全郡全村古平吾助殿.

1 通. 豎紙.

朱色罫紙.

987-4-2

(御馬寄ハマイ場土地売渡証文写).

差出:北佐久郡中津村地所売主町田静太, 全郡全村証人町田不士太. 受取:全郡全村古平忠蔵殿.

1 通. 豎美.

朱色罫紙.

987-5

[貸金・小作初等計算書綴].

[明治 27 年~大正 2 年].

[1 綴(45 点)]. [綴(ひわり綴)].

987-5(1)

記(貸金元利勘定).

大正元年 8 月 30 日. 差出:古平忠蔵. 受取:町田静太殿.

1 通. 横美切継紙.

987-5(2)

記(貸金元利勘定).

1 通. 横美切紙.

987-5(3)

記(山代金其外利子勘定).

明治 39 年 7 月 24 日.

1 通. 横美切紙.

987-5(4)

(山代金其外利子勘定).

明治 39 年 7 月 24 日.

1 通. 横美切継紙.

987-5(5)

(山代金其外利子勘定).

(大正 2 年).

1 通. 横美切継紙.

紙面中央より半折(端と奥が綴じられている).

987-5(6)

キ(貸金元利勘定).

(大正 2 年).

1 通(2 枚). 横美切継紙.

端を 987-5 全体の紙継りで綴じられている.

987-5(7)

記(貸金元利勘定).

(大正 2 年).

1 通. 横切紙.

987-5(8)

キ(年貢小作初勘定).

(明治 39 年).

1 通. 横美切紙.

2 枚の紙を貼合わせ.

987-5(9)

(年貢小作初勘定).

(明治 40 年).

1 通. 横美切紙.

987-5(10)

記(地所買請金勘定).

明治 30 年 6 月 9 日. 差出:古平忠蔵. 受取:町田静太殿.

1 通. 横美切紙.

奥に朱筆(赤鉛筆).

987-5(11)

(貸金元利勘定).

(明治 30 年).

1 通. 横美切紙.

987-5(12)

記(貸金元利勘定).

(明治 30 年).

1 通. 横美切紙.

987-5(13)

地所売渡約定書(写. 御馬寄宇熊野田畑).

1 通. 豎紙.

朱色罫紙.

987-5(14)

延期証(別紙証書明治 25 年 6 月 4 日登記第 78 号にて貴殿より借用の金円返済につき).

明治 27 年 5 月 1 日. 差出:町田静太(朱印). 受取:全郡全村古平忠蔵殿.

1 通. 豎紙.

朱色罫紙. 1 銭証券印紙.

987-5(15)

約定証(下書. 御馬寄宇柳平山林売渡).

明治 35 年 5 月. 差出:一村番地 売主一, 全村 証人一. 受取:全村古平吾助殿.

1 通. 豎紙.

朱色野紙

987-5(16)

約定書(御馬寄字柳平山林売渡)

明治35年5月28日。差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内二番売主町田静太。受取:全村古平吾助殿。

1通。 堅紙

987-5(17)

記(初4 俵請取)。

(明治)31年1月14日。差出:古平吾助[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

-5-17~5-26は紙縫りで端上をひねり綴。差出印文「北佐久郡塩名田宿〈ヤマに古〉葛屋」。小作初カ。

987-5(18)

記(畑年貢初のうち初1 俵川合茂三郎より請取)。

明治32年8月12日。差出:古平吾助[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

差出印文「北佐久郡 塩名田宿〈ヤマに古〉葛屋」。

987-5(19)

記(畑年貢初のうち初3 俵山浦治作より請取)。

明治32年12月21日。差出:古平吾助[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

差出印文「北佐久郡 塩名田宿〈ヤマに古〉葛屋」。

987-5(20)

記(初5 俵請取)。

(明治)32年12月30日。差出:古平吾助[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

差出印文「北佐久郡 塩名田宿〈ヤマに古〉葛屋」。小作初カ

987-5(21)

記(初1 俵4 斗請取入帳)。

明治33年12月6日。差出:古平忠藏。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

小作初カ。

987-5(22)

記(畑年貢初のうち初1 俵3 斗山浦治三郎より請取入帳)。

(明治)34年12月28日。差出:古平忠藏[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

差出印文「北佐久郡 塩名田宿〈ヤマに古〉葛屋」。

987-5(23)

仮請取(36年度小作初のうち初5 俵)。

明治36年12月31日。差出:古平忠藏[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

差出印文「北佐久郡 塩名田宿〈ヤマに古〉葛屋」。

987-5(24)

記(37年度小作初のうち初1 俵受取)。

明治37年12月3日。差出:古平吾助[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横美切紙

987-5(25)

記(38年度分小作初のうち初8 俵受取)。

明治38年12月13日。差出:古平吾助[朱印]。受取:町田静太殿。

1通。 横切紙

差出印文「小平」。

987-5(26)

記(御用立金5円請取)。

明治31年12月31日。差出:古平忠藏。受取:町田静太殿。

1通。 横切紙

987-5(27)

(藤三郎外出初覚)。

1通。 横切紙

青色野紙を堅に切断した料紙を横に使用。

987-5(28)

記(金円書上)。

1通。 横美切紙

987-5(29)

(貸金元利勘定)。

(大正2年)。

1通。 横切紙

987-5(30)

借用金証書(金100円)。

明治44年12月9日。差出:北佐久郡中津村借用人町田静太[朱印]、全郡全村保証人町田良三郎[朱印]。受取:北佐久郡中津村古平忠藏殿。

1通。 堅紙

印刷用紙へ書込み。押印味消。

987-5(31)

記(炭2俵ほか代金書上)。

(明治33年)。

1通。 横美切紙

-5-31~5-43は紙縫りで端上をひねり綴。

987-5(32)

記(金円・初差引勘定)。

1通(2枚)。 横美切紙

987-5(33)

記(御用達金および初代金ほか元利勘定)。

(明治35年)。

1通。 横美切紙

987-5(34)

記(32年12月までほか元利勘定)。

(明治33年以降)。

1通. 横美切紙
987-5(35)
(7月取揚初代金ほか勘定).
1通. 小切紙
987-5(36)
(30年度分残り初5俵ほか書上).
(明治33年以降).
1通. 横美切紙
987-5(37)
記(30年畑年貢のうち残り初5俵ほか勘定).
明治32年12月21日. 差出:古平吾助. 受取:町田静大殿.
1通. 横美切紙
987-5(38)
記. 精算御通知書(畑年貢初前年の残りほか元利金勘定).
(明治)34年12月. 差出:古平忠蔵. 受取:町田静大殿.
1通. 横美切紙
987-5(39)
記. 清算書(元利金・初代金勘定).
(明治)35年2月. 差出:古平忠蔵. 受取:町田静大殿.
1通. 横美切紙
987-5(40)
記(元利金・山林買請代ほか勘定. 畑年貢初貸俵数書上).
明治35年5月28日. 差出:古平忠蔵. 受取:町田静大殿.
1通. 横美切紙
987-5(41)
記(前年畑貢(ママ)買継代金ほか勘定. 畑年貢初貸俵数書上).
(明治)36年1月31日. 差出:小平吾助[朱印]. 受取:町田静大殿.
1通. 横美切紙
差出印文「北佐久郡 塩名田宿 (ヤマに古) 葛屋」.
987-5(42)
記. 町田静大殿計算書(34年度年貢買継代ほか金円勘定).
明治36年7月31日.
1通. 横美切紙
前後欠カ.
987-5(43)
記(35年度内取残り金・畑年貢初代金ほか勘定. 古平忠蔵・同五助様差引).
(明治37年12月).
1通. 横美切紙
987-5(44)

記(初俵数差引勘定).
1通. 横美切紙
綴最末尾. 表裏天地逆.
987-5(45)
(元利金・登記其外入費・臨時村費など勘定書付).
1通. 横美切紙
綴の外側に一括. 綴じられていない.
1139-145
(地所8筆抵当の借入金証書案および延期証案).
明治27年5月1日. 差出:町田静太. 受取:全郡全村 古平忠蔵殿.
1通. 堅折紙
朱色罫紙
1139-144
記(御用立金利子明治27年4月までの分済み).
明治27年5月1日. 差出:中津村 古平忠蔵(朱印).
受取:全村 町田静大殿.
1通. 横美切紙
1139-141
記(金20円70銭受取).
明治28年1月24日. 差出:古平忠蔵(朱印). 受取:町田静大殿.
1点. 横美切紙
差出印文「(ヤマに古) 北佐久郡 塩名田宿 葛屋」.
1139-101
記(先般御用立金利子のうち請取).
明治29年3月30日. 差出:塩名田 古平忠蔵(朱印).
受取:御馬寄 町田静大殿.
1通. 横美切紙
差出朱印印文「北佐久郡 塩名田宿 (ヤマに古) 葛屋」.
933-1(2)
借入金証書(金200円).
明治29年4月19日. 差出:北佐久郡中津村借入金主 一印, 全郡全村大字全所弁済請人 一印, 同郡全村大字全所弁済請人 一印. 受取:全郡全所 一殿.
1通(2点・綴10通のうち). 堅紙
朱色罫紙
933-1(8)
借入金証書(金200円).
明治29年4月19日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄借入金主町田静太(印), 全郡全村大字弁済証人町田長四郎(印), 全郡全村大字弁済証人町田不二太(印).
受取:全郡全村古平忠蔵殿.
1通(2点・綴11通のうち). 堅美折紙
10銭・5厘証券印紙
1385(27)
借入金引受証書(金260円).
明治29年4月27日. 差出:北佐久郡中津村町田静太(朱印). 受取:全郡全村佐藤鍋次殿.
1通(34点のうち). 堅紙

朱色罫紙 押印抹消。

990-20

契約証(大字御馬寄畑地買戻につき)。

明治30年4月27日。差出:北佐久郡中津村佐藤鍋次(印)。受取:町田静太殿。

1通。 罫紙。

朱色罫紙 印紙あり。

934(6)

借入金証書(金 80 円)。

明治30年4月27日。差出:北佐久郡中津村借用主町田静太(印)。受取:全郡全村佐藤鍋次殿。

1通(綴7通のうち)。 罫紙。

2 銭証券印紙。

986-1

催告書(催告人中津村佐藤鍋次・代理人上田町村上浩・被催告人町田静太、催告人所有土地小作初納付滞につき、計算書・佐藤鍋次委任状謄本とも);(附1)(催告状に対し年々皆済一切差引ない旨抗弁下書);(附2)送達状;(附3)書留郵便物受領証。

明治35年7月31日;(附1)明治35年8月8日;(附2)

明治35年8月4日;(附3)35年8月8日(受領証印)。

差出:右催告人代理村上浩(朱印);(附1)北佐久郡中津村町田静太;(附2)岩村田区裁判所執達吏池村良忠(朱印);(附3)中津村 町田静太。受取:岩村田区裁判所執達吏池村良忠殿;(附1)小縣郡上田町弁護士村上浩様;(附2)北佐久郡中津村町田静太殿;(附3)上田町 村上浩。

1冊(附3通とも)。 罫美(一ツ綴)。

-2とともを一括。表紙なし。「正義館用紙」黒罫紙 1丁目丁内に水色罫紙(附1, 一部切断), 2丁目丁内に罫紙(附2), 2~3丁目間に小切紙(附3)。

986-2

始末書(掘貫上屋に積置く薪盜難の件)。

明治35年8月2日。作成:北佐久郡中津村百八十六番地ノ内二番地町田静太。

1通。 罫半。

水色罫紙

1143-73-14

記(御用立金請取につき)。

第6月4日。差出:塩名田 古平忠蔵(印)。受取:御馬寄村 町田良右衛門様。

1通。 小切紙

1143-73-15

記(御用立金請取につき)。

子9月6日。差出:塩名田 古平忠蔵(印)。受取:御馬寄村 町田良右衛門様。

1通。 小切紙

8. 協入貯蓄銀行

968-1

金請取証(当行株式購入費)。

明治16年2月1日。差出:信濃布施協入貯蓄銀行重田政蔵(印), 荻原才作(印)。受取:御馬寄村町田長四郎殿。

1通。 小切紙

968 を含む包紙1あり。

968-2

記(当銀行株金割戻し金高)。

明治19年3月1日。差出:北佐久郡布施村協入貯蓄銀行頭取重田政蔵(印), 支配人荻原才作(印)。受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

1通。 罫紙

印紙あり。

968-3

記(当銀行株金割戻し金高)。

明治19年3月1日。差出:北佐久郡布施村協入貯蓄銀行頭取重田政蔵(印), 支配人荻原才作(印)。受取:同郡御馬寄村町田長四郎殿。

1通。 罫紙

印紙あり。紫色罫紙

968-4

借入金証書(200 円)。

明治16年9月24日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田猪牙平(印), 引受証人町田良右衛門(印), 引受証人町田彦右衛門(印)。受取:協入貯蓄銀行頭取支配人御中。

1通。 罫紙

968-5

記(大工手間人数等)。

12月。

1通。 横切紙

922-1(3)

借入金証書(金 100 円)。

明治16年3月19日。差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印), 引受証人同郡同村町田静太(朱印)。受取:協入貯蓄銀行頭取・支配人御中。

1通(2件-綴9通のうち)。 罫美切紙

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

922-1(5)

借入金証書(金 250 円)。

明治16年8月2日。差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印), 引受証人町田良三郎(朱印)。受取:協入貯蓄銀行御中。

1通(2件-綴9通のうち)。 罫美切紙

印刷用紙へ書込み。5銭印紙 押印抹消。

1137-179

記(金渡すにつき)。

明治17年1月26日。作成:協入銀行(朱印)。

1通。 小切紙

印文「協入貯蓄銀行」。

1137-198

記(金 200 円利子金受け取りにつき)。

明治 17 年 12 月 8 日。差出:布施村協入貯金銀行(朱印)。受取:御馬寄村町田猪キ平殿。

1 通。小切紙。

9. 東信貯金銀行

922-1(6)

借入金証券(金 500 円, 抵当御馬寄村内田 3 筆)。

明治 16 年 4 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借用人町田良右衛門(朱印), 受人全郡同郷町田良三郎(朱印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎(朱印)。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(2 件綴 9 通のうち)。堅美。

印刷用紙へ書込み。押印抹消, 奥「明治十六年十月廿四日返済」。

922-1(9)

借入金延期証書(4 月借用の金 500 円返済につき)。

明治 16 年 7 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(朱印), 保証人町田良三郎(朱印)。受取:東信貯金銀行頭取・支配人御中。

1 通(2 件綴 9 通のうち)。堅美折紙。

1 銭印紙。押印抹消。

922-1(7)

借入金証書(金 500 円, 抵当御馬寄村内田 3 筆)。

明治 16 年 12 月 18 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印), 受人町田猪牙平(朱印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎[朱印]。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(2 件綴 9 通のうち)。堅美。

印刷用紙へ書込み。奥書調印印文「長野県北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎」。印紙貼付跡あり。押印抹消。

923(13)

時借入金証書(金 400 円)。

明治 17 年 4 月 28 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印), 引受証人山浦嘉吉(印)。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

923(20)

借入金証(金 600 円)。

明治 17 年 4 月 28 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主良右衛門(朱印), 受人町田良三郎(朱印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎[朱印]。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅美。

印刷用紙へ書込み。奥書調印抹消。

1137-149

証(請取証持参を失念したので追って返上につき)。

明治 17 年 4 月 29 日。差出:御馬寄村町田良右衛門代山浦嘉吉(印)。受取:東信貯金銀行御中。

1 点。堅切紙。

「証券界紙」朱色罫紙。押印抹消。

923(14)

借入金券(金 6 円)。

明治 17 年 4 月 29 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印)。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。

923(18)

借入金証(金 500 円)。

明治 17 年 5 月 23 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主良右衛門(朱印), 受人町田良三郎(印), 同山浦嘉吉(印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎[朱印]。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅美。

印刷用紙へ書込み。奥書調印抹消。

923(3)

借入金延期約定証書(本年 4 月借入金につき)。

明治 17 年 8 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田猪牙平(朱印)。受取:北佐久郡布施村東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅美。

朱色罫紙。

923(4)

借入金延期約定証書(本年 4 月借入金につき)。

明治 17 年 8 月 20 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田猪牙平(朱印), 受人町田良右衛門(朱印)。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅美。

朱色罫紙。1 銭印紙。受人押印抹消。紙面左右脇に綴穴 2 つ。

923(2)

借入金証(金 500 円, 元利皆済裏書とも)。

明治 17 年 12 月 5 日;(裏書)明治 20 年 3 月 28 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田甚太郎(朱印), 同郡同村地貸主兼受人町田良右衛門(朱印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長代理筆生山浦傳三郎(朱印);(裏書)北佐久郡布施村 東信貯金銀行[朱印]。受取:東信貯金銀行御中。

1 通(綴 22 点のうち)。堅美。

10 銭印紙 2 枚。押印抹消。

1360-11(29)

証(御用立金抵当として当行株券預り)。

明治 17 年 12 月 20 日。差出:布施村東信貯金銀行(朱印)。受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

1 通。堅美切紙。

朱色罫紙。1 銭印紙。

923(1)

借入金証(金 600 円, 元利皆済裏書とも)。

明治 17 年 12 月 20 日;(裏書)明治 20 年 3 月 28 日。差出:北佐久郡御馬寄村借主町田良右衛門(朱印), 受人

同郡同村町田良三郎(朱印);(奥書)北佐久郡御馬寄村戸長町田甚太郎代理筆生山浦傳三郎(朱印);(裏書)北佐久郡布施村 東信貯金銀行[朱印]。受取:東信貯金銀行御中。

1通(綴22点のうち)。 堅美。

10銭・5銭・1銭印紙。借主・受人押印抹消。

923(7)

借用金証(金500円)。

明治17年12月20日。差出:北佐久郡御馬寄村金借用主町田良右衛門(朱印),同郡同村受人町田良三郎(朱印)。受取:東信貯金銀行御中。

1通(綴22点のうち)。 堅美。

10銭印紙2枚。

923(15)

借用延期証(本年6月200円借用の件)。

明治17年12月20日。差出:北佐久郡御馬寄村借用主町田長四郎(朱印),同郡同村受人町田良右衛門(朱印)。受取:東信貯金銀行御中。

1通(綴22点のうち)。 堅紙。

1銭印紙。

923(19)

借用金証(反故カ、金300円)。

明治17年12月20日。受取:[東信貯金銀行御中]。

1通(綴22点のうち)。 堅美。

印刷用紙に書込み,記載線引き抹消。

1137-204

証(金100円請取証)。

明治18年1月20日。差出:東信貯金銀行(朱印)。受取:町田良右衛門殿。

1通。 堅紙。

1銭印紙使用。

1137-95

利金受取証。

明治18年9月6日。差出:東信貯金銀行[朱印]。受取:御馬寄村町田良右衛門様。

1通。 小切紙。

1銭印紙。

1137-102

請取証(金150円)。

明治18年11月30日。差出:東信貯金銀行[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

1銭印紙。

1390-5

約証(町田良右衛門借入金返済につき)。

明治18年11月30日。差出:御馬寄村町田良右衛門代理山浦嘉吉。受取:東信銀行御中。

1通。 堅紙。

1137-167

請取証(金90円62銭請取につき)。

明治18年12月15日。差出:東信銀行元締役 矢花穿助(朱印)。受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

1通。 堅切紙。

1銭証券印紙。朱色罫紙。

1137-170

記(利足銀請取につき)。

4月28日。差出:東信貯金銀行。受取:町田良右衛門殿。

1通。 横美切紙。

10. 一般

1137-180

記(金持参し差上げにつき)。

明治14年巳11月4日。差出:小津鉄弥。受取:御馬寄村町田良右衛門様。

1通。 横継紙。

1137-144

記(金20円を山崎弥太郎方へ渡すべきところ、金欠にて引替えたにつき)。

(明治)16年10月30日。差出:町田良右衛門(朱印)。

受取:戸長役場御中。

1点。 横美切紙。

押印抹消。

1137-158

受取借証(金100円受取につき)。

明治17年3月3日。差出:正縁寺(印)。受取:同郡御馬寄村町田良右衛門殿。

1点。 堅継紙。

1137-174

記(元金・利金二口分書付)。

(明治17)年7月27日。受取:町田良右衛門殿。

1通。 小切紙。

1137-148

記(貸金算用書付)。

(明治)17年9月20日。差出:佐荘左衛門。受取:町田良右衛門殿。

1点。 横美継。

1139-17

明治廿二年二月八日改(貸借金元勘定書付)。

(明治)24年2月。差出:清水。受取:町田大君。

1通。 横美切紙。

1139-56

記(金円・白米・味噌ほか借り数年来家賃等差引金3円受取および金円書上)。

明治24年11月29日(～24年12月27日)。作成:(印)。

1通。 横折紙。

1139-22

(23年2月分～24年9月分金円書上)。

(～明治24年カ)。

1枚。 横美切紙。

1139-66-1

(24年2月4日の借金の元利計算・返金額等書付)。

(明治24年～明治27年)。

1枚。横美切継紙

1139-24

記(19年12月ほか計3口貸金・同利子書上)。

(明治25カ)辰ノ3月28日。差出:佐々本。受取:町田良右衛門殿。

1通。横美切継紙

1385(16)

証券(金12円預り)。

明治25年12月28日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太(朱印)。受取:南佐久郡岸野村相濟碓水直七殿。

1通(34点のうち)。堅折紙

1139-66-10

(26年1月より利付元金230円ほか1口元利計算書付)。

(明治26年～明治27年)。

1枚。横切紙

1139-108

証(金394円86銭受取借用)。

明治28年10月5日。差出:中津村 町田静太(朱印)。受取:佐藤庄四郎殿。

1通。横美切紙

差出朱印等線引抹消。

1139-123

(28年1～3月・4～9月・10～12月各期利金計算書付)。

(明治28年以後カ)。

1枚。横美切紙

1136-54

証(金5円、山浦民治より領収)。

(明治)33年4月4日。差出:東京ニ於テ町田三郎(印)。受取:町田静太様。

1通。横切紙

985-1

定期償還金貸借公正証書送達正本(肥料購入事業のため1500円借受、債権者長野農工銀行、債務者中津村町田忠次ほか18名);(附)送達書(公正証書正本1通)。

明治35年2月10日。差出:長野県裁判所管内信濃国長野市花咲町七番地住居公証人水野連[朱印];(附)岩村田区裁判所執達吏池村良忠[朱印]、(取扱)岩村田区才判所執達吏池村良忠代人小林牧太(朱印)。受取:(附)中津村町田不二太(受取人)町田静太(朱印)。

4冊。堅美(二ツ綴)。

「長野県地方裁判所管内公証人役場」黒色罫紙。4冊とも同文同内容。うち1冊の1丁目丁内に堅美切紙(附)あり。

985-2

印鑑証明願(証明書とも)。

明治35年8月8日。差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内二番平民町田静太(朱印);(証明書)北佐久郡中

津村村長山浦一助[朱印]。受取:北佐久郡中津村村長山浦一助殿。

1通。堅紙

印鑑附箋あり。水色罫紙

964

抵当権実行通知書(明治19年の町田森太への貸金元金100円担保不動産田畑2筆の競売のため明治36年該不動産取得の被通知人へ民法第381条により通知);委任状(弁護士矢島らを設定し抵当権実行通知に関し)。明治40年2月13日。差出:通知代理人 矢島浦太郎(朱印)、矢島録四郎[朱印];(委任状)北佐久郡春日村 平賀石太郎(朱印);(委任状奥書)通知人代理人 矢島浦太郎(朱印)、矢島録四郎[朱印]。受取:被通知人 町田甚太郎殿、町田静太殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。

「羽田印刷」紺色罫紙。差出朱印「弁護士矢島浦太郎訴訟専用印」「矢島訴訟専用之印」。委任状差出朱印は〇内に「印」、謄本カ。

1129-4

[はやし書状]口演(塩名田つたやより貸金利金催促につき)。

(近代)17日。差出:はやし。受取:ふく田や様。

1通。横切継紙

1138-2

(戸別集金覚、小平蔵吉他)。

(近代)。

1通。横切紙

1388-7(33)

覚(金30両御用立て)。

卯3月20日。差出:塩名田宿丸山新左衛門(印)。受取:御馬寄村町田良右衛門様。

1通。横美切紙

1137-13

引掛り有証文(幸作へ年賦証文・惣四郎拾両証文ほか書上)。

(申3月)。

1通。横美切紙

標題裏面記載より。

1143-73-31-1

記(銀の元本・利足書上につき)。

申12月改メ。差出:福田屋良三郎。受取:宮沢郷 清水啓蔵様。

1通。横切継紙

淡黄色用紙 -73-31-1は-73-31-2にくるまれていた。

1143-73-31-2

記(金の利足決算の書付)。

酉1月改メ。差出:福田屋良三郎。受取:竹田 工藤要市様。

1通。横切継紙

淡黄色用紙

1143-73-30

記(利足金見積りの書付).

酉1月改メ. 差出:福田屋屋良三郎. 受取:工藤芳屋様.

1通. 横切紙.

淡黄色用紙.

1143-73-9

記(金円および利足書上).

酉1月改メ. 差出:福田屋良三郎(印). 受取:啓蔵様.

1通. 小切紙.

淡黄色用紙.

1143-42

[書状案](借金返済の日延べ願につき).

酉10月26日.

1通. 縦継紙.

1143-73-10

記(金円および利足書上).

亥1月25日改メ. 差出:福田屋. 受取:慶蔵様.

1通. 小切紙.

1139-187(1)

覚(貸金元利差引).

亥3月.

1通(綴31通のうち). 横切紙.

1139-187(9)

(31両余りの代金受取につき).

正月4日改.

1通(綴31通のうち). 横美切紙.

1129-6

[北原某書状](金子差支につき).

3月29日. 差出:北原氏. 受取:町田良三郎様.

1通. 横切紙.

1360-11(9)

記(金100円借用. ほか借用証4通).

5月22日. 作成:山浦諏訪吉(朱印)[ほか4通に各1名].

1枚(5通). 横折紙.

5人分の借用証が一紙に記載.

1387-22

[佐藤浩太書状](借入金日延につき).

8月25日. 差出:佐藤鍋次男 佐藤浩太;(封筒)佐藤浩太. 受取:町田良三郎殿.

1通. 横美切継紙(封筒入).

1139-155

記(4口金利計算書上).

9月19日. 差出:工藤拜. 受取:町田様.

1通. 横美切紙.

1135-40

[依田仙右衛門書状](用立金勘定の件).

9月24日. 差出:依田仙右衛門;(封筒)南御牧村依田

仙右衛門. 受取:町田久次郎様;(封筒)御馬寄町田久次郎様.

1通. 横切継紙(封筒入).

1139-66-11

差引書(仕入ほか2口金円ほか荷造り費・高崎迄陸送駄賃につき入金・出金・預り金書付).

第11月21日調. 差出:町田商店(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 横美切紙.

1 銭証券印紙. 差出朱印印文「武州 本庄〈店印かすれ〉町田商店章」.

1139-125

記(利金1円88銭受取).

12月10日. 差出:小山. 受取:町田様.

1通. 縦切紙.

「明治廿年月日」「小諸(山に九)小山」藍色罫紙.

1143-73-13

[麻屋書状](御引合の金子延日に相なったことにつき. 金子持参し詫び言仕りたき旨).

極月10日. 差出:麻屋治輔. 受取:福田屋良三郎様 貴下.

1通. 横美切紙.

1129-7

[はやし書状](時借返金につき).

17日. 差出:はやし. 受取:古くやサマ.

1通. 横切紙.

1137-62

(小諸銀行等よりの借用金証書類の書き上げ(カ)).

1通. 横切紙.

1137-208

(金額および利金額書付).

1通. 小切紙.

1138-12

(福田屋かり金覚).

1通. 横切紙.

1138-87

(書画質入にて金借用覚).

1通. 縦紙.

島川原へ渡す書画他.

1139-16

(嘉吉分金円書上).

1通. 横美切紙.

1139-66

[領収書類].

[22点]. [-一括].

-66-2~-66-22は-66-1に包まれていた.

1139-66-6

(金円月額・同7ヶ月利金額書付).

1枚. 横美切紙.

1139-66-22

(預り金額書上).

作成:(朱印)[北佐久 中津村 (〇に丁)福田屋].

1枚. 小切紙

1139-143

(金額・利率・期間書付).

1点. 横美切紙

前・後欠カ.

1139-153

(金 200 円 4 月 19 日よりほか元金・利子書付).

1通. 横美切紙

1139-187(21)

(廿日に貸した分など金額書付).

1通(綴 31 通のうち). 横切紙

1141-9

[はやし書状](借金方不足につき).

差出:はやし. 受取:良右衛門殿.

1通. 横切紙

1142-53

(金 14 両につき書上).

1枚. 横美切紙

1143-73-4-2

記(金貸し覚).

作成:荒井作平.

1通(3通のうち). 横美切紙

内容:南佐久郡瀬戸村古城跡より荒井作平持所四口より.

1202-18

小平穰江預ヶ分(強壯組へ渡す分・儀作より借用のうち残りほか預ヶ金 25 円 37 銭余書付).

1枚. 小切紙

1359-1

[町田良右衛門書状](庄作屋わひ金千円のこと不足のばあい済し方など).

差出:全(町田)良右衛門. 受取:望月出張先 町田長四郎殿 親展.

1通(本紙各 1 枚, 封筒 1 点). 横切紙・小切紙(封筒とも).

封筒に朱印「町田」封印あり.

1385(14)

借入金証書(金 250 円, 中津村大字御馬寄抵当地書上).

1通(2枚;34点のうち). 堅美.

朱色野紙

1385(15)

借入金証書(金 250 円, 中津村大字御馬寄抵当地書上).

1通(34点のうち). 堅美.

朱色野紙

6.諸請取・書付類

(シリーズ記述)

町田家の家(家族等)または経営(諸事業)に関わるさまざまな請取・書付である。各資料 1 点ないし 1 件が断片的な内容であるため、家に関わる内容か経営に関わる内容かの判断を避け、本項目下へまとめて配列した。

1. 全体

1138-68-2

(出入金覚 伴(津カ)嶋様寄進金ほか).

(近世カ).

1通. 横折紙

1141-66

(金銭書付).

(近世).

1通. 横切紙

1137-164-10

証(地所代金の一部 250 円受取につき).

明治 13 年 3 月 30 日. 差出:北佐久郡御馬寄村町田良

右衛門印. 受取:塚原村小出庄三郎殿.

1通. 小切紙

1137-164-1~10 まで括り紐で一括されていた.

1137-164-1

金円受取証(金 400 円).

(明治)13 年第 4 月 20 日. 差出:桑山村松沢市之丞(朱印). 受取:御馬寄村町田良右衛門殿.

1点. 小切紙

1137-164-2

記(御用立金 200 円受取につき).

(明治)13 年 4 月 28 日. 差出:塩名田古平甚蔵印.

受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1点. 小切紙

1360-11(57)

(諸覚. 米貸付など).

明治 14 年 5 月 6 日.

1通. 堅切紙

朱色野紙

1388-4(1)

記(麦など代金請取).

明治14年12月31日。差出:山浦治三郎(印)。受取:町田静太殿。

1通。横美切継紙。

1137-79

証(材木代金請取につき)。

(明治)16年10月12日。差出:生駒安右衛門(朱印)。

受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

1137-80

記(引廻り金請取につき)。

明治16年10月24日。差出:桑山村生駒安右衛門(朱印)。

受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

1137-136

証(金43円受取につき)。

明治16年12月15日。差出:御馬寄村山崎長蔵(印)。

受取:全村町田良右衛門殿。

1点。小切紙。

1137-105

記(金100円請取につき)。

明治18年3月22日。差出:北佐久郡八幡村依田善右衛門(印)。

受取:同郡御馬寄村町田志津太殿。

1通。堅紙。

1137-103

受取証(金1円70銭)。

明治19年3月5日。差出:北佐久郡小諸町五百十三番地 発蒙書舎 [印]。

受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

1137-169-1

記(金25銭受取につき)。

明治20年9月29日。差出:小諸市町樋下入口本家御

印判師矢嶋甚右衛門(朱印)。

受取:北佐久郡御馬寄村町田寛太殿。

1通。小切紙。

1137-169-2

記(金85銭内31銭請取につき)。

明治20年4月20日。差出:小諸市町樋下入口本家御

印判師矢嶋甚右衛門(朱印)。

受取:北佐久郡御馬寄村町田寛太殿。

1通。小切紙。

1139-59

第二十五号 送券(東京人造肥料13俵)。

明治23年3月20日。差出:信州小諸本町(○に△)

塩川清之助(朱印)。

受取:中津村 町田武左衛門殿行。

1通。堅切紙。

印刷用紙へ書込み。

1139-136

証(金7円56銭請取につき)。

明治23年12月13日。差出:東京都日本橋区葺屋町

六番地東陽堂(朱印)。

受取:町田静太殿。

1通。小切紙。

1銭印紙。

1139-79

記(3貫800目・1貫480目各受取)。

明治24年8月29日・右同日。差出:重田(朱印)。

受取:町田様。

1通。横美切紙。

差出朱印「信州 北佐久 南御牧 和泉屋」。

1139-50

証(米代金受取)。

(明治)24年11月3日。作成:依田仙右衛門(朱印)。

1通。横美切紙。

1139-51

記(マキ参代金5円内金2円受取)。

明治24年11月3日。差出:南御牧村 松田三平(印)。

受取:中津村 町田志津太殿。

1通。横美切紙。

青色罫紙入。

1139-116

記(金33円。清水佐太郎殿へ廻ル金にて受取)。

(明治)24年11月15日。差出:山浦民次[印]。

受取:町田静太殿。

1通。横美切紙。

1139-58

領收証(割木雑10駄代金1円)。

明治24年11月29日。差出:松田梅主。

受取:町田静太殿。

1通。堅紙。

1139-85

受取之証(糊28俵代金領収)。

明治24年12月25日。差出:北佐久郡中津村大字御

馬寄 総代人 町田仙右衛門(朱印)。

受取:全郡全村全字 町田寛太殿。

1通。堅折紙。

1銭証券印紙。

1139-18

記(元利金円勘定書付)。

(明治24年々)。

1通。横美切紙。

1139-61

植木売渡シ約定証(植木割木200駄。内半合金4円領

収)。

明治25年1月27日。差出:北佐久郡南御牧村 小松

袈裟治郎(朱印)。

全郡全村 宮澤兼み。

受取:北佐久郡中津村 町田様。

1通。堅紙。

1138-95

記(下縣新宅貸利子差引書)。

明治25年辰2月改。

1通。横切継紙。

1139-63

受取証(金15円)。

明治25年9月27日。差出:岸野村 碓氷直七(印)。受取:中津村 町田右衛門様。

1通。堅切紙。

本紙裏は破取りカ。

1139-87-2

記(品代受取)。

(明治)25年10月11日。差出:依田仙右衛門[朱印]。受取:町田静太様。

1通(3通のうち)。横美切紙。

差出朱印印文「請取」。

1139-142

記(金59銭受取)。

(明治)25年10月11日。差出:依田仙右衛門(印)。受取:町田静太様。

1点。横美切紙。

990-2

薪完渡し代金請取証(薪3万貫)。

明治26年1月9日。差出:売渡し人清水三九郎(印)。受取:町田静太殿。

1通。堅紙。

1139-148

記(中澤清一郎殿へ御用建金400円請取)。

明治26年8月14日。差出:岩村町 星野嘉助(朱印)。受取:中津村 町田静太殿。

1通。堅紙。

1139-147

記(石燈代金5円請取)。

明治27年5月23日。差出:桜井村 石工浅沼伊十郎(朱印)。受取:町田不士太様。

1通。横美切継紙。

1139-42

記(金30円受取)。

明治27年10月4日。差出:岸野村 岡村直次郎。受取:中津村 町田静太殿。

1通。横美切紙。

紅色紙使用。

1139-25

記(大豆代金2口・同利子書付)。

明治27年12月6日。差出:工藤常太郎。受取:町田静太様。

1通。横切紙。

1139-140

受取証(金50円)。

明治27年12月20日。差出:下縣 岡村廣吉(朱印)。受取:中津村町田静太殿。

1点。横美切紙。

橙色紙。

1139-98

記(越後米50俵完渡し、代金未収分利子付す事に約す)。

(明治)28年10月10日。差出:角大(朱印)。受取:茂木万次郎殿。

1通。横美切継紙。

差出朱印印文「阿部」。

1139-156

記(米代金受取)。

(明治)29年7月18日;明治29年7月19日。差出:依田仙右衛門;依田仙右衛門(朱印)。受取:町田静太殿;町田静太様。

2通。横美切継紙・横美切紙。

1139-158

受取証(粃2石2斗8升余代金13円55銭)。

明治29年12月7日。差出:五郎兵衛新田村 柳澤所重郎[朱印]。受取:中津村 山浦八百作殿。

1通。横折切紙。

用紙は、あるいは堅切紙を折ったカ。

1390-47

記(苗代移転料受取)。

明治30年3月3日。差出:山浦文左衛門(印)。受取:町田不二太殿。

1通。小切紙。

1138-84

記(証書金のうち受取)。

明治30年10月4日。差出:岸野村碓氷隆一郎(印)。受取:御馬寄町田静太殿。

1通。横切継紙。

1138-92

記(村社祭り金受取)。

明治32年酉10月3日。差出:山浦伊右衛門。受取:町田静太様。

1通。横切継紙。

1138-74

記(金20円請取)。

明治36年10月14日。差出:岸野村碓氷隆一郎(印)。受取:中津村町田静太殿代山浦嘉吉殿。

1通。横切継紙。

1388-7(5)

(代金計算書)。

明治41年12月。差出:信州小諸(ヤマに九)酢屋甚商店 電話長五十番。受取:町田良三郎様。

1通。横美切紙。

赤色「計算用箋」。

1137-50

(金額割合につき書付)。

明治■年4月20日。

1通. 横折紙
冒頭に年代記載あるも、にじみにより難読。
1137-107-2
記(粕代請取につき)。
(明治)5月1日。差出:木内屋(印)。受取:御馬寄村町田良右衛門様。
1通. 堅紙
1360-11(61)
記(メタル龍頭巻シリンダル修繕代金請求)。
明治 年10月11日。差出:北佐久郡小諸町関太一[朱印]。受取:上殿。
1通. 小切紙
印文「時計修繕所北佐久小諸町関太一」。
1138-67
記(元利金差引)。
(明治後期)。
1通. 横切紙
1138-75
記(初俵数書上, 町田静太分他)。
(明治後期)。作成:当澤喜平次。
1通. 横切紙
1138-78
記(金銭出入覚)。
(近代)。差出:町田永之助。受取:町田良右衛門様。
1通. 横切紙
1138-89
(出入金覚, 碓氷隆一郎へ出金他)。
近代。
1通. 堅紙
青色罫紙
1141-94
(人名等ごと持高書上)。
(近代)。
1通. 堅切紙
1141-98
(本家・分林入金うち各渡し金差引書付)。
(近代)。
1通. 横切紙
1142-33
記(玉露ほか代金受取)。
子2月7日。差出:大榎屋 三内。受取:上。
1通. 横美切紙
差出印文「ヤマに大」信州 白田 大榎屋, 受取印同印。
1202-21
記(金40円の支払先, 町田良仙・山崎次郎兵衛ほか)。
丑2月25日。差出:寺 世話人。受取:町田良右衛門様。
1通. 横美切紙
1141-31

覚(米上り預金よりかり金等差引)。
寅7月14日。差出:良仙。受取:良右衛門様。
1通. 横切紙
1138-68-6-1
覚(金銭差引勘定)。
寅7月。差出:万屋平四郎。受取:町田良右衛門様。
1通. 横美切紙
1138-68-6 全体を括っていた紙綴り紐とも。
1137-214
覚(代金12両請取につき)。
寅極月。差出:和泉屋。受取:福田屋良右衛門様。
1通. 小切紙
1137-218
覚(良三郎等よりの金額書付)。
寅極月。差出:一目屋。受取:福田屋様。
1通. 横切紙
1137-255
覚(金219円請取につき)。
寅12月。差出:山浦五左衛門。受取:御馬寄福田屋良右衛門様。
1通. 小切紙
1137-164-4
記(金額書付)。
卯年10月。
1通. 小切紙
1137-18
覚(かみ・酒等代金書上)。
卯極月より。差出:よした屋銀蔵。受取:村ノ福田屋様。
1通. 横紙
1138-44-8
覚(金6両1分請取)。
辰2月11日。作成:中居源三郎, 喜助。
1通. 横切紙
1137-7
覚(ばん付等代金書上)。
辰7月。差出:和泉屋半五郎。受取:福田屋良右衛門。
1通. 小切紙
1137-5
おほへ(金額書付)。
辰12月。差出:牧助抱 紺屋源左衛門。受取:御馬寄村良右衛門様。
1通. 小切紙
1137-6
覚(せんつい代金書上)。
辰極月。差出:布屋 伊七。受取:福田屋内 半治様。
1通. 小切紙
1143-70-3
覚(元金の書付)。
巳12月。

1通. 横切紙

1132-24

記(上納物数覚).

申年11月20日(近世).

1通. 横折紙

1142-30

記(金315円より小利足・掛金・渡し分等を差引した金円勘定書付).

(戊8月25日).

1通. 横美切紙

年代は一つ番の右脇記載より.

1142-27

記(中長廿四帳・同つう八帳・小づう式帳他代銀勘定書付).

戊12月. 差出:近藤宗八. 受取:町田様.

1通. 横切紙

1137-84

記(石塔および台座代金請取).

巳年2月4日. 作成:根々井村 石工 佐藤梅太郎.

1通. 小切紙

図面あり, 墓石カ.

1137-83

記(石塔および台座代金書上).

2月26日. 作成:根々井村 石屋梅太郎.

1通. 小切紙

図あり, 墓石カ.

1142-39

記(割合出金分入金残金をこの者へ遺しくだされたく).

2月28日. 差出:む左衛門. 受取:良三郎殿.

1通. 小切紙

1142-19

記(二百五め他6筆代銀書上).

3月9日. 差出:中屋繁右衛門. 受取:上.

1通. 横美切紙

1390-46

(入り金等覚).

4月3日.

1通. 横美切紙

内容:冒頭より「四月三日 入五拾円弥太郎…」とある以外ほとんど白紙

1137-61-2

記(御屋七人様分等代銀請取につき).

4月8日. 差出:内田屋義右衛門(朱印). 受取:上.

1通. 堅紙

1137-206

記(魯桑・葡萄など代金の一部請取につき).

4月10日. 差出:下中込桜井信太[朱印]. 受取:御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 横折紙

印文「信州 佐久郡 下中込 壺島屋」.

1141-27

覚(遺私金覚).

4月12日. 作成:油屋下代.

1通. 横切紙

1139-187(30)

覚(相復村々へ差出候米式駄代内渡金書付).

4月28日. 差出:政之丞. 受取:千代次様.

1通(綴31通のうち). 堅紙.

1137-28

記(金返済額・日付書付).

5月11日. 差出:千林堂. 受取:[].

1通. 横紙

淡黄色紙使用. 後欠カ.

1137-106

記(金請取につき).

5月23日. 差出:八幡村依田仙右衛門(朱印). 受取:町田良右衛門殿.

1通. 堅紙

1137-137

記(金額書付).

5月通.

1点. 小切紙

「渡辺」の朱印あり.

1139-114

(5月26日ほか金円書付).

6月15日取調. 作成:(〇に丁).

1通. 横美切紙

大豆代を含むカ.

1137-259

覚(金請取につき).

7月2日. 差出:万屋平四郎. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横紙

1141-46

覚(板枚数).

7月4日. 作成:鶴沼源太郎.

1通. 横切紙

1137-87

受取証(面割賦金請取につき).

7月28日.

1通. 小切紙

1137-260-6

覚(金額書付).

7月. 差出:扇屋(カ)三五郎. 受取:彦兵衛様.

1通. 横美紙

1137-125

記(瓦代金等受取につき).

8月2日. 差出:山海留太郎. 受取:町田良右衛門殿.

1通. 小切紙

1137-260-8

覚(金2両おわたし願).

8月4日. 差出:小原村勘右衛門. 受取:御馬寄村
領右衛門様.

1通. 小切紙

1141-67

(小諸札差上等).

8月5日.

1通. 横切紙

1142-13

記(ふすま四十貫目ほか代金この者へ渡されたく願).

8月10日. 差出:上桜井村 大橋屋栄左衛門[印]. 受
取:御馬寄村 福田屋良三郎様.

1通. 横美切紙

差出印文「信州(ヤマに大に〇カ)佐久郡 上桜井 大橋屋」。雜
目剥離(現状2枚)。

1139-109

証(金5円受取).

8月14日. 差出:赤尾勝次. 受取:町田静太殿.

1通. 横美切紙

1139-33

記(金26円余受取).

8月18日. 差出:小林茂太夫(朱印). 受取:町田様.

1通. 横美切紙

1138-82

記(金20円掌握).

9月1日. 作成:青木庄蔵[朱印].

1通. 堅美切紙

印文「信州(ヤマにト) 北佐久郡 中佐都村 青木庄蔵」。

1139-60

受取証(金7円).

9月4日. 差出:岸野村 碓氷直七(印). 受取:中津村
町田静太様, 全良右衛門様.

1通. 横切紙

1142-22

記(九助分・利足ほか2筆金勘定書付).

9月29日. 差出:伊三郎. 受取:良右衛門様.

1通. 横美切紙

1137-107-1

記(粕代請取につき).

10月1日. 差出:大澤村木内屋(印). 受取:御馬寄村
町田良右衛門様.

1通. 堅紙

差出印文「信州佐久大沢(かすれ)鶴」。

1138-42-7

記(材木醒質につき).

10月23日. 差出:山浦良吉(印). 受取:福田屋様.

1通. 堅切紙

印文「信州(ヤマに良) 佐久郡 山浦村 木屋」。

1139-37

記(コケ茶粉代金請取).

10月29日. 差出:日進堂[朱印]. 受取:足立様.

1通. 横美切紙

1137-19

覚(くす・かすの子等代金書出).

11月6日. 差出:すつ屋発助. 受取:福田屋様.

1通. 横紙

1143-73-27

(良三郎分金額書上).

11月28日.

1枚. 横切紙

1142-25

記(「貳間」「九尺」枚数代金勘定書付).

(11月29日~12月1日). 差出:房屋 佐藤源二郎.
受取:御ま寄 町田両右衛門様.

1通. 横切紙

材木板代金請求カ.

1137-195

記(金3円50銭受取につき).

12月1日. 差出:権瀬売捌所. 受取:福田屋良右衛
門様.

1通. 横美切紙

1141-71

(駄賃覚).

12月6日. 差出:依田敬助. 受取:福田屋様.

1通. 横切紙

裏には, 寺田鹿之丞取替金について書かれている。

1137-176

記(代金書付).

12月25日. 差出:原泉堂[朱印]. 受取:福たや良右
衛門様.

1通. 横美紙

印文「原泉堂」。

1132-33

記(買物代金覚).

12月. 差出:かニや恵次郎. 受取:福田良右衛門様.

1通. 横切紙

1137-254

覚(松木代金書付).

12月. 差出:又右衛門. 受取:千代次様.

1通. 横紙

1141-72

(廣こめ枚数覚).

12月.

1通. 横折紙

大部分朱筆

1132-28

(泰吉より受取金額覚).

1通. 小切紙

1137-9

[書状](金子この人へ御勘定下されたく願).

1通. 横切継紙.
下書か.

1137-20

覚(串柿・とさか・浅草のり等代金書付).

1通. 横継紙.
後部欠損.

1137-26-1

記(賄金・歳暮金書付).

1通. 横折紙.

1137-26-2

(金額・人名書付).

1通. 横折紙.

1137-27

(入金・出金勘定書付).

1通. 小切紙.

1137-30

(入金・出金勘定書付).

受取:町田儀作, 同清新(カ).

1通. 横切紙.
上部欠損.

1137-31

覚(初納・三納等の金額・日付の書付).

1通. 小切紙.

1137-32

(金額・人名書付).

1通. 小切紙.
良右衛門の名前あり.

1137-33

(金額・取替額など書付).

1通. 小切紙.

1137-34

記(金額書付).

1通. 小切紙.

1137-36

覚(本田納辻・夫初書付).

1通. 横継紙.

1137-37

(入金・出金書上につき).

1通. 横折紙.
「上 龜者」と記した紙片あり.

1137-38

証(金額・立替額勘定の書付).

1通. 横切紙.
2つに切れている.

1137-40

(出金・残金勘定書付).

1通. 小切紙.

1137-51

記(金額・人名書付).

1通. 横折紙.

1137-54

(出入金額書付).

1通. 小切紙.

1137-57

記(引替金等書付).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1137-61-1

記(夜中飛脚分等代銀書付).

1通. 縦紙.

1137-97

証(標札・春蚕種料など取り立てにつき書上).

差出:理事依田房吉(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 小切紙.
後部一部欠損カ.

1137-109

(具堅社立替金6円書付).

1通. 小切紙.
町田長四郎とある.

1137-124

記(金50円の返済額. 残元利金額書き付け).

1通. 小切紙.

1137-128

[紙袋](「金貳拾五円 町田良右衛門殿」).

1点. 紙袋.
裏面には, 袋に入っていたと思われる金額の書付あり.

1137-162

記(元金・利金額書付).

1点. 小切紙.

1137-164-9

(田地地価金・地租金書上).

1点. 横継紙.
中に, 字中溝の耕地地価を書きつけた紙片あり.

1137-177

(金額書上「町田良右衛門外五名斗…」).

1通. 小切紙.
内容「町田良右衛門外五名斗…」.

1137-183

(運賃など書付).

1通. 横折紙.

1137-221-1

覚(差上げ金額の書付).

1通. 小切紙.

1137-221-2

覚(手掛代分など書付).

1通. 小切紙.

1138-8

記(材木代金).

1通. 折紙

朱色野紙

1139-31

[紙片] (「山浦和市かり」金額・月日記載).

1枚. 小切紙

短冊様, 前後欠.

1139-91

記(8月29日からの金円出入書付).

1通. 横美切紙

1139-151

記(26年~29年金円利子書上).

1通. 横美切継紙

鉛筆書き.

1139-182

覚(12月〆金額).

1通. 横切紙

1139-187(3)

(宇吉ほか23名名前書上).

1通(綴31通のうち). 小切紙

1139-187(5)

(7月6日曾次郎ほか人名ごと金銭書上).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-187(12)

覚(鉄フン等数量書上).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-187(13)

(一般分入用として釘数量書付).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-187(18)

(ものさし・茶碗など数量書上).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-187(22)

(本数・人名書上).

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-187(25)

覚(金額・人名書付).

1通(綴31通のうち). 小切紙

1139-187(27)

(番数・人名・受取金額書上).

1通(綴31通のうち). 横継紙

1141-14

記(勇丈りほか代金).

差出: 切こや. 受取: 福太屋様

1通. 横美切紙

1141-22

記(とうし指賃他).

差出: 鉄嘉. 受取: 福田屋様

1通. 横切紙

1141-53

[付箋](由次郎納米高).

1通. 付箋

1141-55

(出入金覚, 良右衛門・泰吉他).

1通. 横切紙

1141-60

(代金覚, 20口).

1通. 小切紙

1141-61

覚(預り金, 利金).

1通. 横切紙

近世か.

1141-62

(入金覚, 小諸やなぎやへ払金他).

1通. 横切紙

1141-73

(出入金覚, 竹田種, 他).

1通. 横折紙

朱筆あり.

1141-76

覚(横しげ障子, 板戸等代金).

作成: 方月 斉藤貞次郎.

1通. 横切継紙

1142-17

(一~三番貫目代金円勘定書付).

1通. 横折紙

1142-20

記(百九十五め十七他1筆代銀書上).

差出: 中屋繁右衛門. 受取: 上.

1通. 横美切紙

1142-21

(「依田」「塩田」「上田」分勾数量書上); (附[紙片] (「新井屋利兵衛様」).

2枚. 横切紙

本紙に紙片(附)が挟まれていた. 書上には「請取相成候」「品有」等記載

1142-24

[白紙片].

1枚. 横切紙

1143-10

[図面](薬缶蓋, わたり・ふち深さ寸法).

1通. 横切紙

1143-29

(平吉分・織兵衛分の人名ごと疋数・金額書上).

1通. 横折紙

1143-70-1

(大麦・米代金書上).

1通. 横切紙

前後欠カ。

1143-70-2

覚(靱から金への換算につき)。

1通。小切紙

1143-70-4

覚(永21 匁余の永内訳書上)。

1通。横継紙

1143-70-5

(靱・人名書上)。

1通。小切紙

1143-70-6

覚(酒や・山本方算用)。

1通。横切紙

1143-70-7

覚(上納分耕地の面積・分米書上)。

1通。横切紙

1143-70-8

覚(金額・人名書付)。

1通。横折紙

冒頭に良右衛門の名前あり。

1143-70-9

覚(銀割り方書付)。

1通。横切紙

1143-70-10

覚(傳六の借金の利など勘定)。

1通。横切紙

1143-70-11

覚(金額・人名書付)。

1通。横切紙

1143-70-12

覚(金利勘定書付)。

1通。横切紙

1143-73-20

記(喜作口金銭書上および元利勘定書付)。

1通。横切継紙

1143-73-24

(福たや様分金銭書上)。

1枚。小切紙

1202-25

記(行燈・火鉢代金書付)。

1通。横切継紙

1388-7(43)

(金銭書上)。

1枚。縦紙

内容「廿分一…」。

1390-40

[反古]。

1通。縦紙

朱色罨紙

2. 町田家差出

1139-97

(渡すべき金円書上覚)。

(明治)28年4月6日。作成:(○に丁)福 商店(朱印)。

1通。縦切紙

差出朱印印文「信濃 北佐久 御馬寄 丁 福田屋」,また「町田」朱印。

1137-8

覚(米代金書上)。

辰7月。差出:了右衛門(印)。受取:岩屋重蔵様。

1通。小切紙

印文「信州 福田屋 御馬寄」。

1139-112

記(7貫目ほか代金15日には差上げ)。

7月10日。差出:町田静太[印]。受取:佐藤治次様。

1通。横美切紙

1137-168

記(金15円預りにつき)。

差出:御馬寄村町田良右衛門(印)。受取:依田源四郎殿。

1通。縦紙

1143-73-32

(米穀代銀書上)。

差出:福田屋良三郎。受取:時内仙左衛門様。

1通。横切紙

7. 講・無尽

(シリーズ記述)

町田家の関わった講や無尽についての資料を収めた。それらの内容が信仰・行樂的か金融的かは、判断しなかったため区別していない(あるいは信仰・行樂的内容であっても講金利殖に金融的活動をともなったカ)。項目名から理解しづらい分について、いま判明している限りで説明を加えれば、それぞれつぎのとおり: 1.伊勢講・甲子講のうち、甲子講は穀屋仲間の互助的な積立金; 2.大日講は、町田家の先祖祭祀に関連するものカ; 5.役元無

尽・郷無尽是、少なくとも役元無尽在藩による殿様無尽のこと；溜講無尽は、御馬寄村と塩名田宿の宿役・千曲川通行確保にともない得られた刻銭・拝借金を運用に関連するもの。

1. 伊勢講・甲子講

287

慶応元年 丑九月改 両講中分 田地入上ヶ調帳(甲子講・代参講)。

慶応元年 9月。

1冊 横半半折(一ツ綴)。

○伊勢講

500

文政四辛巳年 十一月改 永年代参 村中伊勢講元金差引帳 願主 市左衛門 世話人 良右衛門・栄蔵・留次郎。

文政4巳年11月15日；天保15甲辰年4月日；慶応元年11月。作成：市左衛門(印)[ほか3名]；作蔵(印)[ほか3名]；名主市左衛門[ほか]・組頭4名百姓代1名世話人3名]。

1冊 横長半(一ツ綴)。

566

文政四辛巳年 十一月十六日 村伊勢講名前入別帳 願主 小平市左衛門(印) 世話人 町田良右衛門(印)・山浦榮蔵(印)・山浦富次郎(印)；(附)覚(元金36両利子等差引につき)。

文政4年11月16日(～明治2年)；(附)慶応元年丑ノ十一月改。

1冊(附1通とも)。 豎半(二ツ綴)。

18～19丁目間に横折紙1通(附)あり。表紙綴目に押印(良右衛門印・留次郎印)。代参人代参年書込み。

1202-36

「伊勢講記録」。

[文政8年3月～明治31年4月]。

[1綴(12件とも)]。 [横長半(一ツ目結び綴)]。

綴じ紐に階層的に括られた書付類(-36-2～-36-5)あり。

1202-36-1

[代参講上納立替調ほか]。

[文政8年3月～明治31年4月]。

[1綴(9点)]。 [横長半(一ツ目結び綴)]。

1202-36-1(8)

文政八乙酉年 三月廿日 年々代参願当り覚帳。

文政8年3月。

1冊 横長半(一ツ綴)。

505

天保十四卯年 正月改 村伊勢講金勘定帳。

(天保14年)卯正月改。

1冊 横長半(一ツ綴)。

504

天保十四癸卯年 二月改 村中伊勢講元利差引帳 願

主市右衛門 世話人 良右衛門・栄蔵・富右衛門。

(天保14年)卯2月改。

1冊 横長半(一ツ綴)。

1202-11

覚(講金より寅・卯代参等諸費差引改めにつき)。

慶応元丑年11月。作成：市左衛門，直次，市太夫，彦右衛門，七左衛門，仙右衛門，世話人 千代次，留作，永蔵。

1通 横折紙。

1202-36-1(6)

慶応元年 乙丑十一月改 代参講金元附帳。

慶応元年11月。

1冊 横長半(一ツ綴)。

1202-36-1(7)

慶応元年 乙丑十一月改 代参講金銀差引帳。

慶応元年11月。

1冊 横長半(一ツ綴)。

1202-36-5-3

[田地小作証書ほか]。

[慶応2年3月～明治10年5月]。 差出：[北第七大区五小区佐久郡五郎兵衛新田小作人橋本代吉(印)ほか]。

受取：[同区御馬寄村町田三郎殿ほか]。

[6通]。 [縦紙(包紙入とも)]。

書付様に折りたたみ，さらに書状様に2つ折して一括。

1202-36-5-3-4

借用申金子証文之事(金6両，書入新田山三林)。

慶応2年寅3月。 差出：金借用主 寅吉(印)[ほか]組合惣代・親類惣代各1名連印]。 受取：代参講 御連衆中。

1通 豎綴紙。

1202-36-5-3-5

借用申金子証文之事(金8両)。

慶応2年寅3月。 差出：金借用主 新蔵(印)[ほか]親類受人・組合惣代各1名連印]。 受取：代参講 御連衆中。

1通 豎綴紙。

端裏上「代参講」，同下「新蔵殿」。

1202-36-5-3-3

年賦借入金証文之事(金6両うち未済分6ヶ年成済し返済，無利息年賦成崩)。

明治2巳年12月日。 差出：金借用主 良助(印)，同断兄 寅吉(印)[ほか]親類引受・組合惣代各1名連印]。 受取：代参講 御連衆中。

1通 豎綴紙。

1202-36-5-3-6

売渡申証文之事(代参講1口，18両)。

明治7年戌1月。 差出：売主 山崎市之助(印)[ほか]受人1名連印]。 受取：代参講 御連衆中。

1通. 堅紙(包紙入).

包紙「証文 老通 山崎市之助」. 代金ママ.

1202-36-5-3-1

田地小作証書(小作初6俵, 5ヶ年).

明治10年2月20日. 差出:北第七大区五小区佐久郡五郎兵衛新田 小作人 橋本代吉(印), 受人. 受取:同区御馬寄村 町田三郎殿.

1通. 堅紙.

1銭印紙.

1202-36-5-3-2

年賦借用初証書(初2俵3斗).

明治10年5月1日. 差出:北第七大区五小区佐久郡五郎兵衛新田 小作人 橋本代吉(印). 受取:同大区同区御馬寄村 町田三郎殿.

1通. 堅紙.

1銭印紙.

1202-36-5-4

代参講持地租金諸費立替記(金円勘定).

明治12年2月18日. 差出:町田美和次(朱印). 受取:講中御仲間御中.

1通. 横折紙.

差出印文「嶋屋築造」.

1202-36-1(1)

代参講上納立替調:(附1)記(小作初代金および利子等勘定).

(明治14年5月~16年2月迄).

1通(附1通とも). 横折紙.

丁内に横折紙1通(附).

1202-36-5-1

昨十三年辰二月改(租税立替等金円書付).

(明治14年).

2枚. 横切紙.

-36-5は, 全体を紙縫り紐で一括. -36-5-1は, 折りたたんで一括.

1202-36-1(3)

町田森太差引口(初俵数および納金等書付).

(明治20年~26年).

1通(白紙1枚とも). 横切紙.

本紙前に白紙横折紙1枚とも.

1202-36-1(4)

代参講(町田森太差引・町田静太差引調, 上納分金円利子等書付);(附)町田基太郎納調(租税金円・初代金等書付).

(明治20年~27年).

3枚(附1綴とも). 横折紙.

1~2枚目間に横長半(ひねり綴)1綴(附).

1202-36-1(5)

[記ほか](町田静太・町田久二郎・町田基太郎・町田佐太郎租税金等元利差引書付).

(明治23年~28年).

1綴. 横長半(ひねり綴).

1202-36-5-2

代参講取遣差引(取立金渡金等勘定).

(明治23年).

2枚. 横折紙.

-36-5-2は, 折りたたんで一括.

1202-36-2

記(村県税・田租等書上および地租・宿料・關金等差引).

明治27年1月調.

1綴(2枚). 綴(ひねり綴;横美切継紙).

1202-36-4

(27年・28年1月会各予算書付).

(明治28年).

1枚. 横美切紙.

薄緑色の料紙.

1202-36-1(9)

代参講解散二付分配及差引勘定之事(町田静太ほか5名).

(明治31年4月3日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

末尾「明治三十一年四月三日分林ニ於て計算」.

1202-15

覚(未年より卯年まで二十一年分伊勢講金差引勘定書付).

(未年~卯年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-10

覚(去成年迄十ヶ年と亭本筋休金改め差引書付).

亥正月改.

1通. 横折紙.

1139-187(19)

覚(御御祓料受取).

辰2月14日. 差出:福嶋鳥羽太夫代春木八十八[印].

受取:御馬寄村御参詣御連中様.

1通(綴31通のうち). 横美切紙.

1202-36-3

記(掛金ほか金円書上).

6月30日. 差出:町田甚次. 受取:町田猪牙平様.

1通. 横切紙.

1142-23

[紙片]「(第九区 今岡村 二十番 原与平 伴代参)」.

1枚. 堅切紙.

番状代に折りたたまれ, 表にあたる部分に朱筆記号記載あり.

1202-12

覚(講金差引勘定書付).

1通. 横折紙.

-12~14は折り込まれて一括.

1202-13

(講金差引勘定書付, 三十六両元).

1通. 横折紙

1202-14

(天保十五年より元治二年まで代参人書上).

1通. 横切継紙

1202-36-1(2)

(井山文蔵の宿料, 蠟燭料書付).

作成: 井山文蔵.

1通. 堅切紙

折紙様に綴込み.

○甲子講

290

[甲子講諸記録].

[天保11年正月~明治9年].

[5点]. [一括].

290-1

甲子講 規定書(御馬寄村穀屋渡世仲間積金).

天保11年庚子年正月. 作成: 萬屋七左衛門(印), 叶屋
右衛門(印), 福田屋良右衛門(印), 柿屋喜兵衛(印)(上
に附箋), (以下肩に「追加」注記) 吉田屋文右衛門(印),
福田屋千代次(印), 嶋屋泰吉(印), 樽澤屋清兵衛(印),
十一屋儀作(印).

1冊. 堅美大(かぶせ綴).

表紙端上朱筆「2」, 表紙へペン書き. 綴目に押印.

290-2

売渡し申請名証書の事(代金 67 円余, 養父喜兵衛死去
後借用相済み).

明治7年甲戌年1月21日. 差出: 売主 山崎市之助(印),
証人 山崎兵三郎(印). 受取: 甲子講 御連衆中.

1通. 堅紙

-2~-5 は-1 墨付末尾(7~8 丁目)丁間へ挿込み. 表紙端上朱
筆「3」.

290-3

売渡し申請名証書(代金 68 円余, 実父吉田文右衛門死
去後借用相済み).

明治9年子1月31日. 差出: 第四大区六小区御馬寄
村 名面売主 吉田宇蔵(印), 親類証人 町田利助(印).

受取: 甲子講 御連衆中.

1通. 堅紙

表紙端上朱筆「4」. 1 銭印紙

290-4

記 丑年一月会献立

(丑年1月).

1通. 横切紙

端上朱筆「5」, 端後筆「甲子講 正月会」(ペン書き).

290-5

歳暮(講仲間人名ごと鮭本数・代金書付).

已 12月25日.

1通. 横折紙

端上朱筆「6」, 端後筆「甲子講」(ペン書き). 途中まで横切紙様

に一部切り取り.

2. 大日講

269

文政十一戊子年 三月廿日 大日講人別覚帳.

文政11年3月20日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1142-46

大日講(吉右衛門初代利足等金銭差引勘定書付).

(未3月).

1枚. 横切紙

1142-5

大日講差引(金5両3朱ト76文ほか二筆預り・受取書
上).

(酉4月26日~亥2月6日).

1通. 横折紙

1142-52

大日講 福田(元金の利足・申の差引預け分ほか金銭
差引勘定書付).

酉4月26日改.

1枚. 横切紙

1142-51

記(新田夫銭・無尽 2 会分金円利金お返しにつき);(附)
(10両かりたく, もっとも7両2分六郎殿無尽掛よりお引
きくだされたく旨書付).

(2月9日・同23日).

2枚. 横美切紙

附は本紙に挟まれていた. 附とあわせて1通か. 年代は一つ書
右脇記載より.

1142-47

(「千右衛門口掛返」「八幡四番掛」など金銭書付).

1枚. 小切紙

1142-48

(「兵右衛門」金銭差引勘定書付).

1枚. 横切紙

1142-49

(「武左衛門え返金渡し」「良右衛門へかし」など金円差
引書付).

1枚. 横切紙

1142-50

記(未年初代出金・利足ほか金円かり・渡し等出入差引
書付).

1通. 横美切紙

3. 二十六人講無尽

501

文政七甲申年十月廿一日 無尽割合控帳.

(文政7年)申10月21日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙から一部破損.

288

安政四丁巳六月発起二而 慶応元丑九月改 武拾六人講無尽連名帳 発起 福田屋良右衛門(旧帳焼亡につき銘々へ承合い相違ない旨)。

(慶応元年)丑11月改記ス。

1冊。 豎半(二ツ綴)。

裏表紙「武拾六人講無尽連名帳」。13~14 丁目間に挟み込み文書あり。

510

慶応元丑年十二月 十八番会`より` 二拾六人講無尽掛金取立帳。

慶応元年12月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

1356

預り申無尽金証文之事(小源太ほか6口計49両3分、武拾六人講無尽加入のうち当19番会にて請取、10番会より年1割終会まで掛返し)。

慶応2寅年3月。 作成:金預り主 小源太(印)、組合惣代引請 字吉(印)、親類惣代引請 平作(印)、金預り主 儀作(印)、組合惣代引受 為右衛門、親類惣代引受[欠損、後欠]。

1通。 豎綴紙。

後欠、破り取りカ。一口分記載抹消。

515

明治五壬申年三月 武拾六人講終会懸金取立帳。

明治5年3月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

1202-26

記(子12月廿六人講終会につき弥九郎などへの金書上)。

子12月。

1枚。 横折紙。

一部に切断、切紙の用紙を採取カ。

4. 御家作御無尽

284

文政十亥年 十月朔日調 御家作御無尽御加入名前 御馬寄村(各金額口ごと人名書上「覚」、漢数字記載等のある人名書上「覚」)。

文政10年10月朔日。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

裏表紙汚損。

283

文政十亥年 十月日 御家作御無尽御加入名前 御馬寄村(各金額口ごと人名書上「覚」)。

文政10年10月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

283と284は紙綴りで一括。

5. 役元無尽・郷無尽

286

天保十四卯年 四月 役元無尽差引元附帳 御馬寄村。

天保14年4月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

567

慶応二丙寅年 正月 役元無尽差引元附帳 御馬寄村。

慶応2年正月(～明治6年)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

569

明治五壬申年 十一月二日 頼母敷無尽五番掛金帳 役元;(附)(掛返し金額等書付)。

明治5年11月2日。

1冊(附2枚とも)。 横長半(一ツ綴)。

1~2丁目間に小切紙2枚(附)あり。

965

預り無尽金証文之事(郷中無尽金240円余、書入字走り落ほか田畑計4筆)。

明治5壬申年11月20日。 差出:御馬寄村金預り主町田良右衛門(印)、請人町田武左衛門、同断町田良三郎(印);(奥書)名主 小平八郎(印)。 受取:郷中無尽御世話方衆中、御連衆中。

1冊。 豎半(四ツ目縫い綴じ)。

押印抹消。

570

七年第十二月 郷無尽不足取調書上ヶ簿 世話方。

(明治)7年12月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

574

明治十一寅年二月改正 旧役元発記無尽六番会取立帳 元取 町田良右衛門。

明治11年2月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

1137-52

(御役元無尽入金わりの書付)。

明治11年3月2日改。

1通。 横折紙。

575

明治十一年寅十二月廿日 旧役元発記七番会取立差引帳 町田良右衛門。

明治11年12月20日(21日改)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙脇に「良右衛門筆」。

576

明治十二年十二月廿日 旧役元発記八番会取差引帳 町田良右衛門。

明治12年12月20日。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

577

明治十三年十二月廿一日 旧役元免記九番会取立差引帳.

明治13年12月21日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

578

[旧役元無尽取立差引帳 元取町田良右衛門].

[明治14年].

[1綴. [横長半(一ツ目結び綴)].

578(1)

明治十四年六月会分 旧役元無尽拾番会取立差引帳元取 町田良右衛門.

明治14年6月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

578(2)

明治十四年十二月 旧役元無尽終会取立差引帳 元取町田良右衛門.

明治14年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙脇に「千代次良右衛門筆」.

1143-49

(郷無尽掛銀書上).

辰年4月.

1通. 横切紙.

6. 溜講無尽

1358

預り申溜講無尽証文之事(当二番会にて金千両内 500両刻金残金 500両請取・書入字宮田ほか本田 3筆高 8石 3斗 2合質地, 三番会より一会金 50両ずつ終会まで掛返し).

明治34年11月. 差出:金預り主 御馬寄村 良右衛門印, 同所組合惣代請人 栄吉印, 同所親類惣代請人 彦右衛門印. 受取:依田専左衛門殿, 無尽 御連衆中.

1通. 縦紙.

端裏「明治34年十一月廿日 八幡宿専左衛門溜講無尽江差出し候証文下書」. 875 下書か.

875

預り申溜講無尽証文之事(当二番会にて金千両内 500両刻金残金 500両請取・書入字宮田ほか本田 3筆高 8石 3斗 2合質地, 三番会より一会金 50両ずつ終会まで掛返し).

明治34年11月. 差出:金預り主 御馬寄村 良右衛門(印), 同所組合請人 栄吉(印), 同所親類請人 彦右衛門(印). 受取:依田専左衛門殿 無尽 御連衆中.

1通. 縦紙.

差出印・金額確認印いずれも線引き抹消.

1135-21

[小平蔵吉書状](溜講無尽御計算集金につき).

4月9日. 差出:小平蔵吉. 受取:町田久次郎様・町田儀作様・町田利助様・町田貴四郎様・町田静太様.

1通. 横切紙.

7. 御馬寄学校資本無尽

967

積金年賦成崩し借用証書(金 4000 円, 抵当字中宿宅地 2筆・字神平ほか田畑計 27筆および建家);(附)(町田家建物配置図).

明治16年9月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主 町田良右衛門, 全相続人町田静太, 同郡同村受人町田良三郎, 全町田長四郎, 全町田森太;(附)右(御馬寄村)建物持主町田良右衛門. 受取:御馬寄学校資本無尽積金負担者御中;(附)御馬寄学校御中.

1冊(附1通とも). 縦半(一ツ綴).

朱色野紙. 3~4丁目間に縦紙1枚(附)挟込み. 附の建物配置図は本家と土蔵のみ朱書.

1390-6

学校資本金無尽設立ヨリ本年二至り瓦解迄之事由演舌書.

(明治)18年12月10日. 作成:学務委員.

1綴. 縦半(ひねり綴).

朱色野紙.

1387-77

[小平蔵吉書状](学校無尽割返金につき).

12月26日. 差出:小平蔵吉. 受取:十一や御伯父君様.

1通. 横切紙.

8. 諸無尽

503

天保十一庚子年 九月日 無尽連名議定并割合帳 町田良右衛門;(附 1)[鷹野茂兵衛書状](当春中兄与兵衛殿貴君様無尽証文拝借当分差引云々);(附 2)[預り無尽証文之事ほか](田地質置借用金証文, 田地売渡証文とも).

天保11年9月;(附1)6月3日;(附2)[天保11年7月~弘化2年7月]. 差出:(附1)鷹野茂兵衛, (包紙)本新町村より 鷹野茂兵衛;(附 2)[良僊(印);彦右衛門(印);良右衛門(印);作藏(印)ほか]. 受取:(附 1)町田良右衛門様;(附 2)[御連衆中;無尽御連衆中;良右衛門ほか].

1冊(附7通とも). 堅美(かぶせ綴).

2~3丁間に包紙入横切紙1通(附1). 縦紙6通(附2)が書付状に紙綴り一括.

479

慶応三丁年 卯二月十二日 無尽掛金請取通.(裏表紙)嶋河原村 丈右衛門 御馬寄村 町田彦右衛門様.

慶応3年2月.

1冊. 横半半折(一ツ綴).

1138-25

覚(吉蔵殿分ほか金銭勘定).

(近世).

1通. 横折紙.

1142-10

[はやし書状](権五郎無尽我等掛金ほか一口ノ金4両3分2朱我等より出金のこと承知されたく).

(近世カ). 差出:はやし. 受取:福田や様.

1通. 横美切紙.

513

明治三年九月改 前々会より掛金滞り取調帳 無尽方.

明治3年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-35

明治四年三月廿六日貳拾五番会取立 両替拾〇八(無尽金取立書上).

明治4年3月26日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

末尾に取立メの貼紙(附箋)あり.

1137-59

明治四年未九月十五日貳拾六番会取立割(掛金取立帳).

明治4年9月15日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

514

明治五年申年十二月 無尽方終会迄滞り取調帳:(附1)記(長久保駄賃分ほか金円書付);(附2)記(馬瀬口村嘉市殿より差上げるべき金銭につき).

明治5年12月;(附1)酉12月15日渡シ;(附2)3月21日. 差出:(附2)中山清太郎. 受取:(附2)町田良右衛門様.

1冊(附2通とも). 横長半(一ツ綴).

2~3丁目間に横切紙1通(附1), 7~8丁目間に横切紙(附2).

1202-32

明治七年戌年四月取調 記(無尽金円・掛返し額など書付).

明治7年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-24

記(戌・亥・子・当丑年掛金額 利足・返り金算用書上).

明治10年丑10月. 差出:五郎兵衛新田 茂木甚左衛門 代 松崎権介(印). 受取:御馬寄村 町田良右衛門様.

1通. 横切紙.

487

無尽掛其他雑記 十二年八月ヨリ 十三年八月迄 全十二月迄 出入帳ヨリ書抜分 車屋方モ有之二.

明治12年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

966

明治十五年第一月発会 積金有志連名簿(1株2年積金趣旨, 株数ごと加入者氏名, 町田佐太郎・山浦初太郎

ほか19名).

明治15年1月.

1冊. 堅半(一ツ綴).

表紙索引. 氏名下一部に押印, 押印打消.

1137-194

記(無尽掛金受取につき).

(明治)16年2月. 差出:無尽世話人高田政蔵(朱印).

受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1通. 小切紙.

1137-166

記(掛金5円75銭受取につき).

明治16年12月22日. 差出:根岸村登記人 工藤長三郎(印), 引受証人 工藤良蔵(朱印). 受取:町田彦右衛門殿.

1通. 堅美切紙.

朱色「証券界紙」.

1137-155

請取証(無尽十四番会御掛金受取につき).

明治17年3月26日. 差出:桜井村浅沼仙十郎(印).

受取:町田良右衛門様.

1点. 小切紙.

罫紙.

1135-43

[小山孝平書状](無尽加入者募集の上, 発会につき).

(明治)25年2月7日. 差出:小山孝平;(封筒)小諸孝平. 受取:町田静太様;(封筒)北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太様.

1通. 横切紙(封筒入).

1139-66-5

記(12金番の無尽金につき利子・掛返し金・不足金等計算書付).

(明治)25年11月改メ. 差出:無尽用. 受取:町田静太様.

1通. 横美切紙.

1138-86

請取証(無尽掛金返金請取).

(明治)26年7月29日. 差出:町田利助(印). 受取:町田静太殿.

1通. 横切紙.

1139-89

請取証(小平蔵吉殿無尽掛返シ金貴殿へ預り分の金穀2口につき).

明治28年9月7日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄山浦両太郎本人不在ニ付代理 小林登伊(カ)(印), 受人 山浦裏吉(印). 受取:町田静太殿.

1通. 罫紙.

1138-72

(無尽金, 共志金領収覽).

(明治)36年. 差出:町田弥作. 受取:町田静太様.

1通. 横切紙.

1202-33

記(無尽金円・利金額など書付).
(明治, 未4月~戊年2月ほか).
1冊. 横長半(一ツ綴).
冒頭臨に「町田仙右衛門筆也」.

1138-42-6

記(講中預り金, 店入金等).
(近代).
1通. 横切紙

1138-47

(講加入口等覚).
(近代).
1通. 横折紙

1138-76

拾六人講(講中名前, 出し金).
(近代).
1通. 横折紙

1202-20

記(丑2月28日改, 当七番会の金60円の渡先書上).
丑2月28日改.
1枚. 横切紙
後欠.

1143-73-18

(掛金書上).
(申年か).
1通. 小切紙
浅黄色用紙

1143-73-37

覚(無尽金請取につき).
酉3月6日. 差出:平塚柏屋重蔵(か)[印]. 受取:御馬
寄村福田屋良右衛門様.
1通. 小切紙
印文「信州 佐久 中山道 柏屋 平塚立湯」.

1143-73-36

記(無尽通の金請取につき).
酉7月26日. 差出:三河田樋田茂作(印). 受取:御馬
寄村無尽御世話方町田良右衛門殿.
1通. 豎紙

1359-17

[比田井傳左衛門書状](無尽掛金段々延引詫, 来る亥
四月まで延引願い, その節返金承知くだされたく).
(戊)12月3日. 差出:天神林村 比田井傳左衛門.
受取:御馬寄村 町田良右衛門様 貴下要々.
1通. 豎紙

1139-174

覚(頼母子掛金御遺し願).
3月晦日. 差出:入布施村政右衛門. 受取:御馬寄村
町田良右衛門様.
1通. 横美切紙

1387-71

[作蔵書状]古代(無尽割合金取定につき);(別紙)小帳
之方(「貞祥寺」ほか書上).
4月7日. 差出:作蔵. 受取:(町田)良僊様 内用.
1通. 横切紙
横切紙1通(別紙)を巻込み.

1138-30

記(無尽金残金町田静太へ渡し金につき).
5月12日. 差出:扇屋永之助. 受取:山浦良太郎様.
1通. 横切紙

1132-30

[専右衛門書状](無尽掛金頂戴したく).
10月1日. 差出:八はた専右衛門. 受取:御馬寄邑町
田良右衛門様.
1通. 横切紙

1143-6

覚(掛返し金入帳につき).
10月3日.
1通. 横美切紙

1136-88

[町田良右衛門書状](田方勘弁引請度き旨, 小作人共
惣代申し出につき, 集金下されたく).
11月11日. 差出:町田良右衛門. 受取:町田佐太郎
様, 町田豊二郎様, 山浦傳三郎様, 山浦勢訪吉様, 町
田仙右衛門様, 工藤常太郎様, 町田利助様, 町田甚太
郎様, 町田久二郎様, 町田弥作様.
1通. 横切紙

1137-201

金請取証(無尽の掛け金および利足金請取覚).
12月29日. 差出:山浦一助(印). 受取:町田良右衛
門様.
1通. 小切紙

1359-62

[はやし書状](八幅へ出向き例のことを頼んだところ早
速挨拶, 何れ沙汰, 無尽金披露しても金子集りかね利
付申の冬より, 我等取計い次第云々, 承知くだされた
く).
13日. 差出:はやしより. 受取:良右衛門殿.
1通. 横切紙

1142-40

[書状](只今万やより書付持参, 定めて小作米一件と心
得云々).
23日. 差出:千林堂. 受取:こくや主人.
1通. 横美切紙

1129-5

[町田良右衛門書状](平吉重吉無尽参加につき).
差出:良右衛門. 受取:良三郎殿.
1通. 横切紙

1137-53

(講における元金・利金の書上).

1通. 横折紙

1137-56

金番え引廻り口調書.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1138-69

覚(頼母子講金勘定).

1通. 横切継紙

緑色紙

1141-65

(無尽金割戻し目安等覚).

1通. 横切紙

近世カ.

1142-42

記(無尽掛ノ高金銭差引. 只今金ばん参り何も願上).

差出:良僊. 受取:福たや様.

1通. 横美切紙

奥上下破損.

1143-3

覚(無尽掛ほか出金および受取金の書上).

1通. 横美切紙

1143-73-39

(無尽会合の日程など協議の件の書付け).

1通. 小切紙

記事中「十年丑」「十二年卯」とあり. 明治 10・12 年に該当カ(干支一致).

1143-73-40

記(利足金算用書付).

1通. 堅折紙

「西十二月」「亥十月二日」の記載あり.

1202-9-3

覚(子・丑年の金配分の覚).

1冊. 横長半(一ツ綴).

金配分の関係カ.

1202-9-7-1

(元口・割返銀書上).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-7-2

(掛金・掛返金書上).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-7-1と共に紙紐で括られていた.

1202-9-9

(仙右衛門等への金銭書上ほか, および大日講宿料入金ほか金銭出入書上).

1通. 横折紙

1202-9-18

覚(利兵衛・忠平・長蔵ほかの立替金・利金勘定書付).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-23

此通り本帳認差上申候 当御無尽発起掛出し(金と永の比率および配当額書上).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-24

当御発起御無尽江願之上可取左之通被仰付候扣(取番の金額. 人名書付).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-27

記(当7番金円および掛返し金額書上. 町田昭造ほか1名2口分).

1枚. 小切紙

1202-28

記(掛返し金等算用書付).

1枚. 横折紙

右端に綴穴2つあり.

289

金百両高 一割式分引無尽割合帳(発起~十一番各会ごと掛金等勘定).

1冊. 堅半(二ツ綴).

1丁目冒頭記載標題「老割式歩引勘定無尽割合帳」.

8.御用金・寄付

(シリーズ記述)

町田家では, 江戸時代末頃から明治 30 年頃まで, 献金や寄付をおこなっている. それら寄付金等の受取証や賞状・感謝状の類をここへ配列した.

896

乍恐以上書奉願上候(当 5 月御金子御用のうち 6 月に 10 両上納ののち金子出来兼ね聊かながらも献金したい旨取次願および願のとおり仰付け願の奥書).

文久 2 壬戌年 9 月; 戊 9 月. 差出:御馬寄村 百姓 良右衛門(印); (奥書)名主 市左衛門(印). 受取:御名主中; (奥書)宮崎勝之進様, 早川徳太夫様.

1通. 堅美継紙

1137-114

仮証(学資金請取につき).

明治9年9月28日. 差出:八幡郡外六ヶ郷戸長代理
笹生鈴木一郎(朱印). 受取:御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 堅折紙

朱色野紙

1137-164-3

(皇大神宮大麻御初穂金4錢神納につき).

明治12年分. 受取:佐久郡御馬寄村町田良右衛門.

1点. 小切紙

1137-142

証(小県郡渋野村目鏡橋をかける道志助成金2円受取
につき).

明治15年3月10日. 差出:志願人武田久之助[ほか1
名,世話人惣代1名,出納方惣代2名]. 受取:北佐久
郡御馬寄村町田良右衛門殿.

1通. 横切紙

木版用紙へ書込み.

1137-150

記(道路開発金寄付金10円受取につき).

(明治)16年4月. 差出:佐久郡御馬寄村戸長役場[朱
印]. 受取:町田良右衛門.

1点. 小切紙

1137-131

借請取之証(鼻顔神社石造常夜灯建設及油料受取につ
き).

明治16年6月11日. 差出:岩村町田鼻顔神社常夜灯
世話人森泉政次郎,渡辺多助(印). 受取:北佐久郡御
馬寄村町田良右衛門殿.

1点. 堅紙

1075-10-1

(御馬寄学校へ金200円寄付奇特により木盃下賜につ
き賞状).

明治17年6月30日. 差出:長野県令従五位大野誠[朱
印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村町田良
右衛門.

1通. 堅紙

-10-2とともに重ねて折りたたまれていた.

1075-10-2

(御馬寄学校へ金200円寄付奇特により木盃下賜につ
き賞状).

明治17年6月30日. 差出:長野県令従五位大野誠[朱
印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村町田静
太.

1通. 堅紙

1075-1

(根岸学校へ金2円寄付奇特につき状).

明治17年12月25日. 差出:長野県令従五位勲四等
木梨精一郎[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬
寄村町田良右衛門.

1通. 堅紙

1137-96

証(神殿新築献備金受取につき).

明治19年3月8日. 差出:神宮教会岩村田脱教所[朱
印]. 受取:町田良右衛門.

1通. 小切紙

1075-8

(道路開発費金10円寄付奇特により木杯下賜につ
き賞状).

明治19年3月30日. 差出:長野県令従五位勲四等木
梨精一郎[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄
村町田良右衛門.

1通. 堅紙

1075-9

(北佐久郡役所備品費へ金1円寄付奇特につき状).

明治19年3月30日. 差出:長野県令従五位勲四等木
梨精一郎[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄
村町田良右衛門.

1通. 堅紙

1137-122

証(家根換につき金5円領収).

明治20年5月8日. 差出:往間山真楽寺[朱印]. 受
取:町田御老族御中.

1通. 横美切紙

1075-7

(北佐久郡薩共進会費金1円寄付奇特につき状).

明治25年9月28日. 差出:長野県知事従四位勲三等
浅田徳則[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡中津村
町田静太.

1通. 堅紙

1075-6

(中津橋架設費金1円35銭寄付奇特につき状).

明治26年11月18日. 差出:長野県知事従四位勲三
等浅田徳則[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡中津
村町田良右衛門.

1通. 堅紙

1075-2

(県下震災被害小学校修築補助金5銭余恵与殊勝につ
き状).

明治26年12月20日. 差出:愛知県知事正四位勲三
等時任為基[朱印]. 受取:町田金三郎.

1通. 堅切紙

小豆色野紙

1075-5

(北佐久郡農産物共進会費金1円寄付奇特につき状).

明治27年5月18日. 差出:長野県知事従四位勲三等
浅田徳則[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡中津村
町田静太.

1通. 堅紙

1075-4

(北佐久郡農産物共進会費金 1円寄付奇特につき状).
明治27年7月16日. 差出:長野県知事従四位勲三等
浅田徳則[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡中津村
町田静太.

1通. 堅紙.

1075-3

(第4回北佐久郡農産物共進会費金 1円寄付奇特につ
き状).

明治29年2月1日. 差出:長野県知事正四位勲三等
浅田徳則[朱印]. 受取:長野県信濃国北佐久郡中津村
町田静太.

1通. 堅紙.

1137-47

領収之証(作場道改修に際しての義捐金請取につき).

明治29年3月. 差出:中津村大字御馬寄道路改修委
員総代人(朱印). 受取:町田静太殿.

1通. 横切紙.

1360-11(55)

領収証(軍人記念銅額額堂建設金).

明治29年11月1日. 差出:官幣中社諏訪神社軍人紀
念銅額々堂建設事務所[朱印]. 受取:北佐久郡中津村
大字御馬寄町田静太殿.

1通. 堅紙.

1360-11(54)

長野県褒詞(明治二十七八年戦役の際軍用品献納等につ
き).

明治30年6月1日. 差出:長野県知事正五位権藤實
一[朱印]. 受取:北佐久郡中津村大字御馬寄町田静太.

1通. 堅切紙.

9.一件

(シリーズ記述)

町田家で関わった事件について、まとまって存在する分をここへ収めた。とくに3.居宅焼失と6.渋澤作太郎関係訴訟は、町田家への直接的な影響が大きい。うち6は町田家の製糸業において渋澤商店との訴訟の一件の記録類であるが、第2次項目4.経営下の7.製糸にも関係する資料が含まれる可能性があるため参照されたい。5.米代金請求事件は、第1次項目6.収集史料のなかで最大の割合を占める小諸桑原家文書の入手に結びつく同家との関係がうかがえる。

1.盗難

823-1

差出申一札之事(清重義, 良右衛門方帳箱の金子盗み
取るにつき).

安政3辰年4月16日. 差出:更科郡田野口村清重親
文蔵(印), 組合恒蔵(印), 親類多惣太(印), 同断勇作(印),
詫人塩名田宿茂助(印)御馬寄村五作, 同久左衛門(印).
受取:御馬寄村良右衛門殿.

1通. 堅美継紙.

もと2の括り付け文書か, 巻状様に折りたたみ.

823-2

[安政三辰年四月九日取逃候清重一件諸事書留ほか].

[安政3年4月9日].

[1綴]. [横長半(一ツ綴)].

(1)(2)合綴. 紙縫りの下ヶ紐あり, あるいは4~6を括り付けて
いたか.

823-2(1)

安政三辰年 四月九日 取逃候清重一件諸事書留 福
田屋(諸方手配, 追手人等).

安政3年4月9日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

823-2(2)

安政三辰年 四月九日ヨリ 取逃清十遺払金井二諸入
用帳 福たや(諸方手配, 追手人等).

安政3年4月9日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙天地逆に後筆「安政三年 持逃一件」(ペン).

823-3

覚(酒代金ほか).

差出:さかや源右衛門. 受取:上.

1通. 横折紙.

もと2の括り付け文書か, -3~5は巻状様に折りたたまれていた痕跡あり.

823-4

(取調関係入用金覚).

1綴. 横長半(ひねり綴).

取調人「追分宿政右衛門」ほか2名.

823-5

(真楽寺行入用等覚).

1綴. 横長半(ひねり綴).

1141-25

諸方江追掛吳候人別(福田屋盗人一件).

1通. 横折紙

2. 糠尾村玄昌無尽滞

1039

[糠尾村玄昌無尽滞一件濟方書類].

慶応3年.

[6点]. [一括].

1039-1

借用申無尽金証文之事(金50両・書入字大井戸ほか田畑計7筆, 二十六人講無尽金番転金にて請取).

(万延元)万延庚申年9月. 差出:糠尾村借用主 玄昌, 同所請人 金平, 同所同断 久五郎;(奥印)糠尾村 名主 庄左衛門. 受取:御馬寄村良右衛門殿無尽 御連衆中.

1通. 堅美継紙

端裏下「糠尾玄昌世証文写」.

1039-2

差進候無尽金掛返し金請取之事(金88両のうち31両, 濟方成り兼ね示談);対談書之事(買入の畑2筆貴殿極難により小作年貢初御老祖母へ我等名前にて進上).

慶応3丁卯年3月. 差出:御馬寄村 良右衛門, 立入人 相濱村 重次兵衛;御馬寄村 良右衛門. 受取:糠尾村 慶次殿, 加判人 清右衛門殿;糠尾村 慶次殿.

1通. 堅美継紙

1039-3

預り申無尽金証文之事(金70両借用・書入字石合ほか田畑計4筆質地. 終会まで無尽定め通り年2度1割の勘定で掛返し).

安政6未年9月. 差出:糠尾村 借用主 玄昌, 同所請人 金平;(奥印)糠尾村 名主 勇八. 受取:御馬寄村良右衛門殿無尽 御連衆中.

1通. 堅美継紙

端裏下「糠尾玄昌世証文写」.

1039-4

預申無尽金証文之事(金70両借用・書入字石合ほか田畑計4筆質地);御用申無尽金証文之事(金50両・書入字大井戸ほか田畑計7筆).

安政6未年9月;万延庚申年9月. 差出:糠尾村 借用主 玄昌, 同所請人 金平;(奥書)糠尾村 名主 勇八;糠尾村 借用主 玄昌, 同所請人 金平, 同所同断 久五郎;(奥書)糠尾村 名主 庄左衛門. 受取:御馬寄村良右衛門殿無尽 御連衆中.

1通(2点). 堅美継紙

それぞれ-3-1に同内容.

1039-5

糠尾定法取米畝歩江直懸ヶ(田畑等級ごと小作入高書付).

1枚. 堅切紙

1039-6

慶応三丁卯三月 糠尾村玄昌より我杯無尽江 滞一

件濟方一埒扣.

1冊. 横半半折(綴葉装二ツ綴).

947

対談一札之事(我等無尽金183両貴殿御手取りの際に書入地所差出しのところが抛所ない由にて質地差戻し掛返し金88両来る3月20日限り調い立てる筈).

慶応2年丙寅3月. 差出:御馬寄村 良右衛門(印). 受取:糠尾村 玄昌老.

1通. 堅継紙

差出押印抹消.

1139-187(2)

[碓氷重次兵衛書状]舌代(示談行届につき玄昇老宅にて取引の旨).

3月18日. 差出:ぬかをより碓氷重次兵衛. 受取:町田良右衛門様.

1通(綴31通のうち). 横切紙

1139-179

(人名書上, ぬか尾玄昌ほか).

1通. 小切紙

下部破損カ.

3. 居宅焼失

830(1)

「慶応元年丑九月 出[失]火一件 二人焼死」(表紙および史料解題).

2枚. 堅紙

「エスオー印刷作用紙(C型)」400字詰原稿用紙使用. 表紙部分右上朱筆「7」. もと1359-77の包紙に一括されていたものカ.

830(2)

差上申一札之事(昨夜6日夜良右衛門宅出火により下男2人焼死. 下男親類等が病氣として死骸を引取りたく村役人等が付添いまたは立会い引取りの始末お尋ねにつき).

慶応元年丑年9月7日. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 直次, 市太夫, 彦右衛門, 七左衛門, 百姓代 仙右衛門. 受取:中嶋権右衛門殿, 平井又蔵殿.

1通. 堅継紙

830(3)

差上申一札之事(昨夜火事の状況および矢嶋村・村方出身の下男2人の焼死体を病氣として引渡し御不審を蒙り取調につき);(附)隣家之者御尋二付申上候(出火後防ぐも市郎右衛門宅へ火移り諸方防ぐうち鎮火. 召抱兩人焼死につき隣家のため立会引取).

慶応元年丑9月7日. 差出:御馬寄村 当人 千代次, 良三郎, 組合 多兵衛, 親類 忝吉;(附)隣家惣代 平吉, 喜六;(奥書)御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 直次, 同市太夫, 同彦左衛門, 同七左衛門, 百姓代 仙右衛門. 受取:(附)中嶋権右衛門殿, 平井又蔵殿.

1通. 堅継紙

830(4)

差上申一札之事(昨夜千代次宅出火のところで悴辰之助見えず矢嶋村下男ともに焼死のため矢嶋村同様病氣体にて引取の旨お尋ねにつき).

慶応元年9月7日;(奥書)9月7日. 差出:御馬寄村 当人 喜重, 親類 宇吉, 組合 浅右衛門;(奥書)名主 市左衛門, 組頭 直次, 同 市太夫, 同 彦左衛門, 同 七左衛門, 百姓代 仙右衛門. 受取:中嶋権右衛門殿, 平井又蔵殿.

1通. 堅紙綴.

830(5)

(良右衛門宅出火につき駆付けた村々および見舞いの村々等書上).

(慶応元年9月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1359-77

覚(塩名田村・相浜村・八幡三ヶ村ほか「〆三十七ヶ村(実は34ヶ村)」村名・丸印等書上).

(慶応元年9月).

2枚. 横折紙(包紙入).

包紙表書「慶応元年九月六日夜良右衛門宅ニ而出火, 夫より東隣 市郎右衛門宅江移り尚又下男兩人焼死有之, 右ニ付, 御出役有之差上書面」. 830 編綴以前に一件書類を収納していたものと編綴に漏れた文書.

242

慶応元丑九月焼失二付 穀完帳・穀入帳・仕切帳 取調差引扣.

慶応元年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

320

慶応元己丑九月 旧帳焼失二付 八左衛門分・長右衛門分・亀吉分 万端改帳 恒篤扣.

慶応元年9月.

1冊. 横長半(かぶせ綴).

綴部に押印, 本文中に関係者の記録等内容への確認押印.

321

慶応元己丑九月六日夜出火ニ而 諸帳面焼失二付意覚帳 福田屋良右衛門(穀完帳・穀入帳・台所有穀調等).

慶応元年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

322

慶応元己丑九月六日夜正九ツ時出火 居宅焼失二付見舞受納帳 町田良右衛門恒篤.

慶応元年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右肩朱筆「8」.

511

慶応元丑ノ九月十八番会より 式拾六人講無尽掛金割合帳 福田屋良右衛門(火難につき興行無尽).

慶応元年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

509

慶応元丑年十一月改 無尽方不金取調帳 福田屋良右衛門(火難にて帳面紛失につき).

慶応元年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

508

焼失二付 無尽加入改帳 慶応元乙丑九月.(裏表紙)御馬寄 福田屋 帳場.

慶応元年.

1冊. 横美半折(綴葉装二ツ綴).

表紙ナすれ.

512

慶応二丙寅三月 十九番会より 無尽金渡し方差引帳(火難につき興行無尽);(附)(金円利子借付).

慶応2年3月.

1冊(附1通とも). 横長半(一ツ綴).

5~6丁目間に小切紙1通(附)(内容:明治18年12月に至り云々).

4. 売渡田地季明受戻

1023

[売渡し田地季明につき受戻し一件書類].

慶応元年. 作成:御馬寄村良右衛門・根々井村勇作.

[1綴]. [綴(ひねり綴)].

1023(1)

差入申金子預り一札之事(下塚原田地質置).

慶応元丑年12月17日. 差出:御馬寄村良右衛門(印), 請人泰吉(印), 下塚原村証人四郎左衛門(印). 受取:根々井村勇作殿.

1通. 堅紙.

1023(2)

金子受取之事(金100両).

未3月28日. 差出:根々井團八(印). 受取:御馬寄良右衛門殿.

1通. 堅紙.

1023(3)

差入申対談書之事(下塚原所持田地年季増につき).

慶応2寅12月. 差出:根々井團八(印), 同所勇作(印), 下塚原村世話人八郎左衛門(印). 受取:御馬寄村良右衛門殿.

1通. 堅紙綴.

1023(4)

覚(田地代金のうち受取).

3月16日. 差出:根々井村勇作(印). 受取:御馬寄村良右衛門殿.

1通. 切紙.

1023(5)

地所代金受取之事(30両).

3月17日. 差出:根々井村團八(印). 受取:御馬寄村良右衛門殿.

1通. 竪紙

1023(6)

請取証(金 30 円).

明治9年2月1日. 差出:根々井團八(印). 受取:町田良右衛門殿.

1通. 竪紙

1023(7)

金子請取一札之事(下塚原田地代金のうち 50 両).

慶応2丙寅年2月25日. 差出:御馬寄良右衛門(印). 受取:根々井村祐作殿.

1通. 竪紙

1023(8)

金子請取一札之事(下塚原田地代金のうち 80 両).

慶応2寅年4月22日. 差出:御馬寄良右衛門(印). 受取:根々井村勇作殿.

1通. 竪紙

1023(9)

請取手形之事(100 両, 下塚原預かり地所引渡し代金).

明治3午年11月29日. 差出:根々井村祐作(印), 同所世話人平蔵(印). 受取:御馬寄村良右衛門殿.

1通. 竪紙

1023(10)

記(金 20 両受取).

申 12 月. 差出:根々井村團八(印). 受取:御馬寄村良右衛門殿.

1通. 竪紙

1023(11)

質置二相渡し申田畑証文之事(下塚原村田地年季質置).

慶応元乙丑年 12 月. 差出:質地主御馬寄良右衛門(印), 証人同村泰吉(印), 世話人下塚原村四郎左衛門. 受取:根々井村團八殿.

1通. 竪紙

1023(12)

質置二相渡し申田畑証文之事(下塚原村田地年季質置).

慶応元乙丑年 12 月. 差出:御馬寄村質地主良右衛門(印), 証人泰吉(印), 世話人下塚原村四郎左衛門. 受取:根々井村勇作殿.

1通. 竪紙

1023(13)

差入申金子預り一札之事(下塚原村田地質置きにつき).

慶応元丑年 12 月 18 日. 差出:御馬寄村良右衛門(印), 証人泰吉(印), 下塚原村世話人四郎右衛門(印). 受取:根々井村團八殿.

1通. 竪紙

1003

質置二相渡申地所証文之事(下塚原村の田地, 下書).

慶応元丑改年 12 月. 差出:御馬寄村質地主誰, 請人

誰, 加判誰. 受取:根々井村勇作殿.

1通. 竪紙

1202-9-38

覚(字道添ほかの田地反別・分米差引による小作入初につき).

慶応元丑年 12 月. 受取:根々井村勇作殿.

1通. 横折紙

1202-9-39

覚(字土手下ほかの田畑反別・分米差引による小作入初につき).

慶応元丑年 12 月. 受取:根々井村團八殿.

1通. 横折紙

附箋あり.

1360-9

覚(祐作屋入分 3 筆・團八屋入分 3 筆各金額勘定書付). (丑 12 月 27 日~寅 4 月 22 日).

1通. 横切紙

1360-5

(根々井村團八分金額・名所土手下上田ほか 14 筆田畑反別分米高書上).

1枚. 横切紙

1360-6

(根々井村勇作分金額・名所土ろ作上田ほか 5 筆田反別分米高書上).

1枚. 横切紙

5. 米代金請求事件

1138-15(1)

記(代価金御送り下されたく).

正月 5 日. 差出:御馬寄ふくたや(印). 受取:共柳社代亀太郎殿.

1通. 横切紙

印紙あり.

1138-15(2)

記(共柳社ヨリ町田良右衛門工賃之書出シ).

(明治 14 年).

1通. 横切紙

1353

[出頭通達書].

[明治 18 年 10 月].

[1 綴(4 通)]. [竪(ひねり綴)].

印刷用紙へ書込み.

1353(1)

(出頭通達書, 小諸町桑原亀太郎代人粕屋助太郎より米代金勤解願出につき).

明治 18 年 10 月 1 日. 差出:岩村田治安裁判所(朱印); 送達人粕谷助太郎(朱印). 受取:長野県信濃国北佐久郡小諸町柳田森四郎.

1通. 竪切紙

1353(2)

(出頭通達書).

明治18年10月7日. 差出:岩村田治安裁判所[朱印];
送達人粕谷助太郎(朱印). 受取:長野県信濃国北佐久
郡御馬寄村町田良右衛門.

1通. 堅切紙.

1353(3)

(出頭通達書, 小諸町桑原亀太郎より貸金勤解願出の
件).

明治18年10月9日. 差出:岩村田治安裁判所[朱印];
送達人粕谷助太郎(朱印). 受取:長野県信濃国北佐久
郡小諸町篠原トラ.

1通. 堅切紙.

(2)と(4)の間に挟込み.

1353(4)

(出頭通達書).

明治18年10月19日. 差出:岩村田治安裁判所[朱
印];送達人町田静太(朱印). 受取:長野県信濃国北佐
久郡小諸町桑原亀太郎.

1通. 堅切紙.

972

小諸町桑原亀太郎ヨリ同町柳田森四郎へ相掛ル米代金
請求事件ニツキ引合トシテ岩村田治安裁判所江出願書
類.

明治18年. 作成:町田良右衛門代人町田静太.

[12点]. [袋入一括].

972-1

勸二千四百号 明治十五年三月ヨリ小諸町桑原亀太郎
へ寺尾山出張中売渡し米代金滞リ二付右亀太郎ヨリ柳
田森四郎へ掛ル事件ニ付明治十八年十月八日引合ト
シテ岩村田治安裁判所ヨリ御召換(ママ)ニ付頭書類
入 町田良右衛門代人 町田静太.

1点. 袋.

朱色野紙.

972-2

米代金催促御勸解願(下書カ, 元金 53 円 80 銭・請求高
残金 13 円 46 銭 1 厘, 原告町田静太・被告柳田森四郎).
明治18年10月14日. 作成:(町田良右衛門代人同居
原告町田静太[書印]).

2通. 堅美.

朱色野紙.

972-3

[桑山村字寺尾山出張中小諸共柳社より町田家宛白米
注文].

[5点]. [包紙入].

滞り金のもととなる発注証と書類カ.

972-3-1

[包紙];代人願書(本日召喚のところが長男町田静太を代
人とし出頭, および町田静太代人要件書上).

明治18年10月8日. 差出:右(北佐久郡御馬寄村)
町田良右衛門;右(北佐久郡御馬寄村)町田静太. 受

取:岩村田治安裁判所長 判事補 森川雄八郎殿.

1枚. 堅美.

包紙として利用, 奥一部切断. 朱色野紙.

972-3-2

口上(白米 1 駄このメ吉殿へ御遣し下されるよう, また
薪 7 束引取られるよう願).

3月23日. 差出:寺尾山[朱印]. 受取:御馬寄村 町
田良三郎様 当用.

1通. 横美切紙.

差出印文「小諸 共柳社 出張」. 朱印・朱筆「勸解第二千七百七
十五号 明治十八年十月十五日 岩村田治安裁判所印」([印印
文「田中」]).

972-3-3

記(白白(ママ)1 俄この梅太郎殿へ御遣し下されるよう
願).

3月23日. 差出:寺尾山[朱印]. 受取:御馬寄村 町
田良三郎様 当用.

1通. 横美切紙.

差出印文「小諸 共柳社 出張」. -3-2 と同じ朱印・朱筆「勸解第
二千…」.

972-3-4

記(この間お頼み置いた白米, この者へお頼み).

3月3日. 差出:[朱印]. 受取:御馬寄 町田良右衛門
様.

1通. 横美切紙.

差出印文「小諸 共柳社 出張」. -3-2 と同じ朱印・朱筆「勸解第
二千…」.

972-3-5

舌換(また白米 2, 3 駄お願いしたく亀太郎殿様大病
にて登山なくも明後日には馬差上げる云々).

3月30日. 差出:寺尾山[朱印]. 受取:御馬寄村 町
田良三郎様 当用願.

1通. 横美切紙.

差出印文「小諸 共柳社 出張」. -3-2 と同じ朱印・朱筆「勸解第
二千…」.

972-4

(貴殿へ係る米代金請求事件につき額を引下げ金 6 円
受領示談の覚).

1枚. 堅紙.

後欠, 下書カ.

972-5

(町田良右衛門より柳田森四郎へ係る米代金請求事件
出訴次第および参考説明).

明治18年10月26日. 差出:北佐久郡御馬寄村平民
町田良右衛門代人同居平民 町田静太(朱印). 受取:
岩村田治安裁判所 司法省第十六等出仕田中直定殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色野紙.

972-6

代人願書 明治十八年十月十四日 北佐久郡御馬寄村
平民町田良右衛門同居平民 町田静太(米代請求事件

良右衛門病氣にて自身出頭仕り兼ね);委任状;診断書(良右衛門容体);[町田良右衛門家戸籍謄本].

明治18年10月14日;(戸籍謄本)明治18年10月13日. 差出:右(御馬寄村)町田良右衛門(朱印);北佐久郡御馬寄村平民町田静太;(願意聞届奥書)[朱印];(委任状)北佐久郡御馬寄村平民町田良右衛門(朱印);(診断書)右全(北佐久)郡塩名田村乙第六拾番地医師花田順庵(朱印);(戸籍謄本)北佐久郡八幡邨外六ヶ邨戸長役場[朱印]. 受取:岩村田治安裁判所長 判事補森川雄八郎殿.

1冊. 堅美(かぶせ綴).

表紙脇書「二千百七十五号 係官田中殿. 願意聞届の奥書朱筆, 同朱印印文「岩村田治安裁判所印」.

972-7

代人願書 明治十八年十月九日 北佐久郡御馬寄村平民町田良右衛門代人全村平民 町田静太(桑原亀太郎より柳田森四郎へ係る米代請求事件引合召喚へ良右衛門出頭仕り兼ね);診断書(良右衛門容体等);証明書(代人出頭につき).

明治18年10月9日. 差出:右(御馬寄村)町田良右衛門(朱印);(御馬寄村)町田静太(朱印);(願意聞届奥書)[朱印];(委任状)(御馬寄村)町田良右衛門(朱印);(診断書)(北佐久郡)塩名田村乙第六拾番地医師花田順庵(朱印);(証明書)(御馬寄村)親戚町田良三郎(朱印), 親戚町田猪牙平(朱印). 受取:岩村田治安裁判所長 判事補森川雄八郎殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

表紙朱筆「勅第二千四百号 係司法省十七等出仕鷹見正雄殿」.

924(5)

借入金証(金5円).

明治18年10月26日. 差出:借用人北佐久郡小諸町桑原亀太郎(印). 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿.

1通(綴10点のうち). 堅美.

1091

(1)寺尾山出張 亀太郎殿'より'材木代書抜 記;(2)寺尾亀太郎殿材木調;(3)寺尾山共柳社'より'買入材木 記(午2月~未4月);(2)午8月. 差出:(2)共柳社 受取:(2)町田良三郎様.

1綴. 横長半(ひねり綴).

表紙なし,(1)(3)は材木種類・本数・代金勘定書付,(2)は本文なし. 文中「町田」朱印等押印あり.

1140-26

[書状](寺尾山米代金勘定につき).

1通. 横切縦紙.

奇色罨紙 白紙1枚有.

1360-11(58)

(白米売買代金覚, 共柳社より町田良右衛門へ売渡米).

1通. 堅切紙.

6. 洗澤作太郎関係訴訟

887

[町田家裁判関係記録].

明治29~33年.

[55件]. [一括].

887-1

送達状(当区裁判所執達書類).

明治34年1月15日. 差出:岩村田区裁判所 書記甘利玲義[朱印];(取扱)岩村田区裁判所 池村良忠(朱印).

受取:井出善一郎方 林登金太殿.

1通. 堅美切紙.

887-2

(屋敷地平面図).

2舗. 堅美.

1つは間数記載なし.

887-3

借家証書(北佐久郡中津村家屋借用).

明治30年8月25日. 差出:北佐久郡中津村第八十六番地ノ内二番 借家主 町田静太, 証人 町田長四郎, 証人 町田寛太. 受取:南佐久郡岸野村 岡村直次郎殿.

1冊. 堅半(一ツ綴).

朱色罨紙.

887-4

[林法律事務所葉書](来五月五日九時十時ほか期日につき).

(明治31年4月5日). 差出:林法律事務所. 受取:北佐久郡中津邨御馬寄 町田静太様.

1葉. はがき.

年代消印「信濃 上田 卅一年四月 五日 郵便」(1つはかすれ難読)より.

887-5

[林法律事務所葉書](地所関係両件分共云々).

(明治31年2月2日). 差出:林法律事務所. 受取:北佐久郡中津村御馬寄 町田静太様.

1葉. はがき.

年代消印「鉄道郵便 東京直江津間 卅一年二月二日 上リ二便」(1つはかすれ難読)より.

887-6

[名刺](布施千次郎).

(明治).

1通. 小切紙(7.5×3.8cm).

887-7

[林法律事務所葉書](費用等返付).

(明治30年12月4日);4日. 差出:林登金太 事務所.

受取:北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良右衛門様.

1葉. はがき.

1 銭切手印貼はがき使用. 消印「信濃 上田 三十年十二月 四日 へ便」ほか.

887-8

(電報送信依頼状、受信人町田不士太)。

(明治)30年12月11日。差出:中津村 町田静太[朱印]。受取:岩村田郵便電信局御中。

1通。堅紙。

消印「信濃岩村田 三十年十二月 十一日 口便」。内容「ハヤシヘシヨウニンヒヨウニエンヤレ」。

887-9

借用金証書(金500円)。

明治28年7月9日。差出:借用主 北佐久郡岩村田町東信社 町田静太(朱印)、引受証人 茂木萬二郎(朱印)、田村庄作(朱印)、金井千代助(朱印)。受取:岩村田町星野嘉助殿。

1通。堅紙。

印刷用紙へ書込み。押印抹消。紙面墨抹。

887-10

未解除ノ分(明治三十年八月三十日差押物件のうち、書画・屏風・机など)。

明治32年5月6日。

1通。堅紙。

三〇(ト)四六号。

887-11

証(御茶料金12銭請取)。

明治30年12月15日。差出:信州上田松尾町停車場ヨリ右側 馬場孝平(朱印)。受取:町田外御中様。

1通。堅紙。

破損。裏面に11月14日上田行諸費書付。

887-12

[上田林法律事務所発電報]。

(明治)30年9月10日。差出:ウエダ ハヤシホウツジ ハシマ。受取:イワムラタマチ マチダシソタ。

1通。堅紙。

年代消印「信濃岩村田 三十年九月十日口便」より。内容「アスヌクカヒトヤル」。

887-13

[林登金太葉書](事件の様子につき伺い)。

(明治32年11月8日)。差出:林登金太。受取:北佐久郡中津村 町田静太様、不士太様。

1葉。はがき。

1銭切手印刷はがき使用、5厘切手貼付。年代消印「[かすれ]塩名田 卅二年十一月 八日 口便」より。

887-14

[林法律事務所葉書](仮押取消関係書類持参願)。

(明治31年)10月5日。差出:林法律事務所。受取:北佐久郡中津村 町田静太様。

1葉。はがき。

1銭切手印刷はがき使用。年のみ消印「信濃 上田 卅一年十月五日 口便」より。

887-15

[林法律事務所葉書](右事件は度々開記云々)。

(明治31年11月17日)。差出:林法律事務所。受取:

北佐久郡中津村 町田不二太様。

1葉。はがき。

1銭切手印刷はがき使用。年代消印「鉄道郵便 東京直江津[かすれ]卅一年十一月十七日[かすれ]便」より。

887-16

[葉書案](春蚕種販売の紹介)。

(明治)30年8月9日。

1葉。はがき。

1銭切手印刷はがき使用。宛名書き面未記入。

887-17

[林登金太書状](不二太君一件につき昨日重田健之助弁護士云々、例の件は証人云々)。

(明治31年)12月14日。差出:林登金太;(封筒)上田林登金太。受取:町田静太様;(封筒)北佐久郡中津村 町田静太様。

1通。横美切継紙(封筒入)。

封筒2銭切手貼付。年のみ消印「信濃 上田 卅一年十二月 十四日 口便」より。

887-18

証言拒絶上申書(町田不士太仮差押事件につき)。

一。差出:(北佐久郡中津村 鮎沢一蔵)右 一〇。受取:長野地方才判所 上田支部 後藤幸操殿。

1通。堅紙。

ペン書き雛形へ筆で書込みか。

887-19

[鳩山出張事務所書状]。

(明治)32年11月14日。差出:長野県上田町字新参町 鳩山出張事務所。受取:北佐久郡中津村 町田静太殿。

[2通]。[封筒入一摺]。

1銭・2銭切手。年のみ消印「信濃上田 卅二年十一月十四日 口便」より。

887-19-1

[加賀美要次郎書状](訴訟事件委任状につき)。

(明治32年11月14日)。差出:加賀美要次郎。受取:町田静太殿。

1通。堅折紙。

紺色罫紙。年代は封筒より。

887-19-2

訴訟代理委任状(弁護士加賀美要次郎を訴訟代理人と定める旨)。

明治32年11月。作成:北佐久郡中津村町田静太、同郡岩村田町茂木万次郎、同郡野沢町田村庄作、同郡南大井町土屋作弥、全郡中津村町田勝太郎、南佐久郡岸野村橋詰千太郎、北佐久郡佐賀村大井喜一郎。

1通。堅美折紙。

朱色罫紙。1銭収入印紙。

887-20

強制執行停止命令(申請人町田不士太の屏風・机等該物件に対する強制執行の停止):(附郵便達送証書)。

明治34年1月15日;(附)明治34年1月16日,明治34年1月17日。差出:岩村田区裁判所判事 山下次郎;(正本作成奥書)裁判所書記 甘利玲義[朱印];(附)塩名田郵便局 佐藤悦三郎(朱印);(封筒)岩村田区裁判所書記課。受取:(封筒・附)北佐久郡中津村 町田静太殿。1冊(附2通とも)。堅美(一ツ綴)(封筒入)。封筒「書留」,3銭切手5枚。「岩村田区裁判所」朱色野紙。堅切紙2通(附)とも。

887-21

[書状案](洗澤より起訴に相成り云々)。(明治後期)。

1通。横美切継紙

887-22

訴状(屏風・机等差押強制執行に対する異議の訴,原告町田不二太,被告横濱市本町3丁目51番地生糸売込問屋営業洗澤作太郎・町田静太;訴訟委任状・甲第一号証とも)。

明治34年1月15日。差出:原告[訴訟]代理人(小県郡上田町弁護士)林登金太[朱印]。受取:岩村田区裁判所判事 山下次郎殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。「井出用紙」藍色野紙。

887-23

訴状送達状(原告町田不二太被告洗澤作太郎外1名間の強制執行異議事件につき)。

明治34年1月16日。差出:岩村田区裁判所 裁判所書記 丸山栄太郎[朱印]。受取:長野県北佐久郡中津村百八十六番ノ内二番 町田静太殿。

1通。堅切紙

887-24

明治三十一年十二月一日提出 貸金請求ノ訴 原告訴訟代理人 鎮目弘毅(原告岩村田町佐久銀行からの借入金400円につき,被告町田静太ほか2名;訴訟代理委任状写とも);(附)訴状送達状。

明治31年12月1日。差出:右[原告]訴訟代理人 鎮目弘毅[朱印];(附)長野地方裁判所上田支部[朱印];(封筒)長野地方裁判所上田支部書記課。受取:長野県地方裁判所上田支部 判事後藤幸操殿;(附)町田静太殿;(封筒)北佐久郡中津村 町田静太殿。

1冊(附1通とも)。堅美(一ツ綴)(封筒入)。

封筒「書留」,2銭・1銭切手。紺色野紙。本紙表紙端に堅切紙1通(附)貼付。

887-25

闕席判決正本(製糸資金荷為替操替金等計算差引不足金請求事件,原告洗澤作太郎の訴を却下の旨,被告町田静太);(附)送達状。

明治31年9月17日;(正本作成)明治31年9月19日。差出:長野地方裁判所上田支部 裁判長判事後藤幸操印[ほか判事2名];(正本作成奥書)裁判所書記岡本義人[朱印];(附)長野地方裁判所上田支部裁判所書記岡本

義人[朱印]。受取:(附)上田町新参丁 林登金太殿。

1冊(附1通とも)。堅美(一ツ綴)。

「判決用紙」長野地方裁判所上田支部「赤色野紙。三〇(ワ)八六号。1丁目丁内に堅切紙1通(附)挿込み。

887-26

[林法律事務所葉書](戸籍謄本送付依頼)。

(明治32年2月)。差出:林法律事務所。受取:北佐久郡中津村御馬寄 町田静太殿。

1葉。はがき。

年代「鉄道郵便 東京直江津間 廿二年二月[]日 上リ一便」消印より。ほか消印「信濃岩村田 廿二年二月十六日[]便」とも。

887-27

[林法律事務所葉書](上京遅延云々,御約定の様子云々)。

(明治32年10月12日)。差出:林法律事務所。受取:北佐久郡中津村御馬寄 町田静太殿。

1葉。はがき。

年代消印「信濃上田 廿二年十月 十二日 ロ便」より。

887-28

[林法律事務所葉書](約定書の件ほか)。

(明治32年9月18日)。差出:林法律事務所。受取:北佐久郡中津村 町田静太殿。

1葉。はがき。

年代消印より。

887-29

[林法律事務所書状](謝金持参依頼)。

(明治32年)5月15日。差出:林法律事務所。受取:町田様;(封筒)北佐久郡中津村字御馬寄 町田静太殿。

1通。横美切継紙(封筒入)。

年代消印「信濃岩村田 廿二年五月 十六日 ロ便」より。

887-30

欠席判決正本(岩村田町佐久銀行に対する借入金返済命令);(附)郵便送達証書。

明治32年2月2日。差出:長野地方裁判所上田支部 裁判長判事後藤幸操印[ほか判事2名];(正本作成奥書)長野地方裁判所上田支部裁判所書記高久耕[朱印];(封筒)長野地方裁判所上田支部書記課。受取:(封筒)北佐久郡中津村 町田静太殿。

1冊。堅美(一ツ綴)(封筒入)。

「長野地方裁判所上田支部」「判決用紙」赤色野紙。封筒に「書留」「訴訟書類」,1銭・2銭切手,消印「信濃 上田 廿二年二月七日 へ便」。

887-31

[林登金太葉書](例の金子持参依頼)。

(明治後期)10月1日。差出:林登金太。受取:信の北佐久郡中津村 町田静太殿。

1葉。はがき。

887-32

[林登金太葉書](手紙返事催促)。

明治32年5月20日。差出:林登。受取:北佐久郡中

津村 町田静太様。

1葉 はがき。

年代は消印より。

887-33

[林法律事務所葉書](返事催促)。

明治32年10月19日。差出:林法律事務所。受取:

北佐久郡中津村御馬寄 町田静太様。

1葉 はがき。

年代は消印より。

887-34

地所及建物証明願(中津村字御馬寄畑・宅地、製糸工場・水車につき、別紙図面とも)。

明治30年12月13日。差出:北佐久郡中津村二百四拾番地 宅地畑建物持主 町田久次郎, 全郡全村百八拾六番地ノ内二番 宅地及建物借主 町田静太, 全郡全村百八拾四番地 畑借主 町田良三郎。受取:北佐久銀中津村長 佐藤鍋次殿。

1綴。綴(一ツ綴;本文:堅美,別紙図面:38.6×55cm)。

本文朱色罫紙。

887-35

真木売渡書(221駄)。

明治30年4月10日。差出:売主 鬼久保佐忠次[印]。

受取:町田静太殿。

1通。横美切継紙。

1銭証券印紙2枚。

887-36

領収証(渋澤作太郎被告強制執行予納金)。

明治31年9月19日。差出:岩村田区裁判所執達吏 池村良忠 代り荒井甚平[印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。小切紙。

887-37

横濱蚕絲日報附録(横浜市弁天通三丁目原善三郎線方入荷高・本日の手合)。

明治25年5月9日。作成:南中舎。

1通。堅美。

印刷。

887-38

[春蘭売渡之証ほか綴](春蘭売渡証;糸繰場略図;郵便送達証書;町田不士太に対し蘭引渡につき山崎仙之助・臼田豊太郎和解申立書,など)。

[明治30年8月16日ほか]。差出:(町田不士太[書印];申立人[中津村大字御馬寄仲買商]山崎仙之助[印]・[全村大字全仲買商]臼田豊太郎[印])[ほか]。受取:(山崎仙之助殿・臼田豊太郎殿;岩村田区裁判所判事森川雄八郎殿[ほか])。

1綴(5点)。綴,堅美大(ひねり綴)。

印刷用紙・朱色罫紙等。

887-39

(製糸場建物図面他裁判関係書類につき覚)。

(明治後期)。

1通。堅美:

887-40

証(証人呼出諸費等領収)。

明治31年3月3日。差出:林法律事務所[印]。受取:中津村 町田良三郎殿・不士太殿。

1通。小切紙。

887-41

[御届ほか綴](亡町田良右衛門地所を町田仙右衛門へ引継ぐ旨届書案;渋澤作太郎へ対する訴訟諸費領収証;郵便送達証書,被告渋澤作太郎へ対する訴4件依頼につき約定証,など)。

[明治30年9月4日ほか]。差出:(町田静太;林法律事務所;町田不士太[ほか])。受取:(中津村長;町田不士太;林訴訟事務所[ほか])。

1綴(10通)。綴,堅美大(一ツ綴)。

冒頭に北佐久郡中津村町田静太宛長野野地方裁判所上田支部書記課訴訟書類書留封筒綴込み。朱色罫紙・印刷用紙等。

887-42

[米春水車器械破壊被害届および手続上申書綴]。

[明治30年10月]。差出:[町田静太]。受取:[岩村田警察署長宛]。

[1綴(2冊)]。[綴,堅半(ひねり綴)]。

-42(1)・(2)は,端上を紙縫りでひねり綴。いずれも本文朱色罫紙。

887-42(1)

手続上申書(米春水車器械破壊被害につき)。

明治30年10月4日。差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内二番 平民町田静太。受取:岩村田警察署長宛[福田富蔵殿]。

1冊。堅半(一ツ綴)。

宛先[]内後筆。

887-42(2)

米春水車器械破壊被害御届(製糸場を含む別紙略図とも)。

明治30年10月3日。差出:北佐久郡中津村大字御馬寄百八拾六番地ノ内二番 水車営業人町田静太。受取:岩村田警察署長判事宛[福田富蔵殿]。

1冊。堅半(一ツ綴)。

宛先[]内後筆。別紙略図は鉛筆書き。

887-43

(屋敷図)。

1通。帯紙。

熨斗紙裏面使用。

887-44

(葡萄酒瓶入ケース設計図)。

1通。横切継紙。

887-45

(町田良三郎家戸籍謄本)。

明治31年12月1日。作成:北佐久郡中津村村長代理 助役山浦一助[印]。

1通. 堅継紙.

887-46

証(洗沢作太郎異論訴訟件謝金).

明治32年8月21日. 差出:林法律事務所(印). 受取:
町田静太殿.

1通. 堅紙.

887-47

入寄留届(鮎沢市蔵家族町田静太方へ同居につき).

明治28年2月27日. 差出:右(諏訪郡下諏訪町三百
拾七番地鮎沢新三郎三男)鮎沢市蔵(書印), 町田静太
(書印). 受取:北佐久郡中津村長 山浦傅三郎殿.

1通. 堅紙.

朱色野紙.

887-48

(陰陽方位卜占書付).

1通. 横切紙.

887-49

有体動産差押調書(洗沢作太郎訴訟件. 謄本).

明治34年1月8日. 作成:岩村田区裁判所執達吏代
理木根淵正一(印).

1冊. 堅美(一ツ綴).

原本差出人は債務者保管人 町田静太印・(弁護士)立川雲平
印・岩村田区裁判所執達吏代理松山伊助。「岩村田区裁判所執
達吏役場」黒色野紙・赤色野紙.

887-50

判決正本(製糸資金及荷為替繰替金其他小立替杯計算
差引不足金請求ノ訴訟事件;原告:洗沢作太郎・弁護士
立川雲平, 被告:町田静太・弁護士林登金太・田村庄作
[ほか3名]・弁護士加賀美要次郎).

明治33年10月19日. 作成:長野地方裁判所上田支
部 裁判長判事 馬杉彦, 判事 藤田友知, 判事 藍澤惟
熙;(正本作成奥書)裁判所書記 金井太郎[朱印].

1冊. 堅美(一ツ綴).

「判決用紙 長野県地方裁判所上田支部」赤色野紙.

887-51

判決正本(当事者間ノ仮差押異議事件;原告:町田不
士太・弁護士林登金太, 被告:洗澤作太郎・弁護士立川雲
平ほか;仮差押を取消すべし).

明治32年5月6日. 作成:長野地方裁判所上田支部
裁判長判事 後藤幸操印, 判事 藤田友知印, 判事 佐
野辰一郎印;(正本作成奥書)裁判所書記 岡本義人[朱
印].

1冊. 堅美(一ツ綴).

「判決用紙 長野県地方裁判所上田支部」赤色野紙. 末尾に,
本正本を被告への強制執行のため原告へ付与する旨の岡本義
人奥書朱印あり.

887-52

委任状(洗澤作太郎を部理代理人と定め藪取戻しに関
する権限委任).

明治29年3月. 作成:長野県北佐久郡岩村田町東信

社社長 町田静太(朱印), 茂木万治郎(朱印).

5通. 堅切紙.

5 厘証券印紙. 取戻す藪の預置き先は, 田村庄作・土屋作彌
橋詰千太郎・大井喜一郎・町田勝之助で, 各人分で5通.

887-53

關席判決正本(当事者間ノ仮差押異議ノ訴訟事件;原
告:町田良三郎・弁護士林登金太, 被告:洗澤作太郎・
弁護士立川雲平;仮差押を取消すべし).

明治31年9月17日;(正本作成)明治31年9月19日.
作成:長野地方裁判所上田支部 裁判長判事 後藤幸操
印, 判事 佐野辰一郎印, 判事 貝塚徳之助印;(正本作
成奥書)裁判所書記 岡本義人[朱印].

1冊. 堅美(一ツ綴).

「判決用紙 長野県地方裁判所上田支部」赤色野紙. 末尾に,
本正本を被告への強制執行のため原告へ付与する旨の岡本義
人奥書朱印あり.

1139-88

記(明治21年~27年7ヶ月6ヶ月年1割5分金円勘定,
ほか裁判印紙・馬場孝平方送達郵便分・旅費等諸費勘
定).

(明治27年以後々).

1通. 横折紙.

「五月十五日出頭」時の諸費書付あり.

1139-139

送券(藍包1個送付につき);(附)[計算表](運賃等).

明治28年6月30日. 差出:仙台市定禅寺通櫓丁 橋
本忠次郎(朱印);(附)[日本運輸株式会社ほか]. 受取:
岩村田丁 星野嘉助様.

1綴(4点). 堅切紙・小切紙(一ツ綴).

本紙上部で綴じる.

1135-30

[林法律事務所葉書](元利二千金支払につき, 光来下され
た).

(明治33年9月20日. 差出:林法律事務所. 受取:
北佐久郡中津村御馬寄町田静太様.

1葉. はがき.

年月日は消印から.

1138-94

領收証(洗沢作太郎訴訟証印費用領収).

明治34年1月14日. 差出:井出善一郎事務所(印).
受取:町田不士太殿.

1通. 堅切紙.

1135-4

[小山某書状](洗沢一件示談につき).

8月24日. 差出:小山. 受取:町田様.

1通. 横切紙.

1387-80

[立川雲平書状](別紙書類送付願. 町田静太裁判關係).

10月14日. 差出:(立川)雲平. 受取:土屋様.

1通(3枚). 堅切紙.

「立川法律事務所用箋」(赤罫紙)使用。

1387-81

証(貸金訴訟示談金 300 円受取)。

明治 34 年 10 月 13 日。差出:渋沢作太郎(印)。受取:
町田静太殿。

1 通。罫紙。

青罫紙。印紙あり。立川雲平証印。

1387-82

〔林登金太(カ)書状〕(渋沢作太郎件訴訟示談金支払につ
き)。

9 月 24 日。差出:ときた(カ)。受取:町田静太様。

1 通。罫紙。

朱色罫紙。

7. 町田森太 - 塩川銀行一件

978-1

貸金支払命令(貸金元利・督促手続費用、仮執行申請
費用とも;債権者小諸町合資会社塩川銀行頭取塩川仁
助、債務者中津村町田森太)。

明治 27 年 5 月 19 日。作成:岩村田区裁判所判事森川
雄八郎;(正本作成奥書)岩村田区才判所才判所書記羽
田政久〔朱印〕。

1 冊。罫美(一ツ綴)。

「岩村田区裁判所」朱色罫紙、黒色罫紙。

978-2

送達状(支払命令仮執行書)。

明治 27 年 11 月 16 日;(取扱)明治 27 年 6 月 26 日。差
出:岩村田区裁判所書記羽田政久〔朱印〕;(取扱)岩村田
区裁判所執達吏池村良忠代理秋山多作〔朱印〕。受取:
長野県北佐久郡中津村町田森太殿。

1 通。罫美切紙。

1390-43

貸金支払命令更正書正本(誤謬訂正、債権者小諸町合
資会社塩川銀行頭取塩川仁助、債務者町田森太)。

明治 27 年 6 月 22 日。作成:岩村田区裁判所判事森川
雄八郎。

1 通。罫紙。

岩村田区裁判所朱色罫紙。裁判所書記羽田政久作成正本。

1390-3

〔封筒〕。

5 月 18 日。差出:岩村田町 井出善一郎事務所〔朱印〕。
受取:中津村大字御馬寄 町田静太殿。

1 通。封筒。

封筒のみ。-30 を収めるカ。

1390-30

〔井出善一郎書状〕(塩川銀行一件につき借入金返済延
期の件)。

5 月 19 日。差出:井出善一郎。受取:町田静太殿。

1 通。罫紙。

赤色「井出用紙」使用。

8. 町田不二太土地売渡一件

1036

〔町田不二太土地売渡二ツキ一件書類〕。

[明治 37 年~大正 2 年]。

[1 綴(点)]. [罫(一ツ目結び綴)].

全体端を紙縫りで結び綴じ。

1036(1)

乙第四二三号、証明書(町田不二太番地)。

明治 39 年 12 月 11 日。差出:北佐久郡中津村長佐藤
金吾代理助役鈴木一郎〔朱印〕。受取:(町田不二太)。

1 通。堅切紙。

1036(2)

(字樋沢畑一件銘)。

1 枚。堅折紙。

「(中吉製)」紺色罫紙。下部「委任状二通」記載以外朱筆。表
紙カ。

1036(3)

委任状(中津村大字御馬寄字樋沢畑登記申請に関する
一切、町田静太へ)。

明治 39 年 12 月。作成:北佐久郡中津村 町田不二太
(朱印)。

1 枚。堅折紙。

青色罫紙。2 銭収入印紙。附箋。

1036(4)

登記名義人ノ表示ノ変更二付登記申請(中津村大字御
馬寄字歳之神畑地、所有者町田不二太住所変更によ
り)。

明治 38 年。差出:北佐久郡中津村八百八拾六番地内老
番町田不二太、右代理人全郡全村 番地 町田静太。
受取:岩村田区才判所御中。

1 通。堅折紙。

朱色罫紙。

1036(5)

委任状(中津村大字御馬寄字歳之神畑地、登記名義人
表示変更を町田静太へ)。

明治 38 年。作成:北佐久郡中津村 町田不二太(朱印)。

1 通。堅折紙。

朱色罫紙。1 銭収入印紙 2 枚。

1036(6)

土地反別更正二付登記申請(中津村大字御馬寄字樋沢
畑地、畝歩記載更正)。

明治 43 年 12 月。差出:北佐久郡中津村八百八拾六番地
ノ内老番 町田不二太、全郡全村八百八拾六番地ノ内式
番 右代理人 町田静太。受取:岩村田区裁判所御中。

1 冊。堅半(一ツ綴)。

朱色罫紙。

1036(7)

委任状(中津村大字御馬寄畑地字更正、町田静太へ)。

明治 44 年 3 月 28 日。作成:小縣郡神川村百参番地
土肥不二太(朱印)。

1通. 堅折紙

朱色罫紙. 2銭収入印紙

1036(8)

委任状(中津村大字御馬寄畑地の段別増加, 町田静太へ).

明治44年3月28日. 作成:小縣郡神川村百参番地土肥不二太(朱印).

1通. 堅折紙

朱色罫紙. 2銭収入印紙

1036(9)

土地反別更正二付登記申請(中津村大字御馬寄字樋澤畑地, 畝歩記載更正).

明治43年12月. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内老番 町田不二太, 全郡全村百八拾六番地ノ内式番 右代理人 町田静太. 受取:岩村田区裁判所御中.

1通. 堅折紙

朱色罫紙

1036(10)

委任状(中津村大字御馬寄字歳之神畑地の番地更正, 町田静太へ).

明治44年11月. 作成:小縣郡神川村百参番地土肥不二太(朱印).

1通. 堅折紙

「亀屋十行」青色罫紙. 1銭収入印紙2枚.

1036(11)

委任状(中津村大字御馬寄字歳之神畑地の字更正, 町田静太へ).

明治44年11月. 作成:小縣郡神川村百参番地土肥不二太(朱印).

1通. 堅折紙

「亀屋十行」青色罫紙. 1銭収入印紙2枚.

1036(12)

委任状(中津村大字御馬寄字歳之神畑地売渡しによる土地売買登記申請, 町田静太へ).

明治38年1月. 作成:北佐久郡中津村百八拾六番地内老番地 町田不二太(朱印).

1通. 堅折紙

青色罫紙. 年代記載訂正.

1036(13)

土地売渡証書(中津村大字御馬寄字歳之神畑地, 代金11円).

明治37年11月30日. 差出:北佐久郡中津村 売主 町田不二太(朱印), 保証人 町田静太(朱印). 受取:全郡全村 町田藤三郎殿.

1通. 堅折紙

青色罫紙. 宛先訂正前「佐太郎」. 紙面線引き, 印紙剥し.

1036(14)

名義人表示更正二付登記申請(中津村大字御馬寄字樋澤畑地, 明治24年申請当時の錯誤により所有者住所更正).

明治39年12月. 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内老番 町田不二太, 右代理人全郡全村百八拾六番地ノ内式番 町田静太(朱印). 受取:岩村田区才判所御中.

1通. 堅折紙

1036(15)

(町田不二太所有畑地2筆書上).

1枚. 堅折紙

紺色罫紙. 印紙剥し.

1036(16)

(白紙).

1枚. 堅折紙

「(中吉製)」紺色罫紙

1036(17)

委任状(中津村大字御馬寄字歳之神畑地所有者町田不二太より土肥不二太となる変更による登記名義人表示変更).

明治44年3月15日. 作成:小縣郡神川村百参番地土肥不二太(朱印).

1通. 堅折紙

朱色罫紙. 2銭収入印紙. 代理人名空欄.

1036(18)

委任状(中津村大字御馬寄字中山宅地ほか売渡し登記申請, 町田静太へ).

明治39年12月. 作成:北佐久郡中津村百八拾六番地町田不二太(朱印).

1通. 堅折紙

青色罫紙. 1銭収入印紙2枚.

1036(19)

土地売渡証書(中津村大字御馬寄字才ノ神畑地, 代金500円).

大正2年10月27日. 差出:小縣郡神川村百参番地土肥不二太(朱印). 受取:中津村町田藤三郎殿.

1通. 堅折紙

朱色罫紙. 2銭収入印紙

1036(20)

(町田不二太所有畑地・原野書上).

1枚. 堅折紙

「(中吉製)」紺色罫紙

1036(21)

土地台帳謄本下付申請(中津村大字御馬寄字樋澤畑地).

明治43年12月. 差出:北佐久郡中津村百八十六番地ノ内式番 申請人 町田静太. 受取:岩村田税務署御中.

1通. 堅折紙

朱色罫紙

1036(22)

委任状(中津村大字御馬寄字樋澤畑地畝歩記載更正登記申請, 町田静太へ).

明治43年12月。作成:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内式番 町田不二太。

1通。 堅折紙。

朱色野紙。

1036(23)

土地目録(中津村大字御馬寄字樋沢ほか畑地)。

1通(2枚)。 堅折紙。

紺色野紙(うち1枚は「(中吉製)」,朱筆で記載)。標題も「土地売渡証書」。

1036(24)

土地売買二付登記申請(中津村大字御馬寄字歳ノ神畑地所有権移転)。

明治39年12月。 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内老番売渡人 町田不二太,右代理人全郡全村百八拾六番地ノ内式番 町田静太,全郡全村百八拾参番地ノ内老番買受人 町田藤三郎。 受取:岩村田区才判所御中。

1通。 堅折紙。

青色野紙。

1036(25)

(小山量平所有字柳平畑地使用方書付)。

1枚。 堅紙。

藍色野紙。後部切断。

1036(26)

登記更正二付登記申請(中津村大字御馬寄字歳之神畑地誤記更正,訴訟により)。

明治38年。 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地内老番 町田不二太,右代理人全郡全村 番地 町田静太。 受取:岩村田区才判所御中。

1通。 堅折紙。

朱色野紙。

1036(27)

(154番畑・宅地書上)。

1枚。 堅折紙。

藍色野紙(天地逆)。

1036(28)

土地売買二付登記申請(中津村大字御馬寄字樋沢畑地所有権移転)。

明治39年12月。 差出:北佐久郡中津村百八拾六番地ノ内老番売渡人 町田不二太,右代理人全郡全村百八拾六番地ノ内式番 町田静太(朱印),全郡全村買受人 山崎兵内。 受取:岩村田区才判所御中。

1通。 堅折紙。

藍色野紙。

1036(29)

土地売渡証書(中津村大字御馬寄字歳之神畑地,代金11円)。

明治38年12月14日。 差出:北佐久郡中津村売主 町田不二太(朱印),全郡全村保証人 町田静太。 受取:町田藤三郎殿。

1通。 堅美折紙。

紺色野紙 1銭収入印紙。

9. 諸事件

337

明治三庚午年十一月四日暮六ツ時 薪小屋ヨ里出火二付諸事書留帳。

明治3年11月4日～。 作成:(良右衛門カ)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

485

明治九年八月二日夜町田良三郎 村方山浦七五三吉なる者二千曲川 漁獵先ニ疋被為負候始末 諸事書留メ町田良右衛門扣;(附)差出シ申詫書一札之事(千曲川漁場にて疋負わせたことお詫び,ご勘弁願下げにつぎ)。

明治9年8月2日。 差出:(附)第四大区六小区佐久郡御馬寄村本人山浦七五三吉(印)[ほか、2名連印]。 受取:(附)町田良右衛門殿。

1冊。 横半半折(一ツ綴)。

2~3丁目間に堅美(二ツ綴)1冊(附)折りたたまれて挿込み。

1365

[郵便送達証書](訴訟書類・訴状送達紙封書各1通)。

明治27年4月22日・5月17日。 差出:[岩村田郵便局配達人濱田聳太郎(印)]。 受取:[北佐久郡中津村町田静太(朱印)]。

2通。 堅美切紙。

1通は差出押印なく受取押印あり,1通は差出押印あり受取押印なし。

1363

呼出状(舟守岩太八條原云々被告事件につぎ)。

明治27年9月4日・5日。 差出:岩村田区裁判所判事 森川雄八郎[朱印],裁判所書記羽田政久[朱印];(取扱)岩村田区裁判所執達吏池村良忠代理科山多作[朱印]。 受取:北佐久郡中津村町田静太。

1通。 堅切紙。

印刷用紙へ書込み。受取人「本人妻小山はつ」(捺印あり)。

2. 御馬寄村

(サブフォント記述)

出所・作成： 御馬寄村。または御馬寄村の役職等に関与した町田家の者。

資料記号： 30H/2.

年 代： 寛文10年(1670)～大正元年(1912)。

物的状態： (数量)1410件〔記述単位件数〕。

出所の履歴：

御馬寄村は、江戸時代には小諸藩領、明治時代には小諸県を経て長野県(北佐久郡)に属した村ないし自治体である。南北に細長く伸びたS字状の千曲川流路を東側境界に持つ村域で、そのなかの南方に枝郷の駒寄がある。平安期、官牧望月牧の牧馬を検査し朝廷への貢馬を寄せ集めた所が御馬寄、雑馬を集めた所が駒寄との伝承が村名の由来という。江戸時代初めは矢島村の枝郷で、寛永3年(1626)頃には一村として扱われるようになった。

村高は、村々の書上や郷帳類によれば、それぞれ正保4年(1647)・元禄15年(1702)とも404石余、延享3年(1746)に612石余、天保5年(1834)に614石余と変遷し(『長野県史 近世史料編 第2巻(2)東信地方』)、明治元年(1868)には642.747石(うち大圓寺除地3.753石)であった(『旧高旧領取調帳 中部編』)。元禄15年(1702)「村指出帳」によれば、すでに実は614石余で、村の様子はつぎのようであった(表2)。田畑全体の割合は田59%弱・畑41%強で、うち本田畑は田64%余・畑36%弱、古開田畑は田49%余・畑51%弱、新開田畑は田11%余・畑89%弱と、時代が下り開発が進むにつれ畑地の割合が高くなっている。小物成として夫金・御入木代・山手銭・川役銭があり、藩の江戸廻米分(江戸廻シ御城米)や払米(松井田御城米、国許費消用)を上州まで運んでおり駄賃が出ていた。溜池等用水・千曲川橋・中山道の維持には御普請の人足が出ている。当時の家数は60軒である。人口は、300人規模の江戸時代前期から増加し、一度500人規模となった後470人弱まで減少、その回復後570人前後から漸減し、天保10年(1839)前後を境に漸増して明治時代に600人以上となる(表3)。慶応3年(1867)の村内百姓の持高分布(表4)をみると、半数以上の百姓が2石未満、10石以上の百姓は相対的に取持高の規模が大きくなる。3割弱が村外の者で占められ、とくに最大の石高取持者はこの地域で有数の地主である八幡宿の依田仙右衛門であった。なお、村内最大の石高所持者は大圓寺であった。

千曲川沿岸・中山道貫通の立地は、御馬寄村のあり方に大きく影響している。たとえば、穀市の存在や、さきにみた千曲川橋・中山道の維持があげられる。市は毎月1と6の日に立ち、小諸藩川西領(千曲川西岸の村々)の穀物相場はこの市で決まり、商家も多く賑わったという。中山道の千曲川通行は、対岸の塩名田宿とともに橋元として架橋または井形渡しにより確保してきた。この役を勤める御馬寄村は、かわりに他の諸役を免除された。それでも、しばしば発生する落橋・流失に対しその復旧等を御馬寄村・塩名田宿だけでは負担しきれず、はじめ4万5千石余96ヶ村、のち3万千石130ヶ村、佐久郡だけでなく小県郡にもおよぶ橋組合が道中奉行により設定された。同組合の村々は、ときに助郷等と重なる負担の軽減をめぐる橋元御馬寄村・塩名田宿と衝突したが、同組合は江戸時代を通じて維持された。

御馬寄村の村役人は、江戸時代中期以後、庄屋または名主1名・組頭4名・百姓代1名(まれに2名)で構成

され、それぞれの役職へ就任する家はおよそ固定されているように見える(表5)。庄屋または名主は、江戸時代前期には町田本家・小平家の者が多く就任し、中期以後ほぼ小平家の者が就任している。組頭は、そのなかで10年前後の期間を単位に就任者の順番が動いている。江戸時代前期に5~6名の組頭がいたことから推せば、就任する(はじめは)特定の家が複数あり、そこから順に就任していくのかもしれない。百姓代は、10年以上勤める場合はなく交代し、就任者を出す特定の家があるかどうかは不明である。百姓代に「惣百姓代」等の名称が用いられていた享保19年(1734)頃までは別として、百姓代に就任した者が後に組頭へ就任していく場合があり、その場合しばしば組頭の異動と連動している。江戸時代前期以前は、資料で確認していないが、組頭を輩出する年寄衆のような村政運営体が存在したのかもしれない。

明治時代、とくに明治4年(1871)の戸籍法制定後、それまでの村役人に替わって戸籍区の区長・戸長等が村政を担うようになる。御馬寄村では、はじめ名主が戸長に、組頭の一部が副戸長に、百姓代はそのままに移行した(表6)。しかしその後、戸長等の公職は、江戸時代の村役人とは職務内容も人的構成も対応しなくなる。明治7年(1874)の大区小区制からは戸長・用掛・代議人その他の公職へと変わり、区の編成替えに際しそれまでの戸長が副戸長となる等、各公職の関係や構成が変わった。また、御馬寄村は、五郎兵衛新田村・八幡村・蓮田村・桑山村・矢島村と連合村を構成した。

御馬寄村の役職等へ関与した福田屋町田家の者としては、良右衛門篤信(百姓代・組頭)、良右衛門經継(組頭)、良右衛門恒篤(百姓代・組頭)、町田良右衛門道喜(組頭;副戸長・村用掛・惣代・戸長)を確認でき、福田屋町田家の先祖の家では太兵衛(長左衛門;名主・組頭)を確認できる(表5および図4)。彼らのうち特筆すべき者は、良右衛門恒篤である。医者之家に生まれ福田屋町田家に移ってからは従弟(叔母が名主の妻)が名主という環境(第1次項目1.町田家に前述)にあって、ちょうど違作から起こった投訴一件の混雑のなか百姓代を経験し(町田1329)、しばらく家業に専念した後、20年近く組頭を勤めた。名主への就任はなかったが、名主の代わりを務めたことはあつたらしく村政へ一定の(おそらく大きな)影響力を行使した。良右衛門恒篤は、その日記・覚書や一件記録控などを瞥見すると交渉力や調整力に長けていたように見え、小諸藩役人からの信頼も厚かったという。ただ、近隣諸村の名主たちとの私的な交際は確認できず、そういった名主たちの関係網とは異なった層に良右衛門恒篤の関係網が位置していたといえる。

範囲と内容：

本項目下に収めた資料は、ほんらい御馬寄村または村内各所が残した分と町田家が村と関わったことで町田家に残った分とに分けられるべき内容を持っている。しかし、名主を出した町田本家・小平家や組頭を出した八左衛門家の記録類の一部、また村の共有文書(御馬寄区有文書のうち)の一部が、引継がれたか町田良一により収集・保存されたかした部分があり、いずれもともに御馬寄村の記録・文書類として町田良一により(整理)されたと推測できる。そのため、いま厳密に出处ごとに分けることができず、少なくとも他地域の資料とは判断できない分御馬寄村(または町田家)に関わる内容を本項目下に収めることとした。

さらに本項目のなかには、いくつかの区分を設けた。1つは、村政運営が変化したであろう戸籍区設置である。この前と後との各時期に該当する、まず大きく村と関わるものが明らかな資料を配列し、ついで町田家の者が村の役職に就いたことで作成・管理されたと思われる資料を別に配列した。2つに、そういった制度的変化と別に村内で持続する役職や組織、または時期によって分けられない連続的な内容である。3つは、村で発生した特定の出来事について資料が物的または内容的小群をなしている場合である。4つには、断片的な内容でしばしば時期を特定

できないがおよそ村に関わることだけ明らかな資料を、その形状や様式から一括して示した。

以上から、つぎのような第2次項目を編成した：1.戸籍区前，2.組頭・百姓代・作場目付，3.戸籍区以後，4.副戸長・村用掛，5.戸長ほか公職，6.十二新田割元，7.寺社，8.村一般，9.一件，10.諸請取・書付類，11.書状類。このうち2・4～6は、町田家の者の村への関与による伝存がほぼ間違いない内容である。もと町田家に伝存したどうか不明な内容を含む1・3・7～9も、資料の年代が町田家の者の村役職等への就任期間と対応していれば、町田家に伝存したことを推定できる。10・11には他項目や第1次項目1.町田家と関わる内容を含むかもしれない。

なお、町田家に伝存した可能性のある村の共有文書は少ない量であろうことを付言しておく。共有文書は、御馬寄区有文書として最近まで大圓寺で管理されてきた（既掲『御馬寄村古文書目録』解説および第1次項目3.中津村参照）が、明治7～14年（1874-1881）には当時の戸長や村用掛の間で引継がれて管理されていた。その際の引継目録（小平純21，町田497）には、一つ書きにして101件の「古代ヨリ書類明治五年迄諸帳」が数えられている。続けて「算筭」大小各1と「算」「郷藏鍵」が書上げられ、この以前には算筭2つへ書類を収め郷藏で保存してきたらしいことをうかがえる。共有文書の内容は御綱帳・御免状・宗旨帳・村差出帳・反別改帳・助郷帳・地券調帳などで、ほぼ町田家文書には見られない。当時すでに「不見」と所在不明になっていた江戸時代初期の御免状4件を含めた現存していない分を除き、多くは御馬寄区有文書（一部、江戸時代初期の御免状のみ小平純子家文書）に現存しているように見える。厳密な確認ではないが、現在の御馬寄区有文書にも小平純子家文書にもなく町田家文書にだけ確認できるのは、「享和二年落合村与争論倉瀬一件書類 巻」（→町田721，722）と「宝暦二年千曲川橋組合御証文之写 巻冊」（→町田219）のみであった。この2件は、町田家の者の組頭等への就任中に作成された控・写等か、村用掛・戸長就任中に引継いだ際にそのままとなったか、町田良一により収集・保存されたか、いくつかの可能性を考えられる。たとえば、この2件を区有文書としてではなく村の歴史を示す「御馬寄村社会史資料」として選択・保存しようとしたとすれば、それは町田良一による可能性が高いといえるが、「御馬寄村社会史資料目録」（町田1331）には「享和二年落合村…」と関係すると思われる資料のタイトルしか見えない（表現が異なり同一の資料を指すかどうか不明）。共有文書が多く御馬寄区有文書に現存する状況からは、共有文書原本の町田家文書への移動は例外的なことのようである。

出版物または参考文献：

解題で示した以外に参照した文献として、つぎをあげる。

木内寛「中山道千曲川往還橋（一）」・同「…（二）」『信濃』第25巻第5号・6号，1973年5月・6月。

小林基芳『浅科村の歴史② 中山道筋千曲川川越しものがたり』浅科村教育委員会，1999年。

『北佐久郡志 第二巻歴史篇』北佐久郡志編纂会，1956年。

『長野県史 近世史料編 第2巻(2)東信地方』長野県史刊行会，1979年。

木村礎校訂『旧高旧領取調帳 中部編』近藤出版社，1977年。

なお本項目下の御馬寄村の記述は、上記および解題で示した文献で説明されている御馬寄村の記述と大きく重複しないように努めたため、これらの参考文献から本項目下の記述の不十分を補われるよう願う次第である。

表2. 御馬寄村概略

元禄15年12月「御馬寄村指出帳」抄										町田 144
一、高 (反別合内)	46町	7畝	18歩)		537石	7斗	8升	4合	本田畑辻	
此反別; 上田	5町	3反	6畝	26歩	此分米	80石	5斗	3升	1石5斗代	
中田	14町	3反	4畝	28歩	此分米	186石	5斗	4升	1合1石3斗代	
下田	7町		6畝	27歩	此分米	77石	7斗	5升	9合1石1斗代	
田合	26町	7反	8畝	21歩	分米合	344石	8斗	3升		
上畑	6町	8反	4畝	7歩	此分米	82石	1斗		8合1石2斗代	
中畑	5町	6反	3畝	19歩	此分米	56石	3斗	6升	3合1石代	
下畑	6町	8反	1畝	1歩	此分米	54石	4斗	8升	3合8斗代	
畑屋敷合	19町	2反	8畝	27歩	分米合	192石	9斗	5升	4合	
					内	20石	7斗	5升	5合	御屋敷百姓屋敷石二引
						2石		7升	7合	巳年戌年川欠引
一、高 (反別合内)	3町	4反	2畝	6歩)	38石	1斗	7升	7合	新田畑辻	
此反別; 上田		7反	6畝	20歩	此分米	11石	4斗	6升	1石5斗代	
中田		4反	4畝	17歩	此分米	5石	7斗	9升	4合1石3斗代	
下田		1反	3畝	9歩	此分米	1石	4斗	6升	3合1石1斗代	
田合	1町	3反	4畝	8歩	分米合	18石	7斗	1升	7合	
上畑		1反	3畝	10歩	此分米	1石	6斗		1石2斗代	
中畑	1町	1反	4畝	17歩	此分米	11石	4斗	5升	7合1石代	
下畑		8反		1歩	此分米	6石	4斗		3合8斗代	
畑合	2町		7畝	28歩	分米合	19石	4斗	6升		
					内		3斗	8升	9合	巳年永引
一、高 (反別合内)	6町		8畝	1歩)	54石		1升	7合	新田高辻, 酒井日向守様御検地御改出石	
此反別; 中田		1反	9畝	4歩	此分米	2石	4斗	8升	7合1石3斗代	
下田		3反	2畝	12歩	此分米	3石	5斗	6升	4合1石1斗代	
田合		5反	1畝	16歩	分米合	6石		5升	1合	
中畑	1町	7反	2畝	10歩	此分米	17石	2斗	3升	3合1石代	
下畑	3町	8反	4畝	5歩	此分米	30石	7斗	3升	3合8斗代	
畑合	5町	5反	6畝	15歩	分米合	47石	9斗	6升	6合	
					内		4升	3合	高外辰ノ年永川欠	
						1石	2斗	2升	4合	巳年戌年永引
一、高					9石		1升	6合	新田畑辻, 酒井日向守様御検地	
此反別; 下畑	1町	1反	2畝	20歩	此分米	9石		1升	6合8斗代	
						4石	2斗	6升	辰年分永荒	
一、高内					610石	2斗	8升	9合		
					514石	9斗	5升	2合	本田	
					37石	7斗	8升	8合	古開田畑	
					57石	5斗	4升	9合	新開田畑	
外 一、高					3石	7斗	5升	3合	除地 大因寺	
外小物成										
一、金2両3分銀4匁4分					夫金;				此銀180匁4分, 但シ兩ニ銀64匁也カヘ錢兩ニ4貫文カヘ	
一、真木408束					御入木代, 此代金2両銀600文					
一、錢3貫916文					丁錢山手; 内816文 百姓林御年貢, 3貫100文 是ハ御料所前山村ヘ納候分					
一、錢288文					丁錢川役					
一、御年貢初1表6斗入					但シ御米3斗7升					
一、江戸廻シ御城米上州倉カ野迄					但シ1表ニ4斗, 1駄ニ2表付, 此駄賃1駄ニ錢317文ツ、被下					
一、松井田御城米1俵4斗4升入					1駄ニ2俵付, 此賃1駄ニ初1斗5合ツ、被下置					
一、堤1ヶ所					(用水修理御人足: 矢嶋村・原新田村【御料所】…人足1/5, 八幡町・御馬寄村【小諸藩領】…人足4/5)					
一、千曲川橋					(4万石分御普請)					
一、海道御通ニ付					御普請御先代より人足被下候, 少々御通ニ当村人足ニ而仕候					
一、百姓家数60軒										

※重複や長文の部分の記載は省略し、一つ畝内の記載順を入替えた部分がある。

表3. 御馬寄村の人口変遷(抄)

年代		人数							出典
和暦	西暦	計	男	女	医師	座頭	出家	山伏	
寛文13	1673	307	161	142			4		区有 A2-1
天和3	1683	381	200	178			2	1	区有 A2-2
元文2	1737	525	268	246	3	1	3	4	区有 A2-5
元文5	1740	503	257	234	3	1	4	4	区有 A2-8
寛保4	1744	467	240	219	1	1	3	3	区有 A2-9
寛延3	1750	494	257	229	1	1	3	3	区有 A2-13
宝暦5	1755	487	254	224	1		4	4	区有 A2-15
明和4	1767	567	289	271	1		3	3	区有 A2-17
明和7	1770	579	290	282	1		3	3	区有 A2-20
安永4	1775	574	295	271	1		3	4	区有 A2-23
安永9	1780	557	297	255	2		3		区有 A2-28
天明5	1785	579	295	275	2		3	4	町田 104,区有 A2-32
天明9	1789	585	298	277	2		3	5	区有 A2-36
寛政7	1795	584	306	267	2		4	5	区有 A2-39
寛政12	1800	566	289	268	1		4	4	区有 A2-44,-45
文化7	1810	547	283	256	1		4	3	区有 A2-53,-54
文化12	1815	545	274	264	2	1	2	2	区有 A2-67,-68,-69
文政3	1820	539	274	258	2	1	2	2	区有 A2-85,-86
文政8	1825	548	282	260	2	1	1	2	区有 A2-94,-95
文政13	1830	544	270	266	3	1	1	3	区有 A2-104,-105
天保6	1835	530	271	249	3	1	2	4	区有 A2-118,-119
天保11	1840	507	257	241	3	1	2	3	区有 A2-133,-134
弘化2	1845	519	252	258	3	1	2	3	区有 A2-149,-150
嘉永3	1850	529	263	259	3		2	2	区有 A2-159,-160
安政2	1855	537	268	263	3		1	2	区有 A2-172,-173
安政7	1860	565	284	275	3		1	2	区有 A2-187,-188
元治2	1865	584	291	287	3		1	2	区有 A2-201,-202
明治3	1870	612	304	302	2		2	2	区有 A2-215,-216
明治12	1879	627	316	311					『長野県町村誌』東信篇

注) 出典は、解題・関連資料で示したように資料名称を略記し資料番号を記した。ただし公刊の図書資料は書名のみ示した。

表4. 慶応3年(1867)の御馬寄村本古新田畑分持高分布

高(石)	計(名)	219 村内	155 村外	64
40 ~		1	0	1
30 ~ 40		0	0	0
25 ~ 30		1	1	0
20 ~ 25		1	1	0
15 ~ 20		3	3	0
10 ~ 15		5	5	0
8 ~ 10		1	1	0
6 ~ 8		7	6	1
4 ~ 6		20	16	4
2 ~ 4		52	25	27
1 ~ 2		47	30	17
0.5 ~ 1		31	26	5
0 ~ 0.5		50	41	9

注) 町田 122 より作成。当初の記載高を集計した(加筆や附箋による最終的な持高ではない)。

表5. 御馬寄村村役人変遷一覽(抄)

年代			人名					百姓代	出典
和曆	西曆	月日	名主	組頭					
慶安元	1648	5.18	一郎右衛門	与三左衛門	茂兵衛	助左衛門	正兵衛		区有 A3-17
寛文2	1662	7.29	市郎右衛門	与三左衛門	佐左衛門	茂兵衛	庄右衛門 庄兵衛		区有 A3-30
寛文8	1668		市右衛門	忠兵衛	庄兵衛	茂兵衛	市兵衛 孫右衛門 喜右衛門		区有 A3-35
寛文9	1669								
寛文10	1670		町田太兵衛						町田 107
寛文11	1671	3		勘藏					区有 A3-43
延宝3	1675		町田太兵衛						町田 111
延宝7	1679	12.2	三左衛門	佐左衛門	庄兵衛	茂兵衛	伊右衛門 市兵衛		区有 A3-53
天和2	1682	7	三左衛門	佐左衛門	庄兵衛	茂兵衛	伊右衛門 市兵衛	仁兵衛	町田 143
天和3	1683		三左衛門						区有 A2-2
元禄2	1689	7	三左衛門						区有 A3-70
元禄6	1693	4.29	三左衛門	長左衛門	与惣左衛門				区有 A3-79
元禄14	1701	9	三左衛門						区有 A3-57(3)
元禄15	1702	12	三左衛門	長左衛門	源左衛門	庄兵衛	市兵衛		町田 144
元禄16	1703		三左衛門	長左衛門	源左衛門	庄兵衛	市兵衛	八左衛門	区有 A2-3
宝永元	1704	10	市右衛門	源左衛門	庄兵衛	市兵衛	長左衛門	八左衛門	区有 A3-93
宝永2	1705	8	市右衛門	源左衛門	八左衛門	庄兵衛	市兵衛	金兵衛	町田 637
宝永3	1706								
宝永4	1707	3	市右衛門	源左衛門	八左衛門	庄兵衛	市兵衛	金兵衛	区有 A2-4
宝永7	1710	8	市左衛門						町田 616
宝永8	1711	3	市左衛門	源左衛門	八左衛門	市兵衛	庄兵衛	金兵衛	区有 A3-102
正徳2	1712	3	市左衛門	源左衛門	市兵衛	八左衛門	庄兵衛		土屋資料 58-1
正徳3	1713	4	甚左衛門	平右衛門	八左衛門	市兵衛	庄兵衛		区有 A3-103(1)
享保3	1718	10	甚左衛門	平右衛門	八左衛門	市兵衛	金兵衛		区有 A3-108
享保6	1721	1	甚左衛門	八左衛門	金兵衛	平右衛門	市兵衛		区有 A3-112
享保7	1722	11	甚左衛門	平右衛門	市兵衛	金兵衛	八左衛門		区有 A3-114
享保8	1723		甚左衛門	平右衛門	市兵衛	金兵衛	八左衛門	七左衛門	町田 13
享保9	1724		甚左衛門	平右衛門	市兵衛	金兵衛	八左衛門	七左衛門	町田 13
享保10	1725		市左衛門	平右衛門	市兵衛	金兵衛	八左衛門	七左衛門	町田 13
享保11	1726		市左衛門	平右衛門	市兵衛	金兵衛	八左衛門	七左衛門	町田 13
享保12	1727		市左衛門	平右衛門	市兵衛	金兵衛	八左衛門	七左衛門	町田 13
享保13	1728		市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	七左衛門	町田 13
享保14	1729	閏9	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	初右衛門	区有 A3-124
享保15	1730		市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	初右衛門	町田 13
享保16	1731		市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	初右衛門	町田 13
享保17	1732		市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	初右衛門	町田 13
享保18	1733	3	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	市太夫	町田 13
享保19	1734	3	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	市太夫	町田 13
享保20	1735	3	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	市太夫	町田 13,260
享保21	1736	3	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	市太夫	町田 13
元文2	1737	3	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	市太夫	区有 A2-5
元文3	1738		市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	仙右衛門	区有 A2-6ほか
元文4	1739	3	市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	仙右衛門	区有 A2-7ほか

元文5	1740		市左衛門	平右衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	仙右衛門	区有 A2-8
寛保元	1741	3	市左衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	千右衛門	庄右衛門	町田 13
寛保2	1742	3	市左衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	専右衛門	庄右衛門	町田 12
寛保3	1743	3	市左衛門	金兵衛	八左衛門	市兵衛	専右衛門	庄右衛門	町田 13
延享元	1744	3	市左衛門	八左衛門	仙右衛門	清右衛門	庄右衛門	庄右衛門	町田 13
延享2	1745	3	市左衛門	八左衛門	仙右衛門	庄右衛門	文八	弥兵衛	町田 13
延享3	1746	3	市左衛門	八左衛門	仙右衛門	文八	弥兵衛	仁兵衛	区有 A2-11
延享4	1747								
延享5	1748	3	市左衛門	八左衛門	千右衛門	文八	弥兵衛	仁兵衛	区有 A2-12
寛延2	1749								
寛延3	1750	3	市左衛門	八左衛門	千右衛門	文八	弥兵衛	仁兵衛	区有 A2-13
寛延4	1751	3	市左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	仲右衛門	区有 A2-14
宝曆2	1752	3	市左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	仲右衛門	区有 A2-14
宝曆3	1753	3	市左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	仲右衛門	区有 A2-14
宝曆4	1754	3	市左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	仲右衛門	区有 A2-14
宝曆5	1755	3	市左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	源助	区有 A2-14
宝曆6	1756	3	市左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	源助	区有 A2-16
宝曆7	1757	3	三左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	源助	区有 A2-14
宝曆8	1758	3	三左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	源助	区有 A2-14
宝曆9	1759	3	三左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	長右衛門	区有 A2-14
宝曆10	1760	3	三左衛門	千右衛門	要右衛門	弥兵衛	仁兵衛	長右衛門	区有 A2-14
宝曆11	1761	3	三左衛門	要右衛門	弥兵衛	八左衛門	仁兵衛	良右衛門	区有 A2-14
宝曆12	1762	3	三左衛門	要右衛門	弥兵衛	八左衛門	良右衛門	万之助	区有 A2-14
宝曆13	1763	3	三左衛門	清右衛門	八左衛門	良右衛門	繁治	万之助	区有 A2-14
宝曆14	1764	3	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門	清右衛門	繁治	市郎右衛門	区有 A2-14
明和2	1765	3	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門	清右衛門	繁治	利左衛門	区有 A2-14
明和3	1766								
明和4	1767	3	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門	清右衛門	繁治	利左衛門	区有 A2-17
明和5	1768	3	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門	清右衛門	繁治	利左衛門	区有 A2-18
明和6	1769	3	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門				区有 A2-19
明和7	1770	1	市郎左衛門						
明和8	1771	12	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門	繁治	郡藏	源五右衛門	小平(純)8(2)
安永4	1775	3	市郎左衛門	八左衛門	良右衛門	繁治	郡藏	善右衛門	区有 A2-23
安永5	1776								
安永6	1777	3	市郎左衛門	良右衛門	繁次	郡藏	市郎右衛門	友右衛門	区有 A2-25
安永9	1780	4.14	栄七	市郎右衛門	繁治	郡藏	善右衛門	惣八	町田 842-1
安永10	1781	3	栄七	繁治	郡藏	市郎右衛門	善右衛門	惣八	区有 A2-29
天明4	1784	3	栄七	繁治	郡藏	市郎右衛門	善右衛門	甚五右衛門	区有 A2-30
天明5	1785	8	栄七	郡藏	繁治	市郎右衛門	善右衛門		小平(純)14
天明6	1786	3	栄七	繁治	郡藏	市郎右衛門	専右衛門	所右衛門	区有 A2-33
天明7	1787								
天明8	1788	3	栄七	繁治	郡藏	市郎右衛門	専右衛門	所右衛門	区有 A2-35
寛政元	1789	3	栄七	繁治	郡藏	市郎右衛門	専右衛門	八左衛門	区有 A2-36
寛政2	1790	3	健治	繁次	郡藏	三郎右衛門	専右衛門	八左衛門	区有 A2-37
寛政3	1791	1	健治						小平(純)8(3)
寛政4	1792	3	健治	繁治	郡藏	専右衛門	熊之助	八左衛門	区有 A2-38
寛政5	1793								
寛政6	1794								
寛政7	1795	3	政之丞	郡藏	甚左衛門	専右衛門	由五郎	和吉	区有 A2-39
寛政8	1796								
寛政9	1797	3	政之丞	郡藏	専右衛門	弥左衛門	勝三郎	為右衛門	町田 6
寛政10	1798	4.13	政之丞						区有 A3-263
寛政11	1799	3	政之丞	郡藏	弥左衛門	勝次郎	勘藏	八左衛門	区有 A2-43
寛政12	1800	3	市左衛門	郡藏	弥左衛門	初右衛門	勘藏	八左衛門	区有 A2-44

享和元	1801	3.7	市左衛門	郡藏	弥左衛門	初右衛門	勘藏	八左衛門	八左衛門	区有 A2-47
享和2	1802	6	市左衛門	初右衛門	勘藏	八左衛門	善九郎	善九郎	伝之助	町田 722-10
享和3	1803	11	市左衛門	初右衛門	勘藏	八左衛門	善九郎	善九郎	伝之助・忠次	町田 722-1-4
享和4	1804	1	市左衛門	初右衛門	勘藏	八左衛門	善九郎	善九郎	伝之助・忠治	町田 722-1-5
文化2	1805	3	市左衛門	勘藏	八左衛門	善九郎	伝之助	所五兵衛	七左衛門	町田 722-1-6
文化3	1806	7	市左衛門	八左衛門	傳之助	良右衛門	善三郎	七左衛門	七左衛門	町田 198
文化4	1807	9	市左衛門	八左衛門	良右衛門	善三郎	重藏	七左衛門	七左衛門	町田 1049-5
文化5	1808	9	市左衛門	八左衛門	良右衛門	善三郎	重藏	七左衛門	七左衛門	町田 131
文化6	1809	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	重藏	善九郎	惣四郎	惣四郎	区有 A2-52
文化7	1810	6	市左衛門	傳之介	良右衛門	善九郎	宗四郎	茂兵衛	茂兵衛	町田 717
文化8	1811	3.6	市左衛門	傳之助	良右衛門	善九郎	惣四郎	茂兵衛	茂兵衛	区有 A2-56
文化9	1812	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	善九郎	惣四郎			区有 A2-60 (ほか)
文化10	1813	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	善九郎	惣四郎	万藏	万藏	区有 A2-61
文化11	1814	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	善九郎	惣四郎	万藏	万藏	区有 A2-63
文化12	1815	12	市左衛門	傳之助	良右衛門	仙右衛門	善九郎	松藏	松藏	町田 565
文化13	1816	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	松藏	松藏	区有 A2-71
文化14	1817	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	松藏	松藏	区有 A2-75-76
文化15	1818	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	清兵衛	清兵衛	区有 A2-78
文政2	1819	2	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	清兵衛	清兵衛	町田 184
文政3	1820	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	清兵衛	清兵衛	区有 A2-85
文政4	1821	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	仲右衛門	仲右衛門	区有 A2-87
文政5	1822	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	仲右衛門	仲右衛門	区有 A2-88,-89
文政6	1823	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	仙右衛門	善九郎	仲右衛門	仲右衛門	区有 A2-90
文政7	1824	3	市左衛門	傳之助	良右衛門	専右衛門	善九郎	常次郎	常次郎	区有 A2-92
文政8	1825	3	市右衛門	良右衛門	専右衛門	善九郎	庄左衛門	常次郎	常次郎	区有 A2-94
文政9	1826	3	市右衛門	良右衛門	専右衛門	善九郎	庄左衛門	常次郎	常次郎	区有 A2-96
文政10	1827	3	市右衛門	良右衛門	専右衛門	善九郎	庄左衛門	万右衛門	万右衛門	区有 A2-98,-99
文政11	1828	3	市右衛門	良右衛門	専右衛門	善九郎	庄左衛門	万右衛門	万右衛門	区有 A2-100 (ほか)
文政12	1829	3	市右衛門	良右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	万右衛門	万右衛門	区有 A2-102
文政13	1830	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	万右衛門	金兵衛	金兵衛	区有 A2-104
天保2	1831	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	万右衛門	金兵衛	金兵衛	区有 A2-106
天保3	1832	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	万右衛門	金兵衛	金兵衛	区有 A2-109
天保4	1833	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	与左衛門	金兵衛	金兵衛	区有 A2-112
天保5	1834	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	与左衛門	良右衛門	良右衛門	区有 A2-115
天保6	1835	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	与左衛門	良右衛門	良右衛門	区有 A2-118
天保7	1836	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	与左衛門	良右衛門	良右衛門	区有 A2-123
天保8	1837	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	庄右衛門	与左衛門	良右衛門	良右衛門	区有 A2-124
天保9	1838	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	佐左衛門	与左衛門	留藏	留藏	区有 A2-127
天保10	1839	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	佐左衛門	与左衛門	留藏	留藏	区有 A2-130
天保11	1840	3	市右衛門	専右衛門	善九郎	佐左衛門	与左衛門	留藏	留藏	区有 A2-133
天保12	1841	3	市右衛門	専右衛門	佐左衛門	与左衛門	留藏	彦右衛門	彦右衛門	区有 A2-136
天保13	1842	3	市右衛門	専右衛門	佐左衛門	与左衛門	留藏	彦右衛門	彦右衛門	区有 A2-140
天保14	1843	3	市右衛門	専右衛門	佐左衛門	与左衛門	留藏	彦右衛門	彦右衛門	区有 A2-143
天保15	1844	3	市右衛門	佐左衛門	与左衛門	留藏	良右衛門	七左衛門	七左衛門	区有 A2-146
弘化2	1845	3	市右衛門	佐左衛門	与左衛門	留藏	良右衛門	七左衛門	七左衛門	区有 A2-149
弘化3	1846	3	市右衛門	佐左衛門	与左衛門	留藏	良右衛門	七左衛門	七左衛門	区有 A2-151 (ほか)
弘化4	1847	3	市右衛門	佐左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	七左衛門	七左衛門	区有 A2-153
嘉永元	1848	3	市右衛門	佐左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	七左衛門	七左衛門	区有 A2-155 (ほか)
嘉永2	1849	5	市右衛門	與左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	専三郎	専三郎	町田 819-4 (ほか)
嘉永3	1850	3	市右衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	専三郎	専三郎	区有 A2-159
嘉永4	1851	3	市右衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	専三郎	専三郎	区有 A2-161
嘉永5	1852	3	市右衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	専三郎	専三郎	区有 A2-163
嘉永6	1853	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	為右衛門	為右衛門	区有 A2-166
嘉永7	1854	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	為右衛門	為右衛門	区有 A2-169
嘉永8	1855	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	為右衛門	為右衛門	区有 A2-172
安政2	1856	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	清兵衛	区有 A2-175
安政3	1856	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	清兵衛	区有 A2-175
安政4	1857	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	清兵衛	区有 A2-178

安政5	1858	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	区有 A2-183
安政6	1859	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	区有 A2-184
安政7	1860	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	区有 A2-187
万延2	1861	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	区有 A2-190
文久2	1862	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	良右衛門	彦右衛門	清兵衛	区有 A2-193
文久2	1862	9	市左衛門	与左衛門	市太夫	彦右衛門	七左衛門	仙右衛門	町田 608
文久3	1863	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	彦右衛門	七左衛門	仙右衛門	区有 A2-195
文久4	1864	3	市左衛門	与左衛門	市太夫	彦右衛門	七左衛門	仙右衛門	区有 A2-198
元治2	1865	3	市左衛門	直次	市太夫	彦右衛門	七左衛門	仙右衛門	区有 A2-201
慶応2	1866	3	市左衛門	直次	市太夫	彦右衛門	七左衛門	仙右衛門	区有 A2-204
慶応3	1867	3	政之丞	直次	市太夫	彦右衛門	七左衛門	文右衛門	区有 A2-207
慶応4	1868	3	政之丞	市太夫	彦右衛門	七左衛門	清兵衛	健六	区有 A2-210
明治2	1869	3	政之丞	市太夫	彦右衛門	清兵衛	千代次	健六	区有 A2-214
明治3	1870	3	政之丞	市太夫	彦右衛門	清兵衛	良右衛門	健六	区有 A2-216
明治4	1871	3	八郎	市太夫	彦右衛門	清兵衛	良右衛門	健六	区有 A2-218
明治4	1871	12	小平八郎	町田彦右衛門	町田清兵衛	町田良右衛門	山浦健六	山浦儀助	区有 B45
明治5	1872	1	小平八郎	町田彦右衛門	町田清兵衛	町田良右衛門	山浦健六	山浦儀助	町田 7

注)

1. 村役人の各人名の出典は、解題・関連資料で示したように資料名称を略記し資料番号を記した。
2. 肩書に特記する事柄があれば人名に続けて 0 内に記した。
3. 町田家の当主等が就任している場合、人名を点線の四角で囲んだ。
td>
4. 「名主」は、寛政初年頃までしばしば「庄屋」の肩書が用いられていた。
5. 「百姓代」は、享保 19 年までは「御百姓惣代」「惣百姓代」の肩書が用いられていた。

表 6. 御馬寄村公職一覧 (抄)

佐久郡第九区			副区長	戸長	副戸長	百姓代	その他	出典
明治5	1872	10	小平八郎	小平八郎	町田良右衛門 山浦健六 町田清兵衛	町田武左衛門 町田佐太郎	第九区区长・地券見廻り:木内源太	町田 33
明治6	1873	3	箕輪鼎	小平八郎	町田良右衛門 山浦健六 町田清兵衛	町田武左衛門 町田佐太郎		町田 40,52 ほか
明治7	1874	1.~7.		小平八郎	町田良右衛門 山浦健六 町田清兵衛	町田武左衛門 町田佐太郎		町田 31,39 ほか
第四大区六小区			戸長	村用掛/用掛	村代議人/代議人	その他	出典	
明治7	1874	11.~	依田源四郎		町田佐太郎	下調人: 町田長四郎	区有 B68 ほか	
明治8	1875	1.~7.	依田源四郎	町田良右衛門	町田美和治	下調人: 町田武左衛門	区有 B69 ほか	
明治8	1875	10	依田源四郎	町田良右衛門	町田美和次 町田佐太郎 山浦七左衛門		町田 618	
明治9	1876	3	依田源四郎	町田良右衛門			町田 620 ほか	
				町田仙右衛門				
北第七大区五小区			副戸長	村用掛/用掛	村代議人/代議人	その他	出典	
明治10	1877	2	依田源四郎	町田良右衛門	町田佐太郎		町田 621	
明治10	1877	9	依田源四郎	町田美和次	町田儀作 町田利助	惣代: 町田良右衛門 町田仙右衛門 町田佐太郎	町田 98	
明治12	1879	5	依田仙右衛門 依田源四郎	山浦一助 山浦一助	町田豊次郎 町田甚太郎 町田長四郎 山浦為太郎	惣代: 町田良右衛門 町田仙右衛門 町田佐太郎	『長野県町村誌』東信篇	
明治12	1879	6	戸長		町田良右衛門		町田 705 ほか	
明治13	1880				町田良右衛門		町田 836 ほか	
明治14	1881	~10.11			町田良右衛門		町田 990 ほか	
明治16	1883	12			町田甚太郎		町田 1030 ほか	
明治17	1884				町田甚太郎		町田 923 ほか	
明治18	1885	4.~	北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長		平嘉省三		町田 924 ほか	
明治19	1886	12.~			岡部弾二		町田 925 ほか	

注) 出典の表示は表 5 にならった。ただし公開の図書資料は番名のみ示した。また、町田家当主等の就任は、人名に下線を付して示した。

1.戸籍区前

(シリーズ記述)

ここには、戸籍区設置前(主として江戸時代)の時期で、はじめ町田家の者によって作成・管理されたかどうか不明ながら、御馬寄村に関する内容であることは間違いない分を配列した。本項目のさらに下位の項目は村の記録等の発生契機として考えられる要素から仮設するものとし、その要素は本項目下の資料の存在状況と当村の村明細帳の記載事項を参考にした。なお、戸籍法が制定された明治4年(1871)や名主等が廃された明治5年をもって厳密に時期を区分するのではなく、名主等で表現されている資料は本項目下へ収めている。

1.領主

1.村指出

143

天和貳壬戌年 七月廿八日 信州小諸領御馬寄村指出シ 上々帳 下書(「拾五ヶ年免相書上」とも)。

天和2年壬戌7月28日。差出:信濃国佐久郡御馬寄村 庄や 三左衛門, 組頭 佐左衛門, 同 庄兵衛, 組頭 茂兵衛, 同 伊右衛門, 同 市兵衛, 御百姓惣代 仁兵衛。受取:小嶋弥市右衛門様, 内海四郎左衛門様, 大山権九郎様, 白井九兵衛様。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

144

元禄十五壬申年 十二月 信州佐久郡御馬寄村指出[帳] 貳百七十九斗壹外四合。

元禄15壬申年極月。差出:[御馬寄村庄屋]三左衛門, 同所組頭 長左衛門, 源左衛門, 庄兵衛, 市兵衛。受取:加川八之丞様, 山本弥兵衛様, 本間甚五左衛門様, 室加戸左衛門様。

1冊。 堅美(かぶせ綴)。

原本下部欠損, 裏打・綴修復(原本を使用した復元文書)。標題は, 裏表紙へ編綴された原表紙より。表紙・本文中に後筆(朱筆・ペン)の貼紙。

145

「天保十五辰年二月」明細調帳「御馬寄村」(御公儀様明細御取調二付書上)。

天保15辰年2月。作成:信州佐久郡御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 佐左衛門, 百姓代 七左衛門。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

標題「」内後筆(ペン)。下書き。

2.御触等

151

延享四年 卯三月廿三日 御触書之写(薪・材木等付届駄賃ほか近年村々困窮のため手当申付, 先年条目遵守・博奕禁ほか御触書の請書)。

(延享4年)卯3月23日。作成:科兵衛(印)[ほか]77名連印7名連署。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙朱筆「1」。

155

文化三年 寅七月日 御公儀様より御触書写 御馬寄村(浪人その他への合力禁止, 請書とも)。

文化3年6月。作成:御役所;小諸役所;役元。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙朱筆「5」「林」, 裏表紙朱筆「林」。

642

(近来無宿ども長脇指・鉄砲を所持し狼藉につき以来右体の者死罪重科の旨公儀仰せ出され領内にても右体の者押え置き訴出るべき旨触書写)。

文政10亥年7月。作成:小諸 役所。

1通。 堅綴紙。

端裏朱筆「8」, 同ペン「文政十亥年七月 小諸御役所ヨリ被仰出書付写」。本文にペンで書き込み。横長帳面様に折られたみ。

163

天保二辛卯年 三月 御支配様御廻村之上 被仰渡候御書付一統請印帳 御馬寄村。

(天保2年)卯3月18日。差出:惣役人, 寺社, 惣百姓。受取:長沼五郎蔵様。

1冊(2冊のうち)。 堅半(二ツ綴)。

164と紙綴り紐で一括。表紙朱筆「11」。

167

「天保八酉年十月」御取締御書付「宥通」 御家中江被仰渡候御書付「宥通」 御足輕以下へ被仰渡候御書付「宥通」 廻札 附組合村議定書「宥通」(御家中江被仰渡候御書付他綴)。

(天保8年)酉10月。差出:御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 専右衛門, 同 善九郎, 同 佐左衛門, 同 与左衛門, 百姓代 良右衛門。受取:御支配様。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

表紙に貼紙(「」内)あり, 貼紙下「寛政度被仰出候御書付」。もと前欠のところ文を補う。

168

天保八丁酉十月 御取締條約之覚 東西村々一同。

天保8年10月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙に朱筆「13」.

169

「天保八酉年十月」御取締御書付 宍通 御家中`より`被仰出候御書付 宍通 御足輕以下江被仰渡御書付 宍通 御廻札 宍通.

(天保8年)酉10月. 差出:御役所. 受取:川西 大久保村初 三十六ヶ村 右村々 名主中.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙に朱筆「12」. 「」内は表紙へペン書き. 本帳の各文書開始位置に見出し附箋.

872

[寅正月生糸取締方触廻状写]松平周防守殿御渡し候御書付写(生糸売捌方につき触)・水野和泉守殿御渡候御書付写(生糸取締方改印開始につき触).

(慶応2)寅2月15日(仁左衛門の順達依頼記載の年代より). 作成:(御役所);役元:仁左衛門.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙なし. 綴部に題簽様の横切紙貼付,「慶応二寅年 二月 生糸売捌取締書」(後筆・ペンカ).

1359-69

[廻状写カ](役人へ宿村内案内すべき旨. また並木ある宿村並木の分差出の旨申達).

辰10月14日巳中刻出ス. 差出:御普請役 大嶋東一郎, 古部元次郎, 渡邊宇一郎. 受取:中山道 浦和宿より下諏訪宿迄 私領往還附 右宿村々役人中.

1通. 横切継紙.

前欠カ.

1139-187(29)

(御廻米・郷中倣等についての代官所からの通達写等書付).

1通(綴31通のうち). 横折紙.

3.諸書上・書留

70

宝暦十三年 壬午四月`より`御用向書上之扣 庄屋 三左衛門.(附)御尋二付書付を以奉申上候御事(村々中馬往來の開始・停止の時期・理由等書付指上げの仰渡しにつき当村中馬はないが倉ヶ野宿外へ米穀外商荷物附送り等作間稼ぎはある旨).

宝暦10年4月~天明3年5月.(附)年号月(挟込み位置から宝暦13年頃カ). 差出:(附)平賀村名主 一, 与頭一. 受取:(附)平賀 御役所.

1冊(附1通とも). 堅半(二ツ綴).

31~32丁目間に堅紙1通(附). 年代範囲下限は本帳末尾年代記載より. 附端裏「平賀辺ニ而書上候由」.

384

文化十二亥年十二月 久離帳外人并他参奉公人書上帳 御馬寄村.

文化12年11月. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 傳之助, 同断 良右衛門, 同断 仙右衛門, 同断 善九郎, 百姓代 松蔵. 受取:須藤曾太夫様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆「2」.

44

文政八酉四月二日三日兩日改 下縣境`より`桑山境迄川辺通間敷改帳 御馬寄村.

文政8年4月2日・3日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆「4ノ一」(後筆,「一」の部分は「〇」を訂正し右脇に記載).

465

文政十一子年五月 御尋二付書上 御馬寄村(分郷駒寄百姓常吉家内耕作第一出精).

文政11子年5月. 差出:御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 良右衛門, 百姓代 万右衛門. 受取:須藤曾太夫様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙全面に貼紙「文政十一子年五月 百姓常吉耕作出精書上」(ペン).

643

乍恐以口上書奉申上候(組合伊三郎女房けい巽姑・実父母老養孝行につき).

天保6年末正月. 差出:組合惣代 富右衛門. 受取:御役元様.

1通. 堅継紙.

端裏「駒寄伊三郎女房書物」, 同後筆「天保六年親孝行」(ペン).

16

天保十五辰年 十月 往還並木御見分 御尋二付書上帳 御馬寄村.

天保15辰年10月. 作成:牧野遠江守領分 信濃国佐久郡 御馬寄村 名主 市右衛門(印), 組頭 佐左衛門(印), 百姓代 七左衛門(印).

1冊. 堅半(かぶせ綴).

389

[安政六未年二月御馬寄村油菜畑書上]覚(油菜面積作人取調).

安政6未年2月. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門. 受取:早川健太夫様, 須藤徳左衛門様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙は後筆(ペン), 後に付され合綴されたもの. 下書カ.

371

慶応四辰年 八月 御用書留 栄左衛門・彦右衛門.

慶応4年8月~9月.

1冊. 堅半(二ツ綴).

表紙右上朱筆「林」, 同左上朱筆「19の二」, 裏表紙左上朱筆「林」.

236

明治三庚午年 九月 往還丁数書上帳 御馬寄村扣.

明治3庚午年9月. 差出:御馬寄村 名主 政之丞, 組頭 市太夫, 百姓代 健六. 受取:民政 御役所.

1冊. 堅半(二ツ綴).

裏見返しに「午九月十五日御月番御支配早川善哉様へ差上申候、出役名主 政之丞」.

27

明治四辛未年 十二月 百姓屋鋪御歩面取調「書上」帳御馬寄村.

明治4辛未年12月. 差出:御馬寄村 百姓代 山浦儀助, 組頭 山浦健六, 同 町田良右衛門, 同 町田清兵衛, 同 町田彦右衛門, 名主 小平八郎. 受取:元小諸県御役所.

1冊. 横長半(一ツ綴).

標題「」内は挿入訂正. 本文中附箋多数. 控, 末尾に「右之通相認未十二月七(訂正前「九」)日美笠紙堅帳袋綴にいたし差上候」.

4.取締

1110

(1)覚(御種貸利初上納・諸御礼事廻勤ほか御儉約御取締御書付);(2)覚(年番入代, 別紙御書付につき廻達).

(1)(文化12年)亥9月;(2)亥9月28日. 差出:代官所. 受取:右村々 名主中.

1通. 横美切継紙.

本紙端に後筆(ペン書き)の表紙(横折紙)が一ツ綴に付されている.(2)文中の別紙が(1).

158

文化十二乙年 亥十二月 御取締二付村中組分ヶ軒別印形帳 御馬寄村.

文化12年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆「7」.

1390-44

一札之事(傳五右衛門店借の者御尋ねにつき).

文政12丑年9月8日. 差出:御馬寄村店主 傳五右衛門, 同所名主 市右衛門. 受取:使 傳次郎殿.

1通. 堅紙.

裏「右店借り者は清吉と申もの之よし, 使傳次郎殿よりも相断遣申候」.

1388-7(26)

(火付盗賊改による盗賊僉議につき違書写, 三之助一件).

丑9月8日.

1通. 横美切継紙.

裏に巻込みの横美切継紙1点.

1388-7(27)

(火付盗賊改による盗賊僉議につき違書写, 盗賊三之助一件).

丑9月8日.

1通. 横美切継紙.

1390-48

一札之事(店借の者御用向御尋につき).

丑9月8日. 差出:御馬寄村店主傳五右衛門, 同所店

主市右衛門. 受取:使 傳次郎殿.

1通. 横切継紙.

1202-9-26

覚(御廻村相済み惣百姓御呼出し15才より60才までの人名書上, および取締り仰付けの旨覚).

巳2月28日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

右端一ツ目穴に紙継り片.

4.取締○博奕

161

文政十亥年 八月二日 博奕停止申付一統請印帳 御馬寄村役元.

(文政10年)亥8月2日. 作成:大圓寺(印)[ほか2寺], 市右衛門(印), 良右衛門(印), 専右衛門(印), 善九郎(印), 庄右衛門(印), 万右衛門(印), 仲右衛門(印)[ほか111名連印1名爪印].

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆「9」.

162

文政十亥年 八月三日 博奕諸勝負取締請印帳 御馬寄村.

文政10亥年8月3日. 作成:常吉(印), 清五郎(印), 良蔵(印), 才吉(爪印), 継七(印)[ほか14名連印6名爪印].

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆「10」. 最末尾ペン書「(右)此覚書大切也」.

165

覚(須ヶ間原他日々場所取替え博奕につき九ヶ村談事のうえ耕作以外他出しないよう取計らうべき旨).

(天保3年)辰8月3日ばんより. 作成:(又左衛門ほか31名, 「内, 四人者商人」).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙なく綴部上に貼紙(ペン書き).

171

博奕并何事二よらず不埒之義仕候もの夫々郷法二取締候科附致候日記留 天保十四卯年正月より 小平作蔵扣;(附)(過料銭差引覚).

天保14年正月.

1冊(附1綴とも). 横長半(一ツ綴).

表紙~1丁目間に横長半1綴(附, 横折紙を端で貼付)挟込み.

176

博奕賭之諸勝負向後取締向儀定書 文久元酉年三月相濱村二おみて会合(「被仰渡二付議定書之事」)および相濱村名主議定書順達廻状の各写, 相濱村傳兵衛方にて取極).

(文久元年)3月12日;(議定書)文久元酉年3月;(相濱村名主廻状)3月13日. 差出:御改 仙右衛門;(議定書写)下縣村 名主 七郎兵衛[ほか11ヶ村役人連署];(相濱村名主廻状)相濱村 名主. 受取:(相濱村名主廻状)下縣村より御馬寄村迄拾貳ヶ村 右村々 御名主中様.

1冊 横長半(一ツ綴).

表紙に朱筆「18」.

824

被 仰渡二付鑑定書之事(控 博奕賭諸勝負組合村々にて取締り諸雑費高割につき 事出来の節は連印順に当番村を定め会合云々奥書とも).

文久元酉年3月. 作成:下縣村 名主 七郎兵衛, 竹田村 組頭 重右衛門[ほか10ヶ村名主・年寄・組頭ら連署], 右十ヶ村連印;(奥書)出役 市太夫.

1通 豎継紙

御馬寄村は与頭山右衛門が作成に署名. ほか差出村々:糠尾村・沓沢村・平井村・五郎兵衛新田・矢嶋村・八幡村・蓬田村・桑山村・御馬寄村・相濱村.

1139-161

(博奕をしていた者等の名前書上, 入布施瀧五郎方ほか).

1通 横美切継紙

5.廻村対応

1388-6(11)

(御支配様御廻村時の献立書付).

3月16日.

1通(綴20通のうち). 横美切継紙

1388-7(31)

口上(芦田宿長久宿泊幕府役人人数につき).

4月5日暮六ツ時. 差出:八幡宿問屋. 受取:御馬寄村御名主中様 急用事.

1通 横美切継紙

1388-6(9)

覚(御支配様御廻村入用につき金額・人名書付).

1通(綴20通のうち). 横折紙

1388-6(17)

大久保村賄書 献立(御吸物・御酒・さしみほか).

1通(綴20通のうち). 横美切継紙

1388-6(19)

(五作・徳右衛門御呼出し博奕御取調に際し大野金五左衛門様・小林喜蔵様廻村時の酒・肴代金書上).

1通(綴20通のうち). 横折紙

6.欠所

637

願書之事(普兵衛欠所畑屋敷仰せ付けにつき):(附)(表書の畑屋敷支配につき奥裏書).

宝永2乙酉年8月6日. 差出:御馬寄村 初右衛門(印), 同所庄屋 市右衛門(印), 同所組頭 源左衛門(印), 同八左衛門(印), 同 庄兵衛(印), 同 市兵衛(印), 惣百姓代 金兵衛(印);三宅平治右衛門(印), 宝加戸左衛門(印). 受取:宝加戸左衛門様, 三宅平治右衛門様, 御馬寄村初右衛門へ.

1通 豎美.

7.訴願

719

乍恐御訴詔申上候御事(当御繩入に際し小諸領惣百姓困窮につき15ヶ条).

延宝2年寅2月6日. 差出:御領分惣代筆執 中屋敷村名主 三郎右衛門. 受取:酒井日向守様御城代 成瀬弥五左衛門様, 御年寄衆 大原四郎兵衛様, 柵木善左衛門様, 御代官衆 岡庭武太夫殿, 木暮彦右衛門殿, 川端六右衛門殿.

1通 豎継紙

控または写カ.

8.拝借

383

享和二壬歳 戌正月改 御種借元附帳 御馬寄村(種拝借につき初俵数・人名書上).

享和2年正月;(末尾)年月日. 差出:名主, 組頭, 百姓代. 受取:御支配様 御名前様.

1冊 横長半(一ツ綴).

裏表紙破損. 標題も「…御種貸元…」とあり「貸」を訂正. 末尾記載のみ難読的記載.

945-1

御拝借仕金子之事(金30両).

文化12亥年4月. 差出:本町御拝借主伊左衛門(印), 同所証人彦八(印), 同所請人佐兵衛(印). 受取:御勘定所様.

1通 豎紙

945-2

御拝借金証文之事(国役御普請金5両).

文政7申年12月. 差出:御馬寄村名主市右衛門(印). 受取:江戸御勘定所様.

1通 豎紙

945-3

御拝借金証文之事(千曲川通国役御普請金見分諸入用金35両).

文政8酉年4月13日. 差出:塩名田宿名主彦兵衛, 組頭半左衛門, 百姓代権之助, 御馬寄村名主市右衛門, 組頭良右衛門, 百姓代常次郎. 受取:御役所様.

1通 豎紙

9.高札建替

641

乍恐以書付奉願上候(御高札立替のため見積り別紙横帳差上げ入用金拝借・年賦返納仰せ付けられたく):(附)(同請書控).

文政7申年5月;(奥裏)申6月7日. 差出:御馬寄村 三役 連印;(奥裏)御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 善九郎. 受取:須藤曾太夫様.

1通 豎紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版). 奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン). 奥裏に願通り仰せ

付け諸書控あり。

908-1(1)

「文政七年申五月 御高札建替入用金拝借願 裏書年賦拝借証文」(表紙)。

文政7年5月。

1枚。 堅折紙。

「(大東京文具商チエーン特製)」「10—20」茶色原稿用紙。ペン書き。

908-1(2)

乍恐以書付奉願上候(高札建替入用拝借につき、願通り仰付けられ上納の旨裏書とも)。

文政7年申5月。 差出:名主市左衛門(印)、組頭伝之助(印)、同断良右衛門(印)、同断専右衛門(印)、同断善九郎(印)、百姓代常次郎(印);(裏書)御馬寄村名主市左衛門(印)、組頭善九郎(印)。 受取:須藤曾太夫様。

1通。 堅継紙。

端裏下貼紙「町田文書」(孔版)、奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン書き)、-2以下《町田文書等貼紙》と略記。朱筆書き込み(後筆)。

908-1(3)

文政七申年 五月 御高札建替諸入用御願帳 御馬寄村(諸入用資材代金作料書上)。

文政7年申5月。 差出:御馬寄村名主市左衛門、組頭傳之助、同良右衛門、同専右衛門、同善九郎、百姓代常次郎。 受取:須藤曾太夫様。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

町田文書等貼紙(帳面下部表紙・裏表紙)。

908-2(1)

「明治元年辰十月 御高札建替入用金拝借願並二拝借年賦証文」(表紙)。

明治元年10月。

1枚。 堅折紙。

「(大東京文具商チエーン特製)」「10—20」茶色原稿用紙。ペン書き。

908-2(2)

乍恐以書付奉願上候(高札建替入用拝借願)。

明治元辰年10月。 差出:御馬寄村名主政之丞、組頭市太夫、同彦右衛門、同清兵衛、同千代次、百姓代伴六。 受取:小林伝左衛門様、須藤右門太様。

1通。 堅継紙。

町田文書等貼紙。

908-2(3)

乍恐以書付奉願上候(高札建替入用拝借願)。

明治元辰年12月。 差出:御馬寄村名主政之丞、組頭市太夫、同彦右衛門、同清兵衛、同千代次、百姓代伴六。 受取:石川鍊左衛門様、須藤右門太様。

1通。 堅紙。

町田文書等貼紙。

908-2(4)

明治元辰年 十月 御高札建替諸入用御願帳 御馬寄村。

明治元辰年10月。 差出:御馬寄村名主政之丞、組頭市太夫、同彦右衛門、同清兵衛、同千代次、百姓代伴六。 受取:小林伝左衛門様、須藤右門太様。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

町田文書等貼紙。

652

「明治元年辰十月 御高札建替小書付」。

[明治元年10月]。

[13点]。 [一括]。

標題は652-11の裏表紙のペン書きより。もと横長半の帳面である652-11裏表紙のペン書きのある部分を表に半折りし一括。

652-1

おほへ(板寸法覺)。

年。

1通。 堅切紙。

652-2

送り状(桐木、百七拾五番)。

差出:新三郎(印)。 受取:御馬寄御名主様。

1通。 堅切紙。

差出印文「信州 佐久 白田 (〇に上)大和屋」。

652-3

送り状(桐木、百八拾九番)。

差出:新三郎(印)。 受取:御馬寄御役元様。

1通。 堅切紙。

差出印文「信州 佐久 白田 (〇に上)大和屋」。

652-4

送り状(桐木、百八拾八番)。

差出:新三郎(印)。 受取:御馬寄宿御役元様。

1通。 堅切紙。

差出印文「信州 佐久 白田 (〇に上)大和屋」。

652-5

送り状(桐木、百八拾五番)。

差出:新三郎(印)。 受取:御馬寄宿御役元様。

1通。 堅切紙。

差出印文「信州 佐久 白田 (〇に上)大和屋」。

652-6

送り状(桐木、百六拾七番)。

11月24日。 差出:大和屋 新三郎(印)。 受取:御馬寄宿御役元様。

1通。 横美切継紙。

端裏下貼紙「町田文書」(孔版)、奥裏下貼紙「北佐久郡中津村大字御馬寄町田良一氏蔵」(ペン書き)、以下《町田文書等貼紙》と略記。 差出印文「信州 佐久 白田 (〇に上)大和屋」。

652-7

覚(川上桐直段)。

1通。 横折紙。

町田文書等貼紙。

652-8

[林屋市郎次書状](高札入用材荷物につき)。

11月10日;(封筒)霜月10日封。 差出:川端下村 林や

市郎次;(封筒表)川はけ村 林や市郎次(印). 受取:御馬寄村御名主・御役人衆中様;(封筒表)御馬寄宿ニ而御名主・役人衆中様.

1通. 堅紙(封筒入).

町田文書等貼紙. 封筒押印印文「信州 佐久川端下 (ヤマに市) 林屋」.

652-9

覚(柵代金受取).

丑正月. 差出:嶋田屋圃二郎(印). 受取:御馬寄宿御役元様.

1通. 横美切継紙

奥巻上ヶ部下町田文書等貼紙. 差出印文「信州 小諸 荒町 (入に一) 嶋圃」.

652-10

おほへ(飯料等覚).

1通. 横折紙

町田文書等貼紙

652-11

覚(高札材木代金支払等).

(明治元年辰10月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙後筆「明治元年辰十月 御高札建替小書付」(ペン).

652-12

覚(柵木寸法等).

作成:富木屋和平.

1通. 横折紙

652-13

覚(馬士駄賃).

1通. 横折紙

町田文書等貼紙

10.代官所

1118-1

[代官所令状](別紙のとおり拝借金利足日限に上納につき);(附)[御馬寄村市右衛門分拝借金利足書付](金2両1分2朱銭165文,元金30両,上納日限4月10日迄).

3月25日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村 名主中.

1通(附1通とも). 横切継紙(包紙入).

包み封包紙封メ右「与良町より村継早々可相届候」. 薄洗柿色の別紙(附)1通とも.

1118-2

[代官所申達状](別紙書付のとおり利足金銭上納につき);(附1)[御馬寄村市右衛門分利足書付](金2分2朱銭502文,元金7両1分,上納期限25日迄);(附2)[用件等書上](春勧化の義ほか).

11月18日.

3通. 横切紙

別紙(附1・2)は本紙に同包(本紙を包紙として使用). 本紙末尾に「望月町江之宅封序ニ可被相届候」とあり(附2と関連か).

1118-3

[代官所申達状](明二日八重原村堰の義で出張の旨,委細大久保村岩吉と出先で申し談じ,芦田村へ出向につき).

3月朔日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村 名主中.

1通. 横切継紙

封メ左「与良町より村継早々可相届候」. 差出・宛先は上ワ書より.

1118-4

[代官所申達状](八重原村堰の義により明日十二日御役所へ罷り出につき).

3月11日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村 名主中.

1通. 横切継紙

差出・宛先は上ワ書より.

1118-5

[代官所申達状](申達の儀があるので明日十六日御役所へ罷り出につき).

5月15日. 差出:代官所. 受取:塩名田宿・御馬寄村 問屋・名主中.

1通. 横切継紙

封メ左「与良町より村継早々可相届候」. 差出・宛先は上ワ書より.

1139-187(6)

[代官所達](村郷金帳封印のまま差出し方仰付け,百姓代・作場目付へも申通すべく).

12月14日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村名主・組頭中.

1通(綴31通のうち). 横美切紙

1359-47

[代官所差紙](百姓又左衛門・同親類組合一人づつ御用のため明後15日三役人一人づつ罷出る旨申達).

9月13日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村 名主中.

1通. 横切継紙

封メ左に「与良町より村次早々に相届候」.

1359-56

[代官所差紙](百姓又左衛門・組合親類一人づつ明日廿四日三役人にて町宿まで同道,宅へ着届の旨申達).

9月23日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村 名主中.

1通. 横切継紙

封メ左に「与良町より村次早々相届候」.

1384

[代官所より御馬寄村・山浦村名主中宛達書].

[3点(2通1綴,計13通)]. [一括].

-2は端を紙縫りで結び綴じ.

1384-1

[代官所差紙](山浦村清三郎・御馬寄村善九郎および両人各組合親類,明日印形持参のうえ罷出るべく).

4月21日. 差出:代官所. 受取:山浦村 名主中.

1通. 横美切継紙(包紙入).

包紙上ワ書「已上刻出ス急御用 本町より早速可相届候」.

1384-2

[代官所申達書ほか綴](御馬寄村百姓由右衛門・同親類共・村役人等につき)。

[4月24日ほか]。差出:[代官所]。受取:[御馬寄村名主中]。

1綴(11通)。綴(一ツ目結び綴じ)。

端を紙縫いで結び綴じ。1通のみ「山浦村名主中」宛。内容:市平入牢, 中原一件, 押込御免, 消兵衛・栄蔵買入米取計方など。

1384-3

[代官所差紙](山浦村百姓清三郎・御馬寄村与頭善九郎に申達す儀あるため御役所へ三役人同道で罷出るべく)。

7月10日。差出:代官所。受取:山浦村・御馬寄村各村々名主中;(上ワ書)山浦村・御馬寄村名主中。

1通。横美切継紙

11.諸交渉

1387-13

[久代三九郎書状]。

差出:日光御門久代三九郎。受取:信州御馬寄小平市左衛門様 要入用。

[4件]。[一括]。

もと包紙入カ, 包紙は上ワ書部分を切抜き, 全体はカビで汚損。

1387-13-1

覚(日光御門御用達並木基五右衛門を御泊めくだされたく)。

1通。横美切紙大。

後笹(ペン書き)書込み。

1387-13-2

内事(御屋敷様へ用立金願)。

差出:三九郎。受取:市左衛門様。

1通。横美切継紙

1387-13-3

楯内披(この書面, 御奉行様へ御内見のほか他見相成らざる旨, 本紙は御留守居様へ)。

1通。横美切紙

封印。標題は上ワ書より。

1387-13-4

(塩名田宿・御馬寄村間千曲川・依田川筋川除目論見覚書)。

1通。横美切継紙

端裏「今般御勘定所御尋ニ付御留守居様江 差出候調書」。

1387-14

[代官所差紙および久代三九郎書状ほか]。

差出:代官所。受取:塩名田村名主中。

[5件]。[包紙入一括]。

-14-1~-14-5は包紙で一括, 全体はカビで汚損, 包紙は破損。

包紙「与良町より村次早々可相届候」, 朱筆「未写」(後笹)。

1387-14-1

[封筒]。

差出:久代三九郎。受取:小平市左衛門様。

1通。封筒。

-14-1~-14-3は, もと-13と一括カ。

1387-14-2

[書状](見分につき留守居より差図があったので, 御奉行様へ伺うよう)。

3月7日。

1通。横美切継紙

-14-1(封筒)本紙カ。

1387-14-3

[久代三九郎書状](書中の内容, 御奉行様に御含み置く)。

3月15日。差出:久代三九郎。受取:小平市左衛門様。

1通。横美切継紙

奥追伸部分剥離, ほか封ノ部破損, 取扱注意。

1387-14-4

[差紙](明後日役所へ罷出るよう)。

10月8日。差出:代官所。受取:御馬寄村名主中。

1通。横美切継紙

1387-14-5

[差紙](川除願につき申達にて)。

3月18日。差出:代官所。受取:塩名田村・御馬寄村右村々名主中。

1通。横切継紙

本来-14包紙に入っていた本紙カ。

1387-15

[久代三九郎書状](川除普請につき御留守居様・御奉行所様へ御手入致し置いた件)。

12月朔日認;(包紙)12月3日発。差出:久代三九郎;(包紙)日光御門久代三九郎江戸浅草より。受取:小平市左衛門様;(包紙)中山道御馬寄小平市左衛門様・鈴木由五郎殿 急要用入。

1通。横美半折大(一ツ綴;包紙入)。

包紙破損。本文は書状様に折りたたみ, 包紙へペンで書込み。

1387-16

[久代三九郎書状](御見分役人出立日治定, 御奉行所へ御内伺の上, 差図を受けるよう)。

(酉ノ)3月22日。差出:久代三九郎。受取:彦兵衛様・市左衛門様;(上ワ書)丸山彦兵衛様・小平市左衛門様。

1通。横美切継紙

年代は後笹(ペン書き)貼紙により補う。

1387-17

[久代三九郎書状]。

差出:久代三九郎。受取:丸山彦兵衛様・小平市左衛門様。

1通。横切紙または横切継紙カ(包紙入)。

破損汚損により開披不可, 取扱注意。

1387-18

[久代三九郎書状](川除普請につき御留守居様より勘

定奉行所へ書面持参の件).

12月3日認. 差出:久代;(包紙)久代三九郎. 受取:小平様;(包紙)小平市左衛門様 急用事入.

1通. 横美切継紙(包紙入).

カビにより汚損.

1387-59

[塩名田宿新左衛門他一名書状案](下書, 浅草三九郎様より貸金残金につき).

正月18日. 差出:塩名田宿新左衛門, 御馬寄村市右衛門. 受取:牧野様.

1通. 横切継紙.

1387-61

[牧野部書状](浅草三九郎死去, 手入金・借財始末につき).

2月17日. 差出:蒨;(封筒)江戸屋敷より牧野蒨. 受取:市左衛門殿・新座右衛門殿;(封筒)[塩名]田宿新左衛門殿・[御馬]寄村市左衛門殿 内用.

1通. 横切継紙(封筒入).

封筒破損.

1387-62-1

[牧野部書状](浅草久代三九郎死去, 国役御普請手入・借財始末につき).

極月10日. 差出:牧野蒨. 受取:塩名田宿新左衛門殿・市左衛門殿.

1通. 横切継紙.

包紙とも(-1~3入).

1387-62-2

拝借仕金子之事(写, 金30両, 所持境内茶店弁天下喜太郎名請見世等引当).

文政7申年12月. 差出:請人御馬寄村名主市左衛門 拝借人久代三九郎印. 受取:牧野蒨様・足立文太夫様・本間又兵衛様.

1通. 堅紙.

1387-62-3

[牧野部書状](浅草三九郎死去につき相談頼み上げ).

12月10日. 差出:牧野蒨. 受取:御馬寄村市左衛門殿・塩名田宿新左衛門殿.

1通. 横切紙.

1387-63

[塩名田村彦兵衛他一名書状案](下書, 久代三九郎死去, 拝借金手当難渋につき).

戊辰4月20日. 差出:塩名田村彦兵衛, 御馬寄村名主市右衛門. 受取:牧野蒨様.

1通. 堅紙.

1387-67

[肴屋長五郎他一名書状](論所地改手附柴田郡平ら当地出向の旨).

(包紙)閏正月23日出;(本紙)閏正月. 差出:(包紙)江戸湯島天神門前町より, 肴屋長五郎, 尾張屋新六. 受取:(包紙)牧野遠江守様御領分信州佐久郡御馬寄村

名主市右衛門様・組頭佐左衛門様.

1通. 横切紙(包紙入).

包紙破損.

1387-69

[肴屋長五郎他一名書状](御筆役御兩人様其表に出立につき).

閏正月23日. 差出:肴屋長五郎, 尾張や新六. 受取:名主市右衛門様・組頭佐左衛門様.

1通. 横切継紙.

12.一般

175

安政四丁巳四月五日塩名田二おみて写之 御比奈形二而御請書之写三冊 御馬寄村扣.

安政4年4月.

1冊. 堅半(かぶせ綴).

裏表紙後ろに堅折紙1枚ひねり綴で綴込み. 本来の裏表紙の記載「信州佐久郡 御馬寄村 組頭 良右衛門扣」上に貼紙.

1388-8

(「御目付御両所」ほかへの金銭書付および「山岸岡右衛門様」ほか人名書付).

(近世).

2通. 横折紙・小切紙.

1387-85

[須藤曾太夫書状](買入粗払米見合せにつき).

8月9日. 差出:須藤曾太夫. 受取:御馬寄村市右衛門殿.

1通. 横切紙.

1388-7(21)

(小諸藩役人へ御窺の事項等覚).

1通. 横美切紙.

1388-7(23)

覚(藩役人へ伺の事項, 献物等).

1通. 横美切継紙.

2.土地

1.検地・石高改ほか

3

寛文十年庚戌八月廿二日 信州佐久郡御馬寄村 本田畑御繩打帳写.

寛文10年庚戌8月22日. 作成:下田勘右衛門・石川権左衛門・堀安太夫, 竿取 新兵衛・弥次右衛門.

1冊. 堅美大(四ツ目綴).

見返し右下「名主 市右衛門代写之」. 本文附箋多数.

4

寛文十年庚戌八月廿二日 信州佐久郡御馬寄村 古新田畑御繩打帳写 名主市右衛門代 写之.

(寛文10年)戌8月22日.

1冊. 堅美大(四ツ目綴).

107

寛文拾年 戊ノ九月四日ニ此帳出申候 新水帳石寄之覚 御馬寄村 町田太兵衛(略押).

寛文10年9月4日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙に「新古開も此内ニ御座候」。裏表紙に小諸領御奉行衆の名前等記載.

109

[石高改] 御馬寄村 太兵衛.

(寛文年間カ).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表題欠. 表紙上部綴付近に「済」. 107下書カ.

111

延宝三年 卯正月十一日 石高覚.(裏表紙)かみかす六丁 伊勢五太力菩提 御馬寄村 町田太兵衛(略押).

延宝3年正月11日(～元禄9年). 作成:御馬寄村 町田太兵衛.

1冊. 横半半折(綴葉装二ツ綴).

汚損.

110

天和武年 戊ノ正月吉日 石高覚.(裏表紙)かミ[数五(カ)]丁 伊勢五太力菩提 御馬寄村 町田太兵衛.

天和2年正月吉日.

1冊. 横半半折(列帖装三ツ穴綴).

表紙に屋敷高等の記載あるも, かすれ難読. 1丁目半分(1～2頁)・3丁目半分(9～10頁)・4丁目半分(11～12頁)破り取り.

231

元禄四年 かのとの 未ノ五月十四日ニ写之者也 五郎兵衛新田改帳 御馬寄村 町田平内;(附)(隣村五郎兵衛新田開発時御馬寄村市郎右衛門開発地由来書).

(元禄4年5月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

本文に朱筆(後筆)書込み. 裏表紙後に横折紙(「10×20」原稿用紙裏面)1枚(附)をひねり綴で結付け.

69

元禄拾六年 未ノ七月 田畑新古開畝歩石寄帳 御馬寄村 町田八左衛門.

元禄16年7月.

1冊. 堅半(四ツ目綴, 不完全).

汚損, 破損.

122

慶応三丁卯年 十一月改 本古新田畑石高帳 御馬寄村 役元.

慶応3年11月.

1冊. 横長美(下ヶニツ目綴).

大判.

2.質売地買

996-1

質置二譲り渡申畑証文之事(名所新兵衛在家本上畑1畝6歩ほか2筆川ばた新下畑12歩・代金4両1分永132文, 去申御年貢御未進につき, 書面相違ない旨奥

書とも).

安永6丁酉年2月. 差出:畑売主 清右衛門(印), 請人 十蔵(印), 同断 郡蔵(印);(奥書)名主 市郎左衛門(印). 受取:五郎次殿.

1通. 堅美.

端裏下「清左衛門」.

1022

売渡申林証文之事(所持の平井村分名所土手の外ほか林計7筆, 代金7両).

文久2年戊2月. 差出:塩名田村売主 丈右衛門(印), 同断 五六(印), 同断 四郎治(印), 平井村請人 弥作(印), 同 藤右衛門(印);(奥書)平井村名主 弥市(印).

受取:御馬寄村 彦助殿, 甚右衛門殿.

1通. 堅継紙.

3.駒寄川原開発

1111

[駒寄川原開発一件書類].

天保15年5月.

[3通. [一括].

1111-1

為取替申一札之事(駒寄川原田畑への用水として下縣村金龍寺境内千曲川縁を掘抜き同村宇倉瀬の組頭五左衛門所持地を水揚場とする際に両所地主へ地代の初を差出すことを対談し承知につき).

文政6 癸未年正月. 差出:佐久郡下縣村 名主 所左衛門, 組頭 大次郎, 同 善兵衛, 同 五左衛門, 同 四郎次, 同 吉次郎, 百姓代 茂太夫. 受取:同郡御馬寄村 御名主・御役人衆中.

1通. 堅継紙.

端裏上朱筆「3」(「4」を抹消), また端裏ペン書き「文政六年正月為取替」.

1111-2

覚(御川除下郷地・御川除漬地坪数等勘定ほか改め・境引きにつき書付).

(嘉永6 丑9月11日以後).

1通. 横折紙.

1111-3

[絵図](駒寄川原測量略絵図).

1枚. 堅紙.

1388-4(10)

覚(下縣村との議定書取替し方につき日記).

(未正月11日～19日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

3.年貢諸役

43

文化十三丙子年 十月朔日 年々御納所買目小廻シ附名主 市左衛門扣.

(文化13)子10月朔日～(明治4)未年10月18日. 作

成: (「中山四郎兵衛」「穀取御出役 柳澤安蔵」など各年藩役人)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

626

[年貢皆済目録写]。

[文政2~明治4年]。

[5通]。[一括]。

626-1

卯之御年貢粗皆済納目録

文政2卯年10月。差出:御馬寄村名主市右衛門, 組頭傳之助, 同断良右衛門, 同断仙右衛門, 同断善九郎, 同断清兵衛。受取:須藤曾太夫様。

1通. 堅継紙

破損. 内容は「御免定辻」記載のほか奥文言のみ。

626-2

申之御年貢粗皆済納目録

作成:三役。

1通. 堅継紙

破損. 「奥文言例年之通」につき略。

626-3

天保四巳年皆済目録

天保4巳年11月。差出:御馬寄村三役連印。受取:長沼五郎蔵様。

1通. 横美切継紙

626-4

明治四年十一月辛未御年貢納皆済目録 御馬寄村扣。

明治4辛未年11月。差出:当御支配所御馬寄村 百姓代山浦儀助, 組頭山浦健六, 同町田良右衛門, 同町田清兵衛, 同町田彦右衛門, 名主小平八郎。受取:小諸県御役所。

1冊. 堅半(二ツ綴)。

綴は, 捻ってあるだけ。

626-5

午之御年貢納皆済目録

明治3庚午年11月。差出:御馬寄村名主政之丞, 組頭市太夫, 同彦右衛門, 同清兵衛, 同良右衛門, 百姓代健六。受取:会計御役所様。

1通. 堅継紙

1380

[御年貢粗皆済納目録]。

文政4年11月~文政12年11月(文政7・8年欠)。作成:御馬寄村 三役。

1綴. 横長半(一ツ目結び目止め綴じ)。

6年分の納目録を下から順に綴ったもの。

42

文政十三寅年 年々御年貢納皆済目録

文政13寅年11月~明治4年。差出:(御馬寄村 三役人)。受取:(「長沼五郎蔵」「八木六兵衛」など[各年]藩役人;明治3年は「会計御役所様」, 同4年は「小諸県

御役所」)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

1382

[初請取賞]。

[天保8年2月]。

[3通]。[一括]。

折りたたまれて一括。

1382-1

覚(初2俵23日預け置いたところ, このたび請取につき)。

天保8年酉2月27日。差出:小諸本町 庄屋 五右衛門(印), 百姓代 勘兵衛[印]。受取:御馬寄村 御名主 市右衛門殿。

1通. 堅紙

1382-2

覚(初2俵預り置きにつき)。

天保8年酉2月23日。差出:御馬寄村 名主 市右衛門。受取:本町 御名主 五右衛門殿, 御年寄 半左衛門殿。

1通. 堅紙

1382-3

覚(初2俵預り置きにつき)。

天保8年酉2月23日。差出:御馬寄村 名主 市右衛門(印)。受取:本町 御名主 五右衛門殿, 御年寄 半左衛門殿。

1通. 堅紙

137

天保十二丑年 十月 御城米四ツ割高帳 専右衛門。

天保12年10月(~明治2年2月)。

1冊. 横半半折(一ツ綴)。

1138-20

乍恐以書付奉願上候(初100俵金納願)。

文久元酉年11月。差出:御馬寄村三役人。受取:宮崎勝之進様, 早川健太夫様。

1通. 横折紙

1388-7(47)

(申年御年貢納入につき覚)。

(近世)。

1通. 横美切継紙

1388-4(7)

(小物成請取状)。

戊12月21日。差出:須藤曾太夫(印)。受取:右(御馬寄)村名主中。

1通. 横切継紙

1388-6(3)

(御馬寄村市右衛門が来5月20日まで以上納する金の利足書上)。

卯4月28日。

1通(綴20通のうち)。横美切紙

1137-220

(御年貢粉穀数書上).

1通. 小切紙.

1141-84

覚(起し本中田分米年貢粉, 消右衛門).

1通. 横切継紙.

1388-7(7)

来ル五月廿日迄二上納(元利金勘定覚).

受取:(御馬寄村 市右衛門).

1通. 横美切紙.

1388-7(17)

覚(寅年御蔵入初).

1通. 横美切継紙.

○引方

129

天明三卯年 御馬寄村当不作引方帳:(附)(御馬寄村粉数書上).

天明三卯年10月. 作成:横田茂右衛門(印), 宮原新五右衛門(印), 鈴木市郎兵衛(印), 高野多右衛門(印), 天野良助(印).

1冊(附1通とも). 横長美(一ツ綴).

綴目に結付けの横美切紙1通(附).

134

文化五辰年 十月 御馬寄村当小検見引方帳.

(文化5年)辰10月. 作成:須藤曾太夫(印), 菫澤東作[印], 吉田常之丞(印), 病氣 佐藤名左衛門, 轉格 稻垣貢.

1冊. 横長美(一ツ綴).

4.川・堤・池普請

204

[坪割付覚](各村ごと人足人数書上).

[文化3年(カ)7月21日~25日].

[1綴(3冊合綴)]. [横長半(一ツ目結び綴)].

表紙なし.

204(1)

七月廿一日坪割付覚.

(文化3年(カ)7月21日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

204(2)

七月廿三日坪割付覚.

(文化3年(カ)7月23日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

204(3)

七月廿五日坪割付覚.

(文化3年(カ)7月25日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

205

[池御普請人足高・御見分御出役等書上, 代官所申達廻

状写, 各村人足人数日数覚・坪割覚綴].

(文化3年寅7月).

1綴(2枚3冊合綴). 横長半(一ツ目結び綴).

304

文政十年 亥七月吉日 御小屋前大池普請入用帳 大久保村 茂右衛門・世話人 甚右衛門 小諸本町 扇屋忠七様(金銭請取あり).

文政10年7月;7月27日. 作成:甚右衛門.

1冊. 横長半(一ツ綴).

207

弘化三午年 六月 池御普請諸道具取集帳 御馬寄村.

弘化3年6月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

208

弘化三丙午年 八月三日始 池御普請・被下人足 東西着倒帳 御馬寄村 役元.

弘化3年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

209

弘化三丙午年 八月三日始 池御普請・郡中人足 川東村々元附 御馬寄村.

弘化3年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

210

弘化三丙午年 八月三日始 池御普請・村方出人足 遣方仕分帳 御馬寄村.

弘化3年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

211

弘化三丙午年 八月三日始 池御普請・被下人足 東西元附帳 御馬寄村;(附1)(品代金書付ほか金銭書上・差引書付覚);(附2)覚(米代金ほか書付);(附3)(池普請場絵図).

弘化3年8月.

1冊(附5点とも). 横長半(一ツ綴).

211と212は括り紐で一括. 11~12丁目間に, 横美切紙・横美切継紙・横折紙計3枚が折りたたまれ一括(附1), 横美切紙1通(附2)・堅紙1枚(附3)が折りたたまれ挟込み.

212

弘化四未年 八月二日始 池御普請・被下人足 東西元附帳 御馬寄村.

弘化4年8月.

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

本文各村の人足人数書上部分に「引」朱印磨印押印.

213

弘化四未年 十二月 池御普請諸入用払方帳 御馬寄村.

弘化4年12月.

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

213と214は括り紐で一括.

215

嘉永元申年 六月 池御普請諸人足帳 御馬寄村.

嘉永元年 6 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

216

嘉永元申年 八月五日始 池御普請東西着倒帳 御馬寄村.

嘉永元年 8 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

217

嘉永元申年 八月五日始 村々出人足坪割帳 加役扣.

嘉永元年 8 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

218

嘉永元申年 九月 御馬寄村・矢嶋村 池御普請入用仕分帳.

嘉永元年 9 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

214

嘉永元申年 十二月 池御普請諸入用払方帳 御馬寄村.

嘉永元年 12 月(12 月 14 日～西 6 月).

1 冊(2 冊のうち). 横長半(一ツ綴).

1137-230

[政之丞書状](上ノ平崖崩所の普請願が聞き入れられ残地所坪取調べ差上げるよう指示につき).

(慶応4)辰年9月22日. 差出:政之丞. 受取:千代次様.

1 通. 横綴紙

封入下に後筆「慶応四辰ノ九月」(町田静太筆).

206

村々不足人足覚, 川東村々出不足人足覚(村ごと人足人数書上).

7 月 28 日日迄之改.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

表紙なし.

1137-236

(掘抜破場の普請方法について).

1 通. 横綴紙

○川除御普請

846(1)

「諸国川々国役御普請二付御触達」(表紙).

文政 7 年申 9 月.

1 通. 堅紙

原稿用紙. 朱筆「2」.

846(2)

[水野出羽守御書付写](1.諸国川々御普請所自普請所の差別なく. 村々申合せ. 堤上置・服附等村方自普請いたすべき旨; 2.諸国川々国役普請につき).

(文政 7 年)申 9 月. 差出:(水野出羽守). 受取:大目附.

1 通. 横切綴紙

村政参考資料カ.

847

相定申一札之事(千曲川通田畑欠所欠崩国役御普請ケ所御見分役人御越につき賄入用等取究).

文政 8 酉 4 月 2 日. 差出:塩名田宿名主彦兵衛(印), 組頭庄之助(印), 百姓代権之助(印). 受取:御馬寄村御名主・御役人衆中.

1 通. 堅綴紙

221

文政八乙酉年十一月 川除御普請諸入用調帳 御馬寄村.

文政 8 年 11 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆「7」.

848

乍恐以書付奉願上候(田畑欠崩難洗につき国役御普請仕立願書).

安政 2 卯年 9 月. 差出:御馬寄村名主市左衛門(印), 組頭与左衛門(印), 同市太夫(印), 同良右衛門(印), 同彦右衛門(印), 百姓代清兵衛(印). 受取:御役所様.

1 通. 堅綴紙

853

[川御普請御役元へ差上げた書類].

作成:御馬寄村.

[1 綴(15 点)]. [綴(ひねり綴)].

(1)~(15)は, 端上を紙綴りでひねり綴一括.

853(1)

(基左衛門他人名書上).

2 枚. 小切紙・小折紙

853(2)

覚(案内人名書上).

(19 日).

1 通. 横美切紙

853(3)

覚(川普請合掌等用材代金).

差出:普請方. 受取:御役元様.

1 通. 横折紙

853(4)

覚(棧留, 水引等代金).

極月 26 日. 差出:布屋七郎右衛門[印]. 受取:御馬寄佐久蔵様.

1 通. 横美切綴紙

差出印文「信州 小諸 本町 (ヤマに上) 布屋」.

853(5)

[代官所申達](川除願につき塩名田宿へ見分に罷り越す).

8 月 3 日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村名主中.

1通. 横美切継紙

封ノ脇「塩名田宿より可相届候」。末尾に附箋。

853(6)

[丸山文左衛門書状](先刻御紙面拝見承知, 御願書出役は御通行相済むまで御延引願ひにつき)。

8月19日. 差出:塩名田宿 丸山文左衛門. 受取:御馬寄村 小平市左衛門様 用事。

1通. 横美切継紙

差出:宛先は巻上ヶ上ワ書より。

853(7)

覚(熊部縫之助様他御迎人足人数につき)。

1通. 横美切紙

853(8)

覚(沈梓等川普請用材員数)。

差出:政平. 受取:御役元様。

1通. 横美切継紙

853(9)

覚(合掌杵等普請部材仕立)。

差出:世話人共. 受取:御役元様。

1通. 横折紙

853(10)

覚(沈梓等川普請用材書上)。

西7月. 作成:御馬寄村。

1通. 横折紙

末尾「七月廿一日御見分被成下候節差上候扣」。

853(11)

覚(合掌杵・沈梓木数)。

差出:政平. 受取:御役元様。

1通. 横折紙

853(12)

覚(沈梓等川普請入用金)。

1通. 横折紙

853(13)

覚(役人出役につき村出人足)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

853(14)

御見分御菜漬(御酒・本膳の献立)。

1通. 横美切継紙

853(15)

覚(合掌杵・橋上石垣など川普請用材・人足人数)。

差出:次郎兵衛, 次兵衛, 宇兵衛, 新五郎, 五作, 政平。

受取:御役元様。

1通. 横美切紙

849

国役御普請願之分箇所左之通(御馬寄村地内箇所書上)。

作成:(御馬寄村)。

1通. 横切継紙

5. 往還道橋

1. 一般

219

明和二年酉九月 信州 塩名田宿・御馬寄村 之間千曲川橋組合御証文 此帳面廻札順尤朱書之分者余荷村高巻帳二而不残済 此本紙御用部屋二有之候

宝暦2申年9月. 差出:永 丹波守印, 松 肥前守印。

受取:塩名田村・御馬寄村 名主・年寄, 右組合村々 名主・百姓。

1冊. 堅美(二ツ綴)。

表紙朱筆「々」, 朱筆(ペン)「3」. 綴補修. 明和2年の写カ。

1350

享和元年 御普請中仮往還見取給図面。

享和元年。

1舗. 41.5×40cm.

標題は裏面記載より。

732(1)

「文化六年巳十二月 千曲川御高札」(表紙)。

文化6年12月。

1枚. 堅紙

(1)(2)は, 端を紙継りひねり綴一括. 本表紙は茶色「10×20」 「KS原稿用紙」. ペン書き。

732(2)

[千曲川魚獵停止高札写](橋川上二百間川下百間水行差障るものにつき)。

文化6巳年12月. 作成:小諸 役所。

1通. 堅紙

端裏下附箋「町田文吾」(孔版). 奥裏貼紙「長野県北佐久郡 中津村大字御馬寄 町田良一氏藏」(ペン書き)。

800

差上申一札之事(当所御通行のところが当村方馬士不行届, 御定法を守らず無礼いたし詫び)。

文政6未年4月16日. 差出:中山道望月町 仲兵衛, 御馬寄村 仲右衛門. 受取:柳川様御家中 田中和兵衛様。

1通. 堅紙

端裏「村方浅次郎 柳川様御家中へ不礼有之望月宿二而詫書付老通」, 同後筆「文政六年四月」(ペン書き)。

1390-49

乍恐以上書奉申上候(千曲川往還橋普請手入れ行き届かざるにつき御行列御人数間違にされたく)。

文政8酉年8月;(奥書)8月23日. 差出:牧野周防守 領分中山道塩名田宿間屋新左衛門, 同断文右衛門, 名主彦兵衛, 年寄半左衛門, 同断六右衛門, 同断金左衛門,

同領同断御馬寄村名主市右衛門, 組頭良右衛門, 同断千右衛門, 同断善九郎, 同断庄左衛門;(奥書)村方善九郎, 塩名田 庄之助. 受取:水野出羽守様 道中御掛り 御役人中様, 道中御取締 御普請御役 萩野太八様。

1通. 横美切継紙

736

乍恐以書付奉願上候(千曲川橋村々請負願).

文政9戊辰年3月26日. 差出:当御領分佐久郡塩名田宿名主彦兵衛[ほか1名], 同郡御馬寄村名主市左衛門, 組頭良右衛門, 荒井平兵衛支配所惣代同郡小宮山村組頭佐右衛門, 同支配所惣代同郡前田原村名主喜兵衛, 松平縫殿頭領分惣代同郡中村名主愛平, 内藤豊後守領分惣代同郡上塚原村組頭又左衛門[ほか3名]. 受取:牧野周防守様小諸御役所.

1通. 堅継紙

端裏朱筆「10」.

737

議定書之事(千曲川橋請負村々差出金議定書).

文政9戊辰年3月.

1通. 堅継紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版).

738

議定書之事(中山道千曲川橋請負村々入用金差出につき).

文政9戊辰年3月. 作成:牧野周防守領分塩名田宿名主彦兵衛, 年寄半左衛門, 百姓代権之助, 御馬寄村名主市左衛門, 組頭良右衛門, 百姓代常次郎, 外御請負村々一連印.

1通. 堅継紙

端裏・端朱筆「8」(後筆).

222

文政九戊辰年 橋請負議定連印帳

文政9年.

1冊. 堅半(一ツ綴).

表紙朱筆(ペン)「9」(朱筆「5ノ一」を訂正). 写.

739

[楨音次郎他一名書状](千曲川橋手当金のことで白紙を贈られ受納につき挨拶).

(文政10年カ)2月24日. 差出:楨音次郎, 佐々木司.

受取:塩名田宿 名主中殿, 御馬寄村 名主中殿.

1通. 横美切継紙

端裏朱筆「十二」(2ヶ所, 朱筆「7」を抹消).

57

文政十亥年 二月`より` 千曲川 本橋手入諸色注文帳 御馬寄村;(附1)覚(長2間1尺を5丁ほか品[材木カ]代書上), (附2)(添梓・切板・丸ほか数量・代金等書上).

文政10年2月~4月. 作成:(附1)耳取村 磯吉.

1冊(附2通とも). 横長半(一ツ綴).

もと58と一括. 綴の紙縫りに結び付けた小切紙2通(表紙側:附1, 裏表紙側:附2). 表紙左上に朱筆「未写」. 裏表紙破損.

498

覚(千曲川仮橋入用および本橋添梓・平均木・釘・大工賃等諸代金入用勘定書付).

(文政10年2月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

もと表紙なく, 後年に表紙を付したのも. 綴も別にあり.

58-1

覚(千曲川仮橋代金, 同本橋各種資材・大工・人足ほか数量・代金・賃金書付).

(文政10年).

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

もと57と一括, また58は2冊を一括. 年代は58記載との一致により推定.

58-2

覚(千曲川仮橋代金, 添梓・大貫等各種資材, 大工・人足ほか, 差配人・代金・賃金等書上).

(文政10年).

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

もと2冊を一括. 年代は58記載との一致により推定. ※「貫」とは, 小幅板のこと.

58-3-1

覚(木返し直し代, かすがへ・大釘等の数量・代金書付).

(文政10年)亥3月日. 差出:(御馬寄)勝弥. 受取:御役元様.

1通(紙縫りとも). 横切継紙

もと3-1~3-7は, 沓状様に紙縫りで一括されていた(開いて内側より枝番号を付与). 括り紐等から落ちたものカ. 年代・差出は, 57, 58-1-2との内容の対照より推定. 諸経費請求書カ.

58-3-2

覚(貫枚数書上).

(文政10年). 作成:下原 吉弥

1通. 小切紙

「代」のみあり金額記載はないが, 作業量の請求書カ.

58-3-3

覚(大十五寸[釘カ]ほか数量・代金書上).

(文政10年)4月10日. 差出:しま屋 万右衛門. 受取:橋御入用.

1通. 横切継紙

請求書カ.

58-3-4

覚(井ねだ釘ほか数量・代金書付).

(文政10年)亥4月10日. 差出:さのや. 受取:橋御入用.

1通. 横切紙

請求書カ.

58-3-5

覚(本五寸沓わ代金書上).

(文政10年)4月10日. 差出:(塩名田)中屋(カ)伊兵衛. 受取:橋御入用.

1通. 横切紙

請求書カ. 差出在所57より推定.

58-3-6

覚(松木ほか寸法・数量・代金銀書付).

(文政10年).

1通. 横折紙

58-3-7

覚(釘ほか数量・調達者・代金書上, 3月9日~4月1日分).

(文政10年).

1通. 横折紙

748

乍恐以書付奉願上候(千曲川橋橋台下廻り御普請, 宿村田御普請願につき).

天保8丁酉年2月. 差出:塩名田宿名主彦兵衛, 組頭症(ママ)右衛門[ほか4名], 御馬寄村名主市左衛門, 組頭専右衛門[ほか3名]. 受取:小諸御役所様.

1通. 堅継紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版). 端裏朱筆「2」.

747

差出申一札之事(去年中格外飢饉により中山道往還千曲川土橋架替え8月まで延引取究).

天保8酉年4月. 差出:当酉引受惣代下之条村名主余右衛門(印), 新子田村名主善次(印), 瀬戸村与頭平兵衛(印), 田野口村名主武左衛門(印), 中桜井村与頭文左衛門(印). 受取:塩名田村・御馬寄村 御役人衆中.

1通. 堅継紙

端裏上朱筆「3」. 端裏下貼紙「町田文書」(孔版), 奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン).

746

[架橋につき拝借金願].

天保8年.

[3通]. [一括].

746-1

乍恐以書付奉願上候(橋流失のため橋掛替入用拝借につき).

天保8酉年8月. 差出:当番惣代中桜井村文左衛門, 新子田村善次, 田野口村武左衛門, 下之城村善兵衛, 地元名主市右衛門, 同彦兵衛. 受取:小諸御役所.

1通. 堅継紙

奥裏に「町田良一氏蔵」の貼紙. 端裏赤ペン「4の一」.

746-2

[滝澤市左衛門他一名書状](当春中拝借金御聞濟にならず願下げのため木代金入用につき).

(天保8年)8月21日. 差出:小諸出先 滝澤市左衛門, 西崎入義左衛門. 受取:塩名田 丸山彦兵衛様 急用.

1通. 堅紙

端裏朱筆「4の二」(ペン書き, 「11」を抹消).

746-3

御拝借金証文之事(金20両, 千曲川橋掛替入用).

天保8酉年8月. 差出:橋方当番惣代中桜井村文左衛門, 新子田村善次, 田之口村武左衛門, 下之城村善兵衛, 地本御馬寄村名主市右衛門, 同塩名田宿名主彦兵衛. 受取:小諸御役所.

1通. 堅継紙

奥裏に「町田良一氏蔵」の貼紙. 端裏赤ペン「4の三」.

749

乍憚以口上書御願申上候(仮橋への通路手狭につき川端通道筋普請願).

天保12年丑5月. 差出:願人三十郎(印)[ほか5名].

受取:御名主・御役人中様.

1通. 堅継紙

端裏朱筆「3」.

752

乍恐以書付奉願上候(中山道千曲川橋につき諸入用下し置かれる請負橋を当年より8ヶ年季前年通り仰付けられたく).

天保13寅年3月. 差出:当御領分佐久郡塩名田宿名主彦兵衛, 組頭惣左衛門, 右同断御馬寄村名主市右衛門, 組頭専右衛門, 大原左近支配所同郡五郎兵衛新田組頭左右衛門, 同支配所同郡小宮山村佐右衛門, 松平石見守領分同郡中村名主慶右衛門[ほか中地村・市村新田・片倉村・相浜村の名主各1名]. 受取:牧野遠江守様小諸御役所.

1通. 堅継紙

端裏上ペン書き「天保十三寅年三月」, 同朱筆「5」(「13」を訂正, 後筆). 端裏下貼紙「町田文書」(孔版). 奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン).

226

千曲川 先年より橋請負年数調.

(～天保13寅年より酉年迄〔嘉永2ヵ〕).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆(ペン)「4」. 写.

1141-79

川手組名前(村々割合金書上).

天保14卯年5月. 作成:川手組御世話人布下村名主伝左衛門, 嶋川原村名主善三郎, 芦田組御世話人茂田井村名主市郎右衛門, 芦田村名主伝左衛門, 当組御世話人大久保名主岩吉, 御馬寄名主作蔵.

1冊. 横長半(一ツ綴).

753

(千曲川人馬渡賃・渡船賃, 元賃銭より割増につき触達).

(天保14)卯10月3日. 差出:紀州御勘定所. 受取:板橋宿より中山道江州大津宿夫より牧方廻り紀州山口宿迄宿々川々役人中.

1通. 堅継紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版). 端裏朱筆「6」.

223

嘉永二酉年 七月 千曲川 橋台上下地囲御普請所入用御願帳 御馬寄村.

嘉永2年7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙朱筆(ペン)「8」.

545

(千曲川橋御普請場入用御願ほか記録).

(嘉永2年7月~12月).

1冊. 横長半(一ツ綴).

前欠カ、横折紙の表と袖を切落し後筆の表紙を貼付.

756(1)

「嘉永二年酉八月 千曲川橋御普請御高札」(表紙).

嘉永2年8月.

1枚. 堅紙

(1)(2)は、端を紙縫りでひねり綴. 本表紙は茶色「10×20」「KS原稿用紙」. ペン書き.

756(2)

掟(写、橋台・根囲公義御普請仰せ付けられるにつき).

1通. 堅紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版). 奥裏貼紙「長野県北佐久郡 中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン書き).

768

乍恐以書付奉歎願候(千曲川往還橋御普請入用として百両拝借願).

慶応3卯年3月. 差出:塩名田宿名主彦兵衛(印), 御馬寄村名主政之丞(印), 請負惣代桜井村名主郷左衛門(印), 布下村組頭慶次(印). 受取:早川健太夫様, 小林俊左衛門様.

1通. 堅紙

端裏朱筆「9」.

769

乍恐以書付奉歎願候(千曲川橋掛渡につき百両拝借願書).

慶応3丁卯年3月. 差出:塩名田村名主彦兵衛, 御馬寄村名主政之丞, 請負惣代. 受取:早川健太夫様, 小林俊左衛門様.

1通. 堅紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版).

1388-6(1)

以書付御注進奉申上候(千曲川往還の儀当7月中満水につき).

明治元辰年10月2日. 作成:両村役人, 川役人.

1通(綴20通のうち). 横美切紙.

奥裏に中山道御馬寄村名主政之丞, 組頭, 川役人, 塩名田宿問屋新左衛門, 年寄, 川役人

1141-78

覚(川普請用材・人足賃錢書上).

(近世).

1通. 横切紙

端裏に「町田文書」等貼紙

773

駅通御役所`より`御下ヶ渡御印書之写 明治二巳十二月廿七日 小諸御役所民政局二而写之 出役名主政之丞;(附)(佐久郡村々ほか書上).

明治2年12月27日写.

1綴(附1枚とも). 堅半(ひねり綴).

標題部分は堅切紙を1丁目上部に貼付, 同紙面に朱筆「[六九]十」「[六九]見せ消ち). 1丁目表右下附箋「町田文書」(孔版), 2丁目裏左上貼紙「長野県北佐久郡 中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン). 1~2丁目間に横折紙様に折った堅切紙(附).

180

明治三年年 二月 千曲川渡船二付「村方一統」[一統]鑑定書「御馬寄村」.

明治3年2月. 差出:組親 米吉(印), 儀助(印)[ほか102名連印, 4名連署], 原ノ 栄作(印). 受取:御役元.

1冊. 堅半(二ツ綴).

表紙朱筆「20」, 表紙挿入・訂正記載(「内」, 訂正前原記載は「内」)後筆(ペン). 裏表紙汚損.

1138-28

覚(御普請場所へ届村木書上).

酉5月3日(近世). 作成:村 喜七, 久右衛門.

1通. 横美切紙

腐化.

772

(千曲川橋不通御書付下書, 洪水につき).

戊4月5日. 差出:御馬寄村. 受取:八幡村より先宿々御問屋衆中.

1通. 横切紙

1141-82

覚(御馬寄村年貢納高書上).

亥2月.

1通. 横折紙

「町田文書」等貼紙

1387-56

[八幡宿問屋書状](橋の儀につき御心得の者出向きくだされたく).

4月6日. 差出:八幡宿問屋. 受取:御馬寄村御名主衆中様.

1通. 横切紙

1387-57

口上(川支の様子御普請役様御見届につき御役人中出張願).

4月6日. 差出:八幡宿問屋. 受取:御馬寄村御名主中様.

1通. 横切紙

1388-6(10)

覚(板木の代金請取).

酉之5月23日. 差出:木主 松右衛門(印). 受取:御役元様.

1通(綴20通のうち). 横美切紙

1139-187(16)

乍恐以書付御注進奉申上候(千曲川が大満になり往道通路相止申すにつき).

7月18日. 差出:御馬寄村名主政之丞, 組頭市太夫, 百姓代徳吉. 受取:駅通御役所様.

1通(綴31通のうち). 横切紙

1141-81-1

覚(白米石数).

9月6日. 差出:川役. 受取:御役元様.

1通. 横切紙

端裏に「町田文書」等貼紙

1141-81-2

覚(細材木代金内金御渡し下されたく).

極月6日. 差出:嶋田や圓二郎[印]. 受取:御馬寄村御役元様.

1通. 横美切紙

端裏に「町田文書」等貼紙. 印文「信州(入に一) 小諸 荒町 嶋田」.

771

鑑定書之事(千曲川橋台普請につき).

一. 作成:両地本, 引請惣代.

1通. 堅紙

端裏朱筆「7」. 端裏下貼紙「町田文書」(孔版), 奥裏貼紙「長野県北佐久郡 中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン書き). 文中訂正記載の貼紙あり.

1139-187(24)

(軍務官場所覚書).

受取:御道中掛り御役人衆中様.

1通(綴31通のうち). 小切紙

1141-80

(板. 材木本数覚).

1通. 横切紙

端裏に「町田文書」等貼紙

1141-83

覚(加宿一件につき歎願中日記他).

1通. 横折紙

端裏に「町田文書」等貼紙

1388-6(12)

覚(木数書上).

1通(綴20通のうち). 横美切紙

文中「寛政九巳年十月伐出し, 同十年普請出来仕候」とあり.

1388-7(24)

覚(宮様通輿人仕残りにより御手当くされ取計らいにつき).

受取:耳取村・御馬寄村江

1通. 横美切紙

2.国役御普請

730

乍恐以書付奉願上候(千曲川橋場国役御普請願).

寛政12庚申年4月. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 郡蔵, 同 弥左衛門, 同 初右衛門, 同 勘蔵, 百姓代 八左衛門. 受取:小諸 御役所様.

1通. 堅紙

汚損.

1109

御尋二付奉申上候(千曲川通私共村方国役御普請御願いの場所御吟味. 同所水勢強く瀬掘り水分けなくして仕立て難い旨).

享和元酉年5月. 差出:信州佐久郡御馬寄村 名主 市左衛門印, 組頭 弥左衛門印, 百姓代 八左衛門印; (奥書)牧野虎之丞家来 稻垣貢, 長沼丈太夫. 受取:小池勘次郎様, 進見保之助様.

1通. 堅美紙

端裏「国役御普請二付瀬堀願御札書付下書 御馬寄」.

227

享和元年 酉五月 千曲川通国役御普請書上 御普請役 小池勘次郎様・速見保助様 江書上扣 信州佐久郡御馬寄村.

享和元年.

1冊. 堅半(二ツ綴).

表紙に鉛筆書込み.

26

文政七申歳八月 千曲川通 国役御普請願箇所取附帳扣 御馬寄村.

文政7申年8月. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 傳之助, 同 良右衛門, 同 仙右衛門, 同 善九郎, 百姓代 常次郎. 受取:須藤曾太夫様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

25

文政八酉年 四月六日 国役御普請願村々高合并川丈銘々書上帳 拾壹ヶ村 御馬寄村 役人.

文政8年4月6日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

塩名田宿・御馬寄村[ま]計11ヶ村各村の村高・村内川丈・家数書上「覚」(各村三役人より御役所宛)の写.

24

文政八乙酉年十月朔日「より」国役御普請御仕立中諸用書留 御馬寄村 市右衛門:(附1)[柳沢岩吉書状](船のことで御掛り様御宅へ出向願ほか), (附2)覚(生鮭・生鰯ほか鮮魚代金請取につき).

文政8年10月1日(〜11月);(附1)酉10月9日,(附2)10月7日. 差出:(附1)大久保村 柳沢岩吉,(附2)小松や 長右衛門. 受取:(附1)御馬寄村 小平市左衛門様,(附2)御当村 御役元中様.

1冊(封筒入2通とも). 横長半(一ツ綴).

綴目左側に封筒(附)仮綴, 同封筒のうちに書状2通(附1・2)あり, 封筒にペン書「此中の手紙二通, 中帳後ろに記す事」. 各所に朱筆・ペン書の書込み. 附2に後筆附箋「文政八年千曲川国役御普請記録中」.

229

安政四年 巳四月 国役御普請被仰付候二付一統受印帳 御馬寄村.

(安政4年)巳4月. 差出:縫蔵[印][ほか]104名連印1名無加印]. 受取:御役元様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

854-1

御入用橋臺御普請役(来村御普請役氏名、享和度・文化度).

1通. 横切紙.

854-2

[廻状](中山道往還筋御普請所書上帳案文につき廻状). 丑3月18日. 差出:御普請役代鈴木源内, 御普請役高津八十之丞, 平嶋長左衛門. 受取:中山道倉賀野宿より和田宿迄.

1冊. 横長半(一ツ綴).

3.掛替材木代附御願帳

184

文政貳卯年二月 村西入口 往還橋 掛替材木代附御願帳 御馬寄村(御上様よりの諸入用金から諸費差引勘定覚とも).

文政2年卯2月. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門, 組頭 傳之助, 同 良右衛門, 同 専右衛門, 同 善九郎, 百姓代 清兵衛. 受取:須藤曾太夫様.

1冊(4冊のうち). 横長半(一ツ綴).

184~187は紙縫り紐で一括, 紙縫り紐記載「村入口西板橋願老巻」. 覚の部分には押印.

185

天保二卯年五月 村西入口 往還板橋 掛替材木代附御願帳 御馬寄村(六月四日書上通り下され金から諸費差引勘定覚とも).

天保2年卯5月. 差出:御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 専右衛門, 同 善九郎, 同 庄右衛門, 同 万右衛門, 百姓代 金兵衛. 受取:長沼五郎蔵様.

1冊(4冊のうち). 横長半(一ツ綴).

186

弘化二巳年七月 村西入口 往還板橋 掛替材木代附御願帳 御馬寄村(七月廿二日御役所より頂戴金から諸費差引勘定覚とも).

弘化2年巳7月. 差出:御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 佐左衛門, 同 与左衛門, 同 留蔵, 同 良右衛門, 百姓代 七左衛門;(願通り金子下げの旨注記)出役 作二郎, 留蔵, 七左衛門. 受取:須藤徳左衛門様, 林多左衛門様.

1冊(4冊のうち). 横長半(一ツ綴).

187

嘉永二酉年八月 村西入口 往還板橋 掛替材木代附御願帳 御馬寄村.

嘉永2年酉8月. 差出:御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 与左衛門, 同 市太夫, 同 良右衛門, 同 彦右衛門, 百姓代 専三郎. 受取:須藤徳左衛門様, 林多左衛門様.

1冊(4冊のうち). 横長半(一ツ綴).

表紙年代記載もと「弘化…」とあるも見せ消ち訂正.

4.本橋掛替下廻り廻入用帳

49

嘉永二酉年 九月 本橋掛替下廻り入用扣帳 年番 御馬寄村.

嘉永2酉年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

224

嘉永二酉年 九月 本橋掛替下廻り入用帳 塩名田村・年番 御馬寄村(下廻り入用取調差上げ覚).

嘉永2酉年10月. 差出:御馬寄村 年番名主代印 作蔵(印), 塩名田村 名主 彦兵衛(印). 受取:御役所様.

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

224と225は括り紐で一括.

225

嘉永二酉年 十月 本橋掛替上廻り入用帳 年番 御馬寄村(立会勘定相違ない旨覚).

嘉永2酉年12月. 作成:御馬寄村 年番名主 市右衛門, 組頭 (人名空欄), 塩名田村 名主 彦兵衛, 組頭 (人名空欄), 当惣代糠尾村 美之吉, 下縣村 善兵衛, 下桜井村 六兵衛, 上塚原村 伊助, 下塚原村 加役 文右衛門, 五郎兵衛新田 加役 李右衛門.

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

5.井形渡

735(1)

「天保三年 千曲川井形場連台渡し 願上ニ付参考書付」.

1枚. 横美切紙.

(1)は(2)端で貼付. 標題はペン書き, 朱筆「1の二」.

735(2)

定(甲州道中鶴川宿人足賃銭等定書写).

文政6午年11月(・文政11年12月). 作成:奉行.

1通. 横美折紙.

御馬寄村にとつての参考資料カ.

743

定(井形連台渡人足賃銭定写, 高札概略図あり).

天保3年辰4月. 作成:奉行.

1通. 豎紙.

端裏朱筆あり「1」.

467

天保三辰年 七月 井形御高札頂戴諸入用調帳 御馬寄村.

天保3年7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙左上に朱筆「3ノ一」, 同左下鉛に筆書き「89」. 裏表紙一部破損.

744

乍恐以書付奉申上候(井形賃銭割増金の義御尋につき返答書).

天保6年末閏7月. 差出:牧野遠江守領分問屋新左衛

門, 同断文右衛門, 名主彦兵衛, 年寄庄右衛門, 御馬寄村名主市左衛門, 組頭仙右衛門. 受取: 道中御掛り御役人中様.

1 通. 堅継紙.

端裏朱筆あり「2」. 端裏ペン書.

745

乍恐以書付奉願上候(井形賃銭割増金につき返答書); (附)(越前少将様御遺骸国許へ葬送覚, 御馬寄村-塩名田宿間千曲川通路御定御高札由来).

(天保6年)未閏7月. 差出: 牧野遠江守領分中山道塩名田宿間屋新左衛門, 同断文右衛門, 名主彦兵衛, 年寄庄右衛門, 御馬寄村名主市左衛門, 組頭仙右衛門. 受取: 道中御掛御役人中様.

1 冊. 堅半(二ツ目結び綴じ).

別に綴穴4つ.

750

乍恐以書付奉願上候(井形渡賃銭割増願).

天保13寅年正月25日. 差出: 中山道塩名田宿間屋新左衛門, 同断文右衛門, 名主彦兵衛, 年寄惣左衛門[ほか4名], 御馬寄村名主市右衛門, 組頭専右衛門[ほか3名], 百姓代彦右衛門. 受取: 小諸御役所様.

1 通. 堅継紙.

端裏朱筆「5」.

751

定(千曲川井形連台渡につき人足割増賃銭定写).

天保13年寅4月. 作成: 奉行.

1 通. 堅紙.

右上部朱筆あり「6」.

47

嘉永二酉年 七月 千曲川橋台上下地囲井井形場 御普請所入用御願帳扣 御馬寄村(「渡方覚」とも); (附)覚(下石樋への手当や出役入用等を差引いた金銭勘定書付).

嘉永2酉年7月. 差出: 御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 与左衛門, 同 市太夫, 同 良右衛門, 同 彦右衛門, 百姓代 専三郎. 受取: 清水縫左衛門様, 林多左衛門様.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

本帳差出: 宛先記載部分の丁に一部切取. 5~6 丁目間に横折紙状の切紙1通(附). 6 丁目裏より「渡方覚」.

757

[井形場普請願].

嘉永2年.

[3通]. [一括].

757-1

乍恐以書付奉願上候(千曲川通り時々満水し御普請所大破のため橋台井形場御普請につき).

嘉永2酉年7月. 差出: 御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 与左衛門, 同 市太夫, 同 良右衛門, 同 彦右衛門, 百姓代 専三郎. 受取: 須藤徳左衛門様, 林多左衛門

様.

1 通. 堅継紙.

端裏朱筆「7」, 端裏後筆「嘉永二年七月」(ペン).

757-2

乍恐以書付奉願上候(村方井形場平地なく人馬込合うので井形場芝口と大破した先年の御普請場所の御普請につき).

嘉永3戌年2月. 差出: 御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 与左衛門, 同 市太夫, 同 良右衛門, 同 彦右衛門, 百姓代 専三郎. 受取: 林多左衛門様, 早川徳太夫様.

1 通. 堅紙.

端裏「井形場御普請願書扣」, 端裏朱筆「8ノ一」, 端裏後筆「嘉永三年二月」(ペン).

757-3

乍恐以書付奉願上候(去秋寿明姫様御下向により千曲川橋前後御普請所大丈夫に出来, 井形場御普請所石みだりに取らぬよう制杭立てたく).

嘉永3戌年5月. 差出: 塩名田村 名主 彦兵衛, 組頭惣左衛門, 御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 与左衛門. 受取: 山中郷助様, 林寛左衛門様.

1 通. 堅美継紙.

端裏「御普請所へ制杭願書扣」, 端裏朱筆「9」, 端裏後筆「嘉永三年五月」(ペン).

470

嘉永三戌年 二月 井形場御普請願出来形帳.

嘉永3年2月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

表紙左上朱筆(後筆)「8ノ二」.

761

乍恐以書付奉願上候(千曲川井形人足賃銭割増願).

嘉永5子年2月. 差出: 中山道塩名田宿間屋文左衛門, 名主彦兵衛, 年寄惣左衛門[ほか3名], 御馬寄村名主市右衛門, 組頭与左衛門[ほか2名], 百姓代為右衛門. 受取: 小諸御役所様.

1 通. 堅継紙.

端裏朱筆「10」.

760

申達(千曲川井形賃銭割増延長につき).

(嘉永5子年3月28日). 差出: (深谷遠江守, 池田播磨守). 受取: (御留守居).

1 通. 横切継紙.

端裏朱筆「11」.

762

乍恐以書付奉願上候(井形賃銭割増願).

安政4丁巳年3月. 差出: 中山道塩名田宿間屋新左衛門, 同文左衛門, 名主彦兵衛, 年寄惣左衛門[ほか4名], 御馬寄村名主市左衛門, 組頭与左衛門[ほか3名], 百姓代清兵衛. 受取: 小諸御役所様.

1 通. 堅継紙.

端裏朱筆「12」.

763

乍恐以書付奉願上候(井形拾組拝借願).

安政4己年7月. 差出:塩名田宿問屋丸山新左衛門(印)・同文左衛門(印), 名主彦兵衛(印), 年寄惣左衛門(印)[ほか4名], 御馬寄村名主市左衛門, 組頭与左衛門[ほか3名], 百姓代清兵衛. 受取:御役所様.

1通. 堅継紙.

端裏朱筆「14」.

767-1

乍恐以書付奉願上候(千曲川井形越人足賃銭3割増願控).

文久2壬戌年. 差出:中山道塩名田宿問屋新左衛門, 名主彦兵衛, 年寄善兵衛[ほか3名], 御馬寄村名主市左衛門, 組頭与左衛門, 同市太夫, 同良右衛門, 同彦右衛門, 百姓代仙右衛門. 受取:小諸御役所様.

1通. 堅継紙.

端裏に朱筆「17」(後筆), 端裏「文久二戌年 井形御高札割増願書扣」.

767-2

乍恐以書付奉願上候(千曲川井形越人足賃銭5割増願控).

文久3亥年2月. 差出:中山道塩名田宿問屋新左衛門, 名主彦兵衛, 年寄善兵衛[ほか4名]百姓代六右衛門, 御馬寄村名主市左衛門, 組頭与左衛門, 同市太夫, 同良右衛門, 同彦右衛門, 百姓代仙右衛門. 受取:小諸御役所様.

1通. 堅継紙.

端裏に朱筆「18」(後筆), 端裏「文久三亥年井形御高札御割増願書扣」.

767-3

乍恐以書付奉願上候(千曲川井形越人足賃銭5割増願控).

元治2丑年2月. 差出:中山道塩名田宿問屋新左衛門, 名主彦兵衛, 年寄善兵衛(4名)百姓代六左衛門, 御馬寄村名主市左衛門, 組頭直次, 同市太夫, 同良右衛門・同七左衛門・百姓代仙右衛門. 受取:小諸御役所様.

1冊. 堅半(二ツ綴).

端上朱筆「19」(後筆). 柱書右上に加筆「元治二年丑三月」(ペン書き).

6.加宿助郷

728

覚(八幡・塩名田両宿御救金利金取立伺).

明和5戊子年2月19日. 差出:牧野遠江守家来小川甚左衛門(印). 受取:道中御奉行所.

1通. 堅継紙.

729

覚(八幡・塩名田両宿御救金利金取立伺).

明和7庚寅年2月. 差出:牧野遠江守家来西岡勝左衛門(印). 受取:道中御奉行所.

1通. 堅継紙.

779

請取申利金之事(八幡塩名田両宿江貸下しの利付米金. 御救利金請取).

安永7戌年4月. 差出:塩名田宿問屋新左衛門(印)[ほか1名], 庄屋彦兵衛(印), 年寄義左衛門(印)[ほか3名], 八幡宿問屋五右衛門(印)[ほか1名], 庄屋半三郎(印)[ほか1名], 年寄三郎右衛門(印)[ほか7名]. 受取:山本九馬右衛門殿, 天野良助殿.

1通. 堅美継紙.

袖下裏「荻原家蔵」朱印. 端下「荻原」印. 下部虫損.

733

[八幡塩名田両宿御救金利金割賦伺および奥裏書](元金77両1分永46文5分うち金11両2分永94文5分. 去申年利金).

文化10癸酉年2月7日;(裏書)酉2月. 差出:牧野大蔵家来 榎 範蔵(印). 受取:御勘定所.

1通. 堅美.

端裏「中山道 八幡 塩名田 両宿御救金利金割賦伺 牧野大蔵家来 榎範蔵」. もと延宝4年両宿御救金100両米150俵拝借のうち30両米50俵貸付け貞享2年元米金返納皆済, 同利金利米代金の溜りが77両…の元金.

734

[八幡塩名田両宿御救金割賦伺および奥裏書](元金77両1分永46文5分うち金11両2分永94文5分. 申寅年分利金).

文政2己卯年2月;(裏書)卯4月. 差出:牧野宮内少輔家来 榎九馬左衛門(印). 受取:御勘定所.

1通. 堅美.

端裏「中山道 八幡 塩名田 両宿御救金利金割賦伺 牧野宮内少輔家来 榎〔白紙附箋にて抹消〕九馬左衛門 道中方」. 奥裏上附箋.

159

文政三辰十二月 八幡塩名田両宿助郷人馬出入 御裁許証文.

文政3年12月.

1冊. 堅半(二ツ綴).

表紙朱筆「一」(ボールペン).

740-1

奉願上一札之事(御荷物をめらした不調法御内々に御聞済し. 以後大切に御荷物継立につき).

文政10亥7月17日. 差出:塩名田宿(ミセケチ)問屋・年寄問屋代年寄 金左衛門, 御馬寄村 組頭 庄右衛門. 受取:酒井若狭守様御家中 寺口六太夫様, 宮川山谷様, 西村茂助様, 森田浅右衛門様.

1通. 堅継紙.

-2とともに一括. 下書カ.

740-2

乍恐以書付奉願上候(加宿馬士新五兵衛が御荷物をめらしたことの御御弁御聞済しにつき).

文政10年亥7月16日. 差出:塩名田駅 問屋 文左衛門, 年寄 庄右衛門, 加宿 御馬寄 組頭 善九郎, 同馬

士。受取:若州様御家中 西村茂助様。

1 通。横美切継紙。

下書カ。

782

乍恐書付を以奉願上候(塩名田宿加宿出人馬嵩み勤方難渋につき、難儀差留願)。

文政 13 寅年 4 月。差出:三拾九人連印。受取:御役人衆中。

1 通。堅継紙。

785

乍恐書付を以奉歎願候(塩名田宿加宿助郷人馬減員の旨、御上様へ仰立て)。

天保 12 年辛丑正月。差出:御馬寄村九拾四人惣連印。受取:御名主、御役人、御百姓代衆中。

1 通。堅継紙。

786

乍恐書付ヲ以奉歎願候(下書、塩名田宿加宿人馬御年賦増勤御免除願)(後欠)。

天保 12 年辛丑正月。作成:御馬寄村小前一同之者共。

1 通。堅継紙。

754

差出申一札之事(加宿勤御勘弁申入れ御心酌のところ御宿方にて難渋により拝借金御融通につき)。

天保 15 辰年 2 月 27 日。差出:御馬寄村 名主 市右衛門、組頭 佐左衛門、同 与左衛門、同 留藏、同 良右衛門、百姓代 七左衛門。受取:塩名田宿 御問屋・年寄 衆中。

1 通。堅継紙。

端裏「塩名田宿へ差出申一札扣」。端裏下貼紙「町田文書」(孔版)、また奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏藏」(ペン)。

1112

差出申一札之事(附送りの戻りに大酒大酔前後忘却の詫、塩名田へ加宿で馬に乗っても心付け御用大切に云々)。

弘化 2 年巳 3 月 12 日。差出:当人 梅吉(印)、世話人 兵八(印)、証人 兵太夫(印)。受取:良右衛門様。

1 通。堅美。

787

一札之事(中山道千曲川通路留の節前後宿へ知らせるべき旨)。

(嘉永 5 ヵ)子 10 月 2 日。差出:中山道塩名田宿問屋 新左衛門、年寄傳兵衛、御馬寄村名主市左衛門、組頭 彦右衛門。受取:取締役市右衛門殿、久左衛門殿。

1 通。堅紙。

370

「安政五年午十月」御用御通行之御役人様方書上帳 中山道 塩名田宿・御馬寄村。

安政 5 午年 10 月。差出:牧野遠江守領分 中山道 塩名田宿・御馬寄村 惣代 年寄 傳兵衛、組頭 与左衛門。

受取:道中 御奉行所様。

1 冊。堅半(二ツ綴)。

表紙右上朱筆「15」。また表紙年代記載は後筆(ペン)。写カ。

788

内済一紙連印書之事(引続く大通行に助郷人馬不足のため宿方人馬雇上げ賃銀割賦混雑により賃銀渡し方不正一件につき)。

元治元年 7 月。作成:塩名田宿訴訟方惣代新作(印)[ほか 6 名連印]、歩行屋敷惣代市重(印)[ほか 3 名連印]、相手方五兵衛(印)[ほか 1 名連印]、訴訟方清右衛門(印)[ほか 14 名連印]、八幡宿立入人間屋太郎兵衛(印)[ほか 1 名・御馬寄村名主等 2 名連印]、相濱村組頭 重郎兵衛(印)、宿方三七郎(印)。

1 通。堅美継紙。

770

[中山道丁数御改につき絵図面ならびに一札]。

[明治 2 年]。作成:[御馬寄村]。

[2 通]。[一括]。

-1・-2 ともに、端裏下貼紙「町田文書」(孔版)、奥裏貼紙「長野県北佐久郡 中津村大字御馬寄 町田良一氏藏」(ペン書き)。

770-1

(中山道御馬寄村千曲川橋西側八幡宿地境迄丁数概略図)。

(明治 2 年)。作成:(御馬寄村)。

1 通。堅継紙。

770-2

差上申一札之事(御馬寄村中山道往還丁数改につき)。

明治 2 巳年 12 月。差出:御馬寄村名主政之丞、組頭市太夫、百姓代健六。受取:横田半兵衛殿。

1 通。堅継紙。

197

明治三庚午年 正月 中山道 塩名田宿附屬御請印帳(宿助郷組替による塩名田宿附屬村々につき明治二年五月付御通御役所触書写および同承知の旨)。

明治 3 年正月。作成:信州佐久郡 小諸藩支配所 御馬寄村 名主 政之丞、組頭 市太夫、清兵衛。

1 冊。横長半(一ツ綴)。

29

明治三年 午正月 二等勤人馬通 塩名田宿附屬 御馬寄村。

(明治 3 年正月~5 月 14 日)。

1 冊。横長半(一ツ綴)。

「中山道」御傳馬印」割印。御用米等を運搬。

568

明治三午年 從三月 人馬面附通 御馬寄村役元(塩名田宿御伝馬所勤人足覚記録)。

明治 3 年 3 月(~明治 4 年 8 月)。

1 冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

各時「覚」の差出(塩名田宿御伝馬所)押印印文「中山道 塩名田 御伝馬所」。

789

覚(通行につき人足差出を命じる先触).

子 8 月朔日. 差出:鈴木大太郎手代菊田傳次郎. 受取:五郎兵衛新田より塩名田小諸より中之条村迄右宿村役人中.

1 通. 横切継紙.

1138-59

加宿勤(5ヶ月大御通行につき, 御定金差出の旨).

丑 4 月.

1 通. 横切継紙.

端裏に「町田文書」等貼紙.

20

巳二月九日立 宿々賃銭払帳 内藤志摩守小者 廉蔵.
(巳 2 月 9 日~19 日).

1 冊. 横長美(下ヶニツ目綴).

綴目に印.

1129-2

(駅通御改正の旨定助郷村々村役人へ申渡, 写).

2 月 24 日. 差出:御役所印(小諸藩民政局). 受取:
塩名田村問屋中.

1 通. 横切継紙.

7.有君様御下向

305

天保二辛卯年 六月より 有君様御下向橋一件書留
御馬寄村市右衛門.

天保 2 年 6 月.

1 綴(2 冊合綴). 横長半(一ツ綴).

表紙左上朱筆「1」.

305(1)

天保二辛卯年 六月より 有君様御下向橋一件書留
御馬寄村市右衛門;(附)覚(御屋一飯あたり金額・料理
人等につき取極).

天保 2 年 6 月;(附)7 月 5 日. 作成:(附)両村 役人.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

最末尾の「覚」(附)前に原稿用紙片(町田良一氏の謄写用指示
書)挟込み.

305(2)

天保二辛卯年 十月 有君様御下向 往還道橋普請人
馬入用書上帳 御馬寄村.

天保 2 年 10 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

末尾に貼紙.

8.壽明姫君様御下向

306

嘉永二酉年 四月より 壽明姫君様御下向書留 御馬
寄村 作蔵扣.

嘉永 2 年 4 月.

1 綴(3 冊合綴). 横長半(一ツ目結綴).

306(1)

嘉永二酉年 四月より 壽明姫君様御下向書留 御馬
寄村 作蔵扣.

嘉永 2 年 4 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

306(2)

壽明姫君様 御下向二付宿助郷江申渡覚(「中山道追分
杵掛輕井沢和田長久保御領分四ヶ宿江御当領より」助
人馬役罷出候村々江申渡覚)および御馬寄村百姓連印
請書).

(嘉永 2 年)酉 9 月 18 日;嘉永 2 酉年 9 月. 差出:御役
所;(請書)名主 市右衛門, 組頭 与左衛門[ほか 3 名],
百姓代 専三郎, 大圓寺, 清宝院(印), 長覚院, 佐左衛
門(印), 長兵衛(印)[ほか 98 名連印 8 名無加印]. 受取:
右村々 問屋・名主 中.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

冒頭に横切継紙「口達」を貼付. 請書の御馬寄村百姓連印部分
に便箋片(町田良一氏の謄写用指示書)を紙綴りで結び付け.

306(3)

壽明姫君様 御下向二付奉窺覚

1 冊. 横長半(一ツ綴).

綴紐切れ.

8.壽明姫君様御下向/普請

45

嘉永二酉年 六月 壽明姫様御下向二付 往還道橋普
請人馬入用書上帳 御馬寄村扣.

嘉永 2 酉年 6 月日. 差出:御馬寄村 三役人. 受取:
須藤徳左衛門様, 林太左衛門様.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

48

嘉永二酉年 壽明若様御下向 往還道普請人足覚(本
文冒頭「九月中御姫若様御下向二付御普請出人足覚」).

(嘉永 2 年)7 月 28 日~9 月 26 日.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

表紙は後筆(補修したものか). 表紙左上朱筆「未写」.

46

嘉永二酉年八月七日 壽明姫若様御下向二付橋下廻り
御上様より 諸木御差出シ御掛渡シ 諸入用帳 御馬寄
村・塩名田村.

嘉永 2 年 8 月 7 日(~11 月 4 日;戊 10 月).

1 冊. 横長半(一ツ綴).

表紙左上朱筆「未写」.

9.和宮様御下向

765

乍悉以書付奉願上候(写, 和宮下向につき千曲川橋掛
渡方日積書).

文久元年酉年 10 月朔日. 差出:塩名田宿名主彦兵衛,
御馬寄村名主市左衛門, 橋譜負惣代大石村佐右衛門.

受取:御普請御掛 御役人中様.

1 通. 横折紙.

764

覚(和宮下向につき荷物運人足入用書上).

文久元年酉 11 月. 差出:御馬寄村名主市左衛門(印), 組頭良右衛門, 百姓代専右衛門(印). 受取:小諸御役所様.

1 通. 豎紙

766

[和宮通行関係書類].

文久 2 年.

[6 通]. [一括].

766-1

(入用金, 御普請役・領主役人出役先例覚).

1 通. 豎紙

享和 3 年~天保 2 年の先例.

766-2

(蠟燭・茶等入用品覚).

1 通. 豎切紙

766-3

覚(入用米出人・出俵数).

1 通. 横折紙

766-4

覚(杓掛迄勤人足・馬数等).

11 月 6 日・9 日.

1 通. 横切紙

766-5

[宮島勝之進書状](炊出し白米につき尋).

11 月 13 日. 差出:八幡宿出張宮島勝之進. 受取:御馬寄村組頭良右衛門殿.

1 通. 横切紙

766-6

(和宮様遷輿につき大割合覚).

(4 月 10 日).

1 通. 横折紙

6. 戸口

1. 宗旨改

12

寛保二年 佐久郡御馬寄村宗旨御改帳 山本治右衛門・葦沢伊左[衛門].

寛保 2 戊 3 月. 差出:岩村田宿 法花堂;大圓寺;庄や市左衛門, 組頭 金兵衛, 八左衛門, 市兵衛, 専右衛門, 百姓代 庄右衛門. 受取:太田彦右衛門殿, 成瀬番左衛門殿.

1 冊. 豎美(二ツ綴).

表紙から数丁の下部および裏表紙欠損.

104

天明五年 巳三月 浄土宗 信州佐久郡御馬寄村宗旨御改帳 五冊之内 此年五人組帳上ル.

天明 5 年巳 3 月. 差出:大圓寺. 受取:山本九馬右衛

門殿, 天野良助殿.

1 冊. 豎半(二ツ綴).

破損・欠損.

6

寛政九年 巳三月 信州佐久郡御馬寄村宗旨御改帳.

寛政 9 丁巳年 3 月. 差出:大圓寺印;名主 政之丞, 組頭 郡蔵, 同 専右衛門, 同 弥左衛門, 同 勝三郎(ミセケチ)「和吉」, 百姓代 為右衛門. 受取:稲垣貢殿, 鎌柄嘉兵衛殿.

1 冊. 豎半(二ツ綴).

当時の控カ.

2. 人別増減改帳

13

享保八卯年`より` 人別増減帳.

享保 8 卯年~延享 2 年[丑]3 月. 差出:(各年の名主または庄屋・組頭・惣百姓代または百姓代連名). 受取:(各年の小諸藩役人).

1 冊. 豎美(二ツ綴).

23 冊を合綴, 近世当時の表書きのある一括用袋(または封筒)を利用して表紙としたカ.

3. 人別調

14

天保十二年丑正月日 人別調帳 御馬寄村(組親ごとに当主のみ押印, 死失・退転・奉公等の状態を記載し集計).

天保 12 年正月日. 作成:(組親 良右衛門(印)).

1 冊. 豎半(かぶせ綴).

裏表紙綴目に 2ヶ所押印, 同印影は「組親 良右衛門(印)」の印影に一致.

1141-59

(宗門人別改来村役人名前覚).

未(明治初年カ).

1 通. 横切紙

4. 宗門送・人別送

398

文化十二乙亥年正月`より` 養子縁女送り書取引扣御馬寄村 名主 市左衛門.

文化 12 年正月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

表紙カ破損.

1344

送手形之事(杓沢村宇源太女子を御馬寄村利左衛門女房へ遺すにつき宗門帳書替えほか).

文化 12 乙亥年 2 月日. 差出:杓沢村 名主 兵左衛門(印). 受取:御馬寄村 御名主 市左衛門殿.

1 通. 豎紙

下半分汚損.

1345

縁女送り書之事(専右衛門娘つた、利兵衛方へ縁付につき)。

天保8酉年正月。差出:御馬寄村 名主 市右衛門(印)。
受取:下桜井村 御名主衆中。

1通。 堅紙

412

弘化四丁未年 正月より 養子縁女送り遣取帳 御馬寄村。

弘化4年正月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

610

養子送一札之事(惣四郎弟勝太郎、町方藤太夫方へ養子縁談整い)。

慶応3卯年正月。差出:御馬寄村 名主 政之丞(印)。
受取:岩村田町 御名主中。

1通。 堅紙

端裏下貼紙「町田文書」(孔版)。奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン)。

950

差出シ申店請一札之事(此度貴殿長家御店の内借宅仕度)。

明治4年未3月。差出:借主吾助(印)、請人七左衛門(印)、同断伊右衛門(印)。受取:八郎殿。

1通。 堅紙

1388-6(4)

(岩村田間屋辰五郎女房が上宿亀屋より参る趣ほか縁付・不縁の覚)。

9月18日。

1通(綴20通のうち)。 小切紙

5.五人組帳

150

享保二十一丙辰年三月 御條目五人組御仕置帳 佐久郡御馬寄村。

享保21丙辰年2月。差出:佐久郡御馬寄村名主 市左衛門(印)、組頭 平右衛門(印)、同 金兵衛(印)、同 八左衛門(印)、同 市兵衛(印)、惣百姓代 市太夫(印)、五人組頭 平右衛門(印)、組下 次郎兵衛(印)[ほか12名連印、以下五人組頭9名連印ごと組下記載・計105名連印5名連署]。受取:太田彦右衛門殿、成瀬番左衛門殿。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

表紙・裏表紙は後の補修により付与され、一部裏打・紙当て等の処置もあり。表紙標題および裏見返し部分に記載の受取者名は後筆(筆跡は近世後期の名主市右衛門のものか)。

152

天明三癸卯年 十[欠損]月 御上様より 被為 仰渡候 趣五人組請印取置帳 預 栄七、同 市郎右衛門、同 和吉、同 清八 [同 孫]助。

天明3年11月。作成:組頭栄七(印)、市郎右衛門、和吉(印)、清八、孫助、組下安右衛門(印)、左右衛門(印)、万助(印)、市右衛門(印)、庄右衛門(印)、九右衛門(印)、与四郎(印)、弥四郎(印)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙朱筆「2」。

7. 村役人

692

乍恐奉願上候(持病難儀による作目付役退役願御上様へ取次ぎにつき)。

天保13年寅正月18日。差出:御馬寄村作目附 才助(印)。受取:御名主・御役人・御百姓代衆中。

1通。 堅紙

1132-27

以書付奉願候(村吏人員につき組頭増人願)。

1通。 横美切紙

○組頭退役

690

乍恐以書付奉願上候(近年持病積氣歩行不自由により組頭役退役につき)。

天保5午年2月。差出:御馬寄村願人 組頭 善九郎(印)。受取:御名主・御役人 衆中。

1通。 堅紙

704

乍恐以書付奉願上候(老衰耳目不自由のため組頭役退役につき)。

明治2巳年正月。差出:御馬寄村 願人 市太夫(印)。
受取:御名主・御役人 衆中。

1通。 堅美紙

2.組頭・百姓代・作場目付

(シリーズ記述)

戸籍区設置前(主として江戸時代)の御馬寄村において、町田家の者が村役職へ就任したことにともない伝存したと考えられる分を収めた。その役職は項目名が示すとおりで、組頭・百姓代の就任者は既に示した。作場目付は、いま判明する限り、町田良右衛門道喜が就任している。本項目下への配列根拠は、たとえば「組頭 良右衛門控」のように資料にあらわれる役職・(町田家の者の)人名の表示や村用の記載・表現等である。ただし各役

職の内容・範囲の別が明らかに作成記録等へあらわれていることを確認できず、役職ごとの区別はしなかった。下位項目は、内容的・物的な一連の資料の存在から設定し、必ずしも1.戸籍区前のそれと対応しない。

役職就任者の日記・手控が残るため、これにより職務内容の詳細が明らかになり、まだ1.戸籍区前に残っているかもしれない本項目へ収められるべき分を正確に位置づけることができるかもしれない。なお、下位項目6.池普請には一件書類と手控がともに残るため、手控の内容と各書類をていねいに対照すれば各書類の正確な位置が明らかになるう。

1. 役用日記・意覚日記・一件書留

367

(1)文化四丁寅年 正月日 役向掛合願書役請印万事書留メ帳 御馬寄村 組頭良右衛門印;(2)文化十三歳 子正月より 組合分預り二付万事書留帳 御馬寄村 組頭 良右衛門印。

(1)文化4年正月日;(2)文化13年正月～。

1冊(2冊合綴)。横長半(一ツ綴)。

各表紙に後筆「脇書」「大書」(ペン)の指示。後筆時に編綴。

160

文政六年 未正月吉日 役元用手控。(裏表紙)御馬寄村 良右衛門。

文政6年正月～3月(カ)。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

表紙貼紙「良右衛門 経継」(後筆)、裏表紙記載部分貼紙にて隠す。本文中朱筆貼紙。

166

天保五甲午歳 二月朔日ヨ里 役向書留帳。(裏表紙)信州佐久郡 御馬寄邑 町田良右衛門;(附)市右衛門書状(八左衛門女房離縁荷物受取につき)。

天保5年2月1日～天保9年2月;(附)朔日。差出:(町田良右衛門);(附)市右衛門。受取:(附)良右衛門様。

1冊(附1通とも)。横長半(下ヶ二ツ目綴)。

20～21丁目間に文書1通夾込み(附)。

315

天保十四年 癸卯之二月十一日より 小日記意覚 町田 恒篤。

天保14年2月11日～12月18日。

1冊。横半半折(列帖装二ツ目結び綴)。

316

天保十五年 甲辰正月十一日ヨ里 懐中意覚日記 式番 町田善道「恒篤」;(附1)覚(写、百姓代・長百姓ほか役高書上);(附2)覚(惣坪数書上、漬地差引)。

天保15年正月11日～天保16年9月10日;(附)寛政3年亥正月、天保15年3月23日写。作成:(附1)名主 健治印。

1冊(附2通とも)。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

標題「」内後筆。破損。21～22丁目間に折りたたまれた堅切紙1通(附1)、33～34丁目間に横美切紙1通(附2)が夾込み。

368

三番 弘化二年 乙巳九月ヨリ 役向書留帳 町田恒篤。弘化2年9月～安政5年6月。

1冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

破損・汚損。

1383

嘉永五子年 七月廿五日夜ヨリ 御三給様御立会御検査 一件諸事書留手控 与頭 良右衛門 恒篤。

嘉永5年7月25日夜～9月。

1冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

内容:善九郎宅にて、小諸御家中様御立寄りになり御酒を召上っていたところ、耳取村相撲取外連れも酒を呑んでおり、御家中様へ過言を申し徳利を打付けたので、御家中様抜放ち切付けたところ、相撲取等残らず逃去った一件。

369

安政五戊午年八月ヨリ 役懸り書留帳 組頭 良右衛門。安政5年8月～文久2年9月。

1冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

334

慶応四戊辰四月ヨ里 懐中意覚 御馬寄村 組頭 千代次。

慶応4年4月～12月。

1冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

179

慶応四戊辰四月ヨ里 御用向手控 組頭 千代次。

慶応4年閏4月12日～明治2年11月2日。

1冊。横長半(一ツ綴)。

2. 村差出帳・諸書上

190

赤 半紙帳面 往還並木書上帳 何街道 何国何郡何之宿之間 何 宿・村(雛形写、道中筋御用につき取調べの旨雛型とも順達により)。

(天保14年)卯閏9月21日。差出:塩名田宿 問屋。受取:下塚原村・塚々井(ママ、根々井カ)塚原村・御馬寄村 御名主中、五郎兵衛新田 杢右衛門様。

1冊。堅半(一ツ綴)。

表紙附箋「天保十四卯年」(ペン)。末尾に提出不要の注記と「廿二日塩名田出役良右衛門」の記載あり。

2

明治四辛未年 十二月 信濃国佐久郡御馬寄村差出帳(写):(附1)(高辻計算書付):(附2)(用水溜池ほか村内

5ヶ所説明書付), (附3-1)記(駒寄沢ほか田畑反別高書上), (附3-2)(永川欠・永荒田畑反別高計算書付)。

明治4 辛未年12月。差出:信州佐久郡 御馬寄村 百姓代 山浦儀助, 組頭 山浦健六, 同 町田良右衛門, 同 町田清兵衛, 同 町田彦右衛門, 名主 小平八郎。受取:元小諸県 御役所。

1冊(附4通とも)。 堅半(かぶせ綴)。

裏表紙左下朱筆「町田良衛 恒篤写之」。7丁目丁内に小切紙1通(附1), 裏表紙丁内に堅紙(美)1通(附2)・横折紙(折込み)2通(附3-1・3-2)。

7

明治五壬申年 正月 本古新田畑反畝歩高取調書上帳 佐久郡 御馬寄村 恒篤手扣;(附1)(寺除地を除く当時生寄の石高書付);(附2)御請書(明治8年山野税承知上納につき)。

明治5 壬申年正月;(附)明治10年2月15日。差出:佐久郡御馬寄村 百姓代 山浦儀助, 組頭 山浦健六, 組頭 町田良右衛門, 組頭 町田清兵衛, 組頭 町田彦右衛門, 名主 小平八郎;(附2)五郎兵衛新田・御馬寄村・桑山村・蓬田村, 副戸長 連署。受取:小諸御庁;(附2)長野県権令榎崎寛直殿。

1冊(附2通とも)。 堅半(かぶせ綴)。

表紙丁内に小切紙1通(附1), 裏見返しに横折紙1通(附2)鐫付様に貼付。

15

寛文十一年御馬寄村十二新 亥開畑反別改帳;享保十一丙午・寛延元戊辰 御馬寄村駒寄川原 見取畑反別改帳 明治五壬申年十月改 恒篤写。

明治5 壬申年10月日。作成:名主 小平八郎, 組頭 町田良右衛門, 同 山浦健六, 同 町田清兵衛, 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

「村控=取調置」いたもの。

3. 御触・取締等

565

文化十二乙亥年 十二月 御取締二付村中組分ヶ人別預り帳 御馬寄村 組頭良右衛門。

文化12 乙亥年12月。差出:名主市左衛門, 組頭傳之助, 同断良右衛門, 同断仙右衛門, 同断善九郎, 百姓代松蔵。受取:亥年より御掛り 御代官様 須藤曾太夫様。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙綴目左「良印」記載。

170

天保十三年 寅ノ八月 御上様より被仰渡候諸色直下ヶ帳 良右衛門組。

天保13年8月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙に朱筆「15」。

173

嘉永六癸丑九月御儉約御取締御書付写 組頭 良右衛門扣。

嘉永6年9月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙に朱筆「16」。

174

「嘉永六丑年九月」郷中御仕置書付。(裏表紙)嘉永六丑九月写之 佐久郡 御馬寄村 組頭 良右衛門。

嘉永6年9月。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

表紙に朱筆「17」。表紙年代記載後筆。

181

明治五壬申年 七月 村方規則請印帳 御馬寄村(村吏給料人員等御布告を請け, 五人組廃止・質地書入・小伝馬御用等村方規則, 祭礼規則書)。

明治5年7月。差出:町田栄之助(印)[ほか]96名1院連印30名連署];(奥書)名主 小平八郎, 組頭 町田良右衛門, 同 山浦健六, 同 町田清兵衛, 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎。受取:名主 小平八郎殿, 組頭 町田良右衛門殿, 同 山浦健六殿, 同 町田清兵衛殿, 百姓代 町田武左衛門殿, 同 町田佐太郎殿。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

表紙朱筆「21」。

4. 年貢諸役

482

元禄十六癸未歳当村収納割付之写 明治元戊辰年・同 四辛未歳 当村収納割付之写 御馬寄村 町田良右衛門手扣。

明治4年。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

表紙に朱筆書込み。

142

明治五壬申年十月 辛未迄免状之高外与唱来候分 今般取調書上ヶ候村扣写 恒篤写。

明治5年10月。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

629

記(林起返畑成地山役銭免除願)。

(明治5年10月)年月日。差出:御馬寄村百姓代町田武左衛門, 組頭町田良右衛門, 名主小平八郎。受取:長野県佐久御役所。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

表紙なし。冒頭朱筆「亥開畑外高永荒之場所…明治五壬申十月林成願就而ハ林税御免除相願候下登」。

5. 損耗/書上

128

明和八年 卯八月 御馬寄村早損書上帳扣。

明和8年8月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

130

文化四年 九月十二日内見分致し候 卯年不作二付内見分名所々所政(ママ、改)扣野帳 御馬寄村 名主 市右衛門・組頭 八左衛門・同断 良右衛門・組頭 善三郎・同断 十蔵・百姓代 七左衛門。

文化4年9月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

131

文化五戊辰年 九月 田方不作書上帳 御馬寄村 良右衛門。

文化5年9月。差出:名主 市左衛門, 組頭 八左衛門, 同 良右衛門, 同 善三郎, 同 重蔵, 百姓代 七左衛門。受取:長沼丈太夫様, 葦澤東作様。

1冊。横長半(一ツ綴)。

132

文化十癸酉年 九月 当田方不作書上帳 福田 御馬寄村。

文化10年9月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

133

嘉永元戊申年 九月 当田方早損書上帳 御馬寄村 組頭 良右衛門手扣。

嘉永5年9月。

1冊。横長半(かぶせ綴)。

138

慶応二寅年 十月 当田作不熟二付毛附 惣地主立会 千代治扣。(裏表紙)作場目付 千代治扣。

慶応2年10月。

1冊。横半半折(一ツ綴)。

139

慶応四辰九月 当田方不熟二付地主毛附帳 御馬寄村 千代治扣 ○印ハ新田分。

慶応4年9月。

1冊。横半半折(綴葉装一ツ綴)。

141

明治二巳年九月十九日`より`廿一日二至終 田方不作二付毛附帳 名主役人立会。(裏表紙)組頭 町田千代治扣。

明治2年9月。

1冊。横半半折(綴葉装一ツ綴)。

140

明治二巳歳十月八日`より`十日迄 不作二付 惣役人・組頭十五人・惣地主 立会毛附帳 御馬寄村 千代治扣。

明治2年10月。

1冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

6. 池普請

198

文化三年 寅七月 池御普請御領分被仰渡候書留帳 御馬寄村 百姓代 七左衛門 名主 市左衛門, 組頭 八

左衛門, 同断 傳之助, 同断 良右衛門, 同断 善三郎。文化3年7月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

199

文化三寅年 七月二日`より` 池御普請万扣帳 御馬寄村 良右衛門。

文化3年7月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

200

文化三年 寅七月廿三日 池普請二付太尾山`より` 被下材木松替扣 御馬寄村 役元。

文化3年7月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

201

文化五年 辰七月廿日初メ 池御普請被下人足元附 御馬寄村 良右衛門扣。

文化5年7月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

202

文化六年 巳九月日 御普請所出人足書上之覚 御馬寄村。

文化6年9月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

虫損。

203

弘化二己巳年 九月ヨリ 池御普請手扣 御馬寄村 組頭 町田良右衛門。

弘化2年9月(～嘉永元年)。

1冊。横半半折(綴葉装二ツ綴)。

852

弘化三丙午年ヨリ 池御普請一件書物入 組頭 良右衛門。

弘化3年。

[1袋]。[袋入一括]。

852-0

[袋]弘化三丙午年ヨリ 池御普請一件書物入 組頭 良右衛門。

1枚。袋。

破損。

852-1

(御領所御改役人役職人名書上)。

1枚。横美切紙。

852-2

申渡(文政度の文字金銀二歩判二朱銀等通用停止により別紙引替所にて引替につき):別紙 引替所書付(金・銀・上方筋金銀各引替所書上)。

1枚。横折紙。

写。

852-3

[絵図](大池浚場所坪割付図).

嘉永元戊申年(または歳)8月.

2 舗. 縦紙

南西「坤」部分・西部分各1枚。「西」部分には「引合」朱印押印.

852-4-1

(各村ごと人足人数書上, 同勘定書付).

8月7日寄.

1 通. 横折紙

もと-4 全体は水引の紙縫りにて一括. 水引紙縫り同封. 横切紙の切斷残片カ, 両端揃わず.

852-4-2

以上書奉申上候(池浚御普請のため延享四年・明和七年・文化三年に下された人足書上の通り, この度は一日五百人下されたく願につき).

弘化2巳年9月. 差出:御馬寄村, 矢嶋村. 受取:御双方 御出役中様.

1 通. 横美切紙

端裏「書役 水田権之助様. 柱目もと「覚」とあるも見せ消ち.

852-4-3

(村受・塩名田請・新田請ごと各村人数勘定書付).

1 枚. 横折紙

人足人数カ. 図面一部記載.

852-4-4

未年 十二日人足数(寄^メ書上および人足未進村ごと人数書付ほか).

1 枚. 横折紙

852-4-5

(池外周の各地点の間数図).

2 枚. 横美四ツ切紙

852-4-6

嘉永元年戊申七月ヨ里 池御普請仮日記 御馬寄村 組頭 良右衛門恒篤.

嘉永元年7月.

1 冊. 横半半折(綴葉装大和綴じ風).

852-4-7

池之方角(方位図).

1 枚. 縦紙

852-4-8

(池浚普請場間数坪数書上図).

1 枚. 横美切紙

もと-4-8~4-18 は-4-17 および-4-18 で包まれるように一括.

852-4-9

(廿三ヶ村・廿七ヶ村各村ごと人足人数勘定書付).

1 枚. 横折紙

端に2つ綴穴あり, もと一ツ綴の横長帳一部カ.

852-4-10

人足菅人二付(四方深さ大小別取場巾・向へ間尺試算書).

1 枚. 横折紙

852-4-11

十三日出人足(人名書上).

4月13日.

1 枚. 横折紙

852-4-12

(池浚普請場間数坪数坪割書上図).

1 枚. 縦美.

852-4-13

十日十一日十二日三日分人足(人数書上).

1 枚. 横切紙

852-4-14-1

十二日可参村々覚(各村人数書上).

1 通. 横切紙

もと-4-14-1~4-14-4 は折りたたまれて一括.

852-4-14-2

覚(三~七日人数差引書付).

1 通. 横折紙

汚損・破損.

852-4-14-3

(隸地村ほか8ヶ村各村人数書上).

1 枚. 横折紙

852-4-14-4

(相濱村ほか22ヶ村各村人数・不足人数書上).

1 枚. 横切紙

あるいは全て不足人数カ.

852-4-15-1

八月九日出人足(分担ごと人名書上).

1 枚. 横切紙

もと-4-15-1~4-15-12 は折りたたまれて一括.

852-4-15-2

(間数坪割計算図および畑高小作入初納米高勘定書付).

1 枚. 横切紙

852-4-15-3

(各尺取ごと尺数試算書および試算方法書).

2 枚. 小切紙

852-4-15-4

口上(坪割の様子宜しからず難形通り一村限り書取る取計い申遣しにつき).

2 日. 差出:市右衛門. 受取:池場出役中.

1 通. 横美切紙

難型部分は「何人 何村, 此坪何程, 深何尺取」.

852-4-15-5

(石井抜井両村分人足遣わされたき旨書付).

午8月11日. 差出:御馬寄村. 受取:望月本町.

1 通. 縦切紙

短冊様, 上部に綴穴1つ.

852-4-15-6

覚(三尺~壹尺五寸各深さごと菅坪人足人数試算書および人足菅人につき四面尺数・尺数書上).

1 通. 横折紙

一部切取り(横切紙または小切紙用紙原紙か)。

852-4-15-7

坪割覚(人足一人につき各尺取四面尺数・尺数試算書および試算方法書)。

作成:良右衛門扣。

1通。横折紙。

852-4-15-8

(坪割ごと掘取尺数割付図)。

1枚。縦紙。

人足1人につき掘取る尺数を昼前と昼後で定めなおした旨注記。

852-4-15-9

(各村人足各尺掘取場割付および着到人足坪数割付勘定書付)。

1枚。横美切紙。

852-4-15-10

(八日 \times 人数書付)。

1枚。小切紙。

852-4-15-11

(大日向村ほか3ヶ村人数・同 \times 分人数および二十年浚出来坪数書上)。

1枚。豎美四ツ切紙。

852-4-15-12

(八月二日～七日人数・六日間 \times 人数書上)。

1枚。横切紙。

852-4-16

(午年池普請入用につき金銭・石高・初俵数等勘定書付);(附1)(八左衛門役初俵数石高書上);(附2)(弘化四年池普請都合越石高・村高書上)。

1枚(附2枚とも)。横折紙。

短冊様の横美切紙(附1)・横美切紙(附2)が計2枚折り込まれていた。本紙は折目に切込みあり。

852-4-17

(小池付近間数・同北西区画間数書上図)。

1枚。横美切紙。

小屋の配地図か。

852-4-18

(大池普請坪割付図、部分)。

1枚。横美切紙。

差引し坪数不足の旨注記あり。

852-5

[書状](右代金この節差し支えるのでお貸し下されたく);(巻上ヶ部分)廿日出入人足(人名・資材書上)。

7月29日。

1通。横美切紙。

巻上ヶ部分の記載には、廿九日分もあり。

852-6-1

差上申一札之事(池浚御普請の節に買入れていた矢嶋村字丑ヶ窪の土出し場畑を私の諸役御年貢納にて任されるにあたり水減ほか両村へ迷惑をかけない旨)。

明治34年3月。差出:五郎兵衛新田 当人 甚右衛門

(印)、加判人 権助(印)。受取:御馬寄村・矢嶋村 御役元。

1通。縦紙(包紙とも)。

もと6 全体は紙縫りにて一括。紙縫り同封。包紙上ワ番「上一札 五郎兵衛新田 甚右衛門」。本紙を包紙で包んだ上、書状様に折りたたみ。

852-6-2-1

大池江鯉入候入用扣 申九月。

申9月(～10月・酉6月・亥4月～8月)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

4つに折りたたまれていた。

852-6-2-2

覚(八月十二日～廿一日分の生酒代請取)。

亥9月10日改。差出:嶋屋彦右衛門。受取:小平作 蔵様。

1通。横美切紙。

もと6-2-1～6-2-8 は紙縫りにて一括、6-2-1 末尾丁間に挟込み。紙縫りとも。

852-6-2-3

[矢嶋村小泉呉一書状](樋ただ今出来、右場所まで卯年よりあい届き云々)。

差出:矢嶋村 名主 小泉呉一。受取:御馬寄村 御名主 小平作蔵様 貴下用事。

1通。横美切紙。

852-6-2-4

覚(木代ほか金銭書上)。

6月16日。作成:宇(か) 平右衛門。

1通。横切紙。

人足駄賃か。

852-6-2-5

舌代(番ごや御片付につき)。

差出:嘉兵衛。受取:作蔵様。

1通。横美切紙。

852-6-2-6

(大小枚数差引書付)。

1枚。横美切紙。

852-6-2-7

(人名ごと金銭書付)。

1枚。横美切紙。

吉五郎ほか10名9筆。

852-6-2-8

(松木・綱糸・酒ほか諸品、人名・人数など書付)。

3枚。横美切横折紙。

852-7

[絵図](大池御普請浚改図)。

嘉永元戊申ノ8月。作成:ミマヨセ 町田恒篤 手扣。

1舗。60.2×60.7cm。

南を天としたときの地の向かって右側部分が9cm余縦に張り出している。堺杭・間竿目当位置、内法・外法間数など記載。

542

二番帳 嘉永元年 戊申ノ四月閉之 池御普請手扣 御馬寄村 組頭良右衛門「恒篤」。

嘉永元年 4月。

1冊 横半半折(綴葉装ニツ綴)。

表紙「内」は附箋(後筆)。

7. 国役御普請

228

安政三丙辰九月目論始 国役御普請願立諸事書留 組頭 良右衛門手扣。

安政 3年。

1冊 横長半(一ツ綴)。

汚損 綴紐切れ。

471

万延元年 庚申閏三月 国役・御普請 諸費手扣 組頭 良右衛門。

万延元年。

1冊 横半半折(綴葉装ニツ綴)。

8. 宗門送・人別送

613-19

縁女送一札之事(源助妹まき, 善九郎方へ縁談につき)。

安政5午年正月。差出:御馬寄村名主 市左衛門(印)。

受取:桑山村御名主 市兵衛殿。

1通 豎紙(包紙入)。

包紙上ワ書「送一札 御馬寄村」, 同附箋「甲戌 一月三日返章 渡し 町田良右衛門名前」。町田文書等貼紙。

613-4

人別送一札之事(百姓延吉妹しゆん縁談につき)。

明治2巳年10月。差出:水江澤村名主 半三郎(印)。

受取:御馬寄村 御名主 政之丞殿。

1通 豎紙。

町田文書等貼紙。

613-31

宗門送り一札(大平村宗左衛門娘かき, 小重郎方へ縁付につき)。

明治2年巳11月。差出:尾州中嶋郡荻安賀新田 大平村庄屋住田林七(印)。受取:信州佐久郡御馬寄村名主 御苗政之丞殿。

1通 豎紙。

町田文書等貼紙。

613-2

縁女送書之事(兵三郎娘とよ縁談につき)。

明治4年正月。差出:御馬寄村名主 小平八郎(印)。

受取:五郎兵衛新田 御名主 柳沢所平。

1通 豎紙。

町田文書等貼紙。

614-3

送り書之事(億蔵娘そめ, 御配下治太郎殿妻に内縁につき)。

明治4辛未年正月。差出:中尾新田 支配 高橋朝吉(印)。受取:御馬寄村 御名主 小平八郎殿。

1通 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-7

送籍返書之事(長六姉しう, 専右衛門妻に内縁整い)。

明治4未年正月。差出:春日村名主 川井八郎(印)。

受取:御馬寄村御名主 小平八郎殿。

1通 豎紙。

町田文書等貼紙。

613-6

人別送返書(初太郎妹なつ, 伊三郎妻に内縁整い)。

明治4辛未年2月。差出:比田井村名主 柳澤類次郎(印)。

受取:御馬寄村御名主 小平八郎殿。

1通 豎紙。

町田文書等貼紙。

613-1

差出申一札之事(百姓基助伴由次郎不埒につき)。

明治4年3月。差出:八満村組頭甘利健吾(印)[ほか2名]。受取:御馬寄村御役元中。

1通 豎紙。

端裏下貼紙「町田文書」(孔版), 奥裏下貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏藏」(ペン書き), -2 以下《町田文書等貼紙》と略記。

613-26

人別送り書之事(佐平娘ちか, 新五郎伴女房に内縁につき)。

明治4未年3月。差出:中野県御影御支配所小縣郡長久保宿名主 竹内彌一(印), 同 同善藏(印)。受取:小諸藩御支配所佐久郡御馬寄村御庄屋 御苗八郎殿。

1通 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-28

縁女送一札之事(金兵衛娘とよ, 午吉女房に内縁につき)。

明治4未年4月。差出:中野県支配所大谷地新田名主 久右衛門(印)。受取:小諸藩御支配所御馬寄村御名主 市左衛門殿。

1通 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-27

送籍状之事(弟美加治, 町田彦右衛門方へ養子入につき)。

明治4辛未年5月。差出:上桜井村名主 竹内秀作(印)。受取:御馬寄村 小平八郎殿。

1通 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-5

縁女引取返書(仁左衛門娘あい, 村方百姓利七方へ内縁整い)。

明治4辛未年7月。差出:長野県管下 佐久郡和田村名主 甘利賢助(印)。受取:小縣郡御管下同郡御馬寄村 御名主 小平八郎殿。

1通。 竪紙。
町田文書等貼紙

613-29

送返書之事(庫太郎弟安蔵、伊右衛門方へ養子縁談整い)。

明治4未年7月。差出:御馬寄村名主 小平八郎(印)。受取:本新町村御名主御苗彦四郎殿。

1通。 竪紙(包紙入)。
町田文書等貼紙

613-8

送籍返書之事(宇市姉つき、種作妻に縁談整い)。

明治4年8月。差出:長野県御影出張附春日村名主 川井八郎(印)。受取:小諸縣御管下御馬寄村御名主 小平八郎殿。

1通。 竪紙。
町田文書等貼紙

613-30

人員送返書之事(藤次郎娘よね、組頭消兵衛倅女房に内縁整い)。

明治4辛未年8月。差出:御馬寄村名主 八郎(印)。受取:小宮山村御名主 七郎殿。

1通。 竪紙(包紙入)。
町田文書等貼紙

613-25

送籍返書之事(山浦七郎右衛門娘せん、今井善八嬢に縁談につき)。

明治4未年11月。差出:春日村名主 川井八郎右衛門(印)。受取:御馬寄村御名主 小平八郎殿。

1通。 竪紙(包紙入)。
町田文書等貼紙

9. 退役

694

乍恐以書付奉願上候(全体虚弱・近年勝手向不如意のため組頭役退役につき)。

弘化4年丁未正月。差出:御馬寄村 組頭 良右衛門。受取:御名主・御役人 衆中。

1通。 竪紙。
下巻。

10. 一般

230

明治四辛未年 從七月 御鑑札願人江渡帳 御馬寄村 役場。

(明治4年)12月朔日。作成:出役 良右衛門。

1冊。 横長半(一ツ綴)。
表紙上附箋「(通行)」(後筆)。

1143-73-26

記(「壬申十月廿四日着仕候」)。

壬申10月24日。作成:佐久郡御馬寄村組頭町田良右衛門。

1通。 小切紙。

3. 戸籍区以後

(シリーズ記述)

明治政府下の御馬寄村では、地租諸税・戸籍・学校・徴兵等などの一般的・制度的変化に加え、明治6年(1873)に発足した船橋会社が橋銭を徴収して中山道千曲川通行を確保する、という大きな変化があった。村内の学校は、明治6年に大圓寺へ修省学校——のち修省学校御馬寄学校、御牧学校御馬寄支校——が設置されている。明治12年(1879)の「村誌」によれば、物産として米1,340石(中等, 700石自用・500石酒造用), 大麦132石(以下, 小麦の一部以外自用), 小麦96石, 大豆56石, 小豆2石, 蕎麦3石, また空蛹5貫目(上野国へ輸出), 生糸45貫目(上等, 横浜へ輸出), 蚕種紙210枚(郡内・上野国へ販売), 御種人參1,600斤(中等, 横浜へ輸出), 瓦4万枚(近村へ販売), 素麺190貫目(市街へ輸出)があり、多様な生業の成立をうかがえる(町田96など、『長野県町村誌 東信篇』にも収載)。

本項目下へは、当時(戸籍区設置以後)の御馬寄村において、村共有の文書・記録か、町田家の者の役職等就任にともない伝存したそれか、区別できない分を取めた。本項目の下位項目は、いま略述したような変化が資料の構成へ影響しているように思われたため、当時の村の各機能または戸長等村役人の職務内容を留意しつつ、一連の資料の内容をもとに仮設した。

1. 地租諸税

653

[官庁請取類]

[明治5~9年]

[9通] [一括]

653-1

職猟銃免許料受取(金5円)

明治7年1月28日。差出:佐久出張所租税課(印)。受取:御馬寄村。

1通。堅切紙。

653-2

証(寺上知払下代金20円余)。

明治9年1月29日。差出:佐久出張所租税課(印)。受取:御馬寄村願人宮里察山。

1通。堅切紙。

653-3

証(置粉7俵余相渡す)。

(明治5)壬申11月29日。差出:佐久出張所出納課(印)。受取:御馬寄村戸長副。

1通。堅切紙。

653-4

証(粉6俵請取)。

(明治5)壬申5月7日。差出:佐久出張所(印)。受取:信州佐久郡御馬寄村納人町田武左衛門。

1通。堅切紙。

653-5

証(国役金9両余請取)。

(明治5)壬申5月27日。差出:佐久支庁(印)。受取:佐久郡御馬寄村納人小平八郎。

1通。堅切紙。

653-6

壬申国役金請取(金9円余)。

明治6年10月23日。差出:佐久出張所租税課(印)。受取:御馬寄村。

1通。堅切紙。

653-7

記(粉54俵余請取)。

(明治5)壬申7月20日。差出:佐久出張所(印)。受取:御馬寄村納人組頭清兵衛。

1通。堅切紙。

653-8

記(金7円40銭余請取)。

明治6年5月21日。差出:長野県佐久出張所庶務課(印)。受取:第九区佐久郡御馬寄村小平八郎。

1通。堅切紙。

653-9

記(永21貫109文請取)。

(明治5)壬申10月29日。差出:佐久支庁。受取:御馬寄村。

1通。堅切紙。

628

明治五壬申年七月辛未租税粉附払目録 佐久郡御馬寄村(租税粉68俵6匁7合6勺)。

明治5壬申年7月22日。差出:佐久郡御馬寄村百姓代町田武左衛門(印),組頭町田良右衛門(印),名主小平八郎(印)。受取:長野県佐久御出張所。

1冊。堅半(二ツ綴)。

630

記(壬申年貢上納,旧小諸藩より拝借粉分):(附)壬申年租税納辻・癸酉年租税納辻。

明治6癸酉年1月18日。差出:佐久郡第九区御馬寄村副区長小平八郎,惣代相濱村副戸長碓氷重右衛門(印)。受取:長野県権令立木兼喜殿。

1冊(附1通とも)。堅美(一ツ綴)。

1~2丁目に横折紙1点(附,紺色罫紙)挟込み。

30

明治七年一月從 諸夫銭取立出入調簿 御馬寄村。

明治7年1月26日~30日。

1冊。横長半(もと下ヶ二ツ目綴)。

綴の現状は下げる部分を裏面で結ぶ。

1360-11(39)

[町田仙右衛門書状](雑税取調につき)。

(明治9年)4月15日。差出:在勤町田仙右衛門。受取:御同勤御中。

1通。堅折紙。

黒色罫紙。年代補記「(明治九年)」(ペン書き)。

1141-87

明治十年從一月至十二月諸費地価掛(明治十一年諸費・明治十二年諸費別及地方税調之事とも):(附)(10~12年分山浦儀助地価金ほか書上)。

(明治10年~12年)。

1冊(附1枚とも)。横長半(一ツ綴)。

表紙なし。1~2丁目に横折紙1枚(附)挿込み。

1137-49

(所得税の適用に際しての諸規定書付)。

1通。横切紙。

柱部分「北佐久郡八幡村外六ヶ村戸長役場」罫紙。

2. 戸籍事務

1

明治四辛未年十二月元小諸県管轄第六区戸籍 信濃国佐久郡 御馬寄村之分。

明治4年12月。

1冊。堅美(かぶせ綴)。

本文「小諸」黒色罫紙。控または写カ。

11

明治七年十一月改 長野県管轄第四大区戸籍之拾貳六小区ノ内 信濃国佐久郡 八幡村 蓬田村 桑山村 御馬寄村。

明治7年11月。作成:第四大区 副区長 木内源太(朱印), 副戸長 依田源四郎(印), 同断 依田仙右衛門(印)。

1冊。堅美(かぶせ綴)。

本文「長野県」藍色罫紙。控カ。

5

明治七年十一月改 長野県[管]轄第四大区戸籍之七六小区ノ内 信濃国佐久郡 八幡村 蓬田村 桑山村 御馬寄村。

明治7年11月。作成:第四大区 副区長 木内源太(朱印), 副戸長 依田源四郎(印), 同断 依田仙右衛門(印)。

1冊。堅美(かぶせ綴)。

表紙一部欠損。本文「長野県」藍色罫紙。控カ。

○送籍

1346

送籍証(村松村西村安吉弟西村吉五郎町田彦右衛門方へ養子に熟談ととのうにつき)。

明治12年9月1日。差出:右(三重県伊勢国度会郡村姿)村外式々村戸長 竹之内利平(朱印)。受取:長野県信濃国 北佐久郡御馬寄村 戸長御中。

1通。堅美紙。

紺色罫紙。端朱筆「第貳拾六号」。紙面に「村松村横山 新開有瀧村 戸長役場」朱印, 同割印押印。

○寄留

1351

寄留証(御馬寄村山浦源助ほか二名小諸町土族笹井信之方へ出稼)。

明治12年5月28日。差出:右区(長野県第七大区五小区)副戸長 依田源四郎(朱印)。受取:北第六大区三小区正副戸長御中。

1通。堅美紙。

「長野県北第七大区五小区」小豆色(もと朱色カ)罫紙。端朱筆「第三十号」。

3. 徴兵下調

615

徴兵人別表(御馬寄村町田作太部分)。

明治14年。

1通。堅切紙。

白紙1枚あり。

4. 土地

124

御下帳十九冊写。(裏表紙)明治四辛未年十二月 名主小平八郎 改之。

(寛保年間~安政年間)。

1冊。横長美(一ツ綴)。

寛保以来の「御馬寄村当水押引帳」等を書き写したもの。

123

明治四辛未年 十二月 百姓屋鋪御歩面取調書上帳 御馬寄村。

明治4年12月。

1冊。堅美(かぶせ綴)。

41

明治六癸酉年 一月改 字限反別合高記録 御馬寄村。

明治6年1月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

126

官有地之内御処分場ヶ所限取調帳 北第七大区五小区 佐久郡 御馬寄村。

明治12年。

1冊。堅半(一ツ綴)。

1360-11(4)

覚(畑地面積分米等改書上, 幸藏分)。

辰12月。

1通。横美切紙。

1202-9-40

(分米高×石高, 同田畑種別ごと反別石高内訳)。

1枚。横切紙。

断片, 前欠カ。

1202-9-41

測量御改メ(塩名田船会所西より村方二番刎先まで他)。

1枚。横折紙。

1202-9-42

[包紙](朱筆)「村内測量調 平井様御出張之事」。

1枚。堅紙。

「回章 第九区」[御馬寄村始]等記載あり。-9全体を下から包む。紙縫り紐とも。

○用水約定

718

[用水約定証文](明治八年地籍編纂時に五郎兵衛新田村より分裂のため)。

[明治19年]。

[5綴]。[一括]。

718-1

條約書(御馬寄村字下起し五等田 1筆の用水灌溉・同費用ほか従前通りにつき)。

明治19年3月。差出:右(御馬寄村) 町田良右衛門(朱印)。受取:北佐久郡八幡邨外六ヶ邨戸長 平嶋省三殿。

1冊。堅美(一ツ綴)。

朱色罫紙。1錢証券印紙。

718-2

條約書(御馬寄村字三反田六等田 1筆の用水灌溉・同費用ほか従前通りにつき)。

明治19年3月。差出:右(御馬寄村) 町田良右衛門(朱印)。受取:北佐久郡八幡邨外六ヶ邨戸長 平嶋省

三殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 1 銭証券印紙.

718-3

條約書(御馬寄村字塚田六等田 1 筆の用水灌漑・同費用ほか従前通りにつき).

明治 19 年 3 月. 差出:右(御馬寄村) 町田良右衛門.
受取:北佐久郡八幡郵便外六ヶ郵便戸長 平嶋省三殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙 標題上付箋「町田甚左エ門分, 松川文之丞ヨリ良右エ門名前ニテ買入候, 従前ヨリ字塚田ニハ良右エ門分ナシ」.

718-4

條約書(御馬寄村 860 番字塚田七等田 1 筆の用水灌漑・同費用ほか従前通りにつき).

明治 19 年 3 月. 差出:右(御馬寄村) 町田甚左衛門.
受取:北佐久郡八幡郵便外六ヶ郵便戸長 平嶋省三殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙.

718-5

條約書(御馬寄村 858 番字塚田七等田 1 筆の用水灌漑・同費用ほか従前通りにつき).

明治 19 年 3 月. 差出:右(御馬寄村) 町田甚左衛門.
受取:北佐久郡八幡郵便外六ヶ郵便戸長 平嶋省三殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

朱色罫紙.

5. 地租改正

619

[地租改正関係書類].

[明治 5 年~明治 9 年].

[6 冊]. [一括].

619-1

第五大区 田方收穫所得米反当表(一~四小区各村分書上, 本表反当りにより県庁見込みの通り仰付けられても異存ない旨, 「委任状之事」とも写).

明治 9 年 2 月 28 日. 作成:村々 連印;(委任状)第五大区 三小区 連印.

1冊. 横長半(一ツ綴).

619-2

(御馬寄村・蓬田村・桑山村・八幡村・矢嶋村・五郎兵衛新田村の明治 5~7 年の租税納辻書上).

1冊. 堅半(一ツ綴).

紺色罫紙.

619-3

従来高外与唱来り候分御書上下調 但辛未御免状江引合(百姓屋敷・郷藏敷・永荒など).

明治 5 壬申年 10 月. 差出:佐久郡御馬寄村 百姓代 町田武左衛門(印), 組頭 町田良右衛門(印), 名主 小平八郎(印). 受取:長野県 佐久 御庁.

1冊. 堅半(二ツ綴).

紺色罫紙 標題は表野外朱筆端書より.

619-4

(第二大区・第四大区田畑反別等書上, 第四大区六小区田畑收穫反当り帳, 反当り收穫量割当方につき口上書など綴).

(明治 9 年 2 月~4 月 30 日).

1冊. 堅半(一ツ綴).

中に数冊を綴込む. 紺色罫紙・茶色罫紙等使用.

619-5

明治九年二月より四月二至四大区会所へ出頭ニテ毎度反当り仕出し書類(第四大区下各小区各村反別書上・勘定等).

(明治 9 年 2 月~4 月).

1冊. 堅半(一ツ綴).

中に数冊を綴込む. 「長野県下第四大区 会所」茶色罫紙・紺色罫紙等使用. 標題は表野外端書より.

619-6

(田畑屋敷林等面積等級検査出来米ならびに地価目的書取調書上).

明治 6 年 11 月. 差出:第九区 佐久郡御馬寄村 百姓代 町田佐太郎(印), 同 町田武左衛門(印), 副戸長 町田清兵衛(印), 同 山浦健六(印), 同 町田良右衛門(印), 戸長 小平八郎(印). 受取:長野県参事榑崎寛直殿.

1冊. 堅半(四ツ目縫い綴じ).

綴目に印(良右衛門印)あり. 日付記載朱筆にて十月三十一日に訂正, 差出記載中戸長に朱筆合点・宛先記載朱筆合点により削除訂正.

1138-104

(田畑屋敷林等味厚薄検査地価取調書).

明治 6 年 11 月. 差出:一 一, 百姓代・副戸長・戸長連印. 受取:御名宛.

1冊. 横長半(一ツ綴).

292

明治八年五月御布令 地租御改正御規則 人民心得書御雛形書 御馬寄村 村用係.

明治 8 年 5 月.

1冊. 堅美切半折(四ツ目縫い綴じ).

表紙は「小諸荒町 柳田茂十郎 諸国 御茶所」「柳田園」包紙裏面使用. 本文木版または活版. 1 丁目綴目近くに「御馬寄村」印押印.

291

明治八年九月廿八日 田畑宅地收穫總計取調簿 第四大区六小区 御馬寄村.

明治 8 年 9 月 28 日.

1冊. 堅半(一ツ綴).

水色罫紙 標題肩朱筆「不用」.

293

明治八年十月三日再調 田畑宅地收穫米總計取調帳 第四大区六小区 御馬寄村:(附)地位段級表收穫所得米平均.

明治 8 年 10 月.

1 綴(1 冊 1 点). 堅半(一ツ目結び綴じ;ニツ綴ほかとも).
表紙標題右上臚朱筆「書上ヶノ控」. 藍色野紙.

294

明治八年十一月 地順收穫總計調帳 第四大区六小区
信濃国佐久郡 御馬寄村 上帳扣.

明治 8 年 11 月.

1 綴(3 冊). 堅半(一ツ目結び綴じ;ニツ綴とも).

表紙年代「八」は貼紙訂正(訂正前「九」年), 標題上朱筆「全」,
標題左臚朱筆「明治九年五月廿七日 県庁御引合相違ナシ」.
藍色野紙.

296

[田畑宅地收穫等取調および反当平均ヶヶ村取極控].

[明治 9 年]. 作成:[第四大区六小区 御馬寄村].

[1 綴(3 冊)]. [堅(一ツ目結び綴じ)].

296(1)

田畑宅地收穫反当平均ヶヶ村取極扣 第四大区六小区
御馬寄村.

明治 9 年. 作成:御馬寄村 用掛 町田良右衛門(印),
同 町田仙右衛門(印), 代議人 町田美和次(印)[ほか五
郎兵衛新田・八幡村・蓬田村・桑山村・矢嶋村各村用掛・
代議人・下調人計 19 名連署うち 8 名連印].

1 冊. 堅半(ニツ綴).

「長野県下第四大区 六小区」藍色野紙. 表紙右上後筆「明治九
年」(鉛筆書き).

296(2)

(御馬寄村・桑山村・八幡村・矢嶋村・五郎兵衛新田・蓬
田村各田畑宅地反別同総計書上).

(明治 9 年 1 月).

1 冊. 堅半(四ツ目縫い綴じ).

「長野県下第四大区 六小区」藍色野紙. 末尾後筆「明治九年一
月十八日 書上差出シ之控」(ペン書き).

296(3)

明治九年二月三日 田畑宅地收穫并小作米取調帳 第
四大区六小区 御馬寄村.

明治 9 年 1 月 18 日. 作成:右村用掛 町田良右衛門,
同 町田仙右衛門, 代議人 町田美和次.

1 冊. 堅美(一ツ綴).

「長野県下 第四大区六小区」紺色野紙. 表紙右上朱筆「書上之
控」.

300

明治九子年一月十九日差出シ 田畑宅地收穫并小作
米取調帳 第四大区六小区 御馬寄村.

明治 9 年 1 月 18 日;明治 9 年 1 月 19 日. 差出:右(御
馬寄)村代議人調印, 村用係調印. 受取:名宛無之.

1 冊. 堅半(ニツ縫い綴じ).

「長野県下第四大区 六小区」藍色野紙.

299

明治九年二月 田畑收穫并小作米取調帳 六小区 御
馬寄村.

明治 9 年 2 月 3 日. 作成:第四大区六小区 御馬寄村
用掛 町田良右衛門(印), 同 町田仙右衛門(印), 代議人

町田美和次(印).

1 冊. 堅半(ニツ綴).

「長野県下第四大区 六小区」藍色野紙. 綴目に町田良右衛門
印あり. 下部附箋多数.

295

明治九年三月 当四大区村々田島宅地反別調 六小区
御馬寄村扣.

明治 9 年 3 月.

1 冊. 堅半(ニツ綴).

藍色野紙.

301

明治九年四月 等外畑一筆限取調帳 第四大区六小区
佐久郡 御馬寄村.

明治 9 年 4 月. 差出:右(御馬寄)村 代議人 山浦七左
衛門(印), 同 町田佐太郎(印), 同 町田美和次, 用掛
町田仙右衛門(印), 同 町田良右衛門(印), 副戸長 依田
仙右衛門. 受取:長野県権令橋崎寛直殿.

1 冊. 堅半(ニツ綴).

黒色野紙.

298

明治九年五月二日出県 第四大区ノ内六小区收穫米取
調上帳之扣 并等外田畑取調共 御馬寄村.

明治 9 年 5 月 2 日. 差出:御馬寄村 代議人 山浦七左
衛門, 用掛 町田良右衛門[ほか五郎兵衛新田代議人 2
名・用掛 1 名, 矢嶋村・八幡村・蓬田村・桑山村代議人・
用掛各 1 名], 副戸長 依田仙右衛門[ほか 1 名];右八幡
村 用掛 依田音藏[ほか村 4ヶ村用掛計 5 名], 副戸長
依田仙右衛門. 受取:長野県地租御改正掛御中;長野
県地租改正御掛御中.

1 冊. 堅半(ニツ綴).

302

明治十年一月 田畑宅地内訳取調帳 第七大区五小区
佐久郡御馬寄村扣.

明治 10 年 1 月.

1 冊(括り紐とも;2 冊のうち). 堅半(ニツ綴).

もと 303 と麻紐で一括.

303

明治十年一月 田畑宅地内訳取調帳 第七大区五小区
佐久郡 御馬寄村.

明治 10 年.

1 冊(2 冊のうち). 堅美(ニツ綴).

もと 302 と一括. 本文薄藍色野紙.

1141-85

記(郷宿より呼出人).

未 11 月 10 日. 受取:御馬寄村名主中.

1 通. 横切紙.

1360-11(72) ,

記(大区会所にて各村立替金).

1 通. 横折紙.

6. 諸事変

835-1

記(信濃国筑摩郡上田村木挽職野田又吉, 病氣にて臥せ居る旨連絡につき).

(明治7年3月). 作成:長野県第九区佐久郡御馬寄村戸長飛脚農 山浦民次郎, 右戸長小平八郎(印).

1通. 豎紙

「第九区」青色罫紙

835-2

記(野田又吉介抱・埋葬入用書上).

(明治7年3月).

1通. 横折紙

835-3

記(野田又吉介抱・埋葬入用書上).

(明治7年3月).

1通. 横折紙

朱筆にて「3」.

7. 学校

376

明治十一年七月改正 学資金各家明細簿 御馬寄邨修省学校.

明治11年7月. 作成:修省学校執事 町田武左衛門, 世話掛 山浦一助, 同 柳澤孫右衛門, 同 鈴木一郎, 同 町田長四郎, 同 小林惣四郎, 立会勘査委員 町田良右衛門(印), 同 町田仙右衛門(印), 同 町田佐太郎, 同 山浦儀助.

1冊. 豎美(四ツ目綴, 不完全).

579

明治十三年九月 積金受取帳 町田志津太 修省学校 [朱印].

明治13年9月.

1冊(2冊のうち). 横美半折(綴葉装一ツ綴).

もと579と580は括り紐で一括, 紐とも. 綴目に朱印, 表紙押印に同じ, 同印文「修省学校之証」.

580

明治十三年九月 積金受取帳 修省学校 [朱印] 町田良右衛門.

明治13年9月.

1冊(2冊のうち). 横美半折(綴葉装一ツ綴).

綴目に朱印, 表紙押印に同じ, 同印文「修省学校之証」.

1359-76

[佐久出張所詰小平八郎公用状](当村学校所, 隣区塩名田村をも当村へ合わせたく局長様より御談事あり村吏等早々書面で伺うよう, 明廿八日役人のうち一名・世話方のうち心得た衆出頭につき); 副紙(当村学校設置, 困難につき願書案カ).

5月27日(封筒・本紙とも). 差出:佐久出張所詰 小平八郎; (副紙)小平. 受取:御馬寄村吏 町田良右衛門殿; (副紙)御役人中.

2通. 横切継紙(封筒入, 副紙とも).

封筒裏朱筆「矢島村戸長殿へ頼濟也」, 封印「小平」(朱印). 封筒に本紙・副紙2通入り. 本紙・副紙とも紙面に朱筆書き込み.

1360-11(70)

記(学校廃止につき, 雑型).

作成:世話掛.

1通. 豎切紙

1390-45

御馬寄学校資金之内変換願(下書, 金員返済できかね, 抵当物にて詫入).

差出:北佐久郡御馬寄村 学校資金関係人一, 一, 一, 戸長 一. 受取:北佐久郡長宛.

1通. 豎紙

朱色罫紙

8. 印影・書類事務

1360-11(40)

御届(印形変更につき).

明治9年3月26日. 差出:第四大区六小区佐久郡御馬寄村鈴木一郎(印). 受取:第四大区六小区取扱所御中.

1通. 豎折紙

青色罫紙

1360-11(42)

記(御馬寄村山浦勝助横浜太田町まで罷り越すにつき証書差出の旨).

明治9年7月1日. 作成:第四大区六小区副戸長依田源四郎(印).

1通. 豎紙

黒罫紙

1387-74

[寺尾平右衛門書状](役場書類消印手續につき照会).

(明治年間). 差出:寺尾平右衛門. 受取:御馬寄邨町田良右衛門様.

1通. 横切紙

9. 諸帳簿管理

497

信濃国佐久郡御馬寄村 古代書類・明治五年迄 諸帳引渡目録 戸長小平八郎(書印)(明治七年迄の引継内容を含む計四回分の引継記録の写と一回分の引継記録の控).

1.明治7年戊7月20日;2.明治10年9月;3.明治11年5月10日;4.明治12年6月30日;5.明治14年12月2日. 差出:1.佐久郡御馬寄邨旧戸長小平八郎(書印);2.旧用掛町田良右衛門(書印), 同町田仙右衛門(書印);3.旧用掛町田美和次(書印), 同町田佐太郎(書印);4.旧用掛山浦一助(書印), 代議人町田甚太郎, 町田長四郎, 山浦為太郎;5.旧戸長町田良右衛門(朱印). 受取:1.第四大区六小区同村用掛町田良右衛門殿, 同町田仙右衛門殿, 代議人町田美和次殿, 同町田佐太郎殿, 同山

浦七左衛門殿;2.用掛町田美和次殿, 町田佐太郎殿, 外代議人御中;3.用掛山浦一助殿, 代議人町田甚太郎殿, 同町田長四郎殿, 同山浦為太郎殿;4.戸長町田良右衛門殿;5.戸長町田仙右衛門殿。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

最末尾(裏表紙)の差出のみ実際に朱印捺印あり, 裏表紙手前までと筆跡を異にする(裏表紙手前までの写部分は町田良一の筆跡に類似するも裏表紙捺印により本項目へ配列)。

10. 諸修繕

654

以書付奉願上候(検査後封印の村方貯穀蔵の板敷崩落のため封印放印・手入積替えにつき)。

明治7年第7月12日。差出:第九区副区長兼 佐久郡御馬寄村戸長 小平八郎(印)。受取:長野県参事榑崎寛直殿。

1通. 豎半紙。

藍色野紙 標題訂正前「至急伺書」, もと蔵処置につき伺書案。押印あるも下書か。

11. 往還道橋

95

千曲川往還橋新規掛渡諸入用書上帳 佐久郡 塩名田村・御馬寄村。

明治5壬申年5月27日。差出:佐久郡御馬寄村 名主 小平八郎(印), 塩名田村 名主 丸山彦兵衛(印)。受取:長野県 佐久御出張所。

1冊. 豎半(二ツ綴)。

本帳下へ附箋露出, 取扱注意。

551

[千曲川往還橋銭渡船賃明細書上扣, 附届書類共]。

[明治5年]。

[5点]。[一括]。

551-1

記(千曲川往還橋銭取立ならびに渡船賃請取方そのほか明細書上につき)。

明治5壬申年6月。差出:佐久郡塩名田村 名主 丸山喜市, 御馬寄村 名主 小平八郎。受取:長野県 佐久御出張所。

1冊. 豎半(四ツ目縫い綴じ)。

藍色野紙。

551-2

記(千曲川幅長・同延長, 井堰・各所往還土橋・同板橋ほか幅・深さ・長さ等書上)。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

御馬寄村内各所。

551-3

記(橋台枠玉・貫木・橋台木・笠木ほか材木等本数代金寸法, 人足・大工人数賃銀等書上および金額集計)。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

本文附箋多数。

551-4

乍恐以書付奉願上候(千曲川往還橋従前附属村々廃止により橋掛渡し・落橋中渡船の始末取調べ差上げたところ橋掛渡し受負人へ仰付けにつき両村難渋)。

1枚. 豎紙。

下書または後欠か。

551-5

記(渡船ならびに橋銭一ヶ年銭取高, および定番扶持米・同給金・薪・油ほか入費仕訳書上および金額集計)。

1綴. 豎半(ひねり綴)。

94

千曲川新規橋掛々渡諸入費書上 佐久郡 塩名田村・御馬寄村。

明治5壬申年6月。差出:佐久郡塩名田村 名主 丸山喜市(印), 同御馬寄村 名主 小平八郎(印)。受取:長野県 佐久御出張所。

1冊. 豎半(二ツ綴)。

本帳下へ附箋露出, 取扱注意。

774

記(御馬寄村地内中山道往還丁数書上扣)。

明治5壬申年7月。差出:御馬寄村百姓代町田茂左衛門, 組頭町田良右衛門, 名主小平八郎。受取:長野県 佐久御役所。

1通. 豎紙。

237

明治六年十二月 隣村里程取調 御馬寄村。

明治6年12月。作成:調人 昭造, 美和次。

1冊. 横半半折(一ツ綴)。

775(2)

以書付奉願候(近衛歩兵通行人馬雇揚げ賃不足金償却につき);(附)記(別紙割賦高書上)。

明治9年8月24日。差出:六宿并助郷村々 戸長副連印。受取:長官宛。

1通. 豎半。

藍色野紙。端に2ヶ所綴穴あり, もと一ツ綴の冊子か。六宿は小田井・岩村田・塩名田・八幡・望月・芦田。

1202-9-31

記(駒寄澤橋の松代金・本数書付・橋掛人足扣, 明治14年8月調ニテ御渡し分書抜)。

(明治14年ころか)。

1冊. 横長半(ひねり綴)。

489

明治十四年 道路改良資金有志名簿 世話掛(趣意書のみ, 人名記載なし)。

明治14年。

1冊. 豎半(二ツ綴)。

朱色野紙。綴部に印(印文「塩利」)。内容:地内山之前耕地ヲ貫通シ県道一等甲州街道ニ接スルノ中間五百余間ノ旧道ヲ広開シ或ハ新道ヲ開設シ南ハ森山新田ヨリ北ハ中島ニテ国道ニ属スルノ一直線路ヲ新設スルノ発意。

775(1)

「明治九年八月 近衛歩兵演習通行人馬雜立の不足金割賦」(表紙).

1 枚. 堅紙
ペン書き.

12. 村吏

28

(1)明治七甲戌年 一月より`村吏出庁順番帳 第九区御馬寄村;(2)明治七稔甲戌一月ヨリ 村吏出勤録 第九区御馬寄村.

(1)(明治7年1月10日~3月);(2)(明治7年1月6日~19日).

2 冊合綴. 横長半(一ツ綴).

(1)は県庁への出役順記録, 出役人押印. (2)は村内役人出勤記録(職務概要とも).

13. 村誌

554

(信濃国佐久郡御馬寄村誌稿).

(明治初年).

1 冊. 堅半(一ツ綴).

丹色野紙.

552

番外(写. 政府地誌編輯につき調査差出の旨達, および皇国地誌編輯差出につき第九拾七号明治八年六月使府県宛太政大臣三條實美達ならびに皇国地誌編輯例則の引用).

明治9年11月. 差出:長野県権令榑崎寛直. 受取:北各区々戸長.

1 冊. 堅半(一ツ綴).

茶色野紙

98-1

村誌 北第七大区五小区 佐久郡御馬寄村扣 草稿 村扣.

明治10年9月15日. 差出:長野県北第七大区五小区信濃国佐久郡御馬寄村 惣代 町田佐太郎(印), 同 町田仙右衛門, 同 町田良右衛門(印), 代儀人 町田豊次郎, 同 町田利助, 同 町田儀作(印), 用掛 山浦一助(印), 用掛 町田美和次, 副戸長 依田仙右衛門, 同 依田源四郎. 受取:長野県権令榑崎寛直殿.

1 冊(5点のうち). 堅美(二ツ綴).

表紙に朱筆「脱合済」「反古物」とあり, 標題を朱で見せ消し. 本

文「長野県北第七大区五小区」深緋色野紙. 下書きしたものか.

98-2

(村誌本文).

(明治12年). 作成:(信濃国佐久郡御馬寄村).

1 冊(5点のうち). 堅美(一ツ綴).

附箋・貼紙あり, 取扱い注意. 「長野県北第七大区五小区」小豆色野紙. 年代は文面より推定(96・97 とほぼ一致).

98-3

(村誌本文・部分).

(明治12年). 作成:(信濃国佐久郡御馬寄村).

1 綴(5点のうち). 堅美(一ツ目結び綴).

本文小豆色野紙. 年代は文面より推定(96・97 とほぼ一致).

96

村誌 北佐久郡 御馬寄村;(附1)口上(村誌取調事項書上, 送付期日, 長野出頭等につき);(附2)(用水・学校・雑税ほか村誌取調事項書上, 附・清酒上納金額書付).

明治12年5月;(附1)9月24日. 差出:長野県下 信濃国北佐久郡御馬寄村 惣代 同 町田佐太郎(印), 同 町田仙右衛門(印), 同 町田良右衛門(印), 代儀人 山浦爲太郎(朱印), 同 町田長四郎(朱印), 同 町田甚太郎(朱印), 用掛 山浦一助(朱印), 副戸長 依田源四郎;(附1)土屋左右衛門. 受取:長野県令榑崎寛直殿;(附1)町田良右衛門様.

1 冊(附1通版1冊とも). 堅美(かぶせ綴);(附2)堅半(ひねり綴).

96~98まで紐により5冊一括. 表紙丁内に堅紙書状1通(2枚;附1)・堅半仮1冊(附2-1, 附2-2とも). 附2-1の2丁目丁内に小切紙(附2-2)あり, 附2-1は東雲色野紙. 本文「長野県北第七大区五小区」深緋色野紙. 控か.

97

村誌 北佐久郡 御馬寄村.

明治12年5月. 差出:長野県下 信濃国北佐郡(ママ)御馬寄村 惣代 同 町田佐太郎, 同 町田仙右衛門, 同 町田良右衛門, 代儀人 山浦爲太郎, 同 町田長四郎, 同 町田甚太郎, 用掛 山浦一助, 副戸長 依田源四郎. 受取:長野県令榑崎寛直殿.

1 冊(5点のうち). 堅美(かぶせ綴).

本文藍色野紙. 控か.

4.副戸長・村用掛

(シリーズ記述)

戸籍区設置以後(明治時代)の御馬寄村で, 町田家の者が村の役職を勤めたことから伝存したと考えられる分を収めた. その役職は本項目名に示すとおりで, 就任者は町田良右衛門道喜である. 配列根拠は, 資料中の町田家の者の人名や役職肩書の記載・表現等である. いま各役職内容の別は不明のため, 役職ごとの区別はしていな

い。下位項目は、内容的・物的小群をなす一連の資料のその内容から設定し、必ずしも3.戸籍区以後の下位項目と一致しない。

記述単位件数の割合からは、下位項目2.戸籍事務と4.地租改正が大きく(本項目へ配されるべき分を含むかもしれない3.戸籍区以後の件数を考慮しても)、当時この役職の果たした主要な内容をうかがえよう。

1. 地租諸税

33

明治五年十月 壬申租税金初納割賦取立帳 佐久郡御馬寄村。

明治5年10月。作成:右村 当区副区長 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田む左衛門(印), 同 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

もと33~39まで紙継りにて一括。村民各人押印・「取」印。

34

明治五年十一月 壬申租税金二納割賦取立帳 佐久郡御馬寄村。

明治5壬申年11月。作成:御馬寄村 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 百姓代 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

村民各人押印・「取」印。

35

明治六年癸酉一月 壬申租税金三納割賦取立帳 佐久郡御馬寄村。

(明治6年)癸酉1月。作成:戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

表紙年代記載も「明治五年…」とあるも「五」を「六」と貼紙訂正。村民各人押印または「相済印」。

40

明治六年三月 壬申租税金皆済仮割賦帳 御馬寄村。

明治6年癸酉3月。作成:戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎(印)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

村民各人押印。

37

明治六年十一月十日 癸酉租税金取立帳 初納 御馬寄村。

明治6年11月。作成:御馬寄村 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴, 下紐付き)。

村民各人押印。

36

明治六年十二月八日 癸酉租税金割賦帳 二納 御馬寄村。

明治6年12月。作成:御馬寄村 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴, 下紐付き)。

村民各人押印。

38

明治七年一月二十八日上納 癸酉租税金三納割賦帳 御馬寄村。

明治7年1月。作成:御馬寄村 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 副戸長 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

村民各人押印。

39

明治七年第三月十九日御上納 酉租税金四納割賦帳 第九区佐久群御馬寄村。

明治7年3月。作成:御馬寄村 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門, 同 町田佐太郎(印)。

1冊(7冊のうち)。横長半(下ヶ二ツ目綴)。

村民各人押印。

2. 戸籍事務

613-18

以口上書申上候(入籍願中の志賀村神津新蔵三女よめの、病氣にて死亡につき)。

明治7年4月12日。差出:御馬寄村山浦徳太郎(印), 親類山浦七郎(印)。受取:副戸長町田良右衛門殿。

1通。竖紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

1138-5

記(御馬寄村竹蔵三女出生届)。

明治7年6月16日。差出:第九区佐久郡御馬寄村七拾五番地戸主町田竹蔵(印)。受取:戸長御中。

1通。竖紙。

青色罫紙「町田文書」等貼紙。

1138-6

(御馬寄村町田竹蔵二女死亡届)。

(明治7年)第6月18日。差出:第九区佐久郡御馬寄村七拾五番地戸主町田竹蔵(印)。受取:戸長御中。

1通。竖紙。

青色野紙「町田文書」等貼紙

○送籍

614-1

送籍之事(第十一区入布施村武舎平兵衛亡養子吉之助離縁長女とく御馬寄村蒔田万太郎妻に内縁整い平兵衛跡退転するも万太郎倅相続につき);(附1)[牧布施村土屋左右衛門書状](とくを万太郎本籍へ加入依頼・事情説明);(附2)(武舎平内・蒔田万太郎他関係者戸籍書抜).

明治4末年12月;(附1)申(明治5カ)6月日. 差出:右(長野県管下入布施村)第十一区副戸長 土屋左右衛門(印), 戸長 伊藤金次郎;(附1)牧布施村 土屋左右衛門. 受取:元小諸御管下 第(空白)区 戸長・副戸長 御中;(附1)御馬寄村 小平八郎様.

1通(附2通とも). 堅美.

本紙奥に横切紙2通(附1・2)書状様に折り込まれていた. 端裏下附箋「町田文書」(孔版), 奥裏下貼紙「長野県北佐久郡 中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン書き), -2以下「町田文書等貼紙」と略記.

613-22-1

送籍返証(柳沢新助, 小林傳三郎名跡相続につき).

明治7年3月. 差出:長野縣管下第拾区佐久郡岩尾村 戸長 大井大三郎(印). 受取:同御管下第九区佐久郡御馬寄村 副戸長山浦健六殿.

1通(2通のうち). 堅紙(包紙入).

町田文書等貼紙 -22-1・-22-2を入れる包紙とも.

613-22-2

送籍記之事(御馬寄村山崎嘉平一家本籍願につき).

明治5壬申年正月. 差出:第六区戸長 丸山忠左衛門, 同副丸山喜平. 受取:第二区戸長 柳田五兵衛殿・同副 神津傳四郎殿.

1通(2通のうち). 堅紙(包紙入).

町田文書等貼紙 もと-22-1と包紙で一括.

613-3

送籍之事(岩村町阿部東太夫養子伊兵衛離縁につき).

明治5年11月23日. 差出:第拾区 区長倉持恭俊(印)[ほか1名]. 受取:第九区正副区長御中.

1通. 堅美(一ツ綴).

町田文書等貼紙

614-7

入籍返章(御馬寄村山浦七郎右衛門次女たに, 大和田村依田吾一郎方養女に遺し本籍除籍承知・当区内入籍).

明治6年2月28日. 差出:長野県御管下第拾区 副区長 田中時則(印), 区長 倉持恭俊(印). 受取:第九区 区長 木内源太殿, 副区長 小平八郎殿.

1通. 堅美(包紙入).

本紙に町田文書等貼紙

614-8

送籍証之事(長野県管下第廿一区小県郡赤坂村佐藤園吉三男佐藤百市, 山浦伊右衛門養子に遺したく).

明治6年癸酉2月. 差出:第二十一区 副区長 宮山金次郎(署名下附箋)「御用出県ニ付無印」, 同 久保田正種(印), 同 清水大五郎(印). 受取:同管下佐久郡 第九区 区長 木内源太殿, 副区長 小平八郎殿.

1通. 堅美(包紙入).

本紙に町田文書等貼紙

614-6

送籍証(上塚原村小平寅之丞次女また, 工藤平吉方へ内縁).

明治6酉年10月23日. 差出:右(長野県管下信濃国佐久郡上塚原)村 戸長 池田源助(印). 受取:第九区御馬寄村 戸長副御中.

1通. 堅美(包紙入).

包紙「送籍 第拾区 上塚原村」, 同貼紙「酉十月廿五日ニ詔取, 同日返章渡し, 副戸長町田良右衛門名前」. 本紙に町田文書等貼紙

613-17

送籍返書(山浦七郎二男, 矢野此吉へ養子縁談整うにつき).

明治6年11月30日. 差出:長野縣管下第老拾区佐久郡横和村戸長 岡村丈助(印). 受取:同御管下 副戸長 町田良右衛門殿.

1通. 堅紙(包紙入).

町田文書等貼紙

613-14

送籍証(御馬寄村吉田茂助妹しけ, 碓井市郎右衛門二男妻に嫁すにつき).

明治6年11月. 差出:(長野縣管下第九区信濃国佐久郡御馬寄村)戸長代兼副戸長 町田良右衛門. 受取:同御管下同区同郡小宮山村戸長 諸澤七郎殿.

1通. 堅紙.

町田文書等貼紙

613-16

送籍返章之事(吉田茂助妹しけ, 加籍につき).

明治6年11月. 差出:長野縣管下第九区佐久郡小宮山村戸長 諸澤七郎(印). 受取:同御管下同区御馬寄村戸長兼副戸長 町田良右衛門殿.

1通. 堅紙(包紙入).

町田文書等貼紙

613-15

送籍引取証(山浦部右衛門長女あくり, 原与平長男妻に縁談整うにつき).

明治6年12月13日. 差出:長野縣管下第九区信濃国佐久郡今岡村戸長 原良平(印). 受取:同御管下同区同国同郡御馬寄村戸長代 町田良右衛門殿.

1通. 堅紙(包紙入).

町田文書等貼紙

614-9

送籍証(赤坂村佐藤團吉二男佐藤弥吉, 山浦八百作養子に遺したく)。

明治6年12月26日。差出:右(長野県管下第二十一区信濃国小県郡赤坂)村 戸長 金子勇(印)。受取:第九区 佐久郡御馬寄村 戸長副 御中。

1通。 豎美(包紙入)。

包紙「送籍証 小県郡赤坂村」, 同附箋「甲戌一月二日返章渡し」, 本紙に町田文書等貼紙。

614-2

送籍返証(第九区御馬寄村山崎次郎兵衛長女くみ下県村篠原善四郎長男友太郎妻への送籍落手につき)。

明治6年12月30日。差出:長野県管下第九区 佐久郡下縣村 戸長 木田所一郎(印)。受取:同県御管下同区 同郡御馬寄村 戸長代副戸長 町田良右衛門殿。

1通。 豎美(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-13

送籍証(中沢滑太郎妹しゆう, 鈴木市太夫梓登太郎妻に嫁すにつき)。

明治7年1月21日。差出:(長野縣管下第拾区信濃国佐久郡岩村田町) 戸長 篠澤豊太郎(印)。受取:同縣管下第九区同郡御馬寄村 戸長 小平八郎殿。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-23

送籍証(佐藤惣左衛門長女やす, 鈴木繁吉へ縁付につき)。

明治7戊年1月。差出:長野県管下第拾区佐久郡塩名田村 戸長 丸山喜市(印)。受取:同御管下同郡御馬寄村 戸長副御中。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙 青野紙。

613-24

離縁送籍証(市川庄右衛門二男助市妻むめ離縁につき)。

明治7戊年1月。差出:(長野県管下第九区矢島村) 戸長 小泉甚太夫(印)。受取:同県御管下同郡御馬寄村 副戸長兼戸長 小平八郎殿。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙 青野紙。

613-10

送籍返書章(町田永之助長女りう, 早田弥伝次長男妻に縁談整うにつき)。

明治7甲戌年2月。差出:第拾区佐久郡今井村 戸長 鷹野半平(印), 副戸長 上原壽和太(印)。受取:長野縣第九区佐久郡御馬寄村 戸長副御中。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

614-4

送籍証(森山村塩川逸作長女たけじ, 山浦八百蔵妻へ

縁組);(附)送籍返章(控 たけじ山浦小源太長男八百治[ママ]妻に嫁す送籍証落手加籍につき)。

明治7年戌2月;(附)明治7年2月25日。差出:右(長野県管下第十一区佐久郡森山)村 戸長 金井芳五郎(印);(附)長野県管下第九区 佐久郡御馬寄村 戸長代副戸長 町田良右衛門印○。受取:同県管下 第九区 佐久郡 御馬寄村 戸長 小平八郎殿;(附)同御管下第十一区 同郡森山村 戸長 金井由五郎殿。

1綴(包紙とも・2枚)。 豎美・豎美野(包紙入)。

1枚目と2枚目は端上を糊付け。2枚目のみ藍色野紙。1枚目端下・2枚目奥上に町田文書等貼紙。送籍返証控の差出は書印だけでなく後から実際に押印。

613-9

送籍証(大井求右衛門長女むま, 山浦宗作妻に縁約につき)。

明治7甲戌年4月19日。差出:(長野県管下第拾区佐久郡岩尾村) 戸長大井大三郎(印)。受取:同管下第九区同郡御馬寄村副戸長 町田良右衛門殿。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙。

613-20

送籍返証(蒔田佐右衛門, 当村榎原安之丞相続縁談につき)。

明治7年4月。差出:第十三区佐久郡八重原村 戸長大塚堅右衛門(印)。受取:第九区同郡御馬寄村 正副戸長御中。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙 青野紙。

613-21

送籍返書(蒔田与尊吉長女しん, 荻原伊太郎妻に縁約につき)。

明治7戊年7月21日。差出:(長野縣管下第九区信濃国佐久郡御馬寄村) 戸長 荻原駒吉(印)。受取:同御管下佐久郡御馬寄村 小平八郎殿。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙 紺色野紙。

614-5

送籍証(相場藤四郎長女きと, 山浦栄市方へ縁約)。

明治7年7月30日。差出:右(長野県管下第十一区佐久郡小諸与良)町 戸長 小山藤吉(印)。受取:同県御管下 第九区 佐久郡御馬寄村 戸長 小平八郎殿。

1通。 豎美野(包紙入)。

「与良町」藍色野紙 町田文書等貼紙。

613-12

送籍返書(御馬寄村山浦儀助二男幸蔵, 羽毛田喜市方へ養子入につき)。

明治7年7月。差出:小縣郡長久保新町 戸長 竹内善蔵(印)。受取:佐久郡御馬寄村 正副戸長御中。

1通。 豎紙(包紙入)。

町田文書等貼紙 青野紙。

613-11

送籍証(林安左衛門娘みつ、町田清兵衛(縁約につき)。

(明治7年以前)。差出:(当縣管下第拾二区当国佐久郡入御倉村)右村戸長 林元右衛門(印)。受取:第九区佐久郡御馬寄村戸長 小平八郎殿。

1通。 堅紙(包紙入)。
町田文書等貼紙 背紙紙

3. 地券

1. 高反別代価取調帳

50

明治六年三月 地券高反別代価取調帳一 信濃國佐久郡御馬寄村:(附)記(奥書願につき、「長野県下第四大区 六小区」名入紺色野紙使用)。

明治6年3月～;(附)8年10月24日。 差出:信濃國佐久郡御馬寄村:(附)御馬寄村用掛(印)。 受取:(附)当区扱所御中。

1冊(附1通とも)。 堅美(かぶせ綴)。
もと51・52とともに3冊一括。表紙朱筆「登番」、裏表紙左上朱筆「読合済」。1丁目附箋に「此帳表稱モ中モ 良右エ門道喜自筆」。また後ろから3～4丁目間に文書1通(附)。附箋多数。

51

明治六年三月 地券高反別代価取調帳二 信濃國佐久郡御馬寄村。

明治6年3月。

1冊。 堅美(かぶせ綴)。
3冊(50～52)のうち。表紙朱筆「武番」、裏表紙左上朱筆「読合済」。1丁目附箋に「表紙良右衛門 道喜自筆」。表紙の一部に明治7年11月付・村用掛町田良右衛門外届(県知事宛、小学校用無稅官有地無い旨)の反致を使用。

52

明治六年三月 地券高反別代価取調帳三 信濃國佐久郡御馬寄村(耕地1筆限立会改。出生米・売買至当地代金積:検査奥書)。

明治6年3月。 差出:信濃國佐久郡 御馬寄村 百姓代町田佐太郎(印)、同 町田武左衛門(印)、副戸長 町田清兵衛(印)、同 山浦健六(印)、同 町田良右衛門(印)、当区副区長・戸長 小平八郎(印);(奥書)第九区区长 地券見廻り兼 木内源太印、副区長 同断 箕輪鼎印、同 小平八郎印。 受取:長野県権令立木兼善殿。

1冊。 堅美(かぶせ綴)。
3冊(50～52)のうち。表紙朱筆「参番尾」、裏表紙左上朱筆「読合済」。1丁目附箋に「表紙、町田良右衛門 道喜自筆ナリ」。一部藍色野紙 控。

53

明治六年三月上帳下認 宅番 地券高反別代価取調帳三冊ノ内 登 第九区 佐久郡御馬寄村。

明治6年3月。 作成:佐久郡御馬寄村。
1冊(紙縫り紐とも)。 堅半(四ツ目(部分)綴、二ツ綴)。
紙縫り紐により3冊(53～55)一括。表紙破損、表紙朱筆「登番」

とあり、表紙下に「八郎」「良右衛門」「志津太」など計7名の人名記載。本文朱筆・附箋多数あり、また人名下に押印あり、見出しタブあり。下書カ。

54

明治六年三月 二番 地券高反別代価取調帳 三冊ノ内 二 第九区 佐久郡御馬寄村。

明治6年3月。
1冊。 堅半(四ツ目(不完全)綴)。
3冊(53～55)のうち。本文朱筆・附箋多数あり、また人名下に押印あり、見出しタブあり。下書カ。

55

明治六年三月 三番 地券高反別代価取調帳 三冊ノ内 三 第九区 佐久郡御馬寄村(耕地1筆限立会改。出生米・売買至当地代金積:検査奥書)。

明治6年3月。 差出:信濃國佐久郡 御馬寄村 百姓代町田佐太郎(印)、同 町田武左エ門(印)、副戸長 町田清兵衛(印)、同 山浦健六(印)、同 町田良右エ門(印)、当区副区長兼戸長 小平八郎(印);(奥書)第九区区长 地券見回兼 木内源太印、同副 同断 箕輪鼎印、同 小平八郎(印)。 受取:長野県権令立木兼善殿。

1冊。 堅半(四ツ目(不完全)綴)。
3冊(53～55)のうち。裏表紙破損。本文朱筆・附箋多数あり、また人名下に押印あり、見出しタブあり、「総括」部分より藍色野紙末尾綴目に押印(戸長印)。なお末尾署名下押印は、もと「印」とある書印の上に後に捺印。下書カ。

56

明治六年六月 地券林反別代価取調帳 第九区 信濃國 佐久郡御馬寄村。

明治6年6月。 差出:信濃國佐久郡 御馬寄村 百姓代、副戸長(印)、戸長(印)。 受取:長野県権参事榑崎寛道殿。

1冊。 堅半(二ツ綴)。
表紙にも「林反別取調書上扣」とあるも見せ消し。本文に朱筆・書込み多数、各筆人名下また差出役職名下に押印あるも後に押印カ。下書カ。

2. 入費

373

明治六年十二月 地券調中入費取調書上 第九区 佐久郡御馬寄村。

明治6年12月1日。 差出:第九区 佐久郡御馬寄村 百姓代 町田佐太郎(印)、同 町田武左衛門(印)、副戸長 町田清兵衛(印)、副戸長 山浦健六(印)、戸長代兼副戸長 町田良右衛門(印);(奥書)区长 木内源太(印)、副区長 箕輪鼎(印)、同 小平八郎(印)。 受取:長野県参事榑崎寛直殿。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

31

(1)明治七甲戌年一月 地券調入費割賦取立帳 御馬寄村;(2)明治六年九月改 壬申八月癸酉八月迄之分 地券入費下書。

(1)明治7年1月;(2)(明治6年9月～). 作成:(1)御馬寄村 戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門(印), 同 町田佐太郎(印).
2冊合綴. 横長半(一ツ綴).
綴じ(合綴分も)の紙綴りは青色野紙, 当時合綴か.

3.一般

1360-11(77)

記(地券証御下ヶにつき罷出るべき旨, 連絡につき).
(明治9年以前)12月2日. 差出:六小区扱所(印).
受取:御馬寄村用掛御中.

1通. 竖紙.
「依田」青色野紙

1359-72

[八幡宮澤喜三郎書状]御換(先日中地券帳書料の金額申上げ難く尊君思召に下し置かれたく願, また叶屋来訪の節倉相の風呂敷差上げの旨).

12月30日. 差出:八わた 宮澤喜三郎. 受取:御馬寄町田良右衛門様 参る.

1通. 横切継紙

4.地租改正

618

[地位等級総計地租改正調書類].

明治8年.
[69件]. [一括].

618-1-1

耕地宅地地位段級表(御馬寄村).

明治8年7月. 作成:副戸長依田源四郎, 村用掛町田良右衛門(印), 代議人町田佐太郎(印), 下調人町田長四郎(印).

1通. 竖紙

618-1-2

反別収獲総計表(御馬寄村).

明治8年.

1通. 竖紙

618-1-3

反別収獲総計表(御馬寄村).

明治8年10月4日. 作成:副戸長依田源四郎, 村用掛町田仙右衛門, 代議人町田美和治, 下調人町田武左衛門.

1通. 竖紙.
朱筆修正あり. 貼紙あり.

618-1-4

耕地宅地地位段級表(第四大区).

明治8年7月. 作成:八幡村・蓬田村・桑山村・鳥島村・五郎兵衛新田・御馬寄村・相浜村・平井村・小田沢村・梶尾村・竹田村・下小田切村・中小田切村・上小田切村・湯原村・上村.

1通. 竖紙

618-1-5

耕地宅地地位段級表(第四大区).

明治8年7月. 作成:下縣村・同新田・今岡村・下平村・桜井四ヶ村・小宮山村・前山村・三ツ塚村・跡部村・野澤村・原村・鍛冶屋村・高柳村.

1通. 竖紙

618-1-6

耕地宅地地位段級表(御馬寄村).

明治8年7月. 作成:副戸長依田源四郎, 村用掛町田良右衛門(印), 代議人町田佐太郎(印), 下調人町田長四郎(印).

1通. 竖紙

朱筆あり.

618-2-1

総計表取調之節下調(等級毎畑反別収量等書上綴).

1綴. 横長半(ひねり綴).

青色野紙

618-2-2

総計表取調二付下調下按(等級毎畑反別収量等書上綴).

1綴. 横長半(ひねり綴).

青色野紙

618-2-3

総計表取調二付下調下按(等級毎田反別収量等書上綴).

1綴. 横長半(ひねり綴).

青色野紙

618-3

(御馬寄村小作米一耕地限り取調, 早損場年々引見込取調).

明治9年2月19日. 差出:御馬寄村下調人町田長四郎(印), 代議人町田佐太郎(印), 用掛町田仙右衛門(印), 同町田良右衛門(印). 受取:六小区扱所御中.

1冊. 竖半(四ツ目縫い綴じ).
「長野県下第四大区六小区」青色野紙

618-4

記(実地収獲平均書上).

明治9年1月18日. 作成:御馬寄村用掛町田良右衛門, 代議人町田美和次.

1冊. 竖美(二ツ目縫い綴じ).
「長野県下第四大区六小区」青色野紙

618-5

記(御馬寄村他五ヶ村地租金書上).

1冊. 竖半(四ツ目縫い綴じ).

茶色野紙

618-6

記(実地収獲平均書上).

明治9年1月18日. 作成:御馬寄村用掛町田仙右衛門, 代議人町田美和次.

1冊. 竖美(一ツ綴).

「長野県下第四大区六小区」紺色罫紙

618-7

記(収穫米取調下書).

明治8年9月20日.

1冊. 竪半(一ツ綴).

藍色罫紙. 端下朱筆「不用」.

618-8

佐久郡田方地位等級(村別).

1冊. 竪半(一ツ綴).

「長野県下第四大区六小区」紺色罫紙

618-9

佐久郡宅地等級(村別).

1冊. 竪半(一ツ綴).

青色罫紙.

618-10

以書付奉申上候(田畑収穫米反当り収量平均方法について).

明治9年3月4日. 差出:第四大区六小区佐久郡五郎兵衛新田用掛柳澤所三郎, 御馬寄村用掛町田良右衛門, 八幡村用掛依田音蔵, 桑山村用掛依田利左衛門, 蓬田村用掛代議人岩下信一郎, 矢島村用掛竹内清右衛門. 受取:長野県地租御改正御掛 吉田善道殿.

1冊. 竪美(一ツ綴).

紺色罫紙

618-11

御請書(地頃帳提出につき).

明治9年8月. 作成:北第四大区六小区佐久郡御馬寄村代議人町田佐太郎, 用掛町田仙右衛門.

1冊. 竪半(一ツ綴).

紺色罫紙

618-12

以口上書上申仕候(田畑収穫米反当り収量平均取調方法について).

1冊. 竪半(一ツ綴).

「長野県下第四大区六小区」紺色罫紙. 朱筆修正.

618-13

地租御改正二付長野御県庁江出頭中書留.

明治9年5月23日.

1冊. 竪半(一ツ綴).

藍色罫紙

618-14

記(第四大区六小区御馬寄村他五ヶ村地租金額書上).

1冊. 竪半(一ツ綴).

紺色罫紙(褪色).

618-15

地位等級(村別田畑収穫取調).

1冊. 横長半(一ツ綴).

藍色罫紙

618-16

以書付奉申上候(小区入札をもって御改正請したく).

明治9年3月4日. 差出:第四大区六小区佐久郡五郎兵衛新田用掛柳澤所三郎, 御馬寄村町田良右衛門, 八幡村用掛依田音蔵, 桑山村用掛依田利左衛門, 蓬田村代議人岩下信一郎, 矢島村用掛竹内清右衛門. 受取:長野県地租御改正掛吉田善道殿.

1通. 竪紙

藍色罫紙

618-17

以口上書申上候(田方収穫米反当り平均取調方法につき)(後欠).

1通. 竪紙

藍色罫紙

618-18

以口上書上申仕候(田方収穫米反当り平均取調方法につき)(後欠).

受取:長野県地租御改正掛吉田善道殿.

1通. 竪紙

「長野県下第四大区六小区」青色罫紙. 下書.

618-19

六小区村々小作米扱り収穫米仕出シ(御馬寄村ほか5ヶ村).

1綴. 竪半(ひねり綴).

618-20

以書付奉申上候(田畑収穫米反当り平当につき).

1通. 竪紙

「長野県下第四大区六小区」青色罫紙. 下書.

618-21

(一等等路修繕費管内割金).

明治9年11月8日. 差出:代理 長野県権参事松野篤.

受取:第四大区副區長.

1冊. 竪半(一ツ綴).

618-22

(第四大区御馬寄村平均収穫量書上).

作成:御馬寄村.

1冊. 竪半(一ツ綴).

一部青色罫紙. 端下「御馬寄村印」.

618-23

明治九年五月廿二日正午十二時出発 長野出頭二付旅費其外書留 第四大区六小区 御馬寄村用掛.

明治9年5月22日.

1冊. 横半半折(一ツ綴).

618-24

明治九子年一月三十一日`より` 臼田村出張日記 御馬寄村 用掛.

明治9年1月31日.

1冊. 横半半折(一ツ綴).

618-25

(田反別書上).

明治9年1月.

1通. 竪紙

「長野県下第四大区六小区」青色野紙

618-26

明治八年九月三十日 地位段級・反別收穫取調二付下書 御馬寄村。

明治八年九月三十日。

1冊。 豎半(一ツ綴)。

一部青色野紙。

618-27

以書付奉願上候(田畑蠲蠲御検査につき)。

作成:第四大区六小区佐久郡御馬寄村。

1通。 豎紙。

下書。

618-28

總計表收穫米平均(覚書)。

1通。 豎紙。

青色野紙。

618-29

總計表御立二付下夕調(大圓寺他六人收穫米)。

1綴。 豎半(ひねり綴)。

青色野紙。

618-30

直ノ收穫米調(田・畑・宅地)。

1通。 豎紙。

「長野県下第四大区六小区」青色野紙

618-31

御懸案盛付算(御馬寄村他15ヶ村收穫米・地価等書上)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

618-32

(田畑宅地收穫米地価地租書上)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

線引きされた標題「度量器取調記」。

618-33

第四大区六小区 各村御中御賄録 明治九年五月 長野郷宿 臼井承。

(明治9年)子5月28日。 作成:(印)[金銀不用 郷宿 臼井]。

1冊。 横長半(下ヶ二ツ目綴)。

差出は請取印より。

618-34-1

[町田美和次書状](小作帳御改につき)。

2月5日。 差出:御馬寄村同美和次。 受取:野沢御出張先ニ而町田良右衛門様。

1通。 横切紙。

618-34 全体を括っていた紐同封。

618-34-2

(村別反当り收穫米高書上)。

1通。 豎紙。

618-34-3

記(廻章受取)。

子年6月21日。 差出:桑山村用掛(印)。 受取:御馬寄

村御用掛御中。

1通。 横切紙。

618-34-4

(御馬寄村他5ヶ村村別反当り收穫米高書上)。

1通。 横折紙。

618-34-5

(区別反当り收穫米高書上)。

1通。 豎紙。

「長野県下第四大区会所」赤野紙。

618-34-6

記(畑方六小区收穫米反当り平均御届)。

明治9年4月15日。 差出:桑山村用掛依田利左衛門, 八幡村用掛依田音藏, 蓬田村用掛小杉勘右衛門, 矢しま村用掛竹内清右衛門, 五郎兵衛新田用掛舟津忠内。 受取:六小区扱所御中。

1通。 豎紙。

下書。

618-34-7

以書付申上候(田畑收穫米反当り平当につき)。

1通。 豎紙。

下書。

618-34-8

(本新町村他5ヶ村村別反当り收穫米高書上)。

1通。 豎切紙。

618-34-9

(田畑收穫米反当り平均取調方につき願書)。

1通。 豎紙。

「長野県下第四大区会所」茶色野紙。

618-34-10

(地所別等級地価地租金額書上)。

2通。 横折紙。

618-34-11

[町田仙右衛門書状](七左衛門乃婦村によりこれまで取計い通知承服。小作帳・收穫取調帳共持参仰せ越され4名小作帳面差送り云々)。

3月6日。 差出:在勤 町田仙右衛門;(封紙表)御馬寄村 町田仙右衛門。 受取:御同勤御中;(封紙表)野沢村主張先御同勤御中 至急用。

1通。 豎紙(包紙入)。

「長野県下第四大区六小区」紺色野紙(封紙とも)。

618-34-12

三舛落シ三月廿九日調出し(小区別田畑收穫米反当り平均取調)。

3月29日。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

618-34-13

記(利米書上)。

1通。 豎紙。

618-34-14

(田畑宅地地価地租書上雜型)。

受取:依田仙右衛門様。

1冊。 堅半(ひねり綴り)。

藍色罫紙。綴穴1つあるも綴じ紙継り等なし。

618-34-15

(六ヶ村分地価地租書上)。

2枚。 堅折紙。

紺色罫紙。

618-34-16

(田中氏より借用の書冊,此者へ御返しくださいされたく)。

差出:木内源太(印)。 受取:臼井二而 依田仙右衛門殿。

1通。 堅紙。

赤色罫紙。

618-34-17

(第四大区六小区等外田畑反別書上)。

1通。 堅紙。

618-34-18

(金円書上)。

1通。 横折紙。

618-34-19

(溜池反別書上)。

1通。 堅切紙。

618-34-20

(御馬寄村他5ヶ村附代覚)。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

茶色罫紙。

618-34-21

(田畑等級別収穫米反当り平均取調書上)。

1冊。 堅半(四ツ目縫い綴じ)。

「長野県下第四大区六小区」紺色罫紙。冒頭野外「雛形ニ做ヒ」。

618-34-22

(田畑収穫米小作米取調書上)。

作成:第四大区六小区 御馬寄村。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

「長野県下第四大区六小区」紺色罫紙。

618-34-23

[町田良三郎書状](米売方につき)。

4月12日。 差出:従良三郎。 受取:野沢出張先 和泉屋傳兵衛殿止宿 町田良右衛門 内用向。

1通。 堅紙(包紙入)。

618-34-24

[町田良三郎書状](林叔父発病につき)。

3月5日。 差出:御馬寄村良三郎。 受取:野沢出張先 町田良右衛門。

1通。 横切紙。

618-34-25

記(金8円受取)。

(明治)9年3月27日。 差出:野沢 小泉傳平(印)。

受取:六小区様・御馬寄御用掛御中。

1通。 横切紙。

618-34-26-1

[町田良右衛門恒篤書状](暦買い求め遣されたく)。

4月14日。 差出:善道(花押)。 受取:野沢出張先 町田道喜殿。

1通。 横切紙。

帯封とも(618-34-26を一括)。 青罫紙。

618-34-26-2

[書状](彦右衛門中風発病につき)。

1通。 横切継紙。

618-34-27

(田方収穫米小作米取調書上)。

1通。 堅紙。

「長野県下第四大区六小区」藍色罫紙。

618-34-28

(春小区取米書上)。

1通。 堅紙。

青罫紙。

620

[臼田村出張中地租改正につき諸取調書上]。

明治9年。

[34件。 [一括]。]

620-1

以書付奉上申候(御馬寄村は溜池に水をたより早損場多く千曲川沿いで堤防等諸費かかるため収穫米取調に際し寛太の処分くださいされたく)。

(明治9年以前)。 差出:右(第四大区六小区佐久郡御馬寄)村代議人一, 村用係一, 副戸長一。 受取:長埜県地租御改正掛り 御中。

1冊。 堅半(二ツ目結止め綴)。

浅藍色罫紙。 下書か。

620-2

以書付奉上申候(御馬寄村は溜池に水をたより早損場多く千曲川沿いで堤防等諸費かかるため御地租御課賦に際し一層の御救助くださいされたく)。

明治9年3月。 差出:右(第四大区六小区佐久郡御馬寄)村代議人 山浦七左衛門, 同 町田佐太郎, 同 町田美和次, 村用掛 町田仙右衛門, 同 町田良右衛門(印), 副戸長 依田源四郎。 受取:長野県地租御改正掛 御中。

1冊。 堅半(二ツ目縫い綴じ)。

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙。 差出の印は線引抹消。

620-3

(御馬寄村小作米一耕地毎取調ならびに早損場年々引見込書上)。

明治9年2月19日。 差出:右(第四大区六小区御馬寄)村 代議人, 村用掛 町田仙右衛門, 同 町田良右衛門。 受取:六小区 扱所 御中。

1冊。 堅半(四ツ目縫い綴じ)。

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙。

620-4

(茶・紙・郵送代等金銭勘定書上および村費勘定書付)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

620-5

(租税・租税手数料・区長月給等金銭差引勘定および村費勘定書付)。

作成:(良右衛門扣)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

紙面に朱筆・「相済印」朱印等あり。

620-6

記(田畑等級毎町歩書上および林・草野・道敷等町歩書上)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

620-7

(田畑宅地地価地租等級毎書上等級帳総計照合確認、収穫帳寄附、過不足記、地価地租増減取調、田畑宅地地価金収利金増減取調書等級)。

(明治9年11月21日ほか)。

1冊. 横長半(一ツ目綴)。

横長半大の帳面(一ツ綴)7冊・1枚を合綴。附箋貼紙多数。

620-8

(一〜八号の田畑宅地類外等毎の収穫地価地租書上および集計)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

620-9

(地価地租米価利子等計算、畑方反当り、六ヶ村反当りほか書付綴)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

六ヶ村とは御馬寄村・五郎兵衛新田・矢島村・八幡村・蓬田村・桑山村のこと。

620-10

以書付奉申候(御馬寄村は溜池に水をたより旱損場多く千曲川沿いで堤防等諸費かかるため収穫米取調に際し寛太の処分くだされたく)。

(明治9年以前)。差出:右(第四大区六小区佐久郡御馬寄)村代議人 一, 村用掛 一, 戸長 一。受取:長野県地租御改正掛り 御中。

1冊. 竖半(一ツ綴)。

浅葱色野紙 -1 同様の下書か。

620-11

(当四大区一列の協議に同意しかね当六小区限りの御改正受けたく願下書)。

1枚. 竖折紙。

「長野県下第四大区 六小区」紺色野紙。

620-12

(六小区反当りとは他小区反当りが相違し一度は六小区の余米を他小区へ平均する協議に同意するも多分の増米となるは請け難く当六小区限りの御改正受けたく口上書下書)。

1枚. 竖折紙。

紺色野紙。端部分切断。

620-13

御縣按ヲ以六ヶ村割賦取調書 御馬寄村扣(第四大区六小区田畑宅地等外地反別収利金等区内村毎書上)。

1冊. 竖半(二ツ綴)。

標題は綴部分近くの朱筆より。

620-14

記(等級毎田畑等外宅地反別反当り収穫利金地価地租書上)。

1冊. 竖半(一ツ綴)。

620-15

記(御馬寄村田畑反別収穫米、等級毎小作米量を九ヶ年平均にした書上)。

明治9年1月18日。作成:右(第四大区六小区御馬寄)村 用掛 町田仙右衛門(印), 代議人 町田美和次。

1冊. 竖美(一ツ綴)。

浅葱色野紙。綴目に印(用掛印に同印)あり。書込み・朱筆書込みあり、控または下書か。

620-16

(御馬寄村田畑宅地等外地一反歩につき収穫量地代金地租金書上)。

1冊. 竖半(一ツ目綴)。

紺色野紙。

620-17

(御馬寄村田畑の一〜三・四〜六・七〜九各等級範囲毎の収穫米小作米書上および集計)。

1冊. 竖半(四ツ目縫い綴)。

「長野県下第四大区 六小区」紺色野紙。

620-18

六ヶ村割合(御馬寄村・蓬田村ほか各村ごとの紙代・人足代等金銭割合勘定書付);(附)(塩名田村ほか一ヶ村一反につき増米石高書上)。

(明治9子5月長野出頭二而)。

1冊(附1枚とも)。横長半(一ツ綴)。

本帳を二つ折にたたんでいた間に小切紙1枚(附)あり。本帳は紺色野紙。年代は端書(後筆か)より。

620-19

良右衛門立替差引調 子八月差引(御改正による臼田・野沢等での出費ほかにつき)。

(明治9年1月〜8月14日)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

冒頭に二月から六月までの立替分または立替てもらっている分の勘定につき「記」を貼付。

620-20

(地租改正により一筆限りに田反別地価地租等取調べ従前の税と比較した書上)。

(明治9年)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

620-21

(宿駅宅地反別、収利・地価金額および内訳等書上)。

1枚 堅折紙

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙 一ツ綴の綴穴あり。

620-22

記(田畑宅地別等級毎収穫量収利金額書付)。

1冊 堅半(一ツ綴)。

藍色罫紙

620-23-1

記(二月七日より十二日まで宿泊代・昼食代等書上, 計11円98銭余落掌につき)。

2月12日。差出:郷宿[朱印]。受取:第四大区六小区村吏 御中。

1通 横切綴紙

横半帳大に折りたたまれていた-23-2の間に挟まれていた。差出朱印印文「信濃国 佐久郡 白田村 井出林蔵」。受取印押印(差出同印)あり。

620-23-2

記(一月三十一日より二月七日まで宿泊代・食事代・飛脚代等書上, 28円76銭余内金25円受取)。

(明治)9年子2月7日。差出:郷宿[朱印]。受取:第四大区六小区 村吏 御中。

1冊 横長半(一ツ綴)。

差出朱印印文「信濃国 佐久郡 白田村 井出林蔵」。綴目に押印(差出同印), 受取印押印(差出同印)あり。朱筆書込みあり。本文は請求書兼(一部)領収書か。

620-24

各区小作米廻り収穫仕出し(一~六小区分, ならびに)以書付奉申上候(租税諸書類取調差出しの御布達あるも明治五年旧小諸藩より御引渡しの際に悉皆差上げにつき)。

明治9年4月12日。差出:右(第四大区六小区御馬寄)村用掛 町田良右衛門, 副戸長 依田仙右衛門。受取:長官宛。

1枚 横折紙

横半帳大に折られ外側のみ墨付き。差出部分線引あり, 下書か。

620-25

(一~三・四~六・七~九各等級範囲毎田畑反別収穫米小作米一反当り石高書上および集計)。

1冊 堅半(四ツ目縫い綴じ)。

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙

620-26

(収穫米高に対し所得六八掛・八半掛代金, 田一反歩収穫米代金より百分一村費・百分ノ三差引利率等試算書付)。

1冊 堅半(三ツ目縫い綴じ)。

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙

620-27

(長野県下第廿大区利子地目毎反別収穫米金所得米書上および計算書)。

1枚 堅紙

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙

620-28

(第四大区六小区の御馬寄村ほか五ヶ村の村毎各地目別反別収穫米金小作米書上および集計書付)。

1冊 堅半(四ツ目縫い綴じ)。

「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙

620-29

(六小区御馬寄村ほか五ヶ村の村毎地目別反当り石高収利金書上および等級毎高一覧)。

1冊 堅半(一ツ綴)。

上部破損。「長野県下第四大区 六小区」紺色罫紙

620-30

記(大円寺境内宅地・布告揭示場・道敷・用水等地番字反別書上, および布告揭示場・塚・境内・墓地など御尋ねにつき申上書雛型)。

年号月日。差出:右村 代議人 何々, 用掛 何々, 戸長 何々。受取:長野県 改正掛御中。

1綴 堅半(ひねり綴)。

620-31

(1)以書付奉申上候(御馬寄村矢嶋村分溜池慣習につき, 下書);(2)以書付奉申上候(乙第四十九号御達山林原野取調につき);(3)以書付奉願上候(威銃鑑札につき)。

(2)明治9年6月9日;(3)明治9年6月8日。差出:(2)右村 代議人 町田佐太郎(印), 用掛 町田良右衛門, 副戸長;(3)右村 代議人 町田佐太郎(印), 用掛 町田良右衛門, 副戸長 依田。受取:(2)長野県権令榑崎寛直殿;(3)長野県権令榑崎寛直殿。

1冊 堅半(一ツ目綴)。

黒色罫紙。最上部端下に「町田」朱印二つ押印。上申書・願書の下書または控の仮綴か。

620-32-1

(上座敷畳八畳・下座敷畳十畳ほか各所畳数, 障子・戸本数など書上)。

1枚 横折紙

横半帳大に二つにたたまれていた-32-2の内側にあり。

620-32-2

(等級毎各地目別反別収穫収利地価地租書上)。

1冊 横長半(一ツ綴)。

621

[地租改正関係書類]。

[14点]。[一括]。

621-1

(六小区内協議による耕地宅地反別収利地価反歩当り等見込み書上につき書面の地価・反当りに改正・取極められたき旨願書)。

明治9年5月27日。差出:右(第四大区ノ内六小区)

八幡村用掛 依田彦蔵, 桑山村用掛 依田利左衛門, 蓬田村用掛 小松勘左衛門, 矢嶋村用掛 竹内清右衛門, 五郎兵衛新田用掛 柳澤所三郎, 御馬寄村用掛 町田良右衛門, 副戸長 依田仙右衛門, 同 依田源四郎。

受取:長野県権令榑崎寛直殿。

1冊. 堅半(一ツ綴).

黒色野紙. 端に本願書提出日や反別誤差発生による調べ直しの記載あり.

621-2

(田畑反別收穫平均一反当り等級別各内訳につき取調書).

明治9年3月13日. 作成:右(第四大区六小区御馬寄)村用掛 町田良右衛門(朱印).

1冊. 堅美(一ツ綴).

紺色野紙. 小作米・同反当りにつき朱筆追記あり. 作成朱印印文「町田」.

621-3

(六小区内協議による耕地宅地反別収利地価反歩当り等見込み書上につき書面の地価・反当りに改正・取極められたき旨願書).

明治9年5月27日. 差出:右(第四大区ノ内六小区)八幡村用掛 依田音蔵, 桑山村用掛 依田利左衛門, 蓬田村用掛 小松勘左衛門, 矢嶋村用掛 竹内清右衛門, 五郎兵衛新田用掛 柳澤所三郎, 御馬寄村用掛 町田良右衛門, 副戸長 依田仙右衛門, 同 依田源四郎. 受取:長野県権令榑崎寛直殿.

1冊. 堅半(一ツ綴).

紺色野紙. 端に「明治九年」, 纏めて朱筆「五月廿七日午前九時県庁江差出シ候受書印」.

621-4

[願書綴].

差出:(御馬寄村). 受取:(長野県地租改正掛).

1綴. 堅美(ひねり綴).

621-4(1)

願書(地租御改による実地縄量検査済みのところ縄の延縮のためか過不足あり再縄量につき).

明治9年2月20日. 差出:当村 持主惣代伍長兼 町田永之助(印), 鈴木一郎(印)[ほか18名連印, 4名連署]. 受取:用掛 代議人 下調掛 御中.

1冊. 堅美(三ツ目縫い綴).

綴目に印あり(差出のうち山浦満太郎印).

621-4(2)

以書付願上候(当村昨八年十月まで縄量取調上帳し十二月五日検査済みのところ持主共申出により過不足あり後年不都合眼前のため再縄量につき).

明治9年2月21日. 差出:第四大区六小区 佐久郡御馬寄村 下調人 町田長四郎(印), 代議人 町田佐太郎(印), 用掛 町田良右衛門(印). 受取:第四大区 副区長 木内源太殿.

1通. 堅美折紙.

「長野県下 第四大区六小区」紺色野紙.

621-4(3)

以書付奉願上候(御馬寄村田畑縄量検査済みのところ持主より不公平申出あり過不足あるので取調帳を添え更正のため上帳御下渡しにつき).

(明治9年). 作成:右村下調人 鈴木一郎, 代議人 町田佐太郎, 同 山浦七左衛門, 村用掛 町田仙右衛門, 同 町田良右衛門.

1通. 堅美折紙.

紺色野紙.

621-4(4)

以書付奉願上候(昨八年再縄量御布達により十月まで縄量済み上帳検査済みのところ持主共縄量過不足の申出により取調べると数ヶ所違縄あるため再縄量御検査請けたく).

明治9年2月22日. 差出:右村 下調人 町田永之助(印)[ほか4名連印], 代議人 山浦七左衛門(印)[ほか2名連印], 村用掛 町田仙右衛門(印), 同 町田良右衛門(印), 副戸長 依田源四郎(印). 受取:長野県地租御改正掛 御中.

1冊. 堅美(一ツ目結綴).

「長野県下 第四大区六小区」紺色野紙. 下部一部破損. 宛先一部貼紙訂正. 末尾下部附箋「御本県御改正掛御出張先江区长 出頭. 不在ニ付奥書追印奉願上候」.

621-5

以書付奉願上候(二月二十二日村方再縄量願心得違により願下げにつき).

明治9年3月19日. 差出:右村 下調人 鈴木一郎(印), 代議人 山浦七左衛門(印), 代議人 町田佐太郎(印), 用掛 町田仙右衛門(印), 同 町田良右衛門(印). 受取:長野県地租御改正掛 御中.

1通. 堅美折紙.

紺色野紙.

621-6

以口上書申上候(田方收穫米反当り各小区請け難く一端は六小区余米を他小区へ平均する協議に同意するも多分の増米は不平につき).

明治9年4月1日. 差出:六小区 御馬寄村 用掛 町田良右衛門(印), 五郎兵衛新田 用掛 生駒銀次(印), 矢嶋村 用掛 竹内清右衛門(印), 蓬田村 代議人 岩下総一郎(印), 桑山村 用掛 成澤庄右衛門(印), 八幡村 用掛 依田音蔵(印). 受取:第四大区 副区長 木内源太殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

藍色野紙.

621-7

以書付奉申上候(田方收穫米反当り小作米につき当一小区限り御改正受けたく);(附)以書付奉申上候(外五小区反当りと競べ不衡平により当六小区限り御改正受けたく願).

明治9年4月12日;(附)明治9丙子年4月12日. 差出:御馬寄村 用掛 町田良右衛門(印), 矢嶋村 用掛 竹内清右衛門(印), 五郎兵衛新田 用掛 小平忠内(印), 八幡村 用掛 依田音蔵(印), 蓬田村 用掛 小松勘左衛門(印), 桑山村 用掛 依田利左衛門(朱印);(附)名前前

日晰。受取:第四大区 副区長 木内源大殿, 六小区副戸長 依田源四郎殿;(附)区戸長殿。

1冊。 堅美(一ツ綴)。

藍色野紙。

621-8

(六小区分畑反別收穫米につき区内村毎内訳とも仕出し書上)。

明治9 丙子年4月15日。作成:桑山村 用掛 依田利左衛門(朱印), 八幡村 用掛 依田音蔵(印), 蓬田村 用掛 小松勘左衛門(印), 矢嶋村 用掛 竹内清右衛門(印), 五郎兵衛新田 用掛 小平忠内(印), 御馬寄村 用掛 町田良右衛門。

1冊。 堅美(一ツ綴)。

赤錆色野紙。

621-9

以書付奉申候(区内田方收穫米反均が小作米による反均と相違する等難渋の村々あるため地租御割賦御救助の御沙汰につき):(附)隠宅書状(此度の事件は不容易にて宰内をも恐れず十分取計らい帰宅された)。

明治9 丙子年3月5日;(附)3月10日朝認め。差出:第四大区六小区 五郎兵衛新田 用掛 柳澤所三郎, 御馬寄村 用掛 町田良右衛門, 八幡村 用掛 依田音蔵, 桑山村 用掛 依田利左衛門, 蓬田村 代議人 岩下信一郎, 矢嶋村 用掛 竹内清右衛門;(附)隠宅より。受取:長野県地租御改正掛 吉田善道殿;(附)野澤出張先 町田良右衛門殿 午後一時半時発ス。

1冊。 堅美(一ツ綴)。

末尾に書状を繕付様に貼付(附, 封筒とも貼継ぎ)。藍色野紙。

621-10

以書付奉申候(村方旱損場多く千曲川へ接し諸費嵩む土地のため用水堤防等反別書上および御地租御課賦の際御救助懇願)。

明治9年4月。差出:右(第四大区六小区佐久郡御馬寄)村 代議人 山浦七左衛門(印), 同 町田佐太郎(印), 同 町田美和次(印), 右村用掛 町田仙右衛門(印), 同 町田良右衛門, 副戸長 依田仙右衛門(朱印)。受取:長野県地租御改正掛 御中。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

藍色野紙。綴目に印あり。差出「良右衛門」記載右脇附箋「御本県江御用ニ付出頭 追印 奉願上候」。

621-11

以口上書申上候(当六小区は小作米高く外五小区反当り多分に減じ当六小区のみ増米となるため外五小区一同では受け難く御賢察願)。

明治9年4月21日。差出:御馬寄村 用掛 町田良右衛門(印), 五郎兵衛新田 用掛 小平忠内(印), 矢嶋村 用掛 竹内清右衛門(印), 八幡村 用掛 依田音蔵(印), 蓬田村 用掛 小松勘左衛門(印), 桑山村 用掛 依田利左衛門(朱印)。受取:地租御改正 鑑定御掛御中。

1冊。 堅美(一ツ綴)。

藍色野紙。宛先訂正あり, 訂正前「…改正御掛 森嶋祐之殿」。本文各所に訂正あり, 下書カ。

621-12

明治九丙子年五月 委任状 第四大区六小区 佐久郡御馬寄村(隣地比較のうえ地味相応の收穫米反当り受け取計いに異存ない旨)。

明治9年5月。差出:第四大区六小区 佐久郡御馬寄村 山浦儀助(印)[ほか 96名連印 1名連署], 伍長 町田永之助(印)[ほか 23名連印]。受取:村用掛 町田良右衛門殿, 同 町田仙右衛門殿, 代議員 町田美和次殿, 代議員 町田佐太郎殿, 同 山浦七左衛門殿, 下調人 町田武左衛門殿, 同 鈴木一郎殿, 同 山浦一助殿, 同 町田長四郎殿, 同 町田永之助殿, 同 町田昭造殿。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

本文一部藍色野紙。

621-13

[委任状綴]。

[明治9年4月~5月]。

[1綴]。 [堅美(一ツ目結び綴)]。

621-13(1)

明治九丙子年五月 委任状 第四大区六小区 佐久郡御馬寄村(隣地比較のうえ地味相応の收穫米反当り請取計いに異存ない旨)。

明治9年5月。差出:第四大区六小区 佐久郡御馬寄村 山浦儀助(印)[ほか 93名連印], 伍長 町田永之助(印)[ほか 23名連印]。受取:村用掛 町田良右衛門殿, 同 町田仙右衛門殿, 代議員 町田美和次殿, 同 町田佐太郎殿, 同 山浦七左衛門殿, 下調人 町田武左衛門殿, 同 鈴木一郎殿, 下調人 山浦一助殿, 同 町田長四郎殿, 同 町田永之助殿, 同 町田昭造殿。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

表紙・裏表紙以外「長野県下 第四大区六小区」紺色野紙。

621-13(2)

委任状之事(田畑宅地收穫米当六小区受難により御改正御掛へ差出し県庁にて申渡し一同承知, 出張先での取計いに異存ない旨)。

明治9年4月18日。差出:第四大区六小区 佐久郡御馬寄村 伍長 山浦儀助(印)[ほか 23名連印]。受取:村用掛, 代議人, 下調人 御中。

1冊。 堅美(四ツ目縫い綴)。

紺色野紙および「長野県下 第四大区六小区」紺色野紙。

621-13(3)

明治九丙子年五月 委任状 第四大区六小区 佐久郡御馬寄村(田畑宅地收穫米金反受見込書差上げ御差紙到来により出庁隣地比較の反受につき)。

明治9年子5月。差出:第四大区六小区 佐久郡御馬寄村 下調人 町田昭造(印)[ほか 4名連印], 代議人 山浦七左衛門(印)[ほか 2名連印], 村用掛 町田仙右衛門(印)。受取:村用掛 町田良右衛門殿, 下調人 町田永

之助殿。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

表紙・裏表紙以外紺色罫紙。

621-14

(御尋ねにつき大圓寺境内宅地・布告揭示場・勝手神社境内・三味場ほか地番字反別書上申上書)。

明治10年2月。 差出:右(北第七大区五小区佐久郡御馬寄)村 代議人 町田佐太郎(印), 用掛 町田仙右衛門(印), 同 町田良右衛門(印), 副戸長 依田源四郎(朱印)。 受取:長[野県]地租改正掛 御中。

1冊。 堅美(四ツ目縫い綴)。

端附箋「此番物明治十年二月廿二日郵便ニテ上帳」。 藍色罫紙宛先一部破損。 620-30に対応。

297

第四大区ノ内六小区内 田畑宅地收穫米大豆及反当取調割賦帳 第四大区六小区 御馬寄村 用掛 町田良右衛門印。

明治9年5月26日。 作成:第四大区ノ内六小区 御馬寄村 用掛 町田良右衛門, 代議人 町田永之助, 五郎兵衛新田 用掛 柳澤所三郎[ほか3名], 矢嶋村 用掛 竹内清右衛門[ほか1名], 八幡村 用掛 依田音藏[ほか1名], 蓬田村 用掛 小松勘左衛門[ほか1名], 桑山村 用掛 依田利左衛門[ほか1名]。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

紺色罫紙。

5. 村吏

372

明治六年十一月 村吏給米割賦書上帳 第九区 佐久郡 御馬寄村。

明治6年11月5日。 差出:第九区佐久郡 御馬寄村 百姓代 町田佐太郎(印), 同 町田武左衛門(印), 副戸長 町田清兵衛(印), 同 山浦健六(印), 同 町田良右衛門(印), 戸長 小平八郎(印); (奥書) 区長 木内源太(印), 同副 箕輪鼎(印), 同 小平八郎(印)。 受取:長野県参事榑崎寛直殿。

1冊。 堅美(二ツ綴)。

6. 村費ほか

375

明治六酉年一月ヨリ六月迄 村入用夫錢取調書上 第九区 佐久郡御馬寄村。

明治6年10月15日。 差出:第九区 佐久郡御馬寄村 百姓代 町田佐太郎(印), 同 町田武左衛門(印), 副戸長

町田清兵衛(印), 同 山浦健六(印), 戸長代兼副戸長 町田良右衛門(印); (奥書) 区長 木内源太(印), 同副 箕輪鼎(印), 同 小平八郎(印)。 受取:長野県参事榑崎寛直殿。

1冊。 堅美(四ツ目縫い綴)。

綴目に印あり(良右衛門印)。

32

(1)明治七年一月 壬申・癸酉 兩年村費割賦取立帳 御馬寄村; (2)明治六年九月改 申酉兩年村方諸入費調下書。

(1)明治7年1月; (2)明治6年9月。 作成:(1)戸長 小平八郎(印), 副戸長 町田良右衛門(印), 同 山浦健六(印), 同 町田清兵衛(印), 百姓代 町田武左衛門(印), 同 町田佐太郎(印)。

2冊合綴。 横長半(一ツ綴)。

綴じ(合綴分も)の紙縫りは青色罫紙, 当時合綴。

374

「(明治六年)」癸酉年 七月ヨリ 十二月迄 村費取調書上帳 第九区 佐久郡 御馬寄村。

明治7年1月。 差出:第九区佐久郡 御馬寄村 百姓代 町田佐太郎(印), 同 町田武左衛門(印), 副戸長 町田清兵衛(印), 同 山浦健六(印), 同 町田良右衛門(印), 戸長 小平八郎(印); (奥書) 区長 木内源太(印), 同副 箕輪鼎(印), 同 小平八郎。 受取:長野県参事榑崎寛直殿。

1冊。 堅半(四ツ目縫い綴)。

綴目に印あり(良右衛門印)。 本文「第九区」藍色罫紙。

573

明治九年十二月取究 小平八郎`より`請取金遺払帳并郷方差引之事 用掛 町田良右衛門印。

明治9年12月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

1360-11(16)

記(小区諸経費割賦につき)。

第8月13日。 差出:旧扱所(朱印)。 受取:御馬寄村御用掛御中。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

差出印文「依田源」。

5. 戸長ほか公職

(シリーズ記述)

町田良右衛門道喜が、戸長、御馬寄村村会・連合町村会議員、その他の委員へ就任したことで伝存したと考えられる分を配した。それぞれ各役職の職務内容の別が明らかであるため、主要な役職ごとに区別した。

1.戸長

705-1

[御馬寄村戸長任命書].

明治12年6月. 差出:長野県. 受取:町田良右衛門.

1通. 堅紙.

-1と-2は一括されていた.

705-2

[除服申付書].

明治12年10月29日. 差出:北佐久郡々役所(朱印).

受取:御馬寄村戸長 町田良右衛門.

1通. 堅紙.

1360-11(26)

(御馬寄村戸長申付請書).

明治12年6月20日. 差出:町田良右衛門(書印). 受取:長野県令榑崎寛直殿代理長野県大書記官松野篤殿.

1通. 堅美折紙.

「長野県下第六大区四小区」小豆色罫紙.

1360-11(74)

明治十二年度諸費定額(御馬寄村戸長給料ほか諸費).

写).

明治12年6月28日. 作成:長野県印.

1通. 堅紙.

赤色罫紙.

1360-11(66)

(旧三味場火葬場揭示場取調につき).

明治12年7月3日. 差出:長野県(印). 受取:北佐久郡八幡村五郎兵衛新田・御馬寄村戸長役場.

1通. 堅紙.

1137-163

記(小諸県より夫食貸下番代金過納分下渡され受取につき).

明治12年7月7日. 差出:戸長町田良右衛門(書印).

受取:長野県令榑崎寛直殿.

1点. 堅美切紙.

朱色罫紙. 入金を郡役所より受取った旨の貼紙貼付.

1137-164-5

記(金26匁受取につき).

明治12年7月22日. 差出:小諸市樋下入口御印判師

矢嶋基右衛門(朱印). 受取:御馬寄村戸長御役場御中.

1通. 小切紙.

377

明治十二年七月一日ヨリ 雑事日誌 戸長 町田良右衛門.

明治12年7月;内容:明治12年6月20日~明治14年7月8日.

1冊. 堅半(二ツ綴).

543

明治十二年七月 役場取設二付營繕方控 戸長 町田

良右衛門.

明治12年7月.

1冊. 横半半折(綴葉装二ツ綴,下ヶ紐付き).

1360-11(64)

(旅行証写,長野県下信濃国北佐久郡御馬寄村第六拾四番地町田彦右衛門附属平民高畑兵蔵).

明治12年8月13日. 差出:(御馬寄村)戸長町田良右衛門.

受取:浴道宿村戸長役場御中.

1通. 堅切紙.

1360-11(65)

(旅行証写,三重県下伊勢国度会郡へ旅行につき,長野県下信濃国北佐久郡御馬寄村第六拾四番地町田彦右衛門附属平民高畑兵蔵).

明治12年8月13日. 差出:(御馬寄村)戸長町田良右衛門(印).

受取:浴道宿村戸長役場御中.

1通. 堅紙.

1113

記(窮民救助粉2斗領収).

明治12年12月24日. 差出:北佐久郡御馬寄村戸長役場(印).

受取:山浦勢訪吉殿.

1通. 堅紙.

1138-42-8

(筆生申付書).

明治13年2月22日. 差出:戸長役場. 受取:町田甚太郎.

1通. 横切紙.

1360-11(41)

記(皇太神宮初穂料勝手神社初穂料等通送).

明治13年3月. 差出:北佐久郡御馬寄村戸長町田良右衛門(印).

受取:祠官島山首殿.

1通. 堅紙.

朱色罫紙.

1137-164-7

記(通帳二百冊代金受取につき).

(明治)13年7月29日. 差出:松之屋佐兵衛(朱印).

受取:御馬寄村御役場.

1通. 小切紙.

印文「信州 岩村田 本町 松佐」.

1360-11(71)

(前欠)(別紙調印の上差出すべき旨).

(明治)13年12月12日. 差出:北佐久郡役所(印).

受取:戸長役場.

1通. 堅切紙.

朱色罫紙.

1360-11(67)

(三味場火葬場揭示場明細書上雑型).

明治13年. 受取:縣令.

1通. 堅紙.

朱色罫紙.

990-21

受取証(困穀売却代金のうち学校費に拝借)。

明治14年6月1日。差出:修省学校学務委員町田仙右衛門(印)。受取:戸長町田良右衛門殿。

1通。 堅紙。

1360-11(3)

[北佐久郡役所達](かねて本県より達ある米相場書出につき)。

(明治)14年7月22日。差出:北佐久郡役所朱印。

受取:御馬寄村戸長役場。

1通。 横美切紙。

533

明治十四年ヨリ 諸証文 全受判 扣 町田。

明治14年。

1冊。 堅半半(二ツ綴)。

活版県内布達類・「明治二十六年六月 第三回北佐久郡農産物共進会規則」等の紙背を使用。

544

明治十四年巳八月ヨリ十二月二至り 役場経費・祭典払方・諸払方・諸立換計・諸書出シ類 其他雑差引扣 町田良右衛門調書。

明治14年。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

1138-24

(別紙本人へ相達すべき旨)。

(明治22年以前)。差出:北佐久郡郡役所(印)。受取:御馬寄村戸長役場。

1通。 堅切紙。

朱色野紙

1359-61

[町田仙右衛門書状](困穀売却代金のうち金50円拝借願 学校方差支えるので)。

4月21日。差出:町田仙右衛門。受取:町田良右衛門様;(巻上ヶ上ワ書)上 町田良右衛門様。

1通。 横切紙。

1137-164-6

記(金7円75銭受取につき)。

11月20日。差出:岩村田村大和屋作兵衛(印)。受取:御馬寄村戸長御役場。

1通。 横継紙。

1137-160

(通送費繰替につき)。

12月16日。差出:長野県北佐久郡役所。受取:御馬寄村戸長役場。

1点。 小切紙。

朱印「池田」。印刷用紙(石版か)へ書込み。

○依頼免職

706-1

(戸長辞職願綴)。

(明治14年10月1日~10月18日)。作成:(町田良右衛門)。

1綴。 堅美(ひねり綴)。

朱色野紙 内容:北佐久郡長田中直友宛辞職添願・長野県令代理少書記官鳥山重信宛辞職願・長野県令大野誠宛塩名田村医師花田順庵診断書(9月30日付)・北佐久郡役所出頭通達・北佐久郡長宛代理出頭届控・長野県令宛戸長代理筆生町田仁太郎戸長免職請書。

706-2

[戸長依頼免職許可状]。

明治14年10月11日。差出:長野県。受取:北佐久郡御馬寄村戸長 町田良右衛門。

1通。 堅紙。

2.御馬寄村村会・連合町村会議員

378

御馬寄郷々会 主務衆議員受附帳(議員出勤者名書上および欠席届控)。

(明治13年12月13日~18日)。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

破損。

707-1

当選状(御馬寄村村会議員選挙につき)。

明治15年9月17日。差出:戸長役場[朱印]。受取:町田良右衛門。

1通。 堅美。

差出朱印印文「長野県北佐久郡御馬寄村戸長役場の印」。

707-2

[睦畔下調委任状]。

明治16年正月17日。差出:北佐久郡御馬寄村戸長役場[朱印]。受取:町田良右衛門殿。

1通。 堅美。

年代記載上部に割印。差出朱印印文-1に同。

1360-11(50)

(御馬寄村村会議員選挙書)。

明治17年8月28日。差出:北佐久郡御馬寄村戸長役場[朱印]。受取:町田良右衛門。

1通。 堅紙。

1360-11(44)

(本郡聯合町村会議員当選書)。

明治18年2月10日。差出:北佐久郡役所朱印。受取:御馬寄村々会議員町田良右衛門。

1通。 堅紙。

657(1)

[郡甲第壹号および明治十八年度北佐久郡聯合町村費支出予算議案](本郡聯合町村会議案につき達、聯合町村費収支議案承認の長野県令宛北佐久郡長上申・同県令承認とも)。

明治18年6月8日。差出:北佐久郡長鳥居義處。受取:御馬寄村町田良右衛門殿。

- 1冊. 竪四ツ切半(二ツ綴).
小帳, 印刷. 宛先附箋のみ手書き.
583
明治十八年度北佐久郡御馬寄村々費支出議案 町田
(支出・収入各予算案).
明治18年.
1冊. 竪半(一ツ綴).
655
明治十八年度北佐久郡第六拾壹番学区費支出議案
町田(教育費支出予算議案, 俸給・諸給費・修繕費等御
馬寄学校費).
明治18年.
1冊. 竪半(一ツ綴).
本紙朱色野紙.
656-1
村号外(来る10日御馬寄村村会開設出頭につき通達お
よび「明治十九年度北佐久郡御馬寄村々費支出予算議
案」).
(明治)19年6月8日. 差出:北佐久郡八幡村外六ヶ村
戸長役場[印]. 受取:御馬寄村々会議員 町田良右衛
門殿.
1綴. 竪半(ひねり綴, 一ツ綴).
朱色野紙. 標題朱筆, 同標題上押印印文「佐久郡八幡村 戸長
役場印」. 差出印文「長野県北佐久郡 八幡村外六ヶ村 戸長役
場印」.
656-2
北佐久郡御馬寄村臨時村会議案(明治十八年度営業税
等級課税定).
(明治18年).
1冊. 竪半(一ツ綴).
朱色野紙.
657
[北佐久郡連合町村費支出予算議案].
[明治18・19年].
[1綴(2冊)]. [竪(一ツ目結び綴)].
657-1と-2は, 端上を紙縫りで結び綴じ.
657(2)
明治十九年度北佐久郡聯合町村費支出予算議案
(明治19年).
1冊. 竪半(一ツ綴).
「北佐久郡役所」朱色野紙.
1138-42-5
(大円寺にて臨時村会につき出席願).
4月12日. 差出:戸長役場[朱印]. 受取:議長町田良
右衛門殿.
1通. 横切紙.
印文「北佐久郡御馬 寄村役場之印」.
1360-11(60)
北佐久郡聯合町村会議員(各町村議会議員名前).
1通. 竪切紙.

「長野県北佐久郡耳取村外三ヶ村戸長役場」赤色野紙

3. 学務委員

- 1137-55
記(学資金利子, 学校無尽金書上).
(明治)12(明治)17年. 差出:御馬寄学校旧学務委員.
受取:町田良右衛門様.
1冊. 綴(一ツ綴).
708
[学務委員辞令](第六十一番学区).
明治16年5月9日. 差出:長野県. 受取:町田良右
衛門.
1通. 竪紙.
709-1
(学務委員辞令進達および請書調印返送依頼状).
(明治)16年5月21日. 差出:戸長役場[朱印]. 受取:
町田良右衛門殿.
1通. 竪切紙.
薄紅色野紙. 差出朱印印文「長野県北 佐久郡御 馬寄村戸 長
役場之印」.
709-2
御請書(学務委員就任につき).
明治16年5月21日. 差出:北佐久郡御馬寄村 町田
良右衛門. 受取:長野県令大野誠殿.
1通. 竪紙.
薄紅色野紙. -1 同封の請書書式無加印未返送または控カ.
379
明治十六年五月ヨ梨 戸長役場新築・御馬寄学校修繕
諸費払渡シ書抜 町田手扣(出入受払利子調・学校方
立替分等とも).
明治16年5月.
1冊. 横長半(一ツ綴).
380
明治十六歳第五月 役場・学校 建築諸雑記簿 右 担
当人;(附)記(「学校かし」の釘・戸ふち他数量書上).
明治16年5月.
1冊(附1通とも). 横長半(下ヶ二ツ目綴).
10~11 丁目間に横折紙1通(附)あり.
4. 所得税調査委員
711
[所得税調査委員当選通達].
明治20年9月16日. 差出:北佐久郡長師岡政舉[朱
印]. 受取:町田良右衛門殿.
1通. 竪切紙.
活版書式, 日付記載・固有名詞等のみ書込み. 差出朱印印文
「長野県北 佐久郡長 師岡政舉」. 本紙端下朱印「成瀬」.
710
丙第六七号四(9月16日付北佐久郡長「告示第拾七号」
所得税調査委員及補欠員選挙会開設により投票用紙

送付につき).

明治20年9月22日. 差出:北佐久郡八幡邨外六ヶ村戸長役場[朱印];(封筒)長野県信濃国北佐久郡八幡邨外六ヶ邨戸長役場. 受取:御馬寄村 町田良右衛門殿.

1通. 堅切紙(封筒とも).

「北佐久郡八幡邨外六ヶ村戸長役場」丹色罫紙. 差出朱印印文「長野県北佐久郡御馬寄村戸長役場の印」. 標題朱筆. 封筒宛名左朱印「所得税件」.

5. 村会助役

1360-11(12)

理由書(村会助役に当選するも家政経済上困難のため拒辞したく上申).

明治22年5月6日. 差出:北佐久郡中津村大字御馬寄第拾八番地平民町田良右衛門(書印). 受取:北佐久郡元耳取村外三ヶ邨戸長町田甚太郎殿.

1通. 堅美.

朱色罫紙

1360-11(13)

履歴書(明治12~22年).

明治22年5月9日. 作成:北佐久郡中津村大字御馬寄第拾八番地平民町田良右衛門.

1通. 堅美.

朱色罫紙.

712

助役辞選書(本村議会にて助役選挙当選するも,家産を挙げての農蚕製糸事業はまだ結に着かず相場変動により失敗連年多額の負債償却の法立たず,公務に充分の力を尽くすことができないため).

明治22年5月23日. 差出:町田良右衛門(書印). 受取:中津村々長 佐藤房之助殿.

1通. 堅美(ひねり綴).

朱色罫紙. 各所に朱筆加筆・訂正あり,下書カ.

6. 農産物共進会事務委員

1081

[農産物共進会事務委員委嘱状].

明治27年7月. 差出:北佐久郡第四回農産物共進会長 鳥居義處[朱印]. 受取:町田静太殿.

1通. 堅美切紙.

横紙に使用. 印文「北佐久郡第四回農産物共進会長之印」.

6.十二新田割元

(シリーズ記述)

江戸時代以来,村内の十二新田・駒寄川原などの開発に携わった町田家は,旱損・水損の被害を受けやすい同所の手当てや貢納の引方を取り扱ったと思われる「割元」役を勤めてきた.同役を,中津村の時期まで勤めていたことから,便宜上,御馬寄村の時期をこえた内容でも,ここへ配した.なお,下位項目8.小書付ほかは,もとの状態として一括されていた小群から,断片的な内容の分を,そのまま資料番号の順に配列したものである.

1. 普請

259

「千曲川岸 十二新田用水堰普請書留帳 三冊 自寛政四子年自明治五申年 書留 一 自明治十五年十月至全十六年五月 書留 一 自明治三十一年九月至全年十二月 書留 一」(一部誤字ママ,訂正前略).

[寛政4年~明治31年].

[1冊(3冊合綴)]. [横長半(一ツ綴)].

表紙(標題)後筆,表紙右下に朱筆附箋「三通ノ」.本文にも各所に朱筆書込み.以上後筆時期に編綴カ.

259(1)

寛政四年丁巳七月 十二新田水揚手目論見帳 町田良右衛門恒篤扣.

寛政4年7月.

1冊(合冊のうち). 横長半(一ツ綴).

表紙にそれぞれ,年代記載上に後筆附箋「自寛政四子年至明治五申年」,また「…論見帳」の「見」に「帳」間に後筆附箋「留」,とあるも標題に採用せず.本文各所にペン・朱筆により書込み,朱筆「不用」等の附箋・覆い紙あり.

259(2)

明治十五年十月一日千曲川大洪水ニテ 十二新田用水堰筋及ヒ掲口大破ニ付 諸雑費取調 全十六未年二月二至リ 掘貫新規目論見諸入費取調簿.

(明治15年9月30日~明治16年). 作成:(町田良右衛門道喜カ).

1冊(合冊のうち). 横長半(一ツ綴).

表紙右下後筆附箋「町田良右衛門道喜」.本文各所に朱筆により書込み,原附箋編集貼付.

259(3)

明治三十一年九月 十二新田用水堰破損工事誌 扣. 明治31年9月. 作成:(町田静太カ).

1冊(合冊のうち). 横長半(下ヶ二ツ目綴).

表紙「扣」記載前に後筆附箋「町田静太」.本文各所に朱筆により書込み,朱筆「不用」等の附箋・覆い紙あり.とくに「人足面附口」部分(本文大半)は朱筆「不用」覆い紙で包まれ紙縫りを結ぶ.

244

寛政四年 子ノ十一月吉日 十二川原せきふ志ん覚帳

御馬寄村 惣仲間.

寛政4年11月吉日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆「1ノ一」. また1~2丁目に朱筆「略ス」とある紙を貼付し大半を隠し, 3丁目表奥に朱筆「是ヨリ右全部略ス」とある附箋および「人足覚 子ノ十月晦日[より]始め (中略)」とある貼紙貼付.

1093

一札之事(十二川原2ヶ所代金2分にて引受につき).

文化13子年3月. 差出:引受人 万屋, 同断 良右衛門(印). 受取:村 五兵衛殿.

1通. 堅紙

用水揚手のため欠崩の節は畑2ヶ所買取の約定.

1094

[十二新田用水揚手普請金年賦拝借願].

文政6年.

[2通]. [一括].

端裏ペン書き.

1094-1

御年賦御拝借金証文之事(十二新田用水揚手大破につき普請金20両).

文政6癸未年11月4日. 差出:御拝借人良右衛門, 同断三右衛門, 同断清兵衛, 同断八左衛門, 同断傳之助, 同断定右衛門, 同断啓助, 同断由五郎, 同断安右衛門, 同断浅右衛門, 同断万蔵, 同断善九郎, 同断喜宗次, 同断源四郎, 同断庄左衛門. 受取:御名主・御役人 衆中.

1通. 堅美継紙

端裏ペン書き「文政六年未十一月拝借金証文」.

1094-2

乍恐以書付奉願上候(十二新田用水揚口破損につき揚手丈夫普請のため金拝借願).

文政6未年8月. 差出:御馬寄村願人良右衛門印, 三右衛門印[ほか13名]. 受取:御名主・御組頭・御百姓代 衆中様.

1通. 堅継紙

端裏ペン書き「文政六年未八月 十二新田願書」.

247

文政六年 未十一月 十二新田用水揚手普請入用帳 御馬寄村 割元 良右衛門.

文政6年11月7日. 作成:割元 良右衛門(印), 世話人 萬蔵(印), 同断 清兵衛, 同断 八左衛門(印), 同断 由五郎, 同断 庄左衛門(印).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆(後筆)「3ノ二」. 綴目に印.

248

文政七年 申十月廿九日 十二新田揚手・御手当普請入用割合払方帳 御馬寄村. 十二新田わり元 良右衛門.

文政7年7月29日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆(後筆)「4ノ二」. 引受人らの押印(賃金受取印等).

1095

乍恐以書付奉願上候(十二新田所持地千曲川大満水のため水入り稲一円押倒れ用水揚手大破により御見分願取次につき).

文政7申年8月. 差出:御馬寄村 願人 良右衛門, 三右衛門, 清兵衛, 八左衛門, 傳之助, 定右衛門, 啓助, 由五郎, 安右衛門, 浅右衛門, 万蔵, 善九郎, 喜惣次, 源四郎, 庄左衛門. 受取:御名主・御役人 衆中.

1通. 堅美継紙

端裏ペン書き「文政七年申八月 十二新, 満水大破二付御見分願」.

1097

[十二新田込普請御助成願].

[文政11年・天保7年・嘉永2年].

[4通]. [一括].

1097-1

覚(字倉瀬田石積御普請仕立願).

子9月. 差出:御馬寄村名主市右衛門. 受取:御見分 御出役中様.

1通. 堅紙

下部汚損・破損.

1097-2

乍恐以書付奉願上候(所持字黒岩畑成田用水揚口沈枠入御普請願).

天保7丙申年12月. 差出:御馬寄村願人惣代良右衛門, 同断留蔵, 同断金兵衛. 受取:御名主御役人衆中.

1通. 堅継紙

端裏ペン書き「天保七年申十二月 十二新田願書」.

1097-3

乍恐以書付奉願上候(十二新田用水揚手普請備金のため再興取立願).

嘉永2酉年3月. 差出:御馬寄村願人惣代良右衛門, 同断市太夫, 同断金兵衛. 受取:御名主・御役人衆中.

1通. 堅美継紙

端裏「嘉永貳酉三月御無尽早取願書」.

1097-4

乍恐以書付奉願上候(十二新田用水揚口御修復御普請願).

文政11子年8月. 差出:御馬寄村名主市右衛門, 組頭 良右衛門, 同専右衛門, 同善九郎, 同庄右衛門, 百姓代 万右衛門. 受取:須藤曾太夫様.

1通. 堅継紙

下部汚損・破損.

1098

乍恐以書付奉願上候(当六月晦日の千曲川満水により押流れ容易に普請できない十二新田用水揚手の普請積金援助につき).

文政11子年8月。差出:御馬寄村 名主 市右衛門, 組頭 良右衛門, 同 専右衛門, 同 善九郎, 同 庄右衛門, 百姓代 万右衛門。受取:須藤曾太夫様。

1通。堅継紙。

端裏「文政十一年子八月 十二新田」(ペン)。下部汚損。本文中に御普請願ではない旨記載あり。

249

文政十一年子十一月吉日 十二新田揚手普請入用帳割元。

文政11年11月10日改メ。作成:清兵衛, 三右衛門, 晋(留カ)蔵, 啓助。

1冊。横長半(一ツ綴)。

表紙右上朱筆(後筆)「6ノ二」。引受人らの押印(賃金受取印等)。

250

天保七申ノ八月十四日満水二付 十二新田揚手大破二付普請仕方 目論御上様江願立候小日記[井入用]普留帳 良右衛門印。

天保7年8月14日(～天保8年6月)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

表紙右上朱筆(後筆)「7ノ二」。標題一部に貼紙貼付により伏字。標題ママ。

251

天保七丙申年十二月日 揚手普請仕様御願帳 御馬寄村(諸木代銀人足賃銀書付)。

天保7丙申年11月日。差出:御馬寄村 願人惣代 良右衛門(印), 同断 留蔵(印), 同断 金兵衛(印)。受取:御名主・御役人 衆中。

1冊。横長半(一ツ綴)。

1099

乍恐以書付奉願上候(十二新田用水揚手枠入れ御普請願)。

天保7丙申年12月。差出:御馬寄村願人惣代良右衛門(印), 同断留蔵(印), 同断金兵衛(印)。受取:御名主御役人衆中。

1通。堅継紙。

端裏ペン書き。

252

天保七丙申年十二月ヨリ 十二新田揚手普請注文帳 良右衛門印。

天保7年12月(～天保8年)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

引受人らの押印(代金・賃銭等受取印)。

1104-78(1)

「天保八年酉正月 十二新田用水堀抜付 欠崩之節ハ畑買取之約定一札」。

天保8年正月。

1枚。堅折紙。

(1)(2)端を紙縫りで一括。「(大東京文具商チエーン特製)」「10-20」茶色原稿用紙にペン書き。朱筆「8」。

1104-78(2)

差出申一札之事(十二新田用水貴殿持下掘抜対談につき)。

天保8酉年正月。差出:十二新田仲間惣代良右衛門, 同断留蔵。受取:勝弥殿。

1通。堅紙。

253

天保八丁酉年二月 十二新田御見分入用帳 御馬寄村 地主(見分道普請人足・掃除・川中目印拵ほか諸費)。

天保8年2月14日～3月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

記載人名に合点等の加筆。

254

天保八丁酉年二月日 揚手普請仕様再調御願帳 御馬寄村。

天保8丁酉年2月日。差出:御馬寄村 願人惣代 良右衛門, 同断 留蔵, 同断 金兵衛。受取:御名主・御役人 衆中。

1冊。横長半(一ツ綴)。

控または下書カ。

255

天保八丁酉年七月調 水掲口普請諸雑用払方帳 十二新田 地主(割元ら立会勘定, 「右金之義酉年十二月迄他借致十二月二相成元利相済申候」旨と内訳奥書とも)。

天保8年7月9日。作成:良右衛門, 専右衛門, 留蔵, 弥兵衛, 金兵衛, 善九郎。

1冊。横長半(一ツ綴)。

表紙右上朱筆(後筆)「8」。奥書部分に朱筆附箋「以下不用」(後筆)。

1100

乍恐以書付奉願上候(十二新田用水揚手元金之為御無尽早取金番願)。

嘉永2酉年3月。差出:御馬寄村十二新田地持惣代良右衛門(印), 同市太夫(印), 同金兵衛(印)。受取:御名主御役人衆中。

1通。堅継紙。

端裏ペン書き。

1101

十二新田用水揚手用材木頂載願。

安政3年。

[2通]。[一括]。

1101-1

乍恐書付ヲ以奉願上候(十二新田用水揚手普請用材木頂載願)。

安政3丙辰年10月。差出:御馬寄村願人地主惣代組頭良右衛門印, 同断専右衛門印。受取:御名主御役人衆中。

1通。堅継紙。

端裏ペン書き。

1101-2

覚(十二新田用水揚手沈梓用材入用員数書上)。

安政3辰年10月。作成:御馬寄村地主惣代良右衛門。

1通。横切紙。

256

安政三辰年十一月 寺尾御林二而頂戴木諸事書留 御馬寄村 良右衛門;(附)(十二新田方への金銭差引覚)。
安政3年11月。

1冊(附1通とも)。横長半(一ツ綴)。

表紙右上朱筆(後筆)「10ノ二」。1丁目丁内に堅紙1通(附)。

1102

乍恐以書付奉願上候(控。十二新田用水揚手大破につき御見分願)。

安政4丁巳年7月。差出:御馬寄村地主惣代組頭良右衛門(印), 差添為右衛門(印)。受取:御名主御役人衆中。

1通。堅紙。

端裏「扣」, 端裏後筆「安政四年巳七月 十二新田願書」(ペン)。

1103

(十二新田国役御普請・領主御手当御尋につき答書上)。
元治2丑年3月。差出:御馬寄村名主 市左衛門。受取:小林俊左衛門様・宮嶋勝之進様。

1冊。横長半(一ツ綴)。

文化5・安政4・万延元各年分御国役御普請ほか。写または下書か。朱筆等による抹消あり。

1137-82

(用水修繕費書付)。

(明治)15年8月。差出:五郎兵衛新田戸長役場(朱印)。
受取:町田良右衛門。

1通。小切紙。

1104-77-1

「明治卅一年九月 十二新田用水工事 小書付」(石・俵・人足賃等覚覧)。

[明治31年9月]。

1綴(15通)。綴(一ツ目結び綴)。

表紙を付与し紙縫いで端を結び綴じ。表紙に朱筆「明治卅一年九月 十二新田用水工事 小書付」(後筆)。

1104-77-2

記(炭代金領収)。

(明治)32年8月。差出:炭屋常太郎。受取:十二新田工事方 町田静太様。

1通。横美切紙。

1104-77-1に挟み込まれていた。

1104-77-3

(十二新田用水普請費補助願)。

(明治)31年10月1日。差出:町田不士太 外十五名。
受取:中津村長佐藤鍋次殿。

1通。堅紙。

1104-77-1に挟み込まれていた。

553

明治参拾三年一月八日ヨリ 庚子三月十日まで改 堀抜定用人足扣日記:(6丁目裏)記(代金受取)。

明治33年。差出:(6丁目裏)請負人 山浦久作(印), 同山三郎(印), 同 消助(印)。受取:(6丁目裏)町田静太殿。

1冊。横長半(一ツ綴)。

○廻札

1104-98

十二新田廻札(十二新田堰浚につき人足差出依頼)。

3月27日。差出:良右衛門。受取:(専右衛門ほか14名)各様。

1通。横切紙。

標題巻上ヶ上フ書より。

1104-75

口上(十二新田堰浚人足差出たされたく廻札)。

4月2日。差出:良右衛門。受取:(丈吉ほか15名)各様。

1通。横美切紙。

巻上ヶ上フ書「十二新田 廻札」。

1104-28

口上(十二新田用水揚手掘貫普請仮割廻札)。

12月25日出。差出:良右衛門。受取:(丈吉ほか13名)各様。

1通。横切紙。

巻上ヶ上フ書「川原 廻札 良右衛門」。

○車屋

1104-94

明治十三年四月 十二新田車屋普請二付諸書付。

[明治13年4月]。

[5点]。[袋入一括]。

1104-94-0

[袋]明治十三年四月 十二新田車屋普請二付諸書付。

明治13年4月。

1枚。袋。

1104-94-1

借用申証文之事(十二新田御取り廻しの内金借用)。

文久2年戌4月。差出:借用主 宗介(印)。受取:十二新田世話元 良右衛門殿。

1通。堅紙(包紙入)。

書状様に折りたたまれていた。包紙上書「印証 宗助」。

1104-94-2

記(十二新田出人白米作料等覚)。

(近代)。差出:耳取村 山浦藤作。受取:町田良右衛門様。

1通。横折紙。

1104-94-3

(十二新田出人足名前覚)。

4月27日.

1通. 横折紙.

1104-94-4

記(板代金).

第4月30日. 差出:シヲナタ 尾張や 清右衛門. 受取:御馬寄村町田良右衛門様.

1通. 横切紙.

銚色紙.

1104-94-5

記(板類代金).

4月30日. 差出:山浦良吉. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横折紙.

2. 夫錢割合ほか

245

文化八未年 十月四日`より` 十二新田夫錢割合帳 御馬寄村 割元 良右衛門.

文化8年10月4日~.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆「1ノ3」. 1丁目に朱筆「此一枚不用」とある紙を貼付し1/3程隠し、各所に「以下…略ス」等の附箋貼付、また4~17丁目に朱筆「不用略ス」とある紙を貼付してかぶせ大半を隠す.

1104-53

(夫錢等覚).

1通. 横切紙.

1104-66

(金銭差引勘定. 十二新田夫錢関係カ).

7月13日.

1通. 横切紙.

虫損.

1104-70

(人足夫錢覚).

1通. 横切紙.

1104-71

(運上取立金・水夫錢覚).

1通. 横切紙.

1104-81

午十二月夫錢割合(十二新田仲間).

午12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-82

(夫錢割合. 十二新田仲間).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-83

覚(十二新田益前雑用金割合. 十二新田仲間).

7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-84

記(掘抜并揚手入用共割合出. 十二新田仲間).

午.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-85

十二新田夫錢割(人足賃・雑用金外. 十二新田仲間割合).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-86

午十二月夫錢割(雑用金・掘貫入用借入金元利外. 十二新田仲間割合).

午12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-87

記(雑用金・掘貫入用借入金元利外割合. 十二新田仲間割合).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-88

記(割合金高書上. 十二新田仲間).

1通. 横折紙.

1104-89

覚(割合金書上. 十二新田仲間).

29日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-90

十二新田夫錢割(人足賃・益後雑用金外. 十二新田仲間割合).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-91

記(諸入費・掘貫入費借入金割合. 十二新田仲間).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-92

申七月夫錢割(入用・掘貫雑用借入金返金分外. 十二新田仲間割合).

申7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-93

覚(雑用・掘貫雑用借入金返金分割. 十二新田仲間割合).

7月11日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1129-10

舌伸(新田夫錢上納依頼).

1通. 横切紙.

3. 高辻改・反別取調

246

文化八辛未年 閏二月 日 十二新田高辻帳 御馬寄村 (各人毎開高「覚」および「定書之事」).

文化8辛未年閏2月23日. 作成:良右衛門(印), 清兵衛(印), 八左衛門(印), 傳之助(印), 所右衛門(印)[ほか

13名連印うち1名代人, 八わた・蓬田村2名連署無印].
1冊. 堅美(かぶせ綴).

綴部に印(良右衛門・清兵衛・傳之助・善九郎・忠藏各人印). 各所に朱筆(後筆)書込みあり, 墨付末丁の次丁裏に後筆貼紙により「惣ノ高…」の集計記載.

520

文化八辛未年 閏二月日 十二新高辻改帳 御馬寄村割元(仲間相談のうえ究め, 人足賃定とも).

文化8辛未閏2月23日. 作成:未年 割元 良右衛門, 同 立合 八左衛門.

1冊. 堅半(二ツ綴).

258

明治十一年寅八月 十二新田改正田反別取調帳(番地順1筆, 反別人名書付).

明治11年8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆(後筆)「12ノ三」. 控カ.

4. 御初穂献上

1096-2

(十二新田御初穂精白米役所へ献上覚).

文政9丙戌年10月朔日差上候. 作成:地主惣代清兵衛・三右衛門, 案内名主 市右衛門.

1通. 堅紙.

端裏へ書き「文政九年戌十月十二新田御初穂献上」.

1096

[十二新田御初穂献上覚].

[文政9年].

[2通]. [一括].

1096-1

覚(御初穂糯米2俵).

戊10月朔日. 作成:御馬寄村十二新田地主良右衛門[ほか17名], ノ拾八人.

1通. 堅紙.

5. 引方取極

385

天保七丙申九月 地主一同引方取極帳 町田良右衛門扣.

天保7年9月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

6. 御見分

257

慶応元年九月 駒寄沢・十二新田 両川原御見分諸用留.

慶応元年9月(～慶応3年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙右上朱筆(後筆)「12ノ二」, 本文内に朱筆(後筆)書込み. 一部賃金受取の押印.

7. 車屋地代

1104-21

覚(十二新田車屋地代受取).

丑極月29日. 差出:由五郎[印]. 受取:良右衛門様.

1通. 横切紙.

印文「信州(〇に十) 佐久郡 御馬寄 嶋屋」.

1104-31

(車屋地代金受取).

作成:[印][信州(〇に三ツ星) 佐久郡 御馬寄 和泉屋].

1通. 小切紙.

1104-43

覚(十二新車屋地代受取).

寅12月30日. 差出:由五郎[印]. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切紙.

印文「信州(〇に三ツ星) 佐久郡 御馬寄 和泉屋」.

1104-67

覚(十二新田車屋地代受取).

亥12月30日. 差出:由五郎[印]. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切紙.

印文「仲仙道 御馬寄 原泉堂」.

1104-95

覚(車屋地代受取).

12月29日. 差出:由五郎[印]. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横切紙.

印文「信州(〇に三ツ星) 佐久郡 御馬寄 和泉屋」.

1137-118

記(十二新車屋地代金請取につき).

作成:鈴木由五郎.

1通. 横美切紙.

請取朱印押印.

8. 小書付ほか

1104-1

(会合参加者名前, 豆腐・醤油・酒持参人書上).

1通. 堅切紙.

1104-2

(土地直段入札類一括).

9通. 横切紙.

紙縫り紐とも.

1104-3

(5月20日働人覚カ).

5月20日.

1通. 横切紙.

1104-4

覚(寿るめ代金).

未12月. 差出:扇屋永之助. 受取:十二新入用 良右

衛門様.

1通. 横切紙.

1104-5

(昨寅年古祢山2枚代につき).

辰極月. 差出:仁左衛門. 受取:十二新田 御わり元様.

1通. 小切紙.

1104-6

[政之丞書状](上納につき, 有合金持参願).

3月4日. 差出:政之丞. 受取:上 良右衛門様 貴下.

1通. 横切継紙.

1104-7

(車方貸金利足金覚).

子12月.

1通. 堅切紙.

1104-8

覚(夫銭・無尽掛金).

1通. 横切継切紙.

1104-9

覚(生5升2合代金).

巳7月. 差出:和泉屋之分. 受取:十二新 御元方様.

1通. 横美切紙.

1104-10

(借用金覚, 車屋方・良右衛門方).

寅12月.

1通. 小切紙.

1104-11

[繁次書状](地代御増につき).

大晦日. 差出:繁次. 受取:町田良右衛門様.

1通. 横切継紙.

1104-12

(十二新持分につき5枚札2枚差上げ600文札2枚と49文遺しくだされたく願).

差出:仁左衛門. 受取:御老君様.

1通. 横美切紙.

1104-13

神口覚・大工覚(働人数).

差出:十二 車や. 受取:良右衛門様.

1通. 横切継紙.

1104-14

覚(生酒代金).

午7月. 差出:し満屋彦右衛門[印]. 受取:十二新入用 ふく田屋様.

1通. 横美切紙.

印文「信州(〇に十) 佐久郡 御馬寄 嶋屋」.

1104-15

差出シ申一札之事(十二新山立木のうち松木完渡につき).

天保4巳年8月13日. 差出:多三郎[印]. 受取:十二

新わり元 良右衛門殿・留蔵殿.

1通. 堅紙.

1104-16

(車屋入用覚).

巳12月30日.

2通. 横折紙.

1104-17

覚(地代受取).

酉1月30日. 差出:由五郎[印]. 受取:十二内 御割元 良右衛門様.

1通. 横切紙.

印文「信州(〇に十) 佐久郡 御馬寄 嶋屋」.

1104-18

(運上・夫銭・地代等覚).

酉1月30日.

1通. 横切紙.

1104-19

記(納俵数書上).

6月1日.

1通. 横折紙.

1104-20

(材木本数覚, 村方国役分).

1通. 小横折紙.

1104-22

上口覚(働人数).

1通. 横切紙.

1104-23

覚(生5升3合代金).

卯7月. 差出:和泉屋之分. 受取:福田屋様.

1通. 横美切紙.

1104-24

覚(生5升2合ほか代金).

丑7月. 差出:和泉屋之分. 受取:福田屋サマ.

1通. 横美切紙.

1104-25

(前欠)(貸金利足勘定覚).

1通. 横切継紙.

1104-26

[山崎屋長兵衛書状](当節差支大難渋につき).

12月28日. 差出:山崎屋長兵衛. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切継紙.

1104-27

覚(あヶ口入用).

巳12月. 差出:嶋屋之掛. 受取:福田屋様.

1通. 横美切紙.

1104-29

覚(扇の地張他).

卯8月.

4通. 小切紙.
入金覚ほか, 覚書一括.
1104-30
覚(米代金)(後欠).
卯7月. 作成:風呂や[].
1通. 横切紙.
1104-32
覚(大たる代金ほか).
12月. 差出:和泉屋源兵衛[印]. 受取:十二新入用.
1通. 横切継紙.
1104-33
覚(5分8寸15枚ほか材木代金).
未12月. 差出:宮沢 良吉. 受取:御馬寄 治郎兵衛様.
1通. 横折紙.
1104-34
覚(豆腐他代金).
未7月. 差出:扇屋 永之助. 受取:十二新入用 良右衛門様.
1通. 横美切紙.
1104-35
舌代(十二新田御上様より手当金預り).
慶応元年12月. 受取:千代次様.
1通. 横美切継紙.
宛先は, ほぼ年代記載下にあり, あるいは差出か.
1104-36
覚(3寸1わほか材木代金受取).
未7月. 差出:扇屋定右衛門. 受取:十二新車屋入用.
1通. 横美切紙.
1104-37
覚(金銭受取).
申12月20日. 差出:和泉屋弥兵衛[印]. 受取:福田屋良右衛門様.
1通. 横切紙.
印文「仲仙道 御馬寄 原泉堂」.
1104-38
覚(堰形出来分報告).
8月12日.
1通. 横切紙.
1104-39
覚(生5升ほか代金).
(亥)の7月. 差出:嶋や彦右衛門[印]. 受取:あげ口入用.
1通. 横切紙.
印文「信州(〇に十) 佐久郡 御馬寄 嶋屋」.
1104-40
覚(水夫銭・運上銭差引覚).
1通. 縦紙.
斜めに記載あり, もと書状大書付包紙か.

1104-41
覚(正生1升代金).
(寅)とら7月. 差出:嶋屋彦右衛門. 受取:十二新田入用.
1通. 横切紙.
1104-42
覚(ねこ・俵数覚).
1通. 横切紙.
1104-44
覚(出入金銭勘定覚他).
5通. 小切紙.
1104-45
覚(車屋方勘定覚).
卯12月.
1通. 横折紙.
1104-46
覚(出しもの数・人名および酒・とふふほか書上).
(未4月2日).
1通. 横折紙.
1104-47
覚(松葉・細木代金).
1通. 横切継紙.
1104-48
覚(地所間尺数改覚).
1通. 横切紙.
1104-49
覚(生酒1升代金).
午12月. 差出:嶋屋彦右衛門[印]. 受取:十二新田入用.
1通. 横美切紙.
印文「信州(〇に十) 佐久郡 御馬寄 嶋屋」.
1104-50
覚(断簡)(前欠).
差出:[][印]. 受取:弟 新五兵衛殿.
1通. 横美切継紙.
印文一部「[]御馬寄 []屋」.
1104-51
覚(山崎屋長兵衛書状)(借入金5両のみ返済).
12月25日. 差出:山崎屋長兵衛. 受取:福田屋良右衛門様.
1通. 横美切継紙.
1104-52
覚(十二新田出人等覚).
5通. 縦紙・横切紙.
こより紐で一括されていた.
1104-54
覚(釘代・木代勘定).
差出:藤作. 受取:福田屋様.
1通. 横切紙.

1104-55

(作料釘代金).

2月9日. 作成:十蔵.

1通. 横切継紙.

1104-56

覚(手代金).

午7月. 差出:十二屋彦六. 受取:十二新入用.

1通. 横切紙.

1104-57

覚(十二平屋分金錢受取).

12月30日. 差出:和泉屋 孫兵衛[印]. 受取:福多屋様.

1通. 横切紙.

印文「仲仙道 御馬寄 原泉堂」.

1104-58

おほへ(鯉・干物代金).

丑7月. 差出:あふきや永之助. 受取:十二新入用千代次様.

1通. 横切継紙.

1104-59

覚(掘抜方生代金).

申7月. 差出:和泉屋蔵. 受取:十二新福田屋良右衛門様.

1通. 横切紙.

1104-60

覚(名酒等代金).

卯7月. 差出:嶋や二郎. 受取:阿十口入用.

1通. 横切紙.

1104-61

[市太夫書状(融通金5両請取)].

未12月30日. 差出:市太夫. 受取:福田屋良右衛門様.

1通. 横切継紙.

1104-62

覚(生代金等受取).

丑7月. 差出:島や彦右衛門. 受取:十二新田入用.

1通. 横切紙.

1104-63

(上州行につき路銀改).

1通. 横切紙.

1104-64

(蚕卵紙数等覚).

1通. 横切紙.

1104-65

覚(生代金).

申7月. 差出:島屋之掛. 受取:十二新揚口入用.

1通. 横切継紙.

1104-68

覚(ふし・諸白代金受取).

卯7月. 差出:山屋林之丞. 受取:十二新御世話人様方.

1通. 横切紙.

1104-69-1

覚(十二新田出人足名前).

(安政4年7月).

2通. 横美切紙・横美切継紙.

幅の短い横切紙が外側に巻込まれて一括. 横切継紙端裏「百八十七人四分六リ」, また朱筆「安政四年巳七月 十二新揚手目論見帳 中か書付也」(後筆).

1104-69-2

覚(諸買物代金).

1通. 縦紙.

1104-72

覚(豆腐・醤油代金).

申7月. 差出:扇屋永之介. 受取:十二新入用 良右衛門様.

1通. 横切継紙.

1104-73

記(出人足人数名前).

1通. 横切継紙.

1104-74

記(水上ヶ入用覚).

12月12日.

1通. 横折紙.

1104-76

(有金改覚).

7月16日.

1通. 横切紙.

1104-79

(十二新田仲間出金額書上).

(明治8年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1104-80

車屋方差引(板・釘・作料覚).

12月29日.

1通. 横折紙.

1104-96

覚(上切代金ほか).

1通. 横折紙.

1104-97

覚(醤油代金).

(亥)いの7月. 差出:あふきや永之助. 受取:十二新田入用.

1通. 横美切紙.

白緑色紙.

1104-99

(諸買物代金覚, 十二新田).

巳12月.

1通(2枚). 横折紙.
紙縫り紐とも. 本紙端に綴じ穴あり, もと一ツ綴またはひねり綴り.

907-2

覚(車屋せんまい拵直し代金拝借願).

天保9 戊午5月. 差出:借用主政平(印). 受取:十二新田用元良右衛門殿.

1通(2点のうち). 堅紙.

1138-38-1

覚(ろうそく, 油代金).

辰極月. 差出:徳田や長二郎. 受取:中ノ良右衛門様.

1通. 横切紙.

1138-38-2

覚(十二新田差引勘定).

(近世). 作成:儀右衛門様.

1通. 横切紙.

1138-38-3

覚(太織, めい糸等代金).

(近世). 差出:紺屋(印). 受取:御馬寄良右衛門様.

1通. 横切紙.

印文「信州 八幡 (ヤマにト)」.

1138-38-4

[覚](盆前勘定).

辰12月. 差出:銀屋 六三郎. 受取:良右衛門様.

1通. 横美切紙.

前欠(もと紙, 前部分剥離).

1138-68-6-3

覚(米搗き賃等).

寅7月. 差出:甚右衛門. 受取:村 千代次様.

1通. 横美切紙.

1138-68-6-4

覚(米小麦等搗き賃).

寅7月. 差出:十二車や. 受取:千代次様.

1通. 横美切紙.

1138-68-6-15

覚(品代金書上).

寅7月. 差出:十二屋喜兵衛. 受取:良右衛門様.

1通. 横美切紙.

1388-3-2

覚(豆婦・ひらき等代金書付, 勘定済み).

(寅)とら7月. 差出:林右衛門(印). 受取:十二入用良右衛門様;良右衛門様.

1枚(2通). 横美切紙.

2通を一紙に書綴ぎ(「覚」が2つ). 差出印文「信州佐久 御馬寄(ヤマに林)山屋」.

1138-39-1

覚(白油代金).

辰12月. 差出:丸免口. 受取:福田屋永治様.

1通. 横切紙.

1138-39-2

覚(50文).

辰12月. 差出:左忠二. 受取:良右衛門様.

1通. 横切紙.

1138-39-3

覚(とうふ代等).

辰極月. 差出:長次郎. 受取:十二新田.

1通. 横切紙.

1143-66

覚(2貫332匁の請求につき).

未7月. 差出:和泉屋二郎. 受取:割元様.

1通. 横切紙.

1141-2

記(米他挽代金).

戌12月. 差出:十二 車屋. 受取:良右衛門様.

1通. 横切紙.

1137-193

(用水費取分・返算用書付).

4月26日. 差出:五郎兵衛新田戸長役場[朱印]. 受取:町田良右衛門.

1通. 小切紙.

「百円」と朱書された紙片あり.

1143-43

覚(日付・金額・升・人名書上).

差出:(五作・栄次). 受取:割元様.

1通. 堅切紙.

前後欠.

7.寺社

(シリーズ記述)

およそ町田家は、檀那寺を村内の大圓寺、氏神社を村内の勝手神社としていた。大圓寺(浄土宗知恩院末派)は、元和元年(1615)創立、開山は頓譽(法圓坊とも)。浅間山噴火鎮静の祈願にあたった法圓坊を、町田甚左衛門が御馬寄村へ招いた、と町田家では伝えている。町田甚左衛門が同寺へ葬られ、町田家は檀那寺を真楽寺から移した。勝手神社は、村社(鎮守)で、祭日が8月24日。その祭典費運用のため貸付けをおこなっていたこと

をうかがえる。

出版物または参考文献：山浦八郎・山崎満『勝手神社史』，1983年。

1. 全体

276

壬辰 天保三年 六月九日 墓目入用帳。(裏表紙)御馬寄村清宝院・長覚院，セ話人 栄蔵・久左衛門・常次郎；(附 1)(由五郎・大万の諸品代受取等覚)；(附 2)覚(人名書上および博奕場等記載)；(附 3)覚(背永を仰付けられた売買諸品書上)。

天保3年6月；(附1)6月15日。

1冊(附4点とも)。横長半(一ツ綴)。

綴目に括り付けの横切紙2枚(附1)。表紙〜1丁目間に横美切紙・同綴紙2通(附2・3)あり，重ねて折りたたまれていた。

270

天保三壬辰年 七月廿日 京都・稲荷坊 御祈祷諸入用帳控。(裏表紙)御馬寄村。

天保3年7月20日。

1冊。横長半(一ツ綴)。

1057

定 八箇條之事(天下泰平国土安全祈禱・神事祭礼四季祈願村中旦那家内安全祈禱ほか控書)。

弘化3丙午年3月。作成：御判 寺社奉行，准三宮 醍醐御 役所(印)。

1通。堅美綴紙。

2. 大圓寺

260

勸化之序(大圓寺千曲川辺にて毎年満水欠損難儀ながら自力寺地引替え叶わず檀那助力により寺地引替え建立につき)。

享保20年乙卯3月。作成：信州佐久郡御馬寄村 超立山 大圓寺(印) 諦養(花押)；(奥書)信州佐久郡御馬寄村 名主 小平市左衛門(印)，年寄 町田平右衛門(印)，同 町田金兵衛(印)，同 町田八左衛門(印)，同 山浦市兵衛(印)。

1冊。堅美(四ツ目綴)。

綴・綴目に印(名主印)。大圓寺住持花押は木版か。

261

宝暦3年 申二月 本堂建立寄進金請取帳 辰年迄相済不申者は巳年より元利潰し申候(「寛保四歳 甲子二月十五日 客殿本願覚帳 大圓寺印 名主 市左衛門判」を合綴)。(裏表紙)本願中預り衆中 仙右衛門判，弥兵衛判，庄右衛門判，文八郎判。

宝暦2年2月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

裏表紙は，合綴の横面写の裏表紙か。

1048

[大円寺寄進関係書類]。

[安永6年〜元治元年]。

[12件(14通)]。[一括]。

1048-1

[差入申対談手形之事ほか]。

[元治元年12月ほか]。

[2点]。[堅・堅美(包紙入)]。

包紙「上 大圓寺」。包紙はあるいは1048-1以外も一部同封か。

1048-1-1

差入申対談手形之事(彦右衛門寄附の畑，何年過ぎても替りの畑を差出せば引替える)。

元治元子年12月日。差出：大圓寺(印)。受取：良右衛門殿。

1通。堅紙。

1048-1-2

字八反田寄附地之始末書。

慶応3丁卯年12月。作成：町田良右衛門恒篤誌。

1通。堅美綴紙。

1048-2

証文之事(字下柳田田地寄附につき)。

安政3丙辰年4月日。差出：町田良右衛門(印)恒篤(花押)；(奥書)名主市左衛門(印)。受取：大圓寺十四世得譽昇道和尚御坊。

1通。堅美紙。

1048-3

寄附地請書之事(字八反田田地寺納につき)。

元治元甲子年12月。差出：大圓寺(印)，組寺長念寺(印)，同正縁寺(印)。受取：町田良右衛門殿。

1通。堅美綴紙。

1048-4

寄附地証文之事(字八反田本中田6畝12歩)。

元治元甲子年12月日。差出：町田良右衛門恒篤(花押)。受取：大圓寺十四世得譽昇道和尚御坊。

1通。堅美綴紙。

奥記載「此所江奥書，名主市左衛門」。

1048-5

(元金1ヶ年分・当2月迄の利金の初直し分書付，御馬寄村良右衛門分)。

8月。

1通。堅切紙。

1048-6

(利足金1両2分書上，御馬寄村良右衛門分)。

亥3月。

1通。堅切紙。

1048-7

月牌料請取之証文。

[安永7年・文化2年]。

[2点]. [堅美・堅(包紙入)].

標題は包紙上フ書より.

1048-7-1

月牌請取之事(金子2両2歩, 俗名おなか).

安永7戊辰4月. 差出:大圓寺(印)賢譽龍山(花押).

受取:町田喜太郎殿.

1通. 堅美紙

1048-7-2

売渡し申畑証文之事(字柳平畑2筆, 代金2歩, 相違ない旨裏書とも).

文化2年丑正月. 差出:畑売主 初右衛門(印), 受人 十蔵(印);(裏書)名主 市左衛門(印). 受取:佐五兵衛殿.

1通. 堅紙

1048-8

請取之証文(菩提として金子4両).

安永6酉年11月. 差出:大圓寺(印)賢譽(花押). 受

取:町田喜太郎殿.

1通. 堅美紙

料紙は紙色(あるいは酸化焼損か).

1048-9

記(金10円受取).

(明治10年3月24日). 差出:大圓寺(印). 受取:町田良右衛門殿.

1通. 堅紙(包紙入).

包紙上フ書「寄附地請書」.

1048-10

口上書を以奉申上候(初10俵差出すので困初に差加えていただきたく).

安政元年寅12月. 差出:組頭良右衛門. 受取:御役元様.

1通. 堅紙

端裏「困初差出候下書」.

1048-11

乍恐以口上書奉申上候(金10両献上申立につき).

安政5午年8月. 差出:御馬寄村組頭良右衛門. 受取:御名主中.

1通. 堅美.

1048-12

証文(字下柳田田地寄付につき).

安政3辰年4月日. 差出:町田良右衛門恒篤(花押);(奥書). 受取:大圓寺十四世得譽昇道和尚御坊.

1通. 堅美.

端裏上「扣」. 奥記載「此所江奥書名主市左衛門」. 裏面に寄付地入手・寄付経緯記載.

264

丙辰 寛政8年 二月改 庫裏 本堂 葺替諸入用帳 大圓寺.(裏表紙)せわ人 繁右衛門, 八左衛門, 勘蔵, 甚八, 甚五右衛門.

寛政8年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

汚損, 破損大.

265

享和三癸亥年 三月 本古新田畑大圓寺江附地改帳.

享和3年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1049-2

内済証文之事(写, 大圓寺過去帳への菊次郎先祖戒名消し・書添え等これまで通り改めることにつき).

(享和4年). 作成:御馬寄村 願人 菊次郎, 組合惣代 万蔵, 親類惣代 多兵衛, 同所 大圓寺, 山浦村 扱人 半五郎印形, 塩名田宿 扱人 名主 安太郎印形, 御馬寄村 名主 市左衛門印形[ほか組頭4名・百姓代1名分記載], 立合 小諸町 光岳寺印形[ほか3ヶ所3ヶ寺分記載].

1通(5通のうち). 堅美継紙.

端裏上ペン「享和四年」, 同朱筆「2」. 奥「右本書より写之置申候」.

1049-3

乍恐以書付奉願上候(写, 大圓寺過去帳への多十郎先祖院号消し・戒名書直し等の当住・隠居不調法の致し方につき).

文化元年子7月. 作成:御馬寄村 願人 多十郎, 親類惣代 多兵衛, 組合惣代 万蔵.

1通(5通のうち). 堅美継紙

端裏上ペン「文化元子七月」, 同朱筆「3」. 奥「右本書より写之置申候, 以上」.

1049-4

乍恐以書付追御訴訟奉申上候(写, 大圓寺過去帳への多十郎先祖戒名・脇書増削りにつき).

文化元年子7月. 作成:御馬寄村 願人 多十, 親類惣代 多兵衛, 組合惣代 万蔵.

1通(5通のうち). 堅美継紙

267

文化十一甲戌年六月廿六日改 本堂・瓦屋根 葺替諸入用帳 大圓寺.

文化11甲戌年6月26日. 作成:大圓寺, 名主 市左衛門, 組頭 傳之助, 同断 良右衛門, 同断 善九郎, 同断 惣四郎, 百姓代 萬蔵, 世話人名前 仲右衛門, 龍蔵[ほか13名連署].

1冊(2冊のうち). 横長半(一ツ綴).

もと267と268は一括されていた. 写または控か. 締めて「文政八乙酉年八月廿六日改 本堂・惣門 瓦葺替諸入用帳 大圓寺」を合綴するも本文墨付なし.

268

文化十一甲戌年六月廿六日改 本堂・瓦屋根 葺替諸入用帳 大圓寺;(附)世話人覚(十五人人名書上).

文化11甲戌年[(欠損)6月26日]. 作成:大圓寺(印), 名主 市左衛門(印), 組頭 傳之助(印), 同断 良右衛門(印), 同断 善九郎(印), 同断 惣四郎(印), 百姓代 萬蔵

[印], 世話人名前 仲右衛門(印), 瀧藏(印)[ほか 13名連印].

1冊(2冊のうち). 横長美(一ツ綴).

左側(綴部と反対側)破損.

262

勸化 田畑 切寄 畑方 寄進什物下書(宝暦四年為惠線禪定尼菩提ほか).

(記載下限: 文政10年2月か).

1冊. 堅半(二ツ綴).

1054

御尋二付奉書上候(大圓寺除地高書上).

天保3辰年7月. 差出: 御馬寄村大円寺. 受取: 小諸御役所.

1通. 堅美継紙.

1055(1)

「天保三年辰七月 小諸御役所より大圓寺除地高御尋」(表紙).

天保3年7月.

1枚. 堅折紙.

「(大東京文具商チエーン特製)」[10-20]茶色原稿用紙. ペン書き.

1055(2)

御尋二付奉書上候(大圓寺除地高・見取場畑書上).

天保3辰年7月. 差出: 御馬寄村大円寺(印), 名主市右衛門(印), 組頭専右衛門(印), 同断善九郎(印). 受取: 御役所様.

1通. 堅美継紙.

押印抹消.

1056(1)

「天保十一年子九月 大圓寺隠居雲譽の宥状一札 附 順道弟子入書・雲譽遷化」(大圓寺当住職不実一件史料解題).

天保11年9月.

1通(2枚). 堅折紙.

「KS原稿用紙」使用, ペン書き.

1056(2)

(大圓寺住寺順道行跡につぎ).

天保11子年9月8日. 差出: 大圓寺隠居雲譽(花押).

受取: 御役元.

1通. 堅紙.

1056(3)

以書付申上候(老年につぎ, 上田房山星蓮寺弟子順道を拙寺弟子に賞請).

天保4巳年正月. 差出: 御馬寄村大円寺, 同所名主市右衛門. 受取: 御奉行所.

1通. 堅紙.

1056(4)

借用申金子証文之事(隠居遷化入用金借用).

天保13寅年7月. 差出: 金借用主大圓寺(印), 請人百姓代彦右衛門(印), 同所当世話人善九郎(印). 受取:

村 七左衛門.

1通. 堅継紙.

271

天保十一子三月日 三ヶ之内 口上書覚(裏表紙)中ノ条御支配所 本新町 地藏堂 雲譽(大圓寺当住不実行状等につぎ).

天保11年3月.

1冊. 堅半(三ツ綴).

綴目に印.

272

弘化三丙午年三月十四日`より`十六日迄 虚空蔵開帳 諸入用帳.

弘化3年3月14日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

279

明治三午年 四月 本堂 葺替 諸入用元帳 大圓寺(取調立会勘定相違なし).

明治3庚午年4月. 作成: 大圓寺 察山(印), 名主 政之丞(印), 組頭 市太夫(印), 同 彦右衛門(印), 同 清兵衛(印), 同 良右衛門(印), 百姓代 健六(印), 組親方 兵右衛門(印), 多作(印)[ほか 13名連印].

1冊. 横長半(一ツ綴).

1143-73-19

詫書之事(大圓寺に寄附した田地から上ヶ穂を年々上納するにつぎ).

明治5申年11月. 差出: 御馬寄村町田良右衛門. 受取: 大圓寺十四世常誉茶山和尚・御坊.

1通. 堅紙.

280

明治七年ヨリ 大圓寺`より`寄附主帳江相納候扣 村用掛.

明治7年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1360-11(51)

(総本山保存方依頼).

明治13年10月19日. 差出: 知恩院(朱印). 受取: 大圓寺檀中町田良右衛門.

1通. 堅紙.

1360-11(59)

領収証(総本山知恩院大師前へ献納金).

明治26年11月25日. 差出: 大円寺住職黒田勇造(印), 檀徒惣代町田仙右衛門(朱印), 蒔田豊太郎(朱印), 町田弥作(朱印), 山浦勢訪吉(朱印). 受取: 町田静太殿.

1通. 堅紙.

○稻荷

263

庚戌 寛政二年 二月吉日 正一位稻荷大明神大豆奉加帳 佐久郡御馬寄村 大圓寺之稻荷.

寛政2年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

○寄付田地質入出入

1049-5

差上申済口証文之事(大圓寺借用方難渋のため先祖寄付田地質地として済す相談のところ且中惣代ら訴願による寄付地をめぐる出入内済につき).

文化4丁卯年9月. 差出:訴訟方 御馬寄村 五人組惣代 百姓 栄蔵[ほか 12名], 相手方 同村百姓 多十郎 [ほか親類惣代・組合 2名], 同村 大圓寺, 名主 市右衛門, 組頭 八左衛門[ほか 3名], 百姓代 七左衛門, 立会 勘蔵[ほか 2名], 扱人小諸町 光岳寺[ほか 2名], 組寺 塩名田宿 正縁寺[ほか 2寺]. 受取:御役所様.

1通(5通のうち). 堅継紙.

端裏上朱筆「5」, 端裏へ「文化四年九月内済証文」.

○貸金出入

1062(1)

「明治六年酉一月 東海野村より大圓寺掛り候 金銭出入一件」.

明治6年1月.

1枚. 堅折紙.

「(大東京文具商チェーン特製)」「10-20」茶色原稿用紙. ペン書き.

1062(2)

乍恐以返答書奉申上候(大圓寺住持寺察山への小縣郡本海野村宮下仁右衛門より借入金一件示談のところ金子調立方差支え日延べ).

明治6 癸酉年1月17日. 差出:北佐久郡御馬寄村大圓寺住持寺宮里察山病氣二付代弟子直山(印), 右村副戸長山浦健六(印), 戸長小平八郎(印). 受取:長野県令立木兼善殿.

1冊. 堅半(二ツ綴).

青色野紙.

1062(3)

乍恐以書付奉願上候(大圓寺住持寺察山へ掛る小縣郡本海野村宮下仁右衛門より貸金出入一件示談不行届のところ日延まで済し届ける旨).

明治6 癸酉年1月22日. 差出:小縣郡本海野村願人惣代宮下仁右衛門, 差添副戸長橋本丈四右衛門, 佐久郡御馬寄村相手大圓寺住持安里察山, 差添副戸長山浦健六, 戸長小平八郎. 受取:長野県令立木兼善殿.

1冊. 堅半(一ツ綴).

青色野紙.

1062(4)

差上申済口対談証書之事(小縣郡本海野村宮下仁右衛門より大圓寺住持寺察山への貸金滞り不当挨拶に及び訴訟一件示談につき).

明治6 癸酉年1月. 差出:小縣郡第十五区本海野村願人宮下仁右衛門, 差添副戸長橋本丈左衛門, 佐久郡第九区御馬寄村相手大圓寺住持安里察山, 右寺組合寺

院惣代同郡同区矢嶋村寶泉寺住職深澤存超, 右村百姓代町田武左衛門, 副戸長山浦健六, 戸長小平八郎. 受取:長野県令立木兼善殿.

1冊. 堅美(二ツ綴).

朱筆校正.

834

[本海野村宮下仁右衛門外三人より御馬寄村大圓寺江掛貸出金出入一件].

[明治6年].

[1綴. [綴・堅(ひねり綴)].

834(1)

乍恐以書付奉願上候(本海野村宮下仁右衛門より御馬寄村大圓寺住職宮里察山にかかる貸金出入示談につき).

明治6 癸酉年1月17日. 差出:小縣郡第十五区本海野村願人惣代宮下仁右衛門, 差添副戸長橋本丈左衛門, 佐久郡第九区御馬寄村相手大圓寺住職宮里察山, 右村百姓代町田武左衛門, 副戸長山浦健六, 戸長小平八郎. 受取:長野県令立木兼善殿.

1冊. 堅半(一ツ綴).

青色野紙.

834(2)

乍恐以返答書奉申上候(本海野村宮下仁右衛門より御馬寄村大圓寺住職宮里察山にかかる貸金出入, 金子調達方につき).

明治6 癸酉年1月17日. 差出:北佐久郡御馬寄村大圓寺住持寺宮里察山病氣二付大弟子直山(印), 右村副戸長山浦健六(印), 戸長小平八郎(印). 受取:長野県令立木兼善殿.

1冊. 堅半(二ツ綴).

青色野紙.

834(3)

差上申済口対談証書之事(下書, 本海野村宮下仁右衛門より御馬寄村大圓寺住職宮里察山にかかる貸金出入につき).

1通. 堅紙.

834(4)

乍恐以書付御願下々奉願上候(下書, 本海野村宮下仁右衛門より御馬寄村大圓寺住持寺察山にかかる貸金出入御下げ願).

1通. 堅紙.

834(5)

為取替議定之事(本海野村宮下仁右衛門より御馬寄村大圓寺住持宮里察山にかかる貸金出入内済につき).

明治6 癸酉1月25日. 作成:小縣郡本海野村右四人惣代訴訟方宮下仁右衛門, 差添副戸長橋本丈左衛門, 相手方大圓寺察山, 佐久郡矢嶋村立入人定泉寺, 御馬寄村戸長小平八郎, 同副戸長山浦健六, 同所立入人山浦儀助[ほか 3名].

1冊. 堅半(一ツ綴).

834(6)

差上申済口対談証書之事(下書, 本海野村宮下仁右衛門より御馬寄村大圓寺住職宮里察山にかかる貸金出入示談趣意).

明治6癸酉年1月. 差出:小縣郡第十五区本海野村願人宮下仁右衛門, 差添副戸長橋本丈左衛門, 佐久郡第九区御馬寄村相手大圓寺住職宮里察山, 右寺組合寺院惣代同郡同区矢嶋村宝泉寺住職深澤存超, 右村百姓代町田武左衛門, 副戸長山浦健六, 戸長小平八郎. 受取:長野県権令立木兼善殿.

1冊. 堅美(二ツ綴).

朱筆訂正.

○住職

1359-39

[小諸町光岳寺住職碓井勇海書状](御馬寄村大円寺無住により後住取定め遅延の旨, 檀中協議早々確定されたく挨拶);(附)[御馬寄村戸長町田良右衛門書状案](大円寺住職人選すべき儘に確定の旨回答).

(明治13年)3月21日;(封筒裏)第13年3月21日;(附)

明治13年3月27日. 差出:小諸町光岳寺住職 碓井勇海(朱印);(附)北佐久郡御馬寄村 戸長 町田良右衛門;(封筒)小諸町 光岳寺. 受取:御馬寄村 戸長 御中;(附)光岳寺様;(封筒)御馬寄村 戸長 御中.

2通. 横切継紙(封筒入).

本紙に横切継紙1通(附)が巻込み. 差出朱印印文「碓井」.

3. 勝手神社

1061(1)

「自明治二年七月至明治七年二月 勝手神社松田神官へ之附地 御一新二付改正の始末」(表紙).

明治2年7月.

1通. 堅折紙.

(1)~(5)端を紙縫りでひねり綴. 「エスオー印刷作用紙(C形)」
「10×20」原稿用紙へペン書き. 端上朱筆「14」.

1061(2)

記(勝手之祭料田地初等につき).

卯12月10日. 作成:御馬寄村役元.

1通. 横切紙.

「神宮松田氏へ勝手社の附地致し候当時の旧記」(ペン)とある横切紙に原文書を貼継ぎ. 原文書へペン書込み.

1061(3)

地所請取一札之事(勝手宮祭料として本中田地面を拙者方所持いたす旨).

差出:松田宮守, 証人一. 受取:御馬寄村名主役人衆中.

1通. 堅継紙.

末尾に「覚」(松田宮守の金請取記)がはり継いである.

1061(4)

地所讓書之事(勝手宮祭料として中田4畝10歩御米高貴殿へ引譲る旨).

明治2年7月. 差出:御馬寄村名主政之丞, 組頭市太夫[ほか3名], 百姓代健六. 受取:松田宮守殿.

1通. 堅継紙.

1061(5)

証(字八幡裏中田勝手社進退の地所返却につき).

明治7甲戌年2月. 差出:佐久郡蓬田村旧神官松田宮守(印), 証人八幡村岩下万吉(印). 受取:御馬寄村戸長小平八郎殿, 外村吏御中.

1通. 堅紙.

印紙あり.

282

明治十二己卯年四月廿四日 勝手神社御遷座規式簿執行 祠官.(裏表紙)産子中(行列配置・参加者割振).

明治12年4月24日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

4. 諸社建立・再建

1058

奉獻地一札之事(金毘羅大権現様・産泰大明神様御両社御建立のため字上ノ山仙右衛門地所ご無心ゆえ心願にて献地. 田地水払通し方等取極).

嘉永元申年. 差出:献地主 仙右衛門(印), 証人 仙三郎(印). 受取:惣郷中.

1通. 堅継紙.

1059

奉獻地一札之事(金毘羅大権現様・産泰大明神様御両社御建立のため繁次地所ご無心ゆえ心願につき献地. 用水堰際道代取極).

嘉永元申年. 差出:献地主 繁次(印), 証人 市太夫(印). 受取:郷中.

1通. 堅継紙.

冒頭に献地(字上ノ山)絵図あり.

277

明治元辰年十一月 伊勢宮再建奉加帳:(附1)覚(廿六・廿七番掛金×五両お渡しくだされたく);(附2)(無尽掛金・番金勘定書付).

明治元年11月;(附1)未4月12日. 差出:世話人 山浦多忠・山崎虎之助;(附1)幸右衛門. 受取:(附1)御馬寄村 市左衛門様.

1冊(附1通2枚とも). 堅半(かぶせ綴).

5~6丁目間に横切紙1枚(附1)横折紙2枚(附2)あり, 順に重ねられ折りたたまれていた.

275

明治元年 辰十二月日 伊勢宮諸入用帳(裏表紙)多忠 寅之助.

(明治元年)辰12月. 作成:多忠(印), 寅之助(印).

1冊. 横長半(一ツ綴).

5. 諸寄進・奉加

1379

文政八乙酉年五月 津嶋 御本宮御造営且中奉加帳
御馬寄村中 進世話人 八左衛門・啓助(津嶋手代廻村
につき書面の銭渡遺し).

(文政10年)亥5月10日. 差出:名主 小平市右衛門.

受取:(津嶋手代)速水九十九様, 大嶋喜扇(女)太様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙と1丁目間に横折紙1枚挟込み(帳面一部分).

273

嘉永六丑年十一月 出雲大社寄進帳 御馬寄村.

嘉永6年11月. 作成:右村 名主 市左衛門, 世話人
平作, 同断 永吉.

1冊. 横長半(一ツ綴).

274

明治元年 辰十一月 上京奉加帳 大宮司 松田宮守.

明治元年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

278

明治二巳年 十二月 松田宮守上京奉加寄進帳 世話
人 専右衛門, 半右衛門, 平作(午十二月十二日取立
);(附1)覚(奉加勸請取);(附2)(午十二月十三日取立
)ほか初金銭書付).

明治2年12月. 差出:世話人 専右衛門・半右衛門・
平作;(附1)八はた 松田宮守. 受取:(附1)御馬寄村
名主 小平政之丞様.

1冊(附1通3枚とも). 横長半(一ツ綴).

5~6丁目間に小切紙1通(附1), 6~7丁目間に横美切紙・小
切紙3枚(附2).

○神宮

1387-6

[福嶋鳥羽太夫書状](大神宮式年遷宮につき且中一同
寄付願).

3月. 差出:福嶋鳥羽太夫(花押);(包紙)御師 福嶋鳥
羽太夫. 受取:御馬寄村 御名主御衆中・御役人御衆
中.

1通. 横美折紙大(包紙入).

1387-8

[福嶋鳥羽太夫書状](大神宮式年遷宮につき且中一同
寄付願).

3月. 差出:福嶋鳥羽太夫(花押);(包紙)御師 福嶋鳥
羽太夫. 受取:小平作蔵様・同市右衛門様.

1通. 横美折紙大(包紙入).

名代春木源八を遣す旨と.

1387-5

[前山村名主役人書状](御遷宮につき勸化御寄附帳送
付の旨):(附)(金3分請取書).

4月;(附)辰3月. 差出:前山村名主重右衛門, 組頭郷
右衛門[ほか3名], 同新田名主清左衛門;(附)[印];(上ツ
書)前山村 名主・役人. 受取:御馬寄村御名主御衆
中・御役人御衆中.

1通. 横美切紙.

途中に小切紙1通(附)を巻込み一括. 附印文「信州(〇)に佐
佐久前山講元」.

1387-7

[前山春木源八書状](大神宮式年遷宮につき御無心参
上の旨).

5月20日. 差出:前山伊セ宮 春木源八. 受取:御馬
寄村御名主 小平市右衛門様 用書.

1通. 横美切紙.

6. 村社祭典費共有金

1138-42-9

(総代人より預り金銭金額書付).

(明治14年1月15日).

1通. 新聞紙.

新聞紙下部使用.

923(5)

借入金銭証書(金110円).

明治17年3月20日. 差出:御馬寄村借用主山浦健六
(書印), 受人山浦山三郎. 受取:当村共有金取廻し方
人民惣代御中.

1通(綴22点のうち). 堅紙

923(6)

借入金添書之事(明治16年1月借入金452円68銭に
つき所有株金差出等返済方).

明治17年3月31日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
山浦初太郎, 同郡同村受人柳澤孫右衛門, 同町田長四
郎. 受取:共有金惣代町田良右衛門殿, 町田佐太郎殿.

1通(綴22点のうち). 堅紙

923(22)

借入金添書之事(明治16年1月借入金452円返済につ
き).

明治17年3月31日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
山浦初太郎(印), 同断受人柳沢孫右衛門(朱印), 同町田
長四郎(朱印). 受取:共有金惣代町田良右衛門殿・町
田佐太郎殿.

1冊(綴22点のうち). 堅半(一ツ綴).

924(9)

借入金年賦延期証(明治16年元金452円借用の件).

明治18年3月20日. 差出:北佐久郡御馬寄村借用主
山浦初太郎(印). 受取:全郡全村共有金惣代町田良右
衛門殿, 町田佐太郎殿, 町田昭造殿, 町田永之助殿,
山浦儀助殿.

1通(綴10点のうち). 堅美.

1銭証券印紙3枚・5銭印紙

1136-58

祭典費割(町田良右衛門ほか3名).

(明治)21年10月20日.

1通. 横切紙

8.村一般

(シリーズ記述)

村のさまざまな(一般的)事項または不明な事項について、制度的環境や時期に関係なく存在した場合も含め、まとめて本項目下へ配した。

1.全体

616

覚(下原住還の芝間は千曲川橋御普請の芝切場かつ用水御普請のため屋敷取立や私用芝切り禁止)。

宝永7年亥8月。差出:原新田村三左衛門印,同所年寄印。受取:御馬寄村市左衛門殿,塩名田町彦兵衛殿,御年寄中。

1通。堅紙。

端裏上「五郎兵衛新田芝切場書付」。

1067

免許(三牧山政平力士故実門第に差加えにつき)。

文政2年己卯8月吉日。差出:江戸角力年寄 浦風三代目 浦風林右衛門(印)。受取:信州佐久郡御馬寄 三牧山政平殿。

1通。堅美。

宛名人名のうち「政」は異体字。折り目劣化。

1388-4(3)

(武州畑羅郡石塚村本人源次郎伴勇八滞金書上)。

(文政3年頃か)。

1通。横美切紙。

831

差上申一札之事(当月6日夜御村方三作方にて心得違につき詫、両村より御内伺にもなるところ内済、向後慎む旨詫書)。

明治3年午閏10月日;(奥書)閏10月。差出:塩名田村 当人 百右衛門(印),組合 岩右衛門(印),親類 金蔵[印];(奥書)名主 彦兵衛(印),組頭 傳兵衛(印),同百姓代兼 六右衛門(印)。受取:御馬寄村 御役元。

1通。堅紙。

832

差上申一札之事(当月18日入片倉村浅五郎・春日新町玉吉へ酒乱のままに不法を仕掛けたことにつき詫、内済により、当人等禁酒、向後慎む旨)。

明治4年辛未2月。差出:当人 兵内(爪印)左爪印,組合 安吉(印),親類 久次(印),親 浅右衛門(印),当人 伊作(爪印)左爪印,組合 義作(印),親類 代助(印),親 茂市。受取:御役元。

1通。堅紙。

端裏「明治四年ノ喧嘩」(ペン)。差出伊作親茂市記載もと「茂助」と書くも上書き訂正。

843

差上申請取書之事(押入強盗の脇差下ヶ渡しにつき)。

(明治5年)壬申3月。差出:当人山浦彦市(印),親類 山浦七左衛門(印)。受取:御名主小平八郎殿。

1通。堅紙。

1142-11

記(粕をこの馬士へ渡して下されたく)。

4月2日。差出:御馬寄 瓦屋代助。受取:佐野屋平作様。

1通。横美切紙。

注文書か。

1359-9

[泰吉外両人書状](田ノ口の首尾あらあら申上,当人清重家出云々)。

4月12日九ツ時認。差出:同泰吉,外両人。受取:町田良右衛門様。

1通。横切紙。

1359-5と関連か。

1388-6(14)

(金銀の儀につき今般木俣本蔵様へ願ったにつき)。

4月29日。

1通(綴2通のうち)。小切紙。

1139-169

(駒寄川原へ分水等につき日記)。

(6月25日~7月)。

1通。横美切紙。

1359-6

(御巡村による道普請のことで相浜村名主三右衛門呼出し差支なきよう申付につき両村申談じ差支なきよう取計う旨申達)。

8月6日。

1通。横切紙。

端裏下貼紙「町田文書」(孔版),奥裏貼紙「長野県北佐久郡中津村大字御馬寄 町田良一氏蔵」(ペン)。

1388-7(28)

覚(吉田殿御状受取)。

8月22日。差出:相濱村名主[印]。受取:御馬寄村御名主衆中様。

1通。横美切紙。

印文「相濱 役元」。

1132-39

乍恐以書付奉願上候(八幡村岩下儀左衛門へ貸金返済掛合につき)。

1 通. 横美切紙

末尾「願書案文左之通り」.

1141-26

(御馬寄村願人、差添等人名書上).

1 通. 横切紙

1359-5

[忠右衛門外一名書状](田ノ口村人別の者帳外帳内是非等につぎ).

1 通. 横切紙

端裏「四月十三日暮時到来 [ミセケチ、2名難託、うち1名は栄吉カ]・永吉より」.

1359-46

(「熊次郎」ほか「ノ十四人」,「除ヶ宿 金左衛門」ほか四人、人名書上).

1 枚. 小切紙

「ノ十四人」のうちの2名の肩に「駒」.

1387-86

[村方百姓共申口書留](4月8日晚の行動につぎ、家主由五郎・隣家三十郎・村方久左衛門・隣家政平ほか).

2 通. 横美切紙

1388-4(6)

組合(留蔵・孫四郎らの家内数・所持高・親類書上).

1 通. 横切紙

1388-7(1)

(大野右左蔵ほか3名名前書上).

1 通. 横美切紙

1388-7(2)

(長久保宿松屋傳助ほか2名名前書上).

1 通. 横美切紙

1388-7(6)

如此御達し(金額・名前書上).

1 通. 横美切紙

内容「式番 金五拾両…」.

1388-7(42)

(清兵衛ほか17人名前書上).

1 通. 横折紙

2. 旧記

464

寛保三年 申ノ正月吉日 万年代記帳 御馬寄邑 町田長右衛門.

寛保3年正月.

1冊. 横半半折(二ツ目綴).

3. 村入用・村費

1388-6(8)

覚(夫の人名・品代書上).

11月28日. 差出:三ツ星 久左衛門[印]. 受取:村入用, 御役元様.

1通(綴20通のうち). 横美切紙

4. 郷持田畑

571

明治七戌年二月 郷持田畑売払二付書留(五郎兵衛新田岩間由五郎ほか5名へ売払).

明治7年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1005

年季賃入申田地証書(郷中取持中田8畝26歩代金95円50銭にて請取).

明治7戌年3月25日. 差出:第九区佐久郡御馬寄村 戸長小平八郎[印], 副戸長町田良右衛門[印], 百姓代町田武左衛門[印]. 受取:当村工藤平吉殿.

1 通. 堅美紙

1銭印紙. 差出押印線引き, 奥後筆「明治十四年巳三月季明二付引戻ス」.

5. 救恤

857(1)

「嘉永七寅年自四月至七月 家屋敷無之者へ手当の仕法」(表紙).

嘉永7年4月.

1 通. 堅折紙

(1)~(4)端を紙繕りでひねり綴. 「エスオー印刷作用紙(C形)」 「10×20」原稿用紙. ペン書き. 端上「5ノ二」.

857(2)

差出し申家屋敷佃証文之事(年貢諸払引負につぎ家屋敷御買上, 代金請取).

嘉永7寅年4月. 差出:畑主玄敬[印], 組合惣代亦左衛門[印], 親類惣代瀧三郎[印]. 受取:御役元様.

1通(包紙1枚とも). 堅紙(包紙とも).

包紙上ワ書「証文一通 玄敬」, 包紙は(3)ともに包むカ.

857(3)

差上申一札之事(家屋敷御役元二而御買上, 東の方家屋敷半減御下ヶ渡しにつぎ).

嘉永7寅年閏7月8日. 差出:当人玄敬[印], 親類瀧三郎[印], 同米蔵[印], 同宰吉[印], 組合義左衛門[印], 同又左衛門[印]. 受取:御役元様.

1 通. 堅紙

857(4)

差上申一札之事(家屋敷無之者御手当筋として字中山家屋敷御下ヶ下さるにつぎ).

嘉永7寅年閏7月10日. 差出:当人由次郎[印], 組合惣代五左衛門[印], 親類惣代瀧三郎[印]. 受取:御役元様.

1通(包紙1枚とも). 堅紙(包紙とも).

包紙上ワ書「由次郎江家屋敷下ヶ候書入」.

382

明治十二年十二月廿四日 窮民江救助米トシテ有志出穀 北佐久郡御馬寄村 戸長役場(町田良右衛門ほか

13名分粉米白米俵数書上).

明治12年12月.

1冊. 竪半(一ツ綴).
朱色野紙. 綴目に朱印あり.

○田穀

387

安政元寅年 十二月 身元物之者田穀元立初 差出し候
名前帳.

安政元年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).
表紙右上に朱筆「6ノ一」.

858

口上書を以奉申上候(田穀10俵差加願).

安政元年寅12月. 差出:組頭良右衛門(印). 受取:御
役元様.

1通. 竪紙.

○旧藩夫食拝借初

859(1)

「明治三午年ヨリ明治九子年迄 明治二巳巳・明治三庚
午 夫食拝借初返納之願末」(表紙).

明治3年~明治9年.

1通. 竪切紙.

(1)~(13)端を紙縫りで結び綴じ. ペン書き. 標題干支記載マ
マ.

859(2)

(難渋百姓夫食貸初数等勘定覚).

(明治2年)~3年. 作成:御馬寄村.

1通. 竪紙.

859(3)

明治四辛未年 八月 夫食拝借初証文 御馬寄村(初30
俵2斗4升).

明治4辛未年8月. 差出:御馬寄村(百姓代儀助(印),
組頭健六(印)[ほか2名], 組頭彦右衛門(印), 名主八郎
(印). 受取:小諸御役所.

1冊. 竪美(かぶせ綴).

表紙朱筆「百八十四」, ほか朱筆附箋あり.

859(4)

(拝借初年賦上納差引覚).

1通. 竪紙.

「長野県下第四大区六小区」青色野紙.

859(5)

記(金29円余仮受取証).

酉1月18日. 差出:長野県庁. 受取:(佐久郡御馬寄
村).

1通. 竪切紙.

(5)(6)は竪切紙の表裏へそれぞれ貼付.

859(6)

領収之証(金7円80銭余旧小諸縣借用初代領収).

(明治)7年3月24日. 差出:長野県(印). 受取:佐久
郡御馬寄村.

1通. 竪切紙.

木版.

859(7)

御届(小諸藩拝借初返納残り皆上納につき).

明治7年3月28日. 差出:第九区之内御馬寄村副戸
長町田良右衛門, 桑山村戸長松澤市之丞, 八幡村戸長
依田耕造, 蓬田村戸長小松右太郎. 受取:長野県第九
区区长木内源太郎殿.

1通. 竪美.

端下「扣」.

859(8)

口上之覚(小諸旧藩救助貸附初棄捐につき. 返納初を
村方救助米へ差加えたき旨).

(明治9年)2月12日. 差出:額幸, 俊. 受取:佐久郡
村々区戸長御中.

1通. 竪美.

「小諸」藍色野紙. 末尾に朱筆「御馬寄村, 相濱村, 桑山村, 八
幡村, 蓬田村」. 年代後筆「(九年)」(ペン書き).

859(9)

記(旧小諸藩貸附初につき違あるにつき会所へ出頭下
されたく).

(明治9年)1月14日. 差出:六小区扱所(朱印). 受
取:御馬寄村(印), 五小区相濱村(印)村吏御中.

1冊. 竪半(一ツ綴).

全体の綴じから外れている(綴穴あり). 「長野県第四大区六小
区」藍色野紙. 印文「長野県下第四大区六小区印」.

859(10)

記(小諸旧藩より御貸付初處分済につき拝借証書請取).

明治9年1月16日. 差出:第四大区六小区御馬寄村
代議人町田佐太郎, 同五小区相浜村碓氷傳右衛門.
受取:第六大区区长鳥居義處殿.

1通. 竪美.

「小諸」青色野紙.

859(11)

記(旧小諸藩より貸付初棄捐分引残金上納書類離型).

明治9年1月. 差出:右村代議人何之誰印, 用掛何之
誰印, 戸長何之誰印. 受取:長官宛.

1通. 竪紙.

「小諸」青色野紙.

859(12)

記(旧小諸藩貸附初のうち棄捐分引残初代金上納).

明治9年1月18日. 差出:佐久郡御馬寄村代議人町
田佐太郎(印), 村用掛町田良右衛門, 副戸長依田源四
郎. 受取:長野県権参事小倉勝喜殿.

1通. 竪紙.

「長野県第四大区六小区」青色野紙. 端「扣」.

859(13)

(御馬寄村旧小諸藩拝借初上納残初差引覚).

1通. 竪紙.

「小諸」青色野紙.

1143-73-23

(旧藩ヨリ難渋百姓へ年賦拝借のうち1ヶ年分預り初儀数書上).

1枚. 小切紙.

6. 舟入用

1387-26-1

[赤尾幸右衛門書状](舟破損金につき).

7月14日. 差出:山浦村 赤尾幸右衛門. 受取:御馬寄村 小平市右衛門様.

1通. 横切紙.

紙縫り紐とも(-26-1~-26-5を一括).

1387-26-2

[大久保村柳沢岩吉書状](舟破損諸掛り村方大工へ問合せにつき);(附)覚(人足・五寸釘・板など書上).

7月10日. 差出:大久保村 柳沢岩吉. 受取:御馬寄村 小平市左衛門様.

1通(附1通とも). 横美切紙.

本紙途中に小切紙1通(附)を巻込み.

1387-26-3

[山浦村武右衛門書状](舟破損金請取).

7月14日. 差出:山浦村 武右衛門. 受取:御馬寄村 御名主様.

1通. 横切紙.

1387-26-4

覚(舟入用金請取).

7月14日. 差出:藤三郎・岩次郎. 受取:御馬寄村 御名主衆中様.

1通. 横切紙.

1387-26-5

覚(船破損修復代金明細).

1通. 横折紙.

7. 諸無尽

499

天明六年 丙午二月廿七日 頼母鋪無尽連衆割合覚帳 御馬寄村 発起 伝蔵.

天明6年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙へ書込み「天明 無尽」.

1202-9-25

覚(村方御加入メ金 418 両余取のうち各番取金等勘定書付. および先御無尽御加入分御圖初仰付られたく願).

文政10 亥年 10月. 差出:御馬寄村名主市右衛門, 組頭庄右衛門. 受取:御勘定所様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

285

天保十一庚子年 九月廿六日 年々掛金取立帳 発起 (各取立人名ごと金額差引勘定).

天保11年9月26日(〜嘉永3年).

1冊. 横長美(かぶせ綴).

874

預り申無尽金子証文之事(金 39 両請取・書入字塩前久保古下田 2 畝歩長四郎分. 当 9 月より年内 2 度ずつ終会まで掛返し).

慶応 2 年寅 3 月. 差出:金預り主 為右衛門(印), 組合惣代 義作(印). 受取:無尽 御連衆中.

1通. 堅紙.

差出印・金額確認印いづれも線引き抹消.

1388-7(34)

覚(無尽掛け金等書上).

(近世).

1通. 横美切紙.

1388-7(40)

(4~8 番無尽取金覚. 良右衛門・専右衛門ほか).

(近世).

3枚. 横切紙.

薄墨色料紙.

1004

質地証文之事(花田順庵貴殿請無尽に加入し金番に当るも掛返し引当もなく塩名田村内拙者共所持地田畑 8 筆を買入れ金 200 両預り).

明治 5 壬申年 7 月;(奥書)壬申 8 月. 差出:金子預り主 塩名田村花田順庵(印), 請人同所丸山五兵衛(印), 同高野金藏(印), 同佐藤定兵衛(印), 同佐藤五左衛門(印); (奥書)名主丸山喜市(印), 組頭佐藤栄左衛門(印). 受取:御馬寄村 周太郎無尽 御連衆中.

1通. 堅紙.

1141-44

(頼母子金覚).

1通. 横切紙.

1141-52

記(御役所無尽終会返返し目安書).

1通. 横切紙.

1388-7(8)

(無尽開会日時覚).

1通. 横美切紙.

内容「四月十二日四時 長沼丈大夫様方…」.

1388-7(41)

(三千両無尽加入者取方覚).

1通. 横美切紙.

8. 獵師鉄砲

841

覚(鉄砲 1 挺売渡につき).

享保 5 庚子ノ 3 月 8 日. 差出:塩名田売主彦市(印).

受取:御馬寄村甚左衛門殿.

1通. 堅紙.

842-1

奉願上候事(獵師鉄砲役札下置願および願の通り仰付

けの旨村役人願).

安永9子年4月14日. 差出:願人惣四郎子定八(印), 五人組惣印形;(村役人願書)御馬寄村名主栄七(印), 組頭市郎右衛門(印), 同繁治(印), 同郡藏(印), 同善右衛門(印), 百姓代惣八(印). 受取:栄七殿, 組頭中;官原新五右衛門様, 吉田三郎兵衛様.

1通. 豎紙.

842-2

奉願候御事(鉄砲獵師札市左衛門へ譲渡).

享保17年子2月16日. 差出:御馬寄村願人甚左衛門, 名主市左衛門, 組頭平右衛門, 同八左衛門, 同金兵衛, 同市兵衛. 受取:菫沢伊左衛門様, 山室甚五兵衛様.

1通. 豎紙.

842-3

奉願候御事(塩名田町彦三郎取持獵師鉄砲役札下置願).

享保5庚子年2月. 差出:御馬寄村願主甚左衛門, 組頭平右衛門, 同八左衛門, 同市兵衛, 同金兵衛. 受取:室加戸左衛門様, 官原新五右衛門様.

1通. 豎美.

端裏下「鉄砲願書上ヶ候下書」.

842-4

[差紙](願獵師筒につき尋筋).

9月28日. 差出:代官所. 受取:御馬寄村名主中.

1通. 横切紙.

1388-3-1

乍恐以書付奉願上候(相濱村百姓三四郎所持の獵師筒鉄砲引請仰付けにつき).

一. 差出:当人, 組合 老人. 受取:一.

1通. 横美切紙.

9.一件

(シリーズ記述)

村で発生したさまざまな一件について, 時期をまたがる場合もあるため, まとめてここに示した. 複数の資料が残らない一件については下位項目 1.諸件へ収め, ほか一連の資料が残る場合は一件ごとに下位項目を設けた.

1.諸件

600

往来一札之事(本山修験善本心願にて神社仏閣参詣につき).

寛政7卯年5月. 差出:江戸神田新橋 金覚院(印). 受取:諸国 御関所 御役人衆中, 宿々・在々 御役人中.

1通. 豎美.

書付様に巻上げたうえ巻状大に縦二つ折. 折り目破損大.

601

指出申一札之事(御馬寄村惣七息女おまつ, 百沢村拳助誘引出奔のころ臼田村定吉貰請につき).

文化6丑2月27日. 差出:臼田村 貫人 定吉(印), 御馬寄村 立合人 瀧五郎(印). 受取:御馬寄村 惣七殿.

1通. 豎紙.

466

文政十二丑年二月廿七日より同廿日迄 宇山村当人五右衛門塩名田宿之者共と 喧嘩打擲庇付候一件書留内済迄始末 御馬寄村 名主 市左衛門(「文政十二年丑二月廿七日より晦日晚迄 諸入用帳 宇山村 当人五右衛門」等とも).

文政12年2月.

1綴(2冊合綴). 横長半(一ツ目結び綴じ;各一ツ綴).

741

往来一札之事(道者常念今般立願により諸国靈場順拝につき).

文政13年寅11月. 差出:常州茨城郡 古内郷 清音寺(印). 受取:諸国海陸 御関所 御役人衆中, 宿々村々 御役人中.

1通. 豎美.

端にひねり綴の紙縫りを通す. かつて綴りの一部だったか.

806

差出申一札之事(八月二十九日夜金子のことで私方へ貴殿がお出くださったところ御役筋のことに對し過言し詫びにつき).

天保5甲午年9月日. 差出:当人 多吉(印), 組合惣代証人 久左衛門(印). 受取:良右衛門殿.

1通. 豎美.

603

乍恐以書付奉願上候(家内亀吉家出につき御帳除仰せ付けられたく願取次につき).

天保6未年7月日. 差出:願人 長右衛門(印), 組合八左衛門(印), 同断 忠助(印). 受取:御名主・御役人衆中.

1通. 豎綴紙.

605

乍恐以書付奉願上候(弥平次出奔・不身持不埒のため御帳除に仰せ付けられたく);(同願奥書).

天保7申4月;(奥書)申4月. 差出:御馬寄村 弥平次 組合 甚助(印), 同断 栄助(印);(奥書)御馬寄村 名主 市右衛門(印), 組頭 専右衛門(印), 同 善九郎(印), 同 庄右衛門(印), 同 与左衛門(印), 百姓代 良右衛門(印).

受取:八木六太夫様.

1通. 豎継紙.

本紙と奥書の紙継目剥離,なお奥書側継目にある継手印(割印印影)は本紙側継目になし.

604

乍恐以書付奉願上候(写, 忰助四郎去る未七月中博奕一条ののち当春に度々家出し八月中出奔のため帳外仰せ付けられたく);(同願奥書).

天保7申年11月;(奥書)申11月11日. 差出:御馬寄村 願人親 平右衛門, 組合 喜七;(奥書)御馬寄村 三役. 受取:御名主・御役人 衆中;(奥書)八木六太夫様.

1通. 豎継紙.

端裏「助四郎帳外願写」,同「天保七申年」(ペン). 奥に帳外仰せ付けの旨記載あり.

606

乍恐以書付奉願上候(忰八左衛門出奔, 不埒者のため久離帳外仰せ付けられたく願取次につき).

天保8丁酉年4月. 差出:御馬寄村 願人 八左衛門母(印), 親類 栄吉(印), 組合 栄八(印). 受取:御名主・御役人 衆中.

1通. 豎継紙.

816

差出申一札之事(与良町喜蔵・柏木村長五郎・平原村助市酒酔のうえ不埒につき詫言).

天保14年卯ノ閏9月19日. 差出:与良町小原喜蔵[ほか8名], 柏木村四ツ谷長五郎[ほか2名], 平原村助市[ほか2名], 与良町年寄清左衛門, 平原町組頭六右衛門, 柏木村組頭和傳次. 受取:御馬寄村御組頭良右衛門殿.

1通. 豎継紙.

裏書有.

386

嘉永四年 亥六月 音吉配分割合帳 組合.

(嘉永5)子2月28日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

870

乍恐奉願上候(塩名田村彦左衛門との綿出入を同村丸山新左衛門殿・村方彦右衛門殿兩人取扱いにて内済により願書下ケにつき).

嘉永6丑年4月日. 差出:御馬寄村 願人 専三郎(印), 組合惣代 専右衛門(印), 親類惣代 永之助(印);(奥書)名主 市左衛門(印), 組頭 与左衛門(印), 同 市太夫(印), 同 良右衛門(印), 同 彦右衛門(印), 百姓代 為右衛門(印). 受取:御名主・御役人 衆中;(奥書)須藤徳左衛門様, 林寛左衛門様.

1通. 豎美継紙.

村役人への宛先記載の後の奥書の紙継目に継手印あり(村役人印と同印).

388

安政元年 寅八月吉日 借用金払方帳 七郎右衛門.

安政元年8月吉日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

608

乍恐以書付奉願上候(忰捨五郎身持不埒のため家出, 小田切村にて麻疹療養するも全快後ふたたび行衛知れず久離帳外につき).

文久2戊年9月;(奥書)戊9月. 差出:願人親 勘左衛門(印), 組合 政右衛門(印), 親類 丈之助(印);(奥書)御馬寄村 名主 市左衛門(印), 組頭 与左衛門(印), 同 市太夫(印), 同 彦右衛門(印), 同 七左衛門(印), 百姓代 仙右衛門(印). 受取:御名主・御役人 衆中;(奥書)宮崎勝之進様, 早川徳太夫様.

1通. 豎継紙.

端裏「文久二年九月[九]久離帳願」(ペン). 本紙と奥書とは筆跡相違.

826

乍恐追奉訴詔候(安政四年勘左衛門貸金につき願書を出し論中に何者か林へ手入があったため糺明願).

文久2年戊12月. 差出:願人 三五郎(印), 親類 永之助(印), 組合 由右衛門(印). 受取:御役元様.

1通. 豎継紙.

端裏「文久二年十二月 林盜伐届」(ペン).

178

慶応二寅年 九月 非人逸作弟仁市所々ニ而盜取候品々 被取人江仮渡請取印形帳 御馬寄村.

(慶応2年)寅9月. 作成:栄吉(印)[ほか2名連印], 山浦 喜市(印)[ほか山浦8名連印], 音吉(印)[ほか3名連印], 岩尾 弥左衛門[印], 五市(印)[ほか3名連印].

1冊. 横長半(一ツ綴).

612

以書付奉願上候(組内喜作二十年以前奉公先より心得違出奔・帳外のところ四ヶ年以前數願により帰村, 昨年まで村役勤めるも病身のため家相統致させたく帳内願).

明治3午年正月. 差出:当人 善吉(印), 組合惣代 親類 与曾吉[印]. 受取:御役元様.

1通. 豎継紙.

1040

上(嘉永二年御地頭様発起無尽へ塩名田村彦左衛門とともに養父惣助が加入し金番の際に受取金を彦左衛門へ預けたところ代替りや無尽休会・終会後も返金なく不実不法の挨拶のため返金につき嘆願始末書).

明治5壬申年6月. 差出:願人 伊三郎(印), 差添組合惣四郎(印), 親類 兵三郎(印). 受取:御名主・役人 衆中.

1冊. 豎半(一ツ綴).

表紙貼紙「明治五年六月 無尽預ヶ金出入」(原稿用紙裏面使用). 裏表紙綴目に印あり.

1388-4(8)

(御馬寄村由五郎宛片倉村上田屋孫左衛門金 29 両余

請取覚写および詫金にて済した由御届ほか覚。
(亥閏6月28日～7月4日)。作成:出役 専右衛門。
1通。横美切紙。

2.落合村論所

722-1

【御馬寄村地内江致徒党入込理不尽二立木伐採困置候
薪迄奪取候迄出入一件書類綴】。

[享和3年～文化2年]。

[1綴(6通)]. [綴, 堅(ひねり綴)].

端上を紙縫りでひねり綴。虫損・破損甚大。閲覧注意。

722-1(1)

覚(証書類書上)。

享和3亥年10月10日。作成:御馬寄村初右衛門(印),
勘蔵(印), 忠次(印)。

1通。堅紙

水損。

722-1(2)

[]書付御届奉申上候(御馬寄・落合村論所の件内済
願上につき)。

享和3亥10月28日。差出:塩名田宿安太郎(印)。受
取:御役所様。

1通。堅継紙

虫損・破損大。御馬寄村名主組頭百姓代奥書あり。

722-1(3)

[]口上書奉申上候(御馬寄村・落合村論所件, 落合
村の者松本辺へ罷越した次第不存)。

享和3亥年11月。差出:御馬寄村名主無印組頭絵連
印百姓代印。受取:御役所様。

1通。堅継紙

水損。

722-1(4)

乍恐口上書奉申上候(下書, 御馬寄村・落合村論所件,
落合村の者松本辺へ罷越した次第不存)。

享和3亥年11月。差出:御馬寄村名主市左衛門, 組頭
初右衛門, 同断勘蔵, 同断八左衛門, 同断善九郎, 百
姓代伝之助, 同断忠次。受取:小諸御役所様。

1通。堅継紙

水損。

722-1(5)

御答書(御馬寄村落合村論所出入, 内済破談につき)。

享和4子年正月。差出:御馬寄村名主市左衛門(印),
組頭初右衛門(印), 同断勘蔵(印), 同断八左衛門(印),
同断善九郎(印), 百姓代伝之助(印), 同断忠治(印)。受
取:御役所様。

1通。堅継紙

水損・腐化。

722-1(6)

奉御[](駒寄川原論所諸入用として金拝借願)。

文化2乙丑年3月。差出:御馬寄村名主市左衛門, 同

組頭勘蔵(印), 同八左衛門, 同善九郎, 同伝之助, 百姓
代所五兵衛。受取:小諸御役所様。

1通。堅紙

水損・腐化。

722-2

【御馬寄村落合村論所関係書類綴】。

[享和2年6月～7月]。

[1綴(9通)]. [綴, 堅(ひねり綴)].

端上を紙縫りでひねり綴。水損。閲覧注意。

722-2(1)

乍恐以書付を奉願上候(御馬寄村落合村論所一件, 御
奉行所様へ差出願)。

享和2年戌6月。差出:御馬寄村名主市左衛門, 組頭
初右衛門, 勘蔵, 八左衛門, 善九郎, 伝之助。受取:
小諸御役所。

1通。堅継紙

水損。

722-2(2)

乍恐書付を以奉願上候事(御馬寄村落合村論所一件,
御馬寄村の者地所差障り不仕様願)。

享和2戌6月8日。差出:落合村名主重蔵印, 組頭源
右衛門, 百姓代喜惣治。受取:榊原小兵衛様御預御役
所。

1通。堅継紙

水損。端裏下「落合書付」。

722-2(3)

一札之事(御馬寄村落合村論所出入, 論所見分延引につ
き)。

(享和2)戌6月10日。差出:落合村組頭太郎左衛門,
同源右衛門, 同周右衛門。受取:御馬寄村御役人中。

1通。堅切紙小。

水損。

722-2(4)

乍恐以口上書奉申上候御事(下書, 御馬寄村落合村論
所一件, 百姓共論所へ大勢集合の次第)。

享和2年戌6月11日。差出:御馬寄村組頭初右衛門
(印), 同勘蔵(印), 瀧右衛門(印)。受取:小諸御役所様。

1通。堅継紙

722-2(5)

乍恐以書付奉願上候事(御馬寄村落合村論所一件, 場
所見分・市郎次御馬寄村へ返却願)。

享和2年戌6月11日。差出:落合村組頭定右衛門印,
同断源右衛門印, 同断周右衛門印。受取:榊原小兵衛
様御預御役所。

1通。堅継紙

722-2(6)

差上申一札之事(御馬寄村落合村論所一件, 市郎次引
渡し旨御請)。

享和2戌年6月。差出:牧野虎之丞領分信州佐久郡御
馬寄村名主市左衛門印, 与頭初右衛門印, 同断八左衛

門印, 榊原小兵衛御代官所同国同郡落合村名主重蔵印, 与頭定右衛門印, 百姓代喜惣太印. 受取: 榊原小兵衛様御預御役所.

1通. 堅美継紙.

722-2(7)

差出申引取之事(御馬寄村落合村論所一件, ・松木伐荒らしの市郎次, 御馬寄村へ受取).

享和2年戊6月14日. 差出: 牧野虎之丞領分御馬寄村百姓代伝之助, 組頭勘蔵, 同初右衛門, 名主市左衛門. 受取: 榊原小兵衛様御支配所落合村御役人中.

1通. 堅紙.

722-2(8)

此度奉願候書付控(御馬寄村落合村論所一件, 市郎次は論所へは立ち入らないようにとの旨請書).

享和2年戊7月.

1通. 堅継紙.

水損腐化.

722-2(9)

乍恐以書付奉願上候(御馬寄村落合村論所一件, 御奉行所指出願).

享和2年戊6月. 差出: 御馬寄村名主市左衛門, 組頭初右衛門, 勘蔵, 八左衛門, 善九郎, 伝之助. 受取: 小諸御役所様.

1通. 堅継紙.

水損.

722-3

御答書(御馬寄村落合村論所一件, 内済破談の理由につき).

享和4年子正月. 差出: 御馬寄村名主市左衛門, 組頭初右衛門, 同勘蔵, 同八左衛門, 同善九郎, 百姓代伝之助, 同忠次. 受取: 御役所様.

1通. 堅美継紙.

訂正あり, 下書カ.

722-4

乍恐以書付御届奉申上候(御馬寄村落合村論所一件, 内済落合村不承知の旨; 御馬寄村名主・組頭・百姓代奥書とも).

享和3亥年10月28日;(奥書)亥10月28日. 差出: 塩名田村名主安五郎;(奥書)御馬寄村名主 市左衛門出府二付無印, 組頭初右衛門[ほか3名], 百姓代傳之助[ほか1名]. 受取: 御役所様(奥書とも).

1通. 堅継紙.

訂正あり, 下書カ.

722-5

差上申一札之事(御馬寄村落合村論所一件, 出入地所御改吟味中の心得).

享和2戊年10月13日. 差出: 牧野虎之丞領分信州佐久郡御馬寄村惣代組頭勘蔵, 訴訟方同善九郎御や瀬右衛門, 榊原小兵衛御代官所同国同郡落合村相手方惣代名主十蔵, 百姓代喜惣太, 水野午之助知行所同州

同郡岩尾村引合名主庄右衛門, 組頭半兵衛. 受取: 御評定所.

1通. 堅継紙.

水損.

722-6

乍恐以書付奉申上候(御馬寄村落合村論所一件, 論所御吟味之節申残候儀申上).

享和2戊年10月. 差出: 牧野虎之丞領分信州佐久郡御馬寄村組頭勘蔵(印), 同善九郎親瀬右衛門(印). 受取: 寺社御奉行所.

1通. 堅美継紙.

破損.

722-7

乍恐以書付奉願上候御事(御馬寄村落合村論所一件).

享和2戊7月. 差出: 御馬寄村伝之助, 善九郎, 八左衛門, 勘蔵, 初右衛門, 市左衛門. 受取: 御奉行所様.

1通. 堅継紙.

端裏上「御奉行所様江差上候願書」. 公事銘: 御馬寄村地内江徒党入込理不尽ニ立木伐採置候新迄山賊同様奪取候出入, 訴詔人: 御馬寄村名主・組頭・百姓代, 相手: 落合村名主・組頭・百姓代.

722-8

乍恐以返答書奉申上候(写, 御馬寄村落合村論所一件, 論所地は落合村開発地の旨并に此迄の経緯について); (奥裏書)(表書の出入内済, 評定所へ訴え順に判形消し云々).

享和2戊9月;(奥裏書)子2月11日. 差出: 落合村名前. 受取: 御評定所.

1通. 堅継紙.

722-9

乍恐以書付御訴訟奉申上候(公事銘: 立木伐採出入; 御馬寄村落合村論所一件, 相手落合村の者召出吟味); (奥裏書)[豊前他評定所一座差紙](返答書し評定所にて対決).

享和2戊年8月;(奥裏書)戊8月27日. 差出: 牧野虎之丞領分信州佐久郡御馬寄村名主市左衛門・組頭勘蔵・八左衛門・同善九郎右四人代兼組頭初右衛門印, 百姓代伝之助印;(奥裏書)豊前御印, 淡路御印[ほか7名書印3名無加印]. 受取: 御奉行所様.

1通. 堅美継紙.

奥裏書は本紙に貼継ぎ. 端裏下に落合村百姓・五人組・年寄名主ら計9名記載.

722-10

乍恐以書付奉願上候御事(御馬寄村落合村論所一件, 御影陣屋より御添翰頂戴より後の落合村の乱妨狼藉について吟味願).

享和2戊年6月. 差出: 御馬寄村百姓代伝之助印・同断善九郎印・同断八左衛門印・同断勘蔵印・組頭初右衛門印・名主市左衛門印. 受取: 小諸御役所様.

1通. 堅継紙.

公事銘: 御馬寄村地内江徒党入込理不尽ニ立木伐採置候新

迄山賊同様奪取候出入、訴詔人・相手-7 に同、訂正等あり、下書カ。

722-11

乍恐以書付奉願上候御事(公事銘:御馬寄村地内江徒党入込理不尽二立木伐採困置候薪迄山賊同様奪取候出入、訴詔人:御馬寄村名主・組頭・百姓代、相手:落合村名主・組頭・百姓代;御馬寄村落合村論所一件吟味)。享和2戊年3月。差出:牧野虎之丞領分信州佐久郡御馬寄村百姓代伝之助(印)、同断善九郎(印)、同断八左衛門(印)、同断勘藏(印)、組頭初右衛門(印)、名主市左衛門(印)。受取:榊原小兵衛様御役所。

1通。 堅美継紙。

721

(前欠)(係争中に落合村百姓大勢御馬寄村地内へ踏み狼藉につき御糺し心得違なきよう仰せ付け願の旨訴状)。

享和2戊年6月。差出:御馬寄村 百姓代 傳之助、同断 善九郎、同断 八左衛門、同断 勘藏、組頭 初右衛門、名主 市左衛門。受取:小諸 御役所様。

1通。 堅美継紙。

破損。

1359-40

[山浦瀧右衛門他一名書状](当廿二日堀田豊前守様へ罷り出て着届け、御手方落合村より名主重蔵・百姓代喜惣太が着届けし、いづれ廿五日に御評定対決)。

9月23日。差出:山浦瀧右衛門、山浦勘藏;(包紙上フ書)山浦瀧右衛門・山浦勘藏(包紙上フ書裏)江戸小石川春日町与り。受取:小平市左衛門様、山浦初右衛門様、町田八左衛門様、山浦善九郎様、鈴木傳之助様;(包紙上フ書)信濃佐久郡御馬寄村ニ而 小平市左衛門様 無別条用事。

1通。 堅紙(包紙入)。

端裏「御役人衆中様 江戸 出役人」。

1359-78

[山浦瀧右衛門他一名書状](廿五日辰口御評定所へ呼出し罷出、惣御奉行様両村御糺ほか状況につき幸便);(附)口上(落合村重蔵絵図面講釈するも基だまごつき不埒の様子で下がったこと皆々様内々ご承知くだされたく云々)。

9月26日。差出:瀧右衛門、勘藏;(包紙)山浦瀧右衛門、山浦勘藏。受取:市左衛門様、初右衛門様、八左衛門様、善九郎様、傳之助様;(包紙)信州佐久郡御馬寄村 小平市左衛門様。

2通。 堅紙(包紙入)。

包紙封「下「江戸小石川春日町より」」。

1386

[絵図](落合村下県村境千曲川河岸地永川敷・余地、茂兵衛ほか2名分)。

2舗。 堅紙。

駒寄河原地カ。

3. 裏道ノ切出入

796

文化元年 子九月十七日始り 裏道一見(ママ)之事、(裏表紙)願人 八左衛門、良右衛門、太重郎(太重郎ら屋敷裏より下道への明通りを九月十七日より仲右衛門がノ切り通路を止めたことにつき)。

文化元年9月17日～文化2年8月。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

798

乍恐以書付奉願上候(多十郎ら屋敷裏道仲右衛門ノ切りにより先規通り通路仕りたく、奥書とも)。

文化元年子10月。差出:御馬寄村 願人 多十郎、組合 用蔵、願人 八左衛門、同人 良右衛門、組合 藤右衛門;(奥書)名主 市左衛門、組頭 初右衛門、同断 勘藏、同 善九郎、百姓代 傳之介。受取:御名主・御組頭・御百姓代 衆中様;(奥書)横田茂右衛門様、笠原此右衛門様。

1通。 堅美継紙。

年代記載誤記訂正、訂正前「九月」。

797

内済証文之事(多十郎・仲右衛門屋敷裏道馬入をめくりノ切出入先規通り通路につぎ)。

(文化2年4月カ)。

1通(2枚)。 堅紙。

下書カ。

4. 新開用水出入

717

[地内字濱居場ほか川場への新開畑成田出入一件書類写]。

[文化7年5月～6月]。

1通(3点)。 堅継紙。

(1)～(3)は貼継ぎ。

717(1)

乍恐以口上書奉願上候(地内字濱居場ほか川場の畑を伊七ほか三名が田として新開のところ全体水不足の地のため古田へ差障るので新開地潰しにつぎ)。

文化7年庚午5月。差出:御馬寄村 願人 為右衛門、組合 勘助、願人 万蔵、組合 半五郎、願人 七左衛門、組合 所右衛門、願人 勘藏、組合 幸蔵、願人 仲右衛門、組合 政吉。受取:御名主・御役人 衆中様。

(1通)。

717(2)

内済証文之事(地内字濱居場ほか川場の地一部を除き新開田とせず水不足の節は水掛口を塞ぎ古田差障りないよう和談);(附)覚書(伊七掛口のみ口寸法)。

文化7年6月13日。作成:御馬寄村 願人 七左衛門、組合 所右衛門[ほか願人4名同組合各4名連署]、相手方 伊七、組合 喜傳次[ほか相手方3名同組合各3名連署]、扱人 大圓寺[ほか2ヶ宿村名主2名を含む]5

名連署], 名主 市左衛門[ほか組頭 4 名百姓代 1 名連署].

(1 通).

717(3)

定書之事(村方地内字中山より濱居場川端まで田水懸堰は堰筋悪く水不足のため堰筋切添等しない旨堰筋の者一同取決め).

文化7 庚午年6月. 作成:市郎兵衛, 弥兵衛, 大圓寺, 五兵衛, 七右衛門[ほか 16 名連署], 志賀村 半右衛門 世話人塩名田宇左衛門代印, 八幡宿 七郎兵衛 世話人五郎兵衛新田曾四郎代印.

(1 通).

作成には(1)(2)での出入願人・相手方の者を含む.

5. 利左衛門欠落

805

[利左衛門欠落一件につき書類].

[天保5年].

[4点(3冊1通)]. [一括].

805-4

文政四年 巳十一月十六日 伊勢構(ママ, 講)元金覚扣
文政4年巳11月13日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

805-2

天保五年 午十一月十三日 利左衛門欠落跡改帳(組合親類寄合不足勘数等改).

天保5年午11月13日. 作成:(組合・親類).

1冊. 横長半(一ツ綴).

805-3

(利左衛門欠落跡上納初等改帳).

(天保5年11月14日以降カ). 作成:(組合・親類).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙なし, -2下書カ.

805-1

[利左衛門書状](母病氣と承り帰国したくも都合悪いため来春に帰国の旨).

(天保5年)11月27日. 差出:同 利左衛門. 受取:山浦惣七様.

1通. 横切継紙.

6. 林右衛門欠落

803

[林右衛門借財方一件書類](林右衛門借金し欠落につき).

天保4年.

[7点(6冊1綴)]. [一括].

803-1

林右衛門家財附留帳 組合中.

1冊. 横長半(一ツ綴).

803-2

天保五甲午年 借用方配分帳 組合.

天保5年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

綴目に印.

803-3

雑物売上帳 組合.

1冊. 横長半(一ツ綴).

803-4

(印)林右衛門借用方改出ス 組合中.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙押印印文「(ヤマに〇と二)信州 佐久郡 御馬寄村瓦屋」.

803-5

天保四年 巳十二月日 借用方配分割合帳(薪の方).

天保4年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙綴目に印.

803-6

天保四年巳七月 林右衛門借財方改帳 組合(印).

天保4年巳7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙組合印は-2綴目押印に同じ. 綴目(表紙・裏表紙とも)に印あり, 1つは組合印に同じ.

803-7

[書置之事ほか].

[文政10年~天保4年].

[1綴(7点)]. [綴(ひねり綴)].

803-7(1)

書置之事(おまつ新蔵は開作に出消(ママ)するよう).

1通. 横美切紙.

803-7(1)~7(7)まで端を紙縫りで結び綴じ.

803-7(2)

書置之事(借金方に差詰り欠落する旨).

7月3日. 差出:林右衛門. 受取:御組合衆中様・親類中様.

1通. 横美切紙.

803-7(3)

借用方覚.

作成:(林右衛門).

1通. 横美切紙.

803-7(4)

(小作下作地, 小作入等書上).

7月6日. 差出:林右衛門. 受取:新蔵殿.

1通. 横美切紙.

803-7(5)

貸方覚.

作成:(林右衛門).

1通. 横美切紙.

803-7(6)

借用方覚.

作成:(林右衛門).

1通. 横美切紙

803-7(7)

借用申金子証文之事(金3両3分).

文政10年亥3月. 差出:金借用主長兵衛(印), 請人利右衛門(印). 受取:村ノ林右衛門殿.

1通. 豎紙

804

為取替一札之事(林右衛門作料を渡さないため, 白地瓦を焼き村方郷蔵瓦不足を補い金二分を私共方へ遺し残り瓦を作料へ受取の相談極りにつき).

天保4巳年7月22日. 差出:林右衛門組合 惣代 良右衛門(印). 受取:瓦屋 職人衆中.

1通. 豎紙

端裏「天保四年 不払」(ペン). 端に二ツ綴他の綴六.

1137-246-1

覚(林右衛門方の畑の反別・分米・役籾・小作籾等書上).

1通. 横切紙

1137-246-2

覚(喜助持畑の反別・分米・御年貢・役籾等書上).

1通. 横切紙

7. 前山沓沢両村野火

723

御公儀ヨリ御触ニ付野火御候者制方被仰付山附村々惣会之上野火制札相建候諸入用并惣会合料其外共此帳面二記有 文政十三庚寅年六月 御馬寄村:(附)覚(金1分永 123文受取).

文政13庚寅年6月. 差出:(附)沓沢村名主 兵左衛門(印). 受取:(附)御馬寄村御名主中.

1冊(附1通とも). 横半(一ツ綴).

綴に結び付けの横切紙1通(附).

724

制札・議定書之事(前山沓沢両村野火一件組合議定書. 入会45ヶ村秣場).

文政13庚寅年6月. 作成:大原四郎右衛門御代官所前山村山元名主郡右衛門印, 松平石見守領分沓沢村山元名主兵左衛門印, 大原四郎右衛門御代官所小宮山村名主七郎左衛門印[ほか42ヶ村42名, 含・御馬寄村組頭善九郎].

1通. 豎紙

8. 六右衛門持地取纏

815

[六右衛門持地取纏一件].

[天保2~12年].

[9通]. [一括].

815-8

売渡し申畑証文之事(字まくい新下畑20歩林添ほか1

筆・代金2両3分2朱, 病氣諸弘方に差詰り).

天保2年卯7月. 差出:売主 六右衛門, 受人 甚左衛門, 組合 良右衛門. 受取:常次郎殿.

1通. 豎紙

815-7

借用申金子証文之事(金4両3分・書入まくい新下畑20歩堅木とも, 扱所なく入用に差詰り).

天保3辰年4月. 差出:金借用主 六右衛門(印), 組合 惣代受人 八左衛門(印), 受人親類 金兵衛(印). 受取:村 良右衛門殿.

1通. 豎紙

815-6

乍恐以趣意書奉願上候(下書, 字まくい新下畑ほか1筆六右衛門取持のところ六右衛門家出し同畑買取りの由にて常次郎大木切り倒し等理不尽手入れにつき同所御見分・常次郎糾明の旨).

天保11子年10月日. 差出:御馬寄村 六右衛門組合 願人 良右衛門, 同人親類 願人 金兵衛, 同人組合差添 栄吉. 受取:御名主・御役人 衆中.

1通. 豎紙

-9下書か.

815-9

乍恐以趣意書奉願上候(字まくい新下畑20歩ほか1筆六右衛門取持のところ六右衛門家出し同畑買取りの由にて常次郎大木切り倒し等理不尽手入れにつき同所御見分・常次郎糾明の旨).

天保11子年10月日. 差出:御馬寄村 六右衛門組合 願人 良右衛門(印), 同人親類 同断 金兵衛(印), 同人組合差添 栄吉(印). 受取:御名主・御役人 衆中.

1通. 豎紙

815-5

覚(一件諸費用金銭差引, 残金伯母へ渡し).

(天保12)丑3月24日調. 作成:金兵衛, 良右衛門, 立合 栄吉.

1通. 横切紙

815-1

差上申一札之事(六右衛門持畑林売渡す相談ののち当人家出により高分け延引のところ定右衛門方にて同畑林立木伐倒し取纏れるも双方和談につき).

天保12丑年3月. 差出:売主 六右衛門(印), 組合 良右衛門(印), 親類 金兵衛(印), 買主 定右衛門(印). 受取:御役元様.

1通. 豎紙

端裏後筆「天保十二年 畑林「繰」(見せ消ち)纏合(六右衛門林)」(ペン).

815-2

(定右衛門へ売渡した六右衛門所持畑林を高分けなく畑添大木を切り年貢済し方手落ち等取纏れるも双方納得済口願い高分けした旨一札).

天保12丑年3月. 作成:六右衛門組合 良右衛門, 親

類 金兵衛, 定右衛門, 組合 助市.

1通. 豎紙

815-3

為取替一札之事(六右衛門持畑林一件御支配様御廻村での御利解により趣意金受取り高分けにつき).

天保12年丑3月日. 差出:組合惣代 良右衛門印, 親類惣代 金兵衛印, 扱人 久左衛門印, 同断 富右衛門印. 受取:定右衛門殿, 但し常次郎事也.

1通. 豎紙

815-4

為取替申一札之事(六右衛門持分畑山買受け高分け延引心得違ひから起こった一件に御支配様御利解により趣意金差出し高分け双方納得につき).

天保12年丑3月. 差出:買主 定右衛門(印), 扱人 久左衛門(印), 同断 富右衛門(印). 受取:村 良右衛門殿.

1通. 豎紙

9. 巡礼死去

802(1)

「天保三年辰十月 廻国 巡礼村方に於て死去」(表紙および一件史料解題).

1綴(2枚). 豎半(ひねり綴).

(1)~(5)は, 端を紙縫りでひねり綴一括. 本表紙ペン書き. 朱筆「5」. 「エスオー印刷作用紙(C形)」原稿用紙.

802(2)

一札(濃州葉栗郡上中屋村百姓伊助諸国通行手形).

天保3年辰4月. 差出:坪内権左衛門様御知行所葉栗郡上中屋村庄屋利右衛門(印). 受取:諸国御関所御奉行中様・町々御町代衆中・在村御庄屋衆中.

1通. 豎紙

(2)~(5)は, 端上を紙縫りでひねり綴一括.

802(3)

宗門請合一札(濃州葉栗郡上中屋村百姓伊助宗門).

天保3年辰4月. 差出:葉栗郡上中屋村聖通山上徳坊(印). 受取:諸国宿々在村々御寺衆御中・国々御関所御奉行中様.

1通. 豎紙

802(4)

[房州平郡小浦村書状]廻章(上中屋村伊助足痛につき国元へ村継送の依頼).

9月13日. 差出:房州平郡小浦村名主久右衛門. 受取:宿々御役人衆中.

1通. 横切継紙

802(5)

[小平市左衛門書状案](伊助を国元へ差送途中, 御馬寄村にて死去の旨).

辰10月12日. 差出:信州佐久郡中山道筋御馬寄村名主小平市左衛門. 受取:濃州葉栗郡上中屋村御庄屋御苗利右衛門殿.

1通. 横切継紙

742-1

一札(百姓伊助法名静園諸国靈仏順拝につき往来手形).

天保3年辰4月. 差出:坪内権左衛門様御知行所(濃州)葉栗郡上中屋村 庄屋 利右衛門. 受取:御関所御奉行中様, 諸国 町々 御町代衆中.

1通. 豎紙

書状大に折りたたまれていた. 奥上附箋「濃州葉栗郡上中屋村上徳坊方へ大圓寺より取置候 書状別紙ニ差遣申候」. 写カ.

742-2

宗門請合一札(濃州葉栗郡上中屋村俗名伊助法名静園諸国靈仏順拝につき).

天保3年辰4月. 差出:濃州葉栗郡上中屋村 聖通山上徳坊. 受取:諸国 宿々・在村々 御寺衆御中, 国々御関所 御奉行中様.

1通. 豎紙

書状大に折りたたまれていた. 写カ.

10. 啓助女出入

809

[啓助女出入一件書類].

[天保6年].

[1綴(8点)]. [綴(一ツ綴)].

(1)~(8)端を紙縫りで一ツ綴.

809(1)

啓助一件(政平・いよ不埒件の申立次第記録).

(天保3年~天保6年).

1通. 横折紙

(内容)大借出奔後の経緯, (2)同文離縁状引用ほか.

809(2)

一札之事(いよ離別).

天保3年辰5月. 差出:啓助. 受取:いよ.

1通. 横美切紙

809(3)

差上申一札之事(村方政平・いよ兩人申立てたき趣意あり御願するも取扱い内済).

一, 未10月. 差出:当人立入人惣代(墨抹)式人. 受取:御役元様.

1通. 豎紙

809(4)

差上申一札之事(啓助, 政平へ掛り合の筋ほか故障により来訪ののち出奔につき).

天保6未年10月16日. 差出:啓助預り親類 浅右衛門(印), 同断組合 善兵衛(印). 受取:御役元様.

1通. 豎継紙

809(5)

差出申一札之事(是迄貴殿へ対し不埒の詫).

天保6未7月. 差出:信州佐久郡御馬寄村当人 政平, 親類惣代 佐久内, 組合惣代 新五郎. 受取:江戸八丁

堀御定廻り方田邊平左衛門御内 山本啓藏殿。

1通。 堅紙。

809(6)

差出申一札之事(江戸へ登っていたところ政平・いよ不埒、政平包金請取り、行衛知れずのいよ片付方につき)。天保6年末10月。 差出:啓助。 受取:浅右衛門殿、金兵衛殿、外御組合衆中・御親類中。

1通。 堅紙。

809(7)

差出申一札之事(政平・いよ不埒の始末、欠出したいよ見出し次第剃髪・政平包金請取りの取付方につき)。天保6年末10月。 差出:啓助。 受取:久左衛門殿、伊三郎殿、富右衛門殿。

1通。 堅紙。

809(8)

差上申一札之事(政平・いよ不埒一件内済につき)。天保6年末10月14日。 差出:啓助(印)、立入人惣代久左衛門(印)、同 留右衛門(印)。 受取:御役元様。

1通。 堅紙。

11. 酒狂失言

813(1)

「失言詫状一札」(表紙)。

天保10年2月。

1通。 堅紙。

(1)(2)は端上を紙継りでひねり綴一括。 茶色「10×20」「KS原稿用紙」。 ペン書き。

813(2)

差出申一札之事(大圓寺若衆会席で酒狂のうえ理不尽を申し詫)。

天保10亥年2月。 差出:当人忠太、同親忠右衛門、証人由右衛門。 受取:御若衆中様。

1通。 堅紙。

12. 墓道取纏

814-1

乍恐以口上書奉願上候(去る七月父善蔵死去去棺のとき当時喜七所持畑添墓道を先規より通り来るも証宛書付等ないため喜七通さず難渋につき)。

天保11子年8月。 差出:願人 兵左衛門(印)、親類惣代 伊三郎(印)、組合惣代 四郎兵衛(印)。 受取:御名主・御役人 衆中。

1通。 堅美継紙。

端裏後筆「天保十一年」(鉛筆書き)。

814-2

乍恐以書付奉願上候(去る七月父善蔵死去のとき墓道縫合いになり双方組合異見するも内済内容に喜七不承知のため墓道開くよう喜七へ仰せ付けられたく)。

天保12年丑3月。 差出:願人 兵左衛門(印)、親類惣代 伊三郎(印)、組合惣代 源重郎(印)。 受取:御名主・

御役人・御百姓代 衆中。

1通。 堅美継紙。

端裏後筆「天保十二年」(鉛筆書き)。

814-3

為取替申一札之事(写、喜七所持の宇柳平畑下畦墓道をめぐり故障縫合いのところ先規通り右畑畦通路の双方承知納得につき)。

天保12丑年3月12日。 差出:喜七、親類 金兵衛、組合 才助、立入 政平。 受取:兵左衛門殿。

1通。 堅紙。

端裏後筆「天保十二年」(鉛筆書き)。 -5と対応。

814-4

差上申一札之事(宇柳平畑下畦墓道は同所長兵衛より喜七買取りの節に申継ぎもなく種々争い、今般御支配様御廻村により喜七ら呼出し恐れ入り、双方承知、先規の通り墓道通路と定め済口訴答連印につき)。

天保12丑年3月12日。 差出:訴詔方 兵左衛門(印)、親類 伊三郎(印)、組合 源十郎(印)、相手方 喜七(印)、親類 金兵衛(印)、組合 才助(印)、立入人 政平(印)。 受取:御役元様。

1通。 堅紙。

814-5

為取替申一札之事(写、喜七所持の宇柳平畑下畦墓道をめぐり故障縫合いのところ先規通り右畑畦通路の双方承知納得につき)。

天保12丑年3月12日。 差出:兵左衛門、親類 伊三郎、組合 源十郎、立入 政平。 受取:喜七殿。

1通。 堅紙。

-3と対応。

13. 七郎右衛門・七左衛門兄弟出入

833-2

天保十二年 辛丑四月改 金銀出入差引帳 山浦勘蔵・山浦三十郎・山浦七左衛門・同 七郎右衛門。

天保12年4月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙に「隠居 七郎右衛門自筆ニ而」とあり、綴目に書印、また朱筆「一」(後筆)。

833-4

立会鑑定書(前山村平吉無尽源太郎無尽ほか無尽掛返し方・引渡し方等諸仕法相談納得につき)。

天保15年辰正月。 作成:当人 勘蔵印、同 七左衛門印、同村立入人 繁次印、同断 三重郎印、前山村 重右衛門印。

1通。 堅紙。

端上朱筆「三」(後筆)。

833-5

再鑑定書之事(弘化元年正月申中七左衛門方万五郎方身上向振分け別紙鑑定書定めるも年々万五郎行立ち難く再評取極 前山村平吉無尽ほか振合等)。

弘化4未年9月13日。作成:当人 勘藏印,同断 七左衛門印,同村立入人 繁治印,同断 三重郎印,前山村重右衛門印。

1通。 堅継紙。

端上朱筆「四」(後筆),また「勘藏自筆ニ而」。

833-8

明治四辛未年 五月ヨリ 七郎右衛門ヨリ七左衛門へ相掛候事件ニ付諸事書留(同件諸入用覚とも)。

明治4年5月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙左上朱筆「1」(後筆)。見返しに未7月25日付御馬寄村名主中宛庶務掛(小諸藩か)配符貼付。

833-10

明治四辛未年十一月十四日 為取替書(田畑配分方差縫れの一件につき質地季明けに差戻し等により示談内済)。

明治4辛未年11月14日。作成:御馬寄村 願人 七郎右衛門(印),組合 吾助(印),親類 武右衛門(印),相手 七左衛門(印),組合 定右衛門(印),親類 清左衛門(印),差添名主 八郎(印),組頭 彦右衛門(印),同断 健六(印)。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

表紙左上朱筆「3」(後筆)。1丁目附箋「執筆良右衛門道喜」(人名部分紺鉛筆にて「彦右衛門」とも)。

833-11

明治四辛未年十一月十四日 為取替書添証(宇市之沢の地を七郎右衛門へ請戻す約束のほか林畑とも為取替書の通り渡すべき旨)。

明治4辛未年11月14日。差出:願人 七郎右衛門(印),組合 吾助(印),親類 武右衛門(印),相手 七左衛門(印),組合 定右衛門(印),親類 清左衛門(印)。受取:御役元。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

表紙左上朱筆「4」(後筆)。1丁目附箋「執筆者小平八郎」。

833-12

記(塩川様・結城様賄旅籠代受取につき)。

(明治4)辛未11月14日。作成:本町御宿 小山六左衛門。

1通。 堅折紙。

紙面上朱筆「5」(後筆)。附箋「此結城氏ハ柏木村ノ小山玄三氏ト並ヒ称スル家柄、八幡ノ依田暁造氏ノ親戚ナリ」。

833-7

覚(弥兵衛金ほか8口金銭七左衛門方払受取につき)。

辰2月2日。差出:勘藏印。受取:七左衛門殿。

1通。 堅切折紙。

端上朱筆「六」(後筆),附箋「良右衛門道喜筆」。奥に「是も勘藏自筆也」。

833-1

「七郎右工門・七左工門兄弟出入 参考証拠古記録」。

1枚。 堅紙。

-2~-12を挿むように包んでいた。「YH & CO 10×20」茶色原

稿用紙 標題ペン書き。冒頭右上朱筆「6」。

833-3

天保十二年 丑三月改 田畑分米書抜覚 倉之助(字川端ほか25筆反別分米小作入等差引勘定)。

作成:七左衛門印。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

表紙なし,標題は冒頭記載より,また朱筆「二」(後筆)。

833-6

(天保13年勘藏分高訳ほか4筆高訳・同譲り方等書上)。

1枚。 横美切紙。

端朱筆「五」(後筆)。

833-9

七郎右工門ヨリ七左工門江相掛り候一許(ママ)双方願書願下ヶ写 上 御馬寄村扣(田畑引分方一件内済示談につき願下の書付)。

差出:当御支配所 御馬寄村 組頭 健六,同断 彦右衛門,名主 八郎。受取:小諸 御役所。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

表紙左上朱筆「2」(後筆)。

14. 市川こん病死亡跡

836-1

「明治十三年六月四日 上州星尾村市川こん当村ニ於テ死亡致候ニ付葬送並ニ遺産所置」(標題・包紙)。

明治13年6月4日。

1通。 堅紙。

836-2~9を挟む。「YH&CO 10×20」原稿用紙 ペン書き。貼紙「二通」。

836-2

送り一札(百姓三郎兵衛姉こん御馬寄村茂兵衛養女へ差遣し)。

天保14年卯正月。差出:上州甘楽郡星尾村名主六之輔(印)。受取:信州佐久郡御馬寄村御名主市右衛門殿。

1通。 堅紙(包紙入)。

包紙上ワ番「送り一札 上州甘楽郡星尾村」「茂兵衛養女送り書」。

包紙上朱筆「1」(後筆)。

836-3

「星尾村市川政五郎書状」(下拙姉こん御貴君様御世話になる由御札。身上引請云々申述べ幸便)。

(包紙)西3月10日;3月10日。差出:上州星尾村市川政五郎;(包紙)上州甘楽郡星尾村市川三郎兵衛,同三郎右衛門。受取:信州三馬よせむら 御名主様;(包紙)信州佐久郡御馬寄村 町田市左衛門様 要用。

1通。 堅継紙(包紙入)。

包紙上朱筆「2」。

836-4

差出申一札之証(当寺へ修堂金寄付し,おこん戒名を立てる旨)。

明治12年卯11月4日。差出:群馬県管轄上野国北甘楽郡星尾村当人 市川三郎治(印),新(ママ)類司伊平治(印),右同断長岡仁平(印)。

受取:長埜県管轄信濃国

北佐久郡御馬寄村御役人中。

1通。 堅切紙

朱筆「3」。朱色野紙

836-5

御届(市川こん病死につき私墓所に埋葬の旨)。

明治13年6月5日。 差出:北佐久郡御馬寄村第[空欄]町田九助。 受取:北佐久郡御馬寄村戸長町田良右衛門殿。

1通。 堅紙

朱筆「4」。

836-6

市川おこん死亡跡有金調并分賦記(現在有金 451 円)。

明治13年6月7日。 作成:上州甘楽郡星尾村親類市川三郎治(印), 同市川伊平治(印), 長岡仁平(印), 信濃国北佐久郡御馬寄村立会町田良右衛門(印)[ほか 9 名連印], 同国同郡塩名田村立会小平忠藏(印)。

1冊。 堅美(四ツ目縫い綴じ)。

右上朱筆「5」。朱色野紙。 作成中親類3名立会6名押印部線引き。

836-7

願書(市川こん亡跡相続金, 跡相続迄役所にて取り廻し願)。

明治13年6月7日。 差出:上毛北甘楽郡星尾村市川三郎治(印), 同市川伊平治(印), 長岡仁平(印), 当国北佐久郡御馬寄村町田良右衛門(印)[ほか 9 名連印], 同国同郡塩名田村小平忠藏(印)。 受取:北佐久郡御馬寄村戸長役場御中。

1冊。 堅美(一ツ綴)。

右上朱筆「6」。朱色野紙

836-8

(市川おこん亡跡相続金分配協議覚)。

明治18年10月4日。

1通。 堅紙

朱筆「7」。

836-9

差出し申確認之事(市川こん亡跡相続金, 1戸独立せず分配)。

明治18年10月4日。 差出:群馬県上野国北甘楽郡星尾村長岡仁平(印)・全市川三郎治(印)・全市川伊平治代理市川常吉(印)。 受取:長野県信濃国北佐久郡御馬寄村町田良右衛門殿・外御立会御中。

1通。 堅紙

朱筆「8」。朱色野紙 1 銭印紙

837

[上野国北甘楽郡星尾村市川こん当村において死亡につき諸書付]。

[明治13年]。

[13件]。 [一括]。

837-1

金預り証券, 扣(金 80 円)。

明治18年10月5日。 差出:信州北佐久郡御馬寄村預り主町田良右衛門。 受取:上州北甘楽郡星尾村長岡仁平殿。

1通。 横切紙

837-2

(上毛おこん追善のため長岡仁平夫妻来村の件覚)。

(明治)18年。

1通。 横切紙

837-3

[小林清書状](市川こん亡跡相続方につき)。

(明治)18年9月24日;(封筒)明治18年9月24日。 差出:下中込村小井清。 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門様。

1通。 堅紙(封筒入)。

837-4

[小林清書状]。

明治18年9月21日発ス。 差出:下中込村小井清。

受取:北佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様 至急用。

[1通]。 [封筒入]。

内に 837-4-1~2 を収める。 2 銭切手。

837-4-1

[小林清書状](市川こん相続金につき)。

明治18年9月21日。 差出:下中込村小井清。 受取:北佐久郡御馬寄村町田良右衛門様。

1通。 横切紙

837-4-2

[町田良右衛門書状](市川こん相続金件出張延期につき)。

(明治18年)9月23日。 差出:町田良右衛門。 受取:小井清様。

1通。 横切紙

837-4-1 の返書案。

837-5

[市川伊平治書状](市川こん死去跡残金につき)。

(明治)18年3月9日。 差出:星尾村 市川伊平治;(封筒)北甘楽郡従星尾村 市川伊平治。 受取:長野県北佐久郡御馬寄村町田良右衛門様・同武左衛門様;(封筒)長野県佐久郡御馬寄村 町田良右衛門様。

1通(2枚)。 横切紙(封筒入)。

赤色野入り。

837-6

(市川こん亡跡相続金協議につき覚)。

(明治)18年。

1通。 横切紙

837-7

[証書包紙](上州星尾村当人市川三郎治)。

明治12年卯 1 月。

1通。 包紙

837-8

明治十三年六月五日 おこむ死去跡取調帳(相統金・有金調).

明治13年6月7日. 作成:立会町田良右衛門[ほか5名], 遺物受取証兼立会山浦勘九郎[ほか4名], 上州親類市川五郎次[ほか2名].

1冊. 横長半(一ツ綴).

837-9

十八年九月廿四日 栄室大姉 法事二付買物扣 町田九助.

(明治)18年9月24日.

1冊. 横半半折(綴葉装二ツ目下ヶ綴).

837-10

明治十八年第九月念四日 栄室大姉・法会執行 供物受納帳.

明治18年9月24日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

837-11

借用申金子之事(金10両).

元治2年丑3月. 差出:借用主 勝作(印). 受取:おこんさま.

1通. 豎紙

包紙「丑年 証文 巻通 羽田勝作」.

837-12

市川おこん死去跡有金分賦記

明治13年6月7日. 作成:上野国北甘楽郡星尾村親類市川三郎治(印)[ほか2名連印], 信濃国北佐久郡御馬寄村立会町田良右衛門(朱印)[ほか9名連印], 同国同郡塩名田村立会小平忠藏(印).

1冊. 豎美(四ツ目縫い綴じ).

朱色罨紙 汚損・破損. 作成押印朱印混在, 作成中親類3名押印墨抹.

924(3)

借入金証書(金80円).

明治18年10月5日. 差出:信州北佐久郡御馬寄村預り主町田良右衛門(朱印). 受取:上州北甘楽郡星尾村長岡仁平殿.

1通(綴10点-4点のうち). 豎美.

朱色罨紙 1銭印紙4枚. 押印抹消.

15. 無宿召捕

1378

弘化三年 丙午十一月廿七日 矢嶋無宿永吉・下之城無宿浪吉 御召捕二付諸用帳(一件日記とも).

弘化3年11月27日~12月18日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1377

差上申一札之事(四人2人御影御役所まで御召連れのところ当村泊り預りにつき).

午11月27日. 差出:御馬寄村 組頭 佐左衛門, 同 与左衛門, 百姓代 七左衛門. 受取:御影 御役所 御使

中.

1通. 豎紙

囚人:矢嶋無宿永吉・下之城無宿浪吉.

16. 甚助殺害

819-1

五月十六日夕甚助一件意覚(落合村多吉方甲州無宿藤八郎より疵負一件次第日記).

(嘉永2年)5月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

819-3

乍恐以書付御注進奉申上候(正縁寺境内において喧嘩の中, 甚助疵負につき).

嘉永2酉年5月16日夜. 差出:塩名田宿問屋新左衛門, 同文左衛門, 名主彦兵衛, 組頭宗左衛門, 百姓代 栄作, 御馬寄村名主市右衛門, 組頭与左衛門, 百姓代 専三郎. 受取:早川健太夫様・須藤徳左衛門様.

1通. 豎綴紙

819-2

疵箇所御見分書(御馬寄村甚助疵負の次第).

嘉永2酉5月17日. 作成:御馬寄村百姓源十郎(申口).

1通. 横美切綴紙

819-4

御尋二付申上候(甚助変死一件, 不届にて手妻人寄の詫).

嘉永2酉5月17日. 差出:塩名田宿百姓五兵衛(印), 右兵衛(印), 留吉(印), 三代作(印). 受取:桑原菅右衛門殿・清水市太夫殿.

1通. 豎綴紙

端裏上「塩名田ノ方 村扣. 塩名田宿問屋・名主・組頭・百姓代, 御馬寄村名主・組頭・百姓代典番印形あり.

819-5

御尋二付申上候書付(甚助変死の始末申上).

嘉永2酉年5月17日. 差出:御馬寄村百姓源十郎(印), 同断政平(印), 名主市左衛門(印), 組頭与左衛門[ほか3名], 百姓代専三郎(印), 塩名田宿問屋新左衛門(印), 同文左衛門(印), 名主彦兵衛(印), 組頭惣左衛門(印)[ほか5名]. 受取:桑原菅右衛門殿・清水市太夫殿.

1通. 豎綴紙

819-6

疵所御見分書(塩名田宿瀧蔵・三平, 正縁寺にて喧嘩の上, 疵負の次第).

嘉永2酉年5月17日. 差出:瀧蔵, 組合七郎右衛門, 親類和重, 三平, 組合重右衛門, 親類与曾右衛門, 問屋新左衛門, 同断文左衛門, 名主彦兵衛, 組頭惣左衛門[ほか4名], 百姓代 栄作. 受取:桑原菅右衛門殿・清水市太夫殿.

1通. 豎綴紙

819-7

死躰御見分書(御馬寄村基助疵).

嘉永2酉5月17日。差出:問屋新左衛門(印), 同断文左衛門(印), 名主彦兵衛(印), 組頭惣左衛門(印)[ほか4名], 百姓代栄作(印), 御馬寄村名主市右衛門(印), 組頭與左衛門(印)[ほか3名], 百姓代専三郎(印), 基助倅由太郎(印), 同人組合宗左衛門(印), 同人親類倉蔵(印)。受取:桑原菅右衛門殿・清水市太夫殿。

1通。 堅継紙。

端裏上「両村一同ニ差出し候 村扣」。

820

嘉永貳酉五月十六日塩名田正縁寺境内ニおゐて村方基助殺害ニ逢候一件意覚書留(一件次第書上, 役所提出書類写)。

嘉永2年5月。

1冊。 横長半(一ツ綴)。

後筆(ペン)表紙, 朱筆(後筆)書込みあり。

17. 勿銭溜金勘定出入

758

[勿銭溜金勘定出入一件内済覚]。

[嘉永3年3月]。

[5通]。 [一括]。

758-1

覚(勿銭溜金勘定屋敷惣代覚および塩名田宿年番年寄・百姓代連署奥書雛形のとおり往還方諸勘定百姓代立会調印につき示談, これまで申上げたこと御聞流しの旨);(奥書)(写1通につき)。

嘉永3戌年3月。差出:塩名田宿百姓代 栄作(印), 御馬寄村名主 作蔵(印);(奥書)御馬寄村名主 作蔵。受取:山中郷助様, 須藤徳左衛門様;(奥書)役屋敷 惣代中。

1通。 堅継紙。

端裏「先済之節書面」。

758-2

覚(勿銭溜金請払勘定方法につき塩名田宿と示談行届につき)。

嘉永3戌年3月。差出:御馬寄村 立入名主 作蔵(印)。受取:役屋敷 惣代中。

1通。 堅継紙。

758-3

覚(勿銭溜金請払勘定方法につき諸事示談行届につき);(奥書)(写の旨)。

嘉永3戌年3月6日。差出:塩名田宿百姓代 栄作(印), 御馬寄村名主 作蔵(印);(奥書)御馬寄村名主 作蔵。受取:山中郷助様, 須藤徳左衛門様;(奥書)役屋敷 惣代中。

1通。 堅継紙。

端裏「塩名田役屋敷勿金之義ニ付取纏候ニ付罷出取扱事済ニ相成書付写老通」。また端裏ペン「嘉永三年三月」(後筆)。

758-4

覚(勿銭溜金請払勘定方法につき諸事示談行届につき);(奥書)(写の旨)。

嘉永3戌年3月。差出:塩名田宿百姓代 栄作(印), 御馬寄村名主 作蔵(印);(奥書)作蔵。受取:山中郷助様, 須藤徳左衛門様;(奥書)役屋敷 惣代中。

1通。 堅継紙。

下書か。差出押印味消。

758-5

覚(勿銭溜金請払勘定方法につき諸事示談行届につき);(奥書)(前書取極内済, 写の旨)。

嘉永3戌年3月6日。差出:御馬寄村 名主 作蔵(印)。

受取:役屋敷 惣代中。

1通。 堅継紙。

控または下書か。

759

[勿銭溜金勘定出入一件内済書付]。

[嘉永3年]。

[3通]。 [一括]。

759-1

覚(勿銭溜金勘定につき屋敷惣代覚および請払立会相違ない旨塩名田宿年番年寄・百姓代連署奥書雛形, 屋敷惣代引請箇条につき)。

戌2月。差出:塩名田宿 百姓代 栄作, 小諸町 孫太夫, 望月町 久左衛門。受取:塩名田宿 屋敷 惣代中。

1通。 横折紙。

端朱筆「1」(後筆), ほか朱筆矢印書込み。「屋敷惣代」とは御伝馬屋敷・歩行屋敷の惣代か。

759-2

覚(勿銭溜金勘定屋敷惣代覚および塩名田宿年番年寄・百姓代連署奥書雛形のとおり往還方諸勘定百姓代立会調印につき示談, これまで申上げたこと御聞流しの旨)。

嘉永3戌年3月。差出:塩名田宿百姓代 栄作(印), 御馬寄村名主 作蔵(印)。受取:山中郷助様, 須藤徳左衛門様。

1通。 堅美継紙。

端上朱筆「2」(後筆)。759-1 冒頭とはほぼ同文の雛形引用。

759-3

乍恐内済一紙連印書之事(写, 寛政度より勿銭積元宿方助成金取廻し方取纏れ示談につき7ヶ条)。

嘉永3戌年4月。差出:塩名田宿役屋敷惣代 戸市[ほか7名], 歩行屋敷惣代 孫兵衛[ほか4名], 問屋 新左衛門, 名主 彦兵衛, 年寄 惣左衛門[ほか4名], 立入百姓代 栄作, 御馬寄村立入名主代勤 作蔵;(奥書)立入百姓代 栄作(印), 御馬寄村立入名主代勤 作蔵(印)。受取:山中郷助様, 須藤徳左衛門様。

1通。 堅美継紙。

端裏ペン「嘉永三年四月」, 端上朱筆「3」(後筆)。4通作成した写(副本)のうち, 奥「御上様江者一同調印ニ而差上, 問屋方へ老通, 屋敷江老通, 百姓代江老通, 都合四通写ニ而立入兩人印形ニ而相渡し申候」より。

18.彦太郎脇差抱欠込

822

差上申一札之事(発地村原間で御馬寄村彦太郎が馬瀬口村代蔵の脇差を抱き発地村役元へ欠込んだ一件につき両人を引取り難儀をかけない旨)。

嘉永5年7月19日。差出:馬瀬口村 当人 代蔵, 親類 半三郎, 組合 又四郎, 御馬寄村 当人 彦太郎, 親類 倉蔵, 組合 米吉。受取:發地村 御役元。

1通。堅紙

端裏に後筆「嘉永五年 脇差抱欠込み内済」(ペン)。

1359-45

[馬瀬口村名主山本次左衛門書状](御配下彦太郎殿と村方代蔵両人が心得違いで発地村より飛脚いたし心配のところ済み安心)。

7月21日。差出:馬瀬口村 名主 山本次左衛門。受取:御馬寄村 御名主 古代来市左衛門様 貴答。

1通。横切紙

19.店借女房死去

607

差出申一札之事(市左衛門店借次郎左衛門女房長病・養生叶わず病死により大圓寺へ仮埋・市左衛門墓所へ取置につき)。

万延元年申年5月15日。差出:松本御預所 筑摩郡金井村 当人 次郎左衛門(印), 組合親類兼惣代 松右衛門(印), 同 軍四郎(印), 佐久郡横和村 店請 惣左衛門(印)。受取:小諸御領分 佐久郡御馬寄村 市左衛門殿。

1通。堅紙

端裏「万延元年申年」(ペン)。

611

差出申一札之事(米吉夫婦林之丞借屋に逗留のところ女房たい病死, 当地へ引取りたくも遠路・雇人にて路用金差支えるので御村御法にて吊いくだされたく)。

慶応4年辰7月。差出:当人 米吉(印), 親類組合惣代「民重」(印), 天朝御料尾州御取締所 筑摩郡潮澤村 名主 七郎左衛門(印), 組頭 岩太郎(印)。受取:小諸領分 佐久郡御馬寄村 御役人衆中。

1通。堅紙

親類惣代組人名貼紙訂正(訂正前「口蔵」か)。

20.市平入牢

472

万延元年四月より 由右衛門梓市平耳取村江盜賊 遺入候二付右村二而召捕夫より 御役所江申立二相成入牢被仰付一件 諸事書留(入用書付・人相書・穿撃人名書上等とも)。

万延元年。

1冊。横長半(一ツ綴)。

裏表紙部分破損。

1388-7(45)

覚(御馬寄村百姓市平入牢中立替金)。

申7月22日。

1通。横切紙

1388-6(7)

覚(市平御吟味により村役人・市平親与四右衛門ら半元へ着の段, 太田健之丞宅へ届けるべく)。

2月17日。

1通(綴20通のうち)。横美切紙

1388-4(16)

御取締(御馬寄村百姓由右衛門, 親類, 組合, 名主, 組頭, 百姓代の刑罰書付)。

1通。横美切紙

1388-6(16)

(入牢中の残り金立替額書付)。

1通(綴20通のうち)。小切紙

御馬寄村市平の名前あり。

21.下原へ掛り合・道祖神狼藉

828-2

差出し申御詫書一札之事(御馬寄村辰之助・寅吉他大勢, 五郎兵衛新田村道祖神小屋へ狼藉, 五郎兵衛新田村嘉重郎へ深疵を負わせるも格別の勘弁により内済につき, 改心詫)。

元治2年丑正月13日。差出:御馬寄村 当人 寅吉(印), 親類 林蔵(印), 同 多仲(印), 組合 久左衛門(印), 同 清作(印), 当人 辰之助(印), 親類 嘉市(印), 同 久次郎(印), 組合 清兵衛(印), 同 仙助(印), 五郎兵衛新田 証人 大重院(印), 御馬寄村 同断 清宝院(印)。受取:五郎兵衛新田 芳太郎殿。

1通。堅紙

端裏上朱筆「2」, 端裏「元治二丑年 道祖神子供喧嘩」(ペン)。差出印鑑すべて墨抹(うち寅吉ほか3名分は後にペンまたはペンで抹消)。

827-1

差出し申御詫書一札之事(御馬寄村辰之助・寅吉他大勢, 五郎兵衛新田村道祖神小屋へ狼藉, 五郎兵衛新田村嘉重郎へ深疵を負わせるも格別の勘弁により内済につき)。

元治2年丑正月。差出:御馬寄村 当人 一, 親類 一, 組合 一, 五郎兵衛新田・御馬寄村 証人。受取:五郎兵衛新田 由太郎殿。

1通。堅紙

端裏「元治二年丑/正月喧嘩」(ペン)。奥に「辰之助・寅吉兩人より 下原江差出候下書」。

827-2

差出申一札之事(下原郷由太郎弟嘉重郎に村方子供持参道祖神機を奪取られ捻合いになり嘉重郎を疵付け同人村中へ押来り京蔵・喜重ら子息辰之助・虎吉名指し混雑。京蔵等親類により詫, 内済整い, 向後慎む旨)。

元治2年正月。差出:当人 重作, 親 源重郎, 組合惣

代一、親合(ママ)惣代一。受取:京蔵殿、喜重殿、
兩御組親類中。

1通。堅継紙

端裏「元治二年正月喧嘩」(ベン)。

477

元治二丑正月五日ばんより廿日迄 下原江掛り合雜
用并子供より見舞帳 御馬寄村 両組合。

元治2年正月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

478

元治二丑正月 変事買物覚 両組合。

元治2年正月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

828-1

差上申一札之事(当正月五日道祖神子供の際に道祖神
幟を下原嘉重郎に奪取られたので追いかけて疵を負わ
せたことにつき嘉重郎方へ詫・内済により、お糺し仰渡し
へ詫)。

元治2丑年2月。差出:当人 寅吉(爪印)、辰之助(爪
印)、三作(印)[ほか5名連署爪印]、清兵衛下男 暇取二
付無印 吉蔵;(奥書)組合惣代 寅之助(印)、親類惣代
多忠(印)[ほか組合惣代・親類惣代各7名づつ連印うち1
名無印]、吉蔵抱主 清兵衛。受取:御役元様。

1通。堅継紙

端裏上朱筆「1」、端裏「元治二年丑 正月 小供喧嘩」(ベン)。

829

差上申一札之事(当正月朔日より下原へ子供一同遊び
に参り道祖神太鼓を疵付けたとお糺しに、疵付けた
覚はないが刃物所持の者がいたので、その筋へご沙
汰のところ猶予、格別の勘弁、以後子供に似合わぬ遊
事をせず、親は子供を取り締まる旨)。

元治2丑年2月。差出:当人 七太郎(爪印)、親 専助
(印)、当人 勝助(爪印)、親 吉左衛門(印)、当人 民次(爪
印)、祖父 茂左衛門(印)、当人 宇市(爪印)、伯父 呂吉
(印)。受取:御役元様。

1通。堅継紙

端裏「元治二年丑二月子供喧嘩」(ベン)。

○見舞帳

473

元治乙丑正月十五日ヨリ 下原江掛り合二付子供より
見舞帳 御馬寄村 両組合。

(元治2)元治乙丑正月15日。

1冊(2冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

473と474は紙縫り紐で一括。表紙左上朱筆「4」。下書か。

474

元治二丑正月十五日ヨリ 下原江掛り合二付子供より
見舞帳 御馬寄村 両組合。

元治2年正月15日。

1冊(2冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

○諸雑用控帳

475

元治二乙丑正月五日晚ヨリ十五日迄 下原江掛り合二
付諸雑用控帳 御馬寄村両組合。

(元治2年)丑正月21日。作成:(末尾人名書上、合点
あり)名差兩人 寅吉・辰五郎、重作、三作、徳太郎、利
助、仁助、元三郎、清兵衛下男 吉蔵。

1冊(2冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

475と476は紙縫り紐で一括。表紙左上朱筆「3」。下書か。

476

元治二乙丑正月五日晚ヨリ十五日迄 下原江掛り合二
付諸雑用控帳 御馬寄村両組合。

(元治2年)丑正月21日。作成:寅吉、辰五郎、重作、
三作、徳太郎、利助、仁助、元三郎、清兵衛下男 吉蔵。

1冊(2冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

22. 久左衛門分散

480

慶応元乙丑年十一月改メ 借用取調帳 永吉・組合・親
類。

慶応元年11月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

帳内の貼紙剥離、挟み込み。

469

慶応元乙丑年十二月 借用方詫金割合帳 栄吉・組合・
親類(久左衛門家屋敷等の処分により)。

(慶応元年)丑12月(「右寅正月廿日迄二不残済方ニ相
成申候」とあり)。作成:組合、親類。

1冊。横長半(一ツ綴)。

23. 村方混雑間違申立

1139-178

差出し申詫書一札之事(昨年中村方混雑私共兩人取計
い方不行届、御白洲にて違ひ申立につき)。

慶応2寅年3月。差出:当人清兵衛、七郎兵衛、詫入
人清重院。受取:御一統中。

1通。堅紙

1139-175

差出し申御詫書之事(私共兩人昨年中村方混雑により
取計方のところ白洲にて申立方間違ひにつき)。

一。差出:一、一。受取:御一統中。

1通。横美切紙

24. 彦太郎借用

906

彦太郎畑代金二而諸方借用方江返金差引調(組合立会
勘定取調)。

明治元辰年12月26日。作成:組合 千代次(印)、栄吉
(印)、六右衛門(印)、新蔵(印)、当人 彦太郎(印)、親 栄
八(印)。

1 綴. 横長半(一ツ綴).

綴部に印(六右衛門・栄吉印), 各丁綴目に印. 裏綴部右「彦太郎一件書類」.

481

明治元辰十二月 彦太郎借用方取調差引帳 組合中.

明治元年 12 月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

25. 盗賊

839-1

午九月十三日夜盗賊惣左衛門家下道二落置候品書(および)被盜取候品(につき御支配様へ書付届ほか一件覚).

(午9月15日). 作成:(名主市右衛門か).

1 冊. 横長半(一ツ綴).

-3 まで書付型にたたまれて一括されていた. 作成は筆跡より推定(166 附等参照). 裏表紙にペン書「文政午年?」.

839-2

覚(十三日夜盗人に盗み取られた大目立綿半着・銭四百文ほか計八筆品々書上届).

午9月14日. 差出:嘉七(印). 受取:御役元様.

1 通. 豎美.

839-3

覚(十三日夜盗人に盗み取られた立綿古裕ほか計五品書上届).

午9月14日. 差出:惣四郎[印]. 受取:御役元様.

1 通. 豎美.

26. 善九郎一件

1381

善九郎一件(諸費・人足等覚. 日記:善九郎役柄をもちたしながら悪所遊び等不束により召捕).

(亥)4月19日~7月11日.

1 綴. 横長半(一ツ綴).

表紙なし.

1388-4(9)

(御馬寄村当人善九郎ほか親類・組合・名主・組頭・百姓代名前書上).

1 通. 横切紙.

27. 八幡村蓬田村道

1126

[両沢忠右衛門書状](一昨三日御用で御掛り様へ上ったところ八幡村蓬田村一件御両所様へ相談の上取り掛かるよう仰付けられ何れ十一日頃市之丞様方へ御出会されたく相談).

7月5日. 差出:両沢忠右衛門. 受取:小平市左衛門様, 松沢市之丞様.

1 通. 豎継紙.

1125

[八幡宿松澤市之丞書状](四月中に取り掛かった両村道一件のことで忠右衛門内意うかがいにつき出会にて相談のうえ取扱われたき旨承知されたく).

7月6日. 差出:八幡宿 松澤市之丞. 受取:御馬寄村 小平小平市左衛門様.

1 通. 横切継紙.

10. 諸請取・書付類

(シリーズ記述)

形状等により一括されていた資料小群のうち, 宛先等から推して町田家のものではない分を, ここに記した.

1388-6(20)

覚(米五駄の下銭相済につき).

天保3辰4月11日. 差出:八幡宿吉兵衛. 受取:御馬寄村善次郎殿.

1 通(綴20通のうち). 横美切紙.

1141-63

覚(役元合帳×高等金額).

(近世).

1 通. 横切紙.

1137-78

記(代金請取につき).

明治16年5月25日. 差出:北佐久郡山浦村山浦良吉代理山浦今朝吉(朱印). 受取:御馬寄村戸長役場御中.

1 通. 横美切紙.

1388-7(44)

覚(長兵衛に対する貸金につき).

子12月20日. 差出:善九郎. 受取:長兵衛殿御組合新五郎様.

1 通. 横美切継紙.

1137-260-9

覚(金20両請取につき).

寅12月20日. 差出:御馬寄村清兵衛. 受取:八わた

宿安太郎様。

1通。 豎紙。

1388-7(19)

覚(菓子代金)。

卯3月15日。 差出:正木屋忠五郎。 受取:御馬寄村市左衛門様。

1通。 横切紙。

1388-7(37)

覚(盆・紙代金)。

卯極月。 差出:小諸本町田中屋十左衛門。 受取:御馬寄村市左衛門様。

1通。 横美切継紙。

1388-7(46)

覚(反物類代金)。

(卯)う極月。 差出:小諸本町扇屋亀吉。 受取:御馬寄小平市左衛門様。

1通。 横美切継紙。

1388-7(38)

覚(惣差分)。

辰3月28日。 差出:大和屋利兵衛(印)。 受取:御馬寄市左衛門様。

1通。 横美切継紙。

印文「信州 小諸本町 (ヤマにト) 大和屋」。

1388-4(4)

覚(御酒代等書上)。

亥閏6月。 差出:御宿六左衛門。 受取:御馬寄村御役元様。

1通。 横美切継紙。

1388-4(5)

覚(御酒代等書上)。

亥閏6月。 差出:御宿六左衛門。 受取:御馬寄村御役元様。

1通。 横美切継紙。

1387-76

口上(生酒差上, 直段・目方等につき)。

正月14日。 差出:小諸 勘次郎。 受取:市左衛門様, 万右衛門様;(上フ書)御馬寄村にて 小平市左衛門様, 町田万右衛門様。

1通。 横切紙。

1143-8

(矢しま・塩名田役人衆へ役元よりの金銭ほか書上)。

(2月16日)。

1通。 横折紙。

小切紙様に破取り, 後欠カ。

1388-6(13)

覚(しま一反・掛とめなど代金書上)。

3月9日。 差出:大和屋利兵衛。 受取:市左衛門様。

1通(綴20通のうち)。 横美切継紙。

1388-7(18)

覚(ぼら他魚類買物代金)。

3月15日。 差出:藤や廣助。 受取:市左衛門様。

1通。 横美切継紙。

一部破損。 巻上ヶ上フ書「卯三月 御廻村一卷」。

1388-7(22)

覚(糸子・千才諸色等代金)。

4月4日。 差出:大和や利兵衛。 受取:市左衛門様。

1通。 横美切継紙。

1388-4(12)

覚(あふき物等代金書上)。

8月7日。 差出:藤屋廣助。 受取:市左衛門様。

1通。 横美切紙。

1143-28

覚(日付および伊右衛門・良右衛門が拠出した人数書上)。

(8月~9月1日)。

1通。 横折紙。

-29とともに-30~-71, -72~-73を包んでいた。

1388-4(13)

覚(粉の駄賃・小入用等書上)。

8月。 差出:栄蔵, 七兵衛。 受取:御役元様。

1通。 横美切継紙。

1388-6(18)

覚(紙水引など代金書付)。

寅9月。 差出:小松田原兵衛。 受取:御馬寄村市右衛門様。

1通(綴20通のうち)。 横美切紙。

1388-7(10)

覚(ろふ・そく等代金)。

11月7日。 差出:山崎や長兵衛。 受取:御役元様。

1通。 横美切継紙。

1388-7(9)

覚(草履・蠟燭代)。

11月28日。 差出:林屋宗左衛門。 受取:御役元様。

1通。 横美切紙。

1388-7(11)

おほへ(足袋代金)。

11月28日。 差出:嘉兵衛。 受取:御役元様。

1通。 横美切紙。

1388-7(12)

覚(ねき・きのご等代金)。

11月28日。 差出:はし元寅蔵。 受取:御役元様。

1通。 横切紙。

1388-7(13)

覚(とうふ等代金)。

11月28日。 差出:金舛や平助。 受取:御役元様。

1通。 横折紙。

1388-7(14)

覚(晒等代金)。

11月28日. 差出:扇屋専三郎. 受取:御役元様.
1通. 横美切紙

1388-7(15)

覚(買物代金).

11月28日.

1通. 横美切紙

内容「塩名田忠藏」ほか.

1388-7(20)

覚(しやうが, 浅草のり等代金).

11月28日. 差出:藤屋嘉助. 受取:村入用.

1通. 横美切紙

1137-60

覚(長兵衛一件諸入用等書付).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-28

覚(材木の本数, 代金書付).

作成:宇兵衛, 政平.

1綴. 横長半(ひねり綴・一ツ綴).

一ツ綴は後に付与. 冒頭朱筆「6」(後筆), ペン「文政八酉年」(後筆)を見せ消ち.

1202-30

記(金円書付, 渡船賃金方, 八分金取回廻し調とも).

1綴. 横長半(ひねり綴).

1202-31

記(金円書付, 郷持売渡し之訳, 八分取廻し之訳, 船場取揚金とも).

1綴. 横長半(ひねり綴).

1388-4(2)

覚(酒肴代・弁当代ほか書付).

1通. 横紙

1388-4(11)

(駄数・金額書付).

1通. 横美切紙

1388-4(14)

(駄数・金額書付).

1通. 横美切紙

1388-6(5)

覚(小づかへ・ちやづけ等代金書付).

1通(綴20通のうち). 小横折紙

1388-6(6)

覚(小田井酒代・小田井より追分迄馬賃ほか書付).

1通(綴20通のうち). 小横折紙

末尾「老分 市左衛門借」とあり.

1388-7(4)

(金銭・名前書上).

1通. 横美切紙

内容「武朱老朱 六郎次…」.

1388-7(16)

覚(買物代金).

1通. 横美切紙

内容「大久保村喜右衛門」ほか.

1388-7(32)

覚(2月21日事, 耳取村七郎次ほかにつき).

1通. 横美切紙

1388-7(36)

(田地耕作人等書上, 名所起ほか)(後欠).

1通. 横美切紙

11.書状類

(シリーズ記述)

形状等によりそれぞれ一括されていた資料小群のうち, 差出・宛先から推して町田家のものではない分を, ここに示した. 町田家に関するものも含まれるが, 村用のものと判断した. およそ, 御馬寄村または江戸時代に名主を多く勤めた小平家へ伝わったものと, 「山浦幸五郎」の子孫の家へ伝わったものとで構成される. 小平家と山浦幸五郎は, 隣村の五郎兵衛新田村の用水を開発し後に上州南牧関所番人となる羽沢・砥沢の市川家と親交があったらしく, 関係の書状が残る. 町田良一の加筆が見られ, また小平家は町田家の一族でもあるため, あるいは町田良一による収集の結果, 伝わったものかもしれない.

1387-84

[巴屋六左衛門書状](先月差遣しの薬師について).

6月23日. 差出:本町より, 巴屋六左衛門. 受取:御馬寄村小平市右衛門殿.

1通. 横美切紙

下部破損. 封印印文「信州 小諸 (菱形に二つ巴) 巴屋」.

1387-49

[書状](市川翁墓表成就につき).

10月20日.

1通. 横切紙

1387-55

[書状](村方召捕者一件けが人へ手当金頂戴願).

11月28日. 差出: 2人. 受取: 御名主御役人衆中様.

1通. 横切継紙.

御馬寄村惣役人より御影御出先御苗口式助他1名宛書状写が貼り継がれている.

1132-26

[副戸長書状](学校の義につき役元へ出頭依頼).

27日. 差出: 副戸長. 受取: 学校世話方御中.

1通. 横切紙.

1137-2

[書状](先日御約束通り各人分差置き云々)(後欠).

1通. 横切継紙.

前欠カ.

1387-50

[書状](三塚村瀬下直右衛門様御出府云々, 貴公様町田氏にも鉄砲御楽しみ云々)(後欠).

1通. 横美切継紙.

前欠カ. 朱筆傍線書込みあり.

1387-3

[市川五郎兵衛書状].

[7月~8月]. 差出: 上州羽沢寄 市川五郎兵衛. 受取: 信州御馬寄村 小平市右衛門様 内用.

[3通]. [包紙一括].

-3-1~-3-3は包紙で一括.

1387-3-1

[市川五郎兵衛書状](御領主様より拝借金借用願).

7月29日. 差出: 市川五郎兵衛. 受取: 小平市右衛門様.

1通. 横美切継紙.

1387-3-2

[小平市右衛門書状案](拝借金出来兼ねる旨知らせ).

閏7月4日. 差出: 信州御馬寄 小平市右衛門. 受取: 上州羽根沢 市川五郎兵衛様.

1通. 豎紙.

1387-3-3

[御馬寄村書状案](羽根沢借用金才覚できかねる旨).

8月10日. 差出: 御馬寄村. 受取: 五郎兵衛新田.

1通. 横折紙.

1387-1

[市川五郎兵衛書状](金子借用依頼).

閏7月13日. 差出: 市川五郎兵衛;(包紙)市川五郎兵衛 上州羽沢寄. 受取: 小平市右衛門様;(包紙)信州御馬寄村 小平市右衛門様 内用事.

1通. 横美切継紙(包紙入).

1387-2

[市川五郎兵衛書状](新田祭礼の件, 金子借用願).

8月6日. 差出: 市川五郎兵衛;(包紙)市川五郎兵衛 従羽沢. 受取: 小平市右衛門様;(包紙)御馬寄村 小平市右衛門様 内用.

1通. 横美切継紙(包紙入).

1387-75

[笠原興治書状](無尽興行出会願).

差出: 笠原興治. 受取: 御馬寄村市右衛門殿.

1通. 横美切紙.

1387-28

[木内所左衛門書状](金龍寺へ書付御渡し下された件).

4月26日. 差出: 下縣村 木内所左衛門. 受取: 御馬寄村 小平市左衛門様.

1通. 横切継紙.

1359-27

[木内八郎書状](私送籍一条心配のところ特別の取計いにて郵送りなされ多謝).

6月10日. 差出: 八郎拜;(巻上ヶ上ワ書)志賀邸 木内八郎. 受取: 町田良右衛門様;(巻上ヶ上ワ書)御馬寄村 町田良右衛門様 上ヶ急用 御親覽.

1通(追伸書1枚とも). 横切継紙.

薄紫色用紙. 追伸小切紙1枚奥に巻込み.

1387-30

[熊野御師丸山某書状](村中御祈禱御穢につぎ).

11月5日. 差出: 熊野御師 丸山東品(カ)太夫 満明(カ)花押. 受取: 御馬寄村御庄屋 御苗市右衛門様.

1通. 横美切紙.

差出人名花押等のため一部難読.

1387-58

[熊部縫之助書状](無尽加入御頼の儀).

3月19日. 差出: 熊部縫之助. 受取: 御馬寄村市右衛門.

1通. 横切継紙.

1359-11

[小平市左衛門書状](御掛り様より当人(カ)出す上引上げ御領主へ差出云々).

4月16日. 差出: 小平市左衛門. 受取: 町田良右衛門様 外方衆中.

1通. 横切継紙.

1387-27

[小平市左衛門書状案](下書, 駒寄口人の者御原間新開にて下縣村堰筋引通しにつぎ).

差出: 御馬寄村 小平市左衛門. 受取: 下縣村木内式左衛門様・御役人中様.

1通. 横折紙.

1132-36

[五郎兵衛新田役人書状](助水差出につぎ).

6月10日. 差出: 五郎兵衛新田役人. 受取: 御馬寄村御役人中様.

1通. 横切紙.

1359-20

[關澤七郎書状](御馬寄のこと手掛りにもならず小諸へお願い云々).

(明治12カ)12年3月3日。差出:関澤七郎;(上フ書)御馬寄村 出張 関澤七郎。受取:望月口御中;(上フ書)望月町 望月商店?御中。

1通。横美切継紙。
封印朱印「関」。

1387-35

[千田兵蔵書状](赤塚原大人も滞留、代わり出府人の件)。

8月12日。差出:千田兵蔵。受取:町田良僊様 参人御中。

1通。横美切継紙。

1387-66

[千田兵蔵書状](御内沙汰之時分出府願)。

8月29日。差出:千田兵蔵。受取:小平市右衛門様・町田佐左衛門様。

1通。横切継紙(包紙入)。

包紙奥にも包紙上フ書「東都 千田兵蔵様 内用答」「御馬寄村 小平市右衛門・町田佐左衛門」(封印跡とも、再利用または案カ)。

1387-65

[千田兵蔵書状](御手入筋につき出府願);(別啓)(先達て頼込んだ者へ善九郎殿御引合せ云々)。

11月23日;(別啓)11月25日。差出:兵蔵;(包紙)千田兵蔵。受取:市右衛門様 貴答;(包紙)小平市右衛門様 貴答。

1通(別啓1通とも)。横切継紙(包紙入)。

別啓同封。

1387-4

[高梁与五右衛門書状](金談不出来の旨羽根沢帯刀方へ通知の旨)。

8月10日。差出:五郎兵衛新田 高梁与五右衛門。受取:御馬寄村 小平市右衛門様。

1通。横美切紙。

1387-29

[長沼五郎蔵書状](山浦村清吉殺害犯人僉議につき)。

12月3日。差出:山浦村出役先 長沼五郎蔵。受取:御馬寄村名主中。

1通。横切継紙。

1359-75

[武左衛門書状](昨日頼談の証書2通、市之丞方へ内用向あり序でに差上げ、右当人より表向き村方詰所への願立てと見なし奥書お取計いだされたく、帰路桑山へ立寄られたく他)。

12月27日。差出:武左衛門。受取:右右衛門様。

1通。横切継紙。

1359-44-2

[発地村名主半左衛門書状](金貳百疋両村よりお礼にあずかり感謝、右お礼では払い方不足のため私共払の方仕り、御村方へご苦勞をかけるのは気の毒なので、お礼の品飛脚にて返却、受取られたく)。

7月22日。差出:(包紙)発地村名主 半左衛門。受取:(包紙)馬瀬口村ニ而 御名主 勝太郎様。

1通。縦紙(包紙入)。

飛脚賃は宛先村負担の旨記載あり。

1359-44-1

[馬瀬口村名主山本勝太郎書状](発地村一条別紙飛札到来につき明朝早々に一人発地村へ出向くたされたく飛札)。

7月23日。差出:馬瀬口村名主 山本勝太郎。受取:御馬寄村御名主 小平市左衛門様 急用事費下。

1通。横切継紙。

奥に-44-2を巻込む、本文中の別紙のこと。

1359-7

[町田良右衛門書状](御細書承知も御細書の趣では日数がかかるかと存じ御報せ);(附)記(駒寄河原田詩数・当未年作人名書付)。

(明治4カ)11月14日;(附)未11月14日。差出:町田清兵衛、同良右衛門;(上フ書)御馬寄村より 町田良右衛門。受取:小平八郎様・町田彦右衛門様;(上フ書)小諸御出役先ニ而 小平八郎様。

1通(2枚)。横切継紙(小切紙とも)。

宛所記載巻上ヶ上フ書より。本紙奥に小切紙1枚(附)を巻込み。

1359-8

[町田良右衛門書状案](両郡県道費の件扱い方につき金5円渡されたく)。

3月9日。差出:町田良右衛門、町田武左衛門;(上フ書)同郡御馬寄村 町田良右衛門。受取:土屋傳左衛門様;(上フ書)北佐久郡芦田駅 土屋傳左衛門様 要用。

1通。横切継紙。

端裏朱筆「前仕立」、端裏下「下書」。

1387-70

[松澤萬平書状](祭礼につき光来願)。

4月14日。差出:桑山村松澤萬平。受取:御馬寄村 町田泰吉様。

1通。横切継紙。

1388-7(29)

[八幡宿問屋書状]口上(御用向書状継送り依頼)。

4月6日。差出:八幡宿問屋。受取:御馬寄村御名主中様。

1通。横美切継紙。

1388-7(30)

覚(書状類受取)。

4月6日。差出:太郎兵衛[印]。受取:新左衛門殿。

1通。横美切紙。

印文「中仙道 八幡宿 問屋」。

1142-31-1

[山浦七左衛門書状](相談いたしたいことがあるので入来くたされたく柳澤君より口上申上げ)。

3月2日。差出:山浦七左衛門。受取:町田良右衛門様。

1通. 横美切紙
-31-2とともに折りたたまれていた。
1142-31-2
口上(ただ今会所よりお呼出しにつき入来くだされたく)。
3月10日夕。差出:五ヶ村。受取:町田良右衛門様。
1通. 横美切紙。

1387-60
[坂井村横山善五郎書状](先日小諸巴屋にて御喃の儀、塩田両村二而御取斗くだされたく)。

4月7日。差出:坂井村名主横山善五郎。受取:御馬寄村御名主小平市右衛門様。
1通. 横切継紙。

1387-68
[依田太郎兵衛書状](加宿一条につき)。
9月11日。差出:八幡宿依田太郎兵衛。受取:御馬寄村小平市右衛門様。
1通. 横切紙。

○山浦幸五郎宛

1387-45
[山浦源蔵書状](改年の挨拶外)。
2月5日。差出:山浦源蔵重賀(花押)。受取:小泉弥忠太様・山浦幸五郎様・竹内庄次様。
1通. 横折紙。
破損あり。源蔵は江戸にて奉公中。

1387-46
[山浦駒之丞書状](御便りなく、案じている旨)。
4月15日。差出:山浦駒之丞, 山浦勇次。受取:山浦幸五郎様。
1通. 横切継紙。
幸五郎は阿部備中守奉公の後。

1387-78
[荻原吉左衛門書状](御普請出来の由につき)。
4月23日。差出:荻原吉左衛門。受取:山浦幸五郎。
1通. 横切継紙。

1387-9
[荻原吉左衛門書状](親類請を黒田瀬兵衛方へ頼み心安くも永く勤めも成る間敷く云々、越川喜内様へ奉公の口につき云々)。
6月5日。差出:荻原吉左衛門。受取:山浦幸五郎様。
1通. 横美切継紙。

1387-38
[佐藤文平書状](山絹中屋久兵衛へ差越につき)。
11月13日。差出:佐藤文平。受取:白木屋幸五郎様。
1通. 横切継紙。

1387-41
[荻原孫三郎書状](吉左衛門殿病気の旨)。
11月20日。差出:(小宮山村)荻原孫三郎。受取:御馬寄村二而 山浦幸五郎様。
1通. 横切紙。

1387-39
[高橋長右衛門他一名書状](御馬寄村の近況につき)。
11月22日。差出:高橋長右衛門, 萩原吉左衛門。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横切継紙。
山浦は江戸滞在中。

1387-42
[市川五郎兵衛書状](四学書物返却、真親霊神件につき)。
3月25日。差出:市川五郎兵衛。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横切継紙。

1387-32
[市川五郎兵衛書状](緩々御逗留繰合せ願)。
4月12日。差出:市川五郎兵衛。受取:御馬寄村 山浦幸五郎様。

1通. 横切継紙。

1387-40
[市川五郎兵衛書状](阿部備中守殿へ御奉公御極りの由につき)。

4月15日。差出:市川五郎兵衛真純(印)。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横切継紙。
朱筆あり。

1387-37
[市川五郎兵衛書状](拙者関所守家督相続につき)。
6月27日。差出:市川五郎兵衛真純(印)。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横折紙。

1387-47
[市川五郎兵衛他二名書状](春中頼み置いた荷物の件外につき)。

8月20日。差出:市川五郎兵衛, 四郎兵衛, 左兵衛。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横切継紙。

1387-36
[市川庄蔵書状](江戸路用金、出過分勘定につき)。

8月14日。差出:市川庄蔵。受取:山浦幸五郎様。
1通. 横切紙。

1387-43
[市川四郎兵衛書状](妹子の婚礼につき)。
3月21日。差出:市川四郎兵衛。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横切紙。

1387-48
[市川四郎兵衛書状](借用金勘定等の件)。
8月23日。差出:市川四郎兵衛。受取:山浦幸五郎様。

1通. 横切紙。

[310] 2.御馬寄村 11.書状類

1387-34

[市川道寿書状](白須甲斐守玄関番に相談にて六両二人扶持で抱えられる由聞くにつき).

2月26日. 差出:市川道寿. 受取:山浦幸五郎様.
1通. 横切継紙.
江戸よりの書状. 裏打・後筆(鉛筆)あり.

3. 中津村

(サブフォント記述)

出所・作成： 町田家（町田良右衛門道喜），または御馬寄村役場ないし中津村役場。

資料記号： 30H/3.

年代： 明治22年（1889）～明治41年（1908）.

物的状態： （数量）22件〔記述単位件数〕.

出所の履歴：

中津村は、明治22年（1889）から昭和30年（1955）まで北佐久郡に存在した自治体である。旧・御馬寄村と千曲川対岸の旧・塩名田村が合併して成立し、旧村名は大字となった。役場は、はじめ塩名田の民家へ仮設され、明治26年（1893）に塩名田の長壽寺廃跡に置かれ、明治36年（1903）に御馬寄の大圓寺へ移った。昭和30年に、浅科村の一部となり、大字はそのまま継承された。

戸口は、明治24年で、戸数324、人口1709（男853・女856）；『北佐久郡誌』「中津村」の項（大正4年〔1915〕）では、戸数332、人口2123（男1055・女1068）。学校は、各大字にあった御馬寄学校と塩名田学校を合併して中津尋常高等小学校とし、御馬寄に本校、塩名田に分教場を置き、明治36年に塩名田へ校舎が新築された。この時期の主要な生業は、農業とくに養蚕業で、郡内有数の蚕業地だった。江戸時代の塩名田・御馬寄両宿村が請負っていた千曲川架橋等による中山道通行は、中山道が国道に指定され、明治25年に堅牢な中津橋が起工され（翌年開通）、同橋の営繕が県（地方税）の負担となって、確保された。この負担と宿駅負担の解消は、養蚕業発達に影響しているという。

表7. 中津村歴代村長

明治22 (1889). 4.	8～明治25.2.25	佐藤房之助	明治43 (1910). 3.	1～大正2.2.1	蒔田豊太郎
明治25 (1892). 3.	1～明治25.10.30	佐藤栄之助	大正2 (1913). 2.	5～大正6.2.10	佐藤鍋次
明治26 (1893). 3.	1～明治30.3.1	山浦伝三郎	大正6 (1917). 2.	12～大正10.3.1	町田森太
明治30 (1897). 3.	5～明治30.4.1	佐藤管之助	大正10 (1921). 3.	2～昭和6.2.1	佐藤貞五郎
明治30 (1897). 5.	1～明治32.9.1	佐藤鍋次	昭和6 (1931). 4.	1～昭和10.3.31	蒔田儀三郎
明治32 (1899). 9.	5～明治34.2.25	佐藤貞五郎	昭和10 (1935). 4.	2～昭和17.8.1	古平常平
明治34 (1901). 3.	1～明治38.2.25	山浦一助	昭和17 (1942). 8.	2～昭和21.12.10	山浦市三
明治38 (1905). 3.	1～明治42.3.5	佐藤重吉	昭和21 (1946). 12.	11～昭和30.1.14	工藤昞助
明治42 (1909). 3.	5～明治42.12.10	町田甚太郎	※『長野県市町村合併誌』の「浅科村」の項より作成		

範囲と内容：

中津村となってから村または村の公職と町田家の関わりは、必ずしも密接とは言えない。町田良右衛門道喜が中津村の村会議員を勤めたことに由来する諸議案類のほかは、伝存の理由が不明である。町田良右衛門道喜が死去前年に村会議員を退職した後、町田家の当主は村の公職を勤めた形跡はなく（表7）、村長・議員・各種委員等に関係者の名は見えない。

町田家文書が御馬寄村の共有文書を含むだけでなく中津村の文書を含むことは、中津村役場が御馬寄の大圓寺に置かれたことと無関係ではないと考えられる。中津村役場文書を多く含む現在の御馬寄区有文書は、かつて大圓寺で保存されてきた。御馬寄とその関係地域の資料を収集し謄写史料を作成した町田良一・町田森太両名は、非現用化した役場文書ともに収集対象とした可能性がある。達筆だった謄写史料作成協力者の町田森太は、中津村長経験者(表7)でもあり、御馬寄ないし中津村の資料収集・保存に大きな役割を果たしたにちがいない。

出版物または参考文献:

解題へ示した以外の参考文献として、つぎをあげておく。

長野県総務部地方課『長野県市町村合併誌』長野県, 1965年。

小林宗三『佐久の大勢と出郷の人々』佐久資料編纂會, 1934年(昭和9年)。

1. 村会議員

1360-11(49)

(本村一級議員当選告知証)。

明治22年4月20日。差出:中津村選挙係長 町田甚太郎(印)。受取:町田良右衛門殿。

1通。 堅紙

633

北佐久郡中津村営業税雑種税賦課方法議案

明治22・24年。

[3点]。 [もと封筒入一括]。

633-1

明治廿二年度北佐久郡中津村大字塩名田営業税雑種税賦課方法議案;明治廿二年度北佐久郡中津村字御馬寄営業税雑種税賦課方法議案

明治22年。

1綴。 堅半(一ツ綴, ひねり綴)。

朱色野紙。 字塩名田分・字御馬寄分各ひねり綴を合綴。

633-2

明治廿四年北佐久郡中津村営業税雑種税賦課方法議案

明治24年。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

「長野県北佐久郡中津村役場」桃色野紙。

633-3

[封筒]。

差出:中津村役場。 受取:村会議員町田良右衛門殿。

1通。 封筒。

633-1-2を収めていたカ。

659

[北佐久郡中津村経費歳出予算案および議事細則, (附)学校生徒授業料および旅費積算書上]。

[明治22年]。

[1綴(6点, 附2点)]. [堅美(一ツ目結び綴じ)]。

(1)~(6)端を紙縫りで結び綴じ。(2)と(3)丁間に堅折紙1枚・堅切紙1枚(附, いずれも朱色野紙)一括して折りたたまれ挿み込

み。

659(1)

議事細則(北佐久郡中津村議会)。

1冊。 堅半(ひねり綴)。

朱色野紙。

659(2)

北佐久郡中津村条例議案

1冊。 堅半(一ツ綴)。

朱色野紙。

659(3)

北佐久郡中津村明治廿二年度経費歳出予算議案(明治22年)。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

(3)~(5)は端を紙縫りでひねり綴。 朱色野紙。

659(4)

北佐久郡中津村明治廿二年度歳入予算議案(明治22年)。

1冊。 堅半(ひねり綴)。

(4)・(5)は端を紙縫りでひねり綴。 朱色野紙。

659(5)

学校生徒授業料。

1通。 堅切紙。

朱色野紙。

659(6)

歳出(役場費・会議費ほか金額書上)。

1通。 堅紙。

朱色野紙。

660

長野県北佐久郡中津村明治廿三年度歳入出総計予算(歳入・歳出・地方税戸数割賦課方法等各議案綴)。

明治23年。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

「長野県北佐久郡中津村役場」桃色野紙。

1360-11(56)

退職願(病発につき村会議員退職)。

明治24年5月16日。 差出:北佐久郡中津村村会議員

町田良右衛門(印). 受取:中津村々会議長佐藤房之助殿.

1通. 豎紙.

朱色野紙. 丁内に豎折紙 2通(町田静太宛借用初金証書, 差出:八幡村[空欄]まか)が綴込まれるも開けず.

662

長野県北佐久郡中津村明治廿四年度歳入出総計予算
明治24年.

1冊. 豎半(一ツ綴).

「長野県北佐久郡中津村役場」桃色野紙.

1135-27

招集状(中津村県税営業税等賦課方法議案議定につ
き).

明治33年5月26日. 差出:北佐久郡中津村会議長中
津村長丸山貞五郎[朱印]. 受取:中津村会議員町田静
太殿.

1綴. 豎半(ひねり綴;封筒入).

議案添付.

1135-57

招集状(中津村伝染病予防救治に従事する者の手当金
支給方法議案の件).

明治33年7月6日. 差出:北佐久郡中津村会議長中
津村長丸山貞五郎[朱印];(封筒)長野縣北佐久郡中津
村役場. 受取:中津村会議員町田静太殿.

1綴. 豎半(ひねり綴).

本紙コンニャク版. 議案添付.

661

長野県北佐久郡中津村明治廿三年度歳入出総計予算
表:(附 1)(議決事項議事手續き覚):(附 2)(地租割等金
円書上):(附 3)長野県北佐久郡中津村明治廿二年度歳
入出総計予算決議録

1冊(附3点とも). 豎美(二ツ綴).

見返し~1丁目間に豎切紙1枚(附1, 桃色野紙), 豎半1冊(附
2, 「長野県北佐久郡中津村役場」野紙・一ツ綴), 豎半1冊(附3,
印刷・二ツ綴)挟込み.

2. 一般

1374

水車営業届(水車挽臼一個・搗臼六個).

明治28年2月日. 差出:右(北佐久郡中津村二百二十
四番地)鮎澤市蔵. 受取:北佐久郡長鳥居義處殿.

1通. 豎紙.

薔薇色野紙.

1390-38

入寄留届(雛型).

明治28年2月. 差出:本人・家主. 受取:北佐久郡中
津村長 山浦傳三郎殿.

1通. 豎紙.

赤野紙.

1387-24

記(小麦大麦代金請求).

明治41年10月17日. 差出:中原 依田茂吉. 受取:
中津村 佐藤政之助.

1通. 横切紙(封筒入).

1137-70

(残金勘定書付).

1通. 豎美紙.

「長野県北佐久郡中津村役場」赤色野紙.

4. 謄写・筆写史料

(サブフォント記述)

出所・作成： 町田良一、および町田森太をはじめとする数人の協力者たち。

資料記号： 30H/4.

年 代： 永禄7年(1564)～昭和10年(1935)。

物的状態： (数量) 167件〔記述単位件数〕。

(形態の特徴)

ごく一部の写本(複製)を除き、多くは大きさが堅冊・半紙判で均一になる。手書きの場合、ペン・インク(万年筆も含むカ)と数種類のプロ用紙を用いている。手書き以外の場合、一定の範囲への頒布流通が想定されていたのか、孔版で半紙・罫紙等を用紙としている。ただ、本資料中に同一内容で複数部数の孔版資料は見られない。

出所の履歴：

本項目へ収めた資料の起源は、社会経済史研究者としての町田良一にあるといつてよい。町田良一は、野澤中学校(位置は図1参照)在学中に病気のため長期自宅療養し、そのとき自宅文庫蔵へこもって自家の蔵書・記録・文書等を読みふけり、それらの読解から歴史研究とくに社会経済史研究へと誘われた。のち学会誌・同人誌へ論文を掲載して活躍する(表7)だけでなく、「史料稿本」——本項目下にあるような筆写史料・謄写史料を作成し、「史料」保存にも尽力した。その研究スタイルは「史料」という直接証拠に基づく細密な実証で、たとえば『社会経済史学』掲掲載の論文は論説ではなく「資料」という枠で受け入れられている。中心となる研究主題は江戸時代の入会権や検地をめぐる土地・年貢諸役の実態解明にあったといえるが、研究関心は広がった。その範囲は、町田家の蔵書・文書・記録に裏付けられた知識と恒篤以後の町田家の当主たちの書画・骨董・俳文等の趣味を継承しているためか、文学・芸術はじめ江戸時代後期の文化事象全般におよぶ。そのため、調査し解読・翻刻した資料も収集した古書・古文書も広範な内容を持っている。

今や町田良一の正確な活動を知ることはできないが、大正2年(1913)頃は闘病中であることが三石勝五郎(中学校の年長の同窓、のち放浪生活の詩人)の書状からうかがえ(町田1136-11など)、町田家が東京へ出てくる大正4年(1915)前後は母はつこの経営活動を補佐していたようである。東京で歴史を学ぶために通学していた大学を、家業等のため1年ほどで断念したともいう。この後、妹せつとともに伊豆大島や沼津の辺りへ転地療養に出る。この間、病状が良好な時、研究のための調査・史料探訪へ出かけたことだろう。沼津にいた大正12、3年(1923-1924)頃に結婚し、沼津楽文堂という画材・楽器等を扱う店を営業した(はつが出資したという)。画家・音楽家など地元の文化人たちが集まるサロンのようだったという。昭和初年の研究作品が、静岡の清水近辺の出版社の発行する同人誌へ掲載されたことは、地域的な関係をあらわしていよう。ただこの頃は、大正15年(1926)の沼津大火で家が焼け東京に移り、阿佐ヶ谷の家で暮らしていた。昭和6年(1931)頃には日本橋蛸殻町に移り、町田旅館(はつ死後は町田静太により経営)を町田良一夫人が引継いだという。

孔版の謄写史料の年代によれば、阿佐ヶ谷に住居していた頃から、まず町田家文書を史料稿本にしはじめ、蛸殻町に住居するようになった頃には、南北佐久郡内各所の文書を史料稿本にしはじめている。孔版謄写史料は、

原版製作の過程をとまなうため、その前に完成解説原稿が必要である。孔版謄写史料の年代が完成解説原稿から内容を選んで原版製作した年代だったとしても、沼津住居の頃から町田家文書の謄写史料用の解説原稿が作成されていたことは間違いない。多くの孔版謄写史料に「…謄写 町田良一、町田森太執筆」等と銘記されているとおり、原版製作は親戚の町田森太に依頼している。町田森太は御馬寄在任であろうから、解説原稿や孔版謄写史料のやりとりは、およそ郵便を利用したと推定できる（他の原版製作者とのやりとりも地方在住であれば同じであろうか）。その結果、それぞれ解説原稿は原版製作者の、孔版謄写史料は町田良一の手許に残ったのであろう。町田家文書には解説原稿がごくわずかしか残っていない（町田 1271・1272 など）。ただ、文書をその所蔵者から借用して東京で筆写・解説して返却するという過程が確認でき（町田 103 など）、南北佐久郡内各所の調査には町田森太が同行した。良右衛門恒篤の子孫または（元）中津村長の信用が文書所蔵者にその所蔵文書の閲覧・借覧を許させたという。町田森太が借用した文書を持って上京し、または町田良一が調査等で御馬寄を訪れ、兩人ともに解説し原版製作したことはあったかもしれない。

昭和 10 年以降、趣味的な同人誌ではなく地方の研究雑誌さらに中央の研究雑誌へ論文が掲載されるようになり、おそらく東京に住居を移した頃から歴史学系の学会へ参加するようになった。とくに社会経済史学会は、小野武夫・土屋喬雄・鳥羽正雄・所三男・野村兼太郎・大塚久雄など当時（または後）の著名な研究者との親交の場となったようである。これらの研究者には、前述の史料稿本を献呈した者も含まれている。研究成果や人間関係から、のち学術研究会議（日本学術会議の前身）議員への推薦を受けたこともあるという。第 2 次大戦中～戦後間もなくの頃には、渋沢敬三主催の日本常民文化研究所の研究員（非常勤）を 3 年ほど勤めたこともあった。直接の契機は、当時定期的に通っていた古書市で伊豆の網元から出た漁民文書を購入して同研究所へ入れたことによるといい、町田良一の叔父・町田金三郎と渋沢家との間に何らかの関係があったためともいう。正規の研究員として町田家文書とともに同研究所へ入ることの要請も受けたが、健康上の理由から辞退したという。

社会経済史研究のいっぽう文化史的研究にも取り組み、その大きな作品として昭和 12 年（1937）の『鶴巢反古枕』の翻刻・校訂・解説があげられる。「千曲之真砂」等の著者として有名な信州佐久野沢の文人・瀬下敬忠（俳号・鶴巢玉芝）の俳文集であり、瀬下玉芝の子孫で当時三菱銀行筆頭常務取締役の瀬下清の依頼により公刊された。同書を含む文化史的研究の一連の作品は、古書・書画・骨董の趣味と密接に結び付いている。『鶴巢反古枕』の題箋（題字）が当時の高名な書家・比田井天来によることは、町田家と遠い縁戚だったことや瀬下清の財力の影響だけでなく、町田良一の美意識や鑑識眼のあらわれでもあろう。

『鶴巢反古枕』と関連する昭和 13 年（1938）の論文 1 篇の発表後から第 2 次大戦後まで、公表論文は（いまのところ）確認できず、活動も明らかではない。少なくとも、古書・古文書等の収集、現地調査はおこなっていた（町田 1212 など）。この期間に疎開があり戦中～戦後の混乱を避けるためにも、町田家文書や収集した古書・古文書、研究資料の整備は実行していたと考えられる。次項にみる〈編集史料〉化は、この期間に進行したことだろう。なお、戦後の公表論文は、いったん脳梗塞で倒れた後に短期間に執筆されている。しかし、その後ふたたび脳梗塞の発作が起き、中心的主題と自認していた入会権等の研究を充実させる途半ばに死去した。

範囲と内容：

本項目下には、町田良一の研究資料で、原本を謄写・筆写した史料およびその孔版複写本を収めた。それらの内容は、町田家文書はじめ関心の各所の記録・文書類を解説した史料集＝史料稿本やその〈部品〉である。解説した史料だけでなく解説＝史料解題を含むこともある。

本項目内は、史料稿本作成の過程を意識して、大きくつぎの3つに編成した：1. 町田良一筆写原本、2. 町田良一・森太謄写史料、3. 町田良一収集筆写・謄写史料というそれぞれの第2次項目である。各項目間の関係は年代順ではないが、2の銘記にみられる町田森太は昭和10年に死去するため、3のうち孔版謄写史料は町田森太以外に原版製作を依頼したためか2の年代よりも後の年代を持っている。なお、2以前に孔版謄写史料は確認できない。1は、およそ2・3の原稿の位置にあったと考えられるが、それ自体で完結している資料も含まれる。影写的筆写本の存在は、研究資料という位置づけだけでなく、収集していた古書・古文書原本に類縁・近似するものとして意識していた可能性を示唆している。

関係資料：

既掲「御馬寄村町田森太・良一家文書（稿本）」（五郎兵衛記念館蔵）または町田家文書在宅分（未公開）中の謄写・筆写史料は、同じ謄写・筆写史料として本項目下の資料と強く関係する。それらは、判明する限りで昭和3～6年（1928-1931）に作成され、本項目下2. 町田良一・森太謄写史料2. 編綴完成本と近いが、さらに史料稿本として完成された外形を持つ。在宅分の謄写・筆写史料原本では、柿色の表紙・裏表紙に題簽を付して装幀され「御馬寄文庫」の蔵書印が捺されていた。その内容は、多く本資料を原本とし、一部を除き御馬寄村や町田家に関わるものに限られる。本項目下の資料が町田良一の研究と直接関連する御馬寄村外の内容を含むのとは対照的である。

土屋家旧蔵文書（東京大学経済学部図書館文書室蔵）中の謄写・筆写史料は、御馬寄村に関わる内容のみで、町田家に直接関わるものは含まれない。外形は、本項目下2. 町田良一・森太謄写史料2. 編綴完成本にほぼ同じである。土屋番雄教授との交際をうかがえる書状も残る。

なお、これらの謄写・筆写史料や町田良一の公表論文等の収載史料には、町田家文書を含め原本が現存しないものが含まれている。

出版物または参考文献：

町田良一の履歴と関わる事実等の確認に参照した文献は、つぎのとおり。

沼津市誌編纂委員会『沼津市誌 上巻』沼津市、1961年。

『日本史研究者辞典』吉川弘文館、1999年。

本項目下の資料「町田良一・森太謄写史料」を利用した研究成果として、つぎをあげる。

須田肇「信州佐久郡における林野争論」・同「…（二）」・同「…（三）」『徳川林政史研究所研究紀要』第25号・第26号・第27号、徳川黎明会、1991年・1992年・1993年。

上記の論文はその筆者の当時の研究関心によって執筆されたものであろうが、同論文における「町田良一・森太謄写史料」利用は筆者当人も意識していなかったであろう脈絡（と隠れた意志）によって実現したと推測できることを補足しておく。その含意は、こうである。町田良一は中心的主題での研究をその死により充実できなかった。町田良一と研究関心の近かった所三男は、町田家文書寄贈という史料保存に尽力するだけでなく、おそらく町田良一の果たせなかった研究を継承すべく本項目下の資料の一部について徳川林政史研究所へ長期特別貸出の手続きをしていたが着手できなかった。それが、須田肇の「町田良一・森太謄写史料」利用により前2者の主題が現在の研究へ再置され、（部分かもしれないが）前2者の遺志が果たされた結果となった。

表 8. 町田良一公表作品目録

No.	タイトル	所収誌	巻号	発行	発行年	備考
1	「望月氏駿甲旧土連名帳」	『本道楽』	第 6 巻第 6 号 (通巻第 36 号)	茂林脩竹山房	昭和 4 年 (1929) 4 月	発行所在地: 静岡県 庵原郡庵原村.
2	「伊藤忠岱と文明移入に関する隠れたる古書籍」	『本道楽』	第 7 巻第 3 号 (通巻第 39 号)	茂林脩竹山房	昭和 4 年 7 月	
3	「蓼科山と「やにたりの木」」	『信濃山林会報』	第 44 号	信濃山林会	昭和 8 年 (1933)	
4	「旧小諸藩文書より見たる村芝居の禁制」	『郷土研究・信濃』 (第 1 次信濃)	第 4 巻第 5 号	信濃郷土研究会	昭和 10 年 (1935) 5 月	筆者阿書「在東京」. 昭和 10 年 4 月 13 日 稿.
5	「瀬下敬豊伝」	『郷土研究・信濃』	第 4 巻第 8 号	信濃郷土研究会	昭和 10 年 8 月	稿末年代記載「一 〇、七、二三」.
6	「信州から出品されたシー ボルト資料」	『郷土研究・信濃』	第 4 巻第 8 号	信濃郷土研究会	昭和 10 年 8 月	目次に掲載なし. P.19, 2~3 段目.
7	「神木伐採問題の懐古」	『郷土研究・信濃』	第 5 巻第 3 号	信濃郷土研究会	昭和 11 年 (1936) 3 月	稿末年代記載「昭和 十年二月」.
8	「信濃佐久郡に於ける幕府 の古文書探訪」	『歴史地理』	第 67 巻第 5 号	日本歴史地理学 会	昭和 11 年 5 月	論説. 編集後記に 「町田良一氏は信 州の郷土史家」と紹 介.
9	「信濃国春日村無地高の考 察(上)」	『社会経済史学』	第 6 巻第 3 号	社会経済史学会 (岩波書店)	昭和 11 年 6 月	論説ではなく「資 料」欄へ掲載.
10	「信濃国春日村無地高の考 察(下)」	『社会経済史学』	第 6 巻第 4 号	社会経済史学会 (岩波書店)	昭和 11 年 7 月	論説ではなく「資 料」欄へ掲載.
11	「享保十年松本城引渡の資 料」	『郷土研究・信濃』	第 5 巻第 7 号	信濃郷土研究会	昭和 11 年 7 月	
12	「中仙道人馬割増賃金の刳 銭に関する一史料」	『郷土研究・信濃』	第 6 巻第 3 号	信濃郷土研究会	昭和 12 年 (1937) 3 月	
13	「信濃国安永度検地頭末」	『社会経済史学』	第 7 巻第 5 号	社会経済史学会 (岩波書店)	昭和 12 年 8 月	論説ではなく「資 料」欄へ掲載.
14	『瀬下玉芝 俳文集 鶴巢反 古枕』			古今書院	昭和 12 年 9 月	校訂・解説 伊藤松 宇叙.
15	「蕉風復興の先駆五色墨一 派と佐久俳壇」	『郷土研究・信濃』	第 7 巻第 4 号	信濃郷土研究会	昭和 13 年 (1938) 4 月	
16	「海上保険証書の発見」	『信濃』(第 3 次 信濃)	第 2 巻第 5 号	信濃郷土研究会	昭和 25 年 (1950) 5 月	
17	「信濃における蹴鞠の流行」	『信濃』	第 3 巻第 12 号	信濃郷土研究会	昭和 26 年 12 月	
参考	「甲州街道小佛峠関番日記 (抜書)」	小野武夫編『日本 農民史料叢刊』	第 6 巻	巖松堂(復刻版: 酒井書店)	昭和 17 年 1 月 (1942; 復刻 版: 1970)	謄写本収載. 本文中 に「昭和四年五月十 日写 町田良一 (於阿佐ヶ谷居)」.

注) 1. タイトルは、「」内に論文を、『』内に単行著書を、それぞれ示した.

2. 「南北佐久郡に関する文献目録」(『北佐久郡志資料集』所収)のほか、町田静夫氏よりの教示を得て作成した.

1. 町田良一筆写原本

(シリーズ記述)

ここでは、町田良一が筆写した資料の原本を収めた。同氏の筆写には、文書原本の字体（くずし字）をそのままに写す（影写）場合と、解読して楷書へなおして（翻刻）写す（謄写）場合の2つが確認でき、前者の場合は和紙へ墨書して帳面に仕立て、後者の場合はペン・インクで和紙や原稿用紙へ記し綴じたようである。後者で用いた原稿用紙は、第1次項目 5. 編集史料 にみる表紙・史料解題に用いた原稿用紙と一致することがあるため、「謄写史料」作成と原本「史料」化の時期・過程等を追跡する便を考え、筆写方法と用紙の別により配列した。

1. 影写・半紙

1212

「寛永拾七年 辰之十月 小諸領高ノ元帳」。

寛永17年10月；裏表紙記載「昭和十六年五月写於沓掛口見おもとや」。

1冊。 竪半(二ツ綴)。

筆書き。最後に「本書原本ハ片倉村皆井清右衛門 家蔵写置候也 町田守篤記」。

103

「寛文三年 卯四月 信州佐久郡海尻人別帳」。

寛文3年4月；「昭和十一年三月」。

1冊。 竪半(二ツ綴)。

裏見返しに「是原本ハ信州南佐久郡築村高見沢庄一郎氏所有借写、於東京日本橋蛸壳町寓居写了」。

149

享保十一丙丑年七月 御知行所高野町明細帳

享保11年午7月；昭和11年3月写。差出：佐久郡高野町 名主 七之助、同断 武七〔ほか問屋1名組頭3名長百姓28名惣百姓代2名連署〕。受取：高野町 御役所。

1冊。 竪半(二ツ綴)。

2. 謄写・半紙

1272

「正徳二年辰ノ三月 仲仙道千曲川橋御尋」。

正徳2年3月。

1綴。 竪半(ひねり綴)。

ペン書き。表紙右上朱筆「1」、表紙左下「町田森太氏所蔵」。

1304

「千曲川橋御入用之覚」。

嘉永2年。

1綴。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。表紙朱筆「5」。

3. 謄写・ノーブル製原稿用紙

1284

「文化六年巳九月 橋元付廿八ヶ村之 千曲川橋請負

不承知陳情」。

文化6年9月。

1冊。 竪半(一ツ目結び綴)。

ペン書き。表紙右上朱筆「7」。「10 20 ノーブル」茶色原稿用紙

4. 謄写・サンケー製原稿用紙

1323

「元禄十一寅年四月 信濃御絵図調 御請書」。

元禄11年4月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。表紙記載「町田良一写」。「10×20」「サンケー」小豆色原稿用紙

1333

「(元禄より宝暦) 佐久郡 桑山村山法度文書」。

(元禄～宝暦)。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。表紙記載「町田良一写」。「10×20」「サンケー」小豆色原稿用紙

1326

「宝暦十一年中 吉沢鶏山宛 凌岱尺牘 二通」。

宝暦11年。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。表紙記載「町田良一」。「10×20」「サンケー」小豆色原稿用紙

1334

「信州小諸町 柳田氏由緒」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

表紙記載「町田良一写」。1丁目「(長野県小諸町柳田安右衛門氏所蔵)。「10×20」「サンケー」小豆色原稿用紙

5. 謄写・伊東屋製原稿用紙

1321

「寛永四卯年 人質之訴」。

寛永4年。

1綴。 竪半(ひねり綴)。

ペン書き。上部破損。「10 20 銀座 伊東屋特製」小豆色原稿用紙

1339

「昭和十年十一月」南佐古文書展 古文書写」。

(昭和10年11月)。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。1丁目「(南佐久郡桜井村白田篤氏所蔵)」。 「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1332

「下県陣屋記 附野沢役所」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1335

「雑記集二 (瀬下良起)」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1336

「万算帳 瀬下良起日記」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。表紙に「四」。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1337

「雑記集の九 (瀬下良起)」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1338

「子安神社 記事 (敬忠著曆草、抜粋)」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。本文朱筆頁記載あり。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1340

「群英書押 (抜書)」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1341

「子安大明神記録 (瀬下良起日記抜粋)」。

「(昭和十一年一月写 町田良一)」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

1342

「(曆種抜粋) 玉芝の俳曆」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。「No.70 10×20」 「銀座 伊東屋製」小豆色原稿用紙。

6. 謄写・文房堂製原稿用紙

1325

「宝暦九卯年二月 平賀村庄右衛門 千曲川薪川下ヶ願一件」。

宝暦9年2月; 「昭和十一年八月謄写 町田良一」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

ペン書き。表紙「(南佐久郡栄村高見沢政右衛門氏所蔵)」。「10-25」 「東京 文房堂製」小豆色原稿用紙(500字詰)使用。

7. 謄写・大東京文具商チエーン特製原稿用紙

1389

「十二新田諸帳面目錄 川原方廿一冊 車屋方十四冊」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

表紙朱筆「13」。「(大東京文具商チエーン特製)」 「10-20」茶色原稿用紙。裏表紙部分破損。

2. 町田良一・森太謄写史料

(シリーズ記述)

ここには、町田良一が解説・謄写した内容を町田森太が執筆(清書)した、孔版(謄写版)の資料「謄写史料」を収めた。原本の代替物価値の有無や、完成した「史料稿本」への遠近を、その外形から判断し、つぎのように編成した。それぞれ、1点の書付型資料原本と同じように巻上げられた1.一紙複製、題簽付・四ツ目綴の和装本ではないもののしばしば筆書きの表紙が付された2.編綴完成本、しばしば仮綴で表紙とも孔版の3.謄写史料複製、の3つである。1以外は、3→2という「史料稿本」完成への過程をも示しており、3は2として編綴される前の部品ののような位置にあると思われる。

1. 一紙複製

1049-1

「口上書之事」(過去帳戒名一字落字院号書落しにつぎ)。

享和3癸亥2月日。差出:大圓寺十一世 来善 書印し。

受取: 菊治郎殿, 多十郎殿。

1 通(5 通のうち)。 竪紙。

端裏朱筆「1」, 端朱筆「1」, 奥「(町田仙右エ門家取持)」。

2. 編綴完成本

1210

「立科山麓新田証文」。

文禄 2~正保 3 年;「昭和六年三月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1320

「慶長年中仙石秀久の立科山麓之荒地回復策」。

(慶長);「昭和六年三月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 1 丁目「(小平村清水庄兵衛氏所蔵)」。

1211

「寛永六巳年繩受人名写」。

寛永 6 年;「昭和四年三月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。

1228

「春日山制度」。

慶安 4~慶応 4 年;「昭和六年三月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1222

「立科山 芦田山制度」。

寛文 9~文化 14 年;「昭和六年四月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1215

[寛文十年~寛政六年比田井山々論史料]。

寛文 10 年~寛政 6 年。

1 綴(2 冊合綴)。 竪半(一ツ目結び綴じ)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1215(1)

「寛文十年七月裁許 比田井山々論」。

寛文 10 年 7 月;「昭和六年二月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(比田井山のー)」。

1215(2)

「寛政六年裁許濟口 比田井山々論」。

寛政 6 年;「昭和六年七月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(比田井山の二)」。

1213

「岩下 片倉 新田証文」。

寛文 12 年;「昭和六年三月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1221

「延宝五年裁許 芦田山々論」。

延宝 5 年;「昭和六年五月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1223

「元禄二年七月裁許 王ミ山々論」(芦田わみ山につき)。

元禄 2 年 7 月;「昭和六年七月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 表紙朱筆「(王み山のー)」(後筆か)。 本文紺色罫紙。

1225

「元禄二巳年 立科原の山論 (春日山の東)」。

元禄 2 年;「昭和四年四月謄写之」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1226

「元禄四年 春日山々論議定 春日村春日新町と 岩下 村片倉村」。

元禄 4 年;「昭和六年二月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1224

「元禄六癸酉年十一月 山論御検使様江上候口書覚 一兵衛」。

元禄 6 年 11 月。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版。 表紙「北佐久郡平塚村小林伊忠氏所蔵」。

1229

[元禄六年~八年春日山山論史料]。

元禄 6・8 年。

1 綴(2 冊合綴)。 竪半(一ツ目結び綴じ)。

孔版。 本文紺色罫紙。

1229(1)

「元禄六年 春日山々論」。

元禄 6 年。

1 冊。 竪半(一ツ綴)。

1229(2)

「元禄八年 春日山々論 春日村春日新町と 岩尾布施 十四ヶ村」。

元禄 8 年;「昭和六年二月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

1230

「正徳六申年 森山村・市村 地境出入」。

正徳 6 年。

1 綴. 豎半(ひねり綴)。

綴紙縫り破損。孔版(表紙とも)。表紙(北佐久郡平塚村小林伊忠氏所蔵)。本文紺色罫紙。

1232

[享保七～安永七年わミ山山論史料]。

享保 7 年～安永 7 年。

1 綴(4 冊合綴)。豎半(一ツ目結び綴)。

孔版。本文紺色罫紙。

1232(1)

「享保七寅年裁許 王ミ山々論 (入会地中尾口への新田故障)」。

享保 7 年;「昭和六年七月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(王ミ山の二)」。

1232(2)

「享保十巳年決着 王ミ山々論 (入会地八丁地への新田故障)」。

享保 10 年;「昭和六年七月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(王ミ山の三)」。

1232(3)

「享保十四年裁許 王ミ山々論」。

享保 14 年;「昭和六年七月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(王ミ山の四)」。

1232(4)

「安永七年裁許 (立科山) 王ミ山々論」。

安永 7 年;「昭和六年五月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(王ミ山の五)」。

1273

「元文五年九月 千曲川橋附村増村願」。

元文 5 年 9 月。

1 綴. 豎半(ひねり綴)。

孔版。表紙のみペン書き。表紙朱筆「2ノニ」。実は豎綴紙を豎半冊様に仕立てたもの。内に「(町田仙右衛門家所持)」。

1277

「(寛保二戌年落橋二付) 寛保三亥年三月舟渡被仰付 寛延三午年再架橋被仰付」。

寛保 2 年 3 月・寛延 3 午年。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。本文紺色罫紙。

1324

「寛保三年申ノ正月吉日 万年代記帳 御馬寄村 町田長左衛門」。

寛保 3 年正月吉日;「昭和四年二月謄写 町田良一 執筆 町田森太」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。本文紺色罫紙。

1233

「宝暦四年戌十一月 香坂山々論返答書」。

宝暦 4 年 11 月。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。表紙記載「(北佐久郡平塚村小林伊忠氏所蔵)」。

1220

「自宝暦至慶応 立科原入会山雜事」。

(宝暦～慶応)。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。本文紺色罫紙。

1279

「明和二年酉九月 信州塩名田宿御馬寄村之間千曲川橋組合御証文 此帳面廻札順尤朱書之分者余荷村高巻帳二而不残済 此本紙御用部屋二有之候」。

明和 2 年 9 月。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。本文紺色罫紙。

1219

「立科山御検分之覚 芦田宿名主 瀧三郎」。

明和 5～天保 6 年;「昭和六年三月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。表題(筆書き)を二重線にて枠囲み、枠外右下「(芦田村山浦五郎氏所蔵)」。本文紺色罫紙。

1327

「天明三癸卯年七月 浅間山大焼之記」。

天明 3 年 7 月。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。表紙記載「(北佐久郡平根村榎澤龍吉氏所蔵)」。

1227

「寛政三年 市坂原之山論 春日村同新町と 片倉村・岩下村」。

寛政 3 年;「昭和六年二月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版。本文紺色罫紙。

1315

「享和二年 駒寄川原 落合村と出入一件」。

享和 2 年;「昭和五年十二月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1 冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版. 本文紺色野紙. 裏表紙破損.

1245

「文政三辰年十二月 八幡塩名田両宿助郷人馬出入 御裁許証文」.

文政3年12月.

1冊. 竪半(一ツ目結び綴じ).

孔版. 本文紺色野紙.

1329

「文政四年ヨリ 意覚書留 町田恒篤」.

文政4年; 「昭和四年三月写 町田良一 執筆者町田森太」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1289

「文政八酉年八月 千曲川橋二付申上」.

文政8年8月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1246

「文政十三寅年四月 助郷難渋二付歎願」.

文政13年4月・天保12年.

1冊. 竪半(二ツ目結び綴じ).

孔版. 本文紺色野紙.

1244

「天保二卯年六月 有君様 御通輿二付前以申上」.

天保2年6月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1292

「天保二辛卯年六月より 有君様御下向橋一件書留 御馬寄村 市右衛門」.

天保2年6月.

1綴. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1207

「自天保三年 至明治三年 酒造人記録(三十四通) 御馬寄村」.

天保3年~明治3年; 「昭和三年十一月写之 町田良一 執筆者町田森太」.

1冊. 竪半(二ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1262

「中山道千曲川筏越立并渡船」.

天保3年~明治3年; 「昭和五年三月写之 町田良一 町田森太執筆」.

1綴. 竪半(一ツ綴).

孔版. 関係史料を合綴.

1296

「天保六年未八月 橋台御普請議定」.

天保6年8月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1298

「天保八酉年四月 飢饉二付架橋延期」.

天保8年4月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1299

「天保八酉年八月 架橋二付拝借金願」.

天保8年8月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1247

「天保十二丑年二月 助郷難渋二付口上」.

天保12年2月.

1綴. 竪半(ひねり綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1249

「天保十二年丑六月 助郷内談議定成立」.

天保12年6月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1248

「天保十二丑年十二月 助郷二付被仰渡候請書」.

天保12年12月.

1綴. 竪半(ひねり綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1250

「天保十三寅年九月 助郷出訴二付難渋 御拜借金御下ケ切願」.

天保13年9月.

1冊. 竪半(一ツ目結び綴じ).

孔版. 本文紺色野紙.

1251

「天保十四卯年二月 加宿伝馬割付と交渉」.

天保14年2月.

1綴. 竪半(ひねり綴).

孔版.

1253

「天保十五辰年二月 助郷取纏内談」.

天保15年2月.

1綴. 竪半(ひねり綴).

孔版. 本文紺色野紙.

1254

「天保十五年辰二月 加宿伝馬割付と交渉」.

天保15年2月.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版. 「懐中意覚日記 町田恒篤」抜粋.

1252

「嘉永二酉年四月より 寿明君様御下向書留 御馬寄村

作蔵扣]。

嘉永2年4月;「昭和五年十一月謄写之 町田良一 町田森太執筆」。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1305

[千曲川橋普請所入用願・普請入用帳・和宮下向時掛渡方日積書上]。

嘉永2年7月～文久元年10月。

1綴(4点合綴). 豎半(一ツ目結び綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1305(1)

「嘉永二酉年七月 千曲川橋台上下地困 御普請所入用御願帳 御馬寄村」。

嘉永2年7月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

1305(2)

「嘉永二酉年十月 本橋掛替上廻入用帳 年番 御馬寄村」。

嘉永2年10月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

1305(3)

「文久元酉年十月朔日 和宮様御下向二付 千曲川掛渡方日積書上」。

文久元年10月朔日。

. 豎半。

(2)内に綴じ込み。

1305(4)

「嘉永二酉年九月 本橋掛替下廻入用帳 塩名田村・年番 御馬寄村」。

嘉永2年9月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

188

「嘉永二酉年十月 壽明君様御下向 往還道普請人馬入用書上帳 御馬寄村」。

嘉永2年10月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版. 表紙のみ筆書。

189

「嘉永二酉年十二月 壽明君様御下向往還道普 請人馬賃銭割合帳 御馬寄村」。

嘉永2年12月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版. 表紙のみ筆書。

1256

「嘉永三戌年三月 塩名田宿問屋勿銭取縫内済」。

嘉永3年3月。

1綴. 豎半(ひわり綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1257

「嘉永五子年十月 助郷人馬議定書」。

嘉永5年10月。

1冊. 豎半(一ツ目結び綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1258

「文久元酉年十一月 和宮様御下向二付 人夫へ炊出シ方入用書上」。

文久元年11月。

1冊. 豎半(一ツ目結び綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1259

[元治元年七月助郷取縫内済連印書および駅逓役所よりの助郷廃止等覚写の史料]。

元治元年7月・明治2年。

1綴(2点合綴). 豎半(一ツ目結び綴)。

孔版. 各本文紺色罫紙。

1259(1)

「元治元子年七月 助郷取縫内済」。

元治元年7月。

(5枚). 豎半。

1259(2)

「駅逓御役所ヨリ御下渡 御印書之写 明治二巳十二月廿七日 小諸御役所民政局ニ而写之 出役名主 政之丞」。

明治2年12月27日。

(3枚). 豎半。

1218

「立科山(芦田山) 木草売買証文」。

慶応2年;「昭和六年四月謄写 町田良一 町田森太執筆」。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1306

[慶応三年架橋拝借金御慈悲願]。

慶応3年。

1綴(2冊合綴). 豎半(一ツ目結び綴)。

1306(1)

「慶応三卯年三月 架橋二付拝借金願」。

慶応3年3月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版. 本文紺色罫紙。

1306(2)

「慶応三卯年正月 昨年九月中急用架橋の為に橋代金相嵩み候二付 格別之御慈悲願立」。

慶応3年正月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。

1263

「明治四辛未年六月 中山道千曲川橋 往来通行人数取調書上帳 塩名田宿 御馬寄村」。

明治4年6月.

1 綴. 豎半(一ツ綴).

孔版.

1307

「明治四辛未年九月 千曲川橋御尋二付 奉申上覚 塩名田宿 御馬寄村」.

明治4年.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版.

1265

「明治五壬申年五月 千曲川橋錢渡船賃錢 請取方其外明細書上 佐久郡 塩名田駅 御馬寄村」.

明治5年5月.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版.

1310

「明治十四年三月 架橋願」.

明治14年3月.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版.

1214

「立科山 比田井山の入会制度」.

明治19年;「昭和六年三月謄写之 町田良一 町田森太執筆」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色罫紙

1216

「寛政年中比田井山々論 訴訟方内証 片倉村一件 (越石入会騒動)」.

「昭和六年五月謄写 町田良一 町田森太執筆」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版. 表紙朱筆「(比田井山の三)」(後筆カ). 本文紺色罫紙

1217

「立科山麓 各村山年貢調」.

「昭和六年四月謄写 町田良一 町田森太執筆」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色罫紙

1266

「寿明君様 御下向二付奉窺覚」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色罫紙

1267

「寿明君様御下向二付宿助郷江申渡覚」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版. 本文紺色罫紙

127

「信濃佐久 岩下村田畑改御帳 (春日村佐藤基氏所蔵)」.

「昭和六年三月謄写之」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

1311

「千曲川橋普請議定」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版.

1331

「信濃国佐久郡 小諸領 御馬寄村社会史資料 目録」.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版. 表紙・裏表紙以外「10 人形町 水天宮前 高崎屋製」紺色罫紙. 本文罫外上に朱筆アラビア数字記載

3. 謄写史料複製

1319

「永禄七甲子年 伴野氏・芦田氏横沢論」.

永禄7年.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 1 丁目「前山村役場所蔵 但シ写也」.

1268

「寛永四年卯三月 千曲川橋元二付諸役御免」.

寛永4年3月.

1 綴. 豎半(ひねり綴).

孔版(表紙とも).

1269

「承応二年巳十二月 千曲川 御馬寄橋木之事」.

承応2年12月.

1 綴. 豎半(ひねり綴).

孔版(表紙とも).

1204

「元禄十五年午十二月 信州佐久郡塩名田町指出シ帳」.

元禄15年12月.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(塩名田村佐藤秀伊氏所蔵)」.

1270

「元禄十五年午十二月 千曲川橋之事」.

元禄15年12月.

1 綴. 豎半(ひねり綴).

孔版(表紙とも).

1271

「正徳二年辰ノ三月 仲仙道千曲川橋御尋」.

正徳2年3月.

1 冊. 豎半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙裏に「町田森大家所蔵」とある.

1314

「享保二年酉九月 御馬寄橋組合訴訟御裁許御証文」.

享保2年9月.

1 冊. 豎半(一ツ目結び綴じ).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡前山村箕輪基氏所蔵)」.

1276

「元文五年九月 千曲川橋附村増村願」.

元文5年9月.

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 本文紺色罫紙。 1丁目に「町田仙右衛門家所持」。

1234

「延享四年十一月 追分・沓掛助郷人馬勤方出入」。

延享4年11月。

1綴。 竪半(ひねり綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(北佐久郡平塚村小林伊忠氏所蔵)」。 本文「10人形町 水天宮町 高崎屋製」紺色罫紙。

1235

「宝暦八年寅五月 沓掛追分両宿助郷拾九ヶ村定書」。

宝暦8年5月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(南佐久郡野沢町並木真砂雄氏所蔵)」。

1236

「安永二年巳十月 中馬御吟味二付御出役之覚」。

安永2年10月。

1綴。 竪半(ひねり綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(南佐久郡野沢町並木真砂雄氏所蔵)」。

1237

「安永六年酉六月 水戸嘉姫君様御上京 軽井沢宿加助郷下命之反対訴状(一六ヶ村)」。

安永6年6月。

1綴。 竪半(ひねり綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(平塚小林伊忠氏所蔵)」。 本文「10人形町 水天宮町 高崎屋製」紺色罫紙。

1313

「安永九年子五月二十五日初 御影御役所ニテ塩名田橋御吟味差上候口書扣」。

安永9年5月25日。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(塩名田佐藤詞魯氏所蔵)」。

1280

「天明五巳年正月 信州佐久郡塩名田橋請負川下ヶ一件 上畑村 組頭徳右衛門」。

天明5年正月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。

1206

「享和元年酉六月 御分間御絵図 御用 宿方明細書上帳 中山道塩名田宿」。

享和元年6月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(塩名田村佐藤詞魯志氏所蔵)」。

1238

「享和二年戌二月 大通行二付当分「増」助郷願訴状」。

享和2年2月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(南佐久郡前山村箕輪基氏所蔵)」。

題記載中の「」内は右脇への加筆(ペン)。 本文紺色罫紙。

1281

「享和三年癸亥五月 千曲川通中山道信州佐久郡塩名田宿地内 往還橋台御普請出来形帳」。

享和3年5月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(塩名田佐藤詞魯志氏所蔵)」。

1328

「自享和三年至文化四年 大円寺過去帳出入」。

自享和3年至文化4年;「昭和三年十一月謄写 町田良一 執筆者町田森太」。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 本文紺色罫紙。

1282

「文化元年子七月 中山道塩名田宿御馬寄村地内千曲川通往還 桧橋橋台道形共御普請出来形帳 御馬寄村塩名田村」。

文化元年7月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(塩名田佐藤詞魯志氏所蔵)」。

1243

「文化二年丑正月 宿方不当之訴」。

文化2年正月。

1綴。 竪半(ひねり綴)。

孔版(表紙とも)。 本文「10人形町 水天宮町 高崎屋製」紺色罫紙。

1240

「文化四年卯正月 駄賃人足賃議定書」。

文化4年正月。

1冊。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(野沢町小泉弥次郎氏所蔵)」。 本文紺色罫紙。

1283

「文化六巳年九月 塩名田・八幡両宿助郷廿八ヶ村(橋元付) 千曲川橋請負不承知議定書」;「文政六年巳九月 橋元付貳拾八箇村之 千曲川橋請負不承知陳情」。

文化6年9月・文政6年。

1綴。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 本文紺色罫紙。 史料2点合綴。

1287

「文化六巳年九月 御入用御普請 道形橋台根廻梓請書上帳 塩名田宿」;「文化六巳年九月 國役御普請石積間数書上帳 塩名田宿」。

文化6年9月。

1綴。 竪半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。 表紙「(塩名田佐藤詞魯志氏所蔵)」。

1285

「文化六年巳十二月 千曲川御高札」。

文化6年12月。

1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも).
1286
「文化六巳年十二月四日寄 千曲川橋引請方不足割合帳 塩名田宿役元」.
文化6年12月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 表紙「(塩名田村佐藤詞魯志氏所蔵)」.
1242
「文化七年午二月 宿方議定書」.
文化7年2月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 表紙「(野沢町小泉弥二郎氏所蔵)」. 本文紺色野紙
1241
「文化七年午五月 宿方にても無之原村にて 荷物口銭請取二付訴書」.
文化7年5月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 表紙「(野沢町小泉弥二郎氏所蔵)」. 本文紺色野紙
1288
「文政三辰年三月 千曲川往還橋之儀書上帳」.
文政3年3月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 表紙「(塩名田村佐藤詞魯志氏所蔵)」.
1330
「文政八年酉二月 遊行上人様御移リニ付諸事書付」.
文政8年2月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 表紙「(野沢町小泉弥次郎氏所蔵)」.
1290
[文政九年三月千曲川橋請負願および議定書].
文政9年3月.
1綴(2冊合綴). 竪半(一ツ目結び綴じ).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1290(1)
「文政九年三月 千曲川橋請負願」.
文政9年3月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
1290(2)
「文政九戌年三月 千曲川橋請負議定書」.
文政9年3月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
1316
「文政十一年子二月 用水出入済口証文 小田井・前田原・岩村田・御影新田 外八ヶ村」.
文政11年2月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 表紙「(野沢町小泉弥二郎氏所蔵)」. 本文紺

色野紙
1291
「文政十二丑年三月 中山道 千曲川橋御尋」.
文政12年3月.
1綴. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも).
1294
「天保二辛卯年 十月 有君様御下向 往還道橋普請人馬入用書上帳 御馬寄村」.
天保2年10月.
1冊. 竪半(一ツ目結び綴じ).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1293
「千曲川橋御入用之覚」.
天保2年.
1綴. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1295
「天保三年二月 昨年之橋御手当金之儀御骨折 被下候二付江戸御留守役様方へ 反物差上」.
天保3年2月.
1綴. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1297
「天保八年酉二月 橋台下廻り御普請願」.
天保8年2月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1301
「天保十三年寅三月 架橋請負継続願」.
天保13年3月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1300
「千曲川 先年より橋請負年数調」.
天保13年.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1303
「嘉永二年酉八月 千曲川橋普請御高札」.
嘉永2年8月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも). 本文紺色野紙
1302
「嘉永二酉年十二月 道普請人足賃銭割渡帳 御馬寄村」.
嘉永2年12月.
1冊. 竪半(一ツ綴).
孔版(表紙とも).
1255

「嘉永三年戊八月 入布施村式部村助郷伝馬取糴内済口証文」。

嘉永3年8月。

1 綴。 堅半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。表紙「(野沢町小泉弥二郎氏所蔵)。本文紺色罫紙」。

1317

「嘉永七年寅六月 大沼堰用水出入済口証文」。

嘉永7年6月。

1 綴。 堅半(ひわり綴)。

孔版(表紙とも)。表紙「(北佐久郡平塚村小林伊忠氏所蔵)。本文「10 人形町 水天宮町 高崎屋製」紺色罫紙」。

1318

「安政六年未四月 内藤豊後守(岩村田領主) 千曲川筏越立紛乱ノ件御尋二付答申」。

安政6年4月。

1 綴。 堅半(ひわり綴)。

孔版(表紙とも)。表紙「(塩名田丸山久次郎氏所蔵)」。

1208

「文久元年酉五月 蘭市場蘭商人蘭商人宿御鑑札下渡シ願 塩名田宿」。

文久元年5月。

1 冊。 堅半(一ツ目結び綴)。

孔版(表紙とも)。表紙記載「(塩名田町丸山久次郎氏所蔵)」。

1260

「中山道丁数御改二付絵図面并二 一札差上候扣 明治二巳年十二月十日 御出役 須藤曾太夫様 横田半兵衛様」。

明治2年12月10日。

1 冊。 堅半(一ツ目結び綴)。

孔版(表紙とも)。本文文章部分紺色罫紙。折込み付図あり。

1261

「明治三庚午年正月 中山道 塩名田宿附属御請印帳」。

明治3年正月。

1 冊。 堅半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。

1264

「明治五壬申年五月 千曲川渡船賃値上願」。

明治5年5月。

1 冊。 堅半(一ツ目結び綴)。

孔版(表紙とも)。

1308

「明治五年千曲川橋掛渡諸入費取調書上, 塩名田村・御馬寄村」。

明治5年。

1 綴(2冊合綴)。 堅半(一ツ目結び綴)。

孔版(表紙とも)。

1308(1)

「明治五壬申年六月 千曲川新規橋掛ケ渡諸入費書上 佐久郡 塩名田村 御馬寄村」。

明治5年6月。

1 冊。 堅半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(見積書)」。

1308(2)

「明治五壬申年七月 中仙道 塩名田村・御馬寄村 千曲川往還 橋掛渡し入費取調書上」。

明治5年7月。

1 冊。 堅半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(見積書)」。

1309

「明治七年三月 塩名田村より 千曲川上川原之歩行橋架設」。

明治7年3月。

1 冊。 堅半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。

1278

「信州塩名田宿御馬寄村之間千曲川橋組合証文」。

1 冊。 堅半(一ツ綴)。

孔版(表紙とも)。表紙「(塩名田佐藤秀伊氏所蔵)」。

3. 町田良一収集筆写・謄写史料

(シリーズ記述)

筆跡や書写記載から、町田良一の筆写史料や町田良一・森太謄写史料とは異なる筆写・謄写史料である。江戸時代の文書等を筆写・謄写(解説)できる者へ町田良一が依頼したか、そういった者たちの作成した筆写・謄写史料(孔版複製)を町田良一が入手したものと考えられる。

1. 筆写史料

667

「享和二年壬戌八月 当御領分御初知入以来 引続村

役相勤候者書上帳 大和田村」。

享和2年8月。差出:「大和田村 名主 三郎次(印), 組頭 小右衛門(印), 同断 徳右衛門(印), 同断 利右衛門(印), 百姓代 太次郎(印)」。受取:「岩村田 御役所様」。

1冊. 竪半(一ツ綴).

裏表紙にペン書き「(中一通御馬寄村 山浦六郎家所持)」, また同書込み「之も記入して下さい」.

2. 謄写史料複製

1203

「寛永五年子十月 生類憐御触書 請書」.

宝永5年10月;「昭和十一年五月二十一日写 木内敬篤」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田重治氏所蔵)」.

1231

「正徳六申年二月 小宮山村と桜井村入会山論」.

正徳6年2月;「昭和十一年九月二十五日 木内敬篤写」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田篤氏所蔵)」.

1322

「享保九年 御鷹餌鳥御買上」.

享保9年;「昭和十一年五月二十三日写 木内敬篤」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田重治氏所蔵)」.

1274

「寛保元年酉十月 中仙道千曲川橋二付願上ケ書」.

寛保元年10月;「昭和十一年五月二十一日写 木内敬篤」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田重治郎氏所蔵)」.

1275

「寛保元年酉十月 中山道千曲川橋組合村赦免願」.

寛保元年10月;「昭和十一年五月廿三日写 木内敬篤」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田重治郎氏所蔵)」.

1312

「延享四年卯六月 中山道千曲川船頭給米受取書」.

延享4年6月;「昭和十一年五月十四日 木内敬篤写」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田篤氏所蔵)」. 本文「〔柏興版〕紺色原稿用紙」.

1205

「安永十年丑正月 村芝居議定書」.

安永10年正月;「昭和十一年九月二十五日 木内敬篤写」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田篤氏所蔵)」. 本文紺色原稿用紙

1239

「文化元年子八月 楽宮様御下向二付伝馬議定書」.

文化元年8月;「昭和十一年五月十四日 木内敬篤写」.

1冊. 竪半(一ツ綴).

孔版(表紙とも). 表紙「(南佐久郡桜井村白田重治氏所蔵)」. 本文「〔柏興版〕紺色原稿用紙」.

5. 編集史料

(サブフォンド記述)

出所・作成： 町田良一。

資料記号： 30H/5.

年代： 慶長19年(1614)～明治36年(1903)。

物的状態： (数量) 100件〔記述単位件数またはレコード数〕。

(形態の特徴)

袋・封筒への収納や冊子大への一括は、その袋や冊子の形状に依存する。書付型資料を紙縫りで仮綴じして表紙を付す場合、しばしば綴じ部を芯として全体を巻上げている。

範囲と内容：

編集史料の類型は、袋・封筒へ収納する、原稿用紙等を半折りにして間へ挿む、端へ穴をあけ紙縫りで仮綴じし表紙を付す、冊子の表紙の欠を補う、冊子表紙へ書込む、等などである。とくに表紙を付したりその欠を補ったりする場合、まったくの補修以外、多くはペン・インクで標題を記した原稿用紙が用いられ、続いて史料解題が加えられることもある。その原稿用紙は、およそ4. 謄写・筆写史料で町田良一が筆写・謄写に用いたものと同じである。いずれも当時において原本の利用と保存の便を考えた措置であり、また謄写史料の原稿としての加工でもあった。原稿用紙の表紙・史料解題を含め各原本の実物は本項目以外に配してあり、本項目下の記述は多くは重出か一括単位である。ただし、本項目下へ収録したものは判明したもののみで、部分的な標題への書込み等については収録していない。内容は、町田家や御馬寄村において作成された個別の各文書ないし同種一連の文書または出来事による関連文書といった編集結果と、家・村といった原本の出所をこえて当時から存在したと思われる資料類型的一括や物的外形上または便宜上の一括、の大きく2つである。前者は本集での編成に沿って配列し、後者はその類型や状態によって配列した。なお、町田家文書受入後の文部省史料館による仮整理での一括を含む可能性もあるが、同仮整理は町田良一の整理とほぼ同じ内容の慣行的行為として実践されていたと考えられるため、いま厳密な区別は困難だった。本資料の利用による研究の進展を期待したい。

使用制限： 仮綴じされ巻上げられた書付型資料は、各資料の奥から開いていくことになろうが、必ずしも綴じ部の外側(表紙または裏表紙にあたる部分)にある資料から開かれず内側に綴じられている資料から開いて本紙や綴じ部を傷めてしまう可能性がある。慎重な扱いを願う次第である。

1. 町田家/1. 親族・交際/

599※ →1.1.4.

「慶長十九年 出陣御下知状之写 小林氏」(豊臣秀頼 攝州難波城にて逆心籠城につき信州一國の郷士一郡 切に出陣すべき旨)。

[慶長19年甲寅3月(ママ)].

1通. 縦綴紙(包紙とも)。

標題は本紙端へ罫付様に貼付の包紙上フ書(後筆)より。

153※ →1.1.4.

「寛政五丑年十二月 被仰出候御書附」。

寛政5年12月。

1冊. 豎半(一ツ綴)。

表紙朱筆「3」。表紙・裏表紙を後に付与。

335-1 →1.1.4.

「慶応四年正月 参宮日記 町田道喜」。

[慶応4年正月].

[2冊]. [横長小(18.5×8.8cm, 袋綴様;四ツ目綴;包紙・紙綴り一括)].

包紙・紙綴り紐により1-1・1-2を一括. 標題は包紙のペン書きより.

1.町田家/4.経営/

116※ →1.4.4.1.

寛政三年 亥四月改 反別帳 町田八左衛門;(附1)寛(八左衛門分下吉田・庄之上田畑石高納米等高勘定書付);(附2)「寛永六巳年縄受人名写」(後筆題簽より, 町田氏一族分・寛文8年分とも).

寛政3年4月;(附1)亥2月.

1冊(附1通・1冊とも). 横美半折(一ツ綴).

3~4丁目間に剥落附箋1枚. 7~8丁目間に小切紙1通(附1)・横長半(一ツ綴)1冊(附2). 附2は, 題簽に原稿用紙片裏面使用, 綴も綴穴痕跡よりもとひねり綴み.

1360-11(11)※ →1.4.5.

「文化九年申五月 穀問屋代金不払二付米主ヨリ役元へ申出」.

文化9年5月.

[1綴(2点;綴77点のうち)]. [綴, 堅折紙・横美切紙(一ツ目結び綴じ)].

茶色原稿用紙へ標題の表紙(ペン書き)を付し, 上部を紙綴りで結び綴じ.

10※ →1.4.6.

「明治十年・十一年・十二年 横浜出荷 人參売次目録仕切書拾通」.

(明治10年9月~明治12年3月). 差出:(横浜本町式丁目角 常盤屋). 受取:(町田武左衛門・町田永之助・町田良三郎・町田良右衛門・町田昭造).

1綴(附1通とも). 横長美(一ツ目結び綴じ).

表紙はペン書き. 見返し~1丁目間に白緑色横切紙1枚(附).

1.町田家/7.講・無尽/

1202-36※ →1.7.1.

「伊勢講記録」.

[文政8年3月~明治31年4月].

[1綴(12件とも)]. [横長半(一ツ目結び綴じ)].

標題は裏表紙後筆より. 綴じ紐に階層的に括られた書付類, ほか丁内に挟込みの文書あり.

1.町田家/9.一件/

823 →1.9.1.

「安政三年 持逃一件」(更級郡田野口村清重金子盗取逃去候一件書類).

[安政3年].

[5点(2通3綴)]. [一括].

標題は2後筆より, もと全体を2で折り挿んでいたか.

830 →1.9.3.

「慶応元年丑九月 出[失]火一件 二人焼死」.

[慶応元年].

[1綴]. [仮綴(ひねり綴)].

綴表紙および説明は「エスオー印刷作用紙(C型)」400字詰原稿用紙(2枚)使用. 表紙部分右上朱筆「7」. もと1359-77の包紙に一括されていたものか.

2.御馬寄村/1.戸籍区前/1.領主/

144※ →2.1.1.1.

「元禄十五壬申年 十二月 信州佐久郡御馬寄村指出帳」.

元禄15年12月.

1冊. 堅美(かぶせ綴).

原本下部欠損, 裏打・綴修復(原本を使用した復元文書). 表紙・本文中に後筆(朱筆・ペン)貼紙.

872※ →2.1.1.2.

「慶応二寅年 二月 生糸売捌取締書」.

[慶応2年2月].

1冊. 横長半(一ツ綴).

綴部の題簽様の横切紙より.

465※ →2.1.1.3.

「文政十一年子五月 百姓常吉耕作出精書上」.

文政11年5月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙全面にかけてペン書き貼紙. 標題は貼紙より.

389※ →2.1.1.3.

「安政六未年二月 御馬寄村油菜畑書上」.

安政6未年2月. 差出:御馬寄村 名主 市左衛門.

受取:早川健太夫様, 須藤徳左衛門様.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙は後筆(ペン), 後に付され合綴されたもの.

1110※ →2.1.1.4.

「文化十二亥年九月 御儉約御取締」.

文化12年9月.

1綴. 横折紙・横美切紙綴(一ツ綴).

ペン書きの横折紙の表紙を付す.

165※ →2.1.1.4.

「天保三年辰八月 須ヶ間原にて博奕二付九ヶ村取締相談議定」.

天保3年辰8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙なく綴部上に貼紙(ペン書き).

908-1 →2.1.1.9.

「文政七年申五月 御高札建替入用金拝借願 裏書年賦拝借証文」.

文政7年5月.

[1綴(3点)]. [綴(一ツ目結び綴じ)].

原稿用紙の表紙(標題ペン書き)を付し, 上部を紙綴りで結び綴じ.

652※ →2.1.1.9.

「明治元年辰十月 御高札建替小書付」.

[明治元年10月].

[13点]. [一括].

標題は652-11の裏表紙のペン書きより。もと横長半の帳面である652-11裏表紙のペン書きのある部分を表に半折し一括カ。

908-2 →2.1.1.9.

「明治元年辰十月 御高札建替入用金拝借願並二拝借年賦証文」。

明治元年10月。

[1綴(4点)]. [綴(一ツ目結び綴)].

原稿用紙の表紙(標題ペン書き)を付し、上部を紙縫りで結び綴じ。

2. 御馬寄村/ 1. 戸籍区前/ 2. 土地/

231※ →2.1.2.1.

「寛永申酉両年開寛永十三子年改 五郎兵衛新田改帳元禄四年かのとノ未ノ五月十四日二写之者也 御馬寄村 町田平右エ門(隣村五郎兵衛新田開発時御馬寄村市郎右衛門開発地由来解題とも)。

[寛永13年].

1冊. 横長半(一ツ綴)。

裏表紙後に横折紙(「10×20」原稿用紙裏面)1枚(附)をひねり綴で結付け。附はペン書き。

2. 御馬寄村/ 1. 戸籍区前/ 4. 川・堤・池普請/

846 →2.1.4.

「諸国川々国役御普請二付御触達」。

文政7年申9月。

[1通(2点)]. [綴(ひねり綴)].

端上を紙縫りでひねり綴とし、原稿用紙で包む。朱筆「2」。

853※ →2.1.4.

「川御普請御役元へ差上げた書類」。

作成:御馬寄村。

[1綴(15点)]. [綴(ひねり綴)].

(1)~(15)は、端上を紙縫りでひねり綴一括。

2. 御馬寄村/ 1. 戸籍区前/ 5. 往還道橋/

732 →2.1.5.1.

「文化六年巳十二月 千曲川御高札(魚獵停止)。

[文化6年12月].

[1綴(2点)]. [綴(ひねり綴)].

(1)(2)は、端を紙縫りでひねり綴一括。原文書(2)へ「KS原稿用紙」の表紙(標題、ペン書き)を付す。

498※ →2.1.5.1.

「文政十亥年 二月より 千曲川 本橋手入諸入用覚御馬寄村」。

文政10年2月。作成:(良右衛門カ)。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

表紙後筆(ペン)、表紙朱筆「十一」、「7ノ二老(見せ消ち)。

756 →2.1.5.1.

「嘉永二年酉八月 千曲川橋普請御高札」。

[嘉永2年8月].

[1綴(2点)]. [綴(ひねり綴)].

(1)(2)は、端を紙縫りでひねり綴。原文書(2)へ「KS原稿用紙」の表紙(標題、ペン書き)を付す。

545※ →2.1.5.1.

「嘉永二酉年 七月 千曲川橋 御普請所入用御願帳」。

嘉永2年。

1冊. 横長半(一ツ綴)。

表紙朱筆「(千曲川橋記録その二)」「ノ末尾へ繰入レル」。現在の綴穴のほかに一ツ目の綴穴あり、もと横折紙(ひねり綴)の綴カ。

735 →2.1.5.1.

「天保三年 千曲川井形場連台渡し 願上二付参考書付」(甲州道中鶴川宿人足賃銭等定書)。

天保3年。

[2点]. [一括].

原文書(2)へ紙片(1)を表紙(標題、ペン書き)として貼付。御馬寄村についての参考資料カ。

767 →2.1.5.5.

「井形賃銭割増願」。

文久2・3年・元治2年。

[3通]. [一括].

305※ →2.1.5.7.

天保二辛卯年 六月より 有君様御下向橋一件書留御馬寄村市右衛門」。

天保2年6月。

1綴(2冊合綴). 横長半(一ツ綴)。

306※ →2.1.5.8.

嘉永二酉年 四月より 寿明姫君様御下向書留 御馬寄村 作蔵扣」。

嘉永2年4月。

1綴(3冊合綴). 横長半(一ツ目結び綴)。

2. 御馬寄村/ 2. 戸籍区以後/ 11. 往還道橋

775 →2.2.11.

「明治九年八月 近衛歩兵演習通行人馬継立の不足金割賦」。

明治9年8月。

[1綴(2点)]. [堅半(ひねり綴)].

ペン書きの表紙(標題)を付す。

2. 御馬寄村/ 6. 十二新田割元/

1104 →2.6.

「十二新田関係小書附」。

[天保4年~明治32年].

[108件(129点)]. [一括].

259※ →2.6.1.

「千曲川岸 十二新田用水堰普請書留帳 三冊 自寛政四子年自明治五申年 書留 一 自明治十五年十月至全十六年五月 書留 一 自明治三十一年九月至全年十二月 書留 一」(一部誤字ママ、訂正前略)。

[寛政4年~明治31年].

[1冊(3冊合綴)]. [横長半(一ツ綴)].

表紙(標題)後紙、表紙右下に朱筆附箋「三通ノハ」。本文にも各所に朱筆書込み。

1104-78 →2.6.1.

「天保八年酉正月 十二新用水堀抜付 欠崩之節ハ畑買取之約定一札」。

天保8年正月。

[1 綴(2点)]. [綴(一ツ目結び綴じ)].

原稿用紙の表紙(標題ペン書き)を付し、紙縫りで結び綴じ。

1104-77-1※ →2.6.1.

「明治卅一年九月 十二新田用水工事 小書付」。

明治31年9月。

1 綴(15通)。綴(一ツ目結び綴じ)。

表紙を付与し紙縫りで端を結び綴じ。

2. 御馬寄村/ 7. 寺社/

1049 →2.7.2.

[大円寺過去帳出入一件書類]。

享和3~文化4年。

[5通]. [一括]。

謄写・筆写史料1点を含む。

1055 →2.7.2.

「天保三年辰七月 小諸御役所より大円寺除地高御尋」。

天保3年7月。

[1 綴(2点)]. [綴(ひねり綴)。

原稿用紙(標題ペン書き)の表紙を原文書1点へ付し端上をひねり綴。

1056 →2.7.2.

「天保十一年子九月 大円寺隠居雲譽の宥状一札 附、順道弟子入書・雲譽遷化」。

天保11年9月。

[1 綴(4点)]. [綴(一ツ目結び綴じ)].

原稿用紙(標題ペン書き)の表紙を付し原文書3点とも端上を紙縫りで結び綴じ。

1062 →2.7.2.

「明治六年酉一月 東海野村より大円寺掛り候 金銭出入一件」。

明治6年1月。

[1 綴(4点)]. [竪半・竪美(ひねり綴)。

原稿用紙(標題ペン書き)の表紙を付し原文書3点とも端上を紙縫りで一括。

1061 →2.7.3.

「自明治二年七月至明治七年二月 勝手神社松田神官へ之附地 御一新二付改正の始末」。

[明治2年7月~明治7年2月]。

[1 綴(5点)]. [綴(ひねり綴)。

原稿用紙(標題ペン書き)の表紙を付し原文書4点とも端上を紙縫りでひねり綴。(2)は標題(ペン)の横切紙へ原文書を貼継ぎ。

2. 御馬寄村/ 8. 村一般/

857 →2.8.5.

「嘉永七寅年自四月至七月 家屋敷無之者へ手当の仕

法」。

[嘉永7年4月~7月]。

[1 綴(4点)]. [綴(ひねり綴)。

原稿用紙(標題ペン書き)の表紙を原文書3点へ付し端を紙縫りでひねり綴。

859 →2.8.5.

「明治三年年ヨリ明治九年年迄 明治二巳巳・明治三庚午 夫食拝借粉返納之顛末」。

[明治2年~明治9年]。

[1 綴(13点)]. [綴(一ツ目結び綴じ)].

堅切紙(標題ペン書き)の表紙を原文書12点へ付し端を紙縫りで結び綴じ。標題干支記載ママ。

2. 御馬寄村/ 9. 一件/

1040※ →2.9.1.

「明治五年六月 無尽預ヶ金出入」。

明治5年6月。

1冊。竪半(一ツ綴)。

表紙貼紙、原稿用紙裏面使用。

802 →2.9.9.

「天保三年辰十月 廻国 巡礼村方に於て死去」。

天保3年10月。

[1 綴(5点)]. [綴(ひねり綴)。

原文書4点を紙縫りでひねり綴に一括したうえ、原稿用紙へペン書きの表紙(標題)・史料解説を付し、全体を別の紙縫りでひねり綴一括。

813 →2.9.11.

「失言詫状一札」。

天保10年2月。

[1 綴(2点)]. [綴(ひねり綴)。

「KS原稿用紙」の表紙(標題、ペン書き)を原文書(2)へ付し端上を紙縫りでひねり綴。

833 →2.9.13.

「七郎右工門・七左工門兄弟出入 参考証掘古記録」(兄弟田畑引分け一件)。

明治4年。

[12点]. [一括]。

原稿用紙(標題ペン書き)で全体を挿むように包む。

836 →2.9.14.

「明治十三年六月四日 上州星尾村市川こん当村ニ於て死去致候二付葬送並ニ遺産所置」。

明治13年。

(9点). [一括]。

836-2 以下は、836-1「明治十三年六月四日 上州星尾村市川こん当村ニ於て死去致候二付葬送並ニ遺産所置」(ペン書き)と題された原稿用紙に包まれていた。

820※ →2.9.16.

「嘉永二酉年五月 甚助変死一件」。

嘉永2年5月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

3. 奉公人請状

1187 →6.6.2.

[奉公人請状綴].

[文化14～天保4年].

[1綴(7通)]. [堅美継紙ほか(一ツ目結び綴)].
端を紙継りで結び綴じ.**4. 田畑等売渡証文**

1174 →6.6.2.

[田畑売渡証文].

[延享2～文政12年].

[1綴(24点)]. [綴, 堅・堅美(一ツ目結び綴)].
端を紙継り紐で結び綴じ.

1024 →1.4.4.4.

[田畑売渡証文].

[慶応元～2年].

[3通]. [一括].
ともに折りたたまれ一括. 不用分.

1026 →1.4.4.4.

[田畑売渡証文].

[明治10～26年].

[1綴(8通)]. [堅(一ツ目結び綴)].
端上を紙継りで結び綴じ.

1030 →1.1.2/1.4.4.4.

[宅地及家売渡証文].

[明治16～20年].

[1綴(5通)]. [堅美(一ツ目結び綴)].

1033 →1.1.2/1.4.4.4.

[地所譲渡・売渡証文].

[明治24年].

[4点]. [一括].

5. 質地証文ほか

1152 →6.2.2.

[質地証文・小作証文綴].

[享保5年～文久元年].

[1綴]. [堅(一ツ目結び綴)].
全体的に虫・破損.

995-2 →6.7.12/6.7.18.

[質地証文綴].

[1綴(4通)]. [仮綴(ひねり綴)].

(1)～(4)は端上で紙継りにより仮綴一括.

997 →6.7.12/6.7.18.

[質地証文綴].

[1綴(4通)]. [仮綴(ひねり綴)].

(1)～(4)は端上で紙継りにより仮綴一括.

6. 借金証文

898 →6.7.12.

[借金証文綴および一括].

[明和4年～9年].

[3点(1綴2通)]. [堅(一ツ目結び綴)], 堅紙.
計6通. -1(1)～(4)は端上を紙継りで結び綴じ.

901 →6.7.12/6.7.18.

[借金証文綴].

[天明5年・6年].

[1綴]. [堅(一ツ目結び綴)].

(1)・(2)端上を紙継りで結び綴じ.

902 →6.7.12.

[借金証文綴および一括].

[寛政元～13年].

[2点(1綴1通)]. [堅(一ツ目結び綴)], 堅紙.
計10通. -1(1)～(9)は端上を紙継りで結び綴じ.

903 →6.7.12/6.7.18.

[借用申金子之事].

[享和元・2年].

[2通]. [一括].

904 →6.7.12/6.7.18.

[借金証文綴ほか一括].

[文化6～13年].

[4点(1綴3通)]. [堅(一ツ目結び綴)], 堅紙.
計5通. -1(1)・(2)は端上を紙継りで結び綴じ.

905 →6.7.18.

[借金証文綴ほか一括].

[文政5～10年].

[7点(1綴6通)]. [堅美(一ツ目結び綴)], 堅紙.
計8通. -1(1)・(2)は端上を紙継りで結び綴じ.

907 →1.5.4/2.6.8/6.7.12/6.7.18.

[借金証文綴ほか一括].

[天保3年～10年].

[2点(1綴1通)]. [堅(一ツ目結び綴)], 堅紙.
計9通. -1(1)～(8)は端上を紙継りで結び綴じ.

909 →1.4.11.

[借金証文綴].

[明治3年].

[1綴(2通)]. [堅(一ツ目結び綴)].

(1)(2)は端上を紙継りで結び綴じ.

910 →1.5.1.1.

[借用証文類綴].

[明治4年].

[1綴(6通)]. [堅(一ツ目結び綴)].

(1)～(6)は端上を紙継りで結び綴じ.

911. →1.5.1.1.

[借金証文綴].

[明治5年].

[1綴(2通)]. [堅(一ツ目結び綴)].

(1)(2)は端上を紙継りで結び綴じ.

912 →1.5.1.1/1.5.1.3/1.5.3/1.5.6.

[借金証文ほか綴].

[明治6年].

[1 綴(4 点)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(4)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 913 →1.5.1.1/1.5.6.
 [借入金証文綴].
 [明治7年].
 [1 綴(6 点)]. [横・竪(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(6)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 914 →1.5.1.1/1.5.13/1.5.7.
 [借入金証書綴および一括].
 [明治8年(含, 明治2年)].
 [2 点(1 綴1 通)]. [竪(一ツ目結び綴じ), 竪紙].
 計5通。-1(1)~(4)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 915 →1.5.1.1.
 [借入金証綴].
 [明治9年].
 [1 綴(2 通)]. [竪(一ツ目結び綴じ)].
 (1)(2)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 917 →1.5.1.1.
 [借入金証綴].
 [明治11年(含, 明治9年以前)].
 [1 綴(7 通)]. [竪(ひねり綴じ)].
 (1)~(7)は端上を紙縫りでひねり綴じ。
 918 →1.5.1.1/1.5.4/1.5.7.
 [借入金証綴].
 [明治12年].
 [1 綴(6 通)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(6), (1)~(6)それぞれ端上を紙縫りで結び綴じ。
 919 →1.5.1.1・2・4~6.
 [借入金証綴].
 [明治13年].
 [1 綴(7 通)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(7)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 920 →1.5.1.1/1.5.12/1.5.4.
 [借入金証綴および一括].
 [明治14年・17年].
 [2 点(1 綴1 冊)]. [竪(一ツ目結び綴じ)ほか].
 計4点。-1(1)~(3)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 921 →1.4.7.8/1.5.1.1/1.5.4.
 [借入金証綴および一括].
 [明治14年・15年].
 [4 点(2 通2 綴)]. [竪紙, 竪(一ツ目結び綴じ)ほか].
 計22通。-4(1)~(6)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 1385 →1.4.7.7/1.5.1.1・2・4・9~13/1.5.4・7.6.7.24.
 [借入金証文綴].
 [明治16~37年].
 [1 綴(34 点)]. [綴(一ツ目結び綴じ)].
 全体端中央を紙縫りで結び綴じ。
 922 →1.4.7.8/1.5.1.1・2・8/1.5.4/1.5.8・9.
 [借入金証綴および一括].
 [明治16年].

[2 件(1 綴3 通)]. [竪(一ツ目結び綴じ), 竪紙].
 計12通。-1(1)~(9)は端上を紙縫りで結び綴じ。-2は折りたたまれ一括。
 923 →1.4.7.8/1.5.1.1/1.5.1.8/1.5.9/2.7.6.
 [借入金証綴].
 [明治17年].
 [1 綴(22 点)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(22)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 924 →1.4.7.8/1.5.1.1・2・8・9/1.9.5/2.7.6/2.9.14.
 [借入金証ほか綴].
 [明治18年].
 [1 綴(10 点)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(10), (1)~(4)は, それぞれ端上を紙縫りで結び綴じ。
 955 →1.4.7.8/1.5.1.1・4・8.
 [済前金借用特約証書ほか].
 [明治18~20年].
 [1 綴(7 点)]. [綴・竪美(ひねり綴じ)].
 925 →1.4.7.8/1.5.1.1・3・8/1.5.7.
 [借入金証ほか綴].
 [明治19年].
 [1 綴(9 点)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(9), (7)~(9)は, それぞれ端上を紙縫りで結び綴じ。
 926 →1.4.7.8・9/1.5.1.1・2・8.
 [借入金証ほか一括].
 [明治20年(含, 明治7年・17年)].
 [7 件(8 点1 綴)]. [竪, 竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 計11点。-7(1)~(3)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 927 →1.4.4.7/1.4.7.8~10・13/1.5.1.1・4・8.
 [借入金証ほか綴].
 [明治21・22・23年ほか].
 [1 綴(38 点)]. [綴(一ツ目結び綴じ)].
 (1)~(38)は端上を紙縫りで結び綴じ。
 928 →1.4.7.10/1.5.1.1・4・9・11/1.5.3/1.5.6.
 [借入金証綴および一括].
 [明治24年ほか].
 [3 点(1 綴2 通)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ), 竪紙].
 計10点。-1(1)~(8)は端上を紙縫りで一括。
 929 →1.4.7.10/1.5.1.1・2・6・12/1.5.4/1.5.7.
 [借入金証綴ほか一括].
 [明治24年~明治25年].
 [3 点(1 綴2 通)]. [竪(一ツ目結び綴じ), 竪紙ほか].
 計13点。-1(1)~(11)まで端を紙縫りで結び綴じ。
 930 →1.4.7.7・8・13/1.5.1.1・4・5・11・12/1.5.7.
 [借入金証綴].
 [明治26年].
 [1 綴(22 点)]. [竪ほか(一ツ目結び綴じ)].
 931 →1.5.1.1・4・5・11・12.
 [借入金証ほか綴および一括].
 明治27年。
 [2 件(1 綴2 通)]. [竪半ほか(ひねり綴じ)ほか].

計 14 点。-1(1)~(12)は端上を紙縫りでひねり綴。紙縫りの筆跡は、929-1-10 との対照より町田静太氏の筆跡か。綴は、町田良一氏か。

932 →1.4.7.7・8/1.5.1.1・11・12/1.5.6.

[借入金証綴].

明治 28 年.

[1 綴(12 通)]. [堅ほか(一ツ目結び綴)].

(1)~(12)は端上を紙縫りで結び綴.

933 →1.4.7.8・13/1.5.1.1・12/1.5.3/1.5.4/1.5.7.

[借入金証ほか綴および一括].

[明治 29 年].

[2 点(1 綴 1 通)]. [堅ほか(一ツ目結び綴)ほか].

計 11 通。-1(1)~(10), -1(3)~(10)は、それぞれ端上を紙縫りで結び綴.

934 →1.5.1.1・13/1.5.4/1.5.7.

[借入金証綴].

[明治 30 年].

[1 綴(7 通)]. [堅(一ツ目結び綴)].

(1)~(7)は端上を紙縫りで結び綴.

936 →1.5.1.1・14.

[借入金証書綴].

[明治 32 年].

[1 綴(2 通)]. [堅(一ツ目結び綴)].

(1)(2)は端上を紙縫りで結び綴.

938 →1.5.1.1.

[借入金証綴].

[明治 34 年].

[1 綴(2 通)]. [堅ほか(一ツ目結び綴)].

(1)(2)は端上を紙縫りで結び綴.

940 →1.5.1.1.

[借入金証書ほか綴].

[明治 36 年].

[1 綴(4 通)]. [堅半(一ツ目結び綴)].

(1)~(4)は端上を紙縫りで結び綴.

7. 諸書付綴

1388-6 →1.1.6/1.4.4.6/2.1.1・3・5・6/2.8/2.9.20/2.10.

[以書付御注進奉申上候ほか](小遣・ちやつけ等代金

書付、御支配様御廻村入用書付).

(天保 3 年~明治元年).

[1 綴(20 点)]. [横美切紙・横美切継紙(一ツ目結び綴)].

1139-187 →1.1.4/1.2.2/1.4.2~4/1.5~7/1.9.2/2.1.1・5.

[村方諸受取・町田家経営関係諸覚綴].

[1 綴(31 点)]. [綴(一ツ目結び綴)].

1360-11 →1.1・3~6・8・9/2.2・4・5・7.

[町田家および御馬寄村関係書類綴].

[1 綴(77 点)]. [綴(一ツ目結び綴)].

1388-4 →1.1.6/1.4.5/1.6/2.1.2・3/2.8~10.

[記または覚ほか](酒・まんちう代金書出、蕎麦・大豆等の相場書上等綴).

[1 綴(15 通)]. [横美切紙・横美切継紙(一ツ目結び綴)].

1388-7 →1.2・5・6/2.1.1・3/2.8~11.

[町田家または御馬寄村役元宛諸請求書等綴].

[1 綴(47 点)]. [綴, 横(一ツ目結び綴)].

8. 諸書付貼継

1388-5 →1.1.4/2.2.5/6.7.2.

[岩村田・市村ほか各種出入裁許書類の書上・請取証ほか].

1 点(6 通). [堅切紙・横美切継紙].

(2)以外、岩村田藩役所による天保 11 年「御公儀」裁許状・絵図調査時のもの.

9. 諸文書一括

1202-9 →1.1.4/1.2.3/1.4.2・4・7/1.7・9/2.1・2・8・10/6.7.20.

[諸書付書上帳・覚類ほか].

[42 件]. [横長半様一括].

-9-42 堅紙および紙縫り紐で一括.

6. 収集史料

(サブフォント記述)

出所・作成： 町田良一、および各収集史料原所蔵者。

資料記号： 30H/6.

年代： 慶長元年(1596)～大正元年(1912)、また、その他の注記参照。

物的状態： (数量) 1073件〔記述単位件数〕。また、その他の注記参照。

出所の履歴：

町田良一の履歴は、およそ4冊写・筆写史料に示したが、本項目下に配した「収集史料」に関連していれば、研究だけでなく古書・古文書・骨董・書画等の趣味が大きく影響している。第2次大戦後、外国人相手の骨董屋を開こうと考えていたこともあったというほど熱心だった。これらの収集時期は町田良一の後半生すべてにわたるが、たとえば定期的に開かれる古書市へ通う機会を得やすくなったのは少なくとも東京へ住所が移ってからであろう。研究図書・研究雑誌は、死後それらの売却に関わったという東京神田の八木書店から多く購入しており、古書・古文書も多く同書店を介して入手したと考えられる。送られてくる古書目録類によく目を通し、目星を付けたものを購入していたらしい。また、骨董店でも骨董だけでなく古書・古文書を入手することもあったようである。よく訪れたという店が、小諸の萬屋骨董店である——現在、旧小諸銀行の建物を使用し、当時はその建物の近くで営業しており、おそらく父・町田静太が商用でよく出向いたその場所は町田良一にも身近であった。

趣味の活動と重なり区別しがたいが、やはり町田良一の現地調査は収集史料の形成に大きな位置を占める。自らの研究や史料稿本作成のため各所の文書等を解説・筆写していたが、文書所蔵者から閲覧・借覧させてもらうだけでなく譲渡されることもあったようである。出自や同行者の存在、研究の標榜等により、所蔵者の信用を獲得した結果であろう。調査先は、親類縁者、家業や事業の取引先や共同経営者、かつての村役職上の出張先、等等など身近なところから選んでいったと思われる。最終的に南北佐久郡内は、くまなく調査したという。借用した後、返却しないままとなった可能性は、きわめて低い。町田良一自身が、所蔵者として未返却の苦い経験を持つからである。また譲渡は、調査の際だけでなく、家の処分等の際に文書等を引き受けることもあったと推定できる。この場合、町田家親類や御馬寄内の文書等の継承とは異なり、やはり町田良一が研究者であったことに由来する信用が関係しているはずである。

町田良一以外の代々の町田家の者も文書等を収集していたが、実務・学問・趣味等のためで、いわゆる近代的研究関心による史料収集ではない。ただ、町田静太の場合、学問や趣味以上に町田家の先祖のことを調べるといってはっきりした目的があったらしい痕跡が残る(町田 1354)。古文書について、町田良一と熱心に語らうこともあったという。病弱だが学問熱心な息子たち——町田良一や町田謙三への思いもあったと想像する。

各収集史料の出所については、それが地域までしか判明していない場合、いまだ地名辞典等以上の情報を示すことができない上、紙幅の都合もあり、各説明を略した。それぞれ出版物または参考文献に示すような地名辞典等を参照されたい。特定の原所蔵者が推定できる分や特筆すべき事項のある分についてのみ略述すれば、以下のとおりである(第2次項目以下ごと)。

7. 信濃国/1. 小諸牧野家

元禄 15 年 (1702) に越後国与板から信濃国小諸へ移封された牧野康重が、小諸藩での牧野家のはじめとなる。佐久郡・小県郡 15,000 石を領した。本項目下の資料として関係する牧野家当主は、康重から数えて 3 代の牧野康満 (やすみつ、大助；遠江守)、同 5 代の牧野康備 (やすとも、弥吉；内膳正)、同 7 代の牧野康明 (やすあきら、房之助；周防守)、の 3 人である (うち牧野康明は、その藩主在任時期と、家臣文書または藩庁文書と思しき資料 1 点の年代が重なる、という関係として)。3 代康満・5 代康備は、幕府奏者番を勤めた。

7. 信濃国/12. 佐久郡追分宿

中山道と北国街道の分岐点にある追分宿は、江戸時代の大半は幕府領 (御影支配所) で、明治元年 (1868) には 370.843 石 (うち寺社除地 13.84 石) であった (『旧高旧領取調帳 中部編』)。家数・人口は、幕府領となる前年の元禄 13 年 (1700) で 97 軒・892 人 (男 354・女 534・出家 4)、嘉永 4 年 (1851) で 95 軒・675 人 (男 267・女 408)、その後、家数は約 90 軒、人口は約 700~800 人で推移する (『近世宿駅制度の研究』)。女の比率の高さは、茶屋・旅籠屋の抱える飯盛女によるという。

本項目下の資料の出所は、この追分宿のなかで旅宿を営み年寄役を勤めた小川家と思われる。当主の名には六左衛門が確認でき、屋号を平野屋とする。

7. 信濃国/18. 佐久郡小諸 (本町)

小諸は、江戸時代に小諸藩の与良町・本町・市町 (小諸三町) 設置から展開してきた城下町で、北国街道が通過することで宿場町の機能も果たした。小諸本町には、北国街道の間屋・本陣が置かれ、明治元年 (1868) には 663.214 石 (うち寺社除地 25.706 石) であった (『旧高旧領取調帳 中部編』)。寛保 2 年 (1742) に大水害に罹災したが、延享 3 年 (1746) には家数 94・寺 10・中町 (脇町分) 22、宝暦 10 年 (1760) には人数 1,091 だったという (『角川日本地名大辞典 20 長野県』)。田町 (脇町分) に祇園社があり、「小諸祇園」の名で知られる夏祭りがある。

本項目下の資料は、その資料内にみえる本町・伊藤傳十郎の家がその出所と思われるが、詳細は不明である。なお、江戸時代後期の伊藤傳十郎の娘めいはいをとりて子の丹之助に家督を継がせるが、檀那寺である海応院の過去帳によれば、めいが明治 6 年 (1873) に死去した際、葬儀は桑原忠兵衛 (後述) が出している。何らかの事情で絶家した可能性がある。

7. 信濃国/20. 佐久郡小諸桑原家 (扇屋)

同じく小諸本町に所在した家で、屋号は扇屋である。代々の当主が名乗ったかは不明だが、元禄 2 年 (1689) の宗門改帳に忠兵衛とあらわれ、江戸時代後期の当主も忠兵衛である。はじめ借家、檀那寺は市町の養蓮寺だったが元禄 4 年から託心寺となったとい、本町へ移住したことを示すかもしれない。江戸時代後期に、中町へ当時の当主の兄弟である忠七を別家に出した。この忠七家は、のち相続により桑原亀太郎家となり、明治時代には荒町へ所在を移している。本項目下の資料のうち明治時代の分にあらわれる桑原鉄郎は、当時の桑原忠兵衛の弟である (掛川家文書 [小諸市大塚清人氏所蔵複写史料のうち]、明治 17 年 [1884] 9 月 6 日付・小諸町戸長西岡信義宛・戸主桑原忠兵衛不在二付親類代印掛川七之丞「徴兵適齡御届」)。桑原家は、御馬寄の町田家とは遠い親戚のようで (同じ志賀村の出身か)、いま判明している限りでは、町田良右衛門恒篤の義妹が小諸荒町の木村新兵衛の妻となっていて、その子が桑原忠兵衛の娘さいを妻としている、という関係がある。お互い江戸時代から慶弔の際にやりとりもあり、明治時代には町田不二太が何か学業上のことで世話をしてもらっている。

江戸時代の桑原家（桑原忠兵衛家）の家業は不明ながら、何か商売をしていたらしく（町田家との関係から穀商売と関わるようなものか）、少なくとも明治初年には陶器類を扱っている。祇園祭礼では、町内惣代または元々を勤めてきた。また、明治時代前期まで近江商人の岡利兵衛の定宿を提供し近江屋の店出でもあった。桑原亀太郎家でも明治初年に陶器類を売買しており、あるいは桑原忠兵衛家と一体の経営だったかもしれない。なお、桑原忠兵衛は、明治17年5月に「家財道具悉皆」を桑原亀太郎へ売渡している（掛川家文書〔同前〕、親類惣代人桑原亀太郎宛・売渡シ人桑原忠兵衛保証人桑原鐵郎連印「売渡シ証」）。これ以後、まず陶器類売買も引継がれたと考えてよい。

範囲と内容：

本項目下の資料は、その形成契機を前述から大きくつぎのように分けることができる：(1)町田良一による古書店・骨董店からの収集、(2)調査その他に際しての町田良一への譲渡、(3)町田良一以外の町田家の者による収集・交換・受領。いずれも町田良一によってコレクションとして把握されたことは間違いない。この収集史料の地理的範囲・分布は、多く長野の東信地方に集中しているものの、福島・群馬・千葉・埼玉・東京・神奈川・山梨・長野の1都7県に広がっている（図5）。この状況と、もともとの出所またはそれらを推測可能な単位の尊重から、資料の編成には(1)～(3)ではなく便宜的に地域区分することを採用した。資料の年代の多くが江戸時代であることを考慮し、旧国名を第2次項目とした。その中を郡・宿村町によって分けて第3次項目とし、さらに家などの出所が特定できている場合、家名を項目名へ含めた。郡・宿村町の配列は「旧高旧領取調帳」での郡・宿村町の配列にならった。最後に、地域を特定できなかった分を、原本が写本かの別により、まとめて示した。

以上から、48の資料ないし資料群として把握した。このうち長野以外の地域の方は、およそ上記(1)による収集と推測できる。町田良一の研究との関連はともかく、いまのところ町田家・御馬寄との強い結びつきを見出せないためである。28の資料ないし資料群を数える長野の地域では、(1)だけでなく(2)・(3)による収集の可能性が出てくる。町田家の親類縁者の関係網や家業・村役職等にともない築かれた関係網からは、その関係網の形成過程から(3)は起こりえたであろうし、その前提や信用があればこそ(2)が可能となったであろう。

いくつかの資料・資料群について、ごく簡略な説明を加えると、以下のとおりである（第2次項目以下ごと）。

4. 武蔵国3. 多摩郡下恩方村

江戸時代の御用留2冊だけであるが、町田良一の調査または収集の範囲を示唆する存在である。『日本農民史料聚粹』収載の謄写史料（表8の参考に示したもの、「甲州小仏関所番役人 佐藤庄太夫記」という）と出所地域が比較的近い。『…史料聚粹』収載の謄写史料の原本は町田家文書に現存していないが、『…史料聚粹』解題に「原書は長野縣北佐久郡中津村大字御馬寄町田良一氏が其の文庫中より謄寫して編者に惠贈」とあり、当時はおそらく収集史料として存在していた。本資料の出所地域と推定した下恩方村は、小仏関所を避ける甲州街道の脇往還・恩方街道（現・陣馬街道）が通り、当該謄写史料と内容的関係を推測できる。

7. 信濃国1. 小諸牧野家

本資料中もっとも特殊な伝存のあり方を推定できる。廃藩置県後、旧小諸藩の借財整理のため収公された小諸城が払い下げられた。そのうち三之門（現・懐古園入口）と本丸御殿御使者之間を、町田家縁戚の島川原村の小山亭（町田静太妻はつの実父）が落札した。三之門は旧藩へ寄付され、御使者之間は小山家へ移築された。本丸御殿のうち小山亭が落札した範囲内には床間・棚や祐筆部屋の一部が含まれているため、そこで保存されていた藩文書の一部がそのまま小山家へ運ばれたと考えられる。あるいは土蔵等の付属物としての藩内記録・文書類も

入札対象だったかもしれないが、本資料は（家臣文書か藩庁記録か不明な1点を除き）いわゆる藩庁記録とは異質で、特定の藩主が勤めていた幕府奏者番に関する内容を持つ。けっして物的状態がよくないことも、建築物内に化石化していた可能性を示すように思える。

本資料の入手経緯は明らかではないが、町田静太か町田良一が縁をたよりに訪れ、その珍奇さか研究資料的価値の高さから譲渡を受けた、と推測できる。どちらによるか判断しがたい理由は、町田静太と小山亭とが書画等を介した親交を持っており、町田良一の調査が契機と限らないためである。継起的に両方の動きがあった結果かもしれない。

7.信濃国/2.岩村田藩（または藩領村々）

本資料の内容は、主として領内へ命じて提出させた村役人勤方改と裁許書類改の2つの先例調査である。2つの調査の時期が異なり、2つの調査と無関係の資料3件があることから、複数の出所が考えられる。それでも2つの調査については、提出された書上等を取りまとめる藩内の組織または個人かそれを請負う立場にあった組織または個人を出所とも推測できよう。

これらの入手の経緯も不明ながら、町田良一の調査とは限らない。裁許書類改の一連の資料は貼り継がれているが、1点だけ第1次項目 1.町田家下の1.親族・交際4.生活諸事へ配した町田良右衛門の書状を含む。それは小諸藩政時の制度等を尋ねる内容であり、まったく無関係ではない。同じ岩村田藩領の 4.小県郡飯沼村の文書の入手経緯からは、町田静太であるかもしれない。

7.信濃国/4.小県郡飯沼村

本資料は、ほぼ岩村田藩（またはその御用達）から飯沼村名主へ宛てた年貢金や御用金の請取である。

本資料のなかで年代がもっとも古い1点に、差出・宛先の者を注解し「此書、山浦昌三殿より譲受ク」と記す昭和12年（1937）2月付の町田静太の貼紙がある。「町田億右衛門文書式也」ともあり、町田静太が先祖のことを調べていて譲渡された史料のようで注目できる。この場合、明らかに町田静太の収集である。

7.信濃国/6.佐久郡八郡村

量的にまとまっている本資料は、町田良一の研究と直接関係する入会山札出入はじめ研究素材となりうる内容が豊富である。おそらく町田良一の調査か古書店等により収集された。村内の出所は特定できていないが、資料の構成からは共有文書ではなく、江戸時代後期の名主としてみえる勘左衛門の家がその出所かもしれない。

7.信濃国/9.佐久郡南相木村

これもまとまった量の資料で、内容が豊富である。南相木村から酒造出稼人が御馬寄村に来ていた等、御馬寄や町田家と無関係ではない（福田屋町田家の親戚が酒造を営んでいた）が、同じく町田良一の調査か古書店等により収集されたものであろう——御馬寄との関係は調査を円滑にしたかもしれない。村内の出所は特定できていないが、資料の構成からは共有文書ではないと思われる。村内中嶋（中組）の名主・組頭として出現する善左衛門の家は、その出所の候補としてあげられる。

7.信濃国/12.佐久郡追分宿

追分宿の資料としては宿の間屋を勤めた家の資料が既に知られているが、本資料からは宿の年寄役で家業に旅宿を営む家の活動を明らかにしうる内容を持つ。町田家との関係でいえば、明治27年（1894）に追分宿の者と思われる（資料での肩書は軽井沢）油屋助右衛門と蚕種の取引をしている（町田 1139-149）。また、町田良一は近隣の沓掛に滞在して史料の筆写をしていたことがある（町田 1212）。もとより御馬寄村と無関係の地ではなく、

関係性から入手経緯をたどることは難しい。いずれにせよ町田良一の調査が収集と考えて間違いなく、入手が直接か古書店や骨董店を通しての等々は、出所と推定できる小川家（平野屋）の追跡から明らかになろう。

7. 信濃国/15. 佐久郡上桜井村

本資料の存在は、町田良一の調査先と親類縁者の居所とのつながりをうかがえる。上桜井村は、良右衛門恒篤が迎えた養子・良三郎の実家（白田六兵衛）がある。ここに配列した資料のなかに六兵衛という名が見え（ただし村名は一致せず）、良三郎の実家と何らかの関わりを想像できる。直接の入手経緯は明らかにならないとしても、町田良一が縁をたよって所蔵者を紹介してもらい調査することはあったのではないか。

7. 信濃国/18. 佐久郡小諸（本町）

7. 信濃国/20. 佐久郡桑原家（扇屋）

前者も量的にまとまっていはいないもの、後者は収集史料の大半を占めるほど大きい資料群である。2つの資料群をともにあげたのは、それぞれに推定した出所が密接に結び付いていると思われたためである。前述のとおり、小諸本町のほうの出所と推定した伊藤傳十郎家では、明治初年に同家の者の葬儀が桑原忠兵衛によって出された。このことが家の継承難を示していて、財産等の処分をも桑原家に委ねられたとすれば、伊藤傳十郎家の記録・文書類の一部が桑原家に伝わったと考えても不思議ではない。町田良一が桑原家の文書等を入手したときには、すでに伊藤傳十郎家の文書を包含していたかもしれない。また、桑原家としてまとめて配した本資料は、もと忠兵衛家と亀太郎家の2つに大きく分けられるはずである。これが一体化していることも、前述の桑原忠兵衛の売渡証によって明らかであろう。

桑原家文書は、慶弔の書類がまとめて残っており、その範囲で桑原家の構成員の詳細を知ることができよう。陶器類売買の一連の記録・文書類もあり、経営の一端を知ることができるはずである。断片的ではあるが、小諸の祇園祭礼の問題がうかがえる。また、近江商人・岡利兵衛（近江屋）の定宿・出店であったことは、岡と関係者がやりとりした（しかし桑原家は内容的にほぼ登場しない）書状類を中心とした資料小群の存在から判明した。近江商人出店の資料の一つの事例となる上、出店とその提供者の関係をうかがい知ること可能であろう。

これらの資料群の出所（実際には桑原家）も町田家との関係が、比較的明らかである。具体的な入手経緯は不明であるが、本資料とその周辺情報等の利用による桑原家の追究から解明できよう。

7. 信濃国/26. 佐久郡平塚村

本資料の内容がおおよそ交通関係（人馬、牛馬）であることは、町田良右衛門道喜が戸長等を勤めた際に収集した参照資料のようにも思えるし、あるいは町田良一の研究・調査のなかで収集されたようにも思える。いずれか判断しがたいが、塚原村は町田家の小作地があった場所で、無関係な地ではない。出所としては、おそらく資料にみえる小林甚四郎その本人か子孫と思われる。いずれにしても地縁をたよって入手したことは間違いのない。

出版物または参考文献：

解題で示した以外に参照した地名辞典としてつぎをあげておく。

『角川日本地名大辞典 7 福島県』角川書店、1991年；『角川日本地名大辞典 10 群馬県』角川書店、1988年；『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』角川書店、1980年；『角川日本地名大辞典 12 千葉県』角川書店、1991年；『角川日本地名大辞典 13 東京都』角川書店、1978年；『角川日本地名大辞典 14 神奈川県』角川書店、1991年；『角川日本地名大辞典 19 山梨県』角川書店、1984年。

その他とくに参照した地方史誌類・研究書等としてつぎをあげておく。

『近江日野町誌 巻中』滋賀県日野町教育会, 1930年(昭和5年)。

児玉幸多『近世宿駅制度の研究 改訂版 ——中山道追分宿を中心として——』吉川弘文館, 1960年。

『北御牧村誌 歴史編Ⅰ』・(既掲)『…歴史編Ⅱ』北御牧村誌刊行会, 1997年・1999年。

塩川友衛『資料で見る郷の歴史 江戸時代の小諸藩』塩川友衛, 1997年。

その他の注記:

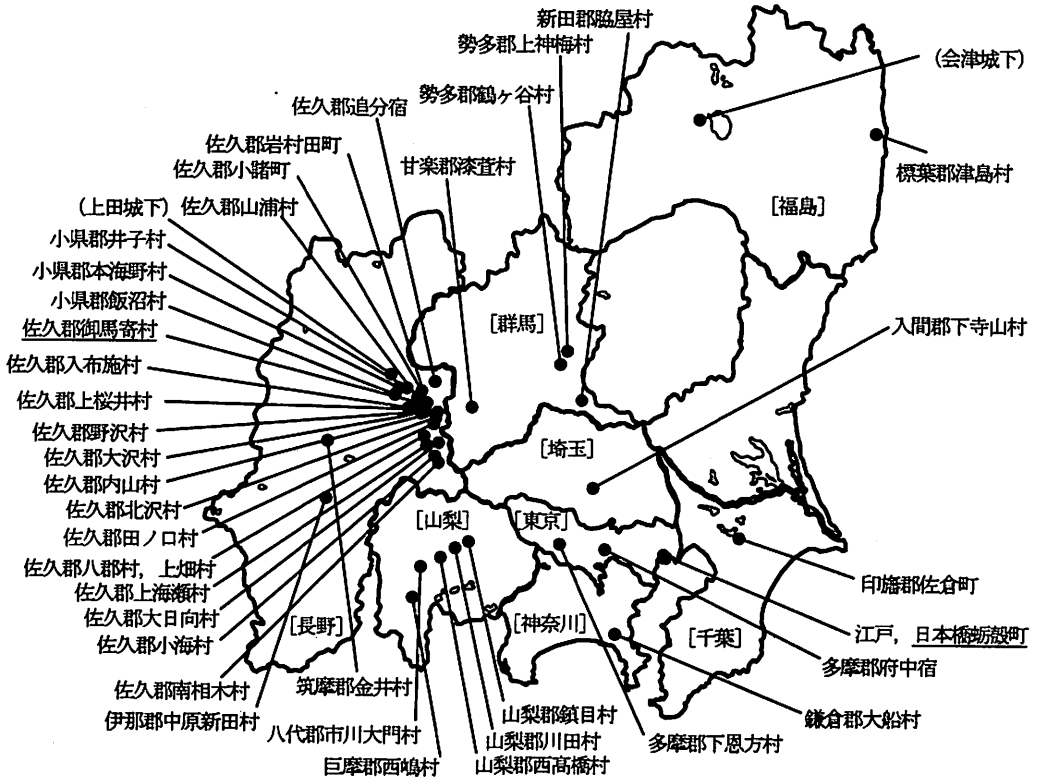
下位項目のうち旧国名(第2次項目)と宿村町名・家名(第3次項目)は, そのまま「～文書」と付けて適切な場合, コレクション内の資料群の資料名称(仮称)とすることができる。ただし, あくまで仮称であり, 多くは現在まだ正確な出所が判明していないため, 閲覧請求に際しては仮称での請求はこれを許容しないし, 引用に際しても仮称に続けて「(町田家文書内)」等の記載を推奨する。

なお, 特定の出所を推測でき複数の資料で構成される資料群の資料記号・資料名称(仮称, 下線部分が項目名)・数量・年代(半明分のみ)は, それぞれ以下のとおり:

30H/6-2-2.	<u>上野国勢多郡上神梅村文書</u>	65件	貞享4.～明治2.(1687-1869)
30H/6-4-2.	<u>武蔵国多摩郡府中宿文書</u>	2件	宝永4.・享保2.(1707,1717)
30H/6-4-3.	<u>武蔵国多摩郡下恩方村文書</u>	2件	文化2.・文化14.(1805,1817)
30H/6-4-4.	<u>武蔵国入間郡下寺山村文書</u>	9件	宝永7.～安政3.(1710-1856)
30H/6-6-2.	<u>甲斐国山梨郡西高橋村文書</u>	64件	延享2.～元治2.(1745-1865)
30H/6-7-1.	<u>信濃国小諸牧野家文書</u>	20件	宝暦5.～文政8.(1755-1825)
30H/6-7-2.	<u>信濃国岩村田藩(または藩領村々)文書</u>	28件	天明元.～嘉永2.(1781-1849)
30H/6-7-3.	<u>信濃国小県郡本海野村文書</u>	2件	寛政9.・享和元.(1797,1801)
30H/6-7-4.	<u>信濃国小県郡飯沼村文書</u>	5件	享保12.～宝暦4.(1727-1754)
30H/6-7-6.	<u>信濃国佐久郡八郡村文書</u>	62件	寛文9.～明治38.(1669-1905)
30H/6-7-9.	<u>信濃国佐久郡南相木村文書</u>	46件	宝暦12.～慶応3.(1762-1867)
30H/6-7-10.	<u>信濃国佐久郡北沢村文書</u>	6件	文政9.～天保3.(1826-1832)
30H/6-7-11.	<u>信濃国佐久郡大日向村文書</u>	3件	延享元.～文政7.(1744-1824)
30H/6-7-12.	<u>信濃国佐久郡追分宿文書</u>	69件	享保20.～天保10.(1735-1839)
30H/6-7-13.	<u>信濃国佐久郡小海村文書</u>	2件	寛延4.・明治22.(1751,1889)
30H/6-7-15.	<u>信濃国佐久郡上桜井村文書</u>	5件	元禄13.～弘化4.(1700-1847)
30H/6-7-17.	<u>信濃国佐久郡小諸(荒町)文書</u>	4件	宝暦6.～文化11.(1756-1814)
30H/6-7-18.	<u>信濃国佐久郡小諸(本町)文書</u>	47件	享保9.～嘉永7.(1724-1854)
30H/6-7-20.	<u>信濃国佐久郡小諸桑原家(扇屋)文書</u>	540件	享保20.～明治32.(1735-1899)
30H/6-7-24.	<u>信濃国佐久郡田ノ口村文書</u>	17件	寛永6.～明治37.(1629-1904)
30H/6-7-25.	<u>信濃国佐久郡沓沢村大徳寺文書</u>	13件	慶長元.～弘化2.(1596-1845)
30H/6-7-26.	<u>信濃国佐久郡平塚村文書</u>	12件	元禄16.～慶応4.(1703-1868)

※これらの資料群は, 関係の地方誌史類にも研究者にも, あまり利用されていない。利用者にとって, 一見すると名主の資料かのような町田家文書に含まれていたことが不可解で, 利用に不安があったと想像する。本集編集過程で, 町田家が生んだ研究者のコレクションであることが明らかになり, 各資料群が町田家文書のなか存在する理由までは指定しえた。これらの資料群の利用により, それぞれの資料群が明らかにする内容とともに, 町田家文書との関係も, いっそう解明されることを期待する。

図5. 町田家文書内の収集史料の分布概略



注) 各資料の原出所のおよその地理的位置を示した。○内は諸原本・写本等で出現する場所である。また、町田良一の居所のうち、主要な住所(御馬寄と蛎殻町)は、下線で示した。このほかに、町田良一の居所として伊豆地方(含・大島)、沼津、阿佐ヶ谷があげられる。なお、現在つたわっていない町田家文書内の収集史料の出所は上図に示していない。

1. 岩城国

1. 標葉郡津島村(カ)

549

公私諸色書留.

天保4~慶応3年. 作成:(松本某).

1冊. 横長美(下ヶニツ目綴).

表紙・裏表紙とも欠損. 標題は1丁目柱書より. 各所に朱筆書込み.

2. 上野国

不明分を含め、いま判明している限りの極小の出所を5ヶ所と想定したが、あるいは2.勢多郡上神梅村に所在し周辺地域と関係のある家または個人がその出所のほとんどを占めるかもしれない。

1. 全体 (または不明)

1162

差上申一札之事(日光御社参御用之儀につき請書).

安永5申年正月. 作成:右村々連印.

1通. 堅美継紙.

2. 勢多郡上神梅村

1145

取替申証文之事(写, 上州黒比山をめぐる山境争論和談につき).

貞享4卯年6月25日. 差出:上州厩橋領勢多郡宝沢村 組頭 与兵衛印, 同 田嶋村 名主 太兵衛印[ほか3ヶ村組頭3名署名書印], 厩橋領宿江戸弥左衛門町油屋 扱人三左衛門印[ほか桐生領七ヶ村扱人1名書印]. 受取:上州桐生領下神梅村五郎右衛門殿, 上神梅村五兵衛殿[ほか5ヶ村5名宛].

1冊. 堅半(ニツ綴).

表紙・裏表紙に記載なし.

1146

乍恐返答書以申上候(当村駄賃継上神梅村にて継来るところ宿廻村のうち本宿の者ども往来の者の荷物・商人の荷物まで本宿にて押え継送り等荷物継送り出入につき).

宝永6丑年7月. 差出:上州上神梅村名主源右衛門(印), 組頭佐五右衛門(印)[ほか組頭3名連印]. 受取:御代官様.

1通. 堅美継紙.

破損.

1147

売渡申畑手形事(上清水中畑下畑ほか金15両にて).

宝永7寅年8月23日. 差出:売主 新八郎(印)・庄左衛門(印), 口入 源右衛門(印), 同 太郎右衛門(印), 同 平左衛門(印). 受取:市左衛門殿.

1通. 堅紙.

1148

耶蘇宗門御改二付寺証文之事(込皆戸村のうち岡のえた長兵衛).

正徳3巳年3月24日. 差出:女洲村禪宗 龍光寺(印). 受取:深沢村名主 源右衛門殿.

1通. 堅美紙.

「深沢村」は、慶安年間に宿廻村と神梅村に分かれる前の古称.

1149

一札之事(込皆戸村のうち岡のえた傳兵衛弟長兵衛が深澤村五郎兵衛方へ聲入の宗門送りにつき).

正徳3巳年3月24日. 差出:前橋領込皆戸村名主源右衛門(印). 受取:深沢村名主源右衛門殿.

1通. 堅美紙.

1150

取扱証文之事(その方と安兵衛との屋敷出入につき).

正徳3巳年9月. 差出:下神梅村名主扱人 四郎右衛門, 上神梅村名主扱人 源右衛門, 同 安兵衛, 同 平左衛門. 受取:上神梅村 伊右衛門殿.

1通. 堅紙.

1151-1

借用申金子手形之事(金3分).

明和5子年9月4日. 差出:金借主利左衛門(印), 証人弥八(印). 受取:上神梅村三右衛門殿.

1通. 堅紙.

下部破損.

1151-2

借用申金子証文之事(金2両, 御年貢皆済差支え).

明治2巳年12月2日. 差出:上神梅村金借り主高造(印), 請合繁次郎(印). 受取:右同村源作殿.

1通. 堅継紙.

1151-3

上成シ手形之事(上清水之畑麦・上米ともに小形金子一両三分借用につき)。

正徳5末年3月。差出:勘左衛門, 太郎右衛門。受取:傳之助殿。

1通。 豎半紙
下部破損。

1153

乍恐以上書御訴訟申上候(上神梅村孫兵衛・又右衛門の遺跡の田地を買取主基内売渡したにつき)。

享保5子年10月。差出:上野国勢多郡上神梅村訴訟人孫兵衛・又右衛門, 名主源右衛門。受取:同国同郡同村相手基内。

1通。 豎美紙。

1154

覚(利根川・荒川等普請高役金請取覚)。

享保12末年11月。差出:池田新兵衛手代及川大右衛門(印), 熊倉忠蔵(印)。受取:右村名主中。

1通。 豎美紙。

1155

乍恐口書を以申上候(年番名主役儀をめぐる出入につき訴書)。

寛保3亥年。差出:上野国勢多郡上神梅村訴訟人勘左衛門。受取:近藤万五郎様御役所。

1通。 豎美紙
下部欠損。

1156

(諸木板・角木・丸太直段御尋につき値段書上)。

延享3寅年7月。差出:(奥書)惣右衛門, 庄介。受取:伊那半左衛門様御役所;(奥書)与五左衛門様, 勘左衛門様。

1通。 豎半紙。

1158

差上申証文之事(御年貢御割付皆済目録とも拝見し委細得心, 割合勘定申分無い旨)。

明和3戌年5月。差出:上野国勢多郡上神梅村名主三郎右衛門(印), 組頭源右衛門(印)[ほか5名連印], 惣百姓安兵衛(印)[ほか84名連印], 宿廻村江入作重郎兵衛(印)[ほか1名連印], 下神梅村江入作林右衛門(印)[ほか1名連印]。受取:鞆飼左十郎様御役所。

1通。 豎美紙
継目剥離。

1163

詫書一札之事(親平五郎が又兵衛方へ買入しようとした地所について治兵衛が差障申してきた一件内済につき)。

天明8申年5月。差出:平五郎(印)。受取:年番御名主中。

1通。 豎美紙。

1164

送証文之事(当村与四兵衛娘まん養女へ)。

天明8申年8月。差出:曲淵市左衛門知行所山田郡堀原村組頭小平太(印)。受取:勢多郡上神梅村名主甚右衛門殿。

1通。 豎紙。

1165

覚(半兵衛ほか16人無年貢持林所持の申立あり近々吟味につき);(前書書付承知, 御呼出御差日次第まかり出る旨請書)。

(寛政4年)子10月24日;寛政4子年10月27日。差出:(差紙)山中老郎右衛門 役所;(請書)上神梅村 半兵衛, 五兵衛(印)[ほか13名連印2名連署]。受取:(差紙)右村名主・組頭・百姓代;(請書)名主 甚右衛門。

1通。 豎美紙。

差紙写に「此段一同江申聞此書付相返可申候」。

1166

乍恐書付を以奉願上候(相手伊八等4名巧みにより願人玉蔵を村内不通としたことならびに伊八作物踏荒につき訴状)。

寛政12申年4月。差出:勢多郡上神梅村百姓願人玉蔵。受取:吉川栄左衛門様御役所。

1通。 豎紙。

1171

覚(御巡見様御色入用請取につき)。

寅4月21日。差出:花輪村名主弥市右衛門(印)。受取:上神梅村名主勘左衛門殿。

1通。 豎美。

1170

落付証文之事(与右衛門倅幸助, 当村左兵衛養子に引取り縁組み)。

巳正月。差出:[欠損]様領分 大原領西久保村 名主久右衛門(印)。受取:川田玄蕃様御支配所 上神梅村御名主 源右衛門殿。

1通。 豎紙
虫損, 一部破損。

1173

馬舳(御用納荷物参につき馬13疋を明23日明6つ時に此方へ参ようにすべき旨の要請)。

申9月22日。差出:高梨弥右衛門(印)。受取:右村名主中。

1通。 横切紙(包紙入)。
封紙あり。

1169

[差紙](訴答のため惣代召連れるべく, 同書付写廻す旨奥書とも)。

4月26日。差出:中沢宅右衛門, 後藤伊十郎;(奥書)又兵衛[ほか4名], 惣代 助兵衛。受取:上神梅村役人中。

1通。 横美切紙
破損。

○御用帳箱諸書物引継

1157-1

巳ノ名主引渡証文覚(検地帳等引継書類の書上).

寛延2巳年正月11日. 差出:(上州勢多郡上神梅村)辰名主定右衛門. 受取:[勘]左衛門殿.

1通. 堅継紙.

1157-2

丑名主引渡証文之事(水帳等引継物書上).

丑年正月6日. 差出:子名主定右衛門. 受取:御当番甚右衛門殿.

1通. 堅継紙.

裏打.

1159-1

覚(御用帳箱・諸書物を証文通り請取につき).

酉年正月11日. 差出:酉番勘右衛門(印). 受取:申ノ名主源右衛門殿.

1通. 堅紙.

1159-2

覚(御公用帳箱を証文通り受取につき).

宝暦8寅年正月11日. 差出:寅ノ番勘左衛門(印). 受取:丑名主源右衛門殿.

1通. 堅紙.

1159-3

覚(名主箱を証文の通り請取につき).

享和4子年正月11日. 差出:当番三右衛門(印). 受取:亥名主甚右衛門殿.

1通. 堅紙.

○旧夫縁組妨害出入

1161-2

乍恐書付ヲ以奉願上候(上州勢多郡上神梅村いねが旧夫同郡塩沢村次郎右衛門より難縁状を受取ったのち、いねの縁組に旧夫が妨害するにつき).

明和7寅年11月. 差出:野田弥市右衛門・薩山外記当分御預所上州勢多郡上神梅村願人いね・差添人同人兄組頭勘右衛門. 受取:御奉行所.

1通. 堅継紙.

1161-3

乍恐書付を以奉願上候(上州勢多郡上神梅村いねの縁組を旧夫同郡塩沢村治郎右衛門が妨害するにつき).

明和7寅年11月. 差出:上州勢多郡上神梅村願人いね. 受取:御奉行所.

1通. 堅美継紙.

1161-1

(前欠)(上州勢多郡上神梅村組頭勘右衛門妹いねを難縁した旧夫同郡塩沢村治郎右衛門がいねの縁組を妨害した一件に対する評定所の仰せ渡しの請状).

明和8卯年3月. 差出:野田弥市右衛門・薩山外記当

分御預所上州勢多郡上神梅村組頭勘右衛門・同人妹いね, 岡部熊三郎御知行所同国同郡塩沢村与頭治郎右衛門;(奥書)塩沢村名主八十八. 受取:御評定所.

1通. 堅美継紙.

○村役人押領相掠出入

1167-3

乍恐以書付駆込御訴詔奉申上候(公事銘:押領被相掠候出入, 訴詔人:又兵衛, 相手:当年番名主甚右衛門・去年番名主五兵衛;又兵衛取持の無年貢地の松木を伐払われ根株まで堀取られた始末より).

享和3亥年閏正月. 差出:勢多郡上神梅村 訴訟人百姓 又兵衛. 受取:吉川栄左衛門様 御役所.

1通. 堅継紙.

1167-4

乍恐以返答書奉申上候(又兵衛申立ての字上ノ宿無年貢地材木数度伐取り材木植込み又兵衛畑木陰になったこと全く偽り, ほかにつき).

享和3亥年閏正月. 差出:勢田郡上神梅村 当年番名主 甚右衛門. 受取:吉川栄左衛門様 御役所.

1通. 堅継紙.

1167-1

差上申済口証文之事(百姓又兵衛より名主甚右衛門・去年番五兵衛へ掛る押領掠め村役取計わず無年貢地取持申立てから差紙を頂戴した一件につき取扱人立入り熟談内済).

享和3亥年2月. 差出:訴, 相手, 取扱人 たれ, 一;(貼継)勢多郡上神梅村 訴訟人 百姓 又兵衛, 同郡同村 相手 名主 甚右衛門, 去年番名主 同 五兵衛, 同郡宿廻村 扱人 伊右衛門, 同 定七, 先扱人惣代 上神梅村与頭 同 庄右衛門, ふしや 同 清之丞. 受取:(貼継)吉川栄左衛門様 御役所.

1通. 堅継紙・堅美継紙.

本紙奥に差出・宛先を記した判型の異なる紙を貼継ぎ, もと本紙は下書か.

1167-7

差入申一札之事(又兵衛より其許へ掛る出入論所は源左衛門取持地にて武兵衛持山に籠っているので源左衛門山畑に引分けにつき).

享和3亥年2月. 差出:勢多郡上神梅村 山畑渡人 百姓 武兵衛, 同引受人 同 源左衛門. 受取:同村 名主 甚右衛門殿.

1通. 堅紙.

1167-9

差入申一札之事(又兵衛より其許へ掛る出入論地3ヶ所のうち1ヶ所これまでの御帳面通りお取計らいほか済口の趣ご承知くださるべく).

享和3亥年2月. 差出:勢多郡上神梅村 扱人 与頭 庄右衛門, 同郡宿廻村 同 名主 伊右衛門, 同村 同 定七. 受取:上神梅村 御名主 甚右衛門殿.

1通. 堅継紙

1167-2

(前欠)(又兵衛願上げの字名上ノ宿畑山林の一件につき内済和融扱人兩人宿連印済口証文案).

月日. 差出: 上神梅村 又兵衛, 甚右衛門, 五兵衛, 扱人, 宿. 受取: 吉川栄左衛門様 御役所.

1通. 堅継紙

1167-5

破談仕候趣意(字上ノ宿の論所は正圓寺持にするはずほか訴方・答方とも承知成り難い旨あり抛所なく).

1通. 堅継紙

後欠または下書か.

1167-6

[論所絵図].

1綴. 堅紙ほか(ひねり綴).

1167-8

乍恐口上書を以奉申上候(私共出入焔村内済の旨承知し焔村したところ論所地主源左衛門が扱人へ村役人より渡したはずの持分御水帳写を見せない等の源左衛門・又兵衛副合巧み御吟味願).

作成: (上神梅村名主甚右衛門煩ニ付代悴豊吉).

1通. 堅継紙

後欠または下書か.

○質地証文・小作証文

1152(1)

売渡シ畑質手形之事(前畑麦 18石余蒔の所).

享保5年子11月. 差出: 上神梅村畑売主甚内(印), 証人安右衛門(印), 同三郎右衛門(印). 受取: 新宿源右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(2)

売渡申質地証文之事(山畑, 桑栝添売渡).

宝暦4年戌10月. 差出: 金借り主阿久沢専右衛門, 上州勢田郡上神梅村証人三郎右衛門, 同甚右衛門, 同勘左衛門, 同文右衛門. 受取: 愛久沢郷介殿.

1通. 堅紙

1152(3)

質地証文之事(屋敷付下畑等).

文政2卯年11月. 差出: 穴原畑主忠兵衛(印), 同証人藤蔵(印), . 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(4)

小作証文之事(屋敷付下畑等質地相渡につき).

文政2卯年11月. 差出: 穴原小作人忠兵衛(印), 同証人藤蔵(印), . 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(5)

質地証文之事(中畑・下畑, 2筆):(附)小作証文之事(中畑下畑質地に相渡すにつき).

文政4巳年3月. 差出: 穴原村畑主治郎左衛門(印), 請人半兵衛(印);(奥書)当役 伊助(印);(附)穴原村小作人治郎左衛門(印), 請人半兵衛(印). 受取:(本紙・附とも)上神梅村 甚右衛門殿.

1通(附1通とも). 堅美(附: 堅紙).

附は本紙奥に鱒附様に貼付.

1152(8)

質地証文之事(中畑下畑).

文政5午年2月. 差出: 同村畑主治郎右衛門(印), 証人半兵衛(印);(奥書)組頭 五兵衛(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(7)

小作証文之事(字上之宿西久保畑地屋敷).

文政5午年3月. 差出: 同村小作人治郎右衛門(印), 請人半兵衛(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(6)

質地畑証文之事(字小垂畑地, 相違ない旨奥書とも).

文政5午年8月. 差出: 同村畑主清助(印), 証人忠右衛門(印);(奥書)組頭 五兵衛(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

虫損大, 取扱注意. 以下標題への奥書等記載略.

1152(9)

(小作証文, 字小垂畑地質地渡しにつき).

文政5午年8月. 差出: 同村小作人源助(印), 証人忠右衛門(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(10)

質地証文之事(竹上下畑).

文政7年申ノ8月. 差出: 下神梅村借り主林右衛門(印), 証人新八(印);(奥書)組頭 源兵衛(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(11)

小作証文之事(竹上下畑質地に渡すにつき).

文政7年申ノ8月. 差出: 下神梅村小作人林右衛門(印), 証人新八(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(12)

小作証文之事(八王子前地所質地に渡すにつき).

文政7申霜月. 差出: 穴原小作人又七(印), 請人藤兵衛(印). 受取: 上神梅村甚右衛門殿.

1通. 堅紙

1152(13)

質地証文之事(字八王子前畑地).

文政7申霜月. 差出: 穴原借主又七(印), 請人藤兵衛(印);(奥印)与頭 政右衛門(印). 受取: 上神梅村甚右

衛門殿。

1通. 堅紙

1152(14)

小作証文之事(字久保之後中田地所質地に渡すにつき)。

文政8酉年11月。差出:塩沢村小作人義右衛門(印), 証人新之丞(印)。受取:上神梅村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(15)

質地田証文之事(字久保之後中田)。

文政8年酉11月。差出:塩沢村畑主義右衛門(印), 証人新之丞(印);(奥印)組頭 八右衛門(印)。受取:上神梅村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

表裏を逆にして本紙奥で綴じる。

1152(16)

質地証文之事(字小平字つぼろ等畑地所)。

文政9年戌11月。差出:宿廻村畑主文蔵(印), 証人藤七(印);(奥印)組頭 与右衛門(印)。受取:上神梅村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(17)

小作証文之事(字小平字つぼろ等畑地所質地に渡すにつき)。

文政9年戌11月。差出:宿廻村小作人文蔵(印), 加判人藤七(印)。受取:上神梅村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(18)

質地証文之事(字清水屋敷畑地外)。

文政11子年11月。差出:上神梅村畑主新右衛門(印), 証人権八(印);(奥印)組頭 五兵衛(印)。受取:村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(19)

小作証文之事(屋敷畑地質地渡しにつき)。

文政11子年11月。差出:上神梅村小作人新右衛門(印), 請人権八(印)。受取:同村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

虫損大, 取扱注意。

1152(20)

質地畑証文之事(字上之宿下畑)。

文政11子年11月。差出:上神梅村借主新兵衛(印), 証人徳兵衛(印);(奥書)組頭 五兵衛(印)。受取:同村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(21)

小作証文之事(字上之宿下畑質地に渡すにつき)。

文政11子年11月。差出:上神梅村小作人新兵衛(印), 証人徳兵衛(印)。受取:同村甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(22)

質地証文之事(字瀧沢下々畑)。

文政12丑年3月。差出:上神梅村借主伊八(印), 証人吉左衛門(印), 組頭三郎右衛門(印)。受取:同村宿甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(23)

小作証文之事(字瀧沢下々畑質地に渡すにつき)。

文政12丑年3月。差出:上神梅村小作人伊八(印), 証人吉左衛門(印)。受取:同村宿甚右衛門殿。

1通. 堅紙

1152(24)

質地証文之事(字諏訪前下畑);(附)小作証文之事(字諏訪前下畑七質地に渡すにつき)。

文政12丑年8月。差出:宿廻村元宿借主嘉七(印), 証人忠次郎(印);(奥書)組頭 与右衛門(印);(附)宿廻村小作人嘉七(印), 証人忠次郎(印)。受取:上神梅村 甚右衛門殿。

1通(附1通とも)。堅紙。

附は本紙奥上で糊付け。

1152(25)

質地証文之事(字清水下田)。

万延元申年11月。差出:上神梅村地主源右衛門(印), 親類請人勘左衛門(印);(奥印)名主 定右衛門(印)。受取:右同村愛三郎殿。

1通. 堅紙

1152(26)

質地添書一札之事(字清水下田質地に渡し, 当12月差加金請取)。

文久元酉年12月。差出:上神梅村金子借用主源右衛門(印), 勘左衛門(印), 重右衛門(印)。受取:右同村愛三郎殿。

1通. 堅紙

3. 勢多郡鶴ヶ谷村

1160

子御年貢可納割付之事(上野国勢多郡鶴ヶ谷村)。

明和5子年10月。差出:前沢藤十郎(印)。受取:右村名主・組頭・惣百姓。

1通. 堅紙継紙

4. 甘楽郡漆萱村

944

一札之事(去秋借用金子, 今以って相済まざるにつき返済差延ばし)。

寛政11年5月。差出:漆萱村友次郎(印), 世話人又右衛門。受取:市兵衛殿。

1通. 堅紙

5. 新田郡脇屋村正法寺

1168

入置申一札之事(貴寺様諸堂大破につき修復助成の配札引受証文).

万延元申年 6 月. 差出:長岡村当人繁治郎(印), 請人 條兵衛(印). 受取: 正法寺様御世話衆中.
1 通. 堅美.

3. 下総国

資料内容から 4. 武蔵国/1. 江戸へ収めるべき 1 点を含むが, 蔵書印から推測される出所によりここへ収めた.

佐倉

148

町年寄書上ヶ写(樽屋藤左衛門等江戸三町年寄由緒書).

享保 10 年.

1 冊. 堅半(二ツ綴).

裏表紙「上州 武田村 森川勘藏 御袋」. 写. 「下総佐倉飯田(ヤ

マに吉)木内」印, 「木内蔵書」印あり.

243

明治七年五月九日 田畑買戻ノ訴 印旛郡北須賀村 原告代書人 小川市右衛門(被告同郡佐倉新町嶺南寺住職豊永泰玄).

明治 7 年 5 月. 受取: 千葉裁判所宛.

1 冊. 堅美(かぶせ綴).

表紙朱筆「下ヶ」「七年二千四百八十五号」.

4. 武蔵国

下位項目 1. 江戸は, 他の項目と異なり, 一つの極小の出所(出所地域)を想定して設けたわけではない. 資料自体の分析が進み, 資料の周辺情報が豊富になれば, 特定の出所が判明する可能性があろう.

1. 江戸

523

名主新右衛門方へ差出候歎願書 媒基右衛門茂八方へ差遣候書状写.

(嘆願書)嘉永 5 子年 11 月 22 日[ほか]. 差出:(嘆願書)浅草西仲町庄蔵店庄之助召仕 久蔵爪印. 受取:(嘆願書)名主 高野新右衛門様.

1 冊. 堅美(かぶせ綴).

虫損.

102

慶応二丙寅年四月 人別帳(裏表紙)新材木町.

慶応 2 寅年 4 月. 作成:新材木町 家主 彦兵衛(印), 同 治兵衛(印), 同 仙七(印), 同 重兵衛(印), 同 平八(印), 同 半六(印)[破損, 6 名分ほど欠], 同 儀兵衛(印), 同 源兵衛(印), 同 芳松(印), 名主 三郎右衛門(印).

1 冊. 堅半(四ツ目綴).

虫損甚大, 綴紐切れ, 取扱注意.

2. 多摩郡府中宿

1006

譲渡シ申畑之事(新宿南裏上畑 5 畝 29 歩, 番場宿御伝馬高のうち其方由緒あるにつき, 金子 4 両 2 分請取).

宝永 4 亥年 3 月 10 日. 差出:番場宿畑譲り主孫次郎(印), 高組太郎右衛門(印), 同孫兵衛[印], 同忠左衛門

(印), 同安左衛門(印), 組頭甚五左衛門(印), 同五郎平(印), 同市郎右衛門(印), 同定右衛門(印), 同文左衛門(印), 同治右衛門(印). 受取:新宿 安兵衛殿.

1 通. 堅美継紙

汚損・破損.

1007-1

譲り渡シ申畑之事(貫井通畑 3 筆, 府中新宿御伝馬高我等名分のうち其方由緒あるにつき, 金 7 両請取).

享保 2 年酉 3 月 5 日. 差出:譲り主平右衛門(印), 組頭 太兵衛(印), 同八右衛門(印), 同彦兵衛(印), 同平兵衛(印). 受取:七兵衛殿.

1 通. 堅紙.

3. 多摩郡下恩方村

154

文化二年 丑正月吉日 御用留(後欠).

文化 2 年.

1 冊. 横長美(下ヶ二ツ目綴).

合綴, 汚損・破損. 途中に, もと丑年分 1 冊の裏表紙あり, 「武州 多摩郡下恩方村 年番名主 九兵衛」.

157

文化十四年 丑正月吉日 御用留.

文化 14 年正月.

1 冊. 横長美(下ヶ二ツ目綴).

綴紐切れ, 裏表紙なし, 後欠カ.

4. 入間郡下寺山村

541-1

過去帳 上 八幡山西光院(寛文まで).

宝永7庚寅年6月21日.

1冊. 堅美(五ツ目綴).

裏表紙裏面「八幡山延命寺西光院不動坊 宝永七庚寅六月廿一日 宥覚法印改之」.

541-2

[過去帳 下カ](表紙欠, 延宝より享保まで).

宝永7庚寅年6月21日.

1冊. 堅美(一ツ綴).

裏表紙裏面記載-1に同. 紙柱部分「過去帳下」.

541-3

(日付毎の没年・俗名・戒名書上).

明和3丙戌天9月.

1冊. 堅美(二ツ綴).

綴破損, 表紙欠カ. 末尾記載「此末娘ノ内ニ母在之」.

308

天明六丙午年 三月大吉日 妙義榛名日光鹿嶋道中覚帳 (裏表紙) 本田亀右衛門・市川平左衛門・中野要左衛門・鈴木平八

天明6年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

402

文政八乙酉歳六月廿七日吉辰 西光院義仁法印 入院諸色扣帳 西光院知事 納所.

文政8年6月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

891

上 下寺山村(御鷹御用のため当村止宿につき御定木銭・米・野菜代銭請取証文ならびに水夫人足差出につき証文請取覚).

文政10亥年12月;亥12月. 差出:松平大和守領分武州入間郡下寺山村 御宿 要左衛門, 名主 文右衛門; 下寺山村 名主 文右衛門. 受取:水谷善兵衛様 御用人中様;水谷善兵衛様.

1冊. 堅半(二ツ綴).

控カ.

404

天保五申(ママ, 甲)午年四月二十四日吉辰 西光院秀覺法印入院諸色控帳 西光院知事 納所.

天保5年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

虫損, 貼紙剥落. 取扱注意.

416

嘉永三庚戌年四月 西光院世什物之内留守居禪貞尼江預ヶ置候分取調 世話人 中野佐十郎・吉川惣左衛門. 嘉永3年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

307

安政三年辰十二月吉日 留場橋板寄進諸入用割合帳 中下寺山村.

安政3年12月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

後欠カ, 綴部破片残存.

5. 相模国

鎌倉郡大船村

726

規定書(今泉・岩瀬・大船 3ヶ村入会散在野石切出し方年限ほか諸事取極4箇条).

安政3辰年8月. 差出:山之内村石工磯右衛門[ほか2名], 建長寺門前石工寅藏[ほか1名], 山之内村名主金蔵[ほか1名], 建長寺門前名主喜兵衛, 谷田村立入人

高田六左衛門, 渡内村同福原左平太, 戸塚宿同成宮茂平次;(奥書)大組合惣代 梅澤与次右衛門. 受取:岩瀬村・今泉村・大船村御役人中.

1通. 堅継紙

端裏「安政三辰年八月より慶応二寅年八月迄三ヶ村入会散在野石切出し規定写」, 同鉛筆「相州大船」.

6. 甲斐国

本項目下にも不明分を含めた複数の出所を想定したが, あるいは本項目下の資料の多くを占める 2. 山梨郡西高橋村 のなかで周辺地域とも関係を持っていた家または個人がその出所として特定できるかもしれない.

1. 全体 (または不明)

876

覚(小判甲金取交り通用のところ御年貢金小判にて納入ほか仰渡され請印差上げ).

享保17年子7月. 受取:奥野忠兵衛様, 坂本新左衛門

様, 小宮山奎之進様.

1 通. 堅美.

1175

乍恐書付ヲ以御願申上候(町在にて博奕同前之割の繁昌により当暮御年貢御上納に難儀となるにつき願上).

宝暦6子年閏11月. 作成: 甲州町近在村々.

1 通. 堅美継紙.

878

乍恐書付を以奉願上候(下書, 甲斐国3郡古来より甲金通用のところ吹替えの小判釣合わず不融通のため甲金併用にて御年貢上納いたしたく).

明和5年子月10月. 差出: 古上条村 名主 兵八郎, 後屋村 名主 金十郎, 西徳中嶋村 名主 安右衛門[ほか109ヶ村名主]. 受取: 上.

1 通. 堅美継紙.

虫損. 貼紙あり. 奥「御同所様へ差上候願書下書也」.

879

乍恐以書付奉願上候(下書, 甲金吹替願人のあるところ, 障りにつき吹替用捨願).

午6月.

1 通. 堅美継紙.

焼損あり.

880

差上申口上書之事(下書, 甲金吹替障り有無御尋につき百姓難儀の旨返答).

1 通. 堅美継紙.

虫損.

2. 山梨郡西高橋村

91

明和四亥年 三月 [被(カ)]仰渡御書付御請書 山梨郡西高橋村 名主 十左衛門(衣服・博奕等風儀不行跡取締).

(明和4年)3月. 差出: 山梨郡西高橋村 名主 十左衛門(印), 長百姓 兵右衛門(印), 同 七郎兵衛(印), 百姓代 忠右衛門(印), 同 清右衛門[ほか肩書のない百姓26名連印]. 受取: 御役所.

1 冊. 堅半(一ツ綴).

上部破損大, 下部破損. 裏表紙なし, 最末尾前後の丁破損大, 後欠カ. 差出連印者途中より欠カ.

1178

預申金子之事(当年御年貢御未進金差詰り, 銀 17 匁 5 分請取).

明和8卯年12月23日. 差出: 西高橋村預主定右衛門.

受取: 同村十左衛門殿.

1 通. 堅美紙.

1184

差出申一札之事(荷鞍返脚につき内済証文).

文化8未11月. 差出: 八代郡小黒口村借用人繁右衛門, 親類, 近所, 名主. 受取: 西高橋村金兵衛.

1 通. 堅美紙.

1189

天保八子年十月 高反別仕訳書上帳 甲斐国山梨郡西高橋村.

天保8子年10月. 差出: 西高橋村 名主 傳左衛門, 長百姓 金兵衛, 百姓代 常右衛門. 受取: 御廻米掛り御役人中様.

1 冊. 堅美(かぶせ綴).

綴・下部破損.

1190

御詫書之事(当村庄作, 同村常右衛門娘と昨酉年に女子1人を付け離縁, 当月右女子病死の節, その祖父常右衛門へ故障がましきこと申立て一同混雑につき).

天保9戌年5月. 差出: 庄作[印], 親類平三郎[印][ほか1名連印], 組頭定之丞[印][ほか3名連印]. 受取: 金兵衛殿.

1 通. 堅美紙.

虫損.

1192

借入金質地証文之事(甲金6両, 質地字沼井下田).

天保13寅年12月. 差出: 借用人質地主金兵衛(印), 証人芳兵衛[印], 同忠兵衛(印). 受取: 当村おとみ殿.

1 通. 堅美.

紙面線引, 押印味消.

1197

差上申御請書之事(今般各村御廻村のうえ御取締の趣仰渡しにつき).

亥7月18日. 作成: 西高橋村村役人.

1 通. 堅美継紙.

1201

差上申済口証文之事(増坪村外五ヶ村組合より七沢村へかかる組合堰用水路押埋につき七沢村地内堀割用水引取方内済).

亥11月. 差出: 山梨郡西油川村名主治兵衛(印), 長百姓市郎兵衛(印), 百姓代与兵衛(印)[ほか上村・増坪村・落合村・下かし屋村・小瀬村・七沢村の各名主・長百姓・百姓代連印], 西高橋村右扱人金兵衛. 受取: 石和御役所.

1 通. 堅美継紙.

1196

(増坪村百姓孫兵衛の身代金支払い及び増坪村へ引取願).

1 綴(2枚). 堅美紙.

○川除御普請

80

宝暦十三年 未二月 当未春定式川除御普請仕様帳 山梨郡 西高橋村.

宝暦13年2月.

1 冊(4冊のうち). 堅美(二ツ綴).

紙紐にて83まで4冊一括。破損・虫損。

81

安永二年 三月 笛吹川通 当巳春定式川除御普請仕
様帳 山梨郡 西高橋村。

安永2年3月。

1冊(4冊のうち)。堅美(かぶせ綴)。

82

寛政二年 戊正月 笛吹川通 当戊春定式川除御普請
御仕様帳 山梨郡 西高橋村。

寛政2年正月。

1冊(4冊のうち)。堅美(一ツ綴)。

90

享和二年 戊七月 笛吹川通 急水留御普請御仕様帳
山梨郡 西高橋村。

享和2年7月。

1冊。堅半(二ツ綴)。

上部破損、また虫損。裏表紙なし(あるいは後欠か)。

84

文化二年 丑三月 笛吹川通 当丑春川除定式御普請
出来形帳 甲州山梨郡 西高橋村。

文化2年3月。

1冊(6件のうち)。堅美(二ツ綴)。

紐より89まで6件(7冊)一括

83

文化十二年 亥三月 当亥春定式川除御普請御仕様帳
山梨郡 西高橋村。

文化12年3月。

1冊(4冊のうち)。堅美(かぶせ綴)。

85

[文化(カ)]十三年 子三月 当子春定式川除御普請出来
[形帳] 山梨郡 西高橋村。

文化13年3月。

1冊(6件のうち)。堅美(かぶせ綴)。

表紙まか破損大。

86

文政十一年 子二月 当子春定式川除御普請出来形帳
山梨郡 西高橋村。

文政11年2月。

1冊(6件のうち)。堅美(かぶせ綴)。

87

笛吹川通 当丑春川除御普請出来形帳 西高橋村。

文政12年。

1冊(6件のうち)。堅美(かぶせ綴)。

88

天保三年 辰二月 当辰春定式川除御普請出来形帳
山梨郡 西高橋村。

天保3年2月。

1冊(6件のうち)。堅美(かぶせ綴)。

89-1

天保十二年 丑閏正月 濁川通 当丑春定式川除御普
請出来形帳 濁川組合 西高橋村。

天保12年正月。

1冊(6件のうち)。堅半(かぶせ綴)。

89-2

本帳 西高橋村(笛吹川通堤切所四口寸法書上ほか)。

1冊(6件のうち)。堅半(一ツ綴)。

○濁川組合

1191

乍恐以書付奉願上候(濁川組合八箇村御普請願上)。

天保12 丑年9月。差出:西高橋, 遊次, 早吉, 坂打,
板垣, 国玉, 上河原, 七沢村(名主)。受取:甲府石和
御役所。

1通。堅継紙。

1199

乍恐以書付奉願上候(濁川組合里吉村外式ヶ村より同
川へ作橋につき)。

卯6月。差出:里吉村[空白], 蓬沢村長百姓傳助, 西
高橋村同金兵衛。受取:石和御役所。

1通。堅美継紙。

○諸願書

1182

乍恐書付以奉願上候(御年貢御廻米一統御勘弁, 不熟
米石代金納ほかにつき, 御吟味仰付け先につき願ひ奥
書とも)。

天明元丑年11月。作成:山梨郡中郡筋東下条村[ほか
17ヶ村];(願奥書)畔村幸右衛門, 小セ村清左衛門, 西
高橋村金兵衛, 上ミ村傳藏, 中小河原村五郎左衛門。

1通。堅美継紙。

端破損。

1185

乍恐以書付奉願上候(七沢村百姓五左衛門・同人女房
の身代金を引請の親類金兵衛より返済につき)。

文化11 戌年2月。差出:西高橋村願人喜右衛門印;
(奥印)同村名主利助印。受取:市川御役所。

1通。堅継紙。

端裏「文化十一 戌年二月七沢五左衛門身代金願書見合ニ扣
置」。本紙奥に金兵衛人柄や身代金返還・延引等の経過を記す
貼紙あり。

1186

乍恐以書付奉願上候(水害につき御取箇御上納免除願
書)。

文政11子年7月。差出:山梨郡西高橋村名主, 長百姓,
百姓代。受取:吉川栄左衛門様御役所。

1通。堅美継紙。

1194

乍恐以書付奉願上候(当村名主役長百姓年番により当
名主御百姓へ立戻り長百姓八右衛門へ仰付け交代御
聞済くだされたく)。

元治2 丑年 3 月. 差出: 西高橋村名主彦右衛門, 長百姓八右衛門[ほか 2 名], 百姓代弥左衛門, 多左衛門[ほか 24 名]. 受取: 石和 御役所.

1 通. 堅美継紙
破損, 虫損.

○諸出入

1176

乍恐書付を以御訴訟申上候(公事銘: 御伝馬出入、訴訟人: 山梨郡村々名主・長百姓、相手: 石和駅宿問屋・年寄: 石和宿問屋・年寄権柄をもって大助郷村々を相掠め横領した件、道中奉行・代官鶴飼佐重郎へ出訴につき添翰願).

宝暦7 丑年 2 月. 差出: 甲州山梨郡 上河原村名主利兵衛(印)、長百姓又右衛門(印)[ほか七沢・西高橋・蓬沢・里吉・朝氣・畔・増坪・上・西油川・小瀬・下鍛冶屋・下小河原・上今井・下今井・中・東下条の各村の名主・長百姓等 31 名]. 受取: 岩佐郷藏様御役所.

1 通. 堅美継紙
差出のうち 22 名のみ連印(9 名押印抹消).

1180

乍恐書付を以書付奉申上候御事(御年貢米永夫錢小前皆済目録・普請・夫食御拝借ほか箇条につき百姓代・平百姓願上により名主長百姓返答書).

安永6 酉年 11 月. 差出: 西高橋村 名主 金兵衛(印), 長百姓 七郎兵衛(印), 同 忠右衛門(印). 受取: 甲府御役所.

1 通. 堅美継紙
破損, 端裏「十一月廿日」.

1181

定書之事(百姓代・長百姓の人選等熟談にて定めるにつき).

安永7 戌年 3 月. 差出: 山梨郡西高橋村名主金兵衛(印), 長百姓七郎兵衛(印)[ほか 1 名加印], 百姓代太郎左衛門(印), 忠兵衛(印)[ほか 16 名連印], 此度出入不拘者善右衛門(印)[ほか 4 名連印], 同郡坂折村長百姓立合人藤藏(印)[ほか立会人 1 名加印]. 受取: 中井清太夫様御役所.

1 通. 堅美継紙.

1183

乍恐以返答書奉申上候(西高橋村金兵衛より上村門三郎を相手取り貸金滞り出訴につき).

文化4 卯年 12 月. 差出: 上村名主門三郎, 差添長百姓武左衛門. 受取: 石和御役所.

1 通. 堅美継紙.

○田畑売渡証文

1174(2)

売渡申田地之事(宮ノ北下田).

延享2 年丑 12 月. 差出: 西高橋村田地売主浅右衛門(印), 同村証人七郎左衛門(印), 同村証人久右衛門(印).

受取: 同村重左衛門殿.

1 通. 堅紙
名主惣右衛門裏書あり.

1174(3)

売渡申畑地之事(茶うす下畑 4 畝 6 分).

延享3 年寅 12 月. 差出: 山梨郡西高橋村売主清右衛門(印), 証人久次郎(印), 名主重左衛門(印), 町百姓兵右衛門(印). 受取: 本光寺御隠居様.

1 通. 堅紙

虫損.

1174(1)

売渡申畑地之事(れんたい下畑 2 畝 3 分).

寛延元年辰 12 月. 差出: 西高橋村畑売主七郎左衛門(印), 証人武兵衛(印), 同断儀右衛門(印). 受取: 重左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

(1)~(24)は, 端を紙縫りで結び綴じに一括.

1174(4)

売渡申畑地之事(中畑 1 反 7 畝 9 分).

寛延2 年巳 12 月. 差出: 西高橋村畑売主八郎左衛門(印), 証人半内(印), 証人政右衛門(印). 受取: 同村重左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主八郎左衛門裏書あり.

1174(5)

売渡申畑地之事(中畑).

寛延4 年未正月. 差出: 西高橋村売主藤左衛門(印), 証人吉兵衛(印), 同断嘉四郎(印). 受取: 重左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主兵右衛門裏書あり.

1174(6)

売渡し申畑地之事(中畑).

宝暦2 申 12 月. 差出: 西高橋村畑売主八郎左衛門(印), 同所証人甚内(印), 同所証人五兵衛(印). 受取: 当村喜右衛門殿.

1 通. 堅紙.

1174(7)

売渡申田地之事(畑 7 畝 7 分).

宝暦7 年丑ノ 12 月. 差出: 西高橋村田地売主五兵衛(印), 同所証人嘉四郎(印), 同所証人幸次郎(印). 受取: 同村十郎右衛門殿.

1 通. 堅継紙.

1174(8)

売渡申畑地之事(中畑).

宝暦8 年寅 12 月. 差出: 西高橋村畑売主惣右衛門(印), 同村証人平兵衛(印). 受取: 当村十左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

1174(9)

売渡申田地之事(3 反 4 畝 1 分).

宝暦13 年未正月. 差出: (西高橋村) 田畑売主儀兵衛

(印), 証人八右衛門(印), 同久右衛門(印). 受取: 十左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主七郎兵衛裏書あり.

1174(10)

売渡申畑之事(畑 1 反 27 分).

宝暦 13 年未 12 月. 差出: 蓬沢村売主九兵衛(印), 同証人治左衛門(印), 同断銀右衛門(印). 受取: 西高橋村嘉右衛門殿.

1 通. 堅継紙.

1174(11)

売渡申畑之事(中畑 3 畝 3 分).

明和元年申 12 月. 差出: 山梨郡西高橋村売主儀右衛門(印), 証人兵右衛門(印), 同加右衛門(印). 受取: 二日市場村林蔵殿.

1 通. 堅紙.

名主七郎兵衛裏書あり.

1174(12)

売渡申畑地之事(宮之前中畑 4 畝 15 分).

明和 2 年酉 12 月. 差出: 西高橋村売主清右衛門(印), 証人七郎兵衛(印). 受取: 十左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主七郎兵衛裏書あり.

1174(13)

売渡申畑地之事(村西上畑 5 畝 16 分).

明和 4 年亥 12 月. 差出: 西高橋村畑売主清右衛門(印), 同証人七郎兵衛(印), 同村同断加右衛門(印). 受取: 同村十左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主七郎兵衛裏書あり.

1174(14)

売渡申畑手形之事(畑 4 畝分).

明和 5 年子 3 月. 差出: 前間田村売主三郎右衛門(印), 証人源兵衛(印). 受取: 小山村龍松寺様.

1 通. 堅紙.

名主六郎右衛門裏書あり. なお, 前間田村・小山村は幕末期に中山道八幡・塩名田宿の当分助郷を勤めている.

1174(15)

売渡申畑地之事(村西中下畑).

安永元年辰 12 月. 差出: 西高橋村売主善右衛門(印), 同村証人小左衛門(印), 同断甚左衛門(印). 受取: 西高橋村十左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主七郎兵衛裏書あり.

1174(16)

売渡申田畑之事(田畑 2 反 18 分).

安永 2 年巳 12 月. 差出: 西高橋村売主儀兵衛(印), 同村証人善兵衛(印), 同村同断彦右衛門(印). 受取: 十左衛門殿.

1 通. 堅継紙.

名主忠右衛門裏書あり.

1174(17)

売渡申田地之事(池田町下田 4 畝 7 分).

天明 3 卯 12 月. 差出: (西高橋村) 売主孫右衛門(印), 証人長兵衛(印), 同断善右衛門(印). 受取: 金兵衛殿.

1 通. 堅継紙.

西高橋村名主太郎左衛門裏書あり.

1174(18)

売渡申田地之事(蔵田下田 1 反 1 畝 10 分).

寛政元年酉 12 月. 差出: 売主忠右衛門(印), 同証人源八(印), 同断五郎兵衛(印). 受取: 弥三郎殿.

1 通. 堅紙.

名主金兵衛裏書あり.

1174(19)

売渡申田地之事(沼中下下田 1 反 2 畝 25 分).

寛政 7 年卯 2 月. 差出: 売主蔵田喜左衛門(印), 証人吉兵衛(印), 証人小吉(印). 受取: 西高橋村金兵衛殿.

1 通. 堅紙.

名主十左衛門裏書あり.

1174(20)

売渡申畑地之事(中畑 4 畝 7 分).

寛政 8 辰年 12 月. 差出: 西高橋村売主常右衛門(印), 証人彦右衛門(印), 同断宇兵衛(印). 受取: 同村金兵衛殿.

1 通. 堅紙.

名主十左衛門裏書あり. 虫損.

1174(21)

売渡申田地之事(1 反 8 畝 24 分).

寛政 9 巳年 12 月. 差出: (西高橋) 当村売人彦右衛門(印), 証人吉左衛門(印). 受取: 同村定兵衛殿.

1 通. 堅継紙.

名主金兵衛裏書あり.

1174(22)

売渡申田地之事(下田 4 畝分).

文政 9 戌年 12 月. 差出: 西高橋村売主金兵衛(印), 証人八右衛門(印). 受取: 当村徳蔵殿.

1 通. 堅継紙.

名主金兵衛裏書あり.

1174(23)

売渡申畑地之事(中畑 3 反 1 畝分).

文政 12 丑年正月. 差出: 西高橋村売主愿一郎(印), 証人十左衛門(印). 受取: 連雀(カ)町 源十郎殿.

1 通. 堅継紙.

名主十左衛門裏書あり.

1174(24)

売渡申田地証文之事(中下田 7 反 1 畝 4 分).

作成: 喜兵衛, 十三郎.

1 通. 堅継紙.

本文訂正, 反古カ.

1177

売渡申田地之事(反別計6畝7歩を金3両にて).

明和2酉年12月日. 差出:西高橋村売主谷右衛門証人庄右衛門名主裏書. 受取:十左衛門殿.

1通. 堅美紙

1019

売渡し申畑手形之事(名所ふち之上, 代金1両);(附)添書証文之事(清右衛門より買置き証文地質入).

天保5年午ノ3月;(附)天保7年申4月11日. 差出:売主清右衛門, 請人清兵衛;(附)借主 宇左衛門, 請人清七. 受取:村 清七殿;(附)当村 文治郎殿.

1通. 堅美紙

本紙奥に証文(附)を貼り継ぎ.

○奉公人請状

1187(1)

御請状之事(くに, 身代金甲金1両2分借用).

文化14丑年12月. 差出:山梨郡小瀬村奉公人くに(印), 同村人主善兵衛(印), 同証人仁重(印). 受取:西高橋村与三郎殿.

1通. 堅美紙

くには-2の幸兵衛妻カ(押印一致).

1187(2)

御請状之事(幸兵衛, 身代金1両3分借用).

文化14丑年12月. 差出:山梨郡小瀬村奉公人幸兵衛(印), 人主善兵衛(印), 証人仁重(印). 受取:西高橋村与三郎殿.

1通. 堅美紙

1187(3)

引請状之事(六百右衛門, 身代金甲金2両借用).

文政8酉年12月. 差出:山梨郡西高橋村奉公人六百右衛門(印), 人主安兵衛(印), 証人恒八(印). 受取:当村金兵衛殿.

1通. 堅美紙

1187(4)

御請状之事(弥兵衛, 身代金甲金1両1分借用).

文政8酉12月. 差出:山梨郡朝気村奉公人弥兵衛(印), 人主弥七(印), 証人作右衛門(印). 受取:西高橋村金兵衛殿.

1通. 堅美紙

1187(5)

御請状之事(政, 身代金甲金1分2朱借用).

文政8酉12月. 差出:当郡板垣村奉公人女政代人主半兵衛(印), 証人新助(印). 受取:西高橋村金兵衛殿.

1通. 堅美紙

1187(6)

御請状之事(与吉, 身代金甲金2歩2朱借用).

天保4巳12月. 差出:市川大門村奉公人与吉(印), 人主平三郎(印), 右同断証人金次郎(印). 受取:西高橋

村源一郎殿.

1通. 堅美紙

1187(7)

御請状之事(武右衛門, 身代金甲金1両借用).

天保9戌年12月. 差出:七沢村百姓奉公人武右衛門(印), 人主由兵衛(印), 西高橋村証人常八(印). 受取:西高橋村金兵衛殿.

1通. 堅美紙

3. 山梨郡川田村

1193

乍恐以書付奉願上候(川田村源之丞より甲府堅近晋町家持伊兵衛江相掛る質地出入, 源之丞先祖より和戸村に所持の作出高の件).

天保14卯年9月. 差出:(佐々木道太郎御代官所甲州山梨郡川田村名主願人)源之丞. 受取:石和御役所.

1通. 堅美紙

4. 山梨郡鎮目村

1188

乍恐以書付奉願上候(去巳年大凶作のため貯穀御下割渡・御救扶食年賦返上納拜借につき).

天保5午年2月. 作成:鎮目村百姓代[空欄], 同[空欄], 長百姓 佐兵衛, 傳右衛門, 市左衛門, 小左衛門, 名主代 十右衛門.

1通. 堅美紙

巻上ヶ部分破損.

5. 八代郡市川大門村

1195

乍恐以書付願上奉候(市川大門村友右衛門弟仁十郎勘当帳外につき).

丑3月. 差出:市川大(ママ, 「門」欠)村長百姓友右衛門, 親類惣代又左衛門, 同忠二郎. 受取:市川御役所.

1通. 堅美紙

破損.

6. 巨摩郡西嶋村

1179

御普請乗組請負定書之事(笛吹川通川除井濁川通凌御普請につき).

安永4未年4月. 差出:西之嶋 惣代金兵衛[ほか3名]. 受取:御名主中.

1通. 堅美紙

もと差出「西之嶋村 惣百姓」とあるも線引き.

7. 信濃国

本項目下の資料には、町田良一の調査範囲や、それ以前の町田家の活動・関係網の範囲があらわれている。町田良一以外の代々の町田家の者により収集された分は、区別のため第1次項目1. 町田家下の1. 親族・交際4. 生活諸事へ示すことに努めたので参照されたい。判断がつかず本項目や8. 諸原本、9. 写本等に残った部分があると思われるため、注意が必要であり、利用による解明と教示を乞う次第でもある。

1. 小諸牧野家

598-1

[西丸御奏者番当番日記].

(明和4カ) 亥年2月28日. 差出: 内藤大和守. 受取:
[] 守様.

1通. 堅継紙.

天栄院御法事(秋元但馬守香典持参).

598-2

[西丸御奏者番当番日記].

申年6月16日. 差出: [欠損]. 受取: 牧野遠江守.

1通. 堅継紙.

將軍麻疹.

598-3

[御奏者番当番日記].

3月18日.

1通. 堅継紙.

紀伊殿常陸介殿, 若君御対顔につき登城.

598-4

[西丸御奏者番当番日記].

亥年9月17日.

1通. 堅継紙.

日光御門跡祈禱御札の使者明静院を差し上げる.

598-5

(前欠)[西丸御奏者番当番日記].

5月10日.

1通. 堅継紙.

598-6

[御奏者番当番日記].

1通. 堅継紙.

將軍御酒湯召される件.

598-7

(前欠)[御奏者番当番日記].

(天明3年カ) 7月14日.

1通. 堅継紙.

上野至心院盤屋参詣ほか.

598-8

[諸大名石高覽].

1通. 横切継紙.

595

[亥二月十三日西丸奏者番日記].

(明和4) 亥年2月13日. 差出: 戸田長門守(忠言).
受取: 牧野遠江守(康満).

1通. 横切継紙.

上部破損あり.

596

(前欠)[五十二月三日西丸御奏者番当番日記](今夜外桜田辺出火につき周防殿登城の件ほか).

(明和6) 丑年12月3日. 差出: 松平伊豆守(信礼).

受取: 牧野遠江守(康満).

1通(2通貼継). 横切継紙.

2通の同日付日記を貼継ぎ.

594

[申六月十七日西丸奏者番日記](日光准后例月祈禱御礼差上の旨, 他).

(安永5) 申年6月17日. 差出: 秋元摂津守(永朝).

受取: 牧野遠江守(康満).

1通. 横切継紙.

虫損

593

[申六月十八日西丸奏者番日記](立花左近将監, 延引の端午節句祝儀差上, 他).

(安永5) 申年6月18日. 差出: 仙石越前守(政辰).

受取: 牧野遠江守(康満).

1通. 横切継紙.

592

[七月十五日御本丸奏者番日記](日光門跡・増上寺方丈盆料御礼登城のこと他).

(天明3) 卯年7月15日. 差出: 松平伊予守(資承).

受取: 牧野遠江守(康満).

1通. 横切継紙.

597

[辰五月十四日西丸御奏者番当番日記](西丸御書院番組入人の御礼のこと, 他).

(天明4) 辰年5月14日. 差出: 青山大膳亮(幸完).

受取: 牧野遠江守(康満).

1通. 横切継紙.

590

[鍋島治茂書状](奏者番仰せ付けられるにつき祝儀として太刀・馬代進上の旨).

(寛政10年カ)7月19日。差出:松平肥前守治茂(花押)
[佐賀藩主鍋島治茂]。受取:牧野内膳正様。

1通。 堅折紙。

589

(公方様大納言様より樽肴拝領につき礼状)。

(寛政年間)6月22日。差出:紀伊中納言 治實(花押)
[和歌山藩主徳川治實]。受取:牧野内膳[正](牧野康
儼)。

1通。 堅折紙。

大奉書使用。

591-1

(若君様御誕生祝儀として井伊掃部頭亭へ老中招請の
件覚)。

9月13日。

1通。 横切継紙。

591-2

[九月十三日江戸城中日記]。

1通。 横切継紙。

○長岡本藩関係(カ)

459

寛政十二年也(カ)長岡并江戸 分限帳。

寛政12年。

1冊。 堅美半(一ツ綴)。

汚損(水損・カビ)、下部破損。

○小諸藩家臣(カ)

548

文政八乙酉九月十一日`より`同九丙戌年迄 御番頭
[勤役日記]。

文政8年9月11日~文政9年12月28日。作成:(昌
左衛門)。

1冊。 堅美半(二ツ綴)。

表紙から袋綴折目部分破損・汚損大。挟込み文書多数。作成は
本文から推定。

2. 岩村田藩(または藩領村々)

○全体(または不明)

900

預り申金子之事(金100両、御殿御普請金仰付けの調
達金として、年1割5分利足)。

天明元丑年12月。差出:池田清兵衛(印)、望月要蔵
(印)[ほか2名]。受取:岩村田村 大黒屋彦兵衛殿。

1通。 堅美。

○村役人勤方改

665

乍恐以書付奉申上候(御初知入以来引続村役勤務の者
改めに際し仙石越前守家臣より掃農し佐左衛門新田を
開発した先祖の由緒・名主世襲由来等につき)。

享和2戊辰年8月。差出:中地村 名主 新十郎(印)。受

取:岩村田 御役所様。

1通。 堅美継紙。

671

差上申村役引続書上之事(御初知入以来引続き村役勤
務の者の就任状況等につき)。

享和2年戊ノ8月。差出:式部新田村 名主 代助(印)、
組頭 繁右衛門(印)、同断 七郎左衛門(印)、同断 庄三
郎(印)、百姓代 喜兵衛(印)、同断 久米右衛門(印)。受
取:岩村田 御役所様。

1通。 堅美継紙。

672

乍恐御尋二付以書付奉申上候(引続き勤務の村役人と
して当時名主・組頭2名分就任状況・由緒等書上)。

享和2年戊辰8月。差出:中地村 名主 新十郎(印)、組
頭 五郎右衛門(印)、百姓代 勘右衛門(印)。受取:岩
村田 御役所様。

1通。 堅美継紙。

文中朱筆点あり。

673

乍恐以書付奉申上候(御領分になり引続き村役勤務の
者御糺し触につき当時村役人先祖由緒・就任状況等書
上)。

享和2年戊辰8月。差出:中居村 名主 善左衛門(印)、
与頭 庄左衛門(印)、同断 半三郎(印)、百姓代 長右衛
門(印)。受取:岩村田 御役所様。

1通。 堅美継紙。

674

村役引続勤書上之事(当時村役人勤務・就任状況)。

享和2壬戌年8月。差出:抜井村名主 勘左衛門(印)、
組頭 又兵衛(印)、同断 利兵衛(印)、同断 惣兵衛(印)、
百姓代 清左衛門(印)。受取:岩村田 御役所様。

1通。 堅美継紙。

「利兵衛」記載中に朱筆点あり。

675

御尋二付以書付申上候(御先代殿様より当時まで引続
き村役勤めた者書出すよう仰渡しにより三代村役勤務
の者書上につき)。

享和2年戊辰8月。差出:佐久郡中小田切村 名主 善兵
衛(印)、組頭 平右衛門(印)、同断 甚兵衛(印)、同断 八
郎右衛門(印)。受取:岩村田 御役所。

1通。 堅美。

678

乍恐以書付奉申上候(村役人勤務就任状況等につき)。

享和2年戊辰8月。差出:市村名主 甚五左衛門(印)、同
所組頭 七右衛門(印)、同断 房右衛門(印)、同断 源左
衛門(印)、同断 市左衛門(印)、同断 源右衛門(印)、百
姓代 半左衛門(印)。受取:岩村田 御役所様。

1通。 堅美継紙。

681

差上申書付之事(当役村役人先祖よりの勤務就任状況

等につき).

享和2年壬戌8月. 差出:三河田村 名主 郡右衛門(印), 組頭 長左衛門(印), 同断 弁蔵(印), 百姓代 小右衛門(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏朱筆「三河田」.

684

差上申書付之事(殿様御入国より引続き勤務の村役人御尋ねのところに宝暦12年より廻り名主の由ほか村役勤務就任状況等につき).

享和2年戊8月. 差出:下平尾村 名主 七左衛門(印), 組頭 半弥(印), 同 小三郎(印), 同 勘次郎(印), 百姓代 丈助(印), 同 利七(印), 同 藤五郎(印), 同 八兵衛(印).

受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏上「下平尾 色役」. 本文中に朱筆点, 貼紙注記等あり.

683

村役御尋二付奉書上候(当役名主組頭先祖よりの勤務就任状況等につき).

享和2年戊9月日. 差出:上平尾村 名主 六郎右衛門(印), 組頭 金四郎(印), 同 久七(印), 同 与左衛門(印), 同 与五郎(印), 同 与兵衛(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏上朱筆「上平尾」.

666

御尋二付書付を以奉申上候(御初知の節名主動めるも当時本陣庄右衛門につき).

享和2年戊9月. 差出:小田井村 名主 孫右衛門(印), 同 傳兵衛(印), 問屋 八郎右衛門(印), 同 治部右衛門(印), 組頭 治部右衛門(印), 同 喜右衛門(印)[ほか組頭8名連印]. 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

669

覚(殿様御初知入前後より村役人就任状況・略歴書上).

享和2年戊9月. 差出:猿久保村 名主 清九郎(印), 組頭 領右衛門(印), 同 久兵衛(印), 百姓代 惣左衛門(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏上朱筆「猿久保」.

676

村役引続勤書上事(利兵衛名主役・組頭役廻り役にて勤務).

享和2年壬戌9月. 差出:抜井村名主 勘左衛門(印), 組頭 又兵衛(印), 同断 利兵衛(印), 同断 宗兵衛(印), 百姓代 清左衛門(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美.

674にて利兵衛分記載に問題あり再提出したもか.

677

乍恐書付を以奉申上候(御領分になり引続き村役勤務

の者御尋ねにつき当時村役人分書上).

享和2年戊9月. 差出:平塚村 名主 清左衛門(印), 組頭 清七(印), 同断 傳右衛門(印), 百姓代 市兵衛(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏上「平塚 村役」

679

覚(当役村役人先祖よりの勤務就任状況等につき).

享和2年戊9月. 差出:上丸子村 名主 文右衛門(印), 組頭 安左衛門(印), 同 久左衛門(印), 同 藤三郎(印), 同 伴右衛門(印), 百姓代 富右衛門(印), 同 忠右衛門(印). 受取:岩村田 御会所様.

1通. 豎美継紙

680

当御領分二罷成候以来引続名主役相勤罷在候役奉申上候(歴代名主就任者名書上).

享和2年戊9月. 差出:中丸子村 名主 民蔵(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美.

682

御尋二付書付を以申上候(当役名主問屋組頭の勤務就任状況等書上につき).

享和2年戊9月. 差出:小田井村 名主 孫右衛門(印)[ほか名主1名連印], 問屋 治部右衛門(印)[ほか問屋1名連印], 組頭 与五右衛門(印)[ほか組頭9名連印], 百姓代 兵右衛門(印)[ほか百姓代1名連印]. 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏上「小田井」

668

以書付申上候御事(役義勤め御糺しにつき百姓代五名分就任状況等改め).

享和2年戊10月. 差出:岩村田名主 由次郎(印), 同 貞之助(印), 組頭惣代 永助(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

670

御尋二付奉書上候(当時村役人13名分村役勤務・就任状況等につき).

(享和2年か). 差出:小縣郡飯沼村 名主 八太郎「出府二付印形不仕候」, 与頭 八郎右衛門(印), 同 忠次郎(印)[ほか組頭9名連印], 百姓代 忠右衛門(印). 受取:岩村田 御役所様.

1通. 豎美継紙

端裏下「飯沼」. 差出のうち, 無加印記載は付箋, 組頭1名貼紙にて訂正.

685

先祖代々名前書上(御尋につき七郎次先祖五名分).

文化6年7月. 差出:抜井村 百姓 七郎次(印). 受取:当村 御名主衆中.

1 通. 堅紙

○裁許書類改

1388-5(1)

覚(元和二年御老中様方御連印御証文請取).

天保11子年6月24日. 差出:小泉八右衛門(印). 受取:岩村田町 甚四郎方.

(1通). 堅紙

(2)・(3)端へ踏付様に貼付, (2)・(3)を包む包紙. 差出押印抹消.

1388-5(3)

覚(軽井沢・沓掛ほか諸宿村入会御裁許絵図御表書 1枚ほか3件裁許書類書上).

(嘉永2年以後).

(1通). 横美切継紙

嘉永2年御調の節に差出.

1388-5(4)

覚(元禄5年3月御絵図本書1枚・下書1枚ほか3件御裁許書類, 公儀御調による差出しにつき請取).

天保11子年. 差出:岩村田 役所(印). 受取:市村 名主方.

(1通). 横美切継紙

(3)末尾に貼継ぎ.

1388-5(5)

(小田井・長土呂ほか各村差出の書類通数書上).

卯10月3日.

(1通). 横美切紙

(4)末尾に貼継ぎ. 写カ.

1388-5(6)

覚(小田井・前田原・長土呂 3ヶ村湯川用水論寛延元年8月御裁証文本紙・写各1通につき).

(1通). 横美切紙

(5)末尾に貼継ぎ. (4)記載一部本紙端にあり, 写カ.

○佐久郡式部新田・抜井村差紙一件

1139-163

(式部新田村組頭・神主・百姓等および抜井村百姓等申渡につき呼出状).

2月8日. 差出:浮末彦三(印). 受取:式部新田村・抜井村名主中.

1通. 横美切継紙

1139-165

覚(当人喜左衛門・甚之丞ほか当人・親類・組合名前書上).

1通. 横美切継紙

3. 小県郡本海野村

463

寛政九丁巳年 十月朔日 小泉村変死一件控

寛政9丁巳年10月朔日. 差出:(田中組本海野宿庄屋・変死人娘婿)彦左衛門(印), 同人女房 かの;(奥書)田中組割番 十兵衛, 本海野宿庄屋 利左衛門(印), 同

村組頭 弥右衛門(印). 受取:落合井右衛門様, 大橋郡治様.

1冊. 堅半(一ツ綴).

522

享和元年辛酉年 六月 博奕御改小前印形帳 田中組 本海野村(此度博奕一件につき).

享和元年酉6月. 差出:本海野百姓 善四郎(印)[ほか117名連印];本海野問屋 藤田傳左衛門(印), 庄屋 彦右衛門(印), 同断 利右衛門(印), 組頭 六左衛門(印)[ほか3名連印], 長百姓 儀左衛門(印)[ほか3名連印];(奥書)割番 竹内十兵衛, 同断 桜井助三郎. 受取:瀧澤文三郎様, 鈴木覚助様.

1冊. 堅美(かぶせ綴).

綴部押印(庄屋彦右衛門印に同印). 控カ. 虫損.

4. 小県郡飯沼村

1354

覚(戌御年貢前金五十両請取, 元利とも小縣郡三ヶ村御年貢のうちにて返済);(附)(御年貢前金返済は三ヶ村御年貢にて都合する旨奥書).

享保15戌年7月. 差出:若林武太夫(印), 池田清兵衛(印);(奥書)藤四郎(印), 三郎右衛門(印), 七左衛門(印). 受取:飯沼村 半平殿;(奥書)飯沼村 半平殿.

1通. 堅美.

奥上に藁半紙の貼紙あり, 昭和十二年二月付町田守道(静太)氏注記. 奥書の差出は三ヶ村の村役人カ.

1108

覚(御陣屋普請用金十両請取).

享保12丁未年3月. 差出:若林善兵衛(印), 梶田藤蔵(印), 河合政之進(印). 受取:飯沼村 名主 三郎右衛門, 半平.

1通. 堅美.

877

[金銀吹替につき達覺](世上金銀不足二而通用不自由のため触廻状).

元文元年辰5月. 作成:岩村田役所.

1通. 堅紙.

写カ. 上部焼損. 内容(一部):「此度金銀吹改被仰出候ニ付江戸従屋鋪御触書致到来, 村々為心得右御触書相写以廻状申聞…」.

894

覚(去春中口入御用金45両2分永42文請取, 年1割5分利金にて当暮村方御年貢金より返済).

宝暦4戌年正月. 差出:小松郷右衛門(印), 若林武太夫(印). 受取:飯沼村 太右衛門殿.

1通. 堅美.

金額記載部に請取印・割印(差出若林武太夫印に同印)あり.

895

覚(去春中口入御用金30両2分永225文請取, 年1割5分利金にて当暮村方御年貢金より返済).

宝暦4戌年正月. 差出:小松郷右衛門(印), 若林武太

夫(印). 受取:飯沼村 宗兵衛殿.

1 通. 堅美.

金額記載部に請取印・割印(差出同印)あり.

5. 小泉郡井子村

793

差上申口上之賞(糠地村・井子村両持の阿弥陀堂地を糠地村持にしたき旨を糠地村のみから布引山釋尊寺へ願い争論となったことにつき).

宝暦12年午6月18日. 差出:糠地村名主 市郎右衛門(印), 同所組頭 新右衛門(印), 同断 権兵衛(印), 同所百姓代 半兵衛(印). 受取:御役所様.

1 通(貼付野紙とも). 堅美継紙.

本紙端上にペン書き「宝暦十二年 阿弥陀堂地争論(糠地村と井子村)」とある野紙貼付(現在剥離). 印あるも各所に貼紙訂正等あり, 控か. なお両村は小藩藩領.

6. 佐久郡八郡村

1. 検地・田畑改

74

寛文九年 酉ノ九月 信州佐久郡八郡村田畑起間酉年改帳引へ 案内者 勘左衛門・三郎兵衛・七左衛門・小平次

寛文9年酉9月. 差出:小澤吉右衛門, 窪嶋吉左衛門, 高橋弥右衛門, 廣瀬権右衛門. 受取:深谷庄右衛門.

1 冊. 堅半(二ツ綴).

綴目に印. 見返し左下に「小林勘解由」. 裏見返しに後筆「寛文九酉年より寛政四子年迄凡百二拾三年成レ」. あるいは寛政4年頃の写か.

73

寛文十年 戌ノ九月 信州佐久郡八郡村起間田畑戌年改帳 御縄帳之引へ 案内者 弥三郎・三郎左衛門・七左衛門・吉右衛門 深谷庄右衛門.

(寛文10年)戌9月. 差出:廣野孫右エ門, 廣瀬権右エ門. 受取:深谷庄右衛門.

1 冊. 堅半(二ツ綴).

綴目に印. 見返し左下に「小林勘解由」. 裏表紙に後筆「寛文十戌年より寛政四子年迄凡百二十二年成レ」. あるいは寛政4年頃の写か.

71

元禄六年八月 信州佐久郡八郡村酉年新田畑改帳 御縄帳引へ 案内者 傳右衛門・基四郎・与惣兵衛・勘左衛門(統けて「享保十一年十一月 御知行所 八郡村田畑成并永川起掃り歩書上帳 別紙帳」あり).

(元禄6年)酉8月; (享保11年「別紙帳」は, 享保11年10月の記載あり). 差出:大月平助判, 武井与次兵衛判, 鈴木基左エ門判; (享保11年「別紙帳」は, 八郡村名主三郎兵衛ほか組頭2名・年番6名・百姓代1名連署). 受取:樋田五郎兵衛判; (享保11年「別紙帳」は, 御知行所高野町御役所宛).

1 冊. 堅半(二ツ綴).

綴目に印. 裏表紙にも元禄6年改帳の表紙記載あり(表紙の繰返し, なお裏表紙左下には「小林勘解由」の人名記載あり). 綴の紙継り破損.

18

宝永六年 巳八月拾六日 信州佐久郡八郡村巳御縄打帳 松本三太夫 案内者 基右衛門・勘左衛門・基七郎 彦冊.

宝永6年巳8月16日. 作成:松本三太夫, 岩波七郎右衛門代 小沢八右衛門, 松本三太夫代 遠藤五三郎; 案内者 基右衛門, 勘左衛門, 基七郎.

1 冊. 堅半(二ツ綴).

表紙元号記載左脇に「寛政四子年迄百六十四年成」. 全体劣化. 後ろから1~2丁目間の綴目に押印.

72

安永七戌年八月改 信濃国佐久郡八郡村戌新田検地御水帳 案内 忠右衛門・善四郎・安左衛門・三郎兵衛へ 来子年高二入 御勘定方 高橋小兵衛印・小嶋條(か)八印.

安永8亥年12月; 文化14年写. 作成:御勘定方 小笠原宗四郎(書印).

1 冊. 堅半(二ツ綴).

表紙右上「子ノ高入新田」とあり, 表紙右下に「文化十四丑年写」. 上部破損.

2. 年貢諸役

624

(前欠)(年貢皆済目録).

安永5申年3月. 差出:信州佐久郡八郡村名主忠右衛門(印), 組頭善五郎(印), 同与五右衛門(印), 年寄仁右衛門(印)[ほか5名], 百姓代源次郎(印). 受取:高野町御役所.

1 通. 堅継紙.

丸山与一右衛門, 大岡盛助裏書あり.

627

申御年貢皆済目録.

天保8酉年2月. 差出:大(原)左近(印). 受取:八郡村名主組頭百姓代.

1 通. 堅継紙.

端裏貼紙あり. 名主勘左衛門.

850

覚(川々国役金請取).

未11月14日. 差出:川上金吾助手代武井正三郎(印), 前田松三郎(印). 受取:信州佐久郡八郡村納人勘左衛門.

1 通. 堅切紙.

635

午御取箇仮免状(佐久郡八郡村分).

1 通. 堅切紙.

3. 村定

715

定書一札之事(当村用水不足のため村方相談にて大石川より堰堀渡し水引取る旨、堰諸入用・普請諸入用割賦方につき)。

安永8亥年。作成:佐久郡八郡村 村役人 三郎兵衛(印)、同 安左衛門(印)、同 仁右衛門(印)、同 善四郎(印)、同 忠右衛門(印)、同 喜兵衛(印)、百姓代 要助(印)、同 武右衛門(印)[ほか63名連印]。

1通。 堅継紙。

端上朱筆「安永八年用水堰 定書 八郡村 大石川」(後筆)。

4. 村入用夫錢帳

23

文化四卯年三月 信濃国佐久郡八郡村入用夫錢帳。

文化4卯年3月。差出:信州佐久郡八郡村 小前 忠右衛門(印)[ほか77名、入作4ヶ町村1寺11名連印]、枝郷大石 百姓代庄之丞(印)、組頭三郎左衛門(印)、名主 与惣兵衛(印)、百姓代甚右衛門(印)、組頭七左衛門(印)[ほか組頭6名連印]、名主甚三郎(印);(奥書)中之条御役所(印)。受取:恩田新八郎様 中之条 御役所。

1冊。 横長美(かぶせ綴)。

綴目に印(名主印および中之条御役所印)。裏表紙欠、虫破損大。

59

弘化五申年三月 信濃国佐久郡八郡村入用夫錢帳。

弘化5申年3月。差出:佐久郡 八郡村 小前 軍兵衛(印)[ほか47名、枝郷大石小前33名連印]、入作 中畑村 清兵衛(印)[ほか5名、2村8名連印]、枝郷大石 組頭 傳内(印)[ほか5名連印]、本村 百姓代 喜兵衛(印)、組頭 文左衛門(印)[ほか5名連印]、名主 勘左衛門(印)。受取:川上金吾助様 中之条 御役所。

1冊。 横長美(かぶせ綴)。

綴目に印。汚損・破損大。中之条御役所の確認の奥書、押印(割印とも)。

5. 組頭交替

689

乍恐以書付奉願上候(組頭役退役願)。

文政3辰年12月。差出:佐久郡八郡村願人組頭甚三郎、名主七左衛門、組頭太兵衛[ほか5名]、百姓代久之口。受取:川崎平右衛門様御影御役所。

1通。 堅継紙。

693

乍恐以書付奉申上候(組頭交替につき承認願書)。

弘化4未年8月。差出:八郡村枝郷大石願人と頭市郎右衛門、引請人百姓安右衛門、小前一同、組頭傳四郎。受取:川上金五郎助様中ノ条役所。

1通。 堅紙。

袖朱筆「八郡村枝郷大石」(後筆)とある。

6. 夫食拝借

855

乍恐以書付奉願上候(種初代・夫食代拝借願)。

天保7申年10月。差出:佐久郡下畑村七郎左衛門[ほか2名]、上畑村名主重右衛門[ほか2名]、馬越村名主善之丞[ほか2名]、八郡村名主勘左衛門[ほか2名]。受取:大原左近様中之条御役所。

1通。 堅継紙。

天部・地部欠損。

856

乍恐以書付奉願上候(夫食御手当拝借願)。

天保8酉年2月。差出:佐久郡八郡村名主勘左衛門(印)、組頭喜兵衛(印)[ほか5名]、百姓代久之丞(印)、大石組頭又右衛門(印)、同伊右衛門(印)、百姓代傳内(印)。受取:大原左近様中之条御役所。

1通。 堅継紙。

7. 幕領村々訴願

644

乍恐以書付奉願上候(去る巳年よりの違作、当年雨天・冷気・大風雨による凶作、夫食難渋飢渴のため田畑方とも御年貢引方・年賦上納仰せ付けられたく中之条代官所管下村々一同歎願)。

天保7申年10月。差出:佐久郡沓沢新田 名主 源吉[ほか18ヶ村名主20名連署]、小県郡和田村 名主 彦右衛門[ほか11ヶ村名主13名連署]、埴科郡中之条村 名主 安右衛門[ほか13ヶ村名主13名連署]、更級郡 名主 久左衛門、水内郡 老人。受取:大原左近様 中之条 御役所。

1通。 堅継紙。

下部破損。端朱筆「天保七申年凶作代官所へ聯合願書」(後筆)。

8. 用水出入

546

[絵図](信州佐久郡上畑・中畑・下畑村々用水路新堀目論見絵図控)。

天明元丑年4月。差出:信州佐久郡上畑村 名主 三郎兵衛、与頭 甚左衛門、百姓惣代 与頭 徳右衛門、中畑村 名主 久兵衛、組頭 長左衛門、松平丹波守御預所 同国同郡下畑村 名主 武兵衛、与頭 十左衛門。受取:遠藤兵右衛門様 御影 御役所。

1舗。 55.5×58.8cm。

716と関係。

716

乍恐以返答書奉申上候(八郡村堰用水堀につき上畑村・中畑村・下畑村より差障りの訴えに対し八ヶ嶽のうち字八郡山山元是非ほか4ヶ条)。

天明元丑年4月。差出:信州佐久郡八郡村 名主 安左衛門、組頭 三郎兵衛、百姓代、山守 七左衛門、山守 与惣兵衛。受取:遠藤兵右衛門様 御影 御役所。

1通。 堅継紙。

上部焼損・破損。端に關連(または別)文書の末尾(年代記載・差出・宛名)あり(切断前か)。差出部分は奥で地から天へ向かつ

て横転して記載。

92

文化十四丑年八月日済 日景堰出入訴訟書并同済口扱証文写(公事銘:用水川上二而締切候出入、訴訟方:八郡村、相手方:中畑村・大窪村・下畑村・高野町村以上各村、川崎平右衛門御代官所・上村・同所新田[以上各村、松平縫殿頭様御領分])。

文化14年8月。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

表紙右上「堰済口扱証文写」、同左上「堰済口扱証文同願書」、同右端「堰済口証文入」。見返し左下「吉郎兵衛造書案文也」(同人は八郡村組頭)。

9. 大石出入

75

文化十二亥年八月三日御請済 大石出入御裁許御請証文之写。

文化12亥年八月3日御請。 差出:元吉川永左衛門当分預り所当時川崎平右衛門御代官所 信州佐久郡八郡村枝郷大石 百姓武拾人惣代 訴詔方 安左衛門印、傳四郎印、論外七人惣代 清次郎印、組頭 三朗右衛門印、相手方 死失致候名主与惣兵衛伴 与五郎爪印、百姓政右衛門印、八郡村名主七左衛門無印、組頭太忠同、同太兵衛同[ほか組頭4名略]右惣代 七左衛門印、甚三郎印、惣百姓代 権右衛門印、宿屋 橋本町家(カ)喜屋本村役人留、小石川春日町 大坂屋与五郎(カ、破損)宿大石宿、馬喰町[空白]。 受取:御屋敷麻布 御勘定奉行 岩瀬加賀守様御懸り 御奉行所様、評定所御立会衆 奥村源太郎様、高橋平作様、松村千太様、後藤栄蔵様、御代官 川崎平右衛門様 御勘定奉行御屋敷麻布島居坂。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

76

文化十二年 亥八月日 八郡大石出入 訴状・済口 写 佐々木太仲(文化7年正月付枝郷大石百姓20人惣代2名中之条役所宛願書、文化12年8月3日付「一村御検地争論済口証文之事」)。

文化12年8月日。

1冊。 堅半(三ツ綴)。

「済口証文」差出は75に同じ、同宛先は「御奉行所様、奥村源太郎様、高橋平作様、山本三保助様」。

810

乍恐以書付奉申上候(下書、枝郷百姓代安左衛門本村ニ対し不為の義旨趣箇条書)。

天保8酉年3月。 差出:佐久郡八郡村名主勘左衛門、組頭安兵衛[ほか5名]、百姓代久之丞、枝郷大石組頭伊右衛門[ほか1名]、百姓代伝内。 受取:大原左近様中之条御役所。

1通。 堅紙。

812

乍恐以書付奉申上候(枝郷百姓代安左衛門出入、上野

国碓石荷物諏訪郡へ継送り等につき)。

天保8酉年3月。 差出:佐久郡八郡村名主勘左衛門、組頭喜兵衛、百姓代久之丞、枝郷大石組頭又右衛門。 受取:大原左近様中之条御役所。

1通。 堅紙。

691

書付を以奉願上候(八郡村枝郷大石組の百姓代を安右衛門から与右衛門に仰せつけられたく)。

天保8酉年4月20日。 差出:信州佐久郡八郡村名主勘左衛門、組頭三郎兵衛、安右衛門[ほか3名]、百姓代忠左衛門、右六人惣代組頭喜兵衛[ほか1名]、同村枝郷大石七人組組頭伊右衛門。 受取:中之条御役所。

1通。 堅美紙。

645

乍恐以書付奉申上候(枝郷役人取纏一件につき本村役人書上)。

天保8酉年4月。 差出:八郡村本役人。 受取:中ノ条役所。

1通。 堅紙。

10. 諸帳面印形滞り一件

646

差上申済口証文之事(八郡村役人より枝郷大石組頭小平治へ掛かる諸帳面印形差滞り一件雑用につき)。

天保14卯年7月。 差出:佐久郡八郡村名主安右衛門、役人惣代吉郎兵衛[ほか1名]、枝郷大石組頭三郎左衛門、小前惣代百姓久左衛門、枝郷大石小前惣代百姓安左衛門、枝郷大石組頭小平治[ほか右差添同1名]、相手方宿与惣左衛門、願方宿源蔵。 受取:石井勝之進様御役所。

1通。 堅紙。

破損。

648

乍恐以書付奉申上候(村方書類取調、村役人一同連印にて差上につき)。

弘化2巳年6月。 差出:八郡村枝郷組頭傳四郎[ほか本村百姓代・与頭・名主等8名]。 受取:川上金五郎助様・中ノ条役所。

1通。 堅紙。

11. 諏訪上州間荷物

755

差上申御請書之事(紀伊様御用途金御引当米一件より切開道筋跡取締方につき)。

弘化2巳年5月晦日、巳6月6日。 差出:信州佐久郡上畑村役人代兼 高野町村 名主 文左衛門、同州同郡八郡村 名主 勘左衛門。 受取:川上金吾助様 中之条御役所。

1通。 堅紙。

下部破損。

817

乍恐以書付奉御窺申上候(ハヶ嶽峰道諏訪上州間米・砥荷物勝手に付送り等につき)。

弘化2巳年11月。差出:佐久郡八郡村 名主 勘左衛門(印), 山守 組頭 吉郎兵衛(印)[ほか組頭 4名連印], 百姓代 七之丞(印), 枝郷大石 山守 組頭 国助(印)[ほか組頭 5名連印]。受取:川上金吾助様 中之条 御役所。

1通。 豎美継紙

端朱筆「ハヶ嶽峰路諏訪郡上州間出入」(後筆)。

12.入会山札出入

725

乍恐以始末書奉申上候(当村枝郷大石山守兼組頭五輔が上畑村質屋へ入会山鑑札に紛らわしき品を質置く一件につき)。

嘉永元年申4月18日。差出:信州佐久郡八郡村役人惣代組頭勘左衛門, 同断山守兼組頭吉郎兵衛。受取:川上金吾郎様中之条御役所。

1通。 豎継紙

端上朱筆「入会鑑札質入一件」(後筆)。

727

差上申御請之事(八郡山入会札, 高野町村餘札引請停止につき)。

明治2巳年2月。差出:当御取締所信州佐久郡八郡村 名主吉左衛門, 組頭勘左衛門, 同村大石組忠右衛門, 小前惣代庄左衛門。受取:尾州様御取締中之条御役所。

1通。 豎継紙

13.田畑売渡等証文

1007-5

永代二売渡し申畑之事(御年貢に詰り名所つつみくぼ下山畑売渡)。

享保2年酉ノ3月14日。差出:八郡村売主忠衛門(印), 同所請人勘之丞(印)。受取:同村友右衛門殿。

1通。 豎紙

1007-15

永代二売渡し申畑之事(御年貢皆済できず名所家ノ下畑売渡)。

享保12年未3月10日。差出:八郡村売主勘次郎(印), 請人源助(印), 同勘左衛門(印)。受取:同村勘之丞殿。

1通。 豎紙

中央部天地欠損。

1007-14

売渡し申畑之事(御年貢皆済できず名所家ノ下畑売渡)。

享保19甲寅3月。差出:岩水売主助右衛門(印), 請人五兵衛(印)。受取:八郡村左助殿。

1通。 豎紙

1007-4

永代二売渡し申田地之事(御年貢諸入用に詰り小柳前

田下畑売渡)。

元文3年午3月20日。差出:八郡村売主権左衛門(印), 請人久左衛門(印)。受取:同村佐助殿。

1通。 豎紙

1007-19

売渡し申田畑事(御年貢諸入用に詰り名所日向ほか下々畑売渡)。

元文4年未3月15日。差出:八郡村売主三之丞(印), 請人弥二兵衛(印)。受取:八郎左衛門殿。

1通。 豎紙

1007-3

売渡し申田地事(御年貢諸入用に詰り名所宮ノ前田地売渡)。

元文5申2月20日。差出:八郡村売主治右衛門(印), 同所請人次郎兵衛(印), 同断清八(印)。受取:同所八郎左衛門殿。

1通。 豎紙

宝暦3年の八郎左衛門裏書あり。

1007-26

永代売渡し申畑之事(御年貢諸役に詰り名所包久保山畑売渡)。

元文5年申4月23日。差出:八郡村売主甚太郎, 請人甚右衛門, 同断次兵衛。受取:同村甚左衛門殿。

1通。 豎紙

八郡村甚左衛門より同村八郎左衛門宛裏書あり。中央部天地欠損。

1007-25

売渡し申畑之事(御年貢に詰り名所つつみくぼ下々畑売渡)。

寛保元年酉4月。差出:八郡村畑売主勘之丞(印), 同所請人甚左衛門(印), 同断甚右衛門(印)。受取:八郡村八郎左衛門殿。

1通。 豎紙

中央部天地欠損。

1007-24

売渡し申畑之事(御年貢御役に詰り名所そり畑ヶ畑地売渡)。

寛保4年子ノ3月2日。差出:本間村売主甚兵衛(印), 八郡村請人治右衛門(印), 同所同断治兵衛(印)。受取:吉右衛門殿。

1通。 豎紙

中央部天地欠損あり。宝暦3年, 八郡村売主吉右衛門他1名裏書あり。

1007-7

永代二売渡し申屋敷手形之事(御年貢諸役に詰り下畑売渡)。

延享元年子ノ3月晦日。差出:八郡村売主孫十(印), 請人市助(印), 同市太郎(印)。受取:同村八郎左衛門殿。

1通。 豎紙

1007-22

永代二売渡し申山畑之事(御年貢詰り名所つみくぼ山畑売渡).

延享2丑年3月. 差出:八郡村畑売主甚右衛門(印), 同所請人三郎左衛門(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

中央部天地欠損.

1007-6

売渡し申田地之事(御年貢諸入用に詰り名所前田田畑売渡).

延享4年卯3月. 差出:八郡村田地売主新兵衛(印), 同所請人治右衛門(印). 受取:同所八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

天部欠損.

1007-16

永代二売渡し申屋敷之事(御年貢諸役に詰り名所古屋敷家敷売渡).

延享5年辰3月10日. 差出:八郡村売主勘左衛門(印), 同所請人甚左衛門(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

中央部天地欠損.

1007-23

売渡し畑之事(御年貢諸役に詰り名所日向道上ほか下畑売渡).

延享5年辰3月. 差出:八郡村売主治右衛門(印), 同所請人新兵衛(印), 同所同断伊兵衛(印). 受取:村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-12

寛(田地代金2両1歩分受取).

寛延3年午ノ極月8日. 差出:八郡村次右衛門(印). 受取:八郎左衛門殿.

1通. 堅切紙.

1007-10

永代二売渡し申田地之事(御年貢諸入用に詰り名所堂之前中田売渡).

寛延3年午ノ極月. 差出:本間村売主甚兵衛(印), 請人惣四郎(印), 八郡村請人佐右衛門(印). 受取:八郡村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-13

売渡し申畑之事(御年貢諸入用に詰り名所日向々畑売渡).

寛延4年未3月. 差出:八郡村売主武右衛門(印), 同所請人新兵衛(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

中央部天地欠損あり.

1007-17

売渡し申林之事(御年貢に詰り名所岩宮林売渡).

宝暦元年未之極月. 差出:八郡村林売主甚右衛門(印),

請人傳五右衛門(印), 同所甚兵衛(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-20

売渡し申田畑林之事(御年貢諸入用に詰り名所日向ほか田畑林売渡).

宝暦2年申ノ3月. 差出:八郡村売主権左衛門(印), 受人善四郎(印), 口入折右衛門(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

天部破損.

1007-11

売渡し申田畑之事(御年貢諸入用に詰り名所小在家ほか畑地売渡).

宝暦4年戌3月. 差出:八郡村売主新兵衛(印), 同所請人武右衛門(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-27

永代二相渡し申荒間之事(御年貢御役に詰り名所月原山畑売渡).

宝暦6年子3月20日. 差出:上畑村売主八左衛門(印), 請人弥五兵衛(印). 受取:八郡村勘左衛門殿.

1通. 堅紙.

天部破損. 勘左衛門より八郎左衛門宛奥書あり.

1007-18

売渡し申畑之事(名所日向あれま山畑売渡).

宝暦6年子ノ後11月. 差出:八郡村売主新兵衛(印), 同所請人武右衛門(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-21

売渡し申田地之事(名所芝林道上田田畑, 場所双方勝手合を以永代売替).

宝暦9卯年3月. 差出:八郡村売主吉太郎(印), 請人喜右衛門(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

破損.

1007-9

売渡し申田之事(御年貢諸役に詰り名所小在家下々畑売渡).

明和4亥年3月15日. 差出:八郡村売主勘右衛門(印), 請人, 孫治郎(印). 受取:同村藤藏殿.

1通. 堅紙.

1007-8

売渡し申田地手形之事(御年貢諸入用に詰り名所日向道上ほか下畑売渡).

明和5年子ノ3月. 差出:八郡村売主藤藏(印), 同所請人源助(印). 受取:同村八郎左衛門殿.

1通. 堅紙.

1012

組替申手形之事(拙者持分つ々み久保林と貴殿持分名

所田頭林組替).

安永6酉年10月. 差出:八郡村林主久兵衛(印), 同所請人久之丞(印), 立合人新五右衛門(印). 受取:同所忠右衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-2

売渡申屋敷之事(年貢諸入用に差詰, 本口屋敷畑売渡).

安永8年亥3月. 差出:佐久郡八郡村売主忠右衛門, 同所請人新五右衛門. 受取:同所安左衛門殿.

1通. 堅紙.

1007-28

[文書断簡].

1通. 小紙片.

「人一同江」.

14. 奉公人

1045

相定申人請状之事(よふ女, 身代金2両2朱, 1年季奉公).

天保7戊申年2月日. 差出:八郡村(空白), 同所(空白). 受取:上小田切村 藤左衛門殿.

1通. 堅美.

上下破損. 端上朱筆「人受状 上小田切村藤左衛門」(後筆).

15. (近代) 畑八村

1037

請取之証(南佐久郡畑八村大字八郡日向畑2筆代金160円).

明治38年9月17日. 差出:南佐久郡畑八村 井出柳吉(印). 受取:全郡全村 小林五市殿.

1通. 堅紙.

奥裏朱筆「明治三十八年 畑八村」.

7. 佐久郡入布施村梅溪院

564

[梅溪院縁起写](梅溪院は黒田長政子松平忠之の室梅溪院大秀妙貞大禪定尼開基, 梅溪院舎弟幼名五郎は後の小諸藩主松平憲良).

文化14丑年11月. 作成:柳沢与惣左衛門写之(花押).

1冊. 堅半(四ツ目綴).

裏打ちし和本様に装丁.

8. 佐久郡上畑村

114

寛保三年亥四月 御普請所上畑村仕様帳.

寛保3年4月.

1冊. 堅美(二ツ綴).

破損, 下部欠損.

9. 佐久郡南相木村

1. 御触・廻状

77

天保十年 亥十月日 御廻状写帳 南相木村 名主 善左衛門.

天保10年10月(～天保11年5月).

1冊. 堅半(二ツ綴).

93

御触書之写[印](「慶安二年丑二月廿六日」付触書・「寛文八年御書附」・「寛政之度御書附」再令).

天保12年丑ノ10月御触有之候.

1冊. 堅半(二ツ綴).

表紙押印印文「信州(ヤマに市) 佐久郡 相木村 中嶋」. 汚損. 年代記載もと正月とあるも上から訂正.

19

天保十四年 卯十一月 御廻状扣帳 名主 善左衛門(おもに御影郡中代ないし代官役所よりの廻状・触を収める);(附)覚(壽明君様当分助郷等人馬割賦差出につき順達触帳).

(天保14年11月24日～天保15年10月22日);(附)(嘉永2年カ). 作成:(南相木村中組名主 善左衛門).

1冊(附1通とも). 堅半(二ツ綴).

裏表紙に「嘉永二年 申正月一日 御廻状写帳 紙数有合 中組 名主 善左衛門(年代記載ママ). 20～21 丁目間に横折紙1通(附).

172

嘉永元年 申十二月日 御廻状写帳 名主 善右衛門.

嘉永元年12月.

1冊. 堅半(二ツ綴).

664

(暴瀉病の療法の通達).

9月6日. 作成:南相木村中組.

1通. 堅継紙.

端朱書「コロナ病注意廻文籍木村中組」(後筆).

2. 国役金・郡中割

851-1

[川々国役金上納請取覚](1)覚(南相木村, 去酉分)(2)覚(南相木村, 去戌分).

[亥12月];(1)戌12月, (2)亥12月. 作成:大原左近手代 大羽建八[印].

1通(2通一括). 堅切継紙.

(1)と(2)を貼継ぎ(剥離), 請取割印は(1)上部のみ.

851-2

(南相木村郡中割・内割請取).

亥12月12日. 作成:郡中代 芳二郎[印].

1通. 小切紙.

作成印文「御影 郡中代 請取」.

3. 諸願書

1106

乍恐以書付ヲ奉申上候(当田方植付仕舞につき届).
嘉永2年酉5月. 差出:南相木村 名主 善左衛門(印),
組頭 七兵衛. 受取:鈴木大太郎様 御影 御役所.
1通. 堅紙.

845

乍恐以書付ヲ奉願上候(写, 獵師鉄砲讓渡につき).
嘉永2年酉5月. 作成:南相木村当人金兵衛[ほか2名],
北相木村籠請願人源三郎[ほか3名].
1通. 堅紙.

882

乍恐書付ヲ以奉願上候(下書, 藤左衛門跡式につき五人組之者願書).
幕末. 作成:(南相木村)組合源之介, 乙吉, 嘉兵衛,
願人新右衛門, 源之丞.
1通. 堅紙.

4. 諸一件

776

乍恐書付を以御訴詔奉申上候(田鶴宮様御下向中山道
輕井沢宿助人足免除).
宝暦12年午5月. 差出:松平丹波守御預所信州佐久
郡小海村与頭友右衛門, 北相木村名主源藏, 南相木村
名主嘉右衛門. 受取:御奉行所様.
1通. 堅紙.
上部破損. 端朱筆「宝暦十二年田鶴宮様中山道御下向輕井沢
助人足(助郷之外)免除願, 小海村北相木村南相木村三ヶ村連
署」(後筆)ほか, また本文中朱筆(後筆)番込み. 奥に下書の旨
記載.

869

[南相木村四郎右衛門願書](造酒稼難渋のため滞りの
売掛貸金返済仰付につき).
天保11年子4月. 差出:御支配所南相木村 願人 四
郎右衛門, 与頭 喜三郎. 受取:大原左近様 御影 御
役所.
1通. 堅美紙.

写カ.

647

乍恐以書付御慈悲奉願上候(旅芝居興行取調一件御下
げにつき).
天保15辰年. 差出:佐久郡 大日向村・下海瀬村・碓
田村・小海村之内中村・親沢・北相木邑・南相木邑・梓山
邑・御所平村・海ノ口村・松原村・鉾掛村・八那池村・馬
流村 〆拾六ヶ村御影新田郷宿四軒, 内山邑 忠右衛門,
平賀新町 政右衛門. 受取:石井勝之進様 御影 御役
所.
1通. 堅美紙.
端裏朱筆「佐久郡原村ニ於テ旅芝居興行役者召取慈悲願 天
保十五年」(後筆).

821

乍恐書付を以御吟味下り奉願上候(南相木村百姓仙右
衛門, 組頭清兵衛宅ニテ組合助左衛門に打擲致される
一件につき).
嘉永2年酉4月. 差出:佐久郡南相木村願人仙右衛門,
差添佐吉, 組頭清兵衛, 相手助左衛門, 組頭五郎左衛
門[ほか1名], 名主善左衛門[ほか1名]. 受取:鈴木大
太郎様御影御役所.
1通. 横切紙.

883

相定申議定書之事(新四郎跡式曲輪親類一同相談のう
え相統人取極めるも破談欠訴により親類一同相談のう
え諸入用差出につき).
安政2卯年10月. 作成:(南相木村)治郎右衛門(印),
次郎左衛門(印), 善左衛門(印), 為八(印), 新左衛門(印),
梅太郎(印), 権左衛門(印), 宇左衛門(印), 和助(印), 源
左衛門(印), 峰太郎(印), 寛右衛門(印).
1通. 堅紙.
継目剥離. 作成中「善左衛門」印鑑より南相木村と推定.

5. 村方騒動

639

定(御預所様へ御検地帳御渡しのところ名前等間違
いにより出入におよんだ南相木村本枝郷の訳申争い三組
一統和談につき, 奥書・奥裏書とも).
安永10丑年3月;(奥書・奥裏書)丑3月. 作成:佐久郡
南相木村組頭佐五右衛門[ほか4名], 年番名主浅右衛
門, 与頭新五右衛門[ほか4名], 喜兵衛, 年番名主直右
衛門, 与頭久左衛門[ほか5名], 年番名主佐兵衛, 与頭
半次郎, 百姓代惣八[ほか2名];(奥書)同村常源寺印;
(奥裏書)松平丹波守御預所役人中村久米太夫印.

1通. 堅紙.

688

為取替議定書之事(小前より村役人不正訴上出入落着
二付議定, 写).
文政6未年11月朔日. 作成:佐久郡南相木村百姓忠
太郎代兼訴訟人と吉印[ほか2名], 名主五郎右衛門印,
組頭甚右衛門印[ほか8名], 百姓代仁右衛門印[ほか1
名], 判頭茂兵衛印[ほか1名];為見合写置 清右衛門
(印).
1通. 堅紙.
端裏「未六月出入取替書」.

649

乍恐以書付ヲ奉申上候(南相木村政之助が検地帳を村
役人へ引き渡さないことにつき付口上書).
嘉永7寅年3月19日. 差出:五郎右衛門印, 善左衛門
印, 音右衛門印. 受取:鈴木大太郎様御影役所.
1通. 堅紙.

696

乍恐以書付願上奉候(南相木村組頭喜三郎が夫錢帳を

名主へ引き渡さないことにつき).

安政2卯年10月3日. 差出:南相木村名主善左衛門(印). 受取:森孫三郎様御影御役所.

1通. 堅美継紙.

695と同内容.

698

乍恐以書付奉願[上候(破損)](組頭新四郎跡式取立願).

安政2卯年12月4日. 差出:南相木村名主善左衛門(印), 百姓為八(印)[ほか2名連印]. 受取:森孫三郎様御影御役所.

1通. 堅美継紙.

袖朱筆「安政年度」(後筆). 紙継目剥離.

695

乍恐書付ヲ以奉願上候(南相木村組頭喜三郎が帳面を名主に渡さないことにつき).

安政2卯年12月. 差出:願人名主善左衛門. 受取:御代官森孫三郎様御影御役所.

1通. 堅紙.

697

乍恐始末書ヲ以奉願上候(名主役交替が滞っているにつき).

安政2卯年12月. 差出:南相木村治郎右衛門[ほか10名]. 受取:森孫三郎様御影御役所.

1通. 堅美継紙.

奥朱筆「南相木村文書」(後筆).

699

乍恐以始末書ヲ奉願上候(五人組判頭跡役取纏につき).

安政3辰年4月. 差出:願人治郎右衛門, 親類惣代梅太郎, 差添組頭善左衛門. 受取:御代官森孫三郎様, 御領御役所.

1通. 堅美継紙.

700

乍恐以書付奉願上候(組頭役取纏一件, 梅太郎宅より金子を持ち逃げした北相木村条右衛門ら5名の嚴重なる吟味願).

安政3辰年6月. 差出:南相木村願人梅太郎, 差添組頭善左衛門. 受取:御代官森孫三郎様, 御領御役所.

1通. 堅美継紙.

650

対談為取替議定之事(南相木村中・下両組出入落着に際しての取極).

万延元申年9月(万延4)丑9月. 差出:南相木村百姓市三郎印, 同忠太郎印, 名主五郎右衛門印, 組頭吉右衛門印[ほか8名], 半頭元右衛門[ほか6名], 百姓代七郎兵衛印[ほか1名]; (奥書)右市三郎子清右衛門(印). 受取:(奥書)善左衛門殿.

1通. 堅継紙.

端裏「申十二月両組出入対談書写」.

825

乍恐以書付奉願候(差紙を頂戴しながら日延願遅延のため察当を受けるにつき).

文久2戊年12月27日. 差出:南相木村善右衛門(印), 同久左衛門(印), 宿七郎右衛門(印). 受取:安藤伝蔵様御影御役所.

1通. 堅継紙.

702

乍恐以返答書を奉申上候(村役人不正出入一件, 安政五年議定に署名していないこと, 小前惣代にも同意していないことにつき).

慶応元丑年9月16日. 差出:右組頭善左衛門. 受取:木利八右衛門様, 御影御役所.

1通. 堅半継.

701

[組頭役取纏一件議定書](1)取極申一札之事(写, 組頭役取纏一件, 名主役を組頭の者たちで月番で勤めることの取極め);(2)為取替申議定之事(写, 同一件, 下両組が一組となること等の取極め).

慶応元丑年9月24日. 作成:南相木村小前惣代忠太郎[ほか1名], 名主五郎右衛門, 組頭青右衛門[ほか7名];小前三二人惣代清右衛門[ほか1名], 名主五郎右衛門, 組頭青右衛門[ほか2名], 清七[ほか4名].

1通. 堅美継紙.

袖上朱筆「南相木村」(後筆). (1)文中「別紙」が(2)に該当.

651

差上申済口証文之事(村役人不正出入済口証文):

慶応元丑年. 差出:当御代官所信州佐久郡南相木村中下両組小前三拾壹人惣代清右衛門兼 訴詔人忠太郎, 下組名主五郎右衛門, 組頭久左衛門[ほか3名], 相手右代兼名主五郎右衛門, 中組組頭青右衛門[ほか2名], 相手右代兼組頭青右衛門, 相手同善左衛門, 右差添喜六. 受取:甘利八右衛門様御影御役所.

1通. 堅美継紙.

703

乍恐以書付奉願上候(組頭役退役願).

慶応3卯年3月. 差出:右善左衛門(印), 差添組頭七兵衛. 受取:松本直市郎様, 御影御役所.

1通. 堅紙.

663

(前欠)(南相木村三組取纏一件, 江戸出訴の後帰村し御影御役所へ召出されたこと. ほか).

1通. 堅継紙.

端裏朱書「三組訴訟」(後筆). 欠損.

6.造酒蔵・造酒株

1021

[造酒蔵売渡証文].

[天保7年~10年].

[6通]. [一括].

1021-1

売渡造酒蔵屋敷添証文之事(代金 60 両、年貢・諸入用に差詰り)。

天保 7 申年 8 月。差出: 南相木村売主文治郎(印), 受人甚右衛門(印), 海ノ口村受人喜惣治(印), 同同断嘉右衛門(印), 同同断与一右衛門(印), 同立合人惣右衛門(印), 同同断三生老(印), 同同断金太夫(印)。受取: 南相木村勇左衛門殿。

1 通。 堅紙。

端上朱筆「酒造蔵屋敷添証文」(後筆)。差出押印味消。

1021-2

酒造蔵添証文之事(入用金に差詰り酒造蔵・諸道具売渡しにつき)。

天保 10 亥年 2 月。差出: 佐久郡南相木村売主〔切取〕同郡平〔〕口入人七右衛門。受取: 同郡野沢村文吉殿。

1 通。 堅紙。

差出切取り。

1021-3

差出申一札之事(勝手向不如意につき平林邑太重郎へ酒造株売渡しにつき)。

天保 9 戌 9 月。差出: 入沢邑当人弥五作, 同所世話人作五右衛門。受取: 西相木村文治郎殿。

1 通。 堅紙。

1021-4

酒造蔵買請申一札之事(金 56 兩)。

天保 9 年戌 4 月。差出: 入澤村売主伊勢松(印), 請人市右衛門(印)。受取: 南相木村善左衛門殿。

1 通。 堅紙。

1021-5

酒造蔵敷添証文之事(入用金に差詰り、酒造蔵屋敷・諸道具売渡し)。

天保 9 戌 4 月。差出: 南相木村売主文次郎(印), 海ノ口村受入与一右衛門(印), 同所世話人金太夫(印), 同所同断喜惣二(印)。受取: 入沢村伊勢松殿。

1 通。 堅紙。

1021-6

酒造蔵添証文之事(入用金に差詰り、酒造蔵・諸道具売渡し)。

天保 10 亥年 2 月 22 日。差出: 佐久郡南相木村売主喜左衛門, 同所受人甚右衛門, 同郡海口村受入与一右衛門, 同所同断喜惣次, 同所同断源倍, 同所同断金太夫, 海口村宿口入人市次郎。受取: 同郡野沢村文吉殿。

1 通。 堅紙。

7. 書状ほか

1130

[追分宿役元書状](当年加宿御伝馬勤売荷金のうち十兩請取、残金使いの者へ渡されたく)。

寅 5 月。差出: 追分宿 問屋 市左衛門(印); (上ワ書) 追

分宿 役元。受取: 南相木村 御当役中様; (上ワ書) 南相木村 御名主・御組頭 衆中。

1 通。 横切紙。

1120

[高野町村名主問屋書状](桂馨寺入院のこと当十五日と取極めたので皆々様ご光来くごされたく)。

寅 11 月 13 日。差出: 高野町村 名主 庄左衛門, 同 文左衛門, 問屋 新助。受取: 南相木村 三組 御名主衆中様, 并御役人衆中様; (上ワ書) 南相木村 三組 御名主衆中様 貴下。

1 通。 横切紙。

後欠カ(奥の左半分欠損文字より)。巻上ヶ上ワ書宛名左朱筆「高野町桂馨寺入院 南相木御翰」。

1119

[南相木村中嶋組名主書状](北相木村の喧嘩に御廻村があるため伺い出向につき)。

6 月 25 日。差出: 中嶋組 名主; (上ワ書) 中嶋 名主。受取: 両組御名主様。

1 通。 横切紙。

一部破損。「急用」。奥に朱筆「南相木村」(後筆)。

1128

[北相木村喜太郎他一名書状](三ヶ村掛り合いのこと、村方嘉平次・差添人御影役所へ出向のところが毒でいずれ内済にたく、組下用次郎殿・組合一人ご一同ご光来くごされたく飛札)。

8 月 23 日。差出: 北相木村 喜太郎, 十左衛門。受取: 南相木村二而 御名主 善左衛門様 急用。

1 通。 堅紙。

もと書付様に巻上げた後に上部を折り書状大としていた。

1139-34

記(12 月暮残分・9 月 15 日分相木中嶋幸蔵ほか計 4 口金円出入書付)。

差出: 大の。受取: 田様。

1 通。 横切紙。

8. 質地証文・借用証文

1000

質地証文之事(名所家塚中田 9 畝歩・金 10 兩・利足年中 1 割 2 分 5 厘来 6 月 20 日前後まで、当春差引諸入用に差詰り)。

天保 9 戌戌年閏 4 月日。差出: 入沢村 質置主 伊勢松 [印], 請人 平三郎, 加判 錫平。受取: 南相木村 善左衛門殿。

1 通。 堅紙。

差出印印文「信州 入澤 林屋」。

1001

質置申畑地証文之事(中畑 3 歩名権現返りほか 3 筆・代金 10 兩・利足年中 1 割 2 分 5 厘来 6 月 20 日前後まで、当春差引諸入用に差詰り)。

天保 9 戌戌年閏 4 月日。差出: 入沢村 質置主 伊勢松

[印], 請人 錫平, 加判 音右衛門. 受取: 南相木村 善左衛門殿.

1 通. 堅紙綴.

948

一札之事(貯穀見分に際し借用いたし置いたし初を, 凶作につき改めて借用).

慶応3 卯年4 月. 差出: 中組名主彦右衛門, 七兵衛, 善左衛門, 甚左衛門. 受取: 与惣次殿, 市太夫殿.

1 通. 堅紙.

10. 佐久郡北沢村

240

[村相統御貸付拝借証文・触書請書・触書綴].

(文政9 年~天保4 年).

1 綴(5 冊合綴). [堅半および堅美(二ツ目結び綴)].

240(1)

文政九年 戊七月 村相統御貸附拝借証文 惣左衛門(印) 信州佐久郡 北沢村.

文政9 年7 月.

1 冊. 堅半(かぶせ綴).

綴目に印あり, 表紙人名印に同印.

240(2)

長脇差之儀二付被 仰渡御請証文 戊十二月 佐久郡北沢村.

文政9 年戊12 月. 差出: 佐久郡北沢村 百姓 重治郎, 喜惣治(印)[ほか 41 名連印], 右村百姓代 藤右衛門(印), 与頭 久太夫(印), 同 治郎兵衛(印), 同 利左エ門(印), 同 惣太夫(印), 同 八左衛門(印), 名主 惣左衛門(印). 受取: 荒 平兵衛様 御影 御役所.

1 冊. 堅半(もと二ツ綴).

綴りの紙縫りなし, 全体の綴り紙縫りにて綴じる.

240(3)

文政九年 戊十一月 写之 御公議様より御触書 嶋崎惣左衛門.

文政9 年11 月.

1 冊. 堅美(もと二ツ綴).

綴りの紙縫りなし, 全体の綴り紙縫りにて綴じる.

240(4)

文政十年 亥三月 被 仰渡御請書.

文政10 年亥3 月. 作成: 重治郎(印)[ほか 41 名連印], 1 名連署].

1 冊. 堅美(二ツ綴).

240(5)

天保三年 辰十一月 御触書 十二月出己二月二日未下刻平賀村より受取.

天保3 年11 月.

1 冊. 堅美(二ツ綴).

もと, かぶせ綴か. 末尾に2 月3 日「午ノ下刻山田村江継」.

11. 佐久郡大日向村

79

延享元年 子九月 佐久郡大日向村明細書上帳.

延享元年子9 月. 差出: 信濃国佐久郡大日向村 名主 新左衛門〇, 同断 半六〇, 組頭 良右衛門〇[ほか組頭 14 名]. 受取: 平賀 御役所.

1 冊. 堅半(かぶせ綴).

裏表紙および末尾2 丁以外1 丁目よりツツジ色罫紙 後筆写カ.

720

乍恐以書付御訴詔奉申上候(公事銘: 三ヶ村持山江建札致通路差留候出入; 三ヶ村持山へ相手大日向村御巢鷹山等と名目付け建札致し通路差留め持山奪取る巧み御吟味・建札引取り・通路差支えなきよう仰付けにつき).

寛政10 年11 月. 差出: (信州佐久郡下海瀬村) 役人 惣代 名主 嘉藤次, (海瀬新田村) 同 三郎右衛門, (上海瀬村) 同 年寄 又兵衛. 受取: 御奉行所様.

1 通. 堅紙綴.

端裏朱筆「寛政十年」(後筆), 端上朱筆「下海瀬村・海瀬新田 一 大日向村通路出入 巢鷹山」(後筆). 柱書を繰り返し記載.

801

為取替申書付之事(白井穀問屋方にて仕切勘定滞り穀商売できず荷物差止めの出入一件につき市日・穀物値段など5ヶ条相談取決め).

文政7 申年閏8 月. 作成: 上州甘楽郡白井村百姓代 勘兵衛(印)[ほか年寄 3 名連印], 当時問屋 藤兵衛(印)[ほか1 名・与頭1 名連印], 榎原村名主 次部右衛門(印)[新澤村立入人 1 名連印], 大日向村百姓代惣代 七兵衛(印)[ほか組頭惣代与頭 3 名・名主 3 名連印], 商人与市[ほか9 名連署, 5 名連印].

1 通. 堅美綴紙.

12. 佐久郡追分宿

897

覚(町内夫銭帳などの書付. 請取切手は惣百姓中立合にて五左衛門・久兵衛方へ受取につき).

宝暦7 丑ノ正月13 日. 差出: 藤五郎(印). 受取: 伊兵衛殿, 孫七殿.

1 通. 堅紙.

864

一札之事(先年より順礼荷物請払問屋いたすも不勝手のため金10 両にて引譲り証文).

明和6 年丑6 月20 日. 差出: 当人 善兵衛(印), 請人 甚兵衛(印). 受取: 平野屋 六左衛門殿.

1 通. 堅紙.

端裏下「順礼荷物書付」.

1020

覚(米買請証文).

天保8 酉年4 月. 差出: 板鼻宿穀屋七郎兵衛(印). 受取: 追分宿御役人中.

1 通. 堅紙.

634

覚(年貢金内請取, 金8両余).

亥12月14日. 差出: 佐藤友五郎手代岩田百右衛門.

受取: 追分宿役人中.

1通. 堅切紙.

○諸願書

777

乍恐以書付ヲ願上候御事(追分沓掛両宿付助郷村々勤高のほか4千石増高仰付け下されたく, 奥書とも).

宝暦12年未ノ10月. 作成: 信州佐久郡中仙道追分沓掛両宿助郷代松平丹波守様御預所同国同郡平賀村組頭多忠, 水野豊後守様御知行所同国同郡内山村組頭与七;(奥書)池田喜八郎御代官所信州佐久郡追分沓掛両宿惣代沓掛宿忠左衛門.

1通. 堅継紙.

端裏「写済」(ペン書き), 同朱筆「宝暦十三年未十月 助郷増村願」(後筆).

625

乍恐以書付奉願上候(先年の振合をもって御取箇御勘弁につき).

寛政4年子9月. 差出: 佐久郡追分宿月番名主六左衛門(印), 問屋新太郎(印), 年寄平太夫(印)[ほか2名], 百姓代只八(印). 受取: 佐藤友五郎様御影御役所.

1通. 堅継紙.

減免願.

781

乍恐以書付奉願上候(塩名田・八幡両宿助郷より軽井沢・沓掛・追分3ヶ宿助郷へ御割替えにより当時困窮のため落合村ほか10ヶ村と引替えにつき);(附)鑑定書之事(出府・入用金高割ほかにつき).

文化11戊辰4月;(附)戊辰4月10日. 作成:(信州佐久郡牧野内膳正領分 柏木村, 八満村, 塩の村, 馬瀬口村, 平原村, 加増村, 森山村);(附)平原村, 馬瀬口村, 塩野村, 八満村, 柏木村, 加増村, 森山村, 〆七ヶ村.

1通. 堅継紙.

控カ. 本紙末尾に附を貼継ぎ. 端裏後筆「写済」(ペン書き).

○諸一件

792

一札之事(先月十日夜坂木宿源四郎女子二人がかくまひ置くことを願ひ八泊させ女子雑物預かり露顕のため雑物等承引内分にて済まし詫につき).

延享3年寅8月朔日. 差出: 小諸市町 源蔵(印), 同所惣五郎店 助七(印). 受取: 追分宿 平蔵殿.

1通. 堅紙.

女子雑物預りの文面上に押印(源蔵印).

714

一札之事(牛越への新堰に橋掛け通路滞らぬようのした上で堰筋借用につき).

明和6年丑5月29日. 差出: 新五郎(印), 久兵衛(印).

受取: 六左衛門殿.

1通. 堅美.

端裏下「新五郎」.

778

指上申一札之事(沓掛宿焼失以来助郷人馬継立難儀出入落着につき, 軽井沢村へ合宿をもって人馬を指出す積り);(附)軽井沢付へ合宿二付拾九ヶ村組合高割村々覚.

安永3年午4月;(附)午4月. 差出: 遠藤兵右衛門御代官所横根村[ほか29ヶ村], 右三拾ヶ村惣代横根村八兵衛[ほか12ヶ村12名], 遠藤兵右衛門御代官所御影新田村[ほか18ヶ村], 右拾九ヶ村惣代御影新田村与三郎[ほか10ヶ村10名, 軽井沢宿問屋年寄・沓掛宿問屋名主・追分宿問屋年寄各1名];(附)拾九ヶ村助郷村々. 受取: 遠藤兵右衛門様御影御役所;(附)追分宿御問屋・御年寄衆中様.

1通. 堅美継紙.

端裏「安永二巳十一月沓掛宿焼失二付軽井沢付三拾ヶ村追分付十九ヶ村 継送難儀二付御影御役所御吟味差上申候相定書写」. 附は奥に書継ぎ.

780

乍恐以書付御訴詔奉申上候(公事銘: 助郷相掠私欲之取斗仕候出入; 相手追分宿問屋・年寄御召出糾明の上, 猥なる人馬舐. 無益の人馬遺捨なきよう, また宿に飯盛女等召抱置かないよう仰付け下されたく);(奥裏書)「肥前・伊予差紙写」(肥前役所にて対決).

寛政6寅年12月;(奥裏書)寅12月19日. 差出: 中山道追分・沓掛両宿助郷拾九ヶ村惣代 河尻甚五郎当分御預所信州佐久郡平賀村 訴詔人 組頭与惣右衛門, 内藤美濃守領分同州同郡下中込村 百姓代 新五右衛門;(奥裏書)肥前印, 伊豫印. 受取: 道中 御奉行所様.

1通. 堅美継紙.

794

乍恐以書付奉願上候(菱野村百姓瀬左衛門梓和郎が当宿年寄六左衛門召抱飯盛下女ふてを妻にしたく誘引出し行衛不明, 親・世話人とも埒明けず御吟味, 下女返還仰せ付けにつき).

寛政7卯9月. 差出: 堀谷文右衛門御代官所 中山道追分宿 願人 年寄 六左衛門[削取り]. 受取: 牧野内膳正様 御役人中様.

1通. 堅継紙.

中央部虫損大. もと差出押印ありカ, 紙継目に同印と思われる押印あり.

795

一札之事(軽井沢宿へ用事のため通行の六左衛門客衆と, 東大日堂にて遊興酒酔いの文右衛門ら大勢と口論に及び, 六左衛門より御役所へ注進のところ寺社方を頼み内済につき詫).

寛政12年申6月29日. 差出:(軽井沢宿カ)当人 文右衛門(印), 組合 源十郎(印). 受取:(追分宿カ)六左衛門殿.

1 通. 竪継紙

一札冒頭紙面に押印(文右衛門印).

687

差上申一札之事(追分宿年寄勇左衛門身分につき同宿百姓源左衛門駈込訴の一件御吟味御下げ御請証文).

文化10 酉年5月4日. 差出: 元古橋単人御代官所中山道追分宿百姓源左衛門, 同人兄源八代同惣四郎, 宿役人代兼年寄勇左衛門, 諏訪明神主水澤大隈, 百姓忠次郎, 同藤四郎, 同人御代官所信州佐久郡下越村名主善兵衛, 右惣代兼藤四郎. 受取: 道中御奉行所様.

1 通. 竪継紙

端裏上「御裁許御請証文写」, 端裏下「追分宿年番勇左衛門一件」.

○下女誘引出匿置出入

807

為取替一札之事(森村伴右衛門召抱下女一件内済につき).

天保5 午年9月. 差出: 文伸, 九蔵. 受取: 中山道追分宿勇左衛門殿.

1 通. 竪紙

808

乍恐以書付御訴詔奉申上候(公事銘: 馴合ヲ以飯売下女誘引出し匿置候出入, 願人: 追分宿旅籠屋勇左衛門, 相手: 小縣郡森村組頭伴右衛門・同人悻).

天保5 午年9月. 差出: [養笠之助支配所中山道信州佐久郡追分宿願人勇左衛門. 受取: 仙石龍太郎様御役所.

1 通. 竪美継紙

○荷物人足打毀

811

乍恐以書付御數願奉申上候(下書, 通行荷物雇人足打毀シ逃去一件).

天保8 酉年10月6日. 差出: 中山道追分宿名主・年寄兼帶勇左衛門, 年寄半兵衛. 受取: 御会所.

1 通. 竪継紙

783

乍恐以書付始末書奉申上候(追分宿地内にて通行荷物を人足打毀し一件につき).

天保8 酉年10月. 差出: 追分宿役人惣代年寄新太郎, 問屋市左衛門. 受取: 加州様御内鈴木順左衛門様, 沢原源之丞様.

1 通. 竪継紙

784

乍恐始末書ヲ以奉申上候(加州様通行荷物を小揚鉢雇人足打毀一件につき).

天保8 酉年10月. 差出: 当御支配所追分宿年寄市兵衛代兼年寄次郎左衛門, 百姓庄左衛門代兼百姓助右衛門, 次部左衛門親類五左衛門, 市兵衛親類五郎左衛門, 助太郎・庄左衛門組合平蔵, 平助. 受取: 大原左

近様御手代萩野廣助様.

1 通. 竪継紙

○書状ほか

790

[追分宿問屋市左衛門他年寄二名申口](加州様御荷物を追分宿人足が切解逃去った始末御吟味につき).

(天保8 年か) 酉10月27日. 差出: 右(当御代官所信州佐久郡追分宿問屋)新太郎, (名主勇左衛門・年寄治郎左衛門・忠右衛門代兼年寄)市兵衛, (同)市左衛門. 受取: 大原左近様 御影 御役所.

1 通. 竪継紙

下書(朱筆訂正あり). 虫損.

1359-14

[洗馬宿志村林右衛門他一名書状](去冬借用の金子違約延引におよび詫, お渡ししたい本意だが私共両人で内々遣込む仕方になり延引, 当月のうち両人のうち出府し持参するのでそれまで延引くだされたく).

正月12日. 差出: 洗馬宿 志村林右衛門, 百瀬市太夫. 受取: 追分宿 小川六左衛門様.

1 通. 横切継紙

1359-30

[洗馬宿こまや半左衛門書状](こたびの来翰紙面の趣, 委細両人へ達し掛合い, 来三月下旬より四月上旬にご返却の由, 左様思召しお延し遣されたい旨, 使札への返書).

2月14日. 差出: 洗馬宿 こまや半左衛門. 受取: 追分駅 平野屋六左衛門様 貴翰.

1 通. 横切継紙

1123

[庄左衛門書状](一昨晚貴方の夜具二つ下女不調にて我家へ持込んだこと云々).

2月27日. 差出: 庄左衛門. 受取: 六左衛門様 貴簡.

1 通. 竪紙

差出・宛先は巻上ヶ上フ書より.

1359-19

[廻状]1. 口上(各方掛置の太々講金昨日割合の由, 代参立て講中へ御稜を請け残らず引くようにしたく云々); 2. 覚(代参銭取集人数書ほか金銭勘定).

1. 12月3日. 作成: 1. 六左衛門.

2 通. 横美切継紙

1 奥に2を巻込み, 書状様に巻上げ一括. 1 端裏「廻状 是ハ代参相立候書付」, 2 端裏「是ハ代参之書付」.

1359-29

[井木儀兵衛書状](久しく罷在り皆々様嘸々ご案事ご安心くだされたく, 忙しくなり十五日に返る由承知, ほか).

12月12日. 差出: 井木儀兵衛. 受取: 小川六左衛門様.

1 通. 横切紙

巻上ヶ部分破損, 取扱い注意.

1359-21

[洗馬宿志村林右衛門他一名書状](先に借用の金子江戸にて私共親に内々で遣込み申訳なく来正月中きつと元利返済するので表向催促とも延引を願う旨、飛札へ返書)。

12月23日夜。差出:洗馬宿 志村林右衛門, 百瀬市太夫。受取:小川六左衛門様 人々御中。

1通。横切継紙

端裏「洗馬より参候状」。

1359-4

[書状](追分宿油屋にかの請金女郎買のところが昨夜すぐ取押え尋問の件など急便)。

1通(4枚)。横切紙

封筒等なし。

○売渡証文

1008

永代売渡シ申家屋敷証文之事(表口五間裏行式拾三間、代金7両3分)。

享保20年乙卯12月6日。差出:家屋敷売主甚兵衛(印), 証人藤七(印)[まか2名];(奥裏書)市左衛門(印), 万右衛門(印), 嘉右衛門(印)。受取:平蔵殿。

1通。堅継紙

端裏下「屋鋪証文」。

1009

永代売渡申家屋敷之事(表口五軒、金20両)。

元文5年申9月17日。差出:家屋敷売主源之丞(印), 請人源八(印), 同断左右衛門(印);(奥裏書)市左衛門(印), 万右衛門(印), 次郎右衛門(印)。受取:兵右衛門殿。

1通。堅美。

端裏上「源之丞屋敷証文」。

1010

永代取替申家屋敷証文之事(表口六軒貳尺、買取金4両2分請取)。

寛延2年巳11月2日。差出:屋敷主七右衛門(印), 請人李右衛門(印), 口入彦五郎(印);(奥裏書)市左衛門(印), 勝次郎(印), 久左衛門(印)。受取:伊兵衛殿。

1通。堅美。

端裏下「屋鋪証文」。

1011

山売渡シ証文之事(名所牛越境、代金6両)。

宝暦3年酉11月27日。差出:山売り主利左衛門(印), 請人五左衛門(印);(奥裏書)万右衛門(印), 市左衛門(印), 弥兵衛(印)。受取:伊兵衛殿。

1通。堅美。

端裏下「利左衛門」。

1013

売渡申立木証文之事(立木20本)。

天明2年寅ノ6月18日。差出:小田井村売主重右衛門(印), 横根村証人久七。受取:追分宿六左衛門殿。

1通。堅紙

1015

永代売渡申家屋敷証文之事(表口五間、代金17両)。

天明7年丁未正月24日。差出:家屋敷売主与七(印), 同断請人与左衛門(印);(奥裏書)新太郎(印), 万右衛門(印), 平太夫(印)。受取:如流殿。

1通。堅美継紙

1016

永代売渡申林手形之事(名所ひせん屋敷林、代金1両2朱)。

天明8年申2月。差出:草越村売主直吉, 同受人賀右衛門, 同断捨五郎;(奥裏書)名主安五郎。受取:追分宿如流殿。

1通。堅紙

1018

一札之事(土蔵売渡し, 当所まで附送りにつき、承知奥印とも)。

寛政11年申11月19日。差出:亀八(印), 直右衛門;(承知奥印)名主 所右衛門(印)。受取:追分宿六左衛門殿。

1通。堅美。

端裏下「土蔵書付」。

○質地証文

994

質置申畑証文之事(名田名所南裏くね添道上道下四塚代金2両1分永187文5分・5年賦、質置証文承知奥裏書とも)。

延享2年丑11月19日。差出:畑主 山城守(印), 請人与七(印);(奥裏)万右衛門(印), 市左衛門(印)。受取:平蔵殿。

1通。堅美。

端裏下「山城殿」。

995-2(1)

質置申田畑之事(名所藤澤神田6表取芝間矢地付共・代金3分750文、浦判延引)。

宝暦元年未12月28日。差出:田畑売主 与市(印), 請人 忠兵衛(印)。受取:伊兵衛殿。

1通。堅紙

端裏下「かしか沢田証文」。

995-2(2)

質置申田畑之事(名田前谷地稲田6表取・3年賦・代金6両3分、質置証文承知奥裏書とも)。

宝暦4年戌ノ3月18日。差出:田畑置主 利左衛門(印), 請人 清内(印);(奥裏書)万右衛門(印), 市左衛門(印)。受取:伊兵衛殿。

1通。堅美。

端裏下「前谷地証文」。奥に3ヶ所御印。

995-2(3)

田畑質置証文之事(名田塩野道下麻手場神田6俵取水

入馬道芝間共・代金 2 両 1 分・3 年季、質置証文承知奥裏書とも。

宝暦 7 年丑 11 月 10 日。差出：田主 弥兵衛(印)，請人 隠居(印)；(奥裏書) 万右衛門(印)，市左衛門(印)。受取：常右衛門殿。

1 通。堅美。

本紙全面を墨線引。端に 3 ヶ所割印(印は(2)中割印に同じ，位置は相違)。

996-2

質置申畑証文之事(名畑くね添道上畑 2 塚並木 5 本道下畑 2 塚都合 4 塚・境改め相違なし・代金 9 両 1 分 2 朱・3 年賦、質置証文承知奥裏書とも)。

安永 2 年巳 10 月。差出：畑質置主 文蔵(印)，請人 長四郎(印)；(奥裏書) 万右衛門(印)，市左衛門(印)。受取：六左衛門殿。

1 通。堅継紙。

端裏下「文蔵畑」。

997(2)

質地証文之事(名田南屋浦畑 4 塚・代金 4 両 2 分・来る未まで、畑質置証文承知奥裏書とも)。

天明 5 年巳 2 月 20 日。差出：地主 弥兵衛(印)，請人と左衛門(印)；(奥裏書) 万右衛門(印)，新太郎(印)，平右衛門(印)。受取：如流殿。

1 通。堅美。

端裏下「茂沢道・弥兵衛畑 証文」。

997(3)

質地証文之事(下飯訪森下畑 3 塚芝間立木とも・代金 3 分 2 朱・来る未まで・境界記載、畑質置証文承知奥裏書とも)。

天明 6 年午 10 月。差出：地主 藤四郎(印)，請人 伴蔵(印)，同断 久太夫(印)；(奥裏書) 万右衛門(印)，新太郎(印)，六左衛門(印)。受取：松達殿。

1 通。堅美継紙。

997(4)

質置相渡申林証文之事(名所大切付薪林・松楢合 105 本・代金 7 両・25 年季、去未御年貢当申御皆濟御拜借御返納ならびに作夫食要用差詰り、立木は伐採り後返却)。

天明 8 年申 3 月。差出：佐久郡茂沢村 林相渡主 半七(印)，同断 兄受人 喜左衛門(印)，同断 世話人 金五郎(印)，同断 親類 名主 市左衛門(印)。受取：追分宿 如流様。

1 通。堅美。

○借用証文

898-3

一札之事(藤吉掛り医師薬代等借用)。

明和 4 年亥 9 月 7 日。差出：江戸蔵前猿籠丁老丁目岩附や宇兵衛内文六(爪印)，同京橋銀座丁老丁目宮原太郎兵衛内久兵衛。受取：六左衛門殿。

1 通。堅紙。

898-1(3)

金子借用証文之事(金 10 両)。

明和 7 年寅 3 月 21 日。差出：御影預り主消右衛門(印)，同所請人平之丞(印)。受取：追分宿半兵衛殿。

1 通。堅紙。

898-1(2)

借用申金子之事(金 8 両，御年貢諸夫銭に差詰り)。

明和 7 年寅 11 月 20 日。作成：借用主[切取]，請人[切取]。

1 通。堅紙。

898-1(1)

金子借用証文之事(金 10 両，御年貢諸夫銭に差詰り)。

明和 7 年寅 11 月。差出：借用主六左衛門，請人 桃栄。受取：[切取]。

1 通。堅紙。

898-2

金子借用証文之事(金 10 両，御年貢諸夫銭に差詰り)。

明和 8 年寅 11 月 20 日。差出：金借用人六左衛門，請人 桃栄(印)。受取：三栄様。

1 通。堅紙。

端裏上「六左衛門殿証文」。

898-1(4)

覚(其元より三栄様へ差入れた借用証文の金 10 両は当年より手前へ右金請取)。

明和 9 年辰 4 月改。差出：桃栄(印)。受取：六左衛門殿。

1 通。堅紙。

901(1)

一札之事(金 12 両借用)。

天明 5 年巳 3 月 29 日。差出：追分宿金子借用主六左衛門(印)，同所請人如流(印)。受取：三栄老。

1 通(綴 2 通のうち)。堅紙。

902-1(1)

借用証文之事(金 10 両，御年貢諸夫銭に差詰り)。

寛政元年酉 3 月 20 日。差出：借用人松達(印)，受人 口兵衛(印)。受取：六左衛門殿。

1 通。堅紙。

902-1(2)

借用申金子之事(金 3 両，女奉公人世話につき)。

寛政 6 年寅 11 月 15 日。差出：借用人 与吉(爪印)，請人 角兵衛(爪印)。受取：六左衛門殿。

1 通。堅紙。

902-1(3)

借用申金子之事(金 2 両，御上納諸夫銭に差詰り)。

寛政 7 年卯 11 月。差出：金子借用主孫左衛門(印)，請人 半兵衛(印)，同断 助右衛門(印)。受取：六左衛門殿。

1 通。堅紙。

902-1(4)

借用申金子之事(金 3 両，御年貢諸夫銭に差詰り)。

寛政8歳辰ノ10月。差出:借用人右衛門(印), 同請人重次郎(印)。受取:六左衛門殿。

1通。 豎紙。

902-1(5)

預り申金子之事(金2両2分借用)。

寛政9年巳2月20日。差出:洗馬宿岩次郎(印)。受取:六左衛門殿。

1通。 豎紙。

902-1(6)

借用申金子之事(金2両2分, 御年貢諸夫錢に差詰り)。

寛政10年午4月。差出:金子借用人善四郎(印), 請人平助(印), 請人忠吉(印)。受取:六左衛門殿。

1通。 豎紙。

902-1(7)

借用申金子之事(金5両)。

寛政10年午7月10日。差出:助右衛門(印)。受取:六左衛門殿。

1通。 豎紙。

902-1(8)

借用申一札之事(金5両, 出府道中入用差支え)。

(附箋)寛政12申年12月9日;(本紙)申12月9日。差出:洗馬宿百瀬伝左衛門。受取:平野屋六左衛門殿。

1通。 豎紙。

奥に年号附箋。

902-2

借用申金子之事(金3両, 御年貢諸夫錢に差詰り)。

寛政12年申12月。差出:金借り主善三郎(印), 請人常右衛門(印)。受取:六左衛門殿。

1通。 豎紙。

端裏下「善三郎」。

902-1(9)

借用申金子証文之事(金2両)。

寛政13年酉正月7日。差出:金子借用主清右衛門(印), 請人祐次郎(印・追分蔭屋)。受取:六左衛門殿。

1通。 豎紙。

903-2

借用申金子之事(金15両);(奥貼継)覚(元利金請取)。

享和元年酉ノ10月日;(奥貼継)戌4月28日。差出:借用人しみつや伊左衛門(印), 同留三郎[印];(奥貼継)十一屋 六左衛門(印)。受取:十一屋六左衛門殿;(奥貼継)清水屋 伊左衛門様。

1通(2通のうち)。 豎紙(貼継横切紙とも)。

奥に請取覚を罫附様に貼継ぎ。本紙宛先あるいは「土屋…」か。奥貼継ぎ請取覚の差出印文「板鼻(か) 十一」。

904-1(1)

借金証文之事(金30両, 御年貢等に差詰り)。

文化6巳年9月。差出:追分宿借用主六左衛門, 同所親類請人助右衛門。受取:口入人野沢村晋右衛門殿。

1通(4点-綴2通のうち)。 豎紙。

904-2

差出申請取之事(用立金のうち5両請取)。

文化13子11月。差出:小諸荒町 貞兵衛。受取:追分宿勇右衛門殿。

1通(4点のうち)。 豎紙。

907-1(1)

借用申金子之事(金42両)。

天保3辰2月16日。差出:借主勇左衛門(印), 請人助右衛門(印), 市兵衛(印), 同宗藏(印)。受取:平藏殿。

1通(2点-綴8通のうち)。 豎美継紙。

907-1(2)

借金証文之事(金30両)。

天保3辰5月。差出:追分借用人勇左衛門, 請人助右衛門, 同新三郎;(承知奥書)右宿 庄左衛門。受取:関木新田鉄次郎殿。

1通(2点-綴8通のうち)。 豎継紙。

907-1(8)

借用申金子証文之事(金8両)。

天保10亥年11月。差出:追分宿借用主助右衛門印, 同引請証人新太良印。受取:野沢村甚右衛門代藤三良殿。

1通(2点-綴8通のうち)。 豎美継紙。

○奉公人

1043

引取申一札之事(貴殿召抱この女, 村方善藏妻に御無心賞請けにつき)。

文化元年子8月。差出:香坂新田村 と右衛門(印)。

受取:定右衛門殿, 六左衛門殿。

1通。 豎紙。

端裏下「香坂引取」。

731

差上申手形(大坂松之辻町借屋平右衛門娘やす追分宿旅籠へ年季奉公につき通行手形)。

文化6巳年12月21日。差出:摂州大坂松之辻明石屋左兵衛かしや 人主 奈良屋平右衛門, 家主 明石屋佐兵衛, 五人組 和泉屋伊兵衛, 同 和泉屋長兵衛, 同北国屋鷹野都家守 明石屋利助, 年寄 川野邊屋忠七。受取:御奉行所。

1通。 豎半。

1044

年季請状之事(奈良屋平右衛門娘やす20才, 道中旅籠屋食売奉公, 5年季, 身代金8両ほか)。

文化7午年3月3日。差出:大坂札之辻町 明石屋佐兵衛借家 人主 奈良屋 平右衛門(印), 同上本町四丁目以奈美屋金七借家 請人 河内屋 弥三郎(印), 奉公人 やす(爪印)。受取:質屋 武太夫殿。

1通。 豎美継紙。

13. 佐久郡小海村

115

前々流荒地書上帳 佐久郡小海村之内 親沢組

寛延4年未2月. 差出: 名主 孫市(印), 組頭 友右衛門(印), 同 政右衛門(印)[ほか 10名連印]. 受取: 平賀御役所.

1冊. 堅半(かぶせ綴).

汚損, 破損, 一部綴欠損. 綴目に印あり(名主印).

658

上申書(南佐久郡小海村人民 148名惣代新町村制実施につき).

明治22年6月6日. 差出: 長野県南佐久郡小海村人民 百四拾八名惣代 佐藤倉吉(印)[ほか 3名朱印連印]. 受取: 長野県知事木梨精一郎殿.

1冊. 堅美(一ツ綴).

赤色野紙. 下部貼紙.

14. 佐久郡内山村

177

元治元年十一月廿二日 浪士 追討 御諸家様方御先触写 内山村[破取り控]

元治元年11月22日.

1冊. 堅半(三ツ綴).

見返し端に「内山村 柳沢氏藏」. 写カ.

15. 佐久郡上桜井村

146

[欠損]五十六ヶ條 上桜井村 元禄十三辰年三月御公儀江指上ヶ候ひカへ.

元禄13年3月. 作成: 佐久郡上桜井村 名主 源左衛門.

1冊. 堅美(二ツ綴).

1107

(1)御伝馬ニ罷出千曲川ニ而人馬流失之覚(子年から当酉年まで);(2)乍恐以書付御訴申上候(追分・沓掛・軽井沢三宿増助郷のところ当四ヶ村千曲川辺にて川除場多く人馬差出しの時分田畑人馬流失難儀. 百姓困窮につき).

(1)・(2)宝永2年酉10月. 差出:(1)信州佐久郡 跡部村, 上桜井村, 中桜井村, 下桜井村;(2)松平縫殿助知行所 跡部村, 右同断 上桜井村, 松平造酒之丞知行所 中桜井村, 松平又四郎知行所 下桜井村. 受取:(2)御奉行所様.

1通. 堅美継紙.

(1)(2)は一紙に記載. 端裏「酉十月上ヶ候ひカへ」「満水ニ付人馬流候書付」.

100

天保三壬辰年 六月 日 下中込六兵衛・上桜井村六左衛門 訴答願書写 下村 [墨抹, 右脇後筆「佐々木多仲」].

天保3年6月日.

1冊(2冊のうち). 堅美(三ツ綴).

表紙後筆はペン書き. 当時の写カ.

99

江戸公事 下中込六兵衛・上桜井六左衛門 訴答願書写 多仲(農間太物商の上桜井村百姓銀蔵病氣により同村名主六左衛門不実の分散をおこない銀蔵家屋敷田畑家財諸道具を取上げ売却するも代金を借方へ弁済せず銀蔵へも渡さず銀蔵病死家内親類難渋につき「難渋出入」).

天保3年(7月~12月).

1冊(2冊のうち). 堅美(四ツ綴).

麻紐により100と一括. 当時の写.

818

差上一札之事(上桜井村外二ヶ村組合御普請所木品藤次郎他理不尽引留による一件について吟味之上被仰付候請書).

弘化4未年2月. 差出: 内藤豊後守領分信州佐久郡下中込村名主藤次郎, [組頭4名]右惣代与頭忠左衛門[ほか1名], [安吉ほか26名]右惣代佐十郎[ほか3名], [百姓7名]右惣代林蔵[ほか2名], 川上金吾郎御代官所同州同郡桜井新田百姓定吉[ほか3名], 同郡中桜井[名主]ほか6名]右惣代治兵衛[ほか1名]. 受取: 御奉行所.

1通. 堅美継紙.

16. 佐久郡野沢村

617

[屋敷田畑歩面蒔改書上](石盛・歩面寄とも).

2月. 作成: 名主領助印, 年寄甚右衛門印[ほか6名書印];(奥書)六十三歳 並木七左衛門印, 筆者 和助印.

1冊. 横長美(かぶせ綴).

表紙・裏表紙破損. 付箋多数. 原村・取出村作者の名前見え. 野沢中込近辺の村の文書カ.

17. 佐久郡小諸 (荒町)

1. 海応院位牌位置出入

1052

乍恐以書付奉願候事(藤吉位牌位置をめぐり市町喜兵衛らと対立にたいする穏便な処置願ひ).

文化11申戌年5月. 差出: 海応院. 受取: 御奉行所.

1通. 堅美継紙.

1050

乍恐以口上書御答奉申上候(藤吉位牌の位置をめぐる出入. 当住が新しい壇を拵えたこと承知せずにつき).

文化11申戌年7月23日. 作成: 海応院且中惣代市町藤四郎・喜兵衛, 同断本町七左衛門・伊左右衛門, 同断荒町与市右衛門・久右衛門.

1通. 堅美継紙.

1051

当一九世海応院寛善和尚様時位牌一件書付写候拵文(文化11申戌年7月23日). 受取: 先住様・当住様・福正院様.

1通. 堅美継紙.

2. 質地

995-1

質田地証文之事(中屋敷村分名所中沢本歩上中田合 5 反 3 畝 22 歩・代金 10 両・5ヶ年季・入上初毎年 4 俵).
宝暦 6 年子ノ 3 月. 差出: 質田地主中屋敷村 弥四郎(印), 請人同所 勝五郎(印), 中屋敷村組頭 茂兵衛(印), 口入新町 庄太夫(印). 受取: 小諸荒町 平四郎殿.
1 通. 堅美.

18. 佐久郡小諸 (本町)

638

申渡之覚(主人へ慮外仕間敷事, ばくえき禁止等 6ヶ条).
享保 9 年辰ノ 3 月 11 日. 受取: 伊藤長右衛門との.
1 通. 堅美.

1066

当十八世 海應院寛門和尚様より 月牌料請取書付二通入.
寛政 3 辛亥年 6 月 2 日. 作成: 本町伊藤傳重郎.
2 通. 包紙入.
標題等は包紙表書より.

1066-1

覚(「荷翁浄園信士」ほか計 9 名分月牌料合金 2 両 1 分 受納につき).
寛政 3 辛亥年 6 月. 差出: 海應院(印)役局. 受取: 本町 傳十郎殿.
1 通. 堅美.
横折紙大にたたまれ包紙に一括.

1066-2

覚(「華翁山春信士」ほか計 2 霊月牌料金 2 分 受納につき).
寛政 7 乙卯年 11 月. 差出: 海應院(印)役局. 受取: 本町 傳十郎殿.
1 通. 堅美.
横折紙大にたたまれ包紙に一括.

1053

請取之覚(寄進金三步請取につき).
文化 11 甲戌年 4 月 25 日. 差出: 海應院. 受取: 本町 伊藤伝十郎.
1 通. 堅紙紙.

602

覚(安太郎娘しう, 忠兵衛方へ内談につき町方人別送り書).
文政 5 午年正月. 差出: 荒町 年番庄屋 佐傳次. 受取: 本町 御庄屋 五右衛門殿.
1 通. 横美切紙紙.

1202-3

壬午 文政五歳 九月吉日 飛か衛 (裏表紙)本町 阿ふき屋 各兵衛(諸品代書上, 金銭貸借につき).

(文政 5 年 5 月 8 日~).

1 冊. 横半半折(一ツ綴).

「あふきや武吉殿へ」 「五月八日改」ほか.

640

差上申御請書之事(博奕停止により文化 8 年 2 月中本町助六博奕宿いたし追放等処分のところ 2 月 2 日吉蔵・28 日梅太郎博奕・追放等処分が続き不届きのため取締り箇条仰せ渡され承知につき).

文政 6 未年 8 月. 差出: 傳十郎, 紋吉, 新左衛門, 儀左衛門, 直兵衛, 喜助. 受取: 町御役人中.

1 通. 堅紙紙.

713

以口上書ヲ奉願上候(病心につき年寄役御免仰付けられたく).

卯 8 月. 差出: 願人 伊左衛門. 受取: 問屋庄屋兼 五右衛門殿, 御年寄中.

1 通. 堅美.

1121

覚(金 1 両 1 分 2 朱又兵衛方へ遣す分請取, ほか請取 2 枚請取).

未 8 月 23 日. 差出: 与良町 油や太兵衛 印. 受取: 本町 綿屋 傳重郎殿.

1 通. 横切紙.
宿紙.

1122

覚(荒町萬甚殿行金子利足 25 両請取, 田畑証文 6 通渡し).

未 12 月 29 日. 差出: わたや 伝十郎(印). 受取: 大野屋 弥助殿.

1 通. 横切紙.

差出印文「信州 小諸 [難読] 綿」.

1359-31

覚(繪十武わ・包代・国役取替代金書付).

酉 7 月. 差出: 菱屋 健次郎. 受取: 当町 元ノ中様.
1 通. 横切紙.

1359-35

[小平又兵衛書状](改年祝札拝見御祝答および金子当月返金御約束承知追啓).

2 月 10 日;(追啓)10 日. 差出: 小平又兵衛;(追啓)又兵衛;(包紙上ワ書)小平又兵衛 (包紙裏)和子村より. 受取: 伊藤傳十郎様, 掛川新右衛門様;(追啓)傳十郎様, 新右衛門様;(包紙上ワ書)小諸本町 伊藤傳十郎様 御報.

1 通. 横美折紙(包紙入).

○出金納割付

135

明和元 十一月 申之五分一金納割附帳 本町, (裏表紙)庄屋 太田与次兵衛.

明和元年 11 月.

1 冊. 横長美(一ツ綴).

21

安永七年 戊十二月日 五分一金割付帳。(裏表紙)本町庄屋権兵衛.

安永7年12月日.

1 冊. 横長美(一ツ綴).

中央部虫損甚大, 取扱い注意.

22

天明四年 辰十月日 倉ヶ野・松井田・下仁田・五分一出金納割付帳。(裏表紙)本町庄屋権兵衛.

天明4年10月日.

1 冊. 横長美(一ツ綴).

中央部虫損大, 取扱い注意.

799

為取替申書付之事(本町祖七名跡縁談, 忠右衛門世話にて内談整うも双方齟齬あり故障出来, 三組合立会にて異見・熟和の御内意により双方得心内済につき).

文化12乙亥年2月(訂正前「正月」). 差出:ミよ, なよ, 祖七名跡 小左衛門, 世話人 忠右衛門, 祖七組合と右衛門[ほか10名連署], 八三郎組合 善左衛門[ほか3名連署], 米助組合 幸七[ほか5名連署]. 受取:祖七縁類 八三郎後家 およとの, 同断 米助女房 おなよとの.

1 通. 堅美継紙.

端部分汚損. 差出「小左衛門」訂正前「富右衛門」.

840

乍恐以書付御吟味下奉願上候(森山村にて風祭の折り曲馬乗興行中酒狂の上喧嘩, 御影新田村ほか2ヶ村百姓疵請け倒れた一件につき).

差出:川上金吾助御代官所信州佐久郡御影新田村百姓庄之助俣頼人綱吉(印)[ほか12名・和田村百姓頼人等7名・前田原村頼人等5名連印], 牧野遠江守領分同州同郡森山村百姓近右衛門(印)[ほか12名連印], 同州同郡小諸本町百姓忠助(印)[ほか5名連印], ほか菱野村等計3ヶ村7名連印]. 受取:川上金吾助様御手代中西仙治郎様, 野々村又市様, 牧野遠江守様御内熊部縫之助様, 林多左衛門様.

1 通. 堅継紙.

○葬祭

528

嘉永元申九月 かい物帳 田町綿屋.

嘉永元年9月.

1 冊. 横半半折(一ツ綴).

文中押印「信州 小諸 本町 (一に八) [肩か]屋」「大忠請取」(大黒屋忠吉), 「大坂屋請取印」.

○無尽

873

差出申御無尽金証文之事(御上様御発起三千両高御無尽卯4月取番のところが転金により金15両請取・書入居

家敷, 終会まで年両度1割の掛返し).

文政13寅10月25日. 差出:金子預り主本町 忠七(印), 組合 勝郎(印), 同断 金左衛門(印), 同断 喜四郎(印), 同断 久左衛門(印), 親類惣代 忠平(印). 受取:本町惣御役人衆中.

1 通. 堅美継紙.

上部破損, 虫損, 端裏下「忠七」. 紙継目に押印(差出印同印).

507

嘉永七甲寅年五月 頼母敷無尽金寄帳 発起 掛川藤左衛門.

嘉永7年.

1 冊(丁間2通とも). 横長半(下ヶ二ツ目綴).

3~4丁目間に横小折紙・横切紙各1通.

○質地・売買証文ほか

995-2(4)

質地証文之事(諸村分名所中村本中畑7畝7分・代金4両2分2朱・5年季, 表書相違なき旨裏書奥印とも).

宝暦14年申ノ2月. 差出:買主 平四郎(印), 証人 藤五郎(印); (奥裏書) 諸村庄屋 定右衛門(印). 受取:中町 源左衛門殿.

1 通. 堅美.

下部破損・汚損.

997(1)

質置申畑之事(名所島岩本歩中畑6畝歩ほか2筆合1反5畝18歩半・代金10両・5ヶ年季); 奥印.

天明4辰6月年月日. 差出:金借用主新町 庄太夫, 請人本町 傳十郎. 受取:金井玄悦様.

1 通. 堅美.

端裏下「市町へ参り候証文下書」. 紙面全面に墨線引き.

1017

覚(小諸本町忠左衛門家屋敷売却につき, 御役のこと等).

寛政4壬子年6月吉日. 作成:(小諸)本町 伝重郎.

1 通. 堅紙.

999

添所証文之事(市町分名所向田畑質地利息につき).

文政7甲申年12月26日. 差出:地主本町 傳十郎, 請人新町 圓次郎印. 受取:新町 新太郎殿.

1 通. 堅紙.

奥に, 借面の利払いを「市町之ごう法」として添書への印形を求められるも市町庄屋へ同法不存在を確認し拒否した旨記載あり.

998

質地田畑証文之事(市町分名所向田本歩下畑1畝20歩ほか1筆×1斗6舂2合6勺・5年季・代金6両2分, 奥裏書とも).

文政7甲申年12月; (奥裏書) 文政7申ノ12月26日.

差出:質地主本町 傳十郎印, 請人新町 圓次郎印; (奥裏書) 市町庄屋 石塚重兵衛印. 受取:新町 新太郎殿.

1 通. 堅紙.

下番カ。

○借用証文ほか

899

預り申金子之事(金 15 両無尽仲間より借入金請取につき)。

安永 7 戌年 4 月 2 日。差出:金預り主傳十郎(印), 請人庄太夫(印), 同万次郎。受取:御仲間衆中様。

1 通。 豎紙。

903-1

借用申金子之事(金 1 両)。

享和 2 戌極月。差出:金借用主新町角兵衛(印)。受取:本町傳重郎様。

1 通(2 通のうち)。 豎紙。

904-1(2)

借用申金子之事(金 20 両)。

文化 10 癸酉年 12 月 23 日。差出:本町傳重郎(印)。受取:高橋平四郎様。

1 通(4 点-綴 2 通のうち)。 豎紙。

端裏下「平四郎殿より 掃り証文一通」。

904-3

御拝借仕金子之事(時御拝借金 70 両)。

文化 11 戌年 5 月。差出:御拝借主中町伊左衛門(印), 請人同所彦八(印)。受取:御勘定所様。

1 通(4 点のうち)。 豎美。

904-4

御拝借仕金子之事(御拝借金 70 両)。

文化 13 子 5 月。差出:御拝借主中町伊左衛門(印), 請人同所彦八(印)。受取:御勘定所様。

1 通(4 点のうち)。 豎美。

905-2

御拝借仕金子之事(金 50 両)。

文政元年寅 6 月。差出:御拝借主中町伊左衛門(印), 請人同所彦八(印)。受取:御勘定所様。

1 通。 豎美。

1352

御延払御拝借証文之事(御蔵初 200 俵)。

文政元寅年 12 月。差出:初御拝借人本町伊左衛門(印), 請人同所太兵衛, 同断廣右衛門(印)。受取:御勘定所様。

1 通。 豎紙。

905-3

借用申金子之事(金 30 両, 貴殿御拝借金のうち)。

文政 5 午 4 月。差出:借用主伊左衛門(印)。受取:本町又兵衛殿。

1 通。 豎美。

905-4

借用金子之事(金 15 両)。

文政 5 午 10 月。差出:借用人本町伊左衛門(印), 請人同所孫市(印)。受取:本町傳兵衛殿。

1 通。 豎紙。

905-5

御拝借仕金子之事(金 70 両)。

文政 5 年午 10 月。差出:御拝借主本町所左衛門(印), 請人同所孫市(印), 同所権兵衛(印)。受取:御勘定所様。

1 通。 豎美。

905-6

借用申金子之事(金 20 両, 小諸駅 2 割増刻金取迫のため)。

文政 5 午 12 月。差出:借用人同所伊左衛門(印), 請人同所又兵衛(印), 同断同所佐五兵衛(印)。受取:本町利兵衛殿。

1 通。 豎美。

905-1(1)

借用申金子之事(金 7 両)。

文政 6 年未ノ 11 月。差出:借用主本町伝十良(印), 請人中町民吉(印)。受取:大津屋文七殿。

1 通。 豎美。

905-1(2)

借用申金子之事(金 3 両 3 步)。

文政 7 申年 8 月。差出:借用主嘉右衛門(印), 受人市左衛門(印)。受取:宗藏殿・定吉殿。

1 通。 豎美。

端裏下「嘉右衛門」。

905-7

借用申金子之事(金 20 両)。

文政 10 亥 3 月。差出:借用人本町伊左衛門(印), 請人同所又兵衛(印)。受取:本町彦七殿。

1 通。 豎美。

907-1(3)

借用仕金子之事(町用金 3 両 2 分請取)。

天保 7 申 7 月。差出:金子借用主本町丹之助(印), 請人組合惣代同所定吉(印), 同断同所直兵衛(印), 請人親類同所忠平(印), 同断同所忠七(印)。受取:問屋兼庄屋塩川五右衛門殿・年寄衆中・百姓代勘兵衛殿。

1 通(2 点-綴 8 通のうち)。 豎美継紙。

907-1(4)

借用申金子証文之事(金 20 両)。

天保 8 酉年 7 月。差出:借主丹之助(印), 親類忠平(印), 同断忠七(印)組合惣代助五郎。受取:新兵衛殿。

1 通(2 点-綴 8 通のうち)。 豎美。

907-1(6)

借用申金子之事(金 30 両, 小諸駅 2 割増御刻金御廻し 仰付につき)。

天保 9 戌 3 月。差出:借用人同所丹之助(印), 組合惣代同所助五郎(印), 同断同所弥助(印), 親類同所忠平(印), 同断中町忠七(印)。受取:本町利兵衛殿。

1 通(2 点-綴 8 通のうち)。 豎美継紙。

907-1(7)

借用金子之事(金1両2分, 夫喰差支).

天保9戊年5月. 差出:借用主丹之助(印), 組合惣代助五郎(印), 親類忠兵衛(印), 同断忠七(印). 受取:問屋庄屋兼塩川五右衛門殿・御年寄中・御百姓代.
1通(2点-綴8通のうち). 堅継紙.

○和子村又兵衛

943

日延証文之事(不如意になり借用金返済滞り).

天明6午年8月27日. 差出:金借主利平治(印), 五人組惣代受人家屋敷引受人喜兵衛(印), 五人組惣代新右衛門(印), 同断伝重郎(印), 証人藤七(印). 受取:和子村又兵衛殿.
1通. 堅継紙.

1014

家屋敷買請(家屋敷売買代金請取).

天明6丙午閏10月扣置申候.
1通. 横美折紙.

和子村又兵衛, 当町孫市(まか).

901(2)

借用申金子之事(家屋敷引当に金15両, 承知の奥裏書とも).

天明6午年閏10月. 差出:小諸本町金借用主傳重郎印, 同所組合惣代受人新右衛門印, 同断忠左衛門印;(奥裏書)問屋 源六印. 受取:小縣郡和子村又兵衛.
1通(綴2通のうち). 堅紙.

奥~奥裏に証文引替えについての覚書あり.

19. 佐久郡小諸 (与良町カ)

156

牧野遠江守領分信州佐久郡塩野村真楽寺 同領郡与良町長勝寺本末出入 御裁許上ヶ証文写.

天保11年.

1冊. 堅半(二ツ綴).

表紙端に本帳面成立に関する但書あり.

20. 佐久郡小諸桑原家 (扇屋)

1. 慶弔諸事

1202-9-11

三月十七日'より'武吉ほうそう御見舞受納覚.

1冊. 横長半(一ツ綴).

425

文久元酉年 端午祝儀受納扣帳 扇屋鉄郎.

文久2年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

8

明治七戊四月三十日 祝儀受納扣帳 木村新三郎.

明治7年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

上部破損.

401

文政七甲申閏八月廿二日 釋姓島円信士不幸諸色弘方帳 桑原武吉.

文政7年閏8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

410(1)

弘化二歳巳八月十九日 妙倫大姉香奠帳 一年忌[季] 桑原氏.

弘化2年8月19日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

410

[妙偏大姉香奠帳ほか法事記録].

弘化2年.

1綴(4冊合冊). 横長半(一ツ目結び綴).

410(2)

寛政十一年未七月二十九日 釋徳應信士五拾年・文政七年申閏八月廿二日 釋姓鏡園居士廿五年・弘化四年未七月二十五日 釋流忍生居士一年忌 桑原清兵衛事 江戸死ス 嘉永元年 戊申八月廿五日 法事仕候 桑原忠兵衛.

嘉永元年8月25日.

1冊. 横長半(一ツ綴).

客人別・献立ほか書上.

410(3)

悔帳(中町別家忠七妻不幸につき香奠扣).

嘉永6丑6月20日(没年カ).

1冊. 横長半(一ツ綴).

上下順逆に綴られている. 表紙なし.

429

慶応二年 寅七月十三日 音信香奠帳 桑原久治事.

慶応2年7月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

449

明治十五年午三月六日 不幸諸事扣 釋流妙擔信女俗名桑原やす.

明治15年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

下部破損.

410(4)

(香奠帳, 「人別」「献立」「目安五三五三三」ほか).

1綴. 横長半(もと一ツ綴).

綴じ穴のみあり, 全体の綴じで一括. あるいは(3)の一部カ.

2. 書状ほか

1140-104

[桑原鉄郎書状](着類御贈達下されたく).

明治18年8月25日. 差出:猿若町二丁目十五番地若松屋荻江露八殿方 桑原鉄郎. 受取:御參家衆中様.

1通. 横切離紙.

1140-85

[桑原しう書状](久治郎様御病氣のこと心配).

(明治)19年7月20日. 差出:桑原しう. 受取:金井をちさん, 御家内中様.

1通. 横切紙.

1140-70

[町田不二太書状](愚鈍の童子と思召され, 御罪宥恕下されたく).

明治20年3月12日. 差出:町田不士太. 受取:桑原叔父母様.

1通. 横切紙.

1144-56

[小林為右衛門書状](大井氏へ依頼の件につき).

2月10日. 差出:小林為右衛門. 受取:桑原様.

1通. 横切紙.

1359-64

[縞村(カ)義兵衛書状](桑原有助殿貸金, 明22日迄に至急返事くだされたく願).

3月21日. 差出:縞村(カ)義兵衛. 受取:桑原彦太郎様 至急用.

1通. 横美切紙.

1359-53

[横島村今井慶作書状](過日参上御馳走礼, 本月十三日より駒形神社午祭案内).

4月9日. 差出:今井慶作;(封筒)横島村 今井慶作. 受取:桑原亀吉様;(封筒)小諸町 桑原亀吉様 親展.

1通. 堅紙(封筒入).

朱色野紙.

1140-105

[桑原鉄郎書状](海軍省御雇に出張の所, 本役に移職につき).

9月3日. 差出:桑原鉄郎. 受取:小林直之助様.

1通. 横切紙.

1140-106

[桑原鉄郎書状](はがきの返事につき).

9月3日. 差出:桑原鉄郎. 受取:御三家衆中様.

1通. 横切紙.

1140-112

[書状](近勸殿圓浄寺に参るにつき, 什物書抜持参のこと).

10月8日. 差出:別家. 受取:本家中.

1通. 横切紙.

1140-114

[佐藤宜郎書状](家賃の件).

20日. 差出:佐藤宜郎. 受取:桑原鉄郎殿.

1通. 横切紙.

桃色野紙.

1140-43

[書状](昨日拝見の脇差直段につき).

差出:蔵古. 受取:いつみや午太郎様.

1通. 横切紙.

1140-79

[書状案](笠原氏の件ほか).

差出:自信州小諸. 受取:東京神田駿河タエ南甲賀町十八番地屋代松蔵様方町田富士太.

1通. 横切紙.

1140-145

[書状案](下書, 旅籠営業勉強中につき).

1通. 横切紙.

1359-58

[小山某書状](売捌き決心, つたやへ御取持ち, 直段等よろしく取計い願).

差出:小山拜. 受取:桑原様.

1通. 横美切紙.

封々右「上」.

3. 諸事控帳ほか

319

文久二年 戊[破損] 与路すひかいちやう 扇屋久治郎. 文久2年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙年代記載も「安政三…」と記すも見せ消ち訂正, また月は極月または拾月カ.

343

明治七戌新曆十一月廿二日 諸事控帳 桑原安女控 (引越祝義記, 十一月廿二日手伝記).

明治7年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

4. 陶器類売買

352

明治十六年 未六月日 陶器数品改記.

明治16年6月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

綴部破損, 後欠カ.

1202-9-21

し切書(諸陶器類).

11月14日. 差出:福岡押[朱印]. 受取:(ヤマに久)扇屋様 御中.

1冊. 横長半(一ツ綴).

朱印印文「福岡」.

1202-9-13

記(尺五寸鉢・藤絵尺三寸ほか并類・蓋物類・水入類等代銀または量目書上).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-14

(宿・扇屋忠兵衛殿・布袋屋栄治郎殿等ごと盆・角鉢・吸物椀ほか諸品代金銭書上).

3枚. 横折紙.

右側破損(綴部), 前欠カ.

1202-9-16

(六角小廻鉢・吸物椀等代金書上).

5枚. 横折紙.

右側破損(綴部). 一ツ綴の綴穴あり.

5.掛集帳

431

慶応三年 卯極月掛集帳 扇屋出店.

慶応3年3月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

332

慶応三年 卯七月掛集帳 扇屋出店.

慶応3年.

1冊. 横長半(一ツ綴).

綴紙紐切れ.

6.諸品通

366

明治二十一年 子七月吉日 白米通.(裏表紙)升屋 文
右衛門(朱印) 扇屋亀次郎様(¥9円14銭済み, 二月廿
六日).

明治21年7月~全22年6月迄満1ヶ年. 作成:(1丁
目署名)須田文右衛門(朱印).

1冊. 横美半折(綴葉装下ヶニツ目結び綴じ).

破損, 綴じ紐・下ヶ紐切れ. 表紙(まか)押印印文「(ヤマに文)小
諸 本町 須田」. 1丁目に5銭証券印紙.

7.全体

1140-109

借用申一札之事(金20両借用).

慶応元年丑12月.

1通. 横切紙.

差出・宛先破り取り.

1140-133

(ふじのや無尽金覚).

(近世).

1通. 横切紙.

342

明治四辛年 未四月吉日 払物売上帳 扇屋屋す女.

明治4年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

綴補修. 後部破損.

281

明治十年 十一月二十九日 鹿島 拝殿 新築日勤順番
帳.

明治10年11月29日~明治11年7月25日.

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

1140-47

(家財道具書上).

明治16年未11月29日.

1通. 横切綴紙.

1140-1

伍長引替り御届(十七年度伍長).

明治17年1月16日. 差出:小林純之丞(印). 受取:
西岡信義殿.

1通. 竖紙.

1144-101

借家証書(雜型, 託応寺附属建築家).

明治21年. 差出:北佐久郡小諸町一印, 保証人一印.
受取:全郡全町 託應寺檀徒御中.

1通. 横切紙.

1144-102

県会議員招待有志懇親会広告.

明治23年10月. 作成:南北佐久立憲自由党惣代.

1通. 小切紙.

1140-9

(製糸業勸励につき金10銭賞与状).

明治25年8月26日. 差出:山木製糸所朱印. 受
取:桑原周.

1通. 横美切紙.

印文「信州小諸(ヤマに木)藝原 商店之印」.

1140-33

記(金銭差引).

(明治)25年10月30日.

1通. 横切紙.

1140-134

記(さけ, うと他食品代金請取).

(近代)4月18日. 差出:角屋惣吉. 受取:上.

1通. 横切紙.

1144-35

記(代金勘定).

(近代).

1通. 横切綴紙.

1144-37

記(ふとん, 夜着等借用代金).

子8月14日. 差出:扇屋. 受取:恵登屋サマ.

1通. 横切綴紙.

1144-126(26)

記(さじ等代金).

(寅)とら8月. 差出:江部屋半三郎. 受取:先生様.

1通. 横美切紙.

1140-8

記(はんてん, はおり代金).

卯3月5日. 差出:十蔵. 受取:扇屋様.

1通. 横切綴紙.

1202-9-19

組合下書(午年100両配分内訳および・来る未年ほか
金番書上).

(午年).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1140-86

覚(針金代金).

申7月. 差出:柳田五兵衛. 受取:本町下組御元ノ様.

1通. 横切継紙.

1140-87

覚(さこがき代金).

申7月. 差出:かぢや源太夫. 受取:本調下組元ノ様.

1通. 横切紙.

1140-88

覚(米代金).

申7月. 差出:米屋兵吉. 受取:中川元ノ様.

1通. 横切継紙.

1140-89

覚(諸白代金).

申7月. 差出:清水や半兵衛. 受取:下組元ノ様.

1通. 横切紙.

桃色紙使用.

1140-91

覚(千疋代金).

申7月. 差出:大津屋半五郎. 受取:下組 御元ノ衆
中様.

1通. 横切紙.

1140-92

覚(なわ代金).

申7月. 差出:隅屋宗七. 受取:中町元ノ忠様.

1通. 横切継紙.

1140-94

覚(材木代金).

申7月. 差出:木場. 受取:中町丁子や太兵衛殿.

1通. 横切紙.

1140-103

覚(すみ代金).

申7月. 差出:升屋嘉兵衛. 受取:御元ノ様.

1通. 横切紙.

1140-123

覚(三寸筆代金).

申7月. 差出:いつみや新兵衛. 受取:中町御元ノ中
様.

1通. 横切紙.

1140-124

覚(わらそうり代金).

申7月. 差出:橋や喜右衛門. 受取:御元ノ中様.

1通. 横切紙.

1202-9-15

記(うり・ほや等代金書上).

申年8月. 差出:すみ屋. 受取:扇屋様.

1冊. 横長半(一ツ目結び綴じ).

左側欠損.

1140-80

記(2升代金).

申12月. 差出:□□醤油店. 受取:詫應寺世話人扇
屋彦太郎様.

1通. 横美切紙.

1140-93

記(小麦代金).

酉12月. 差出:車屋源吉. 受取:和泉屋新兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-115

記(酒代金).

戌2月. 差出:尾沼. 受取:扇屋様.

1通. 横切紙.

1140-11

(炭代金等覚).

1月10日.

1通. 小切紙.

1140-65

(出立人数覚).

1月10日~13日.

1通. 横切紙.

1144-73

[着物・ふとん等仕立注文綴].

差出:[大和屋利兵衛]. 受取:[扇屋ほか].

[1綴(7通)]. [綴, 横美(糊貼)].

各本紙上部を糊で貼継ぎ一括. 破損, 取扱注意.

1144-73(1)

四百四十四号(ふとん等仕立依頼書).

5月11日. 差出:大和屋利兵衛. 受取:仕立局総理
大臣殿.

1通. 横美切紙.

1144-73(2)

四百三拾号(夜着, ふとん等仕立依頼書).

差出:(ヤマにト). 受取:扇や殿.

1通. 横美切紙.

富之助受取記載あり.

1144-73(3)

(前欠)(更紗仕立依頼書).

3月7日. 差出:(ヤマにト). 受取:扇や御中.

1通. 横美切継紙.

1144-73(4)

第百八拾号(黒太織仕立依頼書).

3月6日. 差出:(ヤマにト). 受取:扇や様.

1通. 横美切継紙.

1144-73(5)

六十四号(綿入・下着等仕立依頼書).

1月23日. 差出:(ヤマにト). 受取:職方御中.

1通. 横美切継紙.

1144-73(6)

第拾四号(男物着物仕立依頼書).

[]月10日。差出:(ヤマにト)大利。受取:仕立や御中。

1通。横美切紙
上部欠損。

1144-73(7)

第拾七号(半天仕立依頼書)。

[]月[]。差出:(ヤマにト)大利。受取:職方御中。

1通。横美切紙
破損大。

1140-48

記(食品料・酒肴料)。

1月31日。作成:小林。

1通。堅切紙。

1144-63

記(さけ、切いか等代金)。

2月11日。差出:大和屋五兵衛。受取:扇屋様。

1通。横切紙。

1144-12

記(白米炭代金勘定)。

2月25日。

1通。横切紙。

1140-128

(前欠)(れんこん等代金)。

3月3日。差出:角屋惣吉。受取:あうぎや様。

1通。横切紙。

1144-115(3)

記(煙草代請取)。

3月31日。作成:葛屋善助[印]。

1通。横美切紙。

1140-54

(用意弁当覚、古太郎他)。

5月10日~19日。

1通。横切紙。

1140-90

覚(御酒肴代金)。

5月11日。差出:扇屋忠七。受取:当町元ノ衆中様。

1通。横切紙。

1140-19

記(花落雁ほか代金)(後欠)。

5月31日。作成:大井屋[定(カ)...]。

1通。横切紙。

奥破損。

1144-44

記(酒代金)。

7月8日。差出:角惣。受取:上。

1通。横切紙。

1144-51

直書(めんかや代金)。

7月8日。差出:江口半。受取:上。

1通。横美切紙。

1144-69

(古蚊屋仕立依頼)。

7月9日。差出:堀部十蔵。受取:ミカケ 小泉茂弥太様。

1通。横切紙。

白紙同封。

1144-70

(博多結き単物仕立覚)。

7月13日。差出:(ヤマにト)商店。受取:職方御中。

1通。横切紙。

1144-115(1)

記(ピン2本代金請取)。

7月29日。差出:(ヤマに一に●)染物屋[朱印]。受取:扇屋様。

1通。横美切紙。

1144-115(1)~115(9)まで上部で貼合せ一括(一部剥離・難読)。破損。押印印文「長野県下 小諸町 (ヤマに一に●) 亀屋染物店」。

1144-74

(帷子仕立依頼書)。

8月10日。差出:(ヤマにト)。受取:仕立屋御中。

1通。横切紙。

1140-4

記(棺バコ代金受取)。

8月11日。差出:桶多[印]。受取:上様。

1通。横切紙。

1144-90

記(明樽(カ)代金)。

8月。差出:すや重。受取:高等分教場御中。

1通。横切紙。

1144-40

(さけ等代金)。

9月6日。差出:角久。受取:桑原様。

1通。横切紙。

1359-33

(ただ今お咄した事件、午後二時迄に否やご報伺いたく依頼)。

9月19日。差出:紀南(カ)社代 三橋利喜蔵。受取:桑原亀三郎様・小林直之助様 貴下。

1通。横切紙。

1144-72-1

記(牛鍋、松茸等代金)。

12月3日。差出:扇屋亀太郎。受取:上様。

1通。横切紙。

1144-72-2

記(さけ、干瓢など代金)。

9月25日。差出:かとや惣吉。受取:上様。

1通。横切紙。

1144-94

記(品物代金).

10月15日. 差出:小諸町酢屋久左衛門(印). 受取:
扇屋様.

1通. 横切紙

1144-115(8)

記(上等肉代金受取).

10月25日. 作成:大井三五三(朱印).

1通. 横切紙

印文(6)に同.

1144-64

(金銭勘定覚).

10月. 作成:萬基.

1通. 横切紙

1144-114

(しばん, ざふとん送付願).

11月23日. 作成:扇屋.

1通. 横切紙

裏は, 法律事務所設置広告(立川雲平).

1140-23

記(炭代金).

11月28日. 差出:いつみや午太郎. 受取:駒屋七兵衛様.

1通. 小切紙

1140-46

記(二日巾・すり鉢代金).

11月28日. 差出:駒屋七郎兵衛. 受取:木林午太郎様.

1通. 横切紙

1144-65-1

(金円, 名前書上).

1通. 横切紙

1144-65-2

記(本場琉久, 遠州代金).

12月4日. 差出:柳茂. 受取:扇や様.

1通. 横切紙

鉛筆書.

1144-58

記(遠敷代金).

12月5日. 差出:柳茂(朱印). 受取:扇屋様.

1通. 横切紙

鉛筆書き. 印文「信州 小諸 (〇に柳) 壺表紙麻 [金物口鉄
石油] 壺 [荒物 柳田茂十郎].

1144-54

記(切いか, 乾瓢等代金).

12月11日. 差出:かとや惣兵衛. 受取:上様.

1通. 横切紙

1144-47

記(止肉代金).

12月31日. 差出:稲有. 受取:あうぎや様.

1通. 横切紙

1144-49

記(仕立代勘定).

12月31日. 差出:江部屋半三郎. 受取:桑原御家内様.

1通. 横美切紙

1140-45

記(請取金覚).

12月. 差出:天野. 受取:桑原様.

1通. 横切紙

1144-115(2)

記(牛肉代金受取).

[]月14日. 差出:稲垣(印). 受取:上.

1通. 横美切紙

1144-115(4)

記(上肉代金受取).

24日. 作成:稲垣(印).

1通. 横切紙

1140-7

記(借入金元利差引).

1通. 横折紙

1140-12

記(着物・帯賃入利子等).

作成:口仁.

1通. 横切紙

1140-14

(注文反物書上).

1通. 横折紙

1140-15

(占い, 未年男).

1通. 横切紙

1140-16

(金銭書上, 桑原亀太郎).

1通. 小切紙

1140-18

(占い, 八卦見).

1通. 堅紙

1140-20

記(無尽掛金, 扶持料等).

1通. 堅切紙

裏は, 矢嶋宗三郎の桑原亀太郎方転宅御届.

1140-31

(渡し金覚, 大権村七作殿ほか).

1通. 横折紙

1140-42

(家財書上).

1通. 横折紙

1140-44

(領収書, 手紙下書).

1 通. 堅紙
熨斗紙を再利用.

1140-49

記(米, 醤油など代金).

1 通. 小切紙

1140-50

(手紙文手習, 砂糖買入等につき).

1 通. 横折紙

1140-51

記(元利差引).

1 通. 横折紙

1140-52

記(炭代金払金覚).

1 通. 横切紙

裏は, 「桃園加川先生追福書画雅会」参加者名簿.

1140-53

記(着物・小間物など書上).

1 冊. 横長半(二ツ目縫い・綴じ).
青色野紙.

1140-58

(書状写貼継, 観世音菩薩開帳につき他).

1 通. 横切継紙

1140-69

記(高・セリ・掛金等覚).

1 通. 横切継紙

1140-71

(計算問題, 「三種の黍…」).

1 通. 横切紙

藤脂色野紙

1140-72

(本焼土瓶等代金覚, 半田八郎治分).

1 通. 横切紙

近江商人宿泊滞在御届書雑型あり.

1140-84

献立(祝宴).

1 通. 横切継紙

1140-95

(前欠)(子供名前書上).

1 通. 横切継紙

1140-96

覚(預り金等).

作成: 久兵衛.

1 通. 横切紙

1140-97

覚(願吉宿泊代金など).

差出: 下座. 受取: 御世話方様.

1 通. 横切紙

1140-132

(文様下書, 龍・牡丹).

1 通. 横切継紙
一部鉛筆書.

1140-135

(松竹梅図, 俳句).

1 通. 横切紙

1140-136

(買物代金覚, 陶器類).

1 通. 横切継紙

近世か.

1140-137

(脚絆, ももひき等代金覚).

1 通. 横切紙

1140-138

(食器類数量書上, いせさる他).

1 通. 横切紙

1140-139

[引札](玉椿水油).

作成: 元祖製造元 信州小諸町松壽堂香具屋兼次郎.

1 通. 横切紙

1144-1-5

(鶴の絵).

1 通. 小切紙

1144-4

記(宿泊代金等)(後欠).

1 通. 横切紙

破損.

1144-36

(俳句 7 句書付).

1 通. 横切紙

「さよ衣 また染とけの 春の雨」他.

1144-55

(酒, 牛代金).

受取: 土屋久仁助殿.

1 通. 横切紙

裏は, 小諸香具屋兼次郎の引札.

1144-57

記(酒, なまり, ふとう等代金書上).

1 通. 横切継紙

白紙 1 枚同封.

1144-60

(渡し金覚, 岩菊などへ).

1 通. 横切紙

1144-61

弘告(玉椿水油).

作成: 信州小諸町油養洋物店金澤兼次郎印 屋号香具屋.

1 通. 横切紙

1144-67

記(牛肉、酒代金勘定).

1通. 横切継紙.

1144-82

(帷子等衣類員数書上).

1通. 横切継紙.

1144-88

(手習書付).

1通. 堅切紙.

朱色罨紙. 内容「包み紙…」.

1144-103

(仕立物寸法算).

1通. 横切紙.

1144-115(5)

記(弘告代金請取).

差出:小諸活版所朱印. 受取:扇屋様.

1通. 横美切紙.

印文「小諸活版所印」.

1144-126(28)

記(読本代金).

1通. 横美切紙.

1202-9-12

明治六酉年十二月 諸弘覚.

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-20

記(鉄色羽織・半天・下着等代金書付).

1冊. 横長半(ひねり綴).

後部欠損.

1202-9-22

記(福岡徳治郎・小諸銀行・横山又兵衛ら金額および4人割金勘定書付).

1冊. 横長半(一ツ綴).

1202-9-29

辰七番会差引目録扣.

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙記載なし.

8. 忠兵衛家 (本町) / 1. 慶弔諸事

424

安政四丁巳年 四月廿九日 孫悦諸事扣 扇屋忠兵衛.

安政4年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

397

寛政五癸丑年 二月吉日 伊勢御来宮御祝義帳. (裏表紙)本町 扇屋忠兵衛.

寛政5年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

413

弘化四丁未年[皀(カ)]月 祝義受納并諸色帳 本町 扇屋忠兵衛.

弘化4年.

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

汚損・下部破損. 綴紐切れ.

433

明治元年辰十月十三日 祝儀受納書留帳 桑原忠兵衛.

明治元年10月.

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

399

(「一月二十一日 婚礼御祝義受納」). (裏表紙)本町 扇屋 武吉 文化十五年 寅二月廿一日.

(1月21日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

表紙欠カ. 綴補修済.

396

寛政元己酉十一月廿三日 親父不幸二付香奠并御見舞扣帳 桑原忠兵衛.

寛政元年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

400

甲 文政七申閏八月廿二日 音信香奠帳. (裏表紙)桑原忠兵衛時.

文政7年閏8月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

407

天保十五甲辰十一月廿日 釋尼妙倫大姉不幸諸色控 桑原忠平 母.

天保15年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

408

天保十五甲辰年 十一月二十日 釋尼妙倫大姉香奠帳 桑原忠兵衛妻 行年七十六.

天保15年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

417

嘉永三戌十月二十四日夕ヨリ 釋尼妙倫大姉 桑原忠兵衛妻 七年忌 宏如了心信女 伊藤傳重郎妻 十三年忌 證岸玄明信士 伊藤丹之助事三年忌(年忌覚書).

嘉永3年10月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

末尾丁左端切取り.

418

嘉永六癸丑二月十七日 不幸諸色書留帳 釋流退徳居士 俗名 桑原忠平.

嘉永6年2月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

420

釋流退徳居士 四拾九日蒸物 配軒別控 嘉永六丑年 四月六日一日法事 桑原氏. (裏表紙)[印1][印2].

嘉永6年4月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙印1印文「小諸駅本町 扇屋忠兵衛」, 印2印文「(ヤマに

久に●信州 小諸 扇忠]

421

嘉永七甲寅二月十七日 釋流暹徳居士一回忌諸事控
三年忌同断。

嘉永7年2月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

422

安政三年辰八月廿一日 還本釋姓鏡圓居士 三十三年
忌 釋尼妙倫大姉 十三年忌 諸事控 桑原忠兵衛。

安政3年8月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

423

安政四丁巳六月十一日午之刻死去 桑原忠兵衛娘まつ
の 行年四才 釋妙行諸用扣 出棺同十二日辰五刻新
一飯法事仕候。

安政4年6月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

432

慶応四戊辰年閏四月八日 釋妙賢善嬰女 俗名野部 行
年五才 小兒不幸諸用控 桑原忠兵衛。

慶応4年閏4月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

8.忠兵衛家(本町) 2.書状

1140-17

[中村武右衛門書状](御預の小洗紙包, 当所布市方へ
御送り下されたく)。

5月19日。差出:中村武右衛門。受取:扇屋忠兵衛
様。

1通。横切継紙。

1140-143

[岩田愛次書状](御約定の金10円頂戴いたしたく)。

8月9日。差出:岩田愛次。受取:桑原忠兵衛様。

1通。横切紙。

1132-38

[近江屋ゆず書状](菊次郎祝いの事など)。

9月17日。差出:あふみ屋 ゆず。受取:おふきや 忠
兵衛様, 皆々様 参;(上フ書)信州小もろ宿 おふきや忠
兵衛様行 参。

1通。横美切継紙。

1140-144

[桑原某書状](借財の件にて屋敷売却につき)。

差出:桑原格恩。受取:桑原忠兵衛様。

1通。横切継紙。

8.忠兵衛家(本町) 3.陶器類売買

1140-125

領収之證(飲酒具器鑑札料并營業税)。

明治9年9月。差出:長野県佐久取締所(印)。受取:
第六大区三小区小諸町桑原忠兵衛。

1通。小切紙。

1140-150

(陶器類代金)。

辰正月13日。受取:池田屋八右衛門殿。

1通。横切紙。

1140-117

覚(小湯呑代金)。

巳12月1日。差出:瀬戸屋五兵衛。受取:扇屋忠兵
衛様。

1通。横切継紙。

1140-151

(陶, るり盆等代金覚)。

巳。

1通。横切紙。

1140-160

記(陶器類代金)。

申12月。差出:扇屋忠兵衛。受取:大野自身様。

1通。横切継紙。

1140-122

送り状(陶器箱入)。

10月17日。差出:岩村田大茂方 福岡店(カ)印。受
取:小諸本町 扇や忠兵衛殿。

1通。横美切紙。

印文「美濃国・土岐郡・高山駅〈カネに松〉」。

8.忠兵衛家(本町) 4.祇園祭礼

1064

乍恐率願口上之覚(例年六月中御祭礼の節に本町にあ
る往古よりの塚へ御祝申上る等, 古例の如く仰付けら
れたく)。

宝暦10庚辰年9月。差出:御祝者 連名;連名。受
取:安之丞殿, 年寄中;庄や, 年寄。

1通。堅継紙。

破損。はじめの願書が「意味難相知」いため箇条に記した願書
が続く。下書か。

1065

乍恐率願口上之覚(例年六月中御祭礼の節に本町にあ
る往古よりの塚へ御祝申上る等, 古例の如く仰付けら
れたく)。

宝暦10庚辰年9月;宝暦10庚辰年10月。差出:(御
祝者連名);一。受取:庄屋 安之丞殿, 年寄中;一。

1通。堅美継紙。

冒頭破損, 取扱注意。はじめの願書が「意味難相知」いため箇
条に記した願書が続く。下書か(1064とはほぼ同文)。

1068

乍恐以書付奉願上候(例年御祭礼にて本町「ささら」へ
喧嘩を仕掛けた市町に対する糺明および旧例式を損な
わぬよう)。

文政11子年6月。差出:町内惣代 本町 清右衛門,
延四郎, 佐五兵衛, 安五郎, 萬兵衛, 勝郎, 勇吉, 兵作,

七左衛門, 半左衛門, 政太郎, 忠平. 受取: 塩川五右衛門殿, 年寄中.

1 通. 豎美継紙.

1089

乍恐奉願上口上之覚(御祭礼之節小諸本町市町喧嘩につき).

(文政11年カ)子6月.

1 通. 豎継紙.

虫損あり. 下書カ.

1069

以添書再度奉願上候御事(六月御祭礼にて市町両組の者の狼藉糺明願書取用い難く願ひ下げのところ「ささら」は御城主様御祝いの道具のため再応糺明につき).

文政11子年9月. 差出: 町内惣代 本町 清右衛門(印), 延四郎(印), 佐五兵衛(印), 安五郎(印), 万兵衛(印), 勝郎(印), 勇吉(印), 兵作(印), 七左衛門(印), 半左衛門[印], 政太郎(印), 忠平(印). 受取: 塩川五右衛門殿, 年寄中.

1 通. 豎美継紙.

差出印いづれも線引抹消.

496

[文政十二年六月十八日夜御興渡一件諸帳面].

(文政12年6月18日~文政13年12月).

1 綴(3冊合綴). 横長半(一ツ目結び綴じ).

496(1)

丑六月十八日夜御興渡一件扣 上下 元ノ(文政十三年十二月付の本町上組下組元ノより本町御役前宛の町内抛所なき入用につき金十四兩「借用申金子証文之事」とも).

(文政12年6月24日~文政13年12月).

1 冊. 横長半(一ツ綴).

帳面下部(表紙右部)破損.

496(2)

佐々羅諸入用扣帳.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

496(3)

町内一統規定書 本町上下(神興渡の節の本町へ掛り合一条につき物入等一統割合出金).

文政12丑年7月. 差出: 重兵衛(印), 宗助(印)[ほか91名連印3名連署]. 受取: 上下元ノ 延四郎殿, 万兵衛殿, 安五郎殿, 七左衛門殿, 勝郎殿, 政太郎殿, 兵作殿, 忠平殿ノ.

1 冊. 横長半(かぶせ綴).

綴部破損.

1070

乍恐口上書を以奉願上候(祇園御祭礼式にて御出役様申立てを謀り巧みをもって申偽り喧嘩を催した市町の者糺明につき).

天保15甲辰年7月. 差出: 本町 上下組元ノ 彦八(印), 忠平(印), 定吉(印), 太兵衛(印), 吉兵衛, 久兵衛(印),

健次郎(印), 為助, 久三郎(印), 忠五郎, 定蔵, 貞蔵. 受取: 本町 御役前.

1 通. 豎美継紙.

1071

趣意書之覚(祇園御祭礼の節に上組屋台を上げないことによる御取締額).

安政2卯6月. 差出: 本町下組元ノ 五平次(印), 太兵衛(印), 善平(印), 忠兵衛(印), 主馬之助 健次郎代印(印), 九兵衛(印). 受取: 御役前.

1 通. 豎美継紙.

差出中「九兵衛」以外押印部線引抹消.

1090

乍恐以上書奉願上候(小諸祇園祭礼之節下組の者共上組家舩に対し不法狼藉を働くにつき).

作成: (小諸上組).

1 通. 豎継紙.

1092

祇園御祭礼役附(笛・長唄・小鼓など各役ごと人名書上).

1 通. 豎美継紙.

1202-17

(祭礼行列参加者配置図, 役割分担人名書上).

1 冊. 横長半(一ツ綴).

裏表紙に印文「引合」「誦取」「賃濟」「相濟」等の印, また「信州小諸(ヤマに久)扇忠」印が押印.

8. 忠兵衛家 (本町) / 5. 全体

234

小諸三町高辻帳 本町(印) 桑原忠兵衛.

享保20年卯6月吉日.

1 冊. 横半半折(一ツ綴).

表紙押印印文「小諸 本町 扇屋」.

309

辛未 文化八年 二月吉日 蔵普請諸入用扣. (裏表紙) 信州小諸本町 桑原忠兵衛.

文化8年2月.

1 冊. 横長半(一ツ綴).

311

文政十三庚寅三月吉日 蔵普請諸入用扣 桑原忠兵衛; (附) 覚(石出し・あらうち等代賃金書付).

文政13年3月; (附) 4月19日. 差出: (附) 田川 甚右衛門, 孫兵衛. 受取: (附) 扇屋忠兵衛様.

1 冊(附1通とも). 横長半(一ツ綴).

虫損. 綴紙に結び付け横切紙1通(附).

506

丙午 弘化三年 正月與利 無尽掛控. (裏表紙) 信州佐久郡 小諸本町 扇屋忠兵衛.

弘化3年.

1 冊. 横長半(下ケ二ツ目綴).

左下(本文左上)破損.

1140-129

記(元々分金円等書上).

(明治)12年2月18日. 差出: 実専(カ)寺座わり世話人.
受取: 忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1138-56

証(地価金請取).

明治14年3月7日. 差出: 小諸町戸長役場(印). 受取: 桑原忠兵衛.

1通. 小切紙.

1144-122

記(金請取).

(明治)14年4月22日. 差出: 大野治身(印). 受取: 桑原忠兵衛殿.

1通. 横切紙.

1137-46

記(引残金申入れるにつき).

明治16年2月6日. 差出: 扇屋忠兵衛(朱印), 代同招良(朱印). 受取: 福岡啓次朗殿.

1通. 横切紙.

1144-87

領收証(地方税戸数割).

明治18年12月3日. 差出: 北佐久郡小諸町戸長役場(印). 受取: 納人桑原忠兵衛.

1通. 小切紙.

1144-1-4

納金切符(町費納戸別割).

明治19年2月. 差出: 北佐久郡小諸町役場[朱印]. 受取: 北佐久郡小諸町納人桑原忠兵衛.

1通. 小切紙.

1140-39

領收証(町費).

明治19年7月17日. 差出: 北佐久郡小諸町戸長役場(印). 受取: 桑原忠兵衛.

1通. 小切紙.

1140-77

記(米代金).

巳12月. 差出: よろすや安太郎. 受取: おふぎや忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-116

覚(利足金書上).

巳12月. 差出: 新井や三吉. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-118

覚(辰年分代金).

巳極月. 差出: 菱屋健次郎. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-120

覚(まんぱり竹代).

巳極月. 差出: 一円堂. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-78

記(ざる代金).

未12月. 差出: あわや権之助. 受取: 桑原忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-64

記(残り金円覚).

申12月. 差出: 清水や半兵衛. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-74

記(代金).

申12月. 差出: 角屋権兵衛. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-82

記(金銭書上).

申12月. 差出: 丁子や安之丞. 受取: 桑原忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-111

記(二寸廻2本代金).

申12月. 差出: 柏や儀平. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-146

記(8月分代金).

申12月. 差出: 名ごや稲平. 受取: おふぎや忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-76

記(かもし代金).

6月19日. 差出: 清水屋久平. 受取: 扇屋忠兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-121

仮送り状(林右衛門荷物).

9月10日. 差出: 山本屋仲太郎印(信州上田). 受取: 小諸扇屋忠兵衛殿.

1通. 横切紙.

1140-149

記(掛返し金御渡し下されたく).

9月16日. 差出: 扇屋忠兵衛. 受取: 小林平八様.

1通. 横切紙.

1140-152

預り申[金子証文之事(カ)](金20両).

作成: (信州小諸扇屋).

1通. 横切紙片.

反故(紙背を横切紙として再利用した残りカ). 作成は請取印文「(ヤマに各) 信州 小諸 扇屋」より.

【欠損通(裏表紙)岡利兵衛(布類売上).

(近世後期～近代).

1冊. 横半列(列帖装, 小帳).

一括の括り上から枝番号付与. 厚紙の表紙・裏表紙表面剥離. 人名毎に品代金銭(のち円)書上, 単位記載末に「当座帳へ写済」など記載.

1131-46

【保科茂七葉書(拙店へ御出向くたされたく).

明治12年酉11月27日. 差出: 信州田高遠本町保科茂七. 受取: 信州松本本町堀屋方ニテ近江屋利平様.

1葉. はがき.

1131-27

【ひのや喜三郎葉書(堺町萬屋為換金につき).

(明治12年)12月16日. 差出: 上州玉村宿ひのや喜三郎. 受取: 信州小諸本町扇屋忠兵衛様方ニテ岡利兵衛様代理信七様.

1葉. はがき.

1137-42

書留郵便物請取証.

明治13年1月6日.

1通. 小切紙.

郵便物差出人「信濃国釘屋弥平次方ニテ近江屋利兵衛, 同信七」, 請取人「甲州都留郡谷村新町徳右衛門屋消新」.

1131-22

【岡利兵衛書状(為換金送付, 東京廻りにて荷物送付, 京都辺の状況等につき).

(明治13年)12月7日. 差出: 岡利兵衛(封筒)上方西京, 岡理兵衛. 受取: 岡新七殿(封筒)信州佐久郡小諸扇屋忠兵衛様ニテ岡新七殿行.

1通. 横切継紙(封筒入).

1131-21

【岡利兵衛書状(佐羽吉為換金300円不足につき).

(明治14年)1月19日. 差出: 岡利兵衛(封筒)上方西京, 河村店主ノ岡利兵衛. 受取: 岡與三七殿, 同信七殿(封筒)信州上田原町布屋市郎右衛門様ニテ岡信七殿行 大至急用.

1通. 横切継紙(封筒入).

年は消印「京都 十四・一・一九・い」より.

1131-29

【岡利兵衛葉書(商内成行等につき).

(明治14年)2月13日. 差出: (西京)岡利兵衛. 受取: 信州長野大門町綿屋仁左衛門様ニテ岡與三七殿.

1葉. はがき.

1131-30

【岡利兵衛葉書(白桑殿為換金送金につき).

(明治14年)2月19日. 差出: (江州)岡利兵衛. 受取: 信州上田原町布屋市郎右衛門様ニテ岡新七殿.

1葉. はがき.

1131-20

【岡利兵衛書状(呉服物仕入・耕仕入等につき).

(明治14年)2月20日. 差出: 岡利兵衛(封筒)上方西京, 河邑店ニテ岡利兵衛. 受取: 岡與三七殿・同松蔵殿・同菊太郎殿(封筒)信州善光寺右町同綿屋仁左衛門様ニテ岡與三七様.

1通. 横切継紙(封筒入).

年は消印「京都 十四・二・二〇・ほ」より.

1131-31

【岡利兵衛葉書(口(文に木)売捌骨折りの段察し入る旨);(附1)(郡名記載不分明のため返戻し取計いの旨);(附2)(其地へ達すべきものか取調べ取計いの旨).

(明治14年)3月5日. 差出: 西京, 岡利兵衛(附1)草津全局(消印「近江…」);(附2)京都郵便局(消印). 受取: 江州(ママ)上田原町布屋市郎右衛門様ニテ岡信七殿(附1)京都郵便局(附2)上田郵便局.

1葉(附2通とも). はがき.

はがき通信面右端に小切紙(附1), はがき宛名面左端に水色の横切紙(附2)を, それぞれ貼付.

1131-28

【岡利兵衛葉書(荷物, 東京廻しにて扇屋へ差下しの旨他).

(明治14年)3月7日. 差出: (西京)岡利兵衛. 受取: 信州佐久郡小諸扇屋忠兵衛様方岡信七殿.

1葉. はがき.

1131-40

【封筒】.

(明治14年)10月2日. 差出: 西京 岡理兵衛. 受取: 信州上田原町布屋市郎右衛門様ニテ岡新七殿.

1通. 封筒.

1131-43

【中島伊平葉書(為換金掛合の件につき).

(明治14年)10月9日. 差出: 上州高崎 中島伊平. 受取: 信州上田布屋市郎右衛門様 岡利兵衛様.

1葉. はがき.

年号は消印より.

1131-18

【岡松蔵書状(上田掛方金集まらざる旨, 山田殿へ為換金送付).

(明治14年)11月13日. 差出: 同松蔵(封筒)扇屋忠兵衛 岡松蔵. 受取: 岡與三七様(封筒)当国松本本町三丁目堀屋宗七郎様ニテ岡與兵衛様行.

1通. 横折紙(封筒入).

1131-23

【岡利兵衛書状(白桑殿為換金延引, 瀬川喜三郎為換金ほか).

(明治14年)11月13日. 差出: 岡理兵衛(封筒)上方西京, 岡理兵衛. 受取: 岡與兵衛殿・同新七殿・同夜三殿(封筒)信州松本境屋宗輔様ニテ岡與兵衛行.

1通. 横切継紙(封筒入).

1131-26

【岡利兵衛書状(白桑殿為替換金, 瀬川喜三郎借用金

返済等につき).

(明治14年)11月14日. 差出:岡利兵衛;(封筒)岡理兵衛. 受取:(カネに大)店;(封筒)上州高崎田町松邑九兵衛様ニ而岡理兵衛殿行.

1通. 横切継紙(封筒入).

1131-39

[封筒].

(明治14年)11月26日. 差出:西京 岡理兵衛. 受取:信州上スワ仲町堺屋喜七様ニ而岡與兵衛殿.

1通. 封筒.

1131-49

[岡店葉書](小泉殿為換証書等につき).

(明治14年12月3日). 差出:西京 岡店. 受取:信州佐久郡小諸仲町扇屋忠兵衛様ニ而 岡新七殿.

1葉. はがき.

年月日は消印から.

1131-50

[ひのや喜三郎葉書](堺町萬屋為換金未渡につき).

明治14年12月14日. 差出:上州玉村宿 ひのや喜三郎. 受取:信州国小諸本町扇屋忠兵衛様ニ而岡利兵衛様代理信七.

1葉. はがき.

1143-25-1

書留郵便物請取証.

[明治14年]まか. 作成:(上諏訪郵便局・上田郵便局).

3通. 小切紙

差出人:岡新(信)七, 請取人:岡利兵衛・岡與三七.

1143-25-2

通信料確受証.

[明治12年~明治14年]. 作成:(上田電信分局・長野電信分局・小諸電信分局).

15通. 小切紙

1通のみ「書留郵便物請取証」. 出状人:「上田布市ニテヲカ」「上田シンヒチ」まか, 受信人:「高崎フカヨヘイ」「西京岡」まか.

1131-33

[岡與兵衛葉書](飯田(カネに大)殿為換金につき).

(明治15年)4月5日. 差出:西京(カネに大)店 全與兵衛[印]. 受取:信州国佐久郡小諸本町扇屋忠兵衛様方岡新七殿.

1葉. はがき.

1131-42

[岡松蔵葉書](稲荷山八様'より'注文の品お送り下されたく).

(明治15年)10月14日. 差出:長野綿仁ニテ松三. 受取:当国小諸本町扇屋忠兵衛様ニ而岡與三七様.

1葉. はがき.

1387-51

大地震之一件(畿内大地震風聞書).

寅11月27日. 差出:(大坂)近江屋佐蔵. 受取:東山堂傳八郎・御店衆中.

1通. 横切継紙.

1143-23

証(反物集り次第送付するにつき).

巳年8月18日. 差出:岡利店. 受取:柳沢吉左衛門様.

1通. 横美切紙.

1143-15

有谷筆注文.

巳年8月30日.

1通. 横美切紙.

1143-20

[書状](手形のことにつき申上).

巳年10月10日. 差出:金子労働場. 受取:宇野ほろ七殿.

1通. 横美切紙.

1131-11

[岡利兵衛書状](仕入金不足につき).

1月10日. 差出:同利兵衛;(封筒)河邑店ニ而. 受取:近江屋與三七殿・同信七殿;(封筒)信州佐久郡小諸駅扇屋忠兵衛様ニ而岡新七殿行.

1通(2点). 横切継紙(封筒入).

追啓別紙とも.

1131-1

[岡利兵衛書状](白桑氏飯田より到着, 荷不足につき).

1月11日. 差出:同利兵衛;(封筒)西京より, 河邑居三丁 岡利兵衛. 受取:岡松蔵殿;(封筒)信州伊那郡高遠町 松岡屋市右衛門様ニ而 岡松蔵殿.

1通. 横美切継紙(封筒入).

封筒封印印文「カネに大」封印. 封筒消印「[]一・二・い・十四京都」まか. 本紙端裏「松蔵殿行 (カネに大)より」.

1131-13

[岡利兵衛書状](仕入金送付手配いたすにつき).

1月23日. 差出:同利平;(封筒)河邑店ニ而岡利兵衛. 受取:岡松蔵殿;(封筒)信州飯田池田町釘屋弥平次様ニ而岡松蔵殿行.

1通(2点). 横切継紙(封筒入).

尚々書別紙とも.

1131-37

[岡利兵衛書状](谷村為換, 荷物神戸より送付, ほか).

2月2日. 差出:同利兵衛. 受取:岡與三七殿・同松蔵殿.

1通. 横切継紙.

1131-9

[岡信七書状](多用にて無沙汰の詫び, 此れより上州辺へ掛取に行く旨).

2月16日. 差出:岡信七;(封筒)河邑店ニ而岡利兵衛. 受取:宇野兄上殿;(封筒)信州飯田郡池田町釘屋弥平次様ニ而岡新七殿行.

1通. 横折紙(封筒入).

封筒と中身は別カ.

1131-32

[岡利兵衛書状](前島殿為換金、白桑殿為替金、口売捌方等につき)。

3月2日。差出:岡利兵衛。受取:岡與三七殿・同信七殿・同菊太郎。

1通。横切継紙。

1131-14

[岡利兵衛書状](反物売捌方勉強いたすよう)。

3月4日。差出:同利兵衛;(封筒)河邑店ニテ岡利兵衛。受取:岡與三七殿、同信七殿、外口名殿;(封筒)信州松本境屋宗輔様方ニテ岡與三七殿行。

1通。横切継紙(封筒入)。

1131-24-1

[岡松蔵母書状](日野の祭りにあわせての帰郷を待ち居る旨)。

4月11日。差出:母より。受取:松蔵との。

1通。横美切継紙。

1131-24-2

(番号札)。

5葉。札。

三角形の附箋様の形状。朱印押印。

1131-6

[西堀忠兵衛書状](金円猪太郎へ御渡しくだされたく)。

4月16日。差出:西堀忠兵衛;(封筒)上田より西堀忠兵衛。受取:岡新七様・松蔵様。

1通。横切紙(封筒入)。

封筒封印印文「信州(カネにサ)上田原町山城屋」。

1131-36

[成井為吉書状](雇人給金につき)。

4月25日。差出:成井為吉;(封筒)水戸上市奈良屋成井為吉。受取:戸塚宗三郎様;(封筒)東茨城郡山野井村ハキアゲ坪戸塚宗三郎様。

1通。堅切紙(封筒入)。

1131-2

記(茶価書上)。

5月2日。差出:林茶局。受取:岡松蔵殿。

1通。横美切紙。

背野紙。

1140-131

(荷物送付先覚)。

6月2日出。作成:従西京近江屋利兵衛。

1通。小切紙。

信州佐久郡小諸扇屋忠兵衛

1143-24

(信書通貨手形等不在之御封印荷物受取証)。

14年6月3日。差出:信州上田中牛馬会社(印)。受取:松村九兵衛、岡利兵衛、近利兵衛。

1通。横半切紙。

1131-35

[岡利兵衛書状](仕入金入用大当惑につき、瀬川喜三郎より金借用の件他)。

8月6日。差出:岡利兵衛。受取:岡與三七殿。

1通。横切継紙。

追啓1通あり。

1143-16

(前欠)(中格子・紫等反物大至急差上につき)。

8月12日。差出:「かね」土店。受取:相澤平吉。

1通。横美切紙。

1143-17

記載(帯・布・紋付の書上)。

9月11日。差出:多岡屋亀四郎。受取:岡利兵衛様、泊店衆中様。

1通。横美切紙。

1131-41

[岡葉書](品物上田へ持参願)。

9月30日。差出:(大垣)岡兩人。受取:信州飯田池田町釘屋弥平治様ニ而岡與三七様。

1葉。はがき。

1131-15

[岡利兵衛書状](口に三)送金なく不都合につき金借用、小諸・上田送金につき)。

10月2日。差出:岡理兵衛。受取:岡新七殿・同松蔵殿。

1通。横切継紙。

1131-44

[岡新七葉書](御地商内付札等につき)。

10月12日。差出:(飯田)同新七。受取:当国佐久郡小諸本町扇屋忠兵衛様ニテ岡与惣七様。

1葉。はがき。

1131-8

[岡松蔵母書状](糸買商中の息子を案じる手紙)。

10月13日。差出:母より;(封筒)近州蒲生郡日野池田四郎平。受取:松蔵殿;(封筒)信州小諸本町扇屋忠兵衛様ニ而岡松三殿行。

1通。横切継紙(封筒入)。

封筒と中身は別々。

1131-7

[岡松蔵書状](山八御店より別紙注文の反物類至急お送りくだされたく);(別紙)(反物類注文)。

10月14日。差出:松蔵;(別紙)山八;(封筒)イナリより、山八店ニ而岡松蔵(朱印)。受取:岡與三七様;(封筒)当国小諸本町扇屋忠兵衛様ニテ岡與三七様行。

1通(計2通)。横折紙・横美切継紙(封筒入)。

封筒に2銭切手。別紙横切継紙1通同封。

1131-53

[岡利兵衛書状](「三寸模様」の義、高遠「口三」・白桑殿為換金につき)。

10月18日。差出:岡利兵衛。受取:岡与三七殿・同松蔵殿。

1通. 横切継紙

1359-37

[金子与兵衛書状](飯田より廿日書拜見, ほか).

10月29日投局. 差出: 金子与兵衛; (封筒) 布市方 全與兵衛. 受取: 宇野晋七殿行; (封筒表書) 当国伊那郡高遠駅住 杵田屋又四郎様方 近江屋新七郎様 大至急用.

1通. 横切継紙(封筒入).

1131-47

[孫六店葉書](綿紬・柄袖入用につき).

11月2日. 差出: いい田 三原屋ニテ孫六店. 受取: 上田町布屋市郎左衛門様ニ而近江屋利平様・同新七様. 1葉. はがき.

1143-13

[岡利兵衛書状](小泉新兵衛殿為換, 瀬川七郎兵衛様為換ほか状況報知).

11月5日. 差出: 岡理兵衛. 受取: 岡與平殿, 同松三殿.

1通. 横切紙.

1131-12

[岡利兵衛書状](丹後縮仕入金, 飯田商内につき).

11月9日. 差出: 岡利兵衛. 受取: 近江屋與三七殿・同松藏殿.

1通. 横切継紙.

1131-54

[堺宗助葉書](為換金取集め分 は西京へご送付くださいたく).

11月9日. 差出: 信州松本 堺宗助. 受取: 上州高崎 田町 松村九兵衛様方 岡與七.

1葉. はがき.

1131-19

[岡松藏書状](米栄殿先貸分未請取申さず).

11月10日. 差出: 松藏; (封筒) 同松藏より. 受取: 岡信七様; (封筒) 岡信七様行.

1通. 横折紙(封筒入).

封朱印印文「江州(カネに大)岡利」.

1131-48

[白木屋泰三郎葉書](御金御送り下されたく).

11月10日. 差出: 信州飯田町白木屋泰三郎. 受取: 上田原町ぬの市様ニテ岡与惣七様.

1葉. はがき.

1131-45

[竹屋勘七葉書](掛合金受取につき).

(11月18日). 差出: イセサキ町竹屋勘七. 受取: 信州上田原町布屋市郎左衛門様方岡利平殿.

1葉. はがき.

1131-17

[岡店書状](小諸宛捌商内, 小泉為換金延引につき信州より差送り依頼).

11月23日. 差出: 岡店. 受取: 岡與兵衛殿・同新七殿・同松三殿.

1通. 横切継紙.

1131-16

[岡利兵衛書状](小泉為換金延引につき困り入).

11月26日. 差出: 岡利兵衛. 受取: 岡與兵衛殿・同松藏殿.

1通(2点). 横切継紙.

追啓別紙を本紙奥に巻込み.

1131-34

[岡利兵衛書状](瀬川為換金延引, 小泉為換金御渡し下されたく).

12月3日. 差出: 岡理兵衛. 受取: 岡信七.

1通. 横切継紙.

1131-10

[岡利兵衛書状](仕入のため為換金要用につき).

12月10日. 差出: 同利兵衛; (封筒) 河邑店ニ而岡利兵衛. 受取: 近江屋與三七殿・同信七殿; (封筒) 佐久郡野沢駅並木文左衛門様ニテ近江屋新七殿.

1通. 横切継紙(封筒入).

1131-52

[布屋正七葉書](西京為替繰金につき心当がある旨).

12月17日. 差出: 信州上田原町 布屋正七. 受取: 小諸本町扇屋忠兵衛様ニテ岡利兵衛様.

1葉. はがき.

1131-25

[池田為作書状].

12月18日. 差出: 信州上田街 池田為作. 受取: 小諸本町 扇屋忠兵衛様 止宿 岡利兵衛様 商用平信.

[1通(2通)]. [封筒入].

-25-1・-25-2を収める. 「別仕立」とあり. 差出は押印.

1131-25-1

[池田為作書状](大和屋へ金50円為替取組につき).

12月18日. 差出: 池田為作; (上ワ書) 信州上田街 池田為作. 受取: 近江屋利兵衛様; (上ワ書) 小諸扇屋方 岡利兵衛様.

1通. 横美切紙.

封印印文「信州(麩に-) [上] 田 柳町 若葉屋」.

1131-25-2

[池田為作書状](京為替仕入金手元になき旨).

12月18日. 差出: 池田為作. 受取: 岡利兵衛様, 御店元中様.

1通. 横美切継紙.

1131-38

[岡利兵衛書状](上州松井田出向人, 白桑殿より取り集め金等につき).

12月29日. 差出: (西京河邑店ニ而) 岡理兵衛. 受取: (飯田池田町口澤弥平次様ニ而) 岡松藏.

1通. 横切継紙.

1131-51

[岡新七葉書](当地為換渡方当惑につき集金願).

12月30日. 差出:伊那郡飯田ニテ同新七. 受取:当国佐久郡小諸本町扇屋忠兵衛様ニテ岡松造殿.

1葉. はがき.

1131-24

[近州日野池田四郎兵衛書状].

月11日. 差出:近州蒲生郡日野 池田四郎兵衛 出. 受取:信州国諏訪郡上スワ中町 増屋喜七様ニテ 近江屋松藏殿行 無事用事.

[1通(2件6点)]. [封筒入].

-24-1-24-2を収める.

1131-3

飛賀恵.

1通. 小切紙.

端に3ツ目の綴穴あり, もと-4の横長小帳(堅四分の一切大)の表紙か.

1131-4

(人名等書付).

3枚. 小切紙.

端に3ツ目の綴穴あり. 青色罫紙. 内容「同国小県郡上田布屋市右衛門殿」ほか.

1131-5

[書状](上下スワより借用金本日期限日につき).

1通. 横切継紙.

1143-14

記(亀屋治兵衛につき).

1通. 横切紙.

1143-18

証(西京へ送る金書上につき).

差出:「かね」土店. 受取:岡様.

1通. 横美継紙.

1143-19

(金算用書上).

1通. 横美切紙.

1143-21

(そば代・餅代等書出).

1通. 横美継紙.

1143-22

ほろ七出入勘定.

1通. 堅紙.

1143-26

[「同国下西郡奈代江嶋屋新兵衛殿」書付].

2通. 小切紙(6.9×27.2cm, 横長・堅折).

2枚目には「同国」. 藍色罫紙.

1143-27

(反物の種類ならびに代金算用書上).

3通. 堅美切紙.

うち1通は大榎屋西助宛.

9. 亀太郎家(中町・荒町ほか) 1. 慶弔諸事(祝儀)

317

安政五午年 霜月吉祥日 祝儀客人別(十二日朝見立客・翌入人数・取持人数并客ほか人名書上).

安政5年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

318

安政五午十一月吉辰 祝儀受納諸色扣 扇屋亀太郎.

安政5年(～明治12年7月20日).

1冊. 横長半(一ツ綴).

9. 亀太郎家(中町・荒町ほか) 2. 書状

1140-41

[金井又右衛門葉書](生糸繰り, おかね殿を頼みたき旨).

(明治)26月25日. 差出:国分村 金井又右衛門. 受取:北佐久郡小諸街之内旧仲町 桑原亀太郎様.

1葉. はがき.

1359-16

[桑原鉄郎書状](昨年12月泉屋大祖父様御死去の報知を承り帰宅したくも職業寸暇なく来年中帰宅のつもり, 泉屋へお悔やみお願ひ, 皆様へよろしくお願ひ);(附)「(俗名桑原忠兵衛)」「(俗名桑原於政女)書付).

(本紙, 明治)23年7月2日; (封筒裏)明治23年7月3日発ス. 差出:鉄郎; (封筒)自東京 平安(封筒)東京々橋区因幡町 拾七番地岡田兼吉殿方ニテ 桑原哲 良拜. 受取:桑原祖父上様; (封筒)信州小諸町 桑原亀太郎様 至急要用.

1通(附1枚とも). 横切継紙(封筒入).

封筒に小切紙1枚(附)あり.

1359-59

[小林豊作書状](小林清作病氣療養叶わず昨夜死去, 出棺明七日午前十時の旨通知).

明治24年2月6日. 差出:岩村田町 小林豊作. 受取:小諸町 桑原亀太郎様 不幸用.

1通. 堅紙.

書状大に折り畳まれていた.

1359-43

[南御牧村井出宇源治書状](例年通り来る十五日八幡神社祭典につき案内, 田中先生へも連絡方願).

(明治24年)4月13日; (封筒)明治24年4月13日. 差出:井出宇源治; (封筒)南御牧村 井出宇源治. 受取:扇屋亀太郎様; (封筒表書)小諸荒町 扇屋亀太郎様.

1通. 横切継紙.

1141-86

[書状](五寸皿差送り).

未11月9日. 差出:上田ニテ ミノ(ヤマに小)[朱印]. 受取:小諸本町扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

印文「(ヤマに小) ミノヲタ 藤善」.

1144-117

[町田某書状](英学修行のため御世話下されたく).

1月19日. 差出: 御馬寄村町田. 受取: 小諸町桑原亀太郎様.

1通. 横切継紙.

1144-108

[小林純之丞書状](鉄砲売渡しにつき).

2月5日. 差出: 小林純之丞. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-109

[桑原亀太郎書状](鯉直段申上).

2月19日. 差出: 扇屋. 受取: 小野様.

1通. 横切紙.

1359-65-1

[亀屋古四郎書状](度々申上げたが今もってご返金なく困り入り期日まで元利とも返金くだされたく).

3月24日. 差出: 可免や 古四郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

-65-2を巻き込んでいた.

1140-30

[桑原鉄郎書状](王子紙造局へ捧職の見込みにつき).

3月30日. 差出: 桑原哲郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-21

[堀平治郎書状](荷物仕入のため御出金くだされたく).

4月1日. 差出: イセ 堀平治郎. 受取: 小諸扇屋忠兵衛様御支配人桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-130

[福田書状](桑原彦太郎. 鉄郎等の様子伺).

4月14日. 差出: 福田. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切継紙.

1140-126

[桑原鉄郎書状](宿屋より請求につき金円御送り下されたく).

5月5日. 差出: 東京浅草公園地第六区三号五拾五番地土肥八十三郎殿ニテ桑原鉄郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切継紙.

1359-57

[町田静太書状](先頃の愚父病氣近況また配慮への礼ほか).

5月21日幸便. 差出: 町田静太; (封筒) 御馬寄 町田静太. 受取: 桑原亀太郎様; (封筒) 小諸町 桑原亀太郎様 貴下.

1通. 横切継紙(封筒入).

1140-98

[神津傳五郎書状](お金繰合せ願).

6月11日. 差出: 神津傳五郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

青色野紙.

1140-56

[川島常蔵書状](注文の染物延引につき).

第6月24日. 差出: 川島常蔵. 受取: 扇屋亀太郎様, 御店衆中様.

1通. 横切継紙.

1140-34

[桑原亀太郎書状](桑苗販売につき).

6月25日. 差出: 桑原亀太郎. 受取: 小林清作様, 御家内中様.

1通. 縦切紙.

1144-121

[町田某書状](製糸開業につき).

7月15日. 差出: 御馬寄町田. 受取: 小諸町扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1359-79

[小山民之助書状](むしろ・蓆包送付お改め下されたく, 嶋田屋延次郎材木買入れのこと今日より出来の分残らず売渡し約定取極めにつき云々).

7月16日. 差出: 小山民之助. 受取: 桑原亀太郎様; (上ツ書) 寺尾山出張 桑原亀太郎様 当用書.

1通. 横切継紙.

封ノ部押印印文「信州(カネに太カ) 小諸中町 小山健次郎 番酒店」.

1140-108

[桑原亀太郎書状](時借願).

7月19日. 差出: 扇屋亀太郎. 受取: 亀屋古四郎様.

1通. 横切紙.

1140-107

[桑原亀太郎書状](久治郎病氣心配).

7月20日. 差出: 桑原亀太郎. 受取: 金井一平様, 同御家内中様.

1通. 横切紙.

1140-73

[桑原亀太郎書状](亀太郎眼病のことほか).

7月. 差出: 桑原亀太郎. 受取: 金井一平様, 御家内衆中様.

1通. 横切紙.

1144-71

[清水親道書状](御談じしたきにつき入来下されたく).

8月11日. 差出: 清水親道. 受取: 桑原亀太郎殿.

1通. 縦紙.

1359-55

[山本屋仲二郎書状](御願いしておいた子?のことに至急入用につき本月三十日迄に返事くだされたく, またうり三十本送付入帳代価請取られたく云々).

8月28日。差出:山本屋 仲二郎。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切継紙。

日付も「廿七日」と記すも上書き訂正。

1144-112

【封筒】。

9月12日。差出:上田松尾町より。受取:小諸町扇屋亀太郎様 当用書。

1通。封筒。

内側は、近江屋田口増兵衛の引札。

1359-36

【牛鹿村清兵衛書状】(板送り礼、五寸九号二ノ木あれば急送依頼、ほか材木依頼)。

9月18日。差出:牛鹿村 清兵衛(朱印)。受取:寺尾山二而 扇屋亀太郎様 御頼用。

1通。横切継紙。

桃色罽入用紙。表書差出印・封印朱印印文「深清」。

1359-54

【扇屋亀太郎書状】(朝夕冷氣にて腹いたみ困り入り綿入りふとん・ねりしやつ早々送りなさるべく)。

10月6日。差出:扇屋。受取:家内もの。

1通。横切継紙。

端裏「あふきや」。

1144-119

【野村儀市書状】(過日の岡枝伐、此者へ落手下されたく)。

12月4日。差出:野村儀市。受取:桑原亀太郎様。

1通。小切紙。

1140-57

【桑原亀太郎書状】(前欠)(旅籠勉強につき、御引立て御宿仰付くだされたき旨)。

差出:扇屋亀太郎。受取:外村治郎兵衛様、御店衆中様。

1通。横切紙。

1144-92

【小山健三郎書状】(鉄砲売渡見合せ)。

差出:小山健三郎。受取:あふきや桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

353

明治十六年 九月吉日 売上簿。(裏表紙)小諸町 陶器扇屋店。

明治16年未9月14日製之。作成:(書記 桑原哲郎)。

1冊。横長半(下ヶニツ目綴)。

作成は裏見返しより、ただし裏見返しにも本文記載あり、「書記…」の上にも記載。「岡」朱印押印あり。

357

明治十有七歳 第二月吉鳥 陶器有物調簿。(裏表紙)小諸町 扇屋 亀太郎。

明治17年2月。

1冊。横長半(一ツ綴)。

355

明治十七年四月 陶器取調帳(鉢類・井類等種類別書上)。

明治17年4月。

1冊(2冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

355と356は括り紐で一括。本文に「引合」「申改」等の朱印押印、朱筆書込み多数。

356

明治十七年十二月 陶器取調帳(急須類・鉢類等種類別書上)。

明治17年12月。

1冊(2冊のうち)。横長半(一ツ綴)。

355と同形式。裏表紙(側)から中央分破損(欠損)。

1140-60

記(金付盃等代金)。

申12月。差出:扇屋亀太郎。受取:大野禮太郎。

1通。横切継紙。

1140-61

記(七寸鉢代金)。

申12月。差出:扇屋亀太郎。受取:あわや里四郎様。

1通。横切紙。

1140-62

記(行平・茶碗など代金)。

申12月。差出:あふきや亀太郎。受取:角屋権三郎様。

1通。横切継紙。

9. 亀太郎家(中町・荒町ほか) 3. 陶器類売買

1140-67

記(るり茶碗等代金)。

申12月。差出:扇屋亀太郎。受取:木田屋重三郎様。

1通。横切紙。

1140-32

記(さしみ猪口・皿を御遣し下されたく)。

12月25日。差出:御馬寄 町田。受取:あふきや亀太郎様。

1通。横切紙。

1140-24

陶器売渡之証(桑原亀太郎連名書類にて)。

1通。横切継紙。

9. 亀太郎家(中町・荒町ほか) 4. 当座帳

336

明治二巳年 正月吉日 当座帳。(裏表紙)小諸本町 扇屋[亀太郎(カ)]。

明治2年正月(～11月)。

1冊。横長半(一ツ綴)。

裏表紙破損(欠損)。裏見返しに「髪結扣」月日書上あり。

341

明治四辛年 未二月吉日 当座帳。(裏表紙)小諸荒町

扇屋亀太郎.

明治4年2月(～明治5年).

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

9.亀太郎家(中町・荒町ほか) /5.諸品通

360

明治五壬歳 申正月吉日 穀もの通, (裏表紙)角屋 久兵衛 扇屋亀太良様.

明治5年正月.

1冊. 横美半折(下ヶニツ目綴).

581

明治拾五年 自五月五日 至○ 現金酒之通, (裏表紙)寺尾御出[張(カ)]菱民[]様 わた駅 寿美吉屋 酒店.

明治15年5月5日.

1冊. 横美半折(綴葉装ニツ綴, 下ヶ紐付).

裏表紙破損大.

9.亀太郎家(中町・荒町ほか) /6.全体

437

明治四辛未年十一月吉辰 相続書記帳 桑原亀[欠損](桑原忠七相続書記; 明治八亥七月九日夜午前三時より小山六太夫殿出火につき見舞記とも).

明治4年11月.

1冊. 横長半(一ツ綴).

下部破損(欠損)大.

516

明治六癸年 酉二月吉辰 無尽出入帳, (裏表紙)桑原亀太郎.

明治6年2月.

1冊. 横長美(一ツ綴).

1141-92(1)

記(金5円拝借).

明治14年11月23日. 差出: 桑原亀太郎印. 受取: 柳田森四郎.

1通. 横切紙.

1141-92-1～5まで綴.

1141-92(2)

(金5円貸附証受取).

明治18年9月23日. 差出: 柳森印. 受取: 粕谷助太郎様.

1通. 横切紙.

1141-92(3)

記(代書料受取).

(明治)18年10月7日. 差出: 渡辺之綱印. 受取: 粕谷助太郎殿.

1通. 縦切紙.

1141-92(4)

御受書(桑原亀太郎出庁につき).

明治18年8月6日. 差出: 北佐久郡小諸町粕谷助太郎印. 受取: 岩村田治安裁判所長.

1通. 縦紙.

1141-92(5)

委任状(病氣につき雇人粕谷助太郎を代人と定める旨). 明治18年10月21日. 作成: 北佐久郡小諸町桑原亀太郎印.

1通. 縦紙.

朱色罨紙. 印紙あり.

1140-40

証(地方税請取).

明治15年1月9日. 差出: 小諸町戸長役場印. 受取: 桑原亀太郎.

1通. 小切紙.

354

明治十六年 未十月吉日 金銭出入帳, (裏表紙)北佐久郡小諸町 扇屋亀太郎.

明治16年10月.

1冊. 横長半(下ヶニツ目綴).

一部けずれ, 破損あり.

582

明治十六年 未十二月日 判取帳, (裏表紙)小諸町 扇屋.

明治16年12月.

1冊. 横半半折(下ヶニツ目綴).

表紙から5丁目まで一ツ目結び綴りに綴じられ開披不可.

1140-63

記(しいな, 小麦代金).

(明治)17年12月. 差出: 丸屋清助. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-1-1

納金切符(町費並聯合町村費戸別割).

明治18年9月. 差出: 北佐久郡小諸町役場[朱印].

受取: 北佐久郡小諸町納人桑原亀太郎.

1通. 小切紙.

1144 を一括していた紐とも. 1144-1-1～1-4 は, 木版用紙へ書込み(一部かすれ難読), 印文「長野県北佐久郡小諸町戸長役場印」.

1144-1-2

納金切符(町費納戸別割).

明治19年2月. 差出: 北佐久郡小諸町役場[朱印].

受取: 北佐久郡小諸町納人桑原亀太郎.

1通. 小切紙.

1144-1-3

領収証(町費並聯合町村費戸別割).

明治18年9月14日. 差出: 北佐久郡小諸町役場[朱印].

受取: 北佐久郡小諸町納人桑原亀太郎.

1通. 小切紙.

1137-111

(岩村田治安裁判所より桑原亀太郎への出頭要請につき).

明治18年10月19日。差出:岩村田裁判所;(送達人)町田静太(朱印)。受取:桑原亀太郎。

1通。 縦紙。

「桑原」の部分を「田中」と修正。

1137-41

(蒔原トラへ関わる賞付取戻すにつき)。

明治18年10月21日。差出:北佐久郡小諸町平民桑原亀太郎, 桑原亀太郎雇人同町平民 居人 粕屋與太郎(印)。受取:御残り番田中殿。

1通。 横切紙。

885

代人願 北佐久郡小諸町平民 桑原亀太郎代人同町平民 粕谷助太郎(1.[代人願書案および小諸町医師高野東庵診断書・桑原亀太郎委任状];2.[代人願書および戸籍謄本写・小諸町医師高野東庵診断書写・木村平太郎ほか1名添願書之写・桑原亀太郎委任状])。

明治18年10月(1は13日付, 2は1日付)。差出:北佐久郡小諸町平民 桑原亀太郎方全居雇人 全町平民 粕谷助太郎(朱印)。受取:岩村田治安裁判所長 判事 補 森川雄八郎殿。

2冊。 縦美(かぶせ綴)。

綴に朱印(差出と同印)。1の診断書は日付がもと「六日」とあるも13日へ貼紙訂正。2の代人願書には「岩村田治安裁判所」朱印による「聞届」の旨の奥書あり。1・2とも委任状は桑原亀太郎押印・5厘証券印紙貼付。黄赤色野紙。内容:篠原トラとの所有物品取戻し事件。

1140-100

納金切符(地方税戸数平均割)。

明治18年11月。差出:北佐久郡小諸町戸長役場(印)。受取:桑原亀太郎。

1通。 横切紙。

1140-147

記(米代引銭)。

(明治)18年12月。差出:丸屋清助。受取:桑原亀太郎様。

1通。 横切紙。

1138-18

証(23年度取扱費領収)。

明治20年8月。差出:管理者前田謙静(印)。受取:桑原忠兵衛御下桑原亀太郎殿。

1通。 横切紙。

1137-1

き(アヒル玉子・小麦代金書付)。

(明治)20年丑12月。差出:丸や清助。受取:扇屋亀太郎様。

1通。 小切紙。

1144-120

記(夕飯代請取)。

明治21年6月30日。差出:桑原亀太郎。受取:小野様。

1通。 横切紙。

1144-62-1

記(宿料, いかはや代金)。

1通。 横切紙。

1144-62-2

記(古置代受取)。

(明治)21年10月28日。差出:三村廣三郎(印)。受取:桑原亀太郎様。

1通。 横切紙。

1144-62-3

記(ぶぞり, ぼら, さけ等魚類)。

11月27日。差出:大和屋五兵衛。受取:扇屋亀太郎様。

1通。 横切紙。

1144-83

記(貸金利子勘定)。

(明治)21年12月31日。差出:亀良。受取:扇屋様。

1通。 横美切紙。

1144-13

記(すきくし等代金)。

(明治)21年12月。差出:和泉屋隆治。受取:桑原亀太郎様。

1通。 横切紙。

1144-14

キ(代金)。

(明治)22年12月31日。差出:かしわや富十郎。受取:扇屋亀太郎様。

1通。 横切紙。

1144-126

[かき・生鯛・しらす干等代金書上綴]。

[明治23年8月]。

[1綴(点)]. [綴, 横(一ツ綴)].

(1)~(28)は, 綴穴2つへ一ツ綴様にひねり綴。全体を端から巻上げ。紙綴りは, 1141-92(5)の朱色野紙と野の幅が同じか。

1144-126(1)

記(かき代金)。

寅第8月。差出:大井堂。受取:桑原亀太郎様。

1通。 横美切紙。

1144-126(2)

記(19年度分金銭)。

8月14日。差出:大和屋幸吉。受取:扇屋亀太郎様。

1通。 横美切紙。

差出は押印。

1144-126(3)

記(20年分)。

8月。差出:粕屋儀兵衛。受取:扇屋亀太郎様。

1通。 横美切紙。

1144-126(4)

記(金銭勘定)。

寅8月. 差出: 大津屋徳太郎. 受取: 扇屋亀太郎様.
1通. 横美切紙.

1144-126(5)

記(生鯛代金).

寅8月. 差出: 大和屋岩藏. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(6)

記(金銭勘定).

(明治)23年8月14日. 差出: 舩屋文右衛門. 受取:
扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(7)

記(品物代金).

寅8月. 差出: 鈴木順吉. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-126(8)

記(大判干波等代金).

寅8月. 差出: 中屋七兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(9)

記(7寸仕立代金).

寅8月. 差出: さゝや喜代二郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(10)

記(4尺品代).

寅8月. 差出: 大和屋利兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(11)

記(小麦粉代金).

寅8月. 差出: 柳田才太郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(12)

記(しらす干等代金).

寅8月. 差出: 大和屋五兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(13)

記(千代満き等代金).

寅8月. 差出: 柏屋支店. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(14)

記(5反3寸等代金).

8月14日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(15)

記(白元結・木筆等代金).

寅8月. 差出: 笹屋宗兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(16)

記(22年分引残金銭).

(明治)23年8月. 差出: 大井三五三. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(17)

記(引金銭).

寅12月. 差出: 大井春造. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(18)

記(18年分金銭).

寅8月. 差出: 大和屋五兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(19)

記(吸物膳代金).

(明治)23年8月14日. 差出: すみや甚兵衛. 受取:
桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(20)

記(菓子代金).

8月14日. 差出: 結城兼太郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(21)

記(玉子等金銭勘定).

寅8月. 差出: 丸屋清助. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(22)

記(草履代金).

寅8月. 差出: 亀屋彌三郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(23)

記(二子・さじ等代金).

(明治)23年8月. 差出: 江部屋半三郎. 受取: 扇屋
亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(24)

記(白八文代金).

8月14日. 差出: いづみや喜兵衛. 受取: 桑原亀太
郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(25)

き(千代紙代金).

寅8月. 差出: 勢(カ)田屋きえ. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-126(27)

記(21年分金銭).

8月13日. 差出: 森田. 受取: 荒町桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-11

記(白雪など代金).

(明治)23年卯12月. 差出: 江部屋半三郎. 受取: 扇

屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-21

記(せん代金)。

(明治)23年12月。差出:すみや甚三郎。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-25

記(玉子、麦粉代金)。

(明治)23年12月。差出:丸屋清助。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-27

記(代金勘定)。

(明治)23年12月。差出:大津屋徳太郎。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-29

記(金銭勘定)。

(明治)23年12月。差出:阿波屋濱之助。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-30

記(和糸代金)。

(明治)23年12月。差出:萬屋市太郎。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-31

記(金銭勘定)。

(明治)23年12月。差出:大和屋岩蔵。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-32

記(金銭勘定)。

(明治)23年12月。差出:土井三五三。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-41

記(代金改勘定)。

(明治)23年12月。差出:島口常蔵。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-42

記(代金勘定)。

(明治)23年12月。差出:富岡仁助。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-48

証(酒カ)代金)。

(明治)23年12月。差出:升屋文右衛門。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-91-1

記(ふたなし、小桶、真綿等代金)。

5月。差出:扇屋。受取:相場サマ。

1通。横切紙。

1144-91-2

記(上田新聞舎入用金等)。

明治24年7月。差出:扇屋。受取:相場様。

1通。横切紙。

1138-29

記(1円35銭)。

(明治)25年12月。差出:阿波屋濱(カ)之助。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

差出全体は押印、かすれ難読。

1141-93

記(御貯金銀行株主被告事件につき入費出金額)。

明治26年9月15日。差出:同盟者惣代。受取:桑原亀太郎殿。

1通。横切紙。

1144-80

記(金5円借用)。

(明治)32年1月11日。差出:扇屋亀太郎(印)。受取:柳田政治様。

1通。横切紙。

1144-46

き(帯、着物仕立賃)。

子8月。差出:大和屋利兵衛。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-50

記(ひしやく、つるべ代金)。

子8月。差出:松井元次郎。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-8

記(とうふ等代金)。

子12月。差出:池野定吉。受取:桑原亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-10-1

記(代金勘定)。

12月31日。差出:柏屋義兵衛。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-10-2

記(代金勘定)。

丑8月14日。差出:柳屋政之助。受取:扇屋亀太郎様。

1通。横切紙。

1144-10-3

記(代金勘定).

12月31日. 差出:つるや安兵衛. 受取:桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-10-4

記(代金勘定).

子12月. 差出:柳屋政之助. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-23

記(ふすま代金等).

子12月. 差出:丸屋清助. 受取:桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-53

記(幼燈割合).

子12月. 差出:扇屋亀太郎. 受取:山本様.

1通. 横切紙.

1144-81

記(金銭勘定).

丑8月. 差出:角屋惣吉. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-96

記(とら林(カ)代金).

丑12月. 差出:池埜定吉. 受取:桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-15

記(代金).

寅3月. 差出:大井春造. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-5

記(跡本等代金).

寅8月(近代). 差出:相場与右衛門. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-19

記(元結・くし等代金).

寅12月31日. 差出:筆屋宗兵衛(印). 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-9-1

記(中折, 大判代金).

寅12月. 差出:中屋七郎兵衛. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-9-2

記(白芥代金).

1通. 横切紙.

1144-16

記(絹糸等代金).

(寅)とら12月. 差出:こぼやしや三右衛門. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-17

き(貳反子代金).

寅12月. 差出:大和屋利兵衛. 受取:桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-20

記(くい先代金).

寅12月. 差出:大井源吉. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-26

記(千代懸代).

寅12月. 差出:柏屋支店. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-55

記(巻と月分代金).

卯8月. 差出:大井呑造. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-39

記(代金勘定).

卯8月. 差出:岡村茂八. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-102

覚(利子).

辰8月14日. 差出:菱屋宮免之助. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1138-16

記(1円10銭).

辰12月. 差出:大井春迎. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-36

記(引銭高).

巳8月14日. 差出:大丸屋水車. 受取:桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-10

記(残り銭書上).

申1月31日. 差出:結城店. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 小切紙.

1140-28

記(金円書上).

申12月. 差出:莉屋初五郎. 受取:扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-59

記(茶こしほか代金).

申12月. 差出:扇屋. 受取:若松儀兵衛様.

1通. 横切紙.

1140-66

記(惣月(金円)).

申12月. 差出:角屋権兵衛. 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-68
記(手桶代金等).
申12月. 差出:桶屋新兵衛. 受取:あうきや亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-75
記(あさ染代金).
申12月. 差出:あわや与右衛門. 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-83
記(金銭書上. 8月分).
申12月. 差出:小林屋要右衛門. 受取:桑原亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-113
記(かり金等書上).
申12月. 差出:清水屋久平. 受取:扇や亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-119
覚(12月分代金).
申12月. 差出:あわや里四郎. 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-127
(前欠)(代金請求書).
申12月. 差出:名ごや稻平. 受取:おふぎや亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-153
記(5円1銭8り).
申12月. 差出:扇屋亀太郎. 受取:高野様.
1通. 横切紙.
1140-156
記(こんろか)代金).
申12月. 差出:扇屋亀太郎. 受取:江戸屋半兵衛様.
1通. 横切紙.
1140-157
記(アハじ豆頭代金).
申12月. 差出:扇屋亀太郎. 受取:掛川敬之助様.
1通. 横切紙.
1140-158
記(20銭).
申12月. 差出:いつみや喜兵衛. 受取:扇屋亀太郎.
1通. 横切紙.
1140-159
三呈(か)(93銭5り勘定).
申12月. 差出:かとや惣吉. 受取:おふぎや亀太郎様.

1通. 横切紙.
1140-148
記(引50銭).
酉12月. 差出:いつみや喜兵衛. 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-27
覚(小麦・米代金).
戌8月. 差出:車屋源吉. 受取:おふぎや亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-141
記(布団類借用代金引渡し).
戌12月31日. 差出:江とや 半三郎. 受取:桑原亀太郎.
1通. 横切紙.
1140-142
記(白天. 手拭代金等御渡し).
戌12月31日. 差出:江と屋半三郎. 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-25
おぼへ(紋織. 安息香ほか代金).
第1月18日. 差出:川島常蔵. 受取:桑原亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-29
記(品物代金請求).
第1月22日. 差出:丸屋喜之助(印). 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横切紙.
印文「桜井」.
1144-100
記(酒等代金).
1月. 差出:増田ふよ. 受取:桑原亀太郎様.
1通. 横切紙.
1144-115(6)
記(牛肉代金受取).
2月2日. 差出:大井三五三(朱印). 受取:扇屋亀太郎様.
1通. 横美切紙.
印文「信濃国北佐久郡小諸町大井屠牛店 滋養館」.
1140-37
記(金銭差引).
2月28日. 差出:清水屋久平. 受取:扇や亀太郎様.
1通. 横切紙.
1140-38
記(御金御渡し下されたき旨).
2月28日. 差出:神津傳五郎. 受取:桑原亀太郎様.
1通. 横切紙.
青色野紙.

1144-99

記(品物代金).

2月28日. 差出: いつも 午太郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-113

記(金受取).

3月7日. 差出: 扇屋亀太郎(印). 受取: 成瀬様.

1通. 横切紙.

1359-80

記(材木大物注文, 駄買取極め, ほか).

3月15日. 差出: ヒシ民[印]. 受取: 亀太郎様 和職人御中.

1通. 横切紙.

後欠(追伸書部分). 差出印文「信州(カネにカ) 小諸中町 小山健次郎 醤油店」(かすれ難読).

1144-86

記(たこ, さげ等代金).

3月25日. 差出: 大和屋五兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-2

記(金銭書上).

3月30日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-89

記(上州蓆等代金).

3月31日. 差出: 蓆屋松太郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1359-65-2

記(一月六日~三月三十一日酒代書付).

3月31日. 差出: つまや土平次. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-5

記(豆腐代金).

4月30日. 差出: 和泉屋新兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-110

記(野州蓆代金).

4月30日. 差出: 蓆屋松太郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-124

記(玉子代金等).

4月30日. 差出: 和泉や平十郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横折紙.

1140-35

記(家賃請取).

5月13日. 差出: 平井喜惣太(印). 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 小切紙.

差出印文「信州 小諸 荒町 (口にキ) 松屋」.

1140-3

記(木の本, 醤油代金).

第5月31日. 差出: 清水升二郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-125

記(炭代金).

6月2日. 差出: 大井源兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-77

記(蓆代金).

6月30日. 差出: 蓆屋松太郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-79

記(酒, 佃煮代金).

6月30日. 差出: 柳田染平. 受取: 御賄方扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

青色野紙.

1144-97

記(酒, 醤油代金).

6月30日. 差出: 富岡仁助. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-106

記(品物代金勘定).

6月30日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1140-13

記(呉服反物代金).

第6月. 差出: 川島市蔵. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-59

キ(白米代金).

7月1日. 差出: 升屋文右衛門. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-78

(めん蚊や代金覚).

7月9日. 差出: 扇屋. 受取: (ヤマにト) サマ.

1通. 横切紙.

白紙1枚とも.

1144-34

記(代金勘定).

7月17日. 差出: いづみや喜兵衛. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-118

記(御見せ借金等計算書).

第7月26日. 差出: 小林己斗. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-107

キ(莩代金).

7月31日. 差出: 莩屋松太郎. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-95

記(御弁当40人分代金等勘定).

8月3日. 作成: 桑原亀太郎.

1通. 横切紙.

1144-52

記(三人様割合金).

8月9日. 差出: 桑原亀太郎[朱印]. 受取: 柳沢様.

1通. 横切紙.

印文「信州(ヤマに〇)小諸 本町 扇屋」.

1144-93

記(生ふり等代金).

8月10日. 差出: 桑原亀太郎. 受取: 山室様.

1通. 横切紙.

1137-45

記(夕テ代金書付).

8月14日. 差出: 小島渡八. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 小切紙.

1138-17

記(薬代金).

8月14日. 差出: 佐野. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-22

記(茶漬 かじか代金).

8月14日. 差出: 扇屋. 受取: 相場様.

1通. 横切紙.

1144-43

記(薬価).

8月14日. 差出: 木村. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-45

キ(着物仕立賃).

8月16日. 差出: (ヤマにト). 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-24

記(切ツか、椎たけ代金).

8月20日. 差出: 大和屋五兵衛. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-38

記(白米等代金).

8月21日. 差出: 升屋文左衛門. 受取: 桑原亀次(マ

マ)郎様.

1通. 横切紙.

1137-43

口上(芋・竹等代銀頂戴願たてまつりたきにつき).

8月29日. 差出: 山本(カ)住恵. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 小切紙.

1144-98

記(品物代金).

8月30日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-7

記(生たへ、鮭代金).

8月31日. 差出: 大岩. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1138-26

記(金1円10銭).

閏8月. 差出: 大井春迎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 切紙.

1138-31-1

記(金円, 久保村笹沢佐五左衛門へ渡すにつき).

9月21日. 差出: 扇屋亀太郎. 受取: 花園助太郎様.

1通. 横切紙.

1137-44

記(八月分の金額書付).

第9月30日. 差出: 送問楼(カ). 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 小切紙.

1144-84

記(酒, 柿等代金).

9月30日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-85

記(酒, 松茸代金).

9月30日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-111

記(金2円受取).

9月30日. 差出: 増田ふよ. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-75

記(はや代金等).

10月23日. 差出: 扇屋亀太郎. 受取: 粕谷助太郎様.

1通. 横切紙.

1144-115(9)

記(金90銭受取).

10月29日. 差出: 富岡仁助[朱印]. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横美切紙.

1144-104

記(代金勘定).

10月31日。差出:増田ふよ。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1144-105
記(酒、ぶどう代金等)。
10月31日。差出:増田ふよ。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1138-32-1
記(送金受取)。
11月3日。差出:山本屋仲右衛門(印)。受取:扇屋亀太郎様方ニ而堀平治郎様。
1通。横切紙。
印文「信州 上田[海野(か)]町 (ヤマに中)山本屋(仲(か))太郎」。
1138-32-2
記(惣メ米32俵余)。
12月31日。差出:大津屋徳太郎。受取:扇屋亀太郎様。
1通。横切紙。
1138-32-3
記(つたやでんじ分等金銭)。
11月1日。差出:粉屋助太郎。受取:桑原亀太郎様。
1通。小折紙。
朱色罫紙片。
1144-68-1
(ふすま・障子の絵)。
1通。横切紙。
1144-68-2
口上(金50銭時借願)。
11月1日。作成:扇屋。
1通。横切紙。
1144-116
記(とうふ、あげ代金)。
11月8日。差出:池野定吉。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1140-2
記(家屋敷代金渡し金)。
11月22日。差出:藤原小左衛門。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1140-2~55まで巻かれて一括。
1137-48
送り状(瀬戸ものなど)。
11月30日。差出:上田山仲次(印)。受取:小諸 扇屋亀太郎様。
1通。小切紙。
1144-76
記(品代金勘定)。
11月。差出:増田好平。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1144-66-1

口上(包琉久預り)。
12月4日。差出:扇屋[朱印]。受取:大和様。
1通。横美切紙。
印文「信州(ヤマに〇)小諸 本町 扇屋」。
1144-66-2
記(六人様わり合金)。
12月4日。差出:扇屋亀太郎。受取:山本様。
1通。横美切紙。
1140-101
記(〇唐大くけ等代金)。
第12月23日。差出:川島常蔵。受取:扇屋亀太郎様。
1通。横切紙。
1140-155
記(薬代金、人参代)。
12月30日。差出:神津甫民。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1140-99
記(盆前分勘定)。
12月31日。差出:若木や口之丞。受取:扇屋亀太郎様。
1通。横切紙。
1144-3
記(反物等賣物代金勘定)。
12月31日。受取:扇屋亀太郎様。
1通。横切紙。
1144-6
記(金円書上)。
12月31日。差出:増田ふよ。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
用紙黄色。
1144-18
記(木綿納戸反物代金)。
12月31日。差出:大井忠三郎。受取:扇屋亀太郎様。
1通。横切紙。
1144-28
記(代金勘定)。
12月31日。差出:丁子や安之丞。受取:桑原亀太郎様。
1通。横切紙。
1144-33
記(代金勘定)。
12月31日。差出:堀井。受取:扇屋亀太郎様。
1通。横切紙。
1140-81
記(小麦代金受取)。
12月。差出:車屋源吉。受取:亀太郎様。
1通。横切紙。
1140-110
記(夜具・ふとん借用代金)。

第12月. 差出: 扇亀. 受取: 矢ヶ崎半三郎様.

1通. 横切紙.

1140-154

記(木地ろ1組).

12月. 差出: 本田屋十三郎. 受取: 扇屋亀太郎様.

1通. 横切紙.

1144-115(7)

記(代金勘定).

15日. 差出: 増田ふよ[朱印]. 受取: 桑原亀太郎様.

1通. 横美切紙.

印文「信州 北佐久 小諸町 (〇に三) 増田」.

1140-6

記(とうふ代金, 時がし等).

差出: 和(泉屋)新(兵衛). 受取: 扇(屋)亀(太郎)様.

1通. 横切紙.

1140-22

記(営業税等入用書上, 桑原亀太郎家).

1通. 堅切紙.

1144-123

記(えり箱, 絹糸代金).

差出: 扇屋亀様. 受取: 指方様.

1通. 横切紙.

1359-12

口上(6月23日御用立金5円返金依頼).

差出: 井出伊扇. 受取: 桑原亀太郎様 当用.

1通. 横切紙.

21. 佐久郡山浦村

113

元文三年 戊午三月 山浦村御繩辻本古新写帳. (裏表紙)持主 山浦瀬市(カ).

元文3年3月.

1冊. 堅半(四ツ目綴).

写. 汚損・腐化.

22. 佐久郡上海瀬村

1047

取替申扱証文之事(余地村諏訪大明神社中神木伐倒し朱印地境一件内済).

宝暦12 壬午年正月. 作成: 余地村神主友野長門, 同友野因幡, 名主新五左衛門, 与頭今右衛門[ほか3名], 上海瀬村法泉寺, 同村名主太郎左衛門, 年寄九兵衛[ほか4名], 小田切村扱人泉龍寺, 高野町同桂壽寺, 余地村同自成寺, 大日向村同七兵衛.

1通. 堅紙.

23. 佐久郡大沢村

550

(佐久郡大沢村ないし第四大区一小区上申書・諸書類留).

(明治4年~明治22年).

1冊. 堅美(もとニツ綴).

綴じ破損, 一ツ目結び綴じ. 前欠カ.

24. 佐久郡田ノ口村

105

寛永六巳年 九月五日 信州佐久郡田野口村明神領検地帳 案内 弥五右衛門, 同 神長, 同 山宮 村上三右衛門内 長尾太郎助, 平井与九郎.

寛永6己巳年9月5日; 文化9壬申9月30日ニ写. 作成: (写, 持主 依田筑後).

1冊. 堅半(一ツ綴).

原本破損のため作成された写.

183

文化五辰年 正月吉日 御伝馬諸用扣. (裏表紙)信陽佐久郡 田野口邨 森泉玄勉.

文化5年正月.

1冊. 横美半折(ニツ目結び綴じ).

1390-26

建議(本社設立に関し).

明治16年1月. 差出: 第七番社員 小林宗四郎(印).

受取: 社長御中.

1通. 堅紙.

1385(3)

借入金之証(金25円).

明治16年4月10日. 差出: 田口村借用主高橋文之助(朱印). 受取: 全村平川利左衛門殿, 長坂新蔵殿.

1通(34点のうち). 堅紙.

1銭印紙2枚. 押印抹消.

1385(1)

借入金証券(金50円).

明治16年8月31日. 差出: 借用主高橋文之助(朱印).

受取: 南佐久郡田ノ口村 払融社々 長副御中.

1通(34点のうち). 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 押印抹消.

1385(2)

借入金証券(金10円).

明治16年9月12日. 差出: 借用主高橋文之助(朱印).

受取: 南佐久郡田ノ口村 払融社々 長副御中.

1通(34点のうち). 堅紙.

印刷用紙へ書込み. 押印抹消.

1390-35

証(貸金受取).

明治16年12月31日. 差出: 南佐久郡田ノ口村 払融社(印). 受取: 高橋文之助殿.

1通. 小切紙.

1385(7)

預り金証書(金20円).

明治19年8月12日. 差出: 南佐久郡田ノ口村 預主高橋文之助(朱印). 受取: 全郡全村中條重蔵殿.

1通(34点のうち). 堅紙.
破損. 朱色罫紙. 1 銭証券印紙 2 枚.
1385(5)
預り金仮証書(金 80 円).
明治 19 年 12 月 7 日. 差出: 南佐久郡田口村預り人高橋文之助(朱印). 受取: 全郡全村瀧澤健之助殿.
1 通(34 点のうち). 堅紙.
朱色罫紙. 押印味消. 裏面記号記載.
1385(6)
一時預り金証書(金 30 円).
明治 19 年 12 月 31 日. 差出: 田口村高橋文之助(朱印). 受取: 全郡瀧澤健之助殿.
1 通(34 点のうち). 堅紙.
朱色罫紙. 押印味消.
1385(8)
預り金証書(金 250 円).
明治 20 年 1 月 25 日. 差出: 長野県南佐久郡田口村預り主高橋文之助(朱印), 全県全郡全村受人高橋吉蔵(印). 受取: 全県全郡全村住重浦羨成殿.
1 通(34 点のうち). 堅紙.
赤色罫紙. 1 銭証券印紙 1 枚(もと数枚あるも剥し取り). 押印味消.
1390-25
証(白田村内田地券状 2 枚預り).
明治 20 年 9 月. 差出: 田口村高梁文之助(印). 受取: 全村 中條彦之丞殿.
1 通. 堅紙.
朱色罫紙. 印紙あり.
1390-34
証(金利 7 円受取).
明治 27 年 7 月 26 日. 差出: 岩村田町佐久銀行(印). 受取: 高橋文之助殿.
1 通. 小切紙.
1385(32)
借入金証書(金 100 円).
明治 33 年 9 月 17 日. 差出: 南佐久郡田口村百九拾八番地高橋大吉(朱印). 受取: 株式会社南佐久銀行御中.
1 通(34 点のうち). 堅紙.
朱色罫紙. 1 銭収入印紙(剥離注意). 押印味消.
1385(33)
借入金証書(金 300 円).
明治 34 年 3 月 8 日. 差出: 南佐久郡田口村高橋大吉(朱印). 受取: 田口信用貯蓄会専務理事高橋晋次郎殿.
1 通(34 点のうち). 堅紙折紙.
朱色罫紙. 押印味消.
1390-27
保証書(肥料代金 13 円貸付, 貸付希望者: 南佐久郡田口村常和塚丑松).
明治 35 年 3 月. 差出: 南佐久郡田口村百九拾八番地

高橋大吉(朱印)[以下記載消失, 前記朱印と別の朱印押印]. 受取: 佐久肥料合資会社業務担当社員 社長瀬下宗助殿.
1 通. 堅紙.
印刷用紙へ書込み. 1 銭印紙(破損). 紙面一部欠損(印刷・書込みの文字が消失, 痕跡のみ残存). 差出押印味消.
1385(34)
借入金之証(金 62 円 50 銭).
明治 37 年 7 月 28 日. 差出: 南佐久郡田口村百九拾八番地借主高橋大吉(朱印), 全郡全村百九十五番地高橋栄一(朱印). 受取: 内藤徳次郎殿発起無尽世話人佐々木龍蔵殿.
1 通(34 点のうち). 堅紙.
朱色罫紙. 押印味消. 裏面斜めに「[[中]津村 []喜六殿行田口村 高橋大吉」とあり, 包紙として利用カ.

25. 佐久郡沓沢村大徳寺

266-1

乍恐口上書を御願申上候御事(写, 根際郷へ寺一宇建立許可および寺願申付願).

慶長元申年 12 月. 差出: 佐久郡根際郷沼か尾願人繁田庄左衛門. 受取: 小室御会所様.

1 通. 堅紙.
後年の写.

266-2

定(写, 寺領三十貫文の宛行).

慶長 3 年 2 月 3 日. 差出: (仙石) 秀久(花押). 受取: 貞祥寺御隠居龍鶴和尚.

1 通. 堅紙.
白抜き字に透写し.

266-3

(写, 御隠居寺としての荒屋敷進上につき).

元和 8 年 9 月 2 日. 差出: 山浦角左衛門(花押), 片岡彦左衛門(花押). 受取: 貞祥寺.

1 通. 堅紙.

266-4

(信州佐久郡沓沢村天童山大徳寺境内に昔十二ヶ寺あったことにつき報告).

差出: 中村半兵衛. 受取: 井上謙蔵.

1 通. 横切紙.

266-5

(信州佐久郡沓沢村大徳寺五輪図面).

作成: 信州佐久郡沓沢村大徳寺.

1 通. 堅紙.
包紙上フ書「御除地墨付之写二通 并ニ五輪図面老枚 信州佐久郡沓沢村大徳寺」. ただし除地の墨付なし.

266-6

(秀久公御七男関一公等の法名, 佐左衛門の写置いた記録で確認できることにつき報告).

年 12 月 1 日.

1 通. 横切紙

端裏「別紙」, その下部に朱印。

266-7

定(写, 隠居免三十貫文の宛行)。

慶長3年2月3日。差出:(仙石)秀久(花押)。受取:
貞祥寺御隠居龍鶴和尚。

1 通. 堅紙

266-2 は, 本史料を透写しか。

266-8

(大日本国信州佐久郡沓沢邑日向境天童山道樹林大徳
禪寺一十八世師観再建開基仙石秀久源侯之廟会につ
き)。弘化2年次乙巳5月6日。作成:見住大徳禪寺十八世
師観敬疏。

1 通. 堅紙

266-9

[絵図](大徳寺境内および周辺絵図)。

1 舗. 54×75.7cm。

絵図の東側端部分に貼紙があり, 年貢高等が記載されている。
裏側貼紙「信州沓沢村大徳寺境内図」。

266-10

天保十二辛丑五月二十二日開基仙石候(ママ)江面偈録

天保15 甲辰年。差出:大徳寺現住師観。受取:江戸
詰御楽譜方柘植惣左衛門。

1 冊. 堅半(二ツ綴)。

266-11

信州佐久郡沓沢村大徳寺除地御水帳写 沓沢村。

(天保3年)。差出:沓沢村大徳寺・名主・年寄。受取:
(御勘定所, 関三ヶ寺録所方)。

1 冊. 堅美(二ツ綴)。

266-12

大徳寺由来略記

(天保12)天保辛丑年。作成:住持師観。

1 冊. 堅美(四ツ目綴)。

標題は題簽より。

266-13

大徳開基侯碑銘

天保12 辛丑年。作成:見住師観 謹撰并書。

1 冊. 堅美(四ツ目綴)。

標題は題簽より。

26. 佐久郡平塚村

233

信州佐久郡平塚村村指出シ。

元禄16年。

1 冊. 堅美(二ツ目ひねり綴)。

綴もと四ツ目綴。

192

元治元年 五月十六日より同廿二日迄 小田井・岩村
田 両宿出人馬平均差引帳 貳拾六ヶ村 助郷 惣代(臨

時御通行出人馬平均)。

(元治元年)子5月。作成:惣代(印)。

1 冊. 横長半(かぶせ綴)。

綴目に押印(作成印に同印)。作成印は192 差出中「甚四郎」印
に同じ。

194

元治元年 五月十六日同廿二日迄 小田井・岩村田 両
宿雇人馬入魂并諸雑用割賦帳 助郷 惣代

(元治元年)子5月。作成:惣代(印)。

1 冊. 横長半(かぶせ綴)。

綴目に押印(作成印に同印)。作成印は192 差出中「甚四郎」印
に同じ。

191

元治元年 子十二月 両宿渡金并入魂割合帳 助郷 惣
代(元治元)子12月。作成:惣代 甚四郎(印), 佐太夫(印),
庄左衛門(印), 吉平(印), 四郎左衛門(印), 七郎右衛門,
善弥, 源右衛門(印)。

1 冊. 横長半(かぶせ綴)。

下部破損。綴目に押印(甚四郎印・庄左衛門印)。

193

元治元年 子十一月廿日より 臨時御通行両宿雇賃并
諸入用帳 助郷 惣代(元治元年)子12月。作成:助郷 惣代 甚四郎(印), 佐
太夫(印), 源五右衛門(印), 吉平(印), 庄左衛門(印), 七
郎右衛門, 四郎右衛門(印), 善弥。

1 冊. 横長半(かぶせ綴)。

綴目に印(作成3名印に同)。

195

日光山御法会二付公卿様并二御警衛御役々様御通行
中 人馬雇賃入魂并諸入用割合帳 慶応元丑年八月
助郷廿六ヶ村 惣代(慶応元年)丑8月。作成:惣代 庄左衛門(印), 甚四郎
(印), 茂十郎(印), 佐太夫(印), 吉兵衛(印), 七郎右衛門。

1 冊. 横長半(かぶせ綴)。

綴目に押印(作成印に同印)。

196

慶応四辰四月 御親征御下向洗馬宿継立人馬御賄諸
入用割合帳 田野口・岩村田 出役 平塚村 小林甚四
郎扣

慶応4年4月。

1 冊. 横長半(一ツ綴)。

238

[農耕・通運社等牛馬取調帳]。

明治10年3月。作成:(北第五大区三小区)。

[1 綴]。[堅半(一ツ綴)]。

3 冊1 通合綴。2ヶ所別々に綴六。

238(3)

農耕馬・通運社馬・中牛馬社馬 取調帳 北第五大区三
小区 市田郷北耕地

明治10年3月14日。差出:右(市田)村 用掛 高地源左衛門(印)。受取:三小区 正副戸長御中。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

238(1)

明治十年三月十六日 農耕馬・中牛馬社馬 取調帳 北第五大区三小区 長土呂村。

明治10年3月16日。差出:北第五大区三小区 長土呂村 用掛 神津勘兵衛(印)。受取:三小区 正副戸長御中。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

238(2)

通運社馬取調帳 北第五大区三小区 佐久郡 塚原村。

明治10年3月18日。差出:用掛 小林庄三郎(朱印)。受取:正副戸長 御中。

1冊。 堅半(一ツ綴)。

藍色罫紙・「長野県下 北第五大区三小区 塚原村」藍色罫紙虫損。

238(4)

中牛馬御届。

明治10年3月日。差出:北第五大区三小区市田村 用掛 丸山領右衛門(印)。受取:三小区 副戸長小林甚四郎殿。

1通。 堅折紙。

薄藍色罫紙

27. 筑摩郡金井村

101

明治八年 第十一月 馬無尽仕法帳 第五大区七小区 金井村 会主 鈴木長右衛門(印)。

明治8年第11月。作成:第五大区七ノ小区金井村 会主 鈴木長右衛門(印)ほか内世話人5名・村世話人2名・任長3名・全村副戸長2名・戸長2名・世話人1名・大洲村後見1名・飯田村後見1名各署名連印。

1冊。 堅半(四ツ目綴)。

表紙・裏表紙を加え和本様に装丁、もと二ツ綴で綴目に印(会主印)。

28. 伊那郡中原新田村

220

文化十一戌年五月 帯無川水論濟口 副戸長 唐沢仁惣治扣。

文化11年5月。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

綴部ほか各所破損・汚損。写。

8. 諸原本

いま特定の極小の出所を想定しがたい、いわば孤本のような分を収めた。ただ、「代参」の小項目へ配した2点は、その内容から一連の資料と見られる。

461

宝暦拾三年 正月より十二月迄 未歳御厩諸色勘定帳。

(宝暦13年)12月;(奥書1)寛政4子年5月25日;(奥書2)寛政9年巳9月10日。差出:引請之内 瀧沢兵助、当役 瀧沢武助(印);(奥書1)大橋吉左衛門、当時引受 野村長次(印);(奥書2)吉見津右衛門(印)、年番 船越又右衛門;(奥書3)当時引受 吉見津右衛門(印)、堀良右衛門(印)。受取:御会所;(奥書2)御勘定所。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

綴部印(瀧沢武助印)あり。紙背に耕地絵図あり、反古を使用カ。

239

安永五年 申十二月 祢津 殿様御借用金之内 書入并ニ 卷判「引請」借用分覚 落合弾藏。

安永5年12月。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

破損。表紙「内」は挿入。

563

天明四甲辰年 六月 諸士年数并先租改帳(上田藩家中「被召出候年数并格式杯改」)。

天明4年6月。作成:改 安原右夫、三刀谷権兵衛。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

括り紐とも。

547

覚(写、信州中之条陣屋附郡中割一村限高帳)。

寛政7卯年10月;(書写年代)文政3辰年。作成:養笠之助 中之条 御役所;入布施村 佐藤力弥写之 十五才。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

686

熟談内済証文之事(新四郎より五左衛門への組頭役引渡しについて右組用介・源八外4人の申立てより差縫れ双方難儀のため用介・源八外4人組抜け年番名主付とし五左衛門役儀前々通りとすることにつき)。

文化9年申10月。作成:年々年番名主付 用助、源八、助右衛門、源三郎、伊兵衛、源吉、五左衛門組 新四郎、源之丞;(奥書)名主重左衛門、組頭喜藤次、同平助、同

新左衛門, 同喜三郎, 同甚左衛門, 同庄左衛門, 同三左衛門, 同五左衛門。

1通。 堅継紙。

端裏上朱筆「文化九年十月 村役取継」(後筆)。

1198

覚(浪人などに合力・止宿をさせない旨の触れ)。

丑10月4日。 作成: 柴村藤三郎。

1通。 堅美継紙。

破損・汚損大; 取扱注意。

1172

覚(諸国巡見につき達)。

申7月。 差出: 水野因幡守, 大久保下野守, 伊脇伊勢守, 水野伯耆守; (奥書) 池田喜八郎。 受取: 村々名主中。

1通。 堅美継紙。

1200

覚(武州秩父郡南川村不法出入落着御届につき)。

亥9月。 作成: 川崎平右衛門(印)。

1通。 堅美継紙。

端裏「武州南川村六ヶ月以上不相済出入落着候届書 川崎平右衛門」。 端破損。

1105

覚(小松御林, 浅間山麓請野由来書)(後欠)。

1通。 堅紙。

もと堅継紙。

517

永統講 惣徳無尽仕法帳(永統取抜無尽仕法并掟, 初会割合之法); (附) 惣徳取抜無尽之法 呑口呑両掛之法 (初会~八番)。

1冊(附1通とも)。 横長半(一ツ綴)。

5~6丁目間に横折紙1通(附)。

○代参

518

丁寛政九歳 巳二月吉日 伊勢代参帳:(附1)(金銭書付):(附2)[おぼへほか](金銭書付):(附3)[覚ほか](代参人名, 金銭等書付)。

寛政9年2月。

1冊(附5通とも)。 堅半(二ツ綴)。

綴に結付けの横切紙1通(附1), 4丁目内に横美切紙2通(附2) 折りたたみ一括, 12~13丁目間に横切紙・切紙2通(附3)。

519

文化二丑歳正月吉日 永代甲子代参帳 文化拾三丙子正月改:(附1)覚(金銭ほか書上):(附2)覚(人数惣)。

文化2年。 受取:(附1)文助様。

1冊。 堅半(二ツ綴)。

綴結目に結付けの横切紙1通(附1), 6~7丁目間に横切紙1通(附2)。

9. 写本等

17

[家屋永代賣渡証文写帳](浅草天王町西ヶ梅横町北之角ほか)。

(貞享5年辰2月19日~弘化2巳年4月20日)。

1冊。 堅半(かぶせ綴)。

写本, 表紙欠か。

502

三拾二会涌溜金講仕法帳。

文政12年丑5月1日より始メ。 作成: 会集 会津城下諏訪社 別当 一傳院[朱印]役僧(朱印), 月預世話人 油屋清兵衛(印)[ほか5名連印], 金子預人 若松屋善右衛門(印)[ほか4名連印], 役人 永山兵治右衛門(印)[ほか2名連印]。

1冊。 横長美(四ツ目綴)。

もと二ツ綴の帳面へ別に表紙・裏表紙を付し改装, もと綴部に押印。 もとの表紙の標題や差出(月預世話人以下の印影とも)は木板。 会集「役人」の内に桑原忠八の名前あり, あるいは小諸桑原家と関連か。

460

御家中分限帳。

天保2辛卯年2月28日写之。

1冊。 横美半折(一ツ綴)。

末尾「右古分限帳小攝直起ヨリ借ル」。

1072

安政七庚申桜田井伊大老 江戸風聞水戸風聞記 二冊。 安政7年。

[2冊]。 [一括]。

横半極大に二つにたたまれ, 「東京市日本橋区蠣壳町一丁目四番地古田製」橙色方眼紙片による紙縫り・附箋で括られていた。 標題は同附箋記載より。 2冊とも複数の筆跡あり, あるいは複数の記録をのちに編集・編綴か。

1072-1

水戸表風説書。

1冊。 横長半(ひねり綴)。

もと一ツ綴の綴穴あり。 また原表紙欠か。

1072-2

桜田記録。

1冊。 横長半(二ツ綴)。

もと一ツ綴の綴穴あり。 標題は端書後筆(朱筆)より。

182

甲陽御領主井御代官附(康平年中新羅義光より武田氏まで領知概略に続き武田家滅亡後の領知者人名肩書

[410] 6.収集史料 9.写本等

等書上, 慶応3年まで.
(慶応3年以後).

1冊. 横美半折(一ツ綴).

写カ. 康平年中は1058~1065年.

483

明治四年辛未六月頒行 官版 新貨條例 御用御書物

師 芝三番町 和泉屋市兵衛・日本橋通三丁目 須原屋
茂兵衛;(附)(新貨金札比較および旧銅貨品位新貨の換
算等定).

明治4年6月.

1冊(綴). 豎半(ひねり綴, かぶせ綴).

附部分を仮綴. 写本.

7.不明

(サブフォント記述)

出所・作成： 不明.

資料記号： 30H/7.

年 代： 〔近世カ〕 (-1871) 5月～11月.

物的状態： (数量) 2件〔記述単位件数〕.

範囲と内容：

これらの資料は、町田良一の収集によって伝存したものかもしれないが、既知の収集範囲から推して異質である。本資料全体を受入れた時期に前後して、史料館では昭和28年(1953)に「出羽国村山郡山家村山口家文書」(28D)を受入れ整理し昭和33年(1958)に『史料館所蔵史料目録』第7集を刊行している。その当時あるいは同家文書から混入した可能性もあるが、詳細は不明であるため、ここへ配した。

1135-1

【書状】(別紙のとおり送箱証差送り下されたく)：(別紙)
(南村山郡山形香澄町矢野通義)。

5月19日。差出：曾根拜。受取：山口御両所様。

1通(2枚)。横切紙。

別紙は本紙奥に巻き込まれて一括。

1360-3

覚(当子御収納金50両受取)。

11月24日。差出：門前村 役場(印)。受取：山家村
三右衛門殿。

1通。横美切紙。

差出押印印文(部分)「愛宕 門前」。

史料館所蔵史料目録 第78集

信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録

印刷発行 平成16年3月20日

編集兼
発行者 国文学研究資料館
史料館

〒142-8585

東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話 03-3785-7131(代)

印刷所 株式会社 三協社

〒164-0011

東京都中野区中央4丁目8番9号

(本文用紙は中性紙を使用)